

平成 2 7 年 第 1 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（2 月 2 5 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	4
1. 欠席議員	4
1. 事務局出席職員	4
1. 説明員	4
1. 開会宣告・開議宣告	5
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5
1. 日程第 2. 会期の決定（2 4 日間）	5
1. 日程第 3. 平成 2 6 年第 4 回定例会付託議案第 1 号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	5
○総務文教常任委員長報告（駒津喜一委員長）	5
○質疑（川村幸栄議員）	6
○原案可決	6
1. 日程第 4. 平成 2 6 年第 4 回定例会付託議案第 3 号 名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について 平成 2 6 年第 4 回定例会付託議案第 4 号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	7
○市民福祉常任委員長報告（日根野正敏委員長）	7
○原案可決	9
1. 日程第 5. 平成 2 6 年第 4 回定例会付託議案第 8 号 名寄市民文化センター条例の一部改正について 平成 2 6 年第 4 回定例会付託議案第 9 号 名寄市多目的研修センター条例の一部改正について	9
○総務文教常任委員長報告（駒津喜一委員長）	9
○質疑（川村幸栄議員）	1 1
○原案可決	1 1
1. 休憩宣告	1 2
1. 再開宣告	1 2
1. 日程第 6. 平成 2 7 年度市政執行方針（加藤市長）	1 2

○教育行政執行方針（小野教育長）	24
1. 休憩宣告	30
1. 再開宣告	30
1. 日程第7. 議案第1号 名寄市保育所に関する利用者負担額を定める条例の制定について	30
○提案理由説明（加藤市長）	30
○市民福祉常任委員会付託	31
1. 日程第8. 議案第2号 名寄市行政手続条例の一部改正について	31
○提案理由説明（加藤市長）	31
○原案可決	31
1. 日程第9. 議案第3号 名寄市個人情報保護条例の一部改正について	31
○提案理由説明（加藤市長）	31
○原案可決	32
1. 日程第10. 議案第4号 名寄市職員定数条例の一部改正について	32
○提案理由説明（加藤市長）	32
○原案可決	32
1. 日程第11. 議案第5号 名寄市基金条例の一部改正について	32
○提案理由説明（加藤市長）	32
○原案可決	33
1. 日程第12. 議案第6号 名寄市高齢者自立支援事業条例等の一部改正について	33
○提案理由説明（加藤市長）	33
○原案可決	33
1. 日程第13. 議案第7号 名寄市介護保険条例等の一部改正について	34
○提案理由説明（加藤市長）	34
○市民福祉常任委員会付託	34
1. 日程第14. 議案第8号 名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正について	34
○提案理由説明（加藤市長）	34
○原案可決	34
1. 日程第15. 議案第9号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について	35
○提案理由説明（加藤市長）	35
○原案可決	35
1. 日程第16. 議案第10号 名寄市立学校設置条例の一部改正について	35
○提案理由説明（加藤市長）	35
○原案可決	35
1. 日程第17. 議案第11号 名寄市木材需要拡大センター条例の廃止について	36
○提案理由説明（加藤市長）	36
○原案可決	36
1. 日程第18. 議案第12号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画	

	を定めることについて	36
○提案理由説明（加藤市長）		36
○議事延期		37
1. 日程第19. 議案第13号 上川教育研修センター組合規約の変更について		37
○提案理由説明（加藤市長）		37
○原案可決		37
1. 日程第20. 議案第14号 平成26年度名寄市一般会計補正予算（第8号）		37
○提案理由説明（加藤市長）		37
○補足説明（白田総務部長）		38
○原案可決		39
1. 日程第21. 議案第15号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算 （第4号）		39
○提案理由説明（加藤市長）		39
○原案可決		40
1. 日程第22. 議案第16号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第5 号）		40
○提案理由説明（加藤市長）		40
○原案可決		41
1. 日程第23. 議案第17号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第 4号）		41
○提案理由説明（加藤市長）		41
○原案可決		41
1. 日程第24. 議案第18号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会 計補正予算（第2号）		41
○提案理由説明（加藤市長）		41
○原案可決		42
1. 日程第25. 議案第19号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算 （第1号）		42
○提案理由説明（加藤市長）		42
○原案可決		42
1. 日程第26. 議案第20号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予 算（第2号）		43
○提案理由説明（加藤市長）		43
○原案可決		43
1. 日程第27. 議案第21号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）		43
○提案理由説明（加藤市長）		43
○原案可決		43

1. 日程第28. 議案第22号 平成26年度名寄市病院事業会計補正予算(第2号)	43
○提案理由説明(加藤市長)	44
○原案可決	45
1. 日程第29. 議案第23号 平成26年度名寄市水道事業会計補正予算(第3号)	45
○提案理由説明(加藤市長)	45
○原案可決	45
1. 日程第30. 議案第24号 平成27年度名寄市一般会計予算ないし議案第33号 平成27年度名寄市水道事業会計予算	45
○提案理由説明(加藤市長)	46
○予算審査特別委員会設置・付託	46
1. 日程第31. 議案第34号 名寄市教育委員会委員の任命について	46
○提案理由説明(加藤市長)	47
○原案同意	47
1. 日程第32. 議案第35号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について	47
○提案理由説明(加藤市長)	47
○原案可決	47
1. 日程第33. 議案第36号 工事請負契約の変更について	47
○提案理由説明(加藤市長)	47
○原案可決	48
1. 日程第34. 議案第37号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定に ついて	48
○提案理由説明(加藤市長)	48
○原案可決	48
1. 日程第35. 議案第38号 名寄市議会基本条例の一部改正について	48
○提案理由説明(佐藤 靖議員)	48
○原案可決	49
1. 日程第36. 報告第1号 名寄市土地開発公社の解散及び清算終了について	49
○提案理由説明(加藤市長)	49
○報告済	49
1. 休会の決定	49
1. 散会宣告	50

第 2 号（3 月 1 0 日）

1. 議事日程	5 1
1. 本日の会議に付した事件	5 1
1. 出席議員	5 1
1. 欠席議員	5 1
1. 事務局出席職員	5 1
1. 説明員	5 1
1. 開議宣告	5 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5 2
1. 日程第 2. 代表質問	5 2
○質問（奥村英俊議員）	5 2
1. 休憩宣告	7 4
1. 再開宣告	7 4
○質問（東 千春議員）	7 4
1. 休憩宣告	9 5
1. 再開宣告	9 5
○質問（山口祐司議員）	9 5
1. 会議時間延長宣告	1 1 2
1. 散会宣告	1 1 5

第 3 号（3 月 1 1 日）

1. 議事日程	1 1 7
1. 本日の会議に付した事件	1 1 7
1. 出席議員	1 1 7
1. 欠席議員	1 1 7
1. 事務局出席職員	1 1 7
1. 説明員	1 1 7
1. 開議宣告	1 1 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 1 8
1. 日程第 2. 一般質問	1 1 8
○質問（川村幸栄議員）	1 1 8
○質問（上松直美議員）	1 2 7
1. 休憩宣告	1 3 6
1. 再開宣告	1 3 6
○質問（高橋伸典議員）	1 3 6
○質問（高野美枝子議員）	1 4 7
1. 東日本大震災の犠牲者に対する黙祷	1 5 4
1. 休憩宣告	1 5 8
1. 再開宣告	1 5 9
○質問（佐々木 寿議員）	1 5 9
1. 散会宣告	1 7 0

第 4 号（3 月 1 2 日）

1. 議事日程	1 7 1
1. 追加議事日程	1 7 1
1. 本日の会議に付した事件	1 7 1
1. 出席議員	1 7 1
1. 欠席議員	1 7 1
1. 事務局出席職員	1 7 1
1. 説明員	1 7 1
1. 開議宣告	1 7 3
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 7 3
1. 日程第 2. 一般質問	1 7 3
○質問（佐藤 靖議員）	1 7 3
○質問（塩田昌彦議員）	1 8 5
1. 休憩宣告	1 9 7
1. 再開宣告	1 9 7
○質問（竹中憲之議員）	1 9 7
○質問（山田典幸議員）	2 0 7
1. 休憩宣告	2 1 8
1. 再開宣告	2 1 8
○質問（大石健二議員）	2 1 8
1. 日程第 3. 議案の撤回について	2 3 0
1. 休憩宣告	2 3 0
1. 再開宣告	2 3 0
○提案理由説明（加藤市長）	2 3 0
○承認	2 3 0
1. 日程第 4. 議案第 3 9 号 名寄市子ども・子育て支援事業計画を定めることについて	2 3 0
○提案理由説明（加藤市長）	2 3 0
○議事延期	2 3 1
1. 日程第 5. 議案第 4 0 号 平成 2 6 年度名寄市一般会計補正予算（第 9 号）	2 3 1
○提案理由説明（加藤市長）	2 3 1
○質疑（高橋伸典議員）	2 3 2
○質疑（熊谷吉正議員）	2 3 4
1. 会議時間延長宣告	2 3 7
○質疑（東 千春議員）	2 3 9
○質疑（川村幸栄議員）	2 4 0

○原案可決	2 4 1
1. 休憩宣告	2 4 1
1. 再開宣告	2 4 1
1. 日程の追加（黒井議長）	2 4 1
○決定	2 4 1
1. 追加日程第 1. 議案第 4 1 号 名寄市介護保険条例等の一部改正について 議案第 4 2 号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計 画を定めることについて	2 4 2
○提案理由説明（加藤市長）	2 4 2
○議事延期	2 4 2
1. 休会の決定	2 4 2
1. 散会宣告	2 4 3

第 5 号（3 月 2 0 日）

1. 議事日程	2 4 5
1. 本日の会議に付した事件	2 4 6
1. 出席議員	2 4 6
1. 欠席議員	2 4 7
1. 事務局出席職員	2 4 7
1. 説明員	2 4 7
1. 開議宣告	2 4 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 4 8
1. 日程第 2. 議案第 1 号 名寄市保育所に関する利用者負担額を定める条例の制定に ついて	2 4 8
○市民福祉常任委員長報告（日根野正敏委員長）	2 4 8
○原案可決	2 4 9
1. 日程第 3. 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度名寄市一般会計予算ないし議案第 3 3 号 平成 2 7 年度名寄市水道事業会計予算	2 4 9
○予算審査特別委員長報告（日根野正敏委員長）	2 4 9
○原案可決	2 5 0
1. 休憩宣告	2 5 0
1. 再開宣告	2 5 0
1. 日程第 4. 議案第 3 9 号 名寄市子ども・子育て支援事業計画を定めることについ て	2 5 0
○質疑（山田典幸議員）	2 5 1
○質疑（高橋伸典議員）	2 5 5
○質疑（川村幸栄議員）	2 5 8
○質疑（東 千春議員）	2 5 9
○原案可決	2 6 2
1. 休憩宣告	2 6 2
1. 再開宣告	2 6 2
1. 日程第 5. 議案第 4 1 号 名寄市介護保険条例等の一部改正について 議案第 4 2 号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を 定めることについて	2 6 2
○質疑（熊谷吉正議員）	2 6 2
○質疑（川村幸栄議員）	2 7 0
○原案可決	2 7 1
1. 休憩宣告	2 7 2
1. 再開宣告	2 7 2

1. 日程第6. 議案第43号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	272
○提案理由説明(加藤市長)	272
○補足説明(小川教育部長)	272
○原案可決	272
1. 日程第7. 議案第44号 名寄市副市長の選任について	273
○提案理由説明(加藤市長)	273
○原案同意	273
1. 日程第8. 議案第45号 名寄市みんなを結ぶ手話条例の制定について	273
○提案理由説明(熊谷吉正議員)	273
○原案可決	274
1. 日程第9. 議案第46号 名寄市議会委員会条例の一部改正について	
議案第47号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について	
議案第48号 名寄市議会会議規則の一部改正について	274
○提案理由説明(佐藤 靖議員)	275
○原案可決	275
1. 日程第10. 意見書案第1号 農協関係法制度の見直しに関する意見書	
意見書案第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書	275
○原案可決	275
1. 日程第11. 報告第2号 例月現金出納検査報告、定期監査報告について	275
○報告済	275
1. 日程第12. 閉会中継続審査(調査)の申し出について	275
○継続審査(調査)決定	275
1. 休憩宣告	276
1. 再開宣告	276
1. 佐々木副市長退任挨拶	276
1. 橋本総務部次長、副市長就任挨拶	276
1. 休憩宣告	277
1. 再開宣告	277
1. 竹中憲之議員退任挨拶	277
1. 佐藤 勝副議長退任挨拶	277
1. 日根野正敏議員退任挨拶	278
1. 山口祐司議員退任挨拶	278
1. 加藤市長挨拶	279
1. 閉会宣告	280
1. 質問文書表	281

1. 議決結果表.....	288
---------------	-----

平成27年第1回名寄市議会定例会会議録
開会 平成27年2月25日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|------|---|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第10 | 議案第4号 名寄市職員定数条例の一部改正について |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第11 | 議案第5号 名寄市基金条例の一部改正について |
| 日程第3 | 平成26年第4回定例会付託議案第1号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について | 日程第12 | 議案第6号 名寄市高齢者自立支援事業条例等の一部改正について |
| 日程第4 | 平成26年第4回定例会付託議案第3号 名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について
平成26年第4回定例会付託議案第4号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について | 日程第13 | 議案第7号 名寄市介護保険条例等の一部改正について |
| 日程第5 | 平成26年第4回定例会付託議案第8号 名寄市民文化センター条例の一部改正について
平成26年第4回定例会付託議案第9号 名寄市多目的研修センター条例の一部改正について | 日程第14 | 議案第8号 名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正について |
| 日程第6 | 平成27年度市政執行方針・教育行政執行方針 | 日程第15 | 議案第9号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第1号 名寄市保育所に関する利用者負担額を定める条例の制定について | 日程第16 | 議案第10号 名寄市立学校設置条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第2号 名寄市行政手続条例の一部改正について | 日程第17 | 議案第11号 名寄市木材需要拡大センター条例の廃止について |
| 日程第9 | 議案第3号 名寄市個人情報保護条例の一部改正について | 日程第18 | 議案第12号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについて |
| | | 日程第19 | 議案第13号 上川教育研修センター組合規約の変更について |
| | | 日程第20 | 議案第14号 平成26年度名寄市一般会計補正予算（第8号） |
| | | 日程第21 | 議案第15号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| | | 日程第22 | 議案第16号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第5号） |
| | | 日程第23 | 議案第17号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| | | 日程第24 | 議案第18号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号） |

日程第25 議案第19号 平成26年度名寄市簡
易水道事業特別会計補正予算（第1
号）

日程第26 議案第20号 平成26年度名寄市公
設地方卸売市場特別会計補正予算（第
2号）

日程第27 議案第21号 平成26年度名寄市後
期高齢者医療特別会計補正予算（第2
号）

日程第28 議案第22号 平成26年度名寄市病
院事業会計補正予算（第2号）

日程第29 議案第23号 平成26年度名寄市水
道事業会計補正予算（第3号）

日程第30 議案第24号 平成27年度名寄市一
般会計予算
議案第25号 平成27年度名寄市国
民健康保険特別会計予算
議案第26号 平成27年度名寄市介
護保険特別会計予算
議案第27号 平成27年度名寄市下
水道事業特別会計予算
議案第28号 平成27年度名寄市個
別排水処理施設整備事業特別会計予算
議案第29号 平成27年度名寄市簡
易水道事業特別会計予算
議案第30号 平成27年度名寄市食
肉センター事業特別会計予算
議案第31号 平成27年度名寄市後
期高齢者医療特別会計予算
議案第32号 平成27年度名寄市病
院事業会計予算
議案第33号 平成27年度名寄市水
道事業会計予算

日程第31 議案第34号 名寄市教育委員会委員
の任命について

日程第32 議案第35号 名寄市職員の給与に関
する条例等の一部改正について

日程第33 議案第36号 工事請負契約の変更に

ついて

日程第34 議案第37号 特別職の職員の給与の
支給特例に関する条例の制定について

日程第35 議案第38号 名寄市議会基本条例の
一部改正について

日程第36 報告第1号 名寄市土地開発公社の解
散及び清算終了について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 会期の決定

日程第3 平成26年第4回定例会付託議案第1
号 名寄市放課後児童健全育成事業の
設備及び運営に関する基準を定める条
例の制定について

日程第4 平成26年第4回定例会付託議案第3
号 名寄市地域包括支援センターが包
括的支援事業を実施するために必要な
ものに関する基準を定める条例の制定
について
平成26年第4回定例会付託議案第4
号 名寄市指定介護予防支援等の事業
の人員及び運営並びに指定介護予防支
援等に係る介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準等を定める条
例の制定について

日程第5 平成26年第4回定例会付託議案第8
号 名寄市民文化センター条例の一部
改正について
平成26年第4回定例会付託議案第9
号 名寄市多目的研修センター条例の
一部改正について

日程第6 平成27年度市政執行方針・教育行政
執行方針

日程第7 議案第1号 名寄市保育所に関する利
用者負担額を定める条例の制定につい
て

日程第8 議案第2号 名寄市行政手続条例の一

- | | | | |
|-------|---|-------|---------------------------------------|
| | 部改正について | | 号) |
| 日程第9 | 議案第3号 名寄市個人情報保護条例の一部改正について | 日程第26 | 議案第20号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第10 | 議案第4号 名寄市職員定数条例の一部改正について | 日程第27 | 議案第21号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第11 | 議案第5号 名寄市基金条例の一部改正について | 日程第28 | 議案第22号 平成26年度名寄市病院事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 | 議案第6号 名寄市高齢者自立支援事業条例等の一部改正について | 日程第29 | 議案第23号 平成26年度名寄市水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第13 | 議案第7号 名寄市介護保険条例等の一部改正について | 日程第30 | 議案第24号 平成27年度名寄市一般会計予算 |
| 日程第14 | 議案第8号 名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正について | | 議案第25号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第9号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について | | 議案第26号 平成27年度名寄市介護保険特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第10号 名寄市立学校設置条例の一部改正について | | 議案第27号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第11号 名寄市木材需要拡大センター条例の廃止について | | 議案第28号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第12号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについて | | 議案第29号 平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第13号 上川教育研修センター組合規約の変更について | | 議案第30号 平成27年度名寄市食肉センター事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第14号 平成26年度名寄市一般会計補正予算(第8号) | | 議案第31号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第15号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第4号) | | 議案第32号 平成27年度名寄市病院事業会計予算 |
| 日程第22 | 議案第16号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第5号) | | 議案第33号 平成27年度名寄市水道事業会計予算 |
| 日程第23 | 議案第17号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第4号) | 日程第31 | 議案第34号 名寄市教育委員会委員の任命について |
| 日程第24 | 議案第18号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第2号) | 日程第32 | 議案第35号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第25 | 議案第19号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算(第1 | 日程第33 | 議案第36号 工事請負契約の変更について |
| | | 日程第34 | 議案第37号 特別職の職員の給与の |

支給特例に関する条例の制定について
 日程第35 議案第38号 名寄市議会基本条例の
 一部改正について
 日程第36 報告第1号 名寄市土地開発公社の解
 散及び清算終了について

副市長 佐々木 雅之 君
 副市長 久保 和幸 君
 教育長 小野 浩一 君
 総務部長 白田 進 君
 市民部長 三島 裕二 君
 健康福祉部長 田邊 俊昭 君
 経済部長 川田 弘志 君
 建設水道部長 中村 勝己 君
 教育部長 小川 勇人 君
 市立総合病院院長 松島 佳寿夫 君
 市立大務局長 鹿野 裕二 君
 営業戦略室長 常本 史之 君
 上下水道室長 天野 信二 君
 会計室長 山崎 真理子 君
 監査委員 上田 盛一 君

1. 出席議員（19名）

議長 19番 黒井 徹 議員
 副議長 14番 佐藤 勝 議員
 1番 川村 幸栄 議員
 2番 高野 美枝子 議員
 3番 塩田 昌彦 議員
 4番 山田 典幸 議員
 5番 竹中 憲之 議員
 6番 佐藤 靖 議員
 7番 奥村 英俊 議員
 8番 上松 直美 議員
 9番 大石 健二 議員
 10番 高橋 伸典 議員
 11番 川口 京二 議員
 12番 佐々木 寿 議員
 13番 熊谷 吉正 議員
 15番 日根野 正敏 議員
 17番 山口 祐司 議員
 18番 駒津 喜一 議員
 20番 東 千春 議員

1. 欠席議員（1名）

16番 植松 正一 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 益塚 敏
 書記 山崎 直文
 書記 鷺見 良子
 書記 佐藤 潤

1. 説明員

市長 加藤 剛士 君

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成27年第1回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に16番、植松正一議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

12番 佐々木 寿 議員

13番 熊谷 吉正 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月20日までの24日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月20日までの24日間と決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 平成26年第4回定例会付託議案第1号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、駒津喜一委員長。

○総務文教常任委員長（駒津喜一議員） おはようございます。議長から御指名をいただきましたので、平成26年第4回定例会付託議案第1号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、当総務

文教常任委員会にて審査した経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、平成26年12月22日、平成27年1月15日、1月26日と3日にわたり、小川教育部長を初め担当職員の同席を求め、開催いたしました。

最初に、担当部局から本条例の趣旨と設置目的について、この放課後児童健全育成事業は小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びと生活の場を与えてその健全な育成を図る事業とする。平成24年に公布された子ども・子育て関連3法により児童福祉法が改正され、同法34条の8の2第1項により放課後児童健全育成事業の設備及び運営について4月30日に公布された政令で定める基準により市町村が条例で基準を定めることとなり、本条例の制定を行うものである説明を受けました。

委員からの主な質問では、対応する日程についての質問に対しては、現在名寄市南児童クラブの利用者は40人以上になっているために平成28年3月31日まで名寄市独自に50人を基準としているが、南小学校敷地内に平成28年4月1日から新たに開所する予定の施設は40人とし、国の基準どおりにできるとの答弁がありました。

次に、現在の各施設の利用者数についての質問に対しては、現在市内に4施設あり、定員については南児童クラブは90人の定員、風連児童クラブについては50人、コロポックルは70人、どろんこはうすが40人となっている。そのうち実際の利用人数は、南児童クラブは現在74人、風連児童クラブは現在36人、コロポックルは現在44人、どろんこはうすは11月現在40人の登録となっていると答弁がありました。

次の質問として、第6条の3項と4項で運営内容を適切に説明する、みずから評価を行い、その結果を公表するとあるが、現在どのように行っているのか、また今後はどのようにしていくのか。

第13条で虐待の禁止とあるが、現場ではどのような処置がされているのか。第18条で苦情への対応とあるが、具体的にどのような処置が講じられているのか。第2項では、必要な改善を行わなければならないとあるが、行った結果について改めて報告、評価等があるのかについての質問に対して、第6条についてはそれぞれの事業所にある運営委員会の中で事業について説明をしていくことを現在も行っており、今後も委員会の中で公表していく。第13条については、事業所内でそれぞれ留意しながら父母会や運営委員会で対応について明らかにしている。第18条については、それぞれの事業所で父母会から苦情が出るが、事業所内で適切な対応をしていただき、事業所の運営委員会の中でも対応について公表しながら進めていくことになる。市からも事業所に対して説明をしていく。また、保護者、運営側それぞれがお互いに理解できるようにコミュニケーションをとっていく努力が必要になると考えられる。職員研修、行政と事業所のコミュニケーションを大切にして保護者に伝えていく方法を模索していくことしかないと考えているとの答弁がありました。

以上、質問事項を含め、各委員から本条例に対する意見を集約したところ、統一した意見を得ることができましたので、討議、討論を省略し、採決したところ、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして平成26年第4回定例会にて当総務文教常任委員会に付託されました議案第1号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 今委員長のほうから御報告いただきました。熱心な御審議をしていただいたかと思うのですが、ちょっと聞き逃したかも

しれませんので、確認をさせていただきたいと思うのですが、今回南小学校に新設される児童クラブ、40人定員というふうに今報告いただいたかなと思うのですが、現在南小学校の児童クラブを利用している児童の皆さん方74名ということでしたけれども、そういったたくさんの方々の希望している皆さんに今後どのように対処、対応していくのか、そういったところの議論といいますか、委員からの質問等々、また理事者側からの説明があったかどうかお知らせをいただいて、内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 駒津委員長。

○総務文教常任委員長（駒津喜一議員） ただいま御質問いただきました人数の関係でございますけれども、壇上で御報告させていただいたのは利用者が40人を超える施設があるということで、平成28年3月31日、南小学校の建設が終わった時点の4月1日から50人の経過措置を設けるというふうに御報告をさせていただきました。

あと、先ほど後段御質問ありました部分については、委員会としては質問または説明がございませんでしたので、この場では申し上げられません。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

平成26年第4回定例会付託議案第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、平成26年第4回定例会付託議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 平成26年第4回定例会付託議案第3号 名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について、平成26年第4回定例会付託議案第4号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、日根野正敏委員長。

○市民福祉常任委員長（日根野正敏議員） 議長より指名をいただきましたので、平成26年第4回定例会におきまして当委員会に付託されました議案第3号 名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について及び議案第4号

名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、関連がありますので、一括して御報告申し上げます。

委員会は、昨年12月22日、年が明けて本年1月15日の2回にわたり、田邊健康福祉部長を初め担当職員の出席を求め、本条例の内容について詳細な説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

付託された議案第3号は、提案理由の説明にもありましたようにいわゆる第3次一括法成立により介護保険法の改正がなされ、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準について市町村に条例委任された

ことに伴い制定するものです。議案第4号につきましても指定介護予防支援の人員及び支援事業の運営、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について市町村の条例に委任されたことに伴い制定するものです。両条例ともに共通して国に沿うべき基準と参酌すべき基準があり、参酌すべき基準については名寄市地域包括支援センター運営協議会にて意見を求め、パブリックコメントは適用除外としたものです。

1回目の委員会で委員から出されました議案第3号及び議案第4号の主な質疑では、参酌すべき基準を国の基準に合わせたところの考え方について説明をの質疑では、第3号については国の基準を超えたものはない。第4号については、一部国の基準を超えて文書保存年限を2年から5年にしたところと暴力団の排除という内容を載せた。参酌した内容は、地域包括支援センターの運営協議会での協議をしていただいた。地域密着型サービス事業の内容については、第2次地方分権一括法に基づいて条例化している経緯もあり、そのときの文書年限を5年にすることとした。この後にできた名寄市暴力団排除条例の内容を加えた経緯もあり、同じ扱いにしたとの答弁がありました。

直近の名寄市の第1号被保険者の数とパブリックコメントを省略し、それにかわるものとして運営協議会との判断があるが、議論の経過、また来年から要介護3以上しか入所できなくなり、それ以下は市町村の事業に大きくシフトするが、そのことにより入所希望の待機者の変化や条例を制定することにより在宅介護が中心になるので、名寄市の状況に当てはめた場合に安心、安全の役割に変化が出るのかの質疑では、第1号被保険者数は八千六百数十人、運営協議会の経過については10人中9人が出席された。11月の会議の中では、施行月日の確認等だけで意見等はなかった。特養への入所に関しては、当初社会保障審議会で審議されたように原則は要介護3以上となっているが、要介護1の方でも認知症がある場合や知的障害、

虐待などの事情から特例入所が認められる形になっている。地域包括支援センターでは、特例入所の内容について今後十分把握していかなければならないと考えているとの答弁がありました。

特例入所は難しい現実が出てくると思うので、国の入所基準以下の人たちへの市独自の対応は柔軟な幅を持たす必要があると思うが、その基本的な課題とそうした場合の現状は特養の待機者に数字的にどのような変化が出てくるのか、また運営協議会は実際に行政側から見て介護の経験だとか介護にかかわった専門的な人がどのぐらい入っているのかの質疑では、市独自の基準では国の基準があるので、それを超えることは難しいと考えているが、検討していきたい。委員会は、医師会、保健推進委員会、老人クラブ、介護サービス事業者、民生委員の各代表者で構成しているとの答弁がありました。

待機者の関係で来年度以降見通しの変化についてはの質疑では、入所優先度指針が平成15年度からでき、介護度や家族の状況等を勘案して順番を決めている。ただ、要介護1、2の方は現状でも多くないと承知しているので、大きな変化はないと考えるとの答弁がありました。

次の審査は、平成27年1月15日に行うことを決め、1回目の審査を終了しました。

2回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、議案第3号、4号に共通して自立した日常生活を営むことができるようにとあるが、自立の促進を促しているのとれるが、考え方はの質疑では、介護サービスだけでなく、地域、家族、公的機関等、多様な生活を支えるサービスを活用して自宅での生活が営めるように支援をしていくとの答弁がありました。

議案第3号、4条（1）では保健師、その他これに準ずる者とある、（2）では社会福祉士、そのほかこれに準ずる者とある、それぞれの準ずる者とは何かの質疑では、保健師に準ずる者では高齢者支援の経験のある看護師、社会福祉士に準ず

る者では高齢者支援の経験が3年以上ある社会福祉主事のこととの答弁がありました。

議案第4号の基本方針で住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域におけるさまざまな取り組みを行う者などとの連携に努めなければならないとあるが、現在でも地域の方や民生委員の方に多くの負担をかけているが、今後どのように連携を進めるのかとの質疑では、地域で行っている見守りや民生委員の方々には何かあったら連絡いただくなど連携を図っていきたいとの答弁がありました。

議案第3号、4号の要資格者の人員配置について名寄市の場合どのようになっているのかの質疑では、保健師3名、社会福祉士5名、主任介護支援専門員3名、介護支援専門員1名で十分な人員配置基準となっているとの答弁がありました。

4月以降指定介護や人員配置について大きな課題はないという理解でよいのかとの質疑では、職員数は充足されている。また、4月以降の介護保険の大幅な改定に備え、準備を整えている。市民に迷惑がかからないように事業を推進していくとの答弁がありました。

以上、付託議案第3号 名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について及び付託議案第4号 名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、採決の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（黒井 徹議員） これより、平成26年第4回定例会付託議案第3号外1件について委員長報告に対する一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。平成26年第4回定例会付託議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

平成26年第4回定例会付託議案第3号は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、平成26年第4回定例会付託議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。平成26年第4回定例会付託議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

平成26年第4回定例会付託議案第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、平成26年第4回定例会付託議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 平成26年第4回定例会付託議案第8号 名寄市民文化センター条例の一部改正について、平成26年第4回定例会付託議案第9号 名寄市多目的研修センター条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、駒津喜一委員長。

○総務文教常任委員長（駒津喜一議員） 平成26年第4回定例会付託議案第8号 名寄市民文化

センター条例の一部改正について並びに付託議案第9号 名寄市多目的研修センター条例の一部改正について、当総務文教常任委員会にて審査した経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、平成26年12月22日、平成27年1月15日、1月26日と3日間にわたり、小川教育部長を初め担当職員の出席を求めて開催いたしました。

担当部局から付託議案第8号 名寄市民文化センター条例の一部改正について提示されたのは、設置目的の項目に文化、芸術を追加、位置の項目に地番を追加、（仮称）市民ホールで行う事業を企画する委員会を定義する。別表において現在の名寄多目的研修センターの諸室及び新施設の諸室を位置づけし、使用料を定義、冷暖房を備えた諸室冷房料を設定、新施設のホール部分には正式名称を大ホールとし、愛称をEN-RAYとした。

続いて、第9号 名寄市多目的研修センター条例の一部改正について提示されたのは、名称及び位置の項目から名寄市名寄多目的研修センターを削除し、名寄市智恵文多目的センターのみの条例とする。名寄多目的センター運営委員会を廃止して現在の公民館運営審議会、名寄市民文化センター運営委員会と兼任する。農村地域住民の福祉の向上を図り、もって農業生産性の増進と生活文化の向上に資する設置の目的は今後も引き継ぎ、当該諸室をこの目的で使用する場合は使用料及び冷暖房料は無料とする。

以上、2つの改正案の説明を受け、さらに今回の改正案により従来の名寄市民文化センター、名寄市多目的研修センター、新施設の（仮称）市民ホールを統一した条例で管理することが説明されました。

委員からの主な質問として、（仮称）市民ホール使用料の算出方法で、これは原価法に基づいて原価と対象外を分けているのか、また管理事務で月額10万2,000円となっているが、受益者負担が管理者にも適用されるのか、公平公正な負担

という点で相互理解が得られるのかについての質問には、原価については名寄市で公共施設のトータルでの基準がないことで今回独自に設定し、公共施設の事業見直し検討部会で事務局会議、あわせて原価の考え方についても部会の会議の中で庁内議論を経ているが、施設の運営がまだ始まっていないので、実際のコストがわからない状況でもあり、基本設計の中で算出したランニングコスト等を使用している。今後実績が正確にとれる3年程度をめどに料金の見直しも出てくるものと想定している。今回については、市民ホールの料金設定に当たっての考え方で、これからの指針として捉えている。冷暖房料については、期間を設定し、この期間以外でも使用した場合この額を適用する。管理事務室では、月額のところ1日3,400円という基礎数値を使って料金が算出されている。管理業者本来の業務と委託業者業務両方を同じ事務室でやっていくので、業務割合を正確には出せないが、それぞれ50%を委託業者から負担していただくことと答弁がありました。

追加資料として、類似規模の施設で近隣の使用料等の資料請求と開館後の利用予定の内容について資料の請求がありましたので、委員会として採択し、請求をいたしました。

続いて、委員からの質問として、建設年次や席数等、他の市町と比較すれば使用料金は高くないが、従来の市民会館ホールとの値段と比較すると高いので、市民会館の利用団体との話し合いについての質問では、市民ホールの計画、平成23年から平成26年度までということで行っていて、基本設計に入る前、入ってからとかなりの回数を市民会館、文化センターの利用団体、またはそれに限らず市民説明会等々を行ってきて、その中でももちろん市民会館の利用団体から料金が余り高くなると使いづらい意見もあり、これについては詳細を定めていく規則の中で減免規定をどう決めていくかという議論になり、維持管理費、開館日数等から料金の設定の方法を明らかにするといった

ことで今回料金を設定をしている。今回設定した部分については、市民にも説明できる金額設定だと考えている。市民会館、現状の施設と比較すると5倍程度になるが、これだけの建設コスト、税を投じながらつくってきた経過もあり、1つには同等規模の施設と比較して遜色のないもの、一定程度市の財産として市民ホールでの事業をする方に貸すには一定程度の負担はいただく、そういう点で同規模の設定とし、このような料金となった。実運営の中では、関係団体については減免措置を行いながら運用して安価に利用していただくことを考えていると答弁がありました。

次の質問として、近隣ではいろいろと魅力あるものが開催されていて利用料金の安い場所が判断基準にもなるが、主催、共催、後援等を併用していく形で対応していくことで利用料金の算出方法での性質別受益者負担割合の考え方として、公費、受益者、50対50とあるが、部局内での議論経過についての質問では、後援等については内容によって共催という形で相談に応じ、後援にとどめたりすることはあるが、名寄の団体については同じような扱いをしていけるものと考えている。性質別受益者負担割合の考え方は、名寄市においては公益施設の料金算出の考え方が定められていない中で新たな施設の料金を設定する状況がありました。この50対50の評価については、庁内の行革推進会議の全体の使用料等を検討する会議で今後の見通しが待たれる市全体の料金体系の中でどうつながるかということ考えてみて、この料金設定を進めてきた。その中で原案の考え方の説明をし、庁内の了解を得ていると答弁がありました。

次の質問として、補助事業で稼働率、利用率の報告については所轄官庁に毎年報告する義務があるのか、それに基づく指導は受けないということによいのかという質問に対して、都市再生整備計画については平成20年度に策定して計画期間は平成27年度まで、当初市民ホールについては利

用率ではなくて利用人数で計画を上げているということで、平成20年の段階で市民会館、市民文化センターの人数を合計して7万人、これを平成27年の完成後の計画を8万人という数値を出している。完成後については、当初平成26年度開館予定だったので、平成27年度に数字を報告することになっているが、開館がおくれたので、平成28年の数字を使うことになると考えられ、そのほかについては会計検査等が入った段階で開館後の利用率等が検査対象として挙げられることになるかもしれないという答弁がありました。

各委員からの主な意見として、文化振興条例の趣旨を積極的に生かしながら、より多くの市民に利用いただくことを大前提とし、いろいろな制度を利活用しながら柔軟に対応していくことを希望したいという意見がありました。

以上、各委員からの質問、意見を含め、第4回定例会で付託されました議案第8号 名寄市民文化センター条例の一部改正について各委員から本条例に対する意見を集約したところ、統一した意見を得ることができましたので、討議、討論を省略し、採決したところ、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

引き続き、同第4回定例会で付託されました議案第9号 名寄市多目的研修センター条例の一部改正について各委員から本条例に対する意見を集約したところ、統一した意見を得ることができましたので、討議、討論を省略し、採決したところ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして平成26年第4回定例会において当総務文教常任委員会に付託されました議案第8号 名寄市民文化センター条例の一部改正について並びに一括付託されました付託議案第9号 名寄市多目的研修センター条例の一部改正について審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、平成26年第4回定例会付託議案第8号外1件について委員

長報告に対する一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 8号の文化センター条例の一部改正の中で使用料の件について、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

今回提案された料金のところで、ほかの施設利用料には消費税が転嫁されているわけで、8%、昨年4月に上がったときになったのですけれども、これが転嫁された部分の料金なのか、そして今後増税されていくとなると、それがまた賦課されていくのかというところ辺の議論があったのか、説明があったのかの部分についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 駒津喜一委員長。

○総務文教常任委員長（駒津喜一議員） 委員会におきましては、消費税の関係については質問がありませんでしたけれども、提示されました資料の中で消費税が含まれた料金設定が表になって明示されました。今後の消費税の対応については、まだ税の確定がされておられませんので、この部分については説明もありませんでしたので、省略をさせていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。平成26年第4回定例会付託議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

平成26年第4回定例会付託議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、平成26年第4回定例会付託議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。平成26年第4回定例会付託議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成26年第4回定例会付託議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

日程第6 これより平成27年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、平成27年度市政執行方針を行います。
加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。平成27年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思っております。

はじめに

私が、市長として2期目の任を担わせていただいてから10カ月が過ぎました。

この間、多くの市民の皆様や企業、関係機関・団体などから御意見をいただきながら、様々な政策課題に正面から取り組んでまいりました。

今後におきましても、市民の皆様の思いをしっかりと受け止め、市と民間との連携、市民との対話、さらには、近隣市町村との連携により、地域を挙げてのまちづくりを進めてまいります。

さて、我が国では、主要先進国では類を見ない早さで人口減少・超高齢社会を迎え、数多くの地域で若年人口の減少により地域経済の活力が奪わ

れ、人口流出に拍車がかかる悪循環に陥っています。

このような中、国におきましては、人口減少の抑制や東京一極集中の是正など構造的な課題に取り組むため、昨年「まち・ひと・しごと創生法」を施行するとともに、12月には、人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための、今後5カ年の政府の施策の方向性を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するなど、課題解決に向けた取組を本格化させています。

国は、今回の補正予算で、各自治体の自由な事業設計を認める交付金を創設したところであり、今後は、地方創生に対するそれぞれの地域の本気度が試されるものと考えています。

本市といたしましても、今年9日に、「名寄市まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、本年中の地方創生総合戦略の策定を決定したところです。

まずは、人口の現状や将来人口について分析を行った上で、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する人口ビジョンを策定してまいります。

このビジョンや国・道の総合戦略を踏まえるとともに、外部検討組織の設置や懇談会の実施など多様な手法により市民の皆様の御意見も伺いながら、官民が一体となって、本市の実情に応じた地方創生の取組を進めてまいります。

人口の減少・超高齢化は大きな課題ではありますが、本市が有する様々な資源や優位性を最大限に活かしながら、将来にわたって自律的で持続的な地域社会を創生できるよう、全力で取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

市政推進の基本的な考え方

ここに、市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

一点目は、「民間会社発想での行財政運営」についてです。

これまでも民間の発想を持って行政サービスの質の向上と効率的な行政運営に努めてきましたが、今後においても、市民が主役であり顧客であるという意識をより一層徹底し、市民目線での住民サービスを提供するとともに、職員一人ひとりがコスト意識を持ちつつ、新しいことにチャレンジできるように、職員の資質の向上を図りながら、市民から信頼される行財政運営に努めてまいります。

二点目は、「さらなる市民参加とよりわかりやすい行政運営・情報公開」についてです。

「名寄市自治基本条例」においては、まちづくりの主体は市民であり、主体的、能動的にまちづくりに参加することが大切であるとしています。

この間、本条例に基づき、審議会委員の公募やパブリック・コメントの実施などにより市民意見の反映に努めるとともに、様々な媒体を活用した情報発信や、まちづくり懇談会などによる市民との情報共有により、市民参加の推進を図ってきているところです。

本年は、次期総合計画や地方創生総合戦略の策定に取り組む年であります。

これらの計画は、本市が今後目指すべき姿を示すものとなりますことから、多くの市民の皆様に参加づくりに参画していただき、その声を十分に聴きながら、明るく元気なまちづくりを進めてまいります。

三点目は、「地域の宝・財産・特色に徹底的にこだわったスケールの大きなまちづくり」についてです。

本市には、四季折々の美しい自然や先人達が残してくれた素晴らしい施設など、有形無形の財産が豊富にあります。

昨年、市立総合病院の精神科病棟の改築やヘリポートの設置、また、市立大学の保健福祉学部の再編・社会保育学科の設置や図書館整備の取組など、その財産にさらに磨きをかけてまいりました。

加えて、本年は、本市の新たな財産となる（仮

称）市民ホールもオープンいたします。

このような魅力ある施設はもとより、ひまわりやもち米、アスパラガスといった豊かな自然からの恵みも最大限に活かして、名寄だからこそできる、まちづくりを進めてまいります。

私は、この三つの基本的な考え方のもと、地域の活性化を図るため、本市の魅力や情報を国内外に広く発信するとともに、総合計画を施策の基本としながら、市民の皆様との協働により、効果的、効率的な市政の運営に全力を傾けてまいります。

平成27年度の予算編成

次に、平成27年度の予算編成について申し上げます。

国の平成27年度予算編成の基本方針は、「経済の好循環」を確かなものとし、全国津々浦々にまで景気回復の実感を行き渡らせること、また、若者が将来に夢や希望を持つことができる、魅力あふれる「まちづくり、ひとづくり、しごとづくり」を進めることにより、元気で豊かな地方の創生に全力を挙げることに、さらに強い経済の実現による税収の増加などと、聖域なき徹底的な歳出削減を一層加速させることにより、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の進展に寄与するという好循環を作り出すという基本的な考え方のもと、昨年12月27日に閣議決定されました。

地方財政対策については、地方創生に取り組むために必要な経費として1兆円が地方財政計画の歳出に計上されました。地方交付税等の一般財源総額については、この地方創生のための財源などを上乗せし、平成26年度の水準から1兆2,000億円増額され、さらに臨時財政対策債の発行を抑制し、一般財源の質の改善を図るものとなりました。地方財政計画の規模は、東日本大震災を除く通常収支分で、前年度比2.3パーセント増の約85兆2,700億円となりました。また、一般財源総額では前年度比2.0パーセント増の6兆1兆5,485億円となりました。

このうち地方交付税は、前年度比0.8パーセント減の16兆7,548億円となりました。また、「（仮称）まち・ひと・しごと創生事業費」が地方財政計画に計上されたことから、従前の地域の元気創造事業費に加え「（仮称）人口減少等特別対策事業費」が新設されました。他にも市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定方法の設定などにより、地方の実情に一定の配慮がなされたものとなっております。

こうした中、本市の平成27年度各会計予算は、将来を見据えた健全な財政を維持しつつ、新名寄市総合計画後期計画の具現化に取り組むことなどの基本的な考え方のもと、また、平成26年度における地方創生先行型の補正予算とあいまって、今後の地方創生における施策展開も考慮し、編成をいたしました。

主な事業については、ハードでは北斗・新北斗公営住宅建設事業、市営住宅環境整備事業、名寄南小学校校舎・屋内運動場等改築事業、風連中央小学校校舎・屋内運動場等改築事業、大学図書館建設事業などを、また、ソフトでは市民の主体的な健康づくりを促進し、自分に合った取組を支援する健康マイレージ事業、子育て支援に関する情報を専門的に提供できる子育てコンシェルジュを配置する利用者支援事業、（仮称）市民ホールのオープンにより、名寄市の文化芸術振興の活性化を図るため舞台芸術劇場補助金の拡充などの事業を盛り込みました。

一般会計の予算案は、前年度比5.6パーセント増の232億9,633万1千円となりました。

また、7つの特別会計予算案は前年度比8.4パーセント増の85億2,936万5千円、企業会計予算案は前年度比16.9パーセント減の124億2,049万2千円、全会計の総額では前年度比1.4パーセント減の442億4,618万8千円となりました。

財源調整として、財政調整基金で4億5,981万5千円の取崩しを、また、老朽化した施設設備

の更新などに係る事業の財源として、公共施設整備基金で1億5,480万円の取崩しを計上しましたが、今後の起債償還等の義務的経費に備え、減債基金などの積み立てを行い、将来の財政健全化を視野に入れた予算を編成しました。

今後も、行財政改革に取り組みながら、健全な財政運営に努めてまいります。

“市民と行政との協働によるまちづくり”

市民主体のまちづくりの推進

はじめに、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

本市の最高規範である自治基本条例については、施行後5年目を迎えることから、市民アンケートを実施するなどして市民意識や社会状況の変化などに考慮しながら点検作業を行っているところです。

今後、公募委員などで構成する有識者会議の御意見も伺いながら、検討を進めてまいります。

また、この検討の過程を通じて、改めて市民の皆様への条例に対する理解を深めてまいりたいと考えております。

次に、第2次総合計画の策定について申し上げます。

現在推進中の第1次総合計画の期間が平成28年度までとなっていることから、平成27年度から、第2次総合計画の策定作業に着手してまいります。策定にあたっては、第1次総合計画の検証を行うとともに、経済や社会インフラなどの現状分析を踏まえ、本市の特性と課題の抽出を行った上で、総合計画策定審議会における議論をはじめ、市民と行政との協働により、次期総合計画の策定を進めてまいります。

次に、合併10周年記念事業について申し上げます。

平成27年度は、旧風連町、旧名寄市の合併から10年目を迎えることから、記念式典や記念フォーラムを開催するとともに、新しいカントリーサインのデザインを公募するなど、さらなる地域

の融和と一体感の醸成に向けた事業を展開してまいります。

コミュニティ活動の推進

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

町内会については、協働のまちづくりを進める上で最も重要な組織であると考えており、これまでも財政的・人的支援や加入促進に向けた啓発など積極的な支援に努めてまいりました。

しかしながら、近年、未加入者の増加や役員の担い手不足など様々な課題が生じてきていることから、次期総合計画の策定に向けて、町内会連合会との連携のもと、御意見を伺いながら、これらの課題解消に向けた行政支援のあり方について検討するとともに、地域連絡協議会の活動も助長しながら、地域コミュニティの活性化を図ってまいります。

人権尊重と男女共同参画社会の形成

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。

これまでも、名寄市男女共同参画推進計画に基づき、固定的な性別役割分担意識の解消や社会制度・慣行の見直しを進めるための事業を推進してきていますが、市民意識の一層の高揚を図るため、男女共同参画の推進に関する条例を制定することとしたところであり、平成28年度の施行を目指し、外部委員会の御意見も伺いながら検討を進めてまいります。

情報化の推進

次に、情報化の推進について申し上げます。

円滑な市民サービスの提供のため、平成27年度も引き続き情報システム機器の更新整備を進め、電算システムの安定稼働と適切な管理に努めてまいります。

また、市内5施設に設置のライブカメラ機器を更新し、より鮮明な映像を提供するとともに、各種情報端末機器での閲覧に対応した映像表示ソフトに更新し、情報発信に努めてまいります。

交流活動の推進

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国際交流については、姉妹都市カナダ国カーサレイクス市リンゼイから交換学生の受入を予定し、また、友好都市ロシア連邦ドーリンスク市からは訪問団を迎えることとなっており、これまで育ててきた交流の絆をさらに深められるよう支援してまいります。

さらに、台湾との交流では、高校生の教育旅行の受入を行うなど、国際感覚豊かな青少年の育成や交流人口の拡大に努めてまいります。

国内交流については、東京都杉並区、山形県鶴岡市藤島との交流において、子どもを含めた人的交流や特産品販売など、さらに充実した交流となるよう推進してまいります。

ふるさと会については、本市からの情報発信と相互の情報交流に努めるほか、側面からの支援を通じて人的・経済的交流を図るとともに、会員の拡大を支援するなど、活動の充実に向けて連携を強化してまいります。

なお、東京なよろ会では、8月にふるさと名寄を訪問する30周年記念事業を計画していることから、より一層の充実に向け支援を行ってまいります。

交流居住の推進については、本市の魅力や生活環境の良さを知っていただくことを目的とした「お試し移住住宅」2棟の利用が好調なことから、さらに、外溝を整備することにより住環境を向上させ、道内外のより多くの方々に本市での移住体験をしていただけるよう取組を進めてまいります。

また、地域おこし協力隊については、現在、新規就農を目指している方4人を委嘱し、風連地域において農業研修や地域貢献に従事していただいているところです。

平成27年度においても、さらなる人材の確保、育成と定住の促進に努めてまいります。

広域行政の推進

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺11市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」については、「住んでよし訪れてよしの天塩川王国」を実現するため、地域づくり人材に資する研修会や、首都圏での移住フェアへの出展などのほか、天塩川エリアの木工作家が地域材を使って製作する木製マグカップ「天塩川ククサ」を天塩川ブランドとして発信するなど、北海道遺産である天塩川を軸とした広域連携と交流人口の拡大に努めてまいります。

効率的な行政運営

次に、効率的な行政運営について申し上げます。毎年3月に「新・名寄市行財政改革推進計画（後期実施計画）」を改訂し、推進項目の見直しや追加を行っています。

今後も、「簡素で効率的な行政運営」、「健全な財政運営」、「市民と協働の行政運営」の三つの基本方針とその具体的推進項目に基づき、行財政改革を推進してまいります。

また、組織のスリム化に伴って職員の人材育成が急務であることから、「新・名寄市人材育成基本方針」に基づき、職員研修の充実と人事管理制度の確立などに取り組んでいるところであります。特に職員の意識改革や資質向上のため、昨年6月に制度化した道外先進地における自主研修に対する支援策の活用を促進するとともに、平成27年度においても（財）地域活性化センター、北海道経済産業局、北海道への職員派遣を継続してまいります。

“安心して健やかに暮らせるまちづくり”

健康の保持増進

次に、健康の保持増進について申し上げます。

全ての市民がともに支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会をつくっていくために、高齢化の進展や疾病構造の変化を踏まえ、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を実現することが重要となっています。

名寄市健康増進計画「健康なよろ21」に基づき、生活習慣病の発症と重症化の予防を徹底し、

乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを推進してまいります。

また、平成27年度から市民の主体的な健康づくりを促進するため、各種検診の受診や日々の生活習慣の改善などの健康メニューに取り組む人を応援する「なよろ健康マイレージ事業」をスタートし、市民の健康に対する関心や健康づくりへの意欲の向上を図ってまいります。

母子保健事業については、妊婦・乳幼児健診や子育て相談を通して、妊娠期から乳幼児期まで切れ目ない支援体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めてまいります。

感染症予防については、予防に関する正しい知識の普及啓発や予防接種の充実を図り、感染症予防の推進に努めてまいります。

地域医療の充実

次に、地域医療の充実について申し上げます。

市立総合病院については、平成27年度の診療体制は、新たに旭川医科大学から救急科及び小児科に常勤医師を派遣いただける予定となっており、さらに充実した診療体制が可能となる見込みです。

また、初期臨床研修医については、マッチングシステムで決定された5人の1年次研修医を採用する予定です。

救命救急センターについては、現在、名寄保健所など関係機関との協議を進めており、平成27年度中にできるだけ早く取得できるよう、引き続き、準備を進めてまいります。

病院経営を安定的に運営していくためには、看護師などの医療スタッフの確保が必要不可欠です。以前から要望のあった24時間保育に対応し、人材の確保、離職防止及び復職支援を推進するため、院内保育所改築事業に取り組みます。

今後も道北第3次保健医療福祉圏の地方センター病院として、医師・看護師をはじめとする医療スタッフの人材確保に努めるとともに、圏域内の限られた医療資源を最大限に活用して、引き続き地域の病院や診療所と連携し、診療・看護体制の

充実を図ってまいります。

子育て支援の推進

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

子育て支援については、「子育て応援事業」や「親子お出かけバスツアー」を継続するとともに、昨年8月診療分から乳幼児医療給付事業の独自拡大を図り、子育て家庭を支援する環境づくりを進めてまいりました。

また、木材需要拡大センターを改修し、子育て支援センターとして活用するための準備を進め、子育て環境のさらなる向上に努めてまいります。

平成27年度からの子育て支援事業計画である「名寄市子ども・子育て支援事業計画」については、昨年度末に「名寄市子ども・子育て会議」から地域の子育てニーズを踏まえた答申をいただいたところであり、今後、計画に盛り込まれた事業の実効性の確保に努めてまいります。

幼児教育・保育については、子ども・子育て支援法が本年4月から施行されることとなっており、多様なニーズに対応し、きめ細かな事業を官民一体となって進めてまいります。

障がい児福祉の充実については、平成27年度からのサービス利用に必要となる「サービス等利用計画」作成のため、「相談支援事業所」を設置しており、発達の遅れや障がいのある児童とその家族が、身近な地域において適切な計画相談・支援が受けられる環境づくりを進めてまいります。

また、児童虐待などについては、個々のケースに応じて関係機関と連携を図り、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

地域福祉の推進

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

少子高齢化・核家族化の急速な進行や、地域住民の生活形態などの変化が進む中で、誰もが安心して地域で暮らせるよう「名寄市地域福祉計画」に掲げた取組を進めてまいります。

生活困窮者自立支援事業については、生活保護に至る前の自立支援強化を図るため、市内関係機

関と連携のもと、「自立相談支援事業」と「住居確保給付金事業」を新たに実施し、自立に向けた支援を行ってまいります。

高齢者福祉の充実

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。

本市の高齢者福祉や介護保険事業の基礎となる「名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」は平成27年度から3カ年が計画期間となっており、高齢者福祉の拡大、充実と併せて、団塊の世代が75歳を迎える平成37年度に向けて、まちぐるみで支えあう仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めてまいります。

また、名寄市地域見守りネットワーク事業については、平成26年度に生活関連事業者の拡充を行っており、今後も協力事業者の連携強化と拡充に取り組んでまいります。

さらに、認知症の方やその家族の応援者である認知症サポーターの養成はもとより、昨年12月にエーザイ株式会社と締結した「認知症対策・地域包括ケアの推進に関する包括連携協定」を有効に活用しながら、認知症の早期診断、早期対応の取組を進めてまいります。

施設関係については、利用されている方の安全・安心の確保や利便性の向上を図るため、特別養護老人ホーム清峰園の老朽化したピット内給湯管改修工事、デイサービスセンター楽々館及び友遊館の送迎用車両の更新を行ってまいります。

障がい者福祉の推進

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

住み慣れた地域で安心かつ快適な生活を営める「自立と共生の地域社会づくり」を目指し、平成26年度に策定した「第4期名寄市障がい福祉実施計画」の円滑な実施に向け、関係福祉団体などの協働のもと事業を推進してまいります。

また、市内の障がい者の福祉施設や関係機関で構成されている「名寄市障害者自立支援協議会」

の取組についても、毎月行われている専門部会で、地域の課題などの議論を深め、障がいのある方々が生活しやすい環境づくりに、引き続き努めてまいります。

“自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり”

循環型社会の形成

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

環境への負荷が少ない循環型社会の形成には、市民や事業者がごみの発生抑制と減量化や資源化を図るなど、廃棄物の適正な処理が必要であることから、分別指導や資源集団回収事業のほか、古着、廃食用油の拠点回収や小型家電リサイクルを推進し、持続可能な社会の実現に努めてまいります。

広域最終処分場の建設については、防衛省の補助メニューの事業を活用して、最終処分場実施調査設計業務及び浸出水処理施設建設工事に着手してまいります。

消防

次に、消防について申し上げます。

住宅防火対策については、住宅火災による死者の7割が高齢者であることから、一般住宅や高齢者世帯の防火訪問を強化するとともに、消防団、防火クラブなどと協力して、住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理に向けた啓発を行い、火災による死者の発生抑止に努めてまいります。

消防・防災体制については、老朽化した消火栓の更新を行い、地域の安全・安心の確保に努めてまいります。

また、化学消防自動車については、大規模災害への出動にも対応するため、緊急消防援助隊の規格による車両更新を行い、装備の充実を進めてまいります。

防災対策の充実

次に、防災対策の充実について申し上げます。

平時における市民の安全・安心の確保については、地域防災計画に基づき、市民の災害に対する

意識を高めるとともに、自主防災組織の育成及び防災訓練を実施します。

防災情報及び知識に関する住民周知及び災害発生時の対応については、全国的な自然災害の例から、行政だけでの対応が困難であることから、各関係機関の連携を強化し取組を進めてまいります。

また、法改正を受けた地域防災計画の見直しを地域防災会議に諮り、災害時の対応の仕組みを見直すとともに、ハザードマップについても内容の見直しを行います。

水防に関しては、ここ数年の局地的豪雨に備えるため、水防活動に伴う資機材について整備を図り、防災・減災対策に取り組んでまいります。

交通安全

次に、交通安全対策について申し上げます。

昨年は交通事故により3人の尊い命が犠牲となりました。

こうした痛ましい事故の再発防止に向け、市民一人ひとりが交通安全ルールや、思いやりのある交通マナーを遵守されるよう、関係機関・団体などと緊密に連携しながら、市民の交通安全意識の高揚を図ってまいります。

また、児童・高齢者を対象とした交通安全教室への参加促進や、高齢者への夜光反射材の配布など、交通事故の根絶に向け幅広い運動を展開してまいります。

生活安全

次に、生活安全対策について申し上げます。

本市では、不審者による声かけや、つきまといなど、子どもや女性を狙った事案が報告されています。

さらには自動車盗難、万引き、車上狙いなどの窃盗犯罪や暴行、傷害などの事件も起きており、これらは平穏な市民生活を著しく脅かすものです。

市民がこうした事件や事故に巻き込まれぬよう、地域住民や関係機関・団体との連携のもと、犯罪防止に向けた適切な情報提供を行い、市民の安全・安心の確保に努めてまいります。

消費生活の安定

次に、消費生活の安定について申し上げます。

消費者被害を未然に防止するため、消費生活セミナーの開催や出前講座による啓発活動及び関係団体などへの迅速な情報提供を引き続き進めてまいります。

また、広範化、複雑化する消費生活相談への対応に向け、消費生活相談員の資質の向上を図り、迅速な対応と適切な相談業務に努めてまいります。

住宅の整備

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、北斗団地1棟10戸の建設、新北斗団地1棟4戸の住戸全面改善、6棟21戸の公営住宅の解体及び平成28年度着手予定の実施設計を行ってまいります。

長寿命化型改善工事については、ノースタウンなよろ団地2棟30戸の改修工事を実施するほか、平成28年度着手予定の風舞団地の実施設計を行ってまいります。

また、耐震改修促進計画の策定を行うとともに、地震から生命と財産を守るため耐震診断、耐震改修に対する補助制度や相談窓口の活用について、広く市民に周知してまいります。

都市環境の整備

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園については、長寿命化計画に基づき公園の老朽化した遊具などの改修を行い、安全・安心な遊び場や憩いの場を確保してまいります。

また、「主要施設案内標識整備事業」として、市内6カ所に大型案内標識を設置し、市民や来訪者に対し、駅前交流プラザ「よろーな」や市立天文台きたすばる、市民文化センターなどへの適切な車両誘導を図り、交通機能の向上や、街中の賑わいづくりを図ってまいります。

さらには、「ひと・ほし・環境にやさしい灯り事業」として、昨年引き続き、市街地街路灯の一部及び通学路の防犯灯のLED化により、歩行者の安全・安心の確保と管理コストの抑制を図る

とともに、なよろ市立天文台をはじめ天体観測環境の改善に努めてまいります。

上水道・簡易水道の整備

次に、上水道・簡易水道の整備について申し上げます。

水道事業については、利用者に安全な水を安定供給するために、緑丘浄水場導水管の更新と、老朽管更新事業として7路線の老朽管を更新するほか、配水管網整備事業として3路線を整備してまいります。

併せて漏水調査を継続することにより、有収率の向上を図ってまいります。

また、簡易水道統合整備事業については、昨年度に引き続き、名寄・風連間の送水管布設に着手してまいります。

下水道・個別排水の整備

次に、下水道・個別排水の整備について申し上げます。

下水道事業については、平成27年度、名寄下水終末処理場における沈砂池機械設備の更新及び雨水管渠豊栄川3号幹線の整備に着手してまいります。

個別排水整備事業については、農村部における快適な生活環境向上のため、合併浄化槽12基の設置を予定しています。

道路の整備

次に、道路の整備について申し上げます。

継続路線では、昭和通をはじめ西4条仲通のほか4路線の整備を行う予定です。

新規路線では、南3丁目通の道路改良舗装工事に着手し、舗装率向上に努めてまいります。

また、舗装路面の老朽化が進む幹線道路の2次改築として東5号線、風連東8号北線の舗装改築工事に着手し、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

橋梁については、長寿命化計画に基づき平成36年度までの10年間で修繕を計画している26橋のうち、「七線橋」1橋の修繕、6橋の実施設

計を行い、利用者の安全・安心の確保と快適な道路サービスの提供に努めてまいります。

総合交通体系

次に、総合交通体系について申し上げます。

「なよろコミュニティバス」については、昨年12月に冬季間のダイヤの遅れを解消するための見直しを行うとともに、携帯型のミニ時刻表を配布するなど、より利便性の高いバス路線となるよう改善に努めてまいりました。

平成27年度は、国の交付金を活用した実証運行の最終年度となることから、これまでの利用実績や市民意見などをもとに検証を行い、この検証結果を踏まえ、本市の交通体系のあり方について検討してまいります。

雪を活かし雪に強いまちづくりの推進

次に、雪を活かし雪に強いまちづくりの推進について申し上げます。

除雪については、冬の快適な生活環境の確保や生産活動を維持するために、車道450キロメートルの実施を予定しており、排雪については、道路幅員確保と交通安全対策のための幹線道路及び生活道路の排雪延長146キロメートルの実施を予定しております。

また、スリップ事故防止対策として、危険箇所への砂の散布を行ってまいります。

さらに、効率的で効果的な除排雪体制とするために除排雪作業の近隣市町村との比較分析・研究を進めるとともに、市道・私道除排雪助成事業、排雪ダンプ助成の継続及び積上除雪や雪堆積場の確保など除排雪水準の向上に努めてまいります。

“創造力と活力にあふれたまちづくり”

農業・農村の振興

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

農業・農村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全など多面的機能を有し、国民の暮らしにとって重要な役割を担っています。

全国的には農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題があり、国は構造改革をさらに加

速化するため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」により農地中間管理機構新設などの改革を行ったところです。

現在は、「食料・農業・農村振興計画」の見直しが行われており、本年3月に国の基本方針が決定されることとなっております。

本市においても農家戸数は減少傾向にあり、優良農地の確保と耕作放棄地の解消が必要不可欠となっており、国の制度内容を十分検討し、関係機関・団体と連携を深め、生産者との話し合いを通じて、名寄らしい農業・農村の姿を見据え、特性を活かした担い手育成支援策や産地づくりを推進してまいります。

また、商工業者と連携を図り、名寄産農産物・加工品のブランド化、6次産業化の推進・東アジアへの輸出に向けて取り組むほか、有害鳥獣による農作物被害への対策などを講じながら農業政策を展開してまいります。

さらには、地域産業の競争力強化を目的とした「農産物ブランド確立事業」を新たに展開し、もち米文化の創生、地域ブランドの確立、実需者との連携強化に向け、関係機関や団体をはじめ、食や流通の分野などで御活躍されている方のアドバイスもいただきながら、取組を進めてまいります。

これら施策推進の基本となる「新名寄市農業・農村振興計画」の後期実施計画は4年目を迎えており、農業・農村を取り巻く環境の変化により、国の基本方針が見直されることを踏まえ、地域の特性と財産を生かした持続可能な農業を目指して、第2次「名寄市農業・農村振興計画」の策定に向けて、生産者・関係機関の意見集約や調査などを行ってまいります。

また、現在関係国との交渉が進められている「TPP（環太平洋経済連携協定）」については、農業を基幹産業とする本市にとっては大きな影響が予想されていることから、的確な情報収集に努め、北海道をはじめ関係機関・団体との連携のもと対応してまいります。

食育の推進については、第2次「名寄市食育推進計画」に基づき、市民、地域、行政、関係機関・団体の連携により、情報提供や安全で安心な農産物の地産地消を推進してまいります。

次に、米政策について申し上げます。

平成27年産米の配分については、前年比99.9パーセントの1万2,836トンとなり、内訳では、もち米1万1,388トン、うるち米1,448トンとなりましたが、国においては、さらに、自主的な生産調整に向けた取組を求めていることから、関係団体と連携し、本市の取組を検討してまいります。

経営所得安定対策制度については、平成27年度一部見直しとなりましたが、継続した取組が行われることから、産地交付金の有効活用など、関係機関・団体と協力し、農家経営の安定に努めてまいります。

また、「人と農地の問題」の解決は、国の農業政策の基本となっていることから、「人・農地プラン」のさらなる充実に向けて、農業者の皆様との連携のもと取組を進めてまいります。

次に、「中山間地域等直接支払交付金事業」及び「多面的機能支払交付金事業」について申し上げます。

中山間地域等直接支払交付金は、名寄及び風連地域においてそれぞれ集落協定が結ばれ、条件不利地における営農の継続と集落での共同活動が行われており、第4期対策の初年度となる平成27年度は、前対策と同水準の交付額を予定しています。

多面的機能支払交付金は、昨年10月に「農地・水保全管理支払交付金事業」から制度移行され、農地維持及び資源向上取組支援として9活動組織に1億8,235万円、施設の長寿命化を取り組む8活動組織に4,166万円がそれぞれ交付される見込みとなっています。

次に、農業振興センターについて申し上げます。農業技術の開発研究及び実用化と普及促進に向

けた指導体制を確立するため、関係機関・団体・農業者が連携し、高い技術に根ざした体質の強い農業づくりを目指します。

そのため、引き続き営農技術指導体制の確立、地域適応試験及び実証試験圃の設置、土壌診断などに取り組み、地域農業を支えるための活動を行ってまいります。

また、薬用植物振興については、平成27年度は栽培試験中のカノコソウが本格的な出荷を迎えることから、名寄市薬用植物研究会や関係機関・団体と連携して良質な生産物の出荷に向けて取組を進めてまいります。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

エゾシカ対策については、昨年同様実施時期を早め、引き続き被害防止に努めるとともに、アライグマ対策についても駆除に向けて関係機関・団体と連携し取り組んでまいります。

ヒグマ対策については、広報なよろなどによる市民への注意喚起はもとより、予防と安全対策の周知を図ってまいります。

また、ヒグマの生態状況を含め対応策に関する情報収集を行い、出没箇所への看板設置など、住民への危険周知を図るとともに、警察などの関係機関や団体との連携のもと、住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

飼料穀物や配合飼料などの生産資材価格の高止まりにより、酪農・畜産経営は依然として厳しい状況にあります。

このため、飼料の自給率や生産性の向上を図るため、関係機関や団体と連携し、経営安定に向けた取組を進めてまいります。

名寄市立食肉センターについては、現在、1日50頭から60頭のと畜を行っています。

今後とも、施設の衛生管理の向上と作業環境の改善を図り、安全で安心な食肉の提供と併せ、畜産振興による地域経済の活性化、雇用拡大に努めてまいります。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

安全で高品質な農産物の安定生産、作業機械の大型化及び輪作体系の確立による農業経営の安定を図るため、農業生産基盤の整備、保全事業を推進してまいります。

国営事業では、「国営施設機能保全事業」風連地区として、引き続き御料ダム、風連ダム、日進頭首工の補修及び機器更新、幹線水路の施設補修が平成33年度まで実施されます。

道営事業では、「道営基幹水利施設ストックマネジメント事業」忠烈布地区として、忠烈布ダムの洪水吐きの長寿命化対策事業が平成28年度まで実施されます。

「道営経営体育成基盤整備事業」では、引き続き名寄東地区並びに風連東第1地区の区画整理、暗渠排水、用排水路などの基盤整備が実施されます。また、新規に風連東第2地区として区画整理、暗渠排水、用排水路などの基盤整備が実施されます。

本市の事業では、「農道整備事業」中名寄7線沢地区の整備を進めており、平成27年度の完了を予定しています。

林業の振興

次に、林業の振興について申し上げます。

林業・林産業の情勢は、木材の価格は回復傾向が見られるものの、依然、厳しい状況が続いている中、カラマツをはじめ、トドマツなどの人工林は、主伐期を迎えており、道産材の安定供給に対応できる状況になっています。

森林は、地球温暖化防止など多面的機能を持つ貴重な財産であり、資源の循環利用の確立により、今後も健全な育成を図るため、市有林の計画的な間伐と併せて主伐、再造林を進めてまいります。

また、民有林についても、名寄市森林整備計画の基本方針に基づき、関係団体との連携のもと森林経営計画を推進するとともに、国・道の助成制度を活用し、低コスト化森林施業に向けた取組による森林の整備を図ってまいります。

商工業の振興

次に、商工業の振興について申し上げます。

名寄市中小企業振興条例及び同施行規則の見直しについては、関係機関との連携のもと本市の将来の商工業のあり方を見据え、空き店舗対策として、今まで補助対象としていない、他地域から本市で新たに起業を希望する方の支援や、商工業後継者を育成する制度の新設など、市内中小企業事業者数の確保に資する施策を検討するとともに、各商店街組合との議論を行い、有効な施策の構築を進めてまいります。

条例の改正にあたっては、「市」「経済団体」「中小企業者」の役割や経済循環の中で協力が不可欠な「市民」の理解など、先進的な取組事例を参考としながら検討を進めてまいります。

また、国における地方創生に向けた平成26年度補正予算に係る事業として、プレミアム付き商品券の発行に向け、関係機関と連携し準備作業を進めています。

本事業は、地域の消費喚起と生活支援を目的とするものであり、本市にとって、どのような地域商品券を発行することが、より事業効果を上げることができるかについて、慎重に協議を行ってまいります。

駅前交流プラザ「よろ一な」については、本年4月から「NPOなよろ観光まちづくり協会」を指定管理者とした、新たな体制として運営します。

さらなるサービス向上や、中心市街地の賑わい創出に向け、指定管理者との連携のもと取組を進めてまいります。

雇用の安定

次に、雇用の安定について申し上げます。

労働関係については、昨年12月末におけるハローワークなよろ管内の労働市場の状況として、月間有効求人倍率が1.11倍で、前年同月比で0.17ポイント増、39カ月連続して前年同月を上回っています。

職業別では、建設技術、運転業務、看護師・福

社関連で人材不足が続いている一方で、一般事務、軽作業員関連の職が不足しており、求人と求職のミスマッチが生じています。

市内建設業関係者から、特殊技能労務者の高齢化や若年後継者不足が深刻な問題になっているとの声もいただいております。また、福祉や介護職場においても、慢性的な人材不足による既存従事者の労働負担増加など、各関係事業者から切実な要望をいただいているところです。

人材確保策の一つとして、大学・高校などの卒業生確保に向けた関係機関、学校関係者などによる議論の場の設置に向けて検討してまいります。

観光の振興

次に、観光の振興について申し上げます。

平成24年度にスタートした名寄市観光振興計画では、平成27年度から2年間で「収穫期」として定めており、観光入込客数を平成22年度から25パーセント増加させることを目標として掲げています。

具体的には、昨年発行された「絶景」をテーマとした2冊の書籍に、本市智恵文地区のひまわりが大きく掲載されるなど、交流人口の拡大が期待される「ひまわり観光」の推進、B-1グランプリ全国大会出展を果たした「なよろ煮込みジンギスカン」によるさらなる情報発信、近隣市町村との広域連携による教育旅行受入の推進など、名寄市観光交流振興協議会を中心に取組を進めてまいります。

スキー場及び温泉・宿泊施設の老朽化に伴う改修・拡張などについては、安全・安心な施設運営のため、計画的な補修・整備などを行うとともに、昨年策定した日進地区再整備基本構想で、早期着手が必要とされた温浴施設などについて調査を進めてまいります。

“心豊かな人と文化を育むまちづくり”

高等学校教育の振興

次に、高等学校教育の振興について申し上げます。

少子化などの影響で生徒数が減少し、定員割れが続いている市内の高等学校において、地域人材の確保や地域産業の活性化、大学との連携などの視点から、間口維持や学校再編のあり方などが課題となっています。

このため、「名寄市内高等学校在り方検討会議」を設置し、市内の地域産業や大学など、地域の実態・要望を踏まえた、今後の高等学校のあり方について、関係者から意見を聞きながら検討を進めてまいります。

大学教育の充実

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

昨年第4回定例会において、保健福祉学部の再編・社会保育学科設置計画について御理解を賜りましたことに改めてお礼を申し上げます。

大学の経営・運営については、限られた財源を有効に活用して財政負担を縮小できるよう最大の努力を払い、大学を支えて本市のまちづくりにつなげてまいりたいと考えています。

平成28年4月の社会保育学科開設に向けて平成27年度は、文部科学省をはじめ所轄官庁への届出、教職課程認定申請など具体的な準備作業と学生募集、施設改修などを進めてまいります。

教育と学術研究の中心となる大学図書館の整備については、平成26年度に完了した実施設計に基づき本体工事に着手してまいります。

また、道北地域研究所と地域交流センターの組織統合を進め、子育て支援、保健医療、福祉の分野で地域社会を支える地域連携や地域貢献を推進し、道北地域における知の拠点となる取組を進めてまいります。

保健福祉学部の再編・社会保育学科の設置により高等教育機関として教育環境の充実を図り、ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学づくりに努めてまいります。

地域文化の継承と創造

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

ます。

（仮称）市民ホールについては、本年5月の開館に向けて建設工事を進めています。

開館後は、「文化・芸術の拠点」として、また「市民のコミュニティの醸成の場」として利用しやすく、かつ効率的な管理運営に努めてまいります。

生涯スポーツの振興

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

平成28年度からの開催が内定している「JOCジュニアオリンピックカップ全日本ジュニアスキー選手権大会兼全日本中学生選抜スキー大会（ノルディック種目）」については、関係団体との連携のもと受入の準備に着手いたします。

また、各種大会の開催を機に、さらなる合宿誘致の推進を図るとともに、合宿する選手や指導者の皆様と交流する機会を設け、市民のスポーツ振興を図ってまいります。

青少年の健全育成

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

放課後児童クラブの適正配置では、特に東小学校区への設置について検討を進めてまいります。設置するまでの間は通所への安全対策について配慮してまいります。

また、南児童クラブについては、新たな専用施設の平成28年4月開設に向け準備を進めてまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げます。

市議会議員の皆様、並びに市民の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げ、平成27年度の市政執行方針といたします。

○議長（黒井 徹議員） 次に、平成27年度教育行政執行方針を行います。

小野教育長。

○教育長（小野浩一君） I はじめに

平成27年第1回定例会の開会にあたり、名寄

市教育委員会の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

現在、国においては、第2期教育振興基本計画を策定し、「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けて、生涯学習社会の構築を目指すとともに、社会を生き抜く力の養成や未来への飛躍を実現する人材の養成、学びのセーフティネットの構築など、教育行政の基本的方向性を示し、教育改革を着実に進めております。

また、北海道教育委員会では、北海道教育推進計画を策定し、「自立」と「共生」の基本理念の実現に向けて、社会で生きる実践的な力の育成や豊かな心と健やかな体の育成など、重視すべき基本目標を掲げ、具体的な教育施策の推進に努めております。

名寄市教育委員会では、このような国や道の動向を踏まえ、新名寄市総合計画後期基本計画の主旨を受け止め、「心豊かな人と文化を育むまちづくり」を教育・文化・スポーツ分野における基本目標として関係部局や関係機関、団体等との連携を図り、市民の期待と信頼に応える教育行政を推進してまいります。

以下、平成27年度の学校教育、社会教育の主な施策について申し上げます。

II 重点施策の展開

1 学校教育の重点施策の展開

まず、はじめに学校教育の重点施策について申し上げます。

新年度の学校教育については、平成27年度名寄市学校教育推進計画に基づき、学習指導要領の理念である「生きる力」を育てるために、学校と家庭、地域が一体となった教育活動の推進を目指し、次の5つの重点的な取組を進めてまいります。

（1）確かな学力を育てる教育の推進

はじめに、確かな学力を育てる教育の推進について申し上げます。

全国学力・学習状況調査における本市の児童生徒の傾向を踏まえ、確かな学力の育成に努めてま

います。

このため、教育改善プロジェクト委員会の取組を一層充実してまいります。具体的には、児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、思考力、判断力、表現力等を育むため、道教委のチャレンジテストの効果的な活用、学習規律の徹底、言語活動の充実、習熟の程度に応じた指導の工夫改善、ICTの活用を含む日常授業の改善、家庭学習の充実を図ってまいります。

また、児童生徒の学習意欲や主体的に学習に取り組む態度を育むため、天文台や学生支援員等の地域の教育資源を積極的に活用してまいります。

「学校力向上に関する総合実践事業」では、実践指定校の名寄小学校と近隣実践校である4つの小学校及び4つの中学校が連携して、基礎学力保障の取組などを一層進めてまいります。

このほか、平成26年度から、道教委の「ほっかいどう学力向上推進事業」の拠点校に名寄中学校が指定され、3年間計画で学力向上の取組を進めております。

今後も、教育改善プロジェクト委員会の取組と道教委の指定事業である「学校力向上に関する総合実践事業」や「ほっかいどう学力向上推進事業」を連動させながら市内の小中学校が一体となった学力向上の取組を推進してまいります。

国際理解教育につきましては、外国人英語指導助手や外国語指導講師を配置して効率的な派遣方法を工夫したり、小学校外国語活動については、各種研修会への参加や名寄市教育研究所の研究班活動などを通して教員の指導力向上と授業改善に努めてまいります。

キャリア教育につきましては、児童生徒に望ましい勤労観や職業観を育てるため、社会見学や職場体験活動等を効果的に推進してまいります。また、児童生徒が自分のよさに気付き、将来の夢や目標の実現に向かって学び続けることができるよう教育相談や進路指導等の充実にも努めてまいります。

（2）豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進

次に、豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進について申し上げます。

豊かな心の育成につきましては、規範意識や公正な判断力、自他の生命を尊重する心などを育てることが大切なことから、道徳教育については、道徳の時間を要として、豊かな体験を取り入れたり、家庭や地域社会との連携を図りながら学校の教育活動全体を通じて推進してまいります。

また、道徳教育推進教師を中心とした校内体制を確立するとともに、地域の先人や文化等を題材とした教材の効果的な活用により道徳の時間の指導の改善に努めてまいります。

新年度は、児童生徒の豊かな情操を養うため、学校の文化的行事等で市民文化センター大ホール E N－R A Y（エンレイ）の積極的な活用を促してまいります。

読書活動については、小学校数校に学校司書を先行的に配置し、子どもたちが読書に親しむことができる環境を整えたり、学校図書館を活用した教育活動を支援してまいります。

生徒指導については、教師と児童生徒との信頼関係を基盤として指導体制を充実させ、家庭や地域社会及び関係機関等と緊密に連携して進めてまいります。

とりわけ、いじめの根絶に向けては、教育委員会及び全小中学校において定めている「いじめ防止基本方針」並びに「いじめ防止等対策組織」に基づいて取組を強化してまいります。また、「名寄市小中学校いじめ防止サミット」については継続してまいります。

なお、「いじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査」、不登校や非行等については「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施し、早期発見、早期解消に努めるとともに、中学校3校に配置してあります心の教室相談員による教育相談の実施や、教育相談センター

の教育推進アドバイザー、教育専門相談員等との連携により対応してまいります。

携帯電話などの利用による問題行動、薬物乱用などについては、生徒指導連絡協議会や関係機関、家庭と連携しながら対応してまいります。

健やかな体の育成につきましては、日常的に運動に親しむ習慣や望ましい生活習慣を身に付けさせることが大切なことから、縄跳びなど各学校の特色を生かした体づくりの「1校1実践」の取組や「早寝、早起き、朝ごはん」運動等の充実に努めてまいります。

また、スキーやカーリングなど地域の教育資源を生かした活動や、チームチャレンジなど地域行事への積極的な参加を促進してまいります。

新年度は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本市の児童生徒の傾向を踏まえ、体育の授業の工夫改善を図るなど体力向上の取組を推進してまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

学校栄養教諭が各学校で行う栄養・給食・マナー等の食に関する指導では、児童生徒に食の重要性や望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、地産地消を含めた指導の充実に努めてまいります。

また、学校内での指導だけではなく、家庭に配られる献立表、給食だより「いただきたいむ」やインターネットでの情報発信などを通して、保護者等を含めた食育の推進が図られるよう取り組んでまいります。

近年、食の安全性が大きな社会問題となっているため、地域や関係団体との連携を図り、食材の調達は可能な限り地元の農畜産物を活用するなど、地産地消の推進に努めてまいります。

毎年行われています、名寄市立大学の給食経営管理実習学生の受け入れや、栄養学科学生への講義など、引き続き大学との連携を図ってまいります。

学校給食センターは改築後23年を経過しており、施設や調理機器が老朽化していることから、

施設整備を今年も年次的に且つ効果的に進め、安全・安心で美味しい学校給食の提供に努めてまいります。

（3）特別支援教育の推進

次に、特別支援教育の推進について申し上げます。

児童生徒一人一人のニーズに応じた支援の充実に図るため、名寄市立大学との協定によるティーチング・アシスタント事業を有効に活用したり、特別支援教育学習支援員を増員するとともに、名寄市立大学や小中学校の専門的知識を有する教員で構成する特別支援教育専門家チームによる巡回教育相談の充実に努めてまいります。

名寄市特別支援連携協議会では、名寄市の特別支援教育について共通理解を図り、効果的な取組を進めるため学校等の管理職や転入職員対象の研修会を実施したり、幼稚園や保育所、学校、関係機関等との情報交流の促進に努めてまいります。また、個別の支援計画「すくらむ」の普及促進を図るため、学校等における啓発活動を充実するとともに、様式や内容等の改善に向けて検討を進めてまいります。

（4）安全・安心な教育環境の整備

次に、安全・安心な教育環境の整備について申し上げます。

校区ごとに組織しています安心会議など、地域住民や関係機関と連携を図りながら、交通安全指導や安全マップを活用した指導を行い、児童生徒の通学路の安全確保に努める他、「地域110番の家」の協力や登下校時の見守りなどを通して不審者への対応を行うなど、地域ぐるみで安全・安心な教育環境づくりに努めてまいります。

市内小学校の再編に関連した、名寄南小学校の校舎等の改築につきましては、平成26年度から本体工事に着工していますが、引き続き平成28年4月の供用開始に向けて工事を進めてまいります。併せて名寄西小学校の増築工事も実施してまいります。また、風連中央小学校の校舎等の改築

に向け、検討委員会などを組織し基本設計を実施してまいります。

平成27年度末をもって閉校する豊西小学校と東風連小学校については、学校や地域要望を聞き入れながら円滑な移行について配慮してまいります。

（5）信頼される学校づくりの推進

次に、信頼される学校づくりの推進について申し上げます。

学校教育は、保護者や地域住民との信頼関係が基盤となることから、教職員の資質の向上については、名寄市教育研究所の研究班活動、教育改善プロジェクト委員会による全小中学校共同で行う研修会や中堅教職員のマネジメント力を高める研修会などを通して進めてまいります。さらに、学校力向上に関する総合実践事業や教育改善プロジェクト委員会の取組を全小中学校に効果的に波及させる観点から、名寄市教育研究大会や名寄市教育研究集会の内容を見直してまいります。

また、服務規律の保持については、教職員一人一人が使命感や倫理観を持って職務を遂行できるよう、道教委からの各種通知や服務規律ハンドブック等を活用して校内研修を進めてまいります。

学校評価につきましては、各学校が重点目標の達成状況等について評価する自己評価と、保護者や地域住民等が学校の自己評価の結果について評価する学校関係者評価を実施、公表して学校運営の改善に生かしてまいります。また、学校評価の重点目標と学校職員評価の自己目標を関連させるなどして、円滑な学校運営を推進してまいります。学校間の連携につきましては、児童生徒の交流はもとより、指導内容や指導方法等についても十分に連携を図るよう進めてまいります。また、智恵文小学校、智恵文中学校における一貫教育の実現に向けては、小中一貫教育に関する研修や教育課程の編成等の取組を支援してまいります。

2 社会教育の重点施策の展開

次に、社会教育の重点施策について申し上げます。

す。

新年度の社会教育については、平成27年度名寄市社会教育の重点に基づき、市民の皆様が生きがいのある人生を送ることができる生涯学習社会の実現を目指して、次の5つの重点的な取組を進めてまいります。

（1）生涯学習機会の提供

はじめに、生涯学習機会の提供について申し上げます。

新年度の市民講座では、生活課題や地域課題など市民の学習ニーズの把握に努めながら、道民カレッジと連携した講座も併せて実施してまいります。

また、新たなグループやサークルの組織化及び活性化を図るための支援事業「ジャックの豆事業」の奨励、更には、既存団体への支援及び協力等を行いながら、市民が自主的な学習に取り組めるよう努めてまいります。

風連地区においては、中心交流施設である「ふうれん地域交流センター」を有効利用して、地域振興を推進するとともに、風連公民館を活用した生涯学習事業の円滑な推進に努めてまいります。

市立名寄図書館については、知の情報の拠点として、市民の皆様が、必要な図書資料の収集や利用がしやすい環境整備に努めてまいります。更には、レファレンス機能を向上させたり、名寄市立大学や他の公共図書館との連携による図書資料等の情報を充実させることにより、幅広い世代への読書機会の提供に努めてまいります。

子どもたちが、本と触れ合う機会を増やすため、本の選定に役立つ情報の提供や、読み聞かせのボランティア団体と連携し図書館での事業内容の充実に取り組んでまいります。

各小中学校での読書活動の支援として、北海道立図書館が実施しております市町村支援事業の活用を検討したり、読書意欲を高めるためにブックトークなどの事業を推進し、子どもと本の結び付きを一層強くするよう努めてまいります。

なよろ市立天文台は、オープンから5年を経過する中、名寄市の地の利を生かした天文観察や情報の発信を行い、利用者の拡大に努めてまいりました。

新年度におきましても、天文台の施設設備や移動式天文台車を活用した理科教育や総合的な学習の時間、体験学習の場として利用していただけるよう学校と連携を図り、天文学習の支援に努めてまいります。

東京都杉並区とインターネット回線等を利用して、天文に関する情報発信や講演会の中継などの交流事業に取り組んでまいります。

北海道大学との連携については、学校教育に活用できる教材の作成や新たな天文観測・研究分野に取り組んでまいります。

平成23年度から実施しております「小学生による小惑星発見プロジェクト」は、児童の宇宙に対する夢を育てております。平成26年度からは、新たに北海道大学ピリカ望遠鏡を利用した新天体発見体験にも取り組んでおりますが、幅広い年齢層にも利用していただけるよう努めてまいります。

国立天文台石垣島天文台との交流事業では、星空による地域交流はもとより、南北の地理を生かした共同観測等を実施できるよう努めてまいります。

また、好評となっている「きたすばる星と音楽の集い実行委員会」による星祭りや音楽イベントを更に充実し、より多くの市民や全国の方々に利用していただけるよう情報発信に努めてまいります。

（2）豊かな地域文化の継承と創造

次に、豊かな地域文化の継承と創造について申し上げます。

新年度におきましても、優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供として、芸術文化鑑賞バスツアーを実施するとともに、招聘事業につきましても、引き続き実行委員会などを組織しながら取り組むこととします。また、芸術文化を体験・発表する

場として、市民文化祭と連動させながら生涯学習フェスティバルを開催いたします。

新たに名寄市文化芸術振興条例が制定されたことに基づき、芸術・文化の継承、地域文化の創造と振興を図るための事業に取り組んでまいります。

（仮称）市民ホール整備事業については、平成27年5月の開館を目指して建設工事を進めております。開館後は、「文化・芸術の拠点」として、また「市民のコミュニティの醸成の場」として、市民や利用される団体等の御意見も伺いながら、利用しやすく、効率的な管理運営方法の検討と運営体制の整備に取り組みます。また、名寄市全体の文化芸術振興を図るため、引き続き見識者を文化芸術アドバイザーとして委嘱いたします。

名寄市北国博物館については、開館から20年目を迎え、年間約12,000人の市内外の皆様に利用いただいております。

新年度は、SLキマロキ編成排雪列車が展示保存40年を迎えます。名寄市が鉄道とともに発展してきた歴史を伝えるシンボルとして、キマロキに関する資料や写真、道北地域の鉄道の歴史等を紹介するため記念展を開催します。また、6月には実行委員会が開催を予定しています記念事業の「キマロキまつり」を支援してまいります。

戦後70年にあたり、平成23年に作製した名寄市在住者の戦争体験を語る映像、パネル、戦時中の資料や写真で紹介する企画展や、開館20周年記念事業等を開催してまいります。

学校教育との連携では、総合的な学習の時間、社会科、理科の調べ学習や体験学習の教育資源としての活用などに対する支援、協力をしてまいります。

文化財については、昨年、名寄公園が北の造園遺産に認定されました。自生するミズナラ林は市の指定文化財でもあり、今後も市民の憩いの場所である名寄公園を大切に保存して行くために、公園の成り立ちを広く紹介するなど、文化財に対する理解を深める取組を行ってまいります。

（3）家庭教育の推進

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

子どもの基本的な生活習慣の定着を支援するために、親子のコミュニケーションや子どもの発達課題を踏まえた家庭教育支援講座を実施してまいります。また、北海道教育委員会が行っている「家庭教育サポート企業制度」につきましては、今後も市内企業等への啓発を行ってまいります。

（4）生涯スポーツの振興

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

平成32年（西暦2020年）に東京オリンピックが開催されることに伴い、国内全体でスポーツに対する関心が高まっています。また、「市民のスポーツ環境・意識調査」においても、スポーツや運動の必要性と継続性、機会や場の創出の大切さが指摘されておりますことから、新年度も引き続き市民皆スポーツを目指して、スポーツ施設の整備や改修などに努めてまいります。

第63回を迎える憲法記念ロードレースは、市内はもとより市外からも多くの方が参加いただけるよう、実施内容の改善を行ってきました。また、一流選手による実技指導等のセミナーやアスリートとの交流事業、スポーツ推進委員等によるニュースポーツの出前講座などを引き続き実施し、スポーツ人口の拡大や技術の向上を図っていきます。更に、体育協会、地域スポーツクラブなどと協力して、スポーツ団体の充実や指導者の育成・確保、各種スポーツ大会の支援などにも努めてまいります。

平成28年度からの開催が内定している「JOCジュニアオリンピックカップ全日本ジュニアスキー選手権大会兼全日本中学生選抜スキー大会（ノルディック種目）」につきましては、関係諸団体とも協議を行い、受入れの準備に着手いたします。また、各種大会の開催を機に、更に合宿誘致の推進を図るとともに、合宿する選手や指導者の皆様と交流する機会を設けスポーツの推進に繋

げてまいります。

風連地区では、風連球場のトイレを男女のプライバシーに配慮した構造に改修するとともに、老朽化した本部屋根を改修し利用者が安全に安心して利用できるように努めます。また、各施設においても利用しやすい施設を目指し、利用団体と協力して整備や改修に努め、スポーツ振興を推進してまいります。

（5）青少年の健全育成

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

新年度も子どもたちが自然の中で学ぶ野外体験学習事業「へっちゃランド」、友好交流都市である東京都杉並区の子どもたちとの「都会っ子交流」、更には、平成24年度から始まりました杉並区の小学生との冬季の自然体験交流事業を引き続き実施いたします。また、子ども会育成連合会などと協力して、様々な体験事業や育成者研修等の事業に取り組み、青少年の健全育成や育成環境の整備に努めてまいります。

平成28年からの「名寄市成人式」につきましては、新たに完成する市民文化センター大ホールEN-RAY（エンレイ）に会場を移して実施してまいります。

名寄市児童センター、風連児童会館については、自由来館型の施設として、子どもたちが遊びやスポーツ、各種行事や体験活動を通して健康を増進し、情操を豊かにするよう、また、安全安心な居場所となるよう施設運営の充実にも努めてまいります。

放課後児童クラブについては、保護者の仕事と子育ての両立を支援するとともに、放課後における児童の安全安心な居場所として施設運営の充実や環境整備を図り、児童の健全育成に努めてまいります。また、施設の適正配置では、特に東小学校区への設置について検討を進めてまいります。設置するまでの間は通所への安全対策について配慮してまいります。

公設の風連児童クラブでは、隣接する風連児童

会館を効果的に利用しながら運営を行ってまいります。南児童クラブについては、名寄南小学校の校舎改築に伴い、空き教室利用から新たな専用施設を建設し、平成28年4月開設に向け準備を進めてまいります。民間学童保育所に対しては、子どもたちの安全安心な居場所となるよう環境整備、運営に対して必要な支援をしてまいります。

青少年センターについては、青少年を取り巻く社会環境の変化が子どもたちの健全な育成に大きな影響を及ぼすことから、各町内会からの推薦指導員と共に巡視活動を行い、関係機関等から様々な情報を収集し、共有化を図りながら、青少年の問題行動の未然防止や適切な指導を行ってまいります。また、市内小・中・高等学校・関係機関との協力で青少年表彰、青少年健全育成標語の取組を実施し、青少年健全育成の啓発に努めてまいります。

教育相談センターのハートダイヤルについては、児童生徒や保護者等からの悩みについて、教育専門相談員が電話と面接で相談に応じたり、ひきこもりの解消や日中相談できない方のために夜間相談日を設けて対応してまいります。相談内容により学校との連携が必要となりますので、各小中学校とのきめ細やかな情報交換に努めてまいります。

適応指導教室については、不登校の児童生徒の心情や悩みを受け止め、学校復帰と自立に向けた支援を行ってまいります。不登校は本人だけの問題ではなく、学校や家庭を含む様々な要因が複雑に絡み合って生じる傾向にあります。教育推進アドバイザーを中心に学校や関係機関との連携に努め、相談体制の充実を図ってまいります。

最後に、放課後子ども教室について申し上げます。

本事業は、平成24年度から、小学4年生から中学3年生までを対象に児童センター、市民文化センター、ふうれん地域交流センターを会場にして本格実施してまいりました。

これまで、子どもたちの「自ら学び自ら考える

力」を育むなど所期の目的を達成し大きな成果を上げてきたところです。新年度も、地域の教育経験者などを生かし、自学自習の充実やテーマ学習の工夫を図り、子どもたちにとって有意義な教室となるよう努めてまいります。

Ⅲ むすび

以上、平成27年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げました。

名寄市は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、名寄市立大学を抱える教育都市であり、将来の地域を支える人材を育てる大きな役割と責任を担っております。

この自覚のもと、推進してまいりました児童生徒に「生きる力」を育む取組が実を結び、平成26年度は、風連中学校の確かな学力の定着を図る学習指導が高い評価を得て、上川管内教育実践表彰の栄誉に輝きました。

名寄市教育委員会としては、これまで以上に、学校、家庭、地域社会との連携を深めながら、本市の教育の振興と発展に誠心誠意努力してまいります。

議員並びに市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で平成27年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第1号 名寄市保育所に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市保育所に関する利用者負担額を定める条例の制定につ

いて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成27年4月1日から子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、保育所の利用者負担額の徴収根拠であった児童福祉法第56条第3項が改正をされ、保育所における利用者負担額の徴収根拠法令がなくなることから、利用者負担額を徴収するため、名寄市保育所の利用者負担額及び徴収根拠となる条例を制定しようとするものであります。

また、名寄市保育の実施に関する条例で規定をしていた保育に欠ける要件については、児童福祉法第24条第1項の改正により子ども・子育て支援法施行規則で規定をされていることから、当該条例を廃止をするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

議案第1号は、市民福祉常任委員会に付託をいたします。

ただいま市民福祉常任委員会に付託しました議案第1号については、3月19日までに審査を終了するように期限をつけることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

議案第1号については、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第2号 名寄市行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市行政

手続条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本案は、国の行政不服審査制度において公平性の向上、使いやすさの向上及び国民救済手段の充実、拡大の3つの観点から時代に即した見直しを行い、行政不服審査法関連3法が平成26年6月に成立、公布をされました。これら制度改正のうち国民救済手段の充実、拡充については、行政手続法において行政指導をする際の根拠提示の義務化、行政指導の中止等の求め及び法令違反について行政に対して処分等の求めの3点が新たに規定をされましたので、同法との整合を図るために本条例を改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第3号 名寄市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市個人情報保護条例の一部改正について、提案の理由を

申し上げます。

平成26年5月に災害対策基本法が一部改正をされ、避難行動要支援者名簿の作成が自治体に義務づけられました。これを受けて平成27年3月末までに名簿作成を行うに当たり、これまでの名寄市災害時要援護者支援事業実施要綱に基づき実施をしまいいりました手挙げ方式による災害時要援護者の登録者の取り扱いに関し、避難行動要支援者登録に速やかに移行をさせるものであり、特に平常時の名簿情報の外部提供に関してこれまで同様の取り扱いを可能とするものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第4号 名寄市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市職員定数条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、国民健康保険特別会計に属する職員に

ついて保険事業勘定で国保税の収納率向上を目的として1人を増員をするとともに、直診勘定では名寄市風連国民健康保険診療所における在宅医療を中心とした地域医療の充実等に伴い患者数が増加をしていることから看護師1人を増員をし、現行15人を17人に改正をするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第5号 名寄市基金条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市基金条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

1点目は、文化センター大ホール建設基金の名称及び設置の目的の変更について申し上げます。

平成25年度から本格的に着工され、平成26年度末において名寄市民文化センター大ホールE N - R A Yが完成をいたします。市民待望の大ホールであり、この間市民の皆様方より多大な御寄附

をいただいております。これらの寄附金につきましては、文化センター大ホール建設基金に積み立て備品や設備などの財源としてきたところでありますが、この大ホール完成に伴いまして施設設備の整備のほかに大ホールの運営に要する経費にも使用できるようにするとともに、名称も文化センター大ホール基金としようとするものであります。

2点目は、土地開発基金の廃止について申し上げます。土地開発基金は、平成3年度に計画的な公共投資のための公有地先行取得に要する経費に充てることを目的として設置をされました。しかしながら、近年は著しい地価の高騰などが減少し、公有地の先行取得を目的として創設をされました名寄市土地開発公社においてもその役割を終え、解散及び清算手続に入っております。これらの状況から、土地開発基金におきましてもその役割を終えたものと判断をし、廃止をしようとするものであります。

3点目は、地域の元気臨時交付金基金の廃止について申し上げます。地域の元気臨時交付金基金は、平成25年度に国の日本経済再生に向けた緊急経済対策により交付をされた地域の元気臨時交付金により、平成26年度に実施をする事業の財源として積み立てたものであります。地域の元気臨時交付金基金は、平成26年度中に全ての残高を実施計画における地域の元気交付金事業に充当するという事となっております。このため残高が消滅し、これをもって当該事業も終了するため、地域の元気臨時交付金基金の廃止を行うものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第6号 名寄市高齢者自立支援事業条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市高齢者自立支援事業条例等の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本条例第2条第1項第8号に規定をする除雪サービス等助成事業について、利用者が支払う除雪契約金額の調査を行った結果、契約金額に一定の上昇が見られたため、助成額についても所要の増額を図り、利用者負担の適正化に努めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 議案第7号 名寄市介護保険条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 名寄市介護保険条例等の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本案は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき名寄市第6期介護保険事業計画を定め、平成27年度から平成29年度までにおける介護保険料額を定めるため、また改正介護保険法附則第14条に規定をする介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置について定めるために名寄市介護保険条例等の一部を改正をしようとするものでございます。

第1号被保険者の保険料につきましては、高齢者人口及び要介護、要支援認定者の増加に伴う介護サービス給付費の増加が見込まれるため、保険料額の上昇は避けられない状況ですが、国の基準の9段階の所得による負担段階を細分化をし、所得に応じた保険料負担をいただくことにより基準額の上昇を抑え、低所得者層への負担軽減を図ることとしております。

介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置につきましては、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性などから、事業開始を平成29年4月1日に延期するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

議案第7号は、市民福祉常任委員会に付託をいたします。

ただいま市民福祉常任委員会に付託しました議案第7号については、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることといたしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

議案第7号については、3月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第8号 名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、次年度にふうれん望湖台センターハウス及びセンターハウス周辺施設を取り壊す予定であるため、テニスコートについて用途廃止をするとともに、今年度の利用を休止したパークゴルフ場について用途廃止をいたしたく、同条例を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異

議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第9号 名寄市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である長期優良住宅を認定をする事務に関して、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度の改正に伴い、住宅性能評価書を活用した場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料を定めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 議案第10号 名寄市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 名寄市立学校設置条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

豊西小学校においては、名寄市街地区統廃合検討委員会の中で名寄南小学校と名寄西小学校に分割統合をし、名寄南小学校を改築、名寄西小学校を増築することで協議が調ってございます。また、東風連小学校については、児童数の減少などから学校の維持が困難な状況となり、閉校することで地域との協議が調ったことから、両校とも平成27年度末をもって閉校することで手続を進めるため、本条例から当該2校を削除しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、地方自治法第244条の2第2項の規定及び議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用及び廃止に関する条例第3条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決となります。また、特別多数議決の場合、議長も出席議員となり、表決権を持ちますので、御了承願います。

お諮りいたします。議案第10号は原案のとおり

り決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 議案第11号 名寄市木材需要拡大センター条例の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 名寄市木材需要拡大センター条例の廃止について、提案の理由を申し上げます。

名寄市木材需要拡大センターは、これまで木と親しむ木育等の場として森林文化の啓蒙、普及に活用してまいりました。しかし、今年度北海道から本市に移管をされたトムテ文化の森も木育を初め、地域材の利用の情報発信の場として活用しており、名寄市内に類似をした施設が2カ所あることから、用途をトムテ文化の森に集約をし、森林の機能やその役割及び森林、林業に関する情報発信、森林文化の学びの場として活用してまいります。さらに、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律による処分の制限を受ける期間についても制限期間の24年を経過し、用途変更が可能になったことから、施設の新たな利活用の庁内検討を行い、子育て支援関連施設に用途を変えて利用することといたしました。また、町内会活動の場として利用していた町内会には、2階部分の利用を可能とすることで了解が得られたことから、本条例を廃止しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 議案第12号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

本計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間として策定をしようとするものであります。

計画の策定に当たりましては、名寄市保健医療福祉推進協議会に諮問をし、20歳以上の市民1,600人を対象に行った計画策定の基礎資料となるアンケート調査の結果をもとに、名寄市保健医療福祉推進協議会の専門部会であります保健医療・高齢者合同部会で協議を重ね、平成26年12月15日に答申をいただいたところでございます。当該答申をもとに、パブリックコメント手続を経て名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画の最終案が整いましたので、名寄市議会基本条例第10条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第12号については、質疑から採決までの議事を3月20日に延期したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については質疑から採決までの議事を3月20日に延期することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第19 議案第13号 上川教育研修センター組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 上川教育研修センター組合規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布をされ、平成27年4月1日から施行されることに伴い、名寄市も組織団体となっている上川教育研修センター組合の規約の変更について地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第20 議案第14号 平成26年度名寄市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 平成26年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり事業の確定に伴う事業費や人件費などの調整が主なものでありまして、歳入歳出それぞれ7億8,010万2,000円を減額をして、予算総額を225億7,411万1,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして一般管理事業費のうち名寄庁舎一般管理事業費で備品購入費930万円の追加は、昨年末に故障した名寄庁舎の電話交換設備の更新を図ろうとするものであります。

4款衛生費におきまして病院事業会計繰出金8,788万5,000円の減額は、名寄市立総合病院に係る交付税の算定において精神科病床数による特別交付税が日割り計算となり、大きく削減をされたため、臨時的に一般会計からの繰出金を5,000万円追加をし、繰出金の調整をしようとするものでございます。同じく4款衛生費におきまして病院運営事業費で備荒資金組合超過納付負担金（東病院分）で7,578万円の追加は、名寄東病院における将来の安定的な病院運営に備え、負担金の超過納付を行おうとするものでございます。

6款農林業費におきまして農業の担い手支援事業費で青年就農給付金300万円の追加は、平成26年度における国の経済対策により平成27年

度の給付対象者を前倒し実施することとなったため、対象者分の予算を追加をしようとするものがございます。

8款土木費におきまして街路維持管理事業費で需用費883万2,000円の追加は、主に街路灯に係る電気料の増に対応し予算を追加しようとするものであります。

10款教育費におきまして基金積立金として文化センター大ホール建設基金積立金210万8,000円の追加は、基金の利子調整のほか、市民の皆様からいただきました寄附金5件を積み立てしようとするものであります。寄附における御意向に沿いまして、今後取り崩して財源化をしてまいります。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加及び確定に伴う国庫支出金、道支出金、市債などの特定財源の調整を行ったほか、1月末の収納状況等から判断をして市税、使用料及び手数料などで必要な調整を行いました。

11款地方交付税におきまして普通交付税で870万7,000円の追加は、国の地方への経済対策の一つとして平成26年7月の普通交付税本算定から調整分として削減された金額を復元をし、いわゆる調整戻しの実施による予算を計上しようとするものであります。

19款繰入金では、財政調整基金の繰入金を減額をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第2表、継続費補正につきましては、北斗・新北斗公営住宅建設事業4棟目ほか2件の予算を変更しようとするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正につきましては、選管事務所用プレハブ借上料ほか6件の追加をし、冷湿害等営農支援事業利子補給補助金のほか2件で期間の延長に係る変更をしようとするものであります。

次に、第4表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い町内会活動支援事業ほか33件

を変更しようとするものであります。

次に、第5表、繰越明許費につきましては、年度内に完了しない基幹水利施設ストックマネジメント事業費忠烈布地区ほか3件を繰り越しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けまして補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出から申し上げます。議案第14号の38、39ページをお開きください。3款民生費、1項7目障害者福祉費の障害者福祉一般行政経費でグループホーム整備事業補助金375万円の追加は、名寄市内の2つの事業所からの整備に係る補助申請に対応し予算を計上しようとするものであります。同じく3款民生費、1項7目障害者福祉費の介護給付事業費で4,491万円の追加は、就労継続支援や共同生活援助に対する給付費の増により、予算を追加計上しようとするものでございます。本事業に係る歳入であります国及び北海道の負担金につきましても、それぞれ障害者福祉費負担金として予算を計上してございます。

続きまして、62、63ページをお開きください。10款教育費、1項2目事務局費で名寄市教育振興補助金82万円の追加につきましては、本年度のスポーツ少年団や部活動の遠征増に伴いまして、かかる補助金を追加しようとするものでございます。

70ページ、71ページをお開きください。同じく10款教育費、6項2目青少年育成費の学童保育所運営事業費で保育緊急確保事業費補助金156万円の追加につきましては、国の子ども・子育て支援新制度を活用しまして市内民間学童保育

所におきます従業者の処遇改善を実施しようとするものでございます。

74ページ、75ページをお開きください。11款災害復旧費、1項1目公共土木施設災害復旧費で公共土木施設災害復旧事業費7,220万3,000円の減額につきましては、昨年度8月の大雨災害による災害復旧事業の額の確定及び繰り越しへの処理や事業間の経費移動に伴いまして予算を調整しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。18、19ページをお開きください。18款寄附金1,142万8,000円の追加につきましては、既に予算化されたものを除きまして2月9日までに寄附採納されました一般寄附金、ふるさと納税寄附金等を予算計上するものでありまして、寄附者の御意向に沿いまして地域振興基金に40万1,000円、地域福祉基金に12万6,000円をそれぞれ積み立てるほか、先ほど市長が申し上げましたけれども、文化センター大ホール建設基金に寄附金としていただきました224万2,000円から利子調整としまして13万4,000円を差し引いた残りの210万8,000円を積み立てようとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第21 議案第15号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして保険給付費の伸びによる追加及び年度末における事業見込みによる事業費の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ7,190万3,000円を追加をし、予算総額を34億6,584万4,000円に、直診勘定におきまして診療収入などが増額になったことから一般会計繰入金の減額など費目間の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ219万5,000円を減額をし、総額を1億8,838万6,000円にしようとするものであります。

補正の主なものについて保険事業勘定の歳出から申し上げます。1款総務費では人件費を中心に総額378万円を減額をし、2款保険給付費では一般被保険者療養給付費の増大により総額9,827万4,000円を追加をし、6款介護納付金では納付金の額の確定により16万8,000円を減額をし、7款共同事業拠出金では拠出額の確定により2,168万4,000円を減額をし、8款保健事業費では決算見込みによる減額及び肺炎球菌ワクチン助成の追加などで総額81万1,000円を減額しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。2款国庫支出金では各種補助金の確定に伴い総額210万7,000円を減額をし、3款療養給付費等交付金では変更決定額の通知に伴い2,215万5,000円を減額をし、4款前期高齢者交付金では交付金の確定に伴い29万2,000円を減

額をし、5款道支出金では各種補助金の確定に伴い総額210万7,000円を減額し、6款共同事業交付金では交付額の確定により5,856万6,000円を追加をし、8款繰入金では保険基盤安定繰入金及びその他一般会計繰入金で総額539万5,000円を追加をし、9款繰越金では前年度繰越金の最終補正額として3,459万4,000円を追加しようとするものであります。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では人件費等で192万9,000円、2款医業費では医療用器械器具費等で62万6,000円をそれぞれ減額をし、3款施設整備費では医療機器等の備品購入費で36万円を追加しようとするものであります。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。1款診療収入では診療報酬収入等で1,144万7,000円、2款使用料及び手数料では10万1,000円、4款繰入金の事業勘定繰入金では6万2,000円をそれぞれ追加をし、3款道支出金では電源立地地域対策交付金で13万1,000円、4款繰入金の一般会計繰入金では1,252万4,000円、5款諸収入では115万円を減額をし、調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第22 議案第16号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ6,237万8,000円を追加し、予算総額を23億4,921万8,000円に、サービス事業勘定・名寄におきまして歳入歳出それぞれ17万7,000円を減額をし、予算総額を2億266万9,000円に、サービス事業勘定・風連におきまして歳入歳出それぞれ6万1,000円を追加をし、予算総額を6,394万9,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。2款保険給付費におきまして要介護、要支援認定者の増加に伴う各種介護サービス給付費の増加により6,710万7,000円を追加しようとするものであります。

保険事業勘定の歳入におきましては、保険給付費の増加に伴い、4款国庫支出金を1,294万7,000円、5款支払基金交付金を1,946万1,000円、6款道支出金を2,154万5,000円追加をしようとするものであります。

また、サービス事業勘定・名寄及びサービス事業勘定・風連におきましては、それぞれ人件費に係る追加及び減額を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第23 議案第17号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、主に年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ3,462万3,000円を減額をし、予算総額を11億5,902万6,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款下水道事業費におきまして下水道管理運営事務費で上水道事業会計負担金1,832万3,000円の追加は、メーター検針等に係る経費の増額に伴う水道事業会計への負担金を追加しようとするものであります。

2款公債費におきまして長期債償還元金に390万7,000円を追加し、3款諸支出金におきましては消費税で388万円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では下水道事業受益者負担金に378万9,000円を、4款繰入金で617万9,000

円をそれぞれ追加をし、2款使用料及び手数料では使用料等の減少により1,383万1,000円を、3款国庫支出金では事業費の確定により826万円を、6款市債では事業費の確定により2,250万円をそれぞれ減額をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第24 議案第18号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ654万1,0

00円を減額し、予算総額を8,087万3,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款個別排水事業費では事業費の確定に伴う調整により644万1,000円を、3款諸支出金では消費税で10万円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。3款繰入金では54万9,000円を、4款諸収入では消費税の確定等により28万7,000円をそれぞれ追加をし、1款分担金及び負担金では58万2,000円を、2款使用料及び手数料では159万5,000円を、5款市債では520万円をそれぞれ減額をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第25 議案第19号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第19号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ489万2,000円を減額をし、予算総額を1億5,031万2,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款簡易水道事業費では、事業費の確定に伴う調整により489万2,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では、水道使用料で16万5,000円を追加し、給水工事手数料で1万2,000円を減額しようとするものであります。

2款国庫支出金では国庫補助金で6,000円減額をし、3款繰入金では一般会計繰入金で53万9,000円を減額し、5款市債では簡易水道事業債で450万円を減額して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第26 議案第20号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第20号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ97万7,000円を減額し、予算総額を7,893万7,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款商工費では、事業費の確定により97万7,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款繰入金で97万7,000円減額をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第27 議案第21号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第21号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ65万1,000円を減額し、予算総額を3億7,883万8,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では、後期高齢者医療事務費として事業の決算見込みにより総額65万1,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。3款繰入金では、歳出減に伴い65万1,000円を減額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第28 議案第22号 平成26年度名寄市病院事業会計補正予算

（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第22号 平成26年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の各収支を見通し、必要な調整を行うとともに、地方公営企業法第33条第2項の規定に基づき定める取得する重要な資産の設定、各種業務委託について債務負担行為の設定及び継続費の補正をしようとするものでございます。

補正の主なものを収益的収入から申し上げます。1款病院事業収益では、医業収益におきまして入院患者数の減少により入院収益で6億1,202万2,000円を、外来患者数の減少により外来収益で1,805万6,000円をそれぞれ減額をし、他会計負担金では救急医療確保に要する経費等で2,482万5,000円を追加しようとするものであります。

次に、医業外収益におきまして他会計負担金で精神科病棟運営に要する経費等で9,770万8,000円を減額し、長期前受金戻入では2,222万4,000円を追加しようとするものでございます。

次に、特別利益におきまして過年度の入院診療報酬調定等で7,924万9,000円を、退職手当支給率の改定による退職給付手当引当金繰入額の戻入等で2億9,560万8,000円をそれぞれ追加をし、収益の総額を93億7,013万5,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款病院事業費用では、医業費用におきまして給与費で市立病院において看護師等の採用が予定を下回ったことなどにより1億3,097万8,000円を、経費では東病院指定管理料等の減少により1,989万3,000円をそれぞれ減額しようとするものでございます。

次に、医業外費用におきまして支払利息及び企

業債取扱諸費で利率見直し方式にて借り入れた企業債利息の減少で2,255万円を減額しようとするものであります。

次に、特別損失におきまして法定福利費引当金繰入額で2,706万8,000円を減額し、費用の総額を120億8,223万5,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入について申し上げます。3款資本的収入におきまして企業債で精神科病棟改築事業における外構工事が竣工をし、工事費が確定をしたこと等により960万円を、負担金では建設改良に要する経費で952万1,000円をそれぞれ減額をし、総額を9億44万2,000円にしようとするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出におきまして建設改良費で外来改修工事、精神科病棟改築事業等で2,454万1,000円を減額をし、総額を12億563万6,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収支の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填をするものでございます。

次に、棚卸資産購入限度額について申し上げます。5款貯蔵品におきまして薬品で1,685万4,000円を追加し、総額を9億5,005万4,000円にしようとするものであります。

次に、継続費の補正について申し上げます。精神科病棟改築事業に関し設定をした継続費において旧精神科病棟の解体工事及び駐車場等外構工事で2,019万2,000円を減額し、総額を29億7,794万2,000円にしようとするものでございます。

次に、重要な資産の取得の設定について申し上げます。経年劣化により更新が必要となった超音波画像診断装置を設定をするものであります。

次に、各種業務委託に係る債務負担行為について申し上げます。市立病院巡回警備業務の委託について、期間及び限度額を設定をしようとするも

のであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第29 議案第23号 平成26年度名寄市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第23号 平成26年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の収支を見通し、予算の調整を行おうとするものであります。

まず、収益的収入について申し上げます。1款水道事業収益では、主に給水収益の1,396万7,000円の減額やその他営業収益の2,291万5,000円の増額により919万5,000円を追加をし、総額を6億6,299万9,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、事業費の確定に伴う各費目の調整を行い、費用全体で3,731万7,000円を

減額をし、総額を7億1,056万6,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。3款資本的収入では886万6,000円を減額をし、総額を3億4,504万2,000円に、また4款資本的支出では1,145万円を減額をし、総額を5億9,133万8,000円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第30 議案第24号 平成27年度名寄市一般会計予算、議案第25号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第26号 平成27年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第27号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第28号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第29号 平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第30号 平成27年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第31号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第32号 平成27年度名

寄市病院事業会計予算、議案第33号 平成27年度名寄市水道事業会計予算、以上10件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第24号 平成27年度名寄市一般会計予算及び議案第25号から議案第33号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

各会計予算案は、平成26年10月31日付市長訓令に基づき、将来を見据えた健全な財政を維持しつつ、新名寄市総合計画後期計画の具現化に取り組むことなど、大きく5項目の方針に沿って予算を編成をいたしました。

一般会計予算案は、前年度比5.6%増の232億9,633万1,000円となりました。名寄南小学校校舎・屋内運動場改築事業や大学図書館建設事業等の大型事業を計上をしたほか、健康マイレージ事業、子育てコンシェルジュを活用した利用者支援事業、芸術文化振興補助金等のソフト事業を計上したところであります。また、収支不足を補う財政調整基金の取り崩し額は4億5,981万5,000円を計上してございます。

次に、特別会計について申し上げます。平成27年度国民健康保険特別会計外6特別会計の予算総額は、前年度比6.3%増の85億2,936万5,000円となっております。増減の大きなものは、介護保険事業特別会計のサービス事業勘定で電気料や委託料の増による指定管理委託料の増や老朽設備の改修予算計上などの影響によりサービス事業勘定・名寄分で31.4%、風連分27.3%、それぞれ増となりました。簡易水道事業特別会計では、平成26年度に浄水場基幹改良工事を計上をしていたため、この事業終了により前年度比60.9%の減となりました。また、公設地方卸売市場会計につきましては、平成26年度をもちまして会計廃止となります。

次に、企業会計について申し上げます。病院事

業会計及び水道事業会計の予算総額は、前年度比16.9%減の124億2,049万2,000円となりました。企業会計においては、病院事業会計で平成26年度では企業会計基準の改正による特別損失を計上をしていましたが、これがなくなったこと、加えて名寄市立総合病院の院内改修工事や精神科棟改築に係る外構工事や旧病棟解体工事等の終了により18.0%減の111億7,032万1,000円、水道事業会計では病院事業会計同様に平成26年度では企業会計基準の改正による特別損失を計上しておりましたが、これがなくなったことにより5.7%減の12億5,017万1,000円となりました。

以上によりまして、平成27年度全会計の予算総額は前年度比1.4%減の442億4,618万8,000円となりました。

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条の規定に基づき提出をいたしますので、よろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第24号外9件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号外9件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第31 議案第34号 名寄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第34号 名寄市教育委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

名寄市教育委員であります高橋雅樹氏が本年5月15日をもって任期満了となりますが、本件は同委員を再度教育委員に任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第34号はこれに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は同意することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第32 議案第35号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第35号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成26年度人事院勧告に基づく給与制度の総合的見直しとして教育職給料表の改正を

行おうとするものです。また、行政職給料表の適用者に対する給与制度の見直しを平成27年1月1日から施行しておりますが、現給保障に対する規定の一部を改正して適用しようとするものです。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第33 議案第36号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第36号 工事請負契約の変更について、提案の理由を申し上げます。

（仮称）市民ホール整備事業の建築主体工事につきましては、平成25年9月2日に岩倉・盛永・大野特定建設工事共同企業体と契約をし、現在施工中であり、平成26年12月19日には13億4,519万1,600円で契約変更の議決をいただいたところでございます。本件は、発注以後の労務費等の変動に伴う物価上昇分に対応するため、契約書の第25条第6項のインフレスライドを適用し、契約金額に9,428万5,080円を加

え、14億3,947万6,680円で当該企業体と契約変更を締結しようとするものであります。

以上、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第34 議案第37号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第37号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

さきの議案で契約変更の議決をいただきました（仮称）市民ホール整備事業につきましては、平成25年9月2日の議決後速やかに工事着手をし、本年5月のオープンに向けて工事を進めてきたところでございます。地質調査については、文化センター建設時のデータを活用して効率的に実施をいたしました。建設場所に関する情報収集の不

足もあり、工事施工中に軟弱地盤が見つかったことから、その対応とそれに伴う冬期施工の実施や工期の変更などに迫られ、結果として工事費用の増加を招くこととなりました。市民待望の施設建設に当たり、この間関係者を初め市民の皆様には大きな不安と心配をおかけをしましたことに対し、執行責任者として私と名寄庁舎担当副市長の給与の減額措置を提案をするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第35 議案第38号 名寄市議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤靖議員。

○6番（佐藤 靖議員） 議案第38号 名寄市議会基本条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本条例は、平成21年4月から施行され、市民の意思を的確に反映させる議会運営の基本姿勢を明らかにするとともに、議員間の議論の活発化、議会の政策立案活動における市民参加の推進、市

政の推進にかかわる市長を初め執行機関との緊張関係の保持など、議会及び議員の活動原則を盛り込み、これまで活動を行ってきたところであり、今回少子化の急速な進行や都市部を中心とした待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化から、国は平成24年8月に子ども・子育て支援法を初めとする子ども・子育て関連3法を成立させ、同法に基づく子ども・子育て支援新制度を平成27年度から本格スタートさせるに際し、市区町村に質の高い幼児期の学校教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために子ども・子育て支援事業計画の策定を求め、名寄市でも27年度から5年間の計画策定に取り組んでいるところであります。

以上のことから、市議会といたしましても本条例の第10条、議決事項の定めで執行機関とともに責任を担いながら計画的かつ透明性の高い市政運営に努めなければならないと定めており、本計画を法第96条第2項の規定に基づく議決事件とすることが必要と判断し、本条例第10条に追加するとともに、第8号に定める次世代育成支援行動計画については子ども・子育て支援事業計画が従来の計画を包含するとともに、平成27年3月31日をもって終了することから、同日をもって削除するため一部を改正するものであります。

また、文言及び掲載順についても今回の改正にあわせ、訂正するものでありますので、よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第36 報告第1号 名寄市土地開発公社の解散及び清算結了についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 名寄市土地開発公社の解散及び清算結了について御報告を申し上げます。

平成26年度の事業報告につきましては、議案書のとおりでございます。昨年7月25日第2回理事会で公社解散が議決をされ、清算人の選任を行い、12月15日に清算人会議を開催し、清算結了を承認をされたところでございます。清算人会議において承認をされた残余財産の額は502万7,664円であり、名寄市が出資をした500万円が返却をされ、出資金を差し引いた残額2万7,664円は名寄市に帰属をされたものであります。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告を申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、報告第1号について質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

報告第1号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日2月26日から3月9日までの12日間を休会といたしたいと思います。が、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、あす2月26日から3月9日までの12日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時20分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 佐々木 寿

署名議員 熊 谷 吉 正

平成27年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成27年3月10日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 代表質問

事務局長 益 塚 敏
書記 山 崎 直 文
書記 鷺 見 良 子
書記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 代表質問

1. 説明員

市長 加 藤 剛 士 君
副市長 佐々木 雅 之 君
副市長 久 保 和 幸 君
教育長 小 野 浩 一 君
総務部長 白 田 進 君
市民部長 三 島 裕 二 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経済部長 川 田 弘 志 君
建設水道部長 中 村 勝 己 君
教育部長 小 川 勇 人 君
市立総合病院事務部長 松 島 佳 寿 夫 君
市立大学局長 鹿 野 裕 二 君
営業戦略室長 常 本 史 之 君
上下水道室長 天 野 信 二 君
会計室長 山 崎 真 理 子 君
監査委員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（19名）

議長 19番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 勝 議員
1番 川 村 幸 栄 議員
2番 高 野 美 枝 子 議員
3番 塩 田 昌 彦 議員
4番 山 田 典 幸 議員
5番 竹 中 憲 之 議員
6番 佐 藤 靖 議員
7番 奥 村 英 俊 議員
8番 上 松 直 美 議員
9番 大 石 健 二 議員
10番 高 橋 伸 典 議員
11番 川 口 京 二 議員
12番 佐々木 寿 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 日 根 野 正 敏 議員
17番 山 口 祐 司 議員
18番 駒 津 喜 一 議員
20番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（1名）

16番 植 松 正 一 議員

1. 事務局出席職員

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に16番、植松正一議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1番 川 村 幸 栄 議員

18番 駒 津 喜 一 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより代表質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

2015年度市政執行方針とまちづくりについて外4件を、奥村英俊議員。

○7番（奥村英俊議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、市民連合・凜風会を代表して質問申し上げたいというふうに思います。

一年の計は元旦にありといいますが、これは物事を始めるに当たっては最初にきちんとした計画を立てるのが大切だということであり、名寄市にとっては今回の第1回定例会の市政執行方針がそれに当たるものだというふうに思います。そういう観点で幾つかの項目について質問し、議論を深めていきたいというふうに思います。

まず、1つ目の項目として、2015年度執行方針とまちづくりについて伺います。昨年地方創生の理念等を定めたまち・ひと・しごと創生法案と活性化に取り組む地方自治体を国が一体的に支援する地域再生法の一部を改正する法律案の地方創生関連2法案が可決成立して以降、加藤市長はさまざまな場面で地方創生に期待をするという発言をされていますが、具体的に市長が期待する点

は何かについてお伺いします。

次に、市政推進の基本的な考え方として民間社会的発想での行政運営についてですが、これまでも民間の発想を持って行政サービスの質の向上と効率的な行政運営に努めてきたとありますが、具体的にはどういう取り組みのことを言っているのか、説明をお願いいたします。

また、本市が有するさまざまな資源や優位性を最大限に生かしながら将来にわたって自律的で持続的な地域社会を創生できるよう、地域の宝、財産、特色に徹底的にこだわったスケールの大きなまちづくりを進めるとしてはいますが、具体的には何をどう活用または生かすのかについてお伺いいたします。

次に、平成27年度予算編成にかかわって、詳細な議論は予算審査特別委員会がありますので、そちらに委ねますが、地方創生の交付金は自由度の高い交付金とのイメージがあります。27年度以降の財政に与える今後の影響について、また法人税減税の影響など、歳入確保の動向についてお伺いいたします。

次に、市民と行政の協働についてですが、新名寄市総合計画、また1次後期基本計画も仕上げの時期に入りましたが、第2次総合計画の策定に向けた今後の大まかな作業日程と計画自体は全市民でつくり上げるということにはなるのでしょうか、市長自身の第2次計画への思いをお伺いしたいというふうに思います。

次に、コミュニティ活動の推進についてですが、町内会をまちづくりを進める上で最も重要な組織と位置づけて、未加入者の増加や役員の担い手不足などさまざまな課題解消に向けた支援のあり方を検討していくとしていますが、市の考え方についてお伺いいたします。

また、住民の自治権確立を展望するとき地域連絡協議会のあり方と位置づけをどういうふうに考えているのか、これについてもお伺いいたします。既に町内会同士の一定の連携や取り組みが進んで

いるところもありますので、モデル地区として地域自治体を展望した取り組みを進めるお考えはないかについてお伺いをします。

次に、防災対策の充実について、まず法改正による新たな取り組みというふうにありますけれども、それについて何かお伺いをいたします。

また、近年の自然環境の変化と昨年起きました実際の災害から皆さんが緊急性の高い課題であると認識していることと思いますが、住民周知及び災害発生時の対応について各関係機関の連携を強化し、取り組みを進めるとしてはありますが、具体的にどうしていくのかお伺いします。

次に、都市宣言についてですが、年度当初の市政執行方針では4本ある都市宣言、安全・安心都市宣言、教育都市宣言、健康都市宣言、そして非核平和都市宣言について宣言の具現化を念頭にそれぞれ触れるべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。それぞれに係る施策については、その時々によっても触れられていますけれども、今回は非核平和都市宣言の関係について触れていません。とりわけことしは戦後70年の節目の年であり、これまでも具体的な取り組みを進めている状況もありますから、改めてことしの取り組みと宣言の内容の尊重についての考えをお伺いいたします。

次に、保健医療福祉行政について伺います。まず、健康の保持増進についてですが、名寄市の平均寿命と健康寿命との差は男性が1.24年、女性が2.85年で全国や全道に比べ短くなっていますが、健康寿命を延ばし、平均寿命との差を一層縮めるためのこれからの取り組みについてお伺いいたします。

また、27年度から取り組むなよろ健康マイレージ事業の果たす役割についてあわせてお伺いいたします。

次に、名寄市立総合病院の経営の安定と今後の課題についてお伺いします。平成25年、赤字決算、26年も赤字の決算が見込まれる状況であり、

市立病院の経営は大学とともに財政的なことも含めた名寄市の大きな柱であるというふうに思います。赤字体質の脱却が急務というふうに考えますが、その対応策についてお伺いいたします。

また、収益の中心は医師だというふうに考えます。設置者として、働いていただいています医師に対して収益向上の協力を求めるべきだというふうに考えますが、その対応についてお伺いをいたします。

次に、救命救急センターについてお伺いします。救命救急センターは、名寄市民だけではなく道北地域全体が期待するものです。開設に向けた協議、準備を進めているということですが、どの程度進んでいる状況なのかをお伺いします。

また、おおむねの開設の時期についてもお知らせいただきたいというふうに思います。

設置された場合、収益、財政の影響と開始後の安定的な運営の考え方についてお伺いをいたします。

次に、地域福祉の推進について伺いますが、本年4月施行の生活保護に至る前の自立支援強化を図るため実施することとした生活困窮者自立支援事業について、一部報道では当市は事業を実施しないというふうになっていたというふうに思いますが、改めて当市の実施の内容と実施の方法についてお伺いいたします。

一方、福祉の現場では生活保護の申請、開始が増加している状況にあると聞いています。生活保護を受給されている方に対しては、マンパワーによるきめ細かな支援、援助、指導によって自立の方向性が促されたり、安心した生活を送ることができるというふうに考えます。想定のカースとカースワーカーの配置基準に関係しますが、生活保護担当のカースワーカーの増員をすべきというふうに考えますが、それについてのお考えをお伺いいたします。

次に、経済建設行政について伺いますが、基幹産業の農業とTPPについて、政府はTPP交渉

の妥結時期が4月以降にずれ込むとの見通しを明らかにしましたが、豚肉、牛肉で譲歩、米国産の主食米の輸入を拡大するなどが報じられ、農家の皆さんは大変大きな不安を訴えています。名寄市においては、議会での意見書も含めてTPP交渉に係る衆参両院農林水産委員会決議の遵守とともに、決議が遵守できない場合はTPP交渉から脱退することを求めています。改めて名寄市の考えと今後の取り組みについて伺います。

次に、中心市街地のにぎわい創出について伺います。駅前交流プラザよろ一なは、開設以来中心市街地のにぎわい創出の中心施設と言われてきましたが、これまでの中心市街地のにぎわい創出の議論についてお伺いいたします。

また、当然施設の指定管理者選考の過程で提案を受けていることとは思いますが、この4月から指定管理者としたNPOなよろ観光まちづくり協会からの中心市街地のにぎわい創出の提案内容についてもお伺いいたします。

この中心市街地のにぎわい創出については、NPOなよろ観光まちづくり協会を中心とし、地元商店会などとの民間の力で進めるべきと考えますし、その上で必要な事業費や運営費についても財政の支援をすべきと思いますが、それについての考えをお伺いいたします。

次に、観光の振興についてですが、名寄市観光振興計画では平成27年度から2年間を収穫期として定めて観光入り込み客数を平成22年度から25%増加させることを目標として掲げています。これまでの状況と目標達成のめどについて、大まかな感触も含めてお伺いいたします。

また、市政執行方針ではB-1グランプリ全国大会出展について触れていますが、その目的や意味についてお伺いいたします。

最後に、教育行政についてお伺いいたします。まず、小中一貫教育について、全国的に小中一貫教育の取り組みの契機として、小学校から中学校への進学において新しい環境での学習や生活へ移

行する段階で不登校など生徒指導上の諸問題につながっていく事態など、いわゆる中1ギャップに直面をし、小学校から中学校へ接続を円滑化する必要性を認識し、取り組み始めたケースなどが見られますが、智恵文地区での取り組みの目的と期待する成果、そして地域住民の思いはどこにあるのかについてお伺いいたします。

智恵文地区は、モデルケースとしての取り組みですが、全国的にも小中連携、一貫教育の効果については既に取り組みを進めている市町村においてはほぼ全ての市町村において成果が認められています。具体例として、中学生の不登校出現率の減少、市町村または都道府県独自の学習到達度調査、全国学力・学習状況調査における平均正答率の上昇、児童生徒の規範意識の向上、異年齢集団での活動による自尊感情の高まり、教職員の児童生徒理解や指導法改善意欲の高まりなど、意識面の変化といった結果が得られていると聞きますが、名寄市としては全市での取り組みについてどういうお考えなのか、また可能かどうかお伺いをいたします。

次に、名寄市立大学の今後の課題と展望について伺います。保健福祉学部の再編、社会保育学科設置の方針を確立し、取り組みが進められていますが、改めて大学が目指すもの、知の拠点についてお伺いいたします。

また、地域に信頼される大学が運営の基本と考えますが、教員を中心とした大学の職員力の向上が重要であり、設置者として一層の努力を提言すべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、地域文化の創造について伺いますが、（仮称）市民ホールの開館に当たって文化芸術の拠点、市民のコミュニティーの醸成の場についてわかりやすく説明をお願いいたします。

また、開館後の運営、音楽や舞台芸術などのメイン事業の方向性についてもお伺いいたします。

次に、生涯スポーツの振興について伺います。

2020年の東京オリンピックが決定し、札幌市が1972年以来2度目の冬季五輪開催に向け、2026年の冬季五輪の開催都市に立候補することを表明しました。これらに伴いスポーツに対する関心が高まっているとし、執行方針では市民のスポーツ環境・意識調査でのスポーツや運動の必要性と継続性、機会や場の創出の大切さの指摘からスポーツ施設の整備や改修をうたっていますが、具体的な取り組みについて伺います。

また、スポーツ施設の整備や改修という点では、日進地区の再整備とも関連すると考えますが、全体構想、スポーツ施設整備についてお伺いします。

さらに、スポーツ振興は、既に取り組みが進められている合宿誘致の取り組みとも関連があると考えます。これまでの取り組みと成果、今後の展望についてお伺いをし、壇上からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。奥村議員から大項目5点にわたっての御質問いただきました。教育行政以外に係るところをまず私から答弁をさせていただきます。

大項目1、2015年度市政執行方針とまちづくりについて、小項目1、新年度執行方針と基本姿勢に関しまして、まず地方創生について申し上げます。我が国においては、主要先進国では類を見ない早さで人口減少、超高齢化社会を迎えており、数多くの地方において若年人口の減少により地域経済の活力が奪われ、人口流出に拍車がかかる悪循環に陥っております。このような中、国では人口減少の抑制、東京への一極集中の是正など構造的な課題に取り組むために昨年まち・ひと・しごと創生法と地域再生法の一部改正法のいわゆる地方創生関連2法を施行するとともに、12月には人口の現状と将来の姿を示す長期ビジョンや将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5カ年計画である総合戦略を策定をするなど、課題解決に向けた取り組みを本格化してきており

ます。さらに、地方の取り組みに対しましては、いわゆるビッグデータでありますけれども、地域経済分析システムによる情報支援、小規模市町村へ国家公務員等を派遣する地方創生人材支援制度や相談窓口となる地方創生コンシェルジュの選任による人的支援、地方創生の先行的な取り組みを支援をする新たな交付金や地方財政措置などの財政的支援により、多様で切れ目のない支援を行うこととしております。今後地方においては、自主性、主体性を発揮をし、地域の実情に沿った地域性のある地方創生、この取り組みが進められていくといったことが求められることとなりますことから、私といたしましてはこれらの国の支援を活用するとともに、本市が有するさまざまな資源、優位性を最大限に生かしながら将来にわたって自律的、持続的な地域社会を創生できるよう全力で取り組んでまいります。

次に、民間会社発想での行財政運営についてであります。私は、民間出身の市長として市の仕事は住民の幸せをつくることと考えており、職員全員が市民は顧客であり、そして市民が主役であるという意識を共有をし、親切で丁寧な住民サービスを行うとともに、コスト意識を持つことに加えて本市の魅力を十分に発信することが重要であると考えておりますことから、この間行政サービスの質の向上、行財政の健全化、名寄市の魅力の発信に取り組んでまいりました。まず、行政サービスの質の向上といたしましては、広報やホームページ、フェイスブックなど多様な媒体による情報発信や市長室開放事業の実施、総合案内窓口の設置などにより市民と行政との情報共有、市民参加を推し進めるとともに、職員の人事交流の活性化や職員研修の充実に取り組み、より丁寧に市民に身近な市役所づくりに努めてまいりました。次に、行財政の健全化でありますけれども、職員配置の適正化、組織機構の見直し、使用料、手数料や負担金、補助金の見直しに加え、有利な財源の確保などの行財政改革を推進をすることにより

将来の財政運営についても一定の備えを行ってきたところであります。また、名寄市の魅力の発信といたしましては、観光振興計画に基づく事業の推進を初め、台湾との交流の推進、モチ米など農産物のブランド化の推進、名寄観光大使、名寄ふるさと大使の任命など、トップセールスを含めて本市の魅力を積極的に発信をしております。今後とも市民から信頼をされる行財政運営に努めてまいります。

次に、地域の宝、財産、特色に徹底的にこだわったスケールの大きなまちづくりについてであります。本市には、自然が育み、先人たちが築き、残してくれた有形無形のすばらしい財産が豊富にあり、作付面積日本一のモチ米や国内最大級の望遠鏡を有する天文台、雪質日本一のスキー場など、国内外に誇れる地域資源であると考えております。今後もこれらの魅力を最大限に発信をし、杉並区や台湾などとのネットワークを形成をしながら海外への特産品輸出の推進や交流人口の拡大などに積極的に取り組み、地域振興と市民が地域に誇りを持つことのできる明るく元気なまちづくりを進めてまいります。

予算編成と今後の財政展望について。地方の人口減少問題、ひいては消滅自治体が発生するのではという議論が呼び水となり、地方創生による地域の活性化が国の施策として出てまいりました。まち・ひと・しごと創生法の成立によりまして、市町村版のまち・ひと・しごとの創生総合戦略、通称で地方版総合戦略の策定に努めることとされ、またこの地方版総合戦略における取り組みの事例の紹介なども国により示されているところでもあります。地方創生の実効的な取り組みに向けて全国知事会を初めとする地方六団体からは、従来の各省ごとの細かい補助金を寄せ集めたものではなくて、自由度の高い包括的なまち・ひと・しごと創生推進交付金、仮称でありますけれども、この創設が要望をされているところでもありますけれども、実現はされておられません。現時点では、平成26

年度の国の補正予算による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金のうち、地方創生先行型ということで名寄市は5,759万円の内示があり、補正予算を予定してございます。また、平成27年度の地方財政計画では地方創生に必要な歳出としてまち・ひと・しごと創生事業費、これも仮称でありますけれども、これを創設をし、1兆円を計上をしてございます。この財源は、半分が既存の歳出の振りかえでありまして、残り半分が新規財源を捻出したものであるとされております。地方創生の財源については、今後の議論経過を注意深く検証してまいりますけれども、自由度の高い財源が望まれるところでございます。税制改革であります。平成26年10月において地方自治体の財政力格差の縮小を図るため法人住民税法人税割の税率の引き下げがございました。2.6%の引き下げとなりましたが、この部分は直接国税に振りかわり、これがそのまま地方交付税の原資となります。法人の税負担は変更ありませんが、財政力の弱い地方の財源を確保する制度改正となりました。また、平成27年度では交付税の原資となる法定率の変更もございました。法定率を法人税で0.9%下げ、かわりに所得税で1.1%上げるものでありまして、今後想定をされる法人税の実効税率引き下げを見込み、法人税は交付税の原資として安定的なものではなく、所得税を原資として優先をしたとの判断に立ったと理解をしております。

次に、大項目2、市民と行政の協働についての小項目1、第2次総合計画の策定について申し上げます。現在の新名寄市総合計画については、平成28年度までの計画となっていることから、平成27年度から第2次総合計画の策定に着手することとしてございます。策定に当たりましては、4月から将来人口推計や各政策分野における他自治体との比較などの基礎調査を行うとともに、現行計画の推進状況についても検証を行い、これらの調査や検証結果などをもとに外部委員で構成を

する策定審議会において2年間にわたり議論を重ねていただいた上で計画の素案を取りまとめたいと考えております。私は、この第2次総合計画の策定に当たりましては多くの市民の皆様が計画を意識し、参画をしていただくこと、また市民にとってわかりやすい計画となることが最も大切であるというふうに考えております。そのために策定審議会における議論はもとより、懇談会あるいはタウンミーティングとか、多様な手法で市民との対話を重ねていくとともに、積極的な情報発信にも努めるほか、計画内容をより理解をしていただくための工夫も努めてまいりたいと考えております。

大項目2、小項目2のコミュニティー活動の推進についてでございます。町内会につきましては、住みよい地域社会を築き、協働のまちづくりを進めるための最も重要な基本的組織であると考えておりますが、近年の少子高齢化や価値観の多様化などによる地域の連帯感の低下などから役員の担い手不足、あるいは行事参加者の固定化、加入率の低下などの課題が生じているものと認識しております。本市といたしましては、これまで町内会自治活動交付金や町内会館建設費等補助金などの財政的支援のほか、未加入者の増加に対する支援として本市職員はもとより、転入者あるいは市立大学新入生への加入促進も行うなど、町内会に対する積極的な支援に努めてきております。

また、地域連絡協議会につきましては、単一町内会では解決できない課題について連携をして対応する組織として設置をしており、地域自治区を展望する組織の一つとして位置づけ、その活動を支援をしているところでございます。地域自治区等については、その組織の体制づくりなど解決しなければならない課題もありますことから、第2次総合計画の策定に向けて町内会連合会とも連携をしながら、各町内会から直接御意見をお聞きをするなど、町内会に係る課題の解消に向けた行政支援のあり方とあわせて地域自治のあり方につい

でも検討してまいりたいと考えております。

小項目3、防災対策の充実についてであります。法改正による新たな取り組みということで、この法改正とは平成25年の災害基本法の改正でありまして、この改正は東日本大震災の課題を解決すべき項目の改正や我が国で今後発生が予想される災害対策の充実や強化についての項について改正をされたところであります。代表的な改正項目でありますけれども、避難行動要支援者名簿の作成、避難所の定義の見直し、避難勧告等の基準の設定、平常時の取り組み等の東日本大震災の課題を踏まえた新たな考え方などについて改正がなされたところであります。

災害時の対応の見直しとしては、避難勧告等の基準を名寄市においても設定をいたしますので、その運用に当たって市の防災体制も各種基準、気象情報に合わせた動きと判断ができるように体制を整えていくことであります。基準運用の一例といたしましては、昨年の広島市の土砂災害、この反省から土砂災害警報情報が発表されてから避難勧告を発表するというような基準を土砂災害防止法の改正で設けられたことから、そのような体制を規定化し、整えていくことなどであり、昨年名寄市において8月の大雨の際は既にそのような避難勧告の取り扱いをしておりましたので、今回改めて規定化をし、その体制についても地域防災計画に定めようとするものでございます。このような基準の運用を行うに当たりましては、簡単に申し上げますと、各種気象情報等の発表や水防法の洪水警報等の発令に合わせて体制を整えていくということになり、防災体制の明確化を図ることになります。これらの内容は、3月末の名寄市防災会議で決定をしていくこととなります。最近の自然災害の規模の激化からも行政の対応能力を超えてきているということもありまして、関係機関の連携の上、行政のできるものと自助、共助で取り組むべきことについて住民と対話をするという試みも既に始まっておりますので、これらの

活用も検討をしております。また、これに伴い住民、町内会においても防災知識の向上や実際の避難行動について考えていかななくてはなりません。本年1月開催をいたしました緊急告知ラジオの配布説明会では、旭川地方気象台から土砂災害専門の気象官に名寄市内の全町内会を対象に防災の講演をしていただいたことは関係機関との連携の取り組みの一つでございます。これからは、防災については自治体だけでなく、このような形の住民との対話が多くなるというふうに考えております。

小項目4、都市宣言について申し上げます。本市では、非核三原則を堅持をしていくということが世界唯一の被爆国である我が国の責務であり、人類共通の願いである戦争のない世界の実現、核兵器廃絶、さらには幸せな市民生活を守るという決意のもと平成19年3月に非核平和都市宣言を制定をし、憲法記念ロードレースや戦没者追悼式、平和音楽大行進の実施、広島、長崎両市が主催をする平和首長会議への加盟、名寄戦没者追悼式や全国戦没者追悼式の黙祷に合わせたサイレンの吹鳴を行っております。

御質問いただきました非核平和都市宣言の具現化を念頭に市政執行方針で触れるべきではないかという問い合わせであります。執行方針は総合計画の施策の体系に基づき整理をしておりますが、全ての取り組みを示すということは困難でありまして、非核平和の取り組みについて触れておりませんが、宣言の趣旨にのっとり取り組みを進めることはもとより必要と考えております。市では、平和推進事業として取り組んでいるさまざまな事業について、当該事業の実施時期に合わせて名寄市広報等により市民に情報発信をしているところであります。今後の市政執行方針、さらには行政報告を含めて必要に応じて触れてまいりたいと考えております。

また、ことしは戦後70年の節目の年ということでもあります。本市では、この節目の年に当たり、先ほど申し上げた取り組みを継続実施をすると

もに、新たに日本非核宣言自治体協議会に入会をすることいたしました。この日本非核宣言自治体協議会は、世界の恒久平和の実現に寄与するため非核宣言をした自治体が互いに手を結び合い、努力をするということが設立の趣旨でありまして、パネルの貸し出しなどさまざまな事業を行っておりますので、これらの事業の活用等により民間団体への支援、連携も含めてその取り組みが広がるものと考えております。本市といたしましては、今後ともこの非核平和都市宣言の精神にのっとり民間団体が行う平和推進事業と協調を図る中で核兵器の廃絶、恒久平和の実現を全市民共通の願いとして事業に取り組んでまいります。

次に、大項目3、保健医療福祉行政について、初めに健康の保持増進について申し上げます。急速な高齢化や生活習慣の変化に伴い生活習慣病は年々増加をし、脳血管疾患や認知症などから介護を必要とする人もふえ続けており、医療費抑制や介護予防の視点からも高齢になっても介護をしない健康寿命を延ばすことを目的とした健康づくり対策が重要な課題となっております。厚生労働省は、2014年版の厚生労働白書で伸び続ける高齢者の医療や介護の費用を抑えるためには健康上の問題で日常生活が制限されることのない健康寿命を延ばすことが重要だということで、今後も生活習慣病の予防などに重点的に取り組む必要があると方針を打ち出しております。平成25年の健康寿命の全国平均は、男性が71.19年、女性が74.21年、平成22年と比較して延伸をしております。本市における健康づくり事業につきましては、名寄市健康増進計画健康なよろ21第2次を策定をし、市民一人一人が自分の健康は自分で守ることを基本とし、生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置いて生涯を通じた健康づくりができるよう事業の推進を図ることとしております。生活習慣病は、バランスのとれた食生活、そして適度な運動を取り入れるなど生活習慣

を見直すことで予防が可能と言われております。そのため、特定健診及びがん検診においては対象年齢を引き下げて30歳からとし、若年から健診を受診する習慣を持ってもらえるよう早期からの動機づけに取り組んでまいります。また、特定健診やがん検診を中心に各地域の中における健康教室、健康相談、年々参加者が増加をしております。冬の健康づくりに向けた健康体操教室の実施など、さまざまな機会を利用し、地域、団体と連携を図りながら生活習慣病予防に重点を置いた事業の展開を進めてまいります。

さらに、名寄市全体の健康増進を図っていくための取り組みとして、市民一人一人が健康づくりに関心を持っていただけるよう、平成27年度から各種検診の受診や日々の生活習慣の改善などの健康メニューに取り組む人を応援をするなよろ健康マイレージをスタートいたします。事業の目的として、1つに健康的な生活習慣を送るための動機づけを行うこと、2つに健康づくりをきっかけとしたマイレージ対象事業参加者の拡大を図ること、3つに健康を中心とした行動の継続、そして定着化、これを図るといふものでございます。4月1日現在で18歳以上で名寄市に在住をしている方を対象といたしまして、各種検診、がん検診の受診、個人の健康目標の設定と実行、体操教室、講演会等対象事業の参加、この3つの項目をクリアをすることによりマイレージの達成となり、達成者には達成賞を贈呈をして年度末には抽せん会も開催をするなど、参加をする楽しさを知ってもらい、健康づくりに対する価値観を高めさせていただくこととしております。あわせて、従来から実施をしておりますなよろ健康あるキング、これを通年化をするなど、広く健康の意識啓発に努めてまいります。

次に、病院経営の安定と今後の課題について申し上げます。議員御指摘のように、平成25年度は3億1,100万円の赤字決算で、平成26年度についても厳しい決算見通しとなっております。

平成26年度の4月から1月までの10カ月間の収益の状況は、前年度と比較をして4,300万円ほど下回っております。これは、検査等を入院から外来へ移行をしていることなどにより外来では伸びているものの、診療報酬の改定、5階西病棟の一時休床などにより入院収益の減少が大きく影響しております。また、消費税のアップにより診療材料等が上昇し、費用のほうにも影響しております。お尋ねの収支改善の対応策として収支確保策では、これまでも取り組んでいる査定減対策の強化、DPCの適正なコーディング、後発医薬品の使用率の上昇によるDPCの係数アップなど、また費用の削減では業務の見直しによる時間外の削減、光熱水費、消耗品費等の経常経費の削減などのほか、全職員によるアンケートも実施をし、業務改善などに取り組んでおります。

収益確保についての医師のモチベーション向上についてであります。収益確保の中心は医師であり、医師のやる気、モチベーションの向上は大変大きいというふうに思います。医師のやる気を引き出す一つの方法として、平成23年度から診療業績手当の創設、時間外手当の支給などの対策を実施をしております。一定の効果があるものというふうに認識をしております。また、毎年年度末に院長、事務部長と各診療科代表者との面談を実施をしております。その中で稼働額の状況や改善事項などを伝えるとともに、各診療科からの要望なども聞き入れて病院運営の参考としております。また、さらに平成28年度からは医師も含めた全職員に対する人事評価が始まり、平成27年度は制度の構築を図る必要がありますので、医師のやる気を引き出す人事評価となるよう病院当局と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、救命救急センターについてでございます。救命救急センターにつきましては、昨年8月に名寄保健所に対して事業計画書を提出をし、10月末の北海道保健福祉部の現地調査を経て、本年2月の上川北部保健医療福祉圏連絡推進協議会で救

命救急センターの選定を受けたところであります。今後は、隣接をする2次医療圏、いわゆる上川中部、留萌、宗谷、この同意を経て北海道の総合保健医療協議会、通称総医協、こちらに意見照会をして総医協の同意、了承後に北海道から救命救急センターの設置要請があり、その後市立病院から運営承諾書を提出をし、救命救急センターとしての運営が開始をされるという流れになります。

運営開始の見通しについてであります。平成27年度の上半期の開始を目指して現在医師、看護師等の人材確保に努めているところであります。

救命救急センター設置後の影響等につきましては、設置予定の救命救急センターは10床以上20床未満の専用病床を要する地域救命救急センターでありまして、ベッド数は12床予定をしております。設置後の収益についてであります。年間ベースで医業収益で5,000万円、特別交付税による措置が、これは平成26年度ベースで1億3,690万円で、合計1億8,000万円程度の増収が期待をできますが、一方で医師、看護師等の人件費は増加をします。全体での効果額はここからさらに減少をすることとなります。また、開始後の安定した運営には、第1に医師、看護師等の安定した人材確保で、次に当院で受け入れた救急患者が医療処置を施し、急性期を脱した後に院内の地域包括ケア病棟を含めた回復期、慢性期等の病院への転院がスムーズにいくように医療機関相互の役割分担が必要となってくることでございます。いずれにいたしましても、道北3次医療福祉圏の地方センター病院にふさわしい救命救急センターとなるようあらゆる努力をしてみたいと考えております。

小項目4、地域福祉の推進について。本年4月から生活困窮者自立支援制度が実施をされ、全国の福祉事務所設置自治体の実施主体となり、生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた自立支援事業を実施をすることとされました。本市では、事業初年度は必須事業の自立相談支援事業の充実

を図り、包括的かつ継続的な支援を実施をするために庁内連携会議を設置をし、さらには相談実施機関等との協議を実施をしてその準備を進めております。また、離職により住宅を失った方またはそのおそれが高い方で、一定の所得等の要件はありますが、有期で家賃を給付をする住居確保給付金事業を実施をしてみたいです。道内各市における生活困窮者自立支援事業の個別事業では、35市中22市がいわゆる必須事業のみの取り組みとなっております。任意事業については、比較的人口規模が大きく保護率が高い自治体に取り組む傾向となっております。本市は、保護率が都市部では全道で一番低い状況にありますが、本制度の趣旨や事業内容の市民への周知や、さらには町内会、民生委員児童委員との連携を図りながら、さまざまな相談窓口や地域での見守り等による積極的な調査を実施をしまして対象者の把握と選択事業のニーズ分析を実施をしてみたいです。

次に、生活保護ケースワーカーの増員についてであります。本市における生活保護の相談、申請、開始件数、昨年度の相談82件、申請26件、開始27件に対しまして、本年度は2月末現在ですけれども、相談98件、申請36件、開始33件と増加をしている状況です。生活保護法は、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としておりまして、本市においても一般就労による経済的自立だけではなくて、日常生活の自立や社会生活の自立に向けて面接から自立に至るまできめ細かい支援を行っております。ケースワーカー1人当たりの保護世帯数は、80世帯が標準数となっております。本市においてはケースワーカー1人当たり76世帯担当しております。現在のところケースワーカーの増員は考えてはおりませんが、保護世帯数の状況によっては今後を見据えた対応が必要と考えております。

大項目4、経済建設行政についてであります。小項目1、基幹産業の農業とTPPについてであります。環太平洋経済連携協定につきましては

日米閣僚会合の時期が模索をされる中で早期妥結に向けた各国政府、業界団体の動きも活発化をしてきております。交渉内容は、詳細に開示をされていない状況でありますけれども、一部品目について譲歩をめぐる報道もあって生産者や農業団体には不安も広がっております。今後の展開によっては、本市農業に大きな影響を及ぼすため、市議会での反対決議、意見書が採択をされたとおり名寄市としてはこれまで同様に反対の姿勢を貫いてまいります。国会における決議が遵守され、基幹産業である農業と市内の経済を守るためにも北海道やJA等の各種機関、団体と連携をした活動を展開してまいります。

小項目2、中心市街地のにぎわい創出についてであります。初めに、これまでの中心市街地のにぎわい創出に係る議論につきましては、一昨年4月のオープン以来よろーなを中心市街地の中核施設と位置づけ、周辺商店街へのにぎわい創出など、観光協会、商工会議所等と協議をさせていただきながら、にぎわいにつながるよう取り組んでまいりました。具体的には、観光協会へのにぎわい創出事業委託のほか、よろーなで開催をされるイベントにおいて周辺商店街での購入の動機づけを促す事業などを行ってまいりましたが、恒常的な商店街の活性化につながる取り組みにはなっていないのが現状であります。しかしながら、よろーなを中心としたにぎわいづくりは、周辺商店街の積極的な企画発案協力なくして効果的な取り組みとはなりませんので、指定管理者及び関係機関との連携により周辺商店街の皆様からも御意見を伺うなど取り組みを進めてまいります。

次に、指定管理者に選定をしたNPOなよろー観光まちづくり協会からの提案内容についてお答えをいたします。駅前交流プラザよろーなの指定管理者選定に係る事業計画の中には、施設管理、利用者へのサービスの充実に加え、よろーな館内におけるにぎわいづくり、周辺商店街との連携に係る取り組み内容について提案をいただきました。

指定管理者となるNPOなよろー観光まちづくり協会には、オープン時からよろーな館内におけるにぎわいづくりを委託をし、これまでに市内の各種団体等と連携をし、ダンスショーや秋の収穫祭、クリスマスイベント、子供縁日などを開催しております。この実績を踏まえ、館内のにぎわいづくりについてはこれまで連携してきた団体や個人の輪をさらに広げ、商店街連合会とも連携をし、新たな企画で屋外、屋上を加えたにぎわい創出事業を展開をする計画としております。また、周辺商店街との連携による取り組みについては、よろーなが中心市街地の拠点施設であることを再認識をした上で周辺商店街を常に意識をしたイベント企画を検討し、どのように人が流れて、それによって商店街との連携が可能であるかについて商工会議所、周辺商店街との協議の場を持ち、商店街のにぎわいづくりに貢献できるよう努力をしていく旨の提案をいただいております。

次に、観光協会を中心とした民間の力によるにぎわい創出事業費などへの財政支援についてお答えをいたします。具体的ににぎわいづくりの事業内容については、指定管理者であるNPOなよろー観光まちづくり協会が今後関係機関等との協議を踏まえ、取り組むこととなりますが、本市としても積極的に協議に参加をし、検討してまいりたいと考えております。また、中心市街地のにぎわい創出が奥村議員が言われる民間の力が主となって取り組むべきであるとした考え方については、市としても同じでありまして、オープンから2年後に中心市街地のにぎわい創出事業も含めて指定管理方式を導入することとしたものでございます。したがって、周辺商店街との連携事業を含めた指定管理に係る予算措置を予定しておりますが、新たに周辺商店街等が中心となつてにぎわい事業に取り組む場合については現在の中小企業振興条例の中でも街なかにぎわい事業等の支援制度がありますことから、これらの目的等に沿った事業内容を検討し、活用していただきたいと考えて

おります。

小項目3、観光の振興について申し上げます。
平成24年度にスタートいたしました名寄市観光振興計画ではありますが、4年目の平成27年度から2年間で収穫期と定めておりまして、観光入り込み客数を平成22年度から25%増加をさせることを目標に掲げております。当市の観光入り込み客数は、現時点での公表数値としては平成22年度が約58万7,000人、23年度が60万7,000人、24年度が53万4,000人、25年度が39万3,000人と推移をしております。道の駅、道立サンピラーパーク、天文台といった主要観光交流施設が観光振興計画策定前にオープンをしたことなどから、映画「星守る犬」が全国公開をされた平成23年度には平成22年度比で3.4%増加をしたものの、その後平成24年度には9%、平成25年度33.1%とそれぞれ減少しているものと推測をしておりますが、この統計のとり方や連続性など若干精度に欠ける部分もありまして、今後さらなる精査を要する可能性があることを認識をしております。このようになかなか厳しい状況ではありますけれども、昨年発行されました絶景をテーマとした2冊の書籍に当市智恵文地区のひまわりが大きく掲載をされるなど、今後の交流人口拡大が期待をされるひまわり観光、B-1グランプリ全国大会出展を果たしたご当地グルメ、なよろ煮込みジンギスカンによるさらなる発信、近隣市町村との広域連携による教育旅行の受け入れの推進などにより、今後2年間で目標を達成できるよう努めてまいります。

煮込みジンギスカンについてのお話がありました。名寄の知名度向上を図るための宣伝ツールとしてなよろ煮込みジンギスカンを活用し、さまざまなPR活動を行っている第746なよろ煮込みジンギスカン艦隊は、市内でジンギスカンにかかわる食材提供店、外食産業事業者、その他関係機関で構成をし、オール名寄体制でまちおこしに取り組んでおります。B-1グランプリは、一般社団法

人B級ご当地グルメでまちおこし団体連絡協議会、通称愛Bリーグが主催をする全国規模のまちおこしイベントでありまして、愛Bリーグ本部加盟団体である約60のまちおこし団体しか出展をすることができませんが、ジンギスカン艦隊のこれまでの活動実績が認められ、本年度から本部加盟団体に昇格し、昨年10月、初めて福島県郡山市で開催をされました全国大会B-1グランプリ in 郡山に出場することができました。B-1グランプリ in 郡山では、各まちづくり団体がさまざまな趣向を凝らして各自治体の地域のPR合戦が行われ、ジンギスカン艦隊はあすばLOVEを初め市民ボランティア、ニチロ畜産株式会社の社員など39名で参加をし、1万部のパンフレットの配布、さらにはテレビを初めとするマスメディアでの紹介など、名寄市の知名度向上に大きく貢献をしていただいたところでありまして。官民一体のまちおこし団体であるジンギスカン艦隊にとって愛Bリーグ本部加盟団体として認められること、またこのような全国規模のまちおこしイベントに出展をして名寄をPRできることは、ボランティアで参画をしているメンバーのモチベーション向上と一体感の醸成に大きく寄与しております。また、当市に工場を持つニチロ畜産株式会社が平成25年10月になよろ煮込みジンギスカンを商品化いたしました。愛Bリーグの本部加盟団体になったことでB-1グランプリ公認商品として認定をされまして、本年2月から商品パッケージにB-1グランプリのロゴマークも使用することができ、今後さらなる売り上げ向上、そして名寄の知名度向上が期待をできるところであります。今後も継続をしてB-1グランプリに出展をし、より一層名寄の知名度向上、そしてまちおこしを官民一体のオール名寄体制で取り組んでまいります。

大項目5、教育行政の中で小項目2の名寄市立大学の今後の課題と展望について私から答弁をいたします。ケアの未来を開くという名寄市立大学の理念を具体的に申し上げますと、保健、医療、

福祉の連携と協働、地域社会の教育的活用と地域貢献と言えます。また、これらを大学の目標に置きかえますと、地域社会を支える保健、医療、福祉の分野で活躍をできる専門職の養成、大学の知的資源や教育研究の成果を地域に還元をし、大学を中心としたまちづくりを進めること、市民への生涯学習の場を提供すること、特に地域の保健、医療、福祉の専門職に対する生涯学習の場を提供し、連携、協働を進めることとなります。大学は、学部再編により栄養、看護、社会福祉、そして社会保育の4つの学科構成となることにより、学科間連携と切磋琢磨によって新しい知見の獲得と技術の開発が可能となり、ケアにかかわる質の高い専門職養成を目指すことができるものとしております。また、道北地域研究所と地域交流センターの組織統合を進めることとしておりますので、地域との連携、協働による課題解決を探り、地域貢献を進めていくことが可能になると考えております。本年2月10日及び12日に開催いたしました名寄市立大学の未来を語り合う市民説明会では、さきに申し上げました大学の理念に基づいた大学の使命と目指す方向及び大学が担う地域貢献の姿を説明をさせていただきました。具体的に申し上げますと、質の高いケアの専門職養成を使命とし、人材の地域貢献、研究の地域貢献、教育の地域貢献による地域からケアの未来を開く名寄市立大学を目指していくことを説明をしております。また、道北地域研究所と地域交流センターの組織統合を進めて地域振興、ケア開発、地域交流、この3つの視点から道北定住圏域における住民生活の安定、安心の確保への貢献を目指すこととしております。私は、大学には市民の皆様にお示しをした姿を追求するために総力を結集してほしいと考えておりますし、もちろんこの姿の実現に向けては市の組織や関係機関、市民との連携、協働の実現と大学として総合力の向上に努めていただくよう求めてまいりたいと考えております。

以上、私からの壇上の答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 私のほうからは、大項目5の教育行政について、小項目1の小中一貫教育についてお答えいたします。

議員御指摘のように、中1ギャップを初めその他のさまざまな教育上の課題に対し、小中学校の円滑な接続を図るため全国各地で小中連携、一貫教育が推進されるようになりました。その取り組みの主な成果としては、不登校の出現率の減少、学力の向上、児童生徒の規範意識の向上、教職員の指導方法改善の意欲の高まりなどが報告されているところでございます。また、今後国では（仮称）小中一貫教育学校の制度化を目指すとのことでもありますから、当市におきましても小中一貫教育に関する調査研究を進めていく必要があります、本市のそれぞれの学校や地域の実情、要望等を踏まえた上で小中一貫教育が実施できる地域を指定して取り組みを進めてまいりたいと考えたところでございます。智恵文小学校と智恵文中学校につきましては、従前より地域の人、物、自然を生かした特色ある教育活動に取り組み、子供たちの生きる力の育成に大きな成果を上げてきているところであります。また、運動会、体育祭を合同で実施したり、小学校と中学校のPTA組織を一体化したりするなど、小中連携や学校と地域の連携が進んでいると認識しております。さらに、智恵文地区の学校は、小規模の小学校1校と中学校1校であり、一層連携を深めるための条件が整っていることから、将来小中一貫教育を推進する素地は十分にできていると考えております。また、智恵文地区の住民の皆様方からいただいております要望書の中では、小学校、中学校においては単に併置にするのではなく、義務教育9年間を見通した小中一貫教育とし、さらなる子供たちの成長を促したい旨の要望が上がっております。このように小中一貫教育に関する国の動向や教育委員会としての考え、また智恵文地区の皆様方の要望やこれまでの智恵文小学校、智恵文中学校の地域に根差した

教育活動の推進状況などを総合的に捉え、智恵文地区において本市の小中一貫教育のモデル的な取り組みを進めることにいたしました。智恵文小学校、智恵文中学校には、これまでの小中連携の取り組みの成果と課題を踏まえ、生きる力を確実に身につけさせるために地域や小規模の特性を生かしながら義務教育9年間を見通した教育目標の設定と教育課程の編成、9年間を見通した学習規律、生活規律、ノート指導などの指導方法、小中学校の教員の指導力を互いに効果的に生かす指導体制のあり方等について研究を進めていただきたいと思います。また、その取り組みの成果を他の学校や地域に還流し、他の地区における小中連携の取り組み等の充実を図ってまいりたいと考えております。そのため教育委員会としては、小中一貫教育の先進校、先進地域の情報収集や教員の研修派遣、9年間を通じた教育課程の編成に係る指導助言等の支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、市内の全小中学校での一貫教育の取り組みの方向性についてお答えいたします。各地で小中連携、一貫教育が進む中、本市におきましても4つの中学校区を単位として小中連携を推進し、小中合同の行事、小学6年生の中学校体験入学、中学校教員による小学校への出前授業、参観日の授業参観交流等の取り組みを通して小中学校の円滑な接続を図っております。本市で取り組んでいる小中連携は、小中学校が互いに情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指すさまざまな教育のことでございます。これは、小中学校がそれぞれの児童生徒の学習や生活の実態について共通理解を図る場を設定したり、互いの行事等で交流したりするなど、双方にとって教育効果が期待できるところから部分的に行うことができます。また、小中一貫教育は、小中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育のことであります。したがって、小中学校が教育目標や教育課程をともに作り上げる取り組みや双方の教員の指

導体制や施設設備の活用に関する条件整備などが必要となり、小中連携と比べて導入に当たっては検討を要する課題が多くあります。例えば教育課程の編成では、地域において育てたい子供像について関係者が議論し、それを実現するための一貫した教育課程を小中学校が協働して編成することが必要であります。その際に義務教育においては全国どこの学校に行っても同じ教育が受けられることを担保すべきであり、小中学校段階で転校する児童生徒が一定数おりますことから、一貫教育実践校と通常の小中学校で教育内容が大きく異なることがないように工夫する必要があります。教員の指導体制や施設設備の活用に関する条件整備では、小中学校の教員が指導のあり方について共通認識を持った上で乗り入れ指導を行い、小学校高学年から教科担任制を一部導入して指導したり、小学校から進学した生徒を見守りながら指導したりする取り組みが大切であります。しかし、乗り入れ指導の実施により教員の負担が増加するので、日常業務のあり方を見直し、効率化させる必要があります。また、校地、校舎が離れた場所にある小中学校、または隣接していても小中学校が異なる校舎である場合には、乗り入れ指導等の実施やそれに関する教員同士の研修、打ち合わせなどに校舎間の移動にかかる多くの時間を要することになります。そのほか校地、校舎が離れた場所にある小中学校では、合同行事等を行う場合には児童生徒の交通手段を確保し、移動ルートの安全に配慮する必要が出てまいります。このように小中一貫教育の推進に当たってはさまざまな制約や課題があります。本市の場合、例えば名寄東中学校には4つの小学校から子供たちが入学してまいりますので、一貫した教育課程の編成や校舎間の移動などにおいて多くの課題が出てまいります。したがって、当面は智恵文地区で小中一貫教育の取り組みを進め、その成果を各地区の学校で共有することを通して小中連携の取り組み等の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、小項目3、地域文化の創造についてお答えいたします。市民文化センター大ホールEN-RAYは、市民待望の施設として市民がすぐれた文化芸術に触れる機会の充実とより主体的、創造的に文化芸術活動が行える環境の整備を目的に事業を進めてまいりました。文化芸術の拠点、市民コミュニティ醸成の場との表現は、事業の基本設計段階からの方針であり、変わらずに示してきたキーワードであります。まず、文化芸術の拠点とは、市民会館大ホールの役割を受け継ぐ施設として市民文化センターと一体的に運用することにより、市の施設の中で最も整備された設備と機能を生かしてすぐれた文化芸術の鑑賞や創造の場となる事業を展開するこれまでにない新たな拠点を目指しているものであります。そのためには、貸し館のためだけの施設とならないよう、文化芸術にかかわる情報と市民のニーズを把握し、地域に合った振興策を推進する総合プロデューサー的な人材を配置し、幅広い自主企画事業を実施することで活力ある文化ホールとしていきたいと考えております。また、文化芸術を理解し、実践することのできる事業協力者やマナーを理解した鑑賞者の育成についても取り組んでいきたいと考えております。さらに、次世代を見据え、幼少期から文化芸術に触れる機会を設け、心の豊かさを醸成する施策も検討してまいります。次に、市民のコミュニティ醸成の場とは、現代の公共ホールには地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能も求められており、施設を活用し、地域に一步踏み出した事業を創出することでさまざまな世代の市民が集い、憩い、触れ合う場所とすることを目指しているものであります。そのためには、文化芸術の拠点としての活動基盤としながら、施設に集う人々によるにぎわいの創出やさらなる相乗効果を発揮するため、近隣の団体や関係機関、道内の類似規模施設とも共同制作や巡回公演等の事業を展開してまいりたいと考えております。また、市民参加型事業や貸し館事業

などにより、企画、出演、観覧などの多くの方々の利用を促し、文化芸術を中心とした新たなコミュニティが形成されていくことを期待しているところでございます。

次に、開館後の運営の方向性とメイン事業についてであります。運営の方向性として最も基本となるのは、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の趣旨を酌み取り、新たに制定いたしました名寄市文化芸術振興条例に則した運営を行うことと考えているところでございます。劇場法の趣旨は、文化施設の機能が十分に発揮され、地方においても多様な実演芸術に触れる機会を提供することであり、条例では市民全体の多彩な文化芸術活動を支えることにあります。この基本的な考えのもとで、1つ目は市民や団体の活動支援、技術者や演奏家を育てる活動、2つ目には多くの市民がすぐれた文化芸術に触れるための見せる活動、3つ目には地域の伝統的な芸能を継承、発見する活動、4つ目には創造、発表の場として新しい個性を創造する活動、最後5つ目にはホールの役割としての社会的包摂とアウトリーチ活動、この5つの視点を大切にしたい運用を目指しております。大ホールで実施される主な事業は、自主事業と貸し館事業に大別されますが、どちらの事業においても（仮称）市民ホール整備事業の中で設計されてきた音楽を中心とした多目的に利用できる施設としての特徴を生かした事業が展開されると考えております。メインとなる事業について具体的に申し上げますと、647席の座席と整備される備品や設備の面から音楽や演劇などの分野が中心になると考えております。5月9日の開館記念式典を皮切りに、5月17日に開催の名寄市民で第九を歌う会、9月13日に開催予定の名寄市民劇など各実行委員会が主催される提携事業や6月5日に開館記念事業として開催する札幌交響楽団、小山実稚恵特別演奏会などの準備を進めているところでございます。

続いて、小項目4の生涯スポーツの振興について

てお答えいたします。教育行政執行方針におきましては、平成32年に東京オリンピック、パラリンピックが開催されることに伴い国内全体でスポーツに対する関心が高まっていることと平成24年12月にまとめた市民のスポーツ環境・意識調査においてもスポーツや運動の必要性と継続性、機会や場の創出の大切さが指摘されておりますことから、引き続き市民皆スポーツを目指してスポーツ施設の整備や改修など環境整備に努めることをお示ししております。市内の施設における近年の主な改修整備につきましては、平成24年度に名寄市テニスコートの表面改修、平成25年度に名寄B&G海洋センターのボイラー更新、名寄市営球場の観覧席修繕と塗装及びバックスクリーンの塗装、平成26年度にピヤシリシャンツェのリフトワイヤ交換と8月5日の大雨災害によるリフト運転室及び人工芝等の復旧となっております。その他、スポーツセンターのトレーニング室に配備の各種機器を随時更新してきております。今後の予定といたしましては、平成27年度にピヤシリシャンツェのリフト滑車軸組の交換、風連球場のトイレの更新、平成28年度には南小学校にスケートリンクを移転する準備を進めているところでございます。

日進地区の再整備基本構想につきましては、平成4年に策定されましたピヤシリヘルシーゾーン構想基本計画に基づき進められてきた各種事業について、道立サンピラーパークの整備やスキー場の利用低迷、温浴施設の老朽化などから利用状況が変化していることを背景に見直しを行うことを主眼として策定されたものとなっております。構想では、スキー場エリアと健康の森道立公園エリアの2つのエリアに分けて行い、各エリア内にあるスキー場や陸上競技場などのスポーツ施設について改修整備の必要性などを示しておりますが、市全体のスポーツ施設整備や社会教育中期計画との関連及び必要度や優先度などの点で整理ができておりません。したがって、現時点でお示し

できる施設整備計画には至っておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、合宿誘致のこれまでの取り組みと成果、今後の展望についてお答えをしたいと思います。合宿の誘致の取り組みにつきましては、交流人口の拡大、情報発信やPR活動、スポーツの振興などの担当が分かれており、庁内で関係する部署の連携により合宿受け入れ庁内検討会議を設置して協議を行い、取り組んでおります。今年度は、一般財団法人地域活性化センターの補助金を一部活用して取り組んでまいりました。7月には合宿アドバイザーを招聘し、現在のスポーツ施設等の評価や今後の合宿受け入れの方向性に関する有効なアドバイスをいただき、観光交流振興協議会交流部会も参加して意見交換を実施いたしました。8月にはアドバイザーの助言により、2015世界女子カーリング選手権札幌大会や2017冬季アジア札幌大会に向けた海外チームへ誘致活動を行い、11月には北海道知事杯カーリング大会に参加する形で韓国女子ジュニアカーリングの2チーム12名が合宿し、1月にはミニ合宿モニターツアーにアルペンスキー1チーム12名を、北海道ジュニアカーリング名寄合宿には14チーム74名を招致いたしました。また、今後名寄市で開催が見込まれますジュニアオリンピック大会、全国中学校体育大会に向けて、ことしの開催地であります新潟県、青森県や秋田県で運営体制、合宿等の受け入れ態勢等の現地調査と合宿誘致のPR活動を行ってまいりました。成果といたしましては、今回合宿で来ていただいた選手やコーチから競技施設や宿泊施設等の改善点や要望などについてアンケートの調査を行い、宿泊施設に対する要望などが出されました。その中でアドバイザーからは、冬季のスポーツ施設を活用し、恵まれた環境などを生かしたスポーツの合宿誘致が有効との意見をいただきました。また、北海道ジュニアカーリング名寄合宿に合わせて名寄市利雪親雪推進市民委員会が主体となり、名寄地域スポーツフォーラム

が開催され、スポーツの振興、選手の育成、合宿誘致に関してさまざまな角度から多くの意見や提言があり、市民の関心も高まりました。海外チームへの誘致活動を行った結果では、世界女子カーリング選手権札幌大会に向けた事前練習のために現在本市においてロシアチームが合宿しているところでございます。今回の取り組みでは、関係団体や民間施設の協力をいただき、誘致活動の中で新たな市とのつながりができたことも成果でありました。今後の展望といたしましては、今後名寄市で開催される全国中学校体育大会、スキー大会やジュニアオリンピック大会、そのほかに2017冬季アジア札幌大会や2018冬季オリンピック平昌大会などの開催を機にスキー、ジャンプ、カーリング種目に特化した合宿誘致が有効と考えております。また、名寄の地域の恵まれた環境や施設の優位性を生かした合宿、大会誘致を進めることにより交流人口が拡大され、地域への経済効果をもたらし、まちの活性化が図られると考えます。そのためには、競技団体や体育協会、宿泊施設などの関連する皆さんと行政が連携して役割分担を明確にするなど、オール名寄体制で取り組む組織を再構築し、合宿を推進してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） ありがとうございます。ちょっと項目が多くて大変だったというふうに思いますけれども、もしかしたら私の聞き漏らしかもしれませんが、お答えをいただいている点がちよっとあったかというふうに思いますので、それについて先にお伺いをしたいというふうに思います。

コミュニティ活動の推進の中で、質問項目では町内会同士の連携が進んでいたりするところがあるので、地域自治体を展望しながらモデル地区の取り組み、その考えについてということで一応質問項目挙げていたと思うのですが、それ

について回答があったかどうか、その分についてのお答えをいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 地域連絡協議会のあり方と地域自治体等の展望ということで、その中で先行地区についてモデル地区での選定をというお問い合わせ、答弁漏れていたかもしれません。申しわけございません。

少しお話をさせていただきましたけれども、地域自治体についてはその組織の体制づくり等にいろいろと解決すべき課題も多くあるというふうに認識をしております。これらについては今後の第2次総合計画の策定が新年度からスタートしていくと、その中で議論をしていく、そのことの議論の中でもこのモデル地区のあり方については検討していきたいというふうに考えております。平成25年度からこの地域連絡協議会の活動をより積極的に行っていただきたいという、そんな思いも、あるいは町内会同士の連携もということで、この地域連絡協議会の活動交付金を一部改正をしまして上限を引き上げる等の措置をさせていただきましたが、今年度平成26年度についても例えばきょう東地区の皆さんたくさん来ていただいています。非常に東地区あたりは活発な事業に取り組んでいただいています。防災訓練でありますとか盆踊り、あるいはお餅つき、先般のスノーランタンフェスティバルと、地域連絡協議会の活動交付金の拡大によってこうした活動が助長されたことも一部あるのかなというふうにうれしく思うところであります。いずれにいたしましても、このことについてはしっかりとまた総合計画の中で非常に大事な問題でありますので、議論をしていきたいと、その中でモデル地区ということも検討の中に当然加えさせていただきたいというところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） せっかく今お答えいただきましたこの点について、市長からもありまし

たように東地区では既にいろんな取り組み、町内会ごとの連携も含めて進んでいます。ただ、課題にもあったように役員の担い手、あるいは財政的な裏づけというのがそういう意味ではまだまだ不十分、そういう点を今後の第2次の総合計画の中で議論をしていくということでありますけれども、一定解決そういう意味で事前にできる分もあるかというふうに思います。計画できなければ取り組めないということでもないというふうに思いますので、モデル的な事業については全体、一遍に地域自治区確立をしていきますというよりは、1つずつ地域調整していくということも手法としてはあるかというふうに思いますので、そういう意味ではできるところから進めていくというのもぜひお考えをいただきたいというふうに思います。

それでは、最初のほうに戻りまして、地方創生にかかわって少し質問させていただきたいというふうに思います。地方創生の関係で具体的に市長が期待する点については何かということでお伺いをしたというふうに思います。例えば答弁の中にもありました国からの情報の支援だったり、人的支援だったり、財政的支援だったりということでの支援策が打ち出されてきているというふうに思います。特に市長がそれらの中で期待するものというか、があれば市長のお考えをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今回の地方創生は、ざっくりと言うと地域ならではの戦略を策定し、それに国が呼応する形で新型交付金で応援すると、こういう形になっているのだというふうに思います。そういう意味では、財政面での期待もするところでありますけれども、もう一つ、私はこれいつもお話ししているのですけれども、この機会にしっかりと具体的な目標を市民みんなで共有をしてこういう方向に行くのだという、みんなでまちづくりを活気づけていく一つの大きなきっかけにしていきたいというふうに考えているところであります。

す。そのために、時間はないので、なかなか十分な議論できるかわかりませんが、当然本部を立ち上げましたので、そこでしっかりとしたデータに基づいたたたき台をつくって市民の皆さんとよくすり合わせをしながら、できるだけ早急に、しかし非常にこの地域ならではの夢が持てる戦略をつくっていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） まず、戦略づくりということが必要だということで、それに向けての本部が立ち上げをされたというふうに思います。市長から今ありましたように、市民の皆さんと一緒にやっていくのだということでもありますから、そういう意味では取り組む段階で少し市側が足を使ってというか、とりわけ懇談会なり、そういったことを少し多目に、時間がないということではありましたが、やる中で直接市民の皆さんの声を聞く、あるいは考え方を共有するということの中ではできるといふふうに思いますので、そういった取り組みをぜひ進めていただきたいというふうに思いますけれども、この間パブリックコメントなり、そういった取り組みはされていますけれども、直接の対話の中でいろんなことが進んでいくというふうにはなっていないのかなというふうに思っていますので、その辺について市長の考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ぜひともしっかりと市民の皆さんと対話と連携をもって進めていきたいというふうに思います。一方で、この創生戦略はスピード感も国に求められていまして、非常に大変だなというふうにも思います。できる限り早急に我々としてもしっかりとたたき台をつくって、市民の皆さんにお示しをして議論をして対話をしていくということをやっていくことに尽きると思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） さらに、本市が有するさまざまな資源や優位性を最大限に生かしながらということで、将来にわたっての自律的で持続的な地域社会を創造できる取り組みというふうにおっしゃっていますけれども、具体的に例えばこういうことだとか、想定がもしあるとすれば、あるいは国のほうのメニューとか、導きや何かも出ている部分もあるというふうに思いますけれども、そういった想定がもしあるとすればお聞きしたいというふうに思いますけれども、具体的にはどうですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） これまでずっと言い続けてきていることです。例えばまずは大学の問題でありましょう。全国で86の公立大学の中でも一番北にあって、そして所在自治体としては一番人口の少ない名寄市だということでありまして、この大学があるという財産は地域にとって非常に大きなことであると、これを今年度一部4年制化も含めた大学の改革を行うわけでありまして、これに呼応する形でよりこの大学が地域に、名寄市だけでなく広域的に地域に貢献ができるように地方創生のまさに核となってもらいたいというふうに願っておりますし、病院だとか、あるいは冬、雪、冬季スポーツ、自衛隊、名寄ならではの名寄でしか持ち得ないさまざまな財産があります。これを有機的に生かしていくことで、ほかの地域には描き得ないすばらしい戦略ができていけるというふうに考えているところであります。しかし、具体的には市民の皆さんとしっかりと議論しながら進めていくことになろうかなというふうに思います。また、加えて地方創生は子育て支援だとか、若者定住、雇用の関係だとか、そうしたこともありますから、そうしたきめ細かい定住促進や子育て支援の政策もこの中に織り込んでいくことになっていくのだろうというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） 今市長から少し具体的

な部分も出されました。そういったことを市民の皆さんに訴えながら、言われたようにみんなできり上げていく、戦略をつくり上げていくということが必要だというふうに思います。あわせて、やはり総合計画との整合性、そういったことも考えていかなければならない分あるというふうに思いますので、そういう意味では期待することもありますけれども、少し検証も含めて慎重な対応も含めて名寄版の総合戦略を進めていただくよう求めておきたいというふうに思います。

次に、市政運営の根幹にかかわる点について少しお伺いをしたいというふうに思います。市長の答弁の中で私自身もなかなかぴんとこない分あるので、民間会社の発想で取り組んだ点というのがあったというふうに思います。具体的にこれについては民間的発想でやったよというのがあれば、先ほども行政サービスの向上であったり、健全化であったりということで例も挙げられましたけれども、例えばこういう取り組みというのがいわゆる民間的な発想だよということを少し説明いただければというふうに思いますけれども、お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 答弁させていただいたとおりなのでありますが、行政サービスの向上、あるいは行財政の健全化、名寄市の魅力の発信ということで、こうしたことを民間的発想で行ってきたと、こういうことであります。サービスの質の向上ということで先ほどもお話ししたとおり、常に職員の皆さんには市民は顧客であると、それと市民が主役であると、こういう意識を共有しようと、そのことでしっかりと公共サービスをしつかりと市民の皆さんに提供し、市民の皆さんもそのことによって協働のまちづくりの一員として行政に信頼感を持ちながら、さらにまちづくり推進をしていくのだと、そういう心がけをしつかり持っていこうと、そんな話をしていますし、行財政の健全化については先ほどもお話ししたとおり

でありまして、これまでもあらゆるコスト意識、さらにはさまざまな有利な財源等に配慮をしながら進めてきたつもりでありますし、名寄市の魅力発信ということで行政ではなかなか持ち得ない営業という発想を組織の中の名称にも取り入れて市民みんなでこの名寄市を営業していこうと、そういうことも常々お話をし、これに向けて取り組んでいるところであります。よろしゅうございましょうか。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） もう少し例えばこれが民間的発想になるのだよということもお知らせをいただければよくわかるかなというふうに思ったのですが、あれですけれども、行政のいろんな取り組みからすると民間的発想ということが本当に、やっているよというふうに説明ができていかなというか、そういうふうにちょっとと思います。具体的な情報発信の関係や何かも含めて、別に民間的発想ではなくてもやれるというか、やっていることでありますし、殊さらそういうふうに言わなくてもいいのかなというふうに思います。例えば民間的発想ということでいうと、昨年市のほうの協力もいただきまして、名寄岩関の100年の生誕記念事業やらさせていただきました。実行委員会という形でつくらせて、私もその一員として事務局を担わせていただきましたけれども、多くの市民の皆さんの御協力をいただいて取り組みができました。もちろん名寄岩関の魅力であったり、あるいは財産ということになるというふうに思いますけれども、そういったものを活用させていただきました。さらに、実はそれに少し磨きをかけた分もあったというふうに思います。親族の方との新たな連絡、コンタクトもとれたりしましたし、名寄においでいただいたり、そういったこともできました。そういった取り組み、また昔の人が名寄岩の型をつくって煎餅をつくっていました。そ

れを民間の方、お菓子屋さんに御協力いただいて復活をしてみたり、そういった取り組みができました。そういった取り組み自体がそういう意味では民間的な発想でできたものだというふうに思っています。9月27日メインでいろんな事業取り組みさせていただきました。本当に皆さんにも来ていただいて大変ありがたく思っているところですけれども、実はその後も名寄岩関の関係では、市長御存じかというふうに思いますけれども、名寄の食材なんかを使ったちゃんこ鍋を取り組んでいこうというか、そういった流れになって、まだ少し具体的になってくるには時間もかかるようでもありますけれども、既に名寄岩関ゆかりの相撲部屋のところとのコンタクトもとれたりしながら、そういった事業が進もうとしています。そういったことが民間的な発想の例だというふうに思っているのですが、先ほど言いましたように行政側として殊さら職員に民間的発想を押しつける必要は何もないというふうに、市長がふだんからやっていることがもしかしたら民間的な発想でやられていることだというふうにも思いますし、そういったことで行政運営するのであれば問題はないというか、そういうことかと思えますけれども、市民の皆さんとやはり信頼関係をいかに持って行政運営をするかということが一番大事であって、そのことをしっかりしていただきたい、するべきだというふうに思いますので、そのことについて申し上げておきたいというふうに思います。

それから、先ほど、今の答弁の中でも市民は顧客ですよというふうな言葉ありました。市民が主役であるということについては、これは従前からそういう考え方、対応しているというふうに思いますし、理解できますけれども、市民が顧客だということであるとすると少し意味が違うのではないかなというふうに思っています。言葉の意味からすると、余り適切な表現ではないのではないかなというふうに思いますが、市長は顧客の意味というのはどういうふうなことで市民の皆さんを

顧客というふうに言っているのか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） いろんな方から、学者さんも含めて行政サービスは究極のサービス業であるというお話ありまして、常に私もそういう言葉使わせていただいています。市民の皆さんがこの役所に来ていろんなサービスを受ける、さまざまな場面で公共サービスを受けると、そういう意味では我々職員はそうした行政サービスを提供するという意味で、市民の皆さんにそういう立場でお客様という感覚を持って接すると、当たり前のことだというふうに思います。その奉仕やサービスの中で市民の皆さんも意識を高めて、我々も市民の一員としてしっかりとまちづくりに参画をしていくと、その信頼関係の醸成の中から協働のまちづくりが昇華をしていくと、そういうことなのだろうというふうに思っています。そのことを常にいつもお話をしていますし、市民に対して我々の市の役所という組織は1つしかないの、民間みたいに2つ、3つあるところではありませんから、そうした意味ではしっかりと横柄にならずに市民の皆さんの立場に立ったサービスを心がけるように私も努めておりますし、職員の皆さんにも事あるごとにそういったお話はさせていただいているということでもあります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） お客様だという感覚ですよという、そういう言い方だとすれば、そういう意味では理解できる分もあるのですけれども、職員全員が市民は顧客だよということ、感覚というのと顧客というのとでは単なる言葉のあれではなくて、中身も随分違うのではないかとこのように思うのです。顧客という意味を調べていくと、潜在的に購買の意思や能力のある人、ひいきにしてくれるお客であったり、お金もうけするために何らかのものを提供してくれる人というふうな、そういったところにいつてしまうのです。だから、

こういった公の文書の中で顧客という形での市民の皆さんの捉え方というのは適切ではないのではないかとこのように思うのです。名寄市の自治基本条例の中にも第2条の中で「市民とは、市内に居住する者、市内で働き、若しくは市内の学校で学ぶ者又は市内においてその他の様々な活動を行う者若しくは団体をいう」、それから地方自治法の中でも第2章で「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」ということで規定されていて、公平、平等に対応も受ける、義務も果たすというふうになっていると思うのです。顧客、お客さんということだとすると、先ほどもあったように一部該当しない人が出てくる、気持ち、そういう考え方でいきましょうということであれば、そこに分け隔てがないよということではそうかもしれませんが、文言でこういうふうに出てくると、市側からの文言として出てくると、そういう意味では市民目線でもちょっとないというふうに思いますし、私は顧客だったりお客さんではなくて、やっぱり市民の人はパートナーではないかというふうに思うのです。そういうふうな言い方すべきだというふうに思うし、ある人からいうと会社に例えれば社員というか、一緒に事業をやっていく職員というのがありますけれども、市民の皆さんもそこに一緒に属して事業を行っていく、その中で例えば苦楽をともにするというのは変かもしれませんが、そういったことをしていく、そういった立場にいるのであって、顧客という意味とはちょっと違うのではないかとこのように思うのですけれども、その辺についてどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 公共サービスを受けるという観点からすると、市の職員から見て市民の皆さんはお客様であると、全く問題ないと思います。その中でもう一つ、協働のまちづくりの市民は一員であるということもしっかりと理解をするとい

うこと、これは当たり前のことでありまして、そうした市民の皆さんと我々職員との関係の中から信頼が生まれ、協働のまちづくりがさらに昇華をしていくという説明を先ほどからさせていただいているところであります。憲法15条には、公務員は全体の奉仕者ということをやっております。そういう意味では、そうした奉仕の精神を持って我々は常に職務に邁進していかなければならないのではないかとこのように思うところであります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） 市長が今言いました公務員は国民の奉仕者だということからすると、顧客という言い方は全く上から目線になっているだけで、ちょっとやっぱり市長が言っている中身については理解ができません。年度当初の執行方針でありますから、ここについては少し、これまでも顧客というふうな言い方はされていないのではないかとこのように思います。今回改めてそういう形で出てきた、それは何か意図があるのですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 平成26年5月の所信表明でも民間会社会的発想での行政運営と、私は市の仕事は市民の幸せをつくることであると考えており、職員全体に市民は顧客であり、市民が主役であるという意識を共有し、親切で丁寧な住民サービスを行うとともに、コスト意識と現場重視の姿勢の徹底を図りますというふうに申し上げているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） 顧客という考え、市長変えないようでありますけれども、そういう意味では市民の皆さんに対して公平公正であるということについては当然のことだというふうに思いますけれども、それについて確認をしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 当然であります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） それでは次に、地域の宝、財産、特色へのこだわりということについて少しお伺いをしたいというふうに思います。

本市には自然が育み、先人が築いてくれた有形無形のすばらしい財産が豊富にあるという、そういった認識だというふうに思いますけれども、この財産や資源というのは、その活用、利用するということがいいことだというふうに思いますけれども、単に活用、利用だけでなく、やっぱり実際財産磨くということが大事だというふうに思います。先ほどちょっと例も挙げましたけれども、そういう形でしていくべきで、利用、活用するには少しふだんからの手入れとか、そういうことも必要だというふうに思います。名寄は、自然が豊かということだったかというふうに思いますけれども、とりわけ自然については守り育てるということも必要ではないかというふうに思います。ひとつ森をそういう意味でつくるということでもいいのかというふうに思いますけれども、例えば市民植樹の日みたいな、そういうのを設けたりしながら市民全体で取り組みを進めるということもあるかというふうに思いますけれども、そういったことについてどういうふうにお考えかお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） これまでも民間団体の皆さんと協力をしながら、毎年智恵文の北山でしたか、植樹祭をしておりますし、また2年前か3年前ぐらいからでしたか、健康の森で子供たちに課外授業的な形の中で植樹を、苗になる前の種の段階からそうしたことを取り組んでいこうというような施策も行われていると。風連地区においては、長くずっと続けられている子供たちの事業もあるということですので、こうした木に親しむ、自然を大切にするという活動はこれまでも継続的あるいは発展的に行ってきたというふうに思いますけれども、さらにいろんな御意見も聞きながら、こうした意識の醸成は大切だというふうに

思いますので、やっていきたいというふうに思います。

きのうでしたか、市民の有志の方から健康の森を中心とした自然の何年間かの記録をまとめた映像を寄贈していただきまして、これを各小学校や中学校にお配りをしてほしいということで、私も見させていただきましたが、あらゆる森やいろんなところに動物やいろんな珍しい生き物の映像が映し出されていてすばらしいなと思いました。こうしたことを子供たちにまた見せて自然にも興味を持っていただいて、そうしたことを慈しみ、育む精神も養っていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） 市長からもそういったお考えをお伺いできました。引き続いて具体的な取り組みや何かも含めて提案もさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、観光の関係で少しお伺いをしたいというふうに思います。観光振興計画ということで質問をしました。今収穫期ということで、28年末では平成22年から25%増というふうな目標を立てています。ただ、25年度の入り込みでいくと39万3,000人ということで大幅に減った状況です。いろんな状況あると思いますけれども、これを目標に近づけるといふことにするということだと34万人ぐらいふやさなければならない、倍とは言いませんけれども、そういった数字になってしまいます。そういう意味では、先ほどの答弁の中でも何とか目標達成に向けてということでありましたけれども、ちょっとやっぱり厳しい状況だというふうに思います。そういう意味では、観光振興計画自体の目標の見直しも含めてもう一度きちっとした検証をすべきだというふうに思います。例えば目標達成への戦略プロセスの検証、ステップワンの住民参加の体制づくりということすらちょっとできていないのではないかと

うに考えるところであります。この間もありましたけれども、煮込みジンギスカンについてはなかなかまだ十分に、浸透しているというふうにも思っているかもしれませんが、実際にはそういうふうになっていないと思いますので、こういった取り組みの不十分さも含めてもう一度振興計画に照らし合わせて点検をした上で目標の見直し、そういったことをすべきというふうに思いますけれども、それについての考えをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほどの答弁でもお話ししましたけれども、やっぱり連続性という観点で統計のとり方非常に精度が欠けているなというふうに思っています。統計のとり方にもちょっと問題があったなというふうに思っています。そのことも含めて、入り込み数自体がどうであったかということをもう一度改めて検証しなければならぬなというふうに思っています。それぞれの施設の中でのしっかりとした一定の基準に基づいた積み上げ数字になっているのかということもしっかりと検証し、今後の観光振興計画のまた基礎データしっかりと持ちながら目標設定をしていきたいというふうに思っています。既に11月にまちの中に新しいホテル棟がオープンをし、現在もう一棟新館のホテルが着工するというので、決してこの地域の宿泊も含めた交流人口はそんなに大きく落ち込んでいるというふうには思っていないで、流れとしてはこれから、今回のカーリングの合宿等もありましたけれども、スポーツ施設の振興、あるいは新年度からは市民ホールもオープンするというので、このことに対してのたくさん交流人口の拡大も大きく見込めるのではないかとこのように思っています。あらゆる角度からまた観光振興計画をしっかりと検証しながら、よりみんなが目標をしっかりと実効性の高いというか、みんながそこに向かって目標を目指せるようなしっかりとした計画の見直しをしていきたいと

いうふうに考えているところでありますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で奥村英俊議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市政推進の基本的な考え方について外5件を、東千春議員。

○20番（東 千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、市政クラブを代表して質問いたします。

加藤市政の2期目も順調に推移をしており、特に財政の健全化が進む一方で、市立病院の医療の高度化、大学の4年制による体制の強化、さらには交流人口による経済効果や芸術文化の華が開く、市民には夢を抱くことができるまちづくりが進められているのではないかと思います。これらの取り組みが具体的に、そしてより強固なものになるように、また将来を見据えたまちづくりの観点から大項目6点についてお伺いをいたします。

行政の現場の仕事としては、正確な事務を行うことが最も重要でありますけれども、近年は柔軟な発想を行政運営に取り入れることも求められています。この両者に対してどのようなことを心がけておられるのか、お知らせいただきたいと思えます。

また、窓口業務や交流人口への適切な対応からホスピタリティー教育の充実を図ってはいかがでしょうかと思えますが、考えをお知らせいただきたいと思えます。

2点目、市長は常々20年後、30年後を視野に入れたまちづくりを目指したい旨の発言をされており、この考え方をより具現化することが望ましいのではないかと思います。総合計画議論の年

に当たり、まちの将来ビジョンについてもあわせて議論されてはいかかと思いますが、考え方をお知らせください。

3点目、名寄にはさまざまな財産があり、近年は観光分野にも活路が出てまいりました。これらをさらに生かすためには、それぞれの公共施設や民間企業や団体が持つ財産間の有機的な連携を深めていくことが必要だと思えます。その一つとして、名寄の特性を生かした交流人口を求めるときに名寄である必然性やこれらをつなぐストーリーが必要ではないかと考えますが、考え方をお知らせください。

大項目の2番目、国が進める地方創生は地方の活性化を目指すものであり、名寄市もこれにチャレンジをすることを予定しておりますが、今後の組織体制やスケジュールと方向性について考え方をお知らせください。

2点目、ことは合併10年の年に当たります。この間それぞれのよい点は残しながらも、一体感のあるまちづくりを目指してまいりました。これまでの取り組みの評価と今後の考え方についてお知らせください。また、記念事業等についてもお知らせをいただければと思えます。

3点目、名寄市ではさまざまな防災対策を行っておりますが、市民は地震対策については関心が低い一方で、水害対策には危機感を持っているのではないかと思います。特に河川に近い住民は、ハザードマップを意識しながら万が一の心備えをしていることと思えます。そこで、特に水害のおそれの高い地域の町内会を重点地域と位置づけて行政も入り、防災計画と避難計画をつくることが望ましいのではないかと思います。考え方をお知らせください。

大項目の3点目、高齢者が末永く地域の中で生活できるためには健康寿命の長寿化が必要です。町内会や地域の中で健康体操などがより盛んに行われる環境の整備と指導が必要ではないかと思えますが、考え方をお知らせください。

2点目、行政と地域がつながる最も重要なかけ橋になるのは保健師の地域での活動ではないかと思えます。保健師、技術の専門家とともに地域密着を目指し、地区担当制を検討してはいかがかと思えますが、考え方をお知らせください。

3点目、長年の課題となっておりました医療職給与表の整備を行ったことを評価をしたいと思えます。今後の給与及び関係する部署の給与総額の影響についてお知らせをいただきたいと思えます。また、新卒看護師等への想定される影響についてもお知らせください。

4点目、現在看護師の配置は7対1を基本にしておりますけれども、勤務の状況や実質的な必要性と診療報酬を考え、現状の体制でのメリット、デメリットと総合的な評価についてお知らせをいただきたいと思えます。

大項目の4点目、名寄市及び公共施設での物品発注で市内事業者利用に関する基本的な考えと現状についてお知らせをいただきたいと思えます。

2点目、名寄市内での雇用のマッチングを考えたときに市内で就職を目指す割合の高い名寄産業高校との連携及び就職につながる資格取得等の支援を考える必要があるのではないかと思えます。また、間口が削減されてしまえば、そもそも人材の輩出ができない可能性があり、それらの対策について考え方をお知らせいただきたいと思えます。

3点目、名寄市が発注する工事はなるべく多くの市内の業者、技能者に手がけてもらいたいと思えますが、大きなものは人数の確保が難しく、請け負うことができない例があると聞いております。将来に向けた技能者の維持確保、地元企業の育成の観点から、地元で働けるための支援の考え方についてお知らせをいただきたいと思えます。

4点目、工事受注業者では工事の将来展望が見えなくては人を雇用したくても控えることにもなりかねません。そこで、修繕や建てかえを含む工事の発注の展望を示すことが望ましいのではないかと思えますが、考え方をお知らせいただきたい

と思えます。

大項目の5点目、ごみ処理の中間処理施設の耐用年限が近づいております。現在精密機能検査を行っておりますが、中間処理に係るランニングコストなどの費用、処理品目による最終処分場への影響、ごみに関する名寄市民の生活などについて総合的な見地から今後のあり方を検討する時期が来ているのではないかと思えますが、考え方をお知らせいただきたいと思えます。

2点目、調和のとれた町並み形成は20年、30年よりもっと長い年数がかかるかもしれませんが、未来に目指したい町並みの姿を市民とともに考え、示すことは有意義なのではないかと思えますが、考え方をお知らせいただきたいと思えます。

あわせて、公共施設の色調やデザインも一定の考え方が必要ではないかと思えますが、考え方をお伺いをいたします。

6点目、名寄大学の4年制化が決まり、手続も進んでいることと思えます。4年制に必要な教員の確保について、その計画と現在の教員の研究成果の状況とレベルアップについて考え方をお知らせいただきたいと思えます。

2点目、子供たちが日本人としての誇りを持ち、立派な社会人として育つためには道徳教育と戦前、戦中、戦後を中心とする近現代史を正しく学ぶことが大切ではないかと思えます。日本人は、古くから弱い者いじめをするな、ひきょうなことはするな、おてんとうさまは見ているなどと言われながら育ち、それは自然と道徳心として心に残っており、あすで4年目を迎える東日本大震災の際にも冷静に対応する国民性につながっていったのではないかと思えますが、現在学校で行われている道徳教育についての現状についてお伺いをいたします。

また、第2次世界大戦の時代を中心とする歴史を正確に教えることが大切だと思えますが、近現代史教育の現状についてもお伺いをいたします。

3点目、市民期待の市民文化センター大ホール

のオープンが近づいてまいりましたが、管理体制及び事業運営方針と体制についてお伺いをいたします。

また、近隣のホールとの連携も必要ではないかと思いますが、あわせてお答えをいただきたいと思っております。

4点目、公共文化ホールの役割は芸術性の高いプログラムとともに福祉行政と位置づけるコミュニティープログラムの両者が両輪となった運営が望ましいと言われております。芸術文化の提供においてホールに足を運べない市民を排除することなく社会的包摂の高い社会づくりの観点、あるいは子供たちの教育のために公共ホールの役割としてアウトリーチの取り組みが必要ではないかと考えますが、お考えをお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 東議員から大項目6点にわたっての御質問いただきました。教育行政以外に係るところをまず私から答弁をさせていただきます。

大項目1、市政推進の基本的な考え方、小項目1、民間会社的な発想とホスピタリティーについてであります。正確な事務処理は、行政運営の最も基本となる部分であり、市民の信頼を得るために不可欠であることから、コンプライアンスの徹底による適正な業務遂行を常に心がけているところであります。また、住民ニーズが高度化、複雑化をし、少子高齢化や高度情報化が急速に進む中で地方自治体を取り巻く環境は日々変化をしてきていることから、地域特性を生かし、市民ニーズと社会経済情勢等に対応した柔軟な発想による行政運営も重要であり、正確な事務処理がこれを下支えをしていくということになるかと思っております。このため職場においては、職員研修や日常の業務を通じてのトレーニングや提案制度、自主研修、職員派遣などに取り組み、職員の資質向上を図ってきているところであります。また、地域におい

ては、職員はみずから積極的に市民活動や町内会活動等に参加をし、常に市民の視点に立って行政需要の把握に努めることが重要であり、市民とのネットワークづくりによる協働のまちづくりを進めてまいります。

窓口業務や交流人口への適切な対応からホスピタリティー教育の充実が必要との御指摘につきましては、平成23年4月からは総合案内、平成24年4月に健康福祉部内に相談窓口をそれぞれ設置をしており、来庁者に対する挨拶の励行や電話対応、さらには職員倫理や接遇マナー研修を開催をするなど、住民サービスの向上に向けて引き続き職員の資質向上を図ってまいります。交流人口に対する対応といたしましては、ホームページやパンフレットの外国語表記を行っており、平成25年度からの台湾との交流において国際交流推進員を配置をして通訳や音訳を行うほかに、市民向けの講習会を実施をしていきます。

次に、小項目2の総合計画と将来ビジョンについてであります。現在の新名寄市総合計画の期間が平成28年度までとなっていることから、27年度から2年間をかけての第2次総合計画の策定を進めることとしております。来年度は、地方創生の取り組みの一つとして人口減の現状、将来人口について分析を行った上で2060年までを対象期間として目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示をする人口ビジョン、これを策定することとしているところであります。第2次総合計画につきましては、この人口ビジョンで示される人口の将来展望を踏まえて人口が減少していく中で持続可能な地域社会の構築を念頭に置いて策定をしてまいりたいと考えておりまして、総合計画策定審議会初め、まちづくり懇談会、タウンミーティングなどにより十分に市民議論を行いながら本市が目指すべき将来像を描いてまいりたいと考えております。

交流人口拡大の視点に立ったまちづくりを目的の一つとして掲げている名寄市観光振興計画にお

きまして、目的を達成するためのステップとして地域資源の点のストーリーを有機的に結びつけ、1つの線のストーリーに構築できるよう取り組むこととしております。これまで当市の貴重な地域資源である天文台、北国博物館、独立行政法人医薬基盤研究所薬用植物資源研究センター北海道研究部、健康の森、住友ゴム名寄テストコース、こうした公共施設、民間企業が持つ施設等を市民モニターツアーや台湾からの教育旅行受け入れの際などで積極的に活用してまいりました。ただ、天文台きたすばるで木原秀雄先生の私設天文台時代からの歴史や過程、薬用植物資源研究センターが当市に存在をする意義など、ストーリーを説明する機会がまだ十分とは言えないと認識をしているところであります。名寄市観光振興計画策定4年目を迎える新年度は、その検証、見直し作業を進めていく中で地域資源の歴史、過程などを整理、把握をし、名寄である必然性、またこれをつなぐストーリーを構築、発信ができるように名寄市観光交流振興協議会において検討したいと考えております。

大項目2、主な事業と協働のまちづくり、小項目1、地方創生への対応について申し上げます。国においては、急速に進展をする人口減少と少子高齢化に歯どめをかけるべく昨年まち・ひと・しごと創生法を施行するとともに、総合戦略を策定するなど課題解決に向けた取り組みを本格化させており、本市といたしましても地方創生の取り組みを全庁的に推進をするため先月9日に名寄市まち・ひと・しごと創生本部を設置をし、本年中の名寄版総合戦略の策定を決定したところでございます。今後人口ビジョンを策定した上で、住民代表はもとより、産業界、教育機関、金融機関、労働団体などで構成をする外部策定審議会や懇談会の実施など多様な手法により市民の皆様の御意見も伺いながら総合戦略を策定をするということにしておりまして、雇用の創出や交流人口の拡大、子育て支援の充実、あるいは市町村間連携に加え

て市立大学の機能強化など、官民が一体となって本市の実情に沿った実効性のある地方創生の取り組みを進めてまいります。

次に、小項目2、合併の評価と10周年記念についてであります。平成18年3月27日に新名寄市が誕生してから来年度で10年目を迎えることとなります。この間合併協議会において策定をされました新市建設計画を踏まえて策定をした新名寄市総合計画に基づき、市立総合病院精神科棟の改築及びヘリポートの設置、風連国保診療所など風連本町地区の再開発、道の駅や（仮称）市民ホールの整備など市民の安全、安心や経済の活性化、教育文化などの向上を図るとともに、農産物のブランド化の推進など地域財産を生かしたまちづくりを進めてまいりました。また、本市の最高規範となる自治基本条例を制定をし、市民と行政との協働による市民主体のまちづくりについても推進をするなど、それぞれの地域の歴史や特性を大切にしながら市政運営に努めてきたところであり、明るく元気なまちづくりに一定の成果があらわれてきているものと認識しております。一方で、一部の民間団体が統一には至っていない状況にあることや地域の自治区についても地域連絡協議会の活動を促進をしているところでありまして、その取り組みは道半ばであるものと受けとめておりますことから、今後第1次総合計画の検証を行う中で残された課題についても整理をし、その結果を踏まえて第2次の総合計画を策定してまいりたいと考えております。

また、来年度につきましては、合併10周年記念事業といたしまして記念式典、また記念フォーラムの開催、新たなカントリーサインの公募や北国博物館での記念展を初めとする各種冠事業を実施をし、地域の融和、一体感をより深めるための取り組みを展開をしてまいりたいと考えております。

小項目3、防災対策の充実についてお答えをいたします。議員御指摘のとおり、洪水については

最近の全国的な局地的豪雨の状況や自然災害の規模を見ても非常に被害が大きくなっております。北海道においても昨年9月11日には石狩、空知、後志地方に特別警報が発表されて広島市の土砂災害時に発生をしたバックビルディング現象が発生をし、また礼文島では総雨量160ミリのゲリラ豪雨による被害は記憶に新しいところであります。このことから、本市においても今後の大雨には十分な警戒が必要と認識をしているところであります。現在国の避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに基づいて洪水と土砂について避難勧告の基準を設けるよう作業を進めているところであります。今月末に開催の名寄市防災会議で決定を予定してございます。この基準の中では、避難勧告の対象となる地区のうち浸水の深い地区について情報伝達重点エリアとして位置づけをすることも既に検討しておりまして、浸水の深い地域、特に浸水区域の外に出る水平避難しか命を守れないこうした地域に対しては対策を強化するように考えております。また、避難計画につきましては、避難に係る全体計画を用意しながら、各地域における個別計画についても災害対策基本法に規定をされています。災害対策基本法では、避難に関して一人一人の命を守る責任は最終的には個人にあると、こうした考え方に立っていることから、その考え方に基づいて進めていくとともに、名寄市防災会議では関係機関等からそれぞれ専門の御意見をいただきたいと考えております。自主防災組織につきましてであります。立ち上げと同時に機能性が発揮をされなければなりませんので、市のスタンスとしては組織の設立の推奨にあわせてあくまでも自発的な芽が育つよう促す必要があると考えております。また、自主防災組織の普及が拡大されるまでの間の対応につきましては、最近の自然災害の激化によって行政の対応能力を超えるということもあり、関係機関連携の上、行政のできることを、自助、共助で取り組むべきことについて住民と話し合う試みの活用な

ど、防災に対する知識の普及啓蒙も推進をしながら、同時に自主防災組織の育成推進を進めてまいります。

次に、大項目3、安心して健やかに暮らせるまちづくりについて、初めに市民の健康管理と健康寿命の長寿化について申し上げます。急速な高齢化や生活習慣の変化に伴い生活習慣病は年々増加をし、脳血管疾患や認知症などから介護を必要とする人もふえ続けており、医療費抑制や介護予防の視点からも高齢になっても介護を必要としない健康寿命を延ばすことを目的とした健康づくり対策が重要な課題となっております。本市における健康づくり、体力づくりとして保健センターでは、特定健診を受診をした男性を対象とした運動教室や保健推進委員による冬期健康体操教室を実施をし、運動教室前後の数値的な改善、冬期健康体操教室では事業の定着化と参加者が年々増加をしております。一定の成果がございました。地区健康相談にあわせて実施をする健康教室では、みんなの体操やロコモ体操の普及活動を行い、若い世代からの運動習慣をつけることにより要介護や寝たきりにならないための取り組みを行っております。また、高齢者への介護予防を担当している地域包括支援センターでは、生活機能が低下をしている高齢者向けの体操として嚙下と呼吸器、運動器の機能を向上させることを目的として市内リハビリ専門職が考案をした嚙呼体操を地域包括支援センター保健師等が指導をし、また自主的に継続をしていくことの大切さの啓発もあわせて実施をしてきてございます。さらに、毎年介護予防サポーター養成講座を開催をし、身近な場所で介護予防活動ができるように人材を養成しているところです。本年度実施をいたしました高齢者保健医療福祉計画に係るアンケートの中で健康づくりに対する調査を行いました。施設の整備等の要望が一番多く、次に一緒に運動する仲間づくりとなっております。健康や運動のきっかけづくりが強く求められている結果となりました。平成27年

度からなよろ健康マイレージを実施をいたしますが、幅広い年齢の方が楽しく取り組みやすいものとなるよう対象メニューの検討を行ってまいります。市内の各町内会や団体において健康づくり事業として体操、運動教室、軽スポーツなどの自主的な活動も盛んに行われておりますが、継続的な取り組みとしていくためには指導者の育成が大変重要であることから、今後においても市民の健康増進に向けた健康運動教室は地域包括支援センターの介護予防事業活動と横断的な連携を図りながら、町内会や各団体に対する働きかけや先進的な取り組みを紹介するなど、地域の自主的な活動の広がりを助長するための取り組みを推進してまいります。

小項目2の保健師の地区担当制についてでございます。これまで地域における保健師の保健活動は、地域保健法及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針、これに基づいて実施をし、保健部門の保健師は地域保健対策の主要な担い手として重要な役割を果たしてきておりますけれども、特定健診、特定保健指導制度の導入、介護保険法の改正など保健師をめぐる状況が大きく変化してきたことに伴い地域指針が大幅に改正をされ、多様化、高度化する住民ニーズへの対応、健康増進法に基づく健康日本21では健康寿命の延伸や健康格差の縮小の目標を達成するために新たな方向性が盛り込まれたことなどから、保健、医療、福祉、介護等の各分野及び関係機関、住民との連携及び協働がますます重要となってきております。当市においては、保健師の計画的な人材確保と資質向上を図りながら、保健センター及びふうれん健康センターを活動の拠点とし、保健事業を展開してありまして、保健師の活動においては業務担当制により成人と母子に分けて業務を実施、職員間、地域、各関係機関と連携をしながら市民の健康づくりに取り組んできております。現在保健センターにおいては、地域指針等の見直しや社会環境の変化に伴い、これまでの活動に加えて保健活

動を効果的に展開するため総合的な健康施策に積極的にかかわる必要があることから、健康課題を業務ごとではなく個人、世帯や地域全体から捉え、対応していくために業務担当制の一部を残しつつも、平成27年度から地区担当制を導入することで準備を進めているところでございます。

次に、小項目3、市立病院の給与表整備による影響などでございます。看護師、医療技術職への医療職給与表の導入につきましては、前島市長時代から長年の懸案事項でありました。昨年8月に職員組合と一定の合意を得まして、看護職を対象とする医療看護職給与表を導入をし、平成27年度の採用者から適用する予定でございます。お尋ねの影響額について、初めに初任給の引き上げによる影響額から申し上げます。短大3卒を例にとりますと、現行行政職の初任給18万9,500円を医療看護職の導入により20万6,200円、1万6,700円アップに引き上げました。平成27年度当初の新規採用者は、現在のところ9名を予定しており、採用者それぞれ年齢や学歴が異なることから、影響額は概算になりますけれども、短大3卒1人当たりの影響額が基本給、手当等で年間24万円程度と試算をしておりますので、9名では法定福利費を含めて280万円程度とされます。また、医療看護職給料表は、行政職給料表に比べて若年者の給与水準が高くなる傾向にございますので、先般101名の看護職員を対象に給料表の変更の有無を含めた説明会を開催いたしました。その結果、対象者のうち34名が平成27年度から医療看護職給与表への変更を希望しましたので、現在その手続を進めているところであります。次に、在職者の影響額でありますけれども、これは勤続年数等により異なりますので、正確な推計は困難ですけれども、変更希望者は全て採用6年までの職員であることから、1人当たり平均20万円、年間における全体の影響額は法定福利費を含めて880万円程度と想定をしております。このように初任給引き上げと在職者の

医療職給与表へ移行により、平成27年度で1,160万円程度影響があり、今後10年間は給与水準は上昇いたしますけれども、一方で行政職職員と同様に医師を除く病院職員についても給与の総合的な見直しを実施をしておりますので、全体としての影響額はさらに少ない金額となろうかと思えます。

次に、今後の看護師確保の影響についてですが、平成27年度に入りますと名寄市立大学を初めとして看護大学、専門学校への学校訪問を実施をいたします。訪問時には、教育研修体系の充実や救命救急センターの取得予定などとあわせて初任給の引き上げについても積極的にPRをし、看護師確保につなげてまいりたいと考えております。

次に、看護師の勤務状況と体制についてでございます。市立病院の一般病棟の看護師配置は、平成25年8月から看護基準7対1を取得して現在に至っているということであり、7対1看護基準というのは、患者さん7人に対して看護師1人を配置をするということであり、平成25年度の1人当たり平均入院患者数216人であり、最近の患者数の推移を考えると現行の7対1看護基準の維持は十分に可能であります。しかしながら、産休、育休、病欠、育児短時間勤務者の増加などにより病棟での夜勤の可能看護師の確保が困難になってきているのが現状であり、これは7対1であっても10対1であっても同じことと言えます。また、7対1を維持していく上での新たな課題は、昨年の診療報酬改定で医療、看護必要度の基準が改正をされまして重症度の判定基準が上がったということであり、対応策といたしまして、2月に正式に施設基準を取得をいたしました地域包括ケア病棟を有効に活用しながら、7対1看護基準の要件である重症度15%以上、これをクリアし、今後も看護基準7対1を維持していきたいというふうに考えています。いずれにいたしましても、看護師不足は続い

ておりますので、初任給の引き上げ、学資金制度の充実、市立大学との連携、教育研修体系の充実など、今後もさまざまな対策を実施をしながら看護師確保に努めていくとともに、業務改善などを実施をし、現在勤めている職員の離職防止策についても積極的に実施をしております。

4番、商工業の振興について、1、物品発注の考え方と状況についてであります。物品発注に関しましては、名寄市が行う契約は地方自治法、地方自治法施行令、名寄市契約規則などの法令に基づき執行をしております。自治体が行う契約は、公平性、透明性を保ち、適正な契約手続の遂行が求められます。議員お尋ねの物品発注においても同様でありまして、業者を指名し、入札を行ういわゆる指名競争入札の執行においても適正な手続が求められるところでございます。購入先の業者の指名選考については、名寄市指名競争入札参加者指名基準において規定をしております、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第7条に基づき契約の適正な確保ができる範囲において名寄市競争入札参加資格を有する市内業者を優先的に指名をしております。地元の資材や雇用者の活用による地域経済の活性化、また市内業者の健全な育成に資するため市内業者優先とした発注を進めておりますが、特殊な物品など地元で調達不可能な事例は市外業者への発注となるケースもございます。

小項目2、市内事業所等の人材確保、産業高校についてお答えをいたします。人材確保対策の一つとして、市内建設業関係者から特殊技能労働者の高齢化と若年後継者が不足をしているといった問題点に対応するため、今年度から新規卒者及び就業して3年以内の若年就業者に対して土木及び測量に係る技術講習の支援として上川北部地域人材開発センターと連携を図り、地域人材確保事業を実施をし、来年度も継続していくことしております。御質問いただきました人材育成及び確保策としての産業高校に焦点を当てた対策につい

てであります。名寄産業高校につきましては貴重な技術者を養成、輩出をする本市にとって貴重な資源であると私どもは位置づけておりまして、建設技術者と同様に慢性的な人材不足が問題となっている介護、福祉に関する人材確保の面においても上川北部地域人材開発センターが実施をしております介護職員初任者研修を名寄産業高校生活文化科の生徒が在学中に受講することができるよう学校側と協議をされていると、その報告も受けてございます。また、市内の経済や雇用情勢、生徒数の推移や進路状況等を調査分析をし、今後の名寄市内の高等学校のあり方について検討する会議も先月設置をされまして、将来を担う人材確保の動向について具体的な検討も行われることから、今後さらに学校と自治体が連携をし、在学中の学生の資格取得支援など人材育成、確保に効果的な取り組みをしている先進的事例など調査をしながら、有効な対策を打ち出せるよう関係機関など含めて検討してまいります。

小項目3、技能者の公共工事参加についてであります。公共工事の発注につきましては、日ごろよりでき得る限り地元業者へ受注機会をふやし、かつ年間を通しての事業の平準化と雇用の確保等に配慮しているところであります。また、公共工事に求められる規模、工期、工種等の条件により必要な技能者数が変わるほか、必要な技能者が地元にはいない場合も考えられます。市としても工事規模の大小により広く各種技能者にも仕事の機会があるものと考えており、さらには国や北海道レベルでの安定的、継続的な公共事業の確保が必要であるとは認識をしております。しかしながら、市内の現状として職種によっては技能者の高齢化に伴う人材不足や後継者不足もあることから、地元企業においては国や北海道における後継者育成制度や助成制度創設などの施策を望んでおり、本市として地元企業や技術者に対する支援制度の拡充を上部機関に要望するとともに、将来を見据えた技術者の人材育成、確保に関し取り組むべき

方策等について中小企業振興条例及び同条例の施行規則の見直し作業の中で検討してまいりたいと考えております。

小項目4、工事発注の将来展望についてであります。現在市の最上位計画である新名寄市総合計画で5つの基本目標に基づき各分野の公共事業の概要が示されておりまして、計画に基づく整備予定事業につきましては毎年度財政事情、交付金の有無、優先度、緊急度などさまざまな状況を考慮して所管ごとにローリング作業を行い、事業年度が決定をされていると、こういったことから長期的な整備の見通しの概要を最初から示すというのは難しいものと判断しています。また、予算化される事業につきましては、毎年4月に事業者説明会を開催をし、事業者の皆さんには内容を公表し、一定の御理解を得ていると判断をしておりますが、今後におきましても地元の雇用を第一に市民にわかりやすい事業の公表に心がけてまいりたいと考えております。

大項目5、環境と町並みについて、小項目1、ごみ処理と今後の対応についてであります。ごみの中間処理施設は、平成5年より缶、瓶施設、平成12年よりペットボトル施設、平成13年よりプラスチック容器包装類の施設、平成15年より炭化センターが稼働しているということでございます。とりわけ炭化センターは、約15億5,000万円の建設費で、1日の稼働時間は16時間、処理能力20トンで、外熱式ロータリーキルン炉で生ごみ等を加熱し、炭化物として高炉用のガス抑制剤として再利用する循環型社会にふさわしい道内で初めての炭化システムであります。また、ダイオキシン類防止対策にすぐれ、汚水や排水も無放流式で処理水を場外に排出をしないなど、公害防止と環境に十分配慮した施設となっております。ごみの中間処理のランニングコスト、平成25年度決算で一般廃棄物収集等業務での約9,700万円、古紙類収集等業務で約1,200万円、炭化センターごみ処理負担金で約2億7,500万円

を含む約4億2,600万円となっております。炭化センターの稼働から12年が経過をし、修繕等行いながら運転をしてきておりますが、平成26年度に精密機能検査の委託を行い、現在は委託業者が結果をまとめているところであります。今後のあり方ですが、炭化センターは当市と美深町、下川町、音威子府村の1市2町1村の広域で構成をされている名寄地区衛生施設事務組合が運営をしております。同組合は、平成30年4月供用開始に向けて広域一般廃棄物最終処分場の建設途中でありますため、完成後の平成30年4月以降にならないと正式な検討をするのは難しいと思っておりますが、中間処理の方法によっては収集体制も大きく変わる可能性もあることや精密機能検査の結果を受けて炭化センターの改築、あるいは更新も含めた総体的な検討を上川北部地域ごみ処理広域化対策協議会名寄ブロック幹事会での担当者レベルでは課題にのせて検討を進めていきたいと考えております。

小項目2、町並み形成と公共施設の色彩についてであります。初めに、町並み形成についてであります。町並みを形成する要素として建築物や街路のほかさまさまな景観要素が含まれております。議員が言われているように、調和のとれた町並み形成には長期的な視点で取り組まなければならないものと考えておりますが、そのためには市民合意や市独自のガイドラインなどを定めておかななくてはならないため、他市の状況調査をしながら総合計画に基づいて市民との協働で地域の町並みづくりについて議論をしてまいります。

公共施設の色彩につきましては、地域との調和が大事な要素であると考えておりますが、建物の用途、目的、建設場所などの諸条件により求められている要素が変化をすることから、一定の色彩基準を定めることが現状としては難しいものと考えております。今後予定されている公共施設の整備に関しましては、周辺環境や町並みに配慮した設計に心がけるとともに、色彩やデザイン等につ

きましては関係所管課との議論を踏まえ、市民に長く愛着を持って利用をしてもらえるような施設づくりに努めてまいりたいと考えております。

大項目6、教育行政についての小項目1の名寄市立大学社会保育学科教員確保、充実については私のほうからお話をいたします。新たに開設しようとする社会保育学科の教員組織の編制につきましては、大学の理念、教育の目的、学位の授与方針や教育課程の編成方針などを理解した上で社会保育学科の人材養成の目的、方針を達成をするために必要かつ十分な教員組織の整備を図ることとしております。第1に、取得可能となる資格及び免許等の人材養成に係る関係法令にのっとり専任教員を配置をすること、第2に教育目標や人材養成の目的の達成と保育の社会科を対象とする新たな学問領域に対応する教育、研究に必要な専任教員を配置をすること、第3に大学の理念に沿って学科間の連携、協働による効果的な教員の配置を行うことの3つが教員組織編制の柱となります。したがって、現行の短期大学の教員8名に加えて、幼稚園教諭及び特別支援学校教諭の養成に係る教員配置として新たに5名、保育士養成及び保育の社会科を対象とする新たな学問領域に対応するため新たに1名、合わせて6名の増員を図り、14名で教員組織の編制を計画をしております。社会保育学科の開設に係る教員の確保につきましては、昨年の9月に学長、副学長、保健福祉学部長、短期大学部長、教務部長、事務局長により構成をする新規採用に関する教員の選考委員会を設置をして教員確保の実務を進めておまして、おおむね確保の見通しがつきつつございます。教員の研究成果などの現状については、毎年名寄市立大学紀要が発行され、教員の研究成果などの公表を行ってきており、ここ数年は論文の投稿件数がふえる傾向がございます。また、学内における競争的な研究費の配分による特別枠支援による研究活動が各年度平均で15件ほどの取り組みがあり、毎年度学内において全教員が参加をす

る成果報告会が行われ、研究活動の向上が図られております。あわせて、授業内容や方法の改善を図るための組織的活動を行うため、学内にFD・IR委員会を設置をし、新任教員の研修、教員の研究活動の推進、授業内容や方法の改善などに取り組んでおり、教員一人一人の力量を高める取り組みが進められております。今後も教員の研究活動の推進と力量を高める研修等の取り組みを支援をしております。

以上、私からの壇上の答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 私からは、大項目6の教育行政について、小項目2の道徳教育と近現代史の教育についてお答えいたします。

学校における道徳教育は、児童生徒に豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成することを狙いとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割を担っております。道徳教育は、道徳の時間をかなめとして各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて行うとともに、あらゆる教育活動を通じて適切に行われなくてはなりません。とりわけ道徳の時間は、各教育活動における道徳教育のかなめとしてそれを補充し、深化し、統合する役割を果たします。例えば児童生徒は、学校の諸活動の中で勤勉、努力、思いやり、親切など多様な道徳的価値について感じたり考えたりしますが、その全てについて考える機会があるとは限りません。道徳の時間は、このように学校の諸活動で考える機会を得られにくい道徳的価値などについて補充する役割があります。また、体験の中では道徳的価値の意味などについて必ずしもじっくりと考え、深めることができるとは限りません。道徳の時間は、このように道徳的価値の意味やそれと自己とのかかわりについて一層考えを深化させる役割を担っております。さらに、多様な道徳的体験をしていたとしても、

それぞれが持つ道徳的価値の相互の関連や自己とのかかわりにおいての全体的なつながりなどについて考えないままに過ごしてしまうことがあります。道徳の時間は、それらを統合して児童生徒に新たな感じ方や考え方を生み出すというような役割も担っております。このように道徳の時間をかなめとして学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、児童生徒の道徳性を4つの視点から捉えて整理されております。4つの視点の1つ目は自分自身に関する事、2つ目は他の人とのかかわりに関すること、3つ目は自然や崇高なものとのかかわりに関すること、そして4つ目は集団や社会とのかかわりに関することです。道徳の時間においては、こうした視点について児童生徒一人一人が道徳的価値の自覚や生き方についての考えを深め、道徳的実践力を主体的に身につけるよう授業を行っております。また、授業の時数についてであります。週当たり1単位時間、年間では小学校の1年生が34単位時間、その他の学年と中学校が35単位時間実施することになっております。指導については、主として学級担任が行うものであります。校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などを工夫して道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実することが大切でございます。このほか、道徳教育推進教師には次のような役割があります。道徳の時間の指導計画の作成に関すること、名作、古典などの読み物でありますとか郷土資料、映像ソフトなどの道徳用の教材の整備、充実、活用に関すること、そして道徳の時間の授業公開など家庭や地域社会との連携に関すること、これらの役割を持っております。校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進教師がその役割を十分に果たして全教師の参画、協力を得て道徳教育を円滑に推進することが大切と考えております。人間は、本来人間としてよりよく生きたいという願いを持っております。この願いの実現を目指して生きようとするところに道徳が成立いたします。道徳教育とは、

人間が本来持っているこのような願いやよりよい生き方を求め、実践する人間の育成を目指し、その基盤となる道徳性を養う教育活動でございます。また、道徳は、人と人との関係の中で望ましい生き方をあらわしております。例えば礼儀や感謝、思いやりなどは、互いに人格を尊重しようとするところから生まれる望ましい生き方のあらわれであります。人は、こうした心のきずなを深め、人間愛の精神に支えられて強く生きながら人格の形成を図ることができるのであります。教育委員会といたしましては、各学校にこのような道徳教育の意義について改めて全教職員が共通認識を深め、全校体制で道徳教育を推進し、子供たちを健やかに育むようお願いしてまいります。

次に、近現代史の学習の現状についてお答えいたします。今日学校教育においては、21世紀を切り開く心豊かでたくましい日本人を育成するため、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度などを育てることが求められております。そのため社会科におきましては、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、国際社会に生きる平和で民主的な国家社会の形成者として必要な公民的な資質を養うことが目標となっております。とりわけ中学校の社会科の歴史的分野においては、我が国の歴史の大きな流れを世界の歴史を背景に各時代の特色を踏まえて理解させ、それを通して我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせるとともに、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てることが重要でございます。近代の日本と世界の学習では、19世紀ごろから20世紀前半までの歴史を扱っております。この時期の我が国は、欧米諸国のアジアへの進出など複雑な国際情勢の中で開国し、急速な近代化を進めて近代国家の仕組みを整え、その後常にアジア諸国や欧米諸国と密接なかかわりを持ってきたことを理解できるようにすることです。例えば経済の世界的な混乱と社会問題の発生、昭和初期から第

2次世界大戦の終結までの我が国の政治外交の動き、中国などアジア諸国との関係、欧米諸国の動き、戦時下の国民生活などを通して軍部の台頭から戦争までの経過と大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解できるようにすることです。具体的には、我が国が多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害を与えたこと、各地への空襲、沖縄戦、広島、長崎への原子爆弾の投下など我が国の国民が大きな戦禍を受けたことなどから、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させ、国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であることに気づかせる指導を行っております。また、現代の日本と世界の学習では、第2次世界大戦から冷戦の終結ごろまでの歴史を扱っております。この時期の我が国は、第2次世界大戦後の混乱の中から民主的な文化国家を目指して再建と独立の道を歩み、冷戦などの世界の動きとのかかわりの中で経済や科学技術の急速な発展をなし遂げたことを理解できるようにすることが大切であります。例えば高度経済成長、国際社会とのかかわり、冷戦の終結などを通して我が国の経済や科学技術が急速に発展して国民の生活が向上し、国際社会において我が国の役割が大きくなったことを理解できるようにすることです。具体的には、高度経済成長や沖縄返還、日中国交正常化、石油危機、冷戦の終結の内容と現在の自分たちの生活との深いつながりや現代日本と世界の動きに関心を持たせるよう工夫し、国際協調の平和外交の推進や開発途上国への援助などに着目させて国際社会において我が国の役割が大きくなったことを理解させ、公民的分野の学習に向けた課題意識を持たせる指導を行っております。教育委員会といたしましては、子供たちに我が国と郷土の現状と歴史を正しく理解させ、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度や外国の文化の理解を通じて他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を育てるため、今後とも各学校が指導方法や指導体制

の工夫改善に努めたり、校内研修の充実が図られるよう支援してまいりたいと考えております。

続きまして、小項目の3、文化センターホールの管理、事業運営体制と近隣ホールとの連携についてお答えいたします。まず、大ホールの管理について申し上げます。大ホールE N - R A Yを含む新築施設につきましては、さきに議決いただいた市民文化センター条例ほかの改正により既存の施設と一体で管理することといたしました。施設の管理業務に関しては、以前からお示ししておりますとおり一部の業務を株式会社エフエムなよろと業務委託契約を締結して進めております。本年1月から3月までは、開設準備業務委託として市民ホール通信の発行、専用ホームページやソーシャル・ネットワークング・サービスの作成に係る広報宣伝業務、ボランティア組織の設立と研修、友の会組織の設立に係る関連組織構築業務、音響、照明、舞台機構の運用を習得するための外部研修、施設運営、企画立案に係る職員研修業務を既に実施しており、今後は舞台関係や諸室関係の備品、研修、補助事業を実施していく予定でございます。新年度からは、新たな業務委託契約を締結して新施設を日常から御利用される方々に対する案内や利用予約業務、各種事業でのチケット販売管理や設備運用業務等を追加し、利便性を高めていくこととしております。設備や備品等の管理につきましては、これまで同様に行政事務として教育委員会で行うこととしております。大ホールで行う事業の予定としましては、5月9日の開館記念式典を皮切りに、5月17日に開催の名寄市で第九を歌う会、9月13日に開催予定の名寄市民劇など各実行委員会が主催される提携事業や6月5日に開館記念事業として開催する札幌交響楽団、小山実稚恵特別演奏会、10月初旬に開催予定の演劇、海流座「アンデルセン・絵のない絵本」など市が主催する自主事業のほか、北海道知事旗争奪全道民謡決勝大会や北海道女性大会など大型の貸し館事業が準備されているところでございます。大ホ

ール開館以降に市が主催する自主事業の企画につきましては、市民や団体などからの御要望も考慮しながら市民文化センター条例に定めた事業企画委員会に沿って計画的に進めてまいりたいと考えております。

近隣のホールとの連携につきましては、既に民間組織であるアンダンテの会が中心となって開催されている北の星座音楽祭などにおいて近隣自治体をつなげた事業も行われているなど、積極的な連携が求められております。このように近隣の各ホールは長年の事業実績も高く、経験豊富な人材も多くおられることから、職員や委託事業者のスタッフも含めて一から学ばせていただく姿勢で連携、協議の輪に参画させていただきたいと考えております。そのほかに、これまでの市民会館大ホールではなし得なかった広域の公共ホール間での事業連携を目的として、平成27年度から公益社団法人全国公立文化施設協会に加盟しまして、北海道支部である北海道公立文化施設協議会の御協力をいただきたいと考えております。また、類似の任意団体などにも加盟することを検討し、公演事業の共同招聘の実現にも取り組みたいと考えているところでございます。

続きまして、小項目4の芸術文化のアウトリーチについてお答えいたします。アウトリーチとは、外に手を伸ばすという意味で、広くは施設内外を問わず行われる普及活動、狭くは施設外で行われる普及活動を指すとされております。全国的には、1970年代初めから始まった美術館が学校などにコレクションを出前する移動美術館が初期の代表的な事例ですが、こうした鑑賞型の出前事業に対して、90年代後半から主に取り組みまれておりますのは音楽、演劇、ダンスなどを通じて創造体験やアーティストとの交流を行うワークショップ型の事業となっております。公立の文化施設がアウトリーチ活動を行う意義といたしましては、1つには地域や市民との新たなつながりと公共性、2つには観客の開拓や育成、3つ目には子

供や青少年に対する成果、4つ目にはアーティストや芸術団体にとっての新しい役割、5つ目には文化施設内部や行政組織に対する効果などの5つに整理されるとの考え方があり、主として子供や青少年に対する成果を目的に実施し続けることが結果的にその他のアウトリーチを行う意義にもつながっていくとされております。アウトリーチは、子供たちの教育の観点からはみずからが表現し、他者と一緒に1つのものをつくり上げることで子供たちのコミュニケーション能力、創造力の開発において極めて有効なツールになると考えられることから、近年市内で開催されている事業の多くでもこうしたアウトリーチ事業が取り込まれており、その意義を踏まえて今後大ホールで行う各種の事業においても同様に組み込んでいきたいと考えております。芸術文化事業を実施していく上での社会的包摂の考え方は、さまざまな要因からホールなどで行われる事業に足を運ぶことができない方々に対してどのように鑑賞機会や体験機会を提供していくかが重要な課題であると認識しております。現在準備している事業の中では、実情や御要望などを含め十分な情報収集ができていない状況にありますが、今後企画していく事業の中でアウトリーチの意義も踏まえた取り組みを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私の答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） それぞれ御丁寧に答弁をいただきました。それでは、時間の許す限り再質問をさせていただきたいというふうに思います。

今回の質問の中で何点か総合計画より長いスパンでまちづくりを考えていってはいかがかという質問をさせていただきましたので、まずその辺のところから再質問をさせていただこうかなというふうに思います。まず、一番最初の2番目の将来ビジョンについて市長にお伺いをいたしました。

総合計画をこれからつくるのは、名寄市の10年間どういうまちづくりをしていくかということには大変重要なことだろうというふうに思っておりますが、市長が常々おっしゃられております10年、20年後のまちはこういうまちにしたいのだということをもう少し市民にわかりやすく説明するといいたいまいしょうか、市長と市民が語り合っというものを示してはいかがかなというふうに思います。総合計画というのは、理事者は余りかわらないで市民の皆さんに主体的につくっていただくのが総合計画なのですけれども、今までそういう発想ってなかったのではないかなと思うのです、歴代市長さんというのは、それより長いスパンで、なかったわけではないのかもしれないけれども、余り明言される方はいなかったかもしれない、もっと先を見越したまちづくりをしたいというふうな方は少なかったかもしれない、私はそれはいいことだろうなというふうに思っております、そこを少し具現化していただいてもいいのかなという考えの中からある程度市長が20年後はこういうまちがどうだろうかとか、何かそういうことを少し示していただく中でいろんな方と、市民の皆さんと話し合いをして、これは条例の縛りだとか法律の縛りはありませんけれども、こういう社会を目指したいのだというものが1つあったほうが市民の何となく目標になるといいまいまいしょうか、いいのではないかなというふうに思うのですけれども、そこら辺再度市長の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ありがとうございます。地方創生の取り組みということで今もお話を述べさせていただきましたけれども、今回は人口統計をしっかりと分析をしていく中で2060年までの人口を見据えて将来展望を提示をする人口ビジョンの策定をするということでありまして、まさにその中でより長期を見通したまちづくりをどうしていくのかということをおみんなで議論をし合う

いい機会になろうかなというふうに思っているところであります。私なりのいろんな考えもありますけれども、ぜひそれは市民の皆さんといろんな角度から議論させていただく中で一定の方向を示していけるのが一番いいのかなというふうに思います。それ以上に私が一番大事だと思うのは、やっぱり市民の皆さんがそれぞれこのまちにもっともっと関心を持っていただいて、この地域をどうしていくのかということを中心に考えていく、ロングスパンでまちづくりを考えていく、そのきっかけとして市民の活性化を促していくと、このことがまさに大事なのかなというふうに思っています。あらゆる機会を捉まえてさまざまな角度からいろんな分野の方やいろんな世代の方と議論をしてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） 市長の思いはありながらも、なかなかそれをすばっと言えるというのは選挙のときぐらいしか余りないわけですし、実際の行政運営の中に入ってしまうと総合計画だとか、そういったものほとんど市民にお願いをするような形になってしまうわけで、そこら辺もう少し市長が意見を述べられるような、思いを具現化できるような、そういう仕組みもあっていいのかなというふうに思いましたので、ちょっと発言をさせていただきました。今後何かの機会があれば、そういった取り組みもお願いをしたいと思いますし、地方創生の2060年、これ人口統計を踏まえながらの計画ということで、まさに人口の推計をしながらどういうまちに将来したいのかという、そこら辺はやっぱり総合計画より長いもの何かあっていいのかなというふうに思いますので、今後何かの機会があったらよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

もう一点は、大項目の5番目の2番目に町並みについてもお尋ねをいたしまして、お答えをいただきました。調和のとれた町並みに対しては、市

民合意が必要であるということ、あるいは何らかのガイドラインを持ってやれるかもしれないねというふうなお答えをいただいたところでありますけれども、北海道には本州の歴史あるまちのように古い建物だとか歴史的な建造物というのが非常に少ないわけで、そういうこともありながら景観に対する考え方というのが本州よりやっぱりちょっと薄いのかなという感じがしております。しかしながら、雪国の美しさというのもこれから将来に向けて逆に言えば新しく作り出す美しさもひよっとしたらあるのかもしれないです。そういった観点から、これもひよっとしたら30年かかるか50年かかるか、そのころに多分私ももうこの世にいないのだろうけれども、そういったことを考えながらまちづくりをしていくというのも私は政治家のロマンなのかなというふうにも実は思っております。見える成果と見えない成果があってもいいなと。いなくなった後にあんなこと昔の人がやっていて、それが何となく今こういう形になりつつあるな、そういうことがあってもいいのかなというふうに思ったものですから、ちょっと発言をさせていただきました。ガイドラインをつくるとかというのは、なかなか難しいことだろうなというふうに思います。特に色彩だとか芸術だとか、そういったことにある程度知識の持った方、あるいは都市空間に対する知識のある方、そういった方が本当は中にいていただいて物を考えていくというのがいいのかなというふうに思っております。例えば一つの例として北海道大学の大学院に都市空間のデザインを研究するところがたしかあったと思いますので、そういったところのモデル地域に指定を求めて何らかのまちづくり全体をデザインをしていくということもおもしろいのではないのかなというふうに思うのですけれども、ちょっと考えをお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 景観や町並みというのは、地域の皆さんがこのまちに誇りを持ってという

ここで非常に重要な要素であるのではないかという認識を持っております。北海道は、本州と違って非常に歴史の浅い文化だということでもあります。一方で、本州とは違う積雪寒冷という、そうした気象風土も相まってこの地域の建物や空間というのはどうあっていくべきかというのは、また本州とは違ったアプローチや考え方が当然求められていくのでしょうし、必要なのだろうというふうに思います。その中でそうしたことを踏まえながらどう都市をデザインしていくかというのは、いろんな切り口はあるかと思えますけれども、今議員がお話しいただいた都市空間デザイナーというか、そうした学問的な見地からも検証していったらどうかということもひとつ参考にさせていただきながら、これもぜひとも次の総合計画の一つの議題として市民の皆さんに投げかけをし、議論をしていきたいというふうに思うところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。前向きな答弁、感謝したいなというふうに思います。これは、特にそんなにお金がかかる話ではないと思うのです。例えば将来壁を塗りかえるときにこの色を使ったらこれだけ補助をするよとかという地域もあるみたいですが、これはガイドラインをつくって皆さんでこういうふうなまちづくりしましょうといったら、ほとんどゼロ予算でできるようなことかなというふうにも思いますので、ぜひお願ひをしたいなというふうに思います。

町並みを考えるときにもう一点、もうちょっと短期的な視点からできることとして、最近まちの中でも個人の庭先で多くの方がガーデニングを行い始めております。こういったところが少し連なっていくような形になる、あるいは拠点になっていくガーデニングをされているようなところがふえていけば、これもひよっとすると例えば地方からお客さんが来たときの何となく雰囲気的なおもてなしになるだとか、あるいは地元で生活をして

いる皆さんの何となく心の安らぎになるだとか、そういったことにもつながっていくのではないのかなというふうに思います。これは、ちょっと当初の目的の総合計画より長いスパンではないかもしれませんが、こういったきれいなまちづくりというのも一方で少し目指してみてもいいのかなというふうに思うのですけれども、そこら辺についてもお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 全国あるいは北海道内においてもガーデニング、あるいは花を生かしたまちづくりというようなことで取り組んでいる自治体もあるというふうに承知をしているところであります。ガーデニングをするということは、好きな方がやるということはずいことであるし、すごいことというか、自然なことかもしれませんが、それを強制していくということになるのはなかなか難しいのかもしれませんが、それを何か促していくということでまちの空間を美しく見せる、町並みをきれいなものにしていくという考え方は可能性としてはあるのかなというふうに思うところであります。議員から御指摘をいただきましたので、そうした手法等についても他市等の事例もよく研究、検討してみたいというふうに思うところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） どうもよろしくお願ひしたいと思います。

3点目は、4の4番目に工事発注の将来展望についてもお伺いしましたけれども、これについては細かにお示しをすることはやっぱり難しいのではないかという答弁をいただきました。4番目の商工業の振興についての4番目の工事発注の将来展望についてでございます。ことしの1月によるなで行われたセミナーで、北海道における公共施設マネジメントの現状と意義という講演会を聞かせていただいた中で、この中でも将来の人口推

計を加味をしながら将来の建物の維持管理も含めて仕事の発注の平準化を目指しながら、それをやることによって将来の施設の統合ということも視野に入ってくるので、だから少し将来の建物の形が見えやすくなってくるのだという話をお伺いしたのかなというふうに思います。そういった中で細かくこの年度についてはこの事業をやるというふうな示し方ではないかもしれません。大体こちら辺のところにはこういうものがあるというふうな示し方だとか、そういうことをもしできるとすれば行政側にもメリットがあるかもしれないし、例えば5年間の中でこれだけの建設金額でなるべく抑えたいのであれば、どことどの施設を統合する必要があるであるとか、何かそういう発想もできてくるのかもしれないし、行政側のメリットもあるし、受ける側のメリットもあるのではないのかなというふうに思うのですけれども、こちら辺に対してもう一度考え方をお伺いをしたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） まさに今総務省からも求められておりますけれども、公共施設等の維持管理計画というのを策定をすることを義務づけされていると、こういうことでありまして、平成27年度中にこれを策定、名寄市でもするというようにしております。まさにこれ上から地図を見ていく中で公共施設をどう再配置や統廃合、長寿命化をしていくのかということを議論していくという計画でございまして、一定のそうした見通しは出てくるのかなと。ただ、一方でこれは財源との問題も出てくるということですから、そのスパンをきちきちと明確に、後になればなるほどそれを示していくことはなかなか困難になっていくのだろうというふうに思いますし、その都度、その都度によって有利な財源が出てくるとか、そうしたことによってその順番も入れかわってくるのか、あるいは中身が変わってくると、こういうことも出てくるのかもしれませんが、一定の方向性

をこの管理計画の中でお示しをしていくことはできるし、それをしていかなければならないというふうに考えてございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） 義務であれば、実施していただけるということなのだろうなというふうに思いますけれども、そこら辺を計画を立てて、それを例えば受注をされるような皆さんに対して公表できるのかどうなのかわかりませんが、もしできるのであれば公表して将来の受注側の見通し、あるいはこれだけ仕事があったら1人ぐらい雇ってもいいかなと思う業者さんもひよっとしたら出てくるかもしれませんので、もし公表ができるのであればずっと公表していただければありがたいなというふうに思います。

それでは、ここからはなるべく順番に沿ってお伺いをしていきたいというふうに思います。まず、1の1のホスピタリティー、こういったことに対して質問をさせていただきました。この中の特にホスピタリティーについてちょっとお伺いをしたいなというふうにも思いますけれども、近年は市長の政策もありまして、先ほど交流人口、名寄に流入する観光客の人数でしたか、お伺いしました。何か減っているようにお伺いしまして、いつきの「星守る犬」だとか、そういった影響もあるのかもしれないけれども、かつての時代からはイメージが変わったなというふうに思っております。天文台を初めとして、ひまわりだとか、そういったことを求めながら名寄を訪れる方がふえてきているなというのは、私は若干実感をしているなというふうに思っております。そういった中でホテルのサンピラー温泉のいろいろ問題もありまして、そういったところの改修、あるいは新しくできるホール、そういったところで例えばお客さんが来たときの接遇のやり方、気持ちの持ち方、そういったことをやはりもう一度しっかりと持って流入客、交流人口に備えてはいかかかなと。それは、職員の皆さんだけではなくて、そういった指定管

理を受ける皆さん、あるいはひょっとしたらホールの運営だったらボランティアの皆さんもそうかもしれません。そういった皆さんが一度ちゃんとホスピタリティーだとか接遇だとか、そういったことをしっかりと学んで、そういった中から交流人口を求めていくということが必要なのではないかなというふうに思っております。といいますのは、やっぱり交流人口を求めていくというのは最終的には私は人数ではなくて経済効果だろうなというふうに思っています。そこには、やっぱり我々側もしっかりした気持ちを持って、これをやがてはちゃんと経済効果に結びつけていくのだという思いの中から笑顔が出てきたりだとか、そういうこともひょっとしたらあるかもしれません。そういったことも含めてやっぱり受け入れる姿勢、態勢を学んでいくということが必要なというふうに思いますので、この件に関して考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 人口減少問題が叫ばれる中で地域が外から来ていただく交流人口、あるいは移住していただける方だとか、また大学生みたいに定着していただく方もいるけれども、4年たって出ていかれる方、こういう外からの方たちをいかに喜んで受け入れて、そしておもてなしの心を持つということ、あるいはそうした方たちを寛容に受け入れていくということが、その心の持ち方が地域のこれからの浮沈にかかわってくるぐらい私は大事な問題だというふうに思います。そういう意味では、市民みんな挙げてそうした方たちをおもてなしをする、歓迎する気持ちを醸成していくということが大事だと思います。そのためには、当然研修も必要だし、数を重ねていくことで市民の皆さんがそういったことに喜びを感じていただける機会をつくっていくことも大事なのではないかなというふうに思います。

名寄市の観光振興計画の中で掲げている交流人口の拡大を推進する組織でございます名寄市観光

交流振興協議会がございます。これは、名寄市、あるいは観光まちづくり協会、風連まちづくり観光、商工会議所、商工会、観光ボランティア、旅館業組合、これらから構成をされるホスピタリティー部会というのを設置をしてございまして、この部会ではおもてなしの心を持って市民に接し、来訪者を温かく受け入れることを目的にさまざまな取り組みを進めているということでございます。こうした取り組みをさらに推し進めていくということはもちろんでありますけれども、部会員はもとより、協議会全体としてホスピタリティーの大切さというものをしっかりと認識をし、また市民皆さんにも伝播をしていくということをこれからもやっていかなければならないという考え方でございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） 市長は、もとは、今もそうかもしれませんが、ホテルを運営されていますので、そういった接遇だとかというのはよく理解されているかもしれませんが、一般の方というのは案外わかっていない部分が多いと思います。改めて学んでいくということもやはり必要なというふうに思いますので、ぜひそういった取り組みをよろしく願いたいなというふうに思います。

それでは次、大項目1の3番目についてお伺いをしたいと思います。先ほど市長からの答弁でもこういったストーリーを設けてどうして名寄に来ていただく必然性をつくっていかなくてはいけないというふうな答弁をいただきまして、これは全くそのとおりにというふうに思っておりまして、これもどこかの、メモをちょっとできていませんけれども、どこかのところで検討していただくというような答弁をいただいたかなというふうに思います。どうしてそういうふうに思ったかといいますと、ある大手広告代理店の方と話す機会がありまして、名寄にお越しになった際に名寄のまちの中のことをいろいろお話をし説明をして、そ

うするとなるほどね、こうやってすごい要素、それこそ財産っていっぱいあるのだねという話が、ではこれを利用してどうやったら名寄にお客さんが来てもらえるようになりましょうかねというふうな話をしたら、やはり何で名寄に来なくてはいけないのかという理由づけが1つ、それともう一つはそのストーリーが必要だよねというお話をその方からお伺いをしました。なるほどなと思いましたが、やはり私どもではなかなかそういうストーリーというのはできないかもしれません。だから、そういったときにはある程度専門家の皆さんに相談するというのも、これまた先ほどの景観ではありませんけれども、必要、早道かもしれません。そういった取り組みについてちょっとお考えがあればお知らせをいただきたいと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど名寄市観光交流振興協議会の中でこうしたことについてはぜひさらに議論を深めて検討していきたいというお話をさせていただきました。これまでもこれに類似をするさまざまな取り組みを専門的なコンサルタントの方だとか通じてやってきている経過もありますけれども、なかなか実になっているもの、実になっていないものもあるのかなというふうにも思うところであります。専門的な見地のところからのアドバイスも当然いただくということは継続しながらやっていくというふうに思いますけれども、まさに今このストーリーなんていうのは総合戦略を策定していく過程の中で具現化していく大きなチャンスなのかなというふうにも思っているところであります。ここは私なりの思いもあるし、しっかりとまたたき台をつくりながら市民の皆さんともより協議をして魅力的な地域づくり、そして場合によってはストーリーを構築することによってのそうした交流人口の拡大ということもぜひとも視野に入れた戦略を策定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次へ移らせていただきたいと思いません。大項目の2の2番目の合併の評価について答弁をいただきまして、この間さまざまな事業を行い、あるいは農業のブランド化ということも進んできたというふうな答弁をいただきまして、まことにそのとおりだなというふうに思っております。この間の実績を踏まえつつも、地域の団体の統一にはまだ若干至っていない部分はあるということでもありますけれども、これは余り無理をして力づくでやるのもちょっと難しい、ここまできくとすると難しい部分かなというふうにも思いますので、ある程度促進、促しながら見守るということも必要なのかなというふうにも思っております。この間合併をすることによって財政も潤ってきたのかなというふうにも思っております。そういった効果と、効果については結構です。今後算定がえが減少していくという傾向にあるわけですけれども、そこら辺が若干総務省の考え方の中で緩和されたというふうに伺っておりますけれども、そこら辺の状況についてお知らせをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 私と久保副市長も合併連携市町村会議ということで、総務省のほうに合併してまちが寂れてしまっただけは合併した意味がないですよ。国策として平成の大合併をしたのですけれども、そういう中で地域の要望活動も一定の成果を上げたものとして、合併算定がえて6億8,700万円ほど平成33年から減るというものが3割程度の削減で、平均的に3割程度で済むのではないかと。だから、そこら辺でいうと2億円から2億5,000万円程度の削減で済むような情報を得ています。ただ、これはあくまでも平均値でありますので、合併した市町村の数であるとか、合併市町村の面積によって消防の機能である

とか、ごみ収集の機能であるとか、こういうものに対して一定の国が合併して寂れなくて、合併してもちゃんと住民サービスを提供できるような財政支援、いわゆる地方交付税措置はどの程度のものなのかということがこの間の要望活動も含めて明確に示されたものだなというふうに考えています。先ほど東議員が言われましたように、合併してからできるだけ住民サービスを減らさないような形をどうできるかという部分でイの一番にやってきたのは、組織のスリム化という形で職員のところで多少削減をしながら、その分の財政効果をしっかり備蓄してきたということでありまして、それと連動する形で国の支援が少し削られるものが緩やかになってきたということで、その辺は先ほど加藤市長も言っていましたけれども、20年先を見据えたまちづくりという面で見ると、合併して一方的に交付税が削減されてまちが疲弊するというところについては一定の配慮がされたので、これから名寄も市立病院の機能であったり、大学の機能であったり、それから自衛隊駐屯地も含めて若い人方がまちの中にいっぱいいるということが名寄にとっての特色あるまちづくりができるものかなというふうに考えておりまして、この辺はしっかり国の制度で保障された財源を生かしたまちづくりというのは第2次総合計画の大きなテーマになるのではないかなというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） よかったなと思います。6億8,000万円という大きな数字、それに向けて財政の健全化を図ってきたわけなのですが、これが3割程度で済むというのは合併自治体においては大きなニュースだったなというふうに思います。これに甘んずることなく、無駄遣いをしないで節約をしながら健全運営に努めていただきたいなというふうに思っております。

それでは、次に進めさせていただきたいと思っております。大項目の3の1の健康寿命の長寿化と地域

担当制について、あわせてちょっとお伺いをしたいなというふうに思います。地域担当制を平成27年度から導入をしていただけるということで、ありがたいなというふうに思っております。やはり地域の皆さんは、なじみの顔の方が来ていただくと何となく安心して親近感があると、何となくすぐ電話かけられるというふうな認識を持っているようでありますので、こういった取り組みを進める中で地域とのつながりをぜひ深めていただきたいなというふうに思っております。こういった中でいろんな町内の高齢者の皆さんと話をする機会があるのですけれども、町内会単位で運動をされている町内会もあるけれども、やはりできていない町内会がまだ結構多いと、何かきっかけがあればできるのだけれどもねというところで終わっている町内会とかが案外まだ多いのではないのかなというふうに思っております。こういったことから地区の担当の保健師さんがこれから生まれるわけですから、ひよっとしたらそういった部分も促進していくのかなというふうに思っておりますけれども、そこら辺についての地域担当制とそういった健康寿命の長寿化、運動の促進ということについて考えがあればお知らせをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 保健師の地区担当制でありますけれども、今議員からも御紹介がございましたけれども、平成27年から導入させていただきたいと今準備を進めさせていただいております。この制度のメリットといたしましては、地区の全体像、また健康問題の把握が可能となるということ、また地区の健康課題や実態に沿った保健活動ができると、また住民との距離が近く、また地域との連携、協働活動も築きやすいというような利点がございます。それで、現在考えておりますのは、地区を4つに分けたいと考えておりまして、民生委員連絡協議会が5つ地区がございしますが、その東と風連地区を一緒にいたしまし

て、残り3つ、南、西、北ですか、の3つと、あと東地区と風連地区をあわせた全部で4つの地区に分けて、それぞれ2名ずつ保健師を配置いたしまして、そこの各地区をさらにまた2つに分けて、それぞれこの地区はこの保健師だと、今おっしゃったような顔の見える、この地区は私ですということで住民皆さんにわかっていただけるような形でそこの担当ということで考えております。

健康寿命の部分でもお話ございました、健康づくりについて。ちょうど先月、2月末ですが、ついにと申しますか、名寄市の高齢化率も30%を超えました。国の社会保障・人口問題研究所の試算によりますと、平成32年に65歳以上の高齢者のピークを名寄市は迎える、また平成37年、今から10年後ですが、団塊の世代の皆さんが全て75歳以上ということになりますので、医療、介護を必要とされる方がさらに増加されるということが見込まれております。その意味におきましても健康寿命を延ばしていく、自分のことは自分でできるような期間を延ばしていく、この取り組みがますます重要と考えております。それで、各種町内会での健康づくりの取り組み、先ほども市長からも申し上げましたが、みんなの体操ですとか、筋肉のロコモ体操ですとか、あと保健推進委員の方がやっていますリズム体操ですとか、地域包括支援センターの嚙呼体操、また週1回の健康づくりの体操教室を福祉センターで実施をさせていただいております。今後につきましては、これらの継続をしていくためには一定程度の指導者の方の養成も必要と考えておりますので、地域包括支援センターによります介護予防サポーターの養成をますます盛んに行っていかにさせていただいたり、また保健推進委員の方の健康づくりに対する活動ですとか、健康体操の取り組みなどについての研修もさせていただきたいと考えております。また、さらには平成27年度からなよろ健康マイレージ事業を推進させていただきまして、

18歳以上の方、若い段階から健康づくりの取り組みのきっかけづくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） 来年度から少しずつ前進していくのかなというふうな明かりが見えるような答弁をいただきまして、ありがとうございます。保健師さんは、そういった健康の管理だとかというのはプロですけれども、事運動ということになると本当のプロではないというふうな何っております。それは、やっぱり体を動かすことを助けるプロの方がいらっしゃるというふうにも何っておりますので、そういう方もできれば保健センターの中に本当はいていただいて保健師さんと一緒に地域を回るというふうな取り組みがもし行っていたらいいようなことがあれば進むなという感じがしておりますけれども、今後の課題としてよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

次行かせていただきたいと思います。9分ですので、市や公共施設からの物品発注についてなのですけれども、特に名寄市内の業者さんで扱えないものを地方の業者さんから購入をしているというふうな答弁をいただきましたけれども、そこら辺が本当にどういうふうになっているのか、ちょっと規格を変えればこれは名寄で買えるよねというようなものはないのかどうなのか、そういったことも今後一度全体的な調査をしていただいて、なるべく地元企業の育成という観点から地元の業者さんを使っていただきたいなというふうに思いますけれども、このことに対しては求めておきたいと思います。ぜひ実態、本当にそういうふうになっているのか調査をしていただければありがたいなというふうに思います。

5番目の1のごみ処理についてお伺いをしたいなというふうに思います。いろいろ答弁をいただきまして、その中でリサイクルについても御答弁をいただきました。そして、炭化センターの状況についてもお伺いをいたしました。これは、ダイ

オキシンの規制ということから焼却施設が使えなくなる、そういったことから最終処分場に全部埋め立てなのかなのかな、いや、そうではなくてやはり何らかの中間処理をしようということに、炭化をしようということに、正直言って苦肉の選択だったような気がします。炭化処理ということの選択をいたしました。こういったことの中から、焼却をしていた時代と比べると処理品目、処理の量がやっぱり大幅に減っているなというふうに思います。その分最終処分場に行ってみるとたくさん、例えばこれが焼却であればそっちのほうで中間処理ができるなというものがいっぱいあります。その分早く最終処分場が埋まってしまうというわけでありまして。さらには、分別がなかなか炭化というのは難しく、新しく転入される方あるいは高齢者はなかなか理解がしづらいかもしれません。名寄は通勤族の方が比較的多い中で、本当はわかりやすい分別、単純な分別、こういったことが市民生活の中では過ごしやすいのかなというふうにも思っております。それにしても今精密機能検査を行っている最中でありまして、その結果を見ながらではありますけれども、そういった市民生活をしっかりと視野に入れた将来の中間処理のあり方、それに伴うごみの総合的な処理のあり方、今最終処分場建設の最中でありまして、外に向けてこういうことを話することはできないのかもしれないけれども、やっぱりこういう議論の準備ということは少しずつしておいたほうがいいのかなというふうに思いますけれども、その点について再度お伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 先ほどの物品発注の関係なのですが、これについては地元発注の関係については最大限の努力をしています。それから、学校とか大学との関係では一部特殊なものがありまして、それから市外から買うということの理解をしている先生方も過去にはいらっしたことあるのですが、そこは大学、小中学

校についてしっかり周知もさせていただいて可能な限り地元発注に心がけておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、中間処理施設の関係なのですが、当時平成14年12月で焼却場がダイオキシン対策で不可になりました。そのときにいろんな議論をさせていただきまして、焼却するとダイオキシンが出る、当時の技術でいうと24時間稼働しないとダイオキシンの発生を防げないということと、それにかわるものとして小規模な焼却にかわる炭化ごみということで大都市部のほうで大きなレストランであるとか、そういうところでありまして、究極の選択として広域で処理をして対応するということが決めたのが今の炭化処理です。この処理につきましては、その後技術革新もありまして、焼却しても24時間稼働の焼却をしなくてもダイオキシンが発生しないような状況になりましたけれども、ごみ施設の耐用年数そのものがイニシャルで15年は少なくとももつと、そこに若干手を加えると20年、25年もつというようなかんじの中です。ただ、焼却施設から比べると炉の大規模修繕とか、炉の改修も含めて相当お金もかかるということも含めて次なるところは、先ほど東議員がおっしゃいましたように分別のしやすさも含めて最終処分場の延命策を図ることも含めて一番課題になっているのは木質系のごみです。木質系のごみについては、破碎機を使ってかなり細かく砕かない限りは入れることが難しい、結果として最終処分場のほうに回っていく、その処分場についても相当大きなお金がかかると、こういう状況でありますので、先ほど市長が申しましたように機能検査をしっかりとやって費用対効果も含めて、それから今後、通勤族の多いまちであるがゆえにほかの市ではほとんど焼却でやっているものを名寄市は炭化処理方式を採用しているということもありますので、この辺につきましては余り表でなかなか検討できませんけれども、内部

では広域の中で首長会議があったり、副市町村長会議、担当レベルの課長会議もありますので、この辺についてはしっかりおくれることなく対応してまいりたいと思っています。時間的なスケジュールでいいますと、基本計画をつくったり、基本設計、実施設計、工事期間でいうと2年、3年と考えますと、決して今から検討することは早過ぎるわけでもないのでありまして、しっかり性能検査を踏まえた後早目早目の検討については心がけてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間がないので、最後市民ホールの体制とアウトリーチについてあわせてお伺ひをしたいなというふうに思ひます。市民ホールにつきましては、これの運営体制についてはプロデューサー的な人を置くとか、そういった答弁をいただきました。自主事業を行う場合には、1年以上前から計画を立てて発注というか、内々の約束というふうな形になっておりますので、27年度になったらすぐ作業を始めないと28年には間に合わないのかなというふうに思ひますので、そこら辺適切な素早い運営、それと判断をする仕組みづくりをお願ひをしたいなというふうに思ひしております。

それと、アウトリーチについても前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。これは、福祉の観点からという部分もございまして、あるいは芸術文化ということからも考えて、名寄大学は当然あそこは福祉を学ぶところでもあり、児童学科というのは音楽を学ぶところでもあり、今度講堂もできるわけでありまして、そういった大学とのコラボレーションといひますか、そういったこともひょっとしたら視野に入るかもしれませぬ。これらについても若干答弁をいただき、終わりたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今市民ホールの1つ目としては、事業を企画するに当たって1年前以上から検討が必要ではないかという話がありました。まさに議員おっしゃられるとおり、いろいろ事業を企画するに当たっては当然出演してもらう方のスケジュールもありますし、文化庁なりの補助金の申請等いろいろなことがありますので、10カ月ぐらい前からきちんと事業を組み立てていく、そういったことが必要だというふうに思ひます。ただ、ちょっと27年度につきましては今のホールの建設含めて、そちらに集中してまいりまして、なかなか事業が組み立てられなかったというのがありますけれども、28年、29年、30年、そういった中ではしっかりとした事業を組み立てる体制をつくりながら進めていきたいというふうに思ひますので、御理解をお願ひいたします。

今アウトリーチの関係で話がありました。当然ホールの活用で音楽や演劇の鑑賞だけでなく外に出向いて、ホールにもちょっと足を運べない方々にもどうやってそういった提供の場を与えるかという部分も含めて今後具体的に考えていきたいというふうに思ひますし、当然その中では大学なり、そういった施設も含めて活用もできるかというふうに思ひますので、福祉団体等々も含めて連携をしながら今後進めてまいりたいというふうに思ひているところでです。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時15分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新名寄市の10年を振り返って外5件を、山口祐司議員。

○17番（山口祐司議員） 皆様、お疲れさまで

ございます。議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして、新緑風会を代表いたしまして質問をさせていただきます。

まず初めに、大項目の1番目、新名寄市10年を振り返ってと題して質問をいたします。新名寄市が誕生して早いもので10年を迎えます。合併後名寄市立天文台、風連地区市街地再開発事業、駅前交流プラザよろーななどが整備され、現在市民ホールEN-RAYが5月のオープンを目指して建設が進められております。合併特例債も市民生活向上に向けて有効に支消され、その消費率が9割とのことでもあります。道内ほとんどの自治体は、札幌市などを除き、名寄市を初め人口の減少傾向が進んでおります。合併後も財政状況は厳しい中であっても、立派に整備された公共施設を多くの市民の皆様が愛着を持って大切に有効利活用されてきました。かかる公共施設の価値観を高めていくためにも、これからは若者の人材育成やまちづくり事業に一人でも多くの市民の皆さんが各種事業に積極的に参画していく意識の醸成を図っていくことが重要と考えます。合併10年を振り返って市民の皆様もいろいろな思いがあると推察をするところではありますが、改めて市長としてのこの10年をどう評価されているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

また、今後の未来に向けてまちづくりをどう進展させていかれるのか、展望をお聞かせいただきたいと思っております。

大項目の2つ目、市民直結の施設維持管理についてでございます。まず、公共施設の維持管理について、2013年、北海道新聞が全道179市町村を対象に行った公共施設の老朽化に関するアンケート結果を公表しましたが、その結果7割に及ぶ市町村が安全性や維持管理に対して懸念を示したとされております。厳しい財政状況は合併後も変わらず、人口減に伴い普通交付税も今後は減額を余儀なくされる状況ではと考えます。市内各所に及ぶ新旧の公共施設、市民生活を守るために

より安全にどう維持管理されるのか、長寿命化計画については市長の市政執行方針にも一部述べられておりましたが、改めて現状をお聞かせいただきたいと思っております。

また、先月本市で開催されました定住自立圏セミナーで施設整備につき釧路市の計画を事例として安全確保、将来世代負担の抑制などについて行政課題が論議されたようでありますが、名寄市として維持管理に係る課題をどのように捉えておられるのかお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、安全な冬を過ごすための除排雪対策についてでございます。名寄市では、御承知のとおり昨年12月3日から4日にかけて大雪に見舞われ、特に3日の24時間降雪量が73センチと12月としては史上最多を記録したところであります。

さて、除排雪業界においてであります。長年続いた公共工事削減の影響で建設業界で働く人が減り、除排雪機械を操作するオペレーターの減少と高齢化が進んでいるため、このままでは将来にわたっての除排雪体制を維持するのが難しくなるのではとの懸念もあるようです。市民との協働で総合的な除雪体制を確立するとしておりますが、多雪年対応として特に市街地における住宅密集地の場合を考えますと、時代に合った雪に取り組む体制を改めて考えていくことも大切だと思います。ある自治体では、住宅街独自で住民に組織化を図り、市民、行政との協働で運動を続けているところもあるようでございます。従来の排雪ダンプ助成のほか、現状に合った方策などの見直しを図る考え方についてお伺いをいたします。

次に、田んぼダムでの水位調整についてであります。昨年8月上旬の豪雨により名寄市内の畑、水田等に多くの被害が出ましたが、その際でしおがわ土地改良区より田んぼダム、すなわち水田1枚1枚の落水口を閉めるよう連絡がありました。田んぼダムとは、豪雨の際一端水田に雨水をため、雨が小康状態になり、排水の水位が下がってから落水することで下流域の被害を最小限に抑える効

果があるといえます。行政側としても、今後の豪雨対応として水田農家に対して改良区やJAと連携し、連絡体制を整えておくことが農地の被害はもとより、市街地、住宅街の減災につながるものと考えますが、見解をお伺いいたします。

大項目の3番目、市民経済の安定と産業振興についてであります。1点目、道の駅なよろから町中への誘導策についてですが、名寄市の南の玄関口として道の駅なよろは連日多くの来場者が訪れ、全道でも指折りの道の駅としてにぎわっています。また、名寄産の農産物はもとより、市内の特産品など充実した品ぞろえで来場者を満足させている施設であり、まさに名寄市の観光拠点であると言っても過言ではないと言えます。そこで、道の駅なよろが観光拠点という観点からお聞きをいたします。道の駅なよろには市内はもとより、市外より多くの観光客が訪れますが、この観光客の皆様を道の駅から町中への誘導策についてどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

次に、名寄市の移住、定住対策の状況についてですが、昨年度旧風連高校教員住宅を改修整備した2棟のお試し住宅が好評で、利用いただいた方の中には実際に名寄に移住された例もあったとのことですが、現在名寄市への移住、定住の状況はどうかお聞かせいただきたいと思います。

また、移住希望者に対する説明の状況、移住促進に当たってどのような課題を持っておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、若者の雇用安定と都市流出を防ぐためにですが、日本創成会議の提言では若者が結婚、子育てしやすい目安として年収500万円のモデルを目指した雇用、生活の安定を掲げていることは御承知のことと思います。北海道も昨年夏に有識者会議を設置して、1つ目に仕事と家庭の両立支援、2つ目に未婚化、晩婚化対策、3つ目に若者の雇用安定化、4つ目に道外への転出対策、5つ目に札幌一極集中への対応などを検討課題として取り組みの指針を年度内にまとめるとしています。

地方の人口減少の最大の要因は、若者の大都市への流出が主因とされており、それを引きとめるには地域の資源を生かした新産業の創出や地方企業への就職支援などが必要不可欠としております。市長も地方創生は大きなチャンスとして捉え、年内には総合戦略策定、28年度以降の総合計画に反映するとともに、新年度早々に外部策定審議会を立ち上げるなど、今後のスケジュールを公表されたところであります。今後20年から30年後複数の自治体が消滅するのではとの指摘もされており、実態として道内の人口は一昨年全都道府県最多の2万9,000人が減少したとも言われており、名寄市や根室市と同規模のまちが1つ消滅したことになります。こうした悪循環の中で各自治体がどう生き残っていくか、もし予想どおりとすれば大きな問題であります。これらに打ちかつためには、名寄市が持つ多くの生産可能資産を有効に活用するなどの創意工夫を凝らしてぜひこの難題に立ち向かっていただきたいと思います。市長の見解をお聞かせください。

次に、ふえる空き家対応についてでございます。全道的にも社会問題化している空き家対策は、個人財産の問題でもあり、各自治体においてもその取り組みは苦慮しているものと思われまます。ことしの冬は、現在のところ例年になく少雪年の状況にありますが、例年は屋根の雪おろしをしていない空き家が倒壊の危機にさらされたり、その数は年々増加傾向にあります。夏は、雑草が伸び、蚊などの虫が大量に発生したり、小動物のすみかになったりと近隣住民からの苦情相談も多いと聞かされます。また、景観上や防犯の観点からも何らかの対応が行政的にも必要な時期に来ていると思われまます。郊外地区においても高齢化及び離農等で空き家はふえている状況にあります。所有者に撤去などを求める条例を施行している自治体もあるようですが、それにいたしましても所有者が費用を負担しなければならず、これら対策もスムーズに進んでいないと言われております。今日まで

本件につきましては何人もの同僚議員からも取り上げられておりますが、担当部署での空き家に係る相談状況、行政指導状況及び所有者の確認状況などを含めてその対応は現在どのようなになっているのかお伺いをいたします。

次に、名寄市の未利用財産についてですが、名寄市は財政の健全化の確保を掲げ、その中で市税などの徴収率の向上と遊休地などの処分実施を挙げていますが、単に財産を保有、維持するだけでも保険料、管理業務経費などが必要となりますが、これら未利用財産の管理、処分の状況と課題をどう捉えておられるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

大項目の4番目でございます農業振興について、まず初めに6次産業化の取り組みと現状についてお伺いをいたします。6次産業化は、農産物生産の1次産業プラス食品加工、製造の2次産業プラス流通、販売、さらに観光の3次産業を組み合わせ、多角的または多業種との連携によって高い付加価値や新たな食と農の連携ビジネスを創出していく新しい産業であります。6次産業化法が平成23年3月1日に施行され、国も6次産業化を推進し、支援のための交付金もあり、各地で広がりを見せていると聞きます。名寄市においては、ふうれん特産館が既実践し、成功の上、営業を行っています。全国的にも北海道が事業計画認定業者数が1位であるとのことですが、本市におけるこれらの取り組み、展望についてお伺いをいたします。

次に、農地集積の現状と担い手対策ですが、名寄市においても団塊の世代が移譲、離農のピークを迎えています。担い手や農業後継者の育成は喫緊の課題であり、この農家の子弟を中心とした土地利用型の農業を継承しやすい体制に整備することが重要と考えますが、名寄市の農業経営者の年齢構成の現状と賃貸、売買等に関する今後の見通しと集積はどうあるべきと考えておられるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、食品加工の企業誘致の考え方についてですが、企業誘致につきましては加藤市長も就任以降トップセールスとして努力をされていることと思っております。優良、新鮮な農産物を豊富に生産、供給できる名寄市としてこれを優位性として生かせるような食品加工の企業に的を絞った誘致はできないものか、現状をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、ファームコントラクターの取り組みについてであります。近年地域の中核を担っていた団塊世代を初めとする大規模農業者の離農が徐々に目立ち、農地の流動化がより深刻化する中で高齢化や規模拡大による労働力不足により作付作物の偏重など、健全な営農体系が保てない農業者がふえてきており、離農や耕作放棄地の発生が懸念をされております。特に繁忙期だけに限定したパート雇用従業者の確保も難しい状況にあると言われ、部分的な作業委託においても受け手となっていた中核的な農家の規模拡大が進み、他の引き受けが困難な状況になっているとのことでもあります。このことから、農作業の時期的な労働負担の軽減や労働力不足による過重労働の軽減を図るためにも農商工連携による新たな制度やコントラクター組織等の設置が必要と考えますが、いかがでしょうか。

大項目5番目、薬物乱用防止教育の考え方についてですが、現在覚醒剤、大麻、それに加えて危険ドラッグなどの乱用が大きな社会問題となっております。薬物乱用依存を未然に防ぐためには思春期、青年期に行う予防教育が非常に重要と言われております。思春期、青年期はまだ脳が発達していない時期ですが、中でも判断や意思の決定をつかさどる前頭前野の部分は未完成であり、若者の危険な行動や薬物の乱用はこの脳の部分と深い関係があるということです。今全国各地で多発傾向にある状況を踏まえて、現在の教育現場での対応と考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

大項目の6番目に、市内防犯カメラの現状と対

策についてですが、防犯カメラについてはこれにより多くの事件、事故が解決されるなど、地域の安全確保と犯罪の未然防止に大変効果があります。一方で、プライバシーへの配慮や画像の適正管理についての課題などもあります。治安対策を早期に対応することが望ましいと考えます。そこで、お伺いをいたしますが、現在名寄市内の公共的な場所での防犯カメラの設置状況はどのようになっているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

また、児童生徒の通学路安全確保や高齢者の見守りなどの観点から、安全、安心なまちづくりのため人通りの多い中心商店街や学校、公共施設など市民が多く利用する場所での設置の必要性が求められると思っておりますが、設置についての考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 山口議員から大項目6点にわたりまして御質問をいただきました。教育行政以外に係るところをまず私から御答弁をさせていただきます。

大項目1、新名寄市の10年を振り返って、小項目1、現在までの評価と未来についてでございます。合併当時の旧名寄市と旧風連町の財政は、国が進める構造改革により、多くの小規模自治体と同様老朽化した公共施設の改修や新規事業への取り組みも困難となるなど非常に厳しい状況にあり、このため新市の誕生による地方交付税の算定がえや有利債の活用、組織のスリム化などによる市財政の健全化や新規事業の推進による市民福祉の向上、また地方分権に対応できる行政組織の確立を図る必要性から合併の道を選択したものと承知をしております。新市においては、健全な財政運営を基調としつつ、市民の安全、安心や経済の活性化、教育文化などの向上を図るための整備を行うとともに、地域の財産を生かしたまちづくりを進めるほか、自治基本条例を制定をし、市民が

主体のまちづくりを推進をするなど一定の成果があったものと認識をしておりますが、一方でそれぞれが100年を超える歴史を持つ自治体同士の合併であったことから、これまでの期間では解決できず、今後に残された課題もあるものと受けとめております。現在我が国が人口減少、超高齢化社会を迎える中、数多くの地域で若年人口の減少により地域経済の活力が奪われ、人口流出に拍車がかかる悪循環に陥っております。私といたしましては、本市が有するさまざまな資源や優位性を最大限に生かしながら、将来にわたって自立的で持続的な地域社会を構築できるよう、市民、行政が一体となった地域を挙げてのまちづくりに全力で取り組んでまいります。

大項目2、市民直結の施設維持管理について、小項目1、長寿命化計画の現状についてお答えをいたします。長寿命化計画につきましては、建設水道部各所管課において管理をしている施設等で策定をしております。初めに、公営住宅事業ですが、平成22年度に名寄市公営住宅等長寿命化計画を10年計画で策定をしておりますが、この間国及び地方における財政難を背景に既存公営住宅を長期間有効活用する方法として予防保全的な維持管理を重視をし、少ない費用で長寿命化を図っているところであります。また、市内15団地の長寿命化計画の具体的手法として、建てかえ、長寿命化改善、個別修繕、用途廃止を団地別に適切に対応して維持管理費の削減に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。

次に、道路事業についてであります。全国的に社会インフラの総点検を速やかに実施することが求められている中、近隣市町村や観光地へ連絡をする交通量の多い路線や国道、道道をつなぐ路線について平成25年で約21キロを、平成27年度の予定で約67キロの路面性状調査を完了をいたします。その調査結果から、修繕計画に沿って早急に修繕が必要な路線を見きわめて計画的に舗装改築を進めてまいりたいと考えております。

なお、平成26年度につきましては、風連東風連線と風連21線の舗装改築を終えているところがあります。

次に、橋梁事業であります。市民や利用者の生活と暮らしを守るための安全、安心の確保、老朽化した橋梁の修繕に伴う莫大な費用を軽減することを目的に従来の事後的な修繕から予防的な修繕へ転換する必要があることから、平成21年度から平成24年度までの4カ年において橋梁遠望目視点検を行い、その点検結果から平成25年度に名寄市橋梁長寿命化修繕計画の策定を終えたところでございます。この計画に沿って特に修繕が必要な橋梁について修繕工事を進めてまいりたいと考えております。

次に、公園事業につきましては、現在供用開始から30年以上経過をする公園が約67%、10年後には約89%に達し、公園施設の老朽化が著しいことから、快適で安全な公園利用の確保が難しい現状を踏まえ、平成22年度に名寄市公園長寿命化修繕計画を策定いたしました。その計画に沿って平成23年度から平成32年度までの10カ年で公園施設の遊具等の更新を進めてまいりたいと考えております。平成26年度現在では、サンピラーパーク駐車場、大学公園の更新を完了し、平成28年度までに浅江島公園、名寄公園、風連西町公園の更新を完了する予定でございます。また、平成27年度からは町内会や地区ごとにある街区公園を更新してまいりたいと考えております。

次に、下水道について申し上げます。下水道管路施設長寿命化基本計画につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき20年を経過をした補助対象路線が該当となり、名寄処理区では平成23年度から分流污水管渠地区300ヘクタール、管渠60キロメートルと合流管渠を平成26年度までの4カ年でカメラ調査を実施をし、管渠内の状況を把握をして修繕が必要か、または新設管にするのか基礎調査を行い、

平成28年度から平成32年度までの計画を作成をし、実施をいたします。なお、風連処理区につきましては、20年を経過をしていないため対象外となっております。処理場については、平成22年度から平成23年度に長寿命化基本計画を策定し、機械、電気の情報システム電子化を実施をいたしました。平成24年度は、長寿命化策定業務を実施をし、名寄、風連両処理場の機械、電気設備983資産のうち耐用年数の1.7倍を超過した90資産の健全度を調査し、77資産を長寿命化による改築とし、平成25年度から平成29年度までの計画で実施をしております。

小項目2の維持管理に係る課題についてであります。去る1月19日に開催をされました北・北海道中央圏域定住自立圏セミナーにおける大きなテーマは、人口減少社会の中でどのように公共施設をマネジメント、管理運営をしていくかといったものでございました。講演の中では、釧路市の事例を参考として議論をされたものであります。名寄市にとっても同様の課題があるものと認識をしております。人口減につきましては、今後地方版総合戦略の策定を平成27年に予定をしておりますので、その中で現状や課題について議論していくこととなりますが、名寄市においても人口減少は避けられない状況と考えております。将来において人口が減る中、どのように施設を管理運営をしていくのか、今持っている機能を維持をしながら総合的に維持管理経費を含めた施設のライフサイクルコストを削減をし、将来世代に過剰な負担をかけないことが求められております。名寄市においても建物以外の道路などのインフラも含めた公共施設等総合管理計画を策定をし、この喫緊の課題に対応する必要がある、他の計画策定と整合性を図りながら、あるべき公共施設のマネジメントについて検討してまいりたいと考えております。

小項目3、安全な冬を過ごすための除排雪対策についてお答えをいたします。安全な冬を過ごす

ための除排雪対策について、これまでも道路幅員確保のための積み上げ除雪や交差点の見通し確保で巻き込み部分の除去や切り崩しから、さらに手前部分から広範囲に排雪しての安全性の向上など、さまざまな手法を取り入れてまいりました。現状の対策としては、通常の降雪での除排雪体制はおおむね確立をしており、昨年12月の大雪に対しても交通の確保を目的とした対応はできたと考えております。課題としては、オペレーターの確保と育成、除雪機械の老朽化に対応した更新などについて検討を進め、今後人口が減少の傾向にあります。除雪延長は比例して減少はしないことから、現状の体制について維持確保を図っていくことが必要と考えております。市民との協働による総合的な除排雪体制ということで、市で行う生活道路排雪は一定の基準で実施をし、平成25年度から取り入れた積み上げ除雪による路線ごとの幅員の確保と交差点排雪については今後も検証しながら継続をしてまいりますが、町内会が自主的に行う除排雪体制について他市町村の取り組みを調査をし、名寄市に合った支援方法を調査研究をしてまいります。

田んぼダムでの水位調整についてであります。田んぼダムの取り組みにおける効果につきましては、非常に大きいものがあると考えております。水田に貯留をしております水位を10センチ上げることにより、ヘクタール当たり1トンの流出水をコントロールできるということになりまして、名寄市内の水張り面積約3,500ヘクタールで実施をした場合には3,500トンもの雨水の急激な流出を緩和できるという計算になります。昨年8月の大雨被害の際も田んぼダムの取り組みが地域の自発的な実施により被害を最小限に食い止めることができました。名寄市内のみの取り組みにとどまらず、上流域の多寄町への取り組みを要請をし、市町村域を超えて取り組んだということも大きな減災力を発揮することができた要因でした。田んぼダムの取り組みについては、多面的機能支

払交付金の交付要件にも盛り込まれておまして、水田地域の全ての活動組織で取り込まれることとなっております。今後においては、その役割と効果について農村部のみならず市街地を含めた広報、啓蒙活動を展開をし、市民全体の理解を深めていくこととあわせてしおがわ土地改良区等と連携を図り、防災、減災力の強化に努めてまいります。

大項目3、市民経済の安定と産業振興について、小項目1、道の駅から町中への誘導策についてであります。道の駅もち米の里☆なよろは、道路利用者だけでなく市民にも利用される施設として浸透しているとともに、顧客満足度も高く、本市の観光拠点としての地位を確立しておりますが、道の駅はモチ米にこだわった特産品を初め、名寄産の安全、安心な農産物等を豊富に取りそろえている一方で、観光情報等を発信するスペースが不足をしている課題を抱えております。現在道の駅では、なよろ市立天文台きたすばる、名寄ピヤシリスキー場のパンフレット等が配置をされているほか、北海道立サンピラーパークやなよろ健康の森のポスター等にも掲示をされております。また、来客数が大幅に増加をする夏にはひまわり畑を多くの観光客が訪れるよう、民間事業者の協力を得てひまわり畑3カ所の開花状況がわかる掲示板を施設内に設置をし、回遊性と滞在性の向上に努めております。今後は、指定管理者はもちろんのこと、なよろ観光まちづくり協会や風連まちづくり観光と連携をし、道の駅を訪れる市外の利用者がより一層市内の周遊観光に波及をするように地域の旬な情報の提供や周辺地域を含めた観光情報の提供等について検討をしてまいります。

小項目2、名寄の移住、定住対策の状況についてであります。名寄市では、これまでも新規就農を初め市外からの移住者は多数おりましたが、平成18年度に北海道移住促進協議会に加入後当市においても正式に移住窓口を設置をし、平成24年度に官民一体となってオール名寄で移住対策に取り組むための名寄市移住促進協議会と庁内関係

部署により移住対策に関して協議をする名寄市移住対策庁内検討会議を設置をして実質的な取り組みを進めてまいりました。移住促進協議会での提案を受け、庁内検討会議で協議をした結果、旧風連高校の空き教員住宅を改修して移住体験住宅、名寄市お試し移住住宅を整備をすることとなり、平成25年7月から運用を開始をいたしました。初年度は、9月までに利用希望者が重なるなど好調で、そのうち1件は正式な移住に結びついたことなどから、平成26年度には隣接するもう一棟整備をし、同年7月から2棟体制となりました。その結果、平成25年度に夏期のみ3件だった利用が平成26年度には夏期6件となり、課題であった冬期間も3件の御利用がございました。さらに、新年度の利用希望も11月まで既に9件の問い合わせを受けてございます。移住希望者に対する説明については、お電話や来庁された方に対しては移住促進協議会と庁内検討会議での協議を経て作成をした移住希望者向けパンフレットをもとに営業戦略課担当職員が丁寧に対応をするほか、毎年首都圏で開催をされる移住フェアでは例年20件弱の相談を受けましても、十分な説明をしていることもあり、1件当たりにかかる時間が年々ふえている状況もございます。お試し移住住宅の利用者には退去時にアンケートをとっており、その回答と首都圏での移住フェアでの相談内容によると、子育て世代などの比較的若い世代では仕事があるかということや子育て環境が判断材料になり、また比較的高齢の方の場合は寒く雪深い名寄市での冬の生活に不安があるといった傾向が見られます。また、当市において移住してこられる方に対する優遇制度が特段設けられておらず、移住者向けの優遇策を有する他の自治体と比較した場合、優位性に欠けることも課題の一つであると思われまます。移住後については、今のところ目立った問題は聞いてございませんが、冬の落雪や雪はねなどに御苦労されているという声もあるようであります。空き教員住宅を活用したお試し移住

住宅のさらなる提供についてであります。先ほど御答弁しましたとおり現在運用している2棟は郊外型の移住体験住宅として利用が好調です。一方、今後は地方創生に基づく地方版総合戦略における協議なども踏まえ、市街地における移住体験住宅の可能性や空き家の移住者向け活用などについて移住促進協議会と庁内検討会議の場で検討していきたいと考えております。

小項目3、若者の雇用安定と都市流出を防ぐためについてでございます。新規高校卒業者の就職状況でありますけれども、ハローワークなよろ管内の状況を見ますと平成25年度就職希望者149人、そのうち管内での就職希望者が87人、全体の約6割が地元での就職を希望しています。一方で、管内の求人数は167人と管内の求人倍率は1.92倍ということでありました。その結果、管内の就職率は100%となっております。また、今年度は本年1月末現在で就職希望者数が177人、管内での就職希望者数が105人と昨年度同様に約6割が地元での就職を希望しており、管内の求人数が228人であることから、求人倍率は2.17倍、就職内定者は100人、管内就職内定率は95.2%となり、管内の求職数と求人数の状況を見ても人材が不足をしているということがわかります。若者の雇用対策の現状については、若手の人材育成、確保対策として市内建設業関係者から出されている特殊技能労務者の高齢化と若年後継者の不足に対応するために、新規学卒者を含む就業3年以内の若者に対して技術講習支援として上川北部人材開発センターと連携を図り、地域人材確保事業に取り組んでいるところです。また、平成28年4月の施行に向けて商工業に係る支援制度の見直し作業を行ってまいりますが、先般開催をいたしました名寄市介護・福祉人材確保推進懇談会において、慢性的な福祉関係の人材不足を改善するためには市内の若い人材確保に努めることも重要であるが、少子化等の問題もあり、それらの対策だけでは問題点の解決を見出すことは

できず、市外から人材を確保する視点も必要という意見も出されました。そこで、問題となるのが賃金面において特に住居手当等の支給がなければ人材確保は非常に困難な状況となり、支援策の検討について切実な御意見をいただいたところであり、過去には名寄で働こう奨励補助などの支援制度もありまして、市外からの人材確保策として名寄での就職へのきっかけづくりに視点を当てた施策もありましたので、現状とそれらの改善策について関係機関と検討してまいります。

小項目4、ふえる空き家対応についてであります。近年少子高齢化や過疎化の進展によって全国規模で空き家問題が深刻化していることから、それぞれの市町村において空き家の条例化が進められてまいりました。こうした中で防災や治安確保の徹底を図るため、国において空き家対策に係る法整備を行うことの必要性について議論をされてきたところがございます。昨年11月の臨時国会におきまして空き家等対策の推進に関する特別措置法が成立をいたしまして、本年2月26日、同法が一部施行され、国土交通大臣及び総務大臣により空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針が告示されたところがございます。本市における適正に管理をされていない空き家等に係る苦情相談は、毎年数件寄せられております。雑草が生い茂っていることによる害虫の発生、景観上や防犯上の問題、特に冬期間においては積雪による倒壊のおそれ、通行人や近隣住宅へ不安を与えるなど、その対応に苦慮しているところであり、本来適正な管理は所有者みずから行うことが基本であると考えておりますが、近隣住民の生活環境を著しく損なうなど緊急を要する案件については市から空き家等の所有者に直接面談をして指導対応をしております。また、所有者が地方にいる場合は、電話あるいは文書等で指導要請をしております。こうした空き家等の問題の対策について、このたび国は特別措置法により基本方針を示しており、今後その施策に沿っ

た必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

小項目5、名寄市の未利用財産についてであります。名寄市の未利用財産は、市の普通財産として管理をしている遊休財産として、建物については旧西風連小学校校舎や旧教職員住宅を含めて7件、土地については区画の大きな3,000平方メートル以上で13カ所、約13万6,000平方メートル、宅地用として9区画、約3,800平方メートルとなっております。建物の維持管理については、火災保険のほか、冬には直営での雪おろし作業等を行っておりますが、一方で風連日進や東風連、新生町にございます旧教職員住宅は地域おこし協力隊やちょっと暮らし用のお試し住宅などとして貸し出しを行っております。なお、使用に耐えない老朽化した建物については適宜取り壊し等を行っております。土地の維持管理については、大規模地の草刈り等は直営や建設業協会各社の社会貢献や業務委託などにより、また小規模地は直営で草刈り等管理を行っております。財産の処分については、合併後の平成18年度から今日までに建物では1件、104万円、土地については25件、47室、面積5万9,000平方メートル、売買価格1億9,400万円となっております。このほかにも平成25年度から旧風連中学校跡地を太陽光発電用地として貸し付けをしているほか、法務局用地や3条6丁目にありましたビル、商業街跡地の貸し付け等も行っております。また、財産の処分等を進めるために昨年2月から広報、ホームページにより遊休地を公開をしておき、個人や業者からの問い合わせがふえてきておりますが、条件が合わず、契約には至っていないのが現状でございます。引き続き売り払い可能な遊休地情報を公開し、公募、公売を進めてまいります。

大項目4、農業振興について、小項目1、6次産業化の取り組みと現状についてであります。現在名寄市内における農産物の付加価値化として加

工、販売まで手がけている生産者の方は、モチ米の加工、販売を初めに、農村女性グループによる地場野菜等を活用し、みそ、漬物の販売、名寄のひまわり油、生産者によるトマトジュースの生産、販売等が取り組まれてございます。さらには、ワイン用ブドウの生産によるワイン醸造の取り組みが行われているところであります。これらの地元農産物を生産者みずからが6次産業化に向けた取り組みを促進をするためには、生産、加工技術、経営、マーケティング等多様な技術と知識が必要となります。名寄市では、各種農業団体や農業者グループが名寄市農業研修・販売促進活動支援等を活用して消費者の動向等を直接把握できるよう支援措置を講じているほか、生産者への情報提供に努めているところであります。6次産業化への取り組みでは、名寄産農産物のブランド化も重要であり、産地として生産量を初め、安全、安心で高品質の安定供給、実需者、消費者ニーズを的確に捉え、需要に応じた名寄産の農畜産物を安定生産をし、名寄ブランドの確立に向けて取り組んでまいります。

続いて、小項目2、農地集積の現状と担い手対策についてであります。農業経営者の年齢構成は、平成26年7月現在での農家戸数が657戸、そのうち後継者のいる農業者が123戸であり、率として18.7%となっております。また、65歳以上の農業者は240戸となっており、率で36.5%となっており、そのうち後継者のいる農業者は13.7%となっております。このことから農業者の高齢化と担い手不足が深刻な状況となっております。農地の総面積については、平成2年度以降の推移を見ますと多少の減少はありますが、現在まで1万ヘクタール前後で推移をしております。1戸当たりの耕地面積は平成21年ではおおむね14.1ヘクタールとなっております。また、認定農業者等の中核的な農業者への農地集積率は88.6%となっており、1戸当たりの耕地面積は21.3ヘクタールとなっております。最近

の名寄市の農地のあっせん状況であります。平成23年度が売買43件、面積148.29ヘクタール、賃貸は79件、面積195.29ヘクタール、平成24年度は売買が77件、300.93ヘクタール、賃貸は79件、面積523.80ヘクタール、平成25年度が売買55件、209.81ヘクタール、賃貸は76件、408.06ヘクタールとなっております。この状況から、農業者の高齢化や担い手不足などを背景に経営規模の縮小や離農により農地の流動化が進んでおりますが、農地の中には引き受け手のない農地が増加をし、耕作放棄地となることが懸念をされておまして、今後農地の集積、担い手対策は大きな課題となっております。国の重要な施策として位置づけられている人・農地プランであります。土地利用型農業においては今後数年のうちに高齢化等により、多くの農業者のリタイアが見込まれることから、地域の合意形成を図りながら中心的経営体に農地がスムーズに集積をされるよう取り組みを進めております。また、関係機関で構成をする名寄市農業振興対策協議会では各専門部会を設置をし、農村振興部会では耕作放棄地や遊休農地の実態調査、人・農地プラン検討会では今年度から導入をした農業推進アドバイザーによる出し手に対する聞き取り調査による検討等を行い、プランの充実が図られるよう進めております。今後も地域別懇談会等を行う中から関係機関、団体を初め生産者の皆様、特に今後中心的経営体を担う若い生産者の意見を反映をさせてまいります。今後の担い手対策では、新規就農者への対策、後継者対策、花嫁、花婿対策を一体的に検討していく必要があると考えておりますので、農業者を初め関係機関、団体とも協議を行いながら取り組んでまいりたいと考えております。

小項目3、食品加工の企業誘致の考え方でございます。企業誘致につきましては、この間名寄市企業立地促進条例の一部改正を行う等、産業の振興、雇用の拡大が図られることを目的に各種PR

活動に努めているところであります。食品加工に絞っての取り組みといたしましては、平成26年度においては企業訪問を初め、北海道経済産業局への職員派遣を通じての情報収集を行う中で会社訪問や農産物の提供などを生産団体の御協力をいただきながら行ってきたところであります。名寄産農産物は、安全、安心な農産物が作付をされており、日本一の作付面積を誇るモチ米を初めとして、アスパラ、スイートコーン、カボチャ、バレイショ等、名寄産ブランドとして高い評価をいただいております。その優位性を生かしたPR活動を含めて関係機関、団体が有する情報を活用しながら取り組みを行ってまいります。

小項目4、ファームコントラクターの取り組みについてであります。JA道北なよろでは、担い手の高齢化に対応した労働力の確保とゆとりある農業経営の実現のために個人の経営を支援をする農業支援システムの構築と普及、定着を目的に名寄市ファームサポート協議会を設立をし、農作業の受委託の取り組みを進めているところです。平成25年度では、JAや営農組合等32団体が受託先となり、水稻、小麦、ソバ、アスパラ等の作物を中心として、耕起、刈り取り、播種、防除、代かき、田植え等幅広い作業で活用がされておまして、受託面積で5,590.79ヘクタールの実績がございました。名寄市でも個人経営を支援をする組織の育成や農作業受委託による農業支援システムを通じて農業者の高齢化や経営規模拡大、複合化による労働力不足の解消及び生産コストの削減を図るために受託組織が行う農作業受委託に対して支援を行い、農業支援システムの定着を促進しております。近年離農による担い手不足や農地の集積が進み、経営面積が拡大をしている中で労働力不足の改善が急務となっておりますので、関係機関、JAと協議をしながら対策を進めてまいりたいと考えております。

大項目6、市内防犯カメラの現状と対策について答弁をさせていただきます。複雑多様化する現

代において市民生活を脅かす予期せぬ事件、事故等が全国で発生をしております。特に子供や女性などは、犯罪被害に遭いやすく、時には凶悪な犯罪の被害者となるなど凄惨な事件が報道をされております。北海道警察では、凶悪な犯罪につながるおそれのある子供や女性に対する声かけやつきまといなど前兆事案の行為者に対し、検挙等の届け受理状況を公表してございます。これによりますと、平成26年における前兆事案の届け出受理数は3,287件、前年比307件、10.3%の増加となっております。被害対象別で見ると、915件と約30%が子供、残りが女性で2,372件であります。本市の声かけ事案の届け出受理数は、平成24年10件、平成25年27件、平成26年14件という状況であります。声かけ事案が発生をした場合、警察からの情報提供により直ちに市ホームページに案件を登載し、メール情報配信サービスを活用し、市民に周知をしております。また、庁用車の青色回転灯装着車による防犯パトロールを職員に依頼をしております。こうした犯罪などに対し抑止効果の発揮が期待されるものが防犯カメラであります。現在市内において道路、公園といった公共空間への設置はございません。ただし、公共施設に設置をしている箇所は、把握をしているもので20施設56台設置をしております。主な施設では市内4校の小学校に各1台、北国博物館に7台、市立病院に22台、よろ一なに4台などあります。道路や公園などでの女性、子供の犯罪被害の防止対策として防犯カメラの設置が有効であると思われませんが、市民のプライバシー権を侵害するリスクや設置、運用にコストがかかるといった問題もありまして、幅広い市民の理解を得ることが必要であります。また、町内会など地域や関係機関との連携も不可欠でありますので、防犯対策についてさまざまな角度から研究をしてまいりたいと考えております。

以上、私から壇上の答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 大項目5の薬物乱用防止教育の考え方についてお答えいたします。

内閣総理大臣を本部長とする薬物乱用対策推進本部において、平成24年度の大麻事犯の検挙者の約5割が未成年及び20歳代の若者であり、青少年を中心に薬物乱用の状況をうかがえることが指摘され、極めて危惧する状況が続いております。平成22年に道教委が道内の4,860人の中学生を対象に行った薬物に関する意識調査によりますと、薬物の使用を勧められた経験があると回答した割合が約1%、薬物の使用について気持ちよくなれる気がすると回答した割合が約7%、薬物を使用することを誰かに誘われたとき誘った相手が誰であろうと断ると回答した割合が86%であることがわかりました。このことは、中学生に薬物の危険性についての正しい認識が欠けていることや薬物に対する警戒心が薄れていることを示しており、極めて憂慮すべき事態であります。こうしたアンケートの結果からも見られるように、薬物乱用者の多くは最初に薬物を乱用した時期が青少年期であるとされていることや青少年期は依存性のある薬物を使用するきっかけが起りやすい時期であることに鑑み、小学生や中学生の時期から薬物乱用防止に関する指導を行う必要があります。このため学校においては、児童生徒の発達段階を踏まえ、体育の保健領域を中心に道徳や特別活動など学校の教育活動全体を通して薬物に関する正しい知識と薬物乱用が健康に及ぼす影響等を理解させることや薬物を乱用しないモラルを育てること、薬物の乱用を避ける判断力や行動力を育てることが重要であります。これまでも本市の各学校では道徳や特別活動において自他の生命を尊重すること、社会の秩序や決まりを守ること、心身の健全な発達や健康の保持増進に努めることなど、薬物乱用の防止につながる指導を行ってきております。また、体育の保健領域では、小学校ではシンナー等の有機溶剤を取り上げ、1回の乱用でも死に至る場合があることや心身の健康に深刻な影

響を及ぼすことなどを指導しております。中学校では、大麻や覚醒剤を取り上げ、摂取によって幻覚を伴った激しい錯乱状態等を引き起こすことやさまざまな障害が起きることなどを指導しております。このほか、児童生徒に薬物の危険性等についてより具体的に理解させるため、名寄保健所や名寄警察署と連携を図り、市内の全小中学校で薬物乱用防止教室を実施しております。また、薬物乱用の防止については、学校のみならず家庭や地域が一体となって取り組んでいくことが重要であるため、厚生労働省作成の小学校6年生の保護者用啓発読本「薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」子どもたちを薬物乱用から守るために」でありますとか、道教委作成の中学校の保護者向けリーフレット「薬物乱用から子どもたちを守るために」などを活用して家庭や地域に対する啓発活動を推進しております。児童生徒にかかわる薬物乱用防止は、予断を許さない状況であることから、教育委員会といたしましては各学校における保健の学習において児童生徒の実態を踏まえて薬物の乱用防止にかかわる指導の工夫改善に一層努めることや各学校で実施している薬物乱用防止教室に保護者や地域住民の積極的な参加を促すような取り組みを進めていただくようお願いしてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 大変どうもありがとうございました。何点か再質問させていただきたいというふうに思います。

まず最初に、新名寄市10年を振り返ってということで市長から御答弁をいただいたわけでありまして、10年といいますと早いようであつという間だったような気もしますけれども、この10年間各種事業を積極的に進めてこられたわけなのですけれども、合併後の一つ一つの事業に対しての功罪といいますか、いいところ、悪いところという、そういう10年間の検証というものをされるおつもりがあるのかないのか、ちょっと

お聞きをしたいのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 次年度27年度からまさに2次計画を策定していくという作業を2カ年間かけてということでスタートしていくわけでありまして、この中で当然1期目の総合計画を改めて検証していくという作業を行っていくというふうに思います。1期目の総合計画、当然合併してからの計画だということですので、まさにこれがそうした意味での検証になると、そのことの結果を踏まえてまた次の計画の策定をしていくということになるというふうに認識をしております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。確かに総合計画策定に向けてやはりその検証結果を踏まえて次の段階に行かなければいけないという作業というのは当然わかるわけなのですが、ただ思いますのは一つ一つの事業の中で、2つの自治体が合併してこの新名寄市ができたわけですから、そのことに対しての検証ということをややはり市民の皆さんにも伝えるべきなのではないかなというふうに思うのです。総合計画策定の段階でそれはしていくよとは言いますが、ただ一つの節目としてその10年はどうだったのだということをややはり市民の皆さんに知っていただくことが大切なのではないかなというふうに思いますし、その検証結果を見て総合計画もそうですけれども、次のまちづくりの部分につなげていくという、今までの10年を振り返るという意味の部分というのは必要な部分ではないかなと思うのです。そのことについてちょっともう一度答弁をお願いしたいのですが。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 施設等の功罪ということだけでなく、合併したことがどうだったのかということの総括をしていくということなのでしょう。まさにそうしたことをこの10年の節目に見直そうということで、見直そうというか、ひと

つ今までの歩みを振り返りつつ、これからの歩みをしていくという過程のもとに今回合併10周年に当たっての記念式典も開催をするだとか、そのためのフォーラムを開催したりだとか、そうしたイベントやそれにまつわる市民に対しての周知等を行う中で当然そうした議論、検証も出てくるのではないかなというふうに思っているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。風連町と名寄市というのは対等合併で成立した合併ということは、市民の皆さん皆知っている部分ではあるのですが、ただ風連地域的にいいますと、大きなまちと小さなまちとの合併ということで旧風連の住民的に見ますと、もう一度検証を求めるとい声というのがちょっと多いものですから、やはりもう一度そういう部分でその10年を振り返るということが大切なのかなという意味でちょっとお聞きをしたままでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

2つ目ですが、次に長寿命化計画の問題なのですが、橋にしても道路にしても市民生活に全て直結する部分なわけなのですが、先ほど平成25年度に橋梁の長寿命化改善計画の策定を終えたという話なのですが、橋梁の長寿命化計画についてその進捗状況というのですか、そういうものはどういうふうになっているのかお聞かせをいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 平成25年に計画を策定をしたということで、具体的に25年以降ということで事業実施するわけなのですが、26年については御承知のとおり名寄公園なり遊具等の整備をしております。27年についても市長が先ほどお答えしたような状況で進めさせていただくということでございます。ただ、街区公園については少し、今回27年から始めてということでもありますけれども、街区公園についても27年

からという計画で進めるようになっていきます。もう少し詳細なというようなことでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 今公園の話も出ましたけれども、公園の更新という形で先ほどおっしゃっていましたが、中身的に公園の更新というのはどういうようなことをおっしゃるのか、遊具ですとか、全体的に更新するということなのでしょうか、ちょっとその中身を教えてくださいたいのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 基本的には、今街区公園初めそれぞれの公園内に設置をされています遊具、あるいは橋でありますとか、木橋でありますとか、そういった遊具等の修繕、改修を進めていくということでございます。全体計画については、それぞれ単年、前年なりの現場なりを確認はさせていただいてどういうふうに進めていくかという、それぞれの公園をどういうふうに進めていくかということについては前年には計画は出したいと思っていますけれども、基本的にはそれぞれの公園の供用開始をした古い順というのを基本にしながらも、現場の遊具等の老朽化等を判断をしながら進めてさせていただくという考え方があります。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。

次に、建設関係ですけれども、除排雪の関係でちょっとまたお聞きをしたいのですが、先ほど言いましたように建設関係のオペレーターの問題ですとか、そういう部分で建設関係の方々がかかなり苦慮している部分というのは話は聞くわけなのですが、そういう現状というのは役所の部分ではお聞きになっていないですか。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） オペレーターの

皆さんの高齢化につきましては、それぞれ除雪にかかわる風連、そして名寄の業者の皆さんからも要望が上がってきております。年齢的には現役で70歳の方もいらっしゃいますし、やはり若年の若い方がなかなか早朝からの作業になるということもありまして、非常に労働条件も厳しいというようなことがあるということで定着がしにくいのかなというふうに考えています。そういうオペレーターの皆さんの高齢化の状況については、私どもお聞きをしています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 先ほどもちょっと申し上げましたが、やはりそういう現実というのは見えてきている段階なのですけれども、オペレーターというのは来年なったから除雪体制がすぐできるということにはならないと思いますので、早目の対応というのが必要なのかなというふうに思います。

それから、先ほど言いましたように町内会組織での除雪体制といいますか、そういう部分に関しても今からそういうものの試験的な形でやっただくような体制というのも必要かなというふうに思いますし、どうしても人材不足という部分は今後出てくるのではないかなと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今山口議員のほうからありましたように、まさに人材不足といいますか、高齢化といいますか、例えば町内会でいろいろな除排雪等の活動、取り組みを進めていただくにしても、やはりその地域のリーダーの方を中心に役員の方が中心になるのかなというふうにも思っています。その意味では、今の現状の町内会の年齢構成といいますか、そういったところも大変影響はあるのかなというふうに感じています。それで、なかなか私どもが直接例えばオペレーターですとか、あるいは町内会の活動につい

て若い方をというような取り組みについて、現実はまだまだ町内会の皆さんとかのお話もしてございませんし、これからということでもありますので、その辺改めて私どももしっかりと研究をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。

続きまして、田んぼダムの水位調整のことについて先ほど御答弁いただいたわけなのですが、多面的交付要件という、そういう補助金の対象にもなっているということなのだろうとは思いますが、集中豪雨でやはりこの効果というのは先ほど市長が言われましたようにかなりの効果があるというふうに思っています。それで、ただ思いますのは、私も農家なので、去年の状況を言いますと、改良区からの電話は来るのですけれども、来るといいますか、連絡網みたいな感じで田んぼの水をとめてくださいというような形で来るのですが、ただやはり昼間、あの時間帯にいない農家さんもいますし、そういうことを知らない農家さんもいるのです。ですから、もっと水田農家さんにそういうものを周知して、改良区もそうですし、農協ですとか行政の取り組みという部分をもっと農家さんに周知徹底する部分が必要ではないかなというふうに思うわけなのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 8月の2回の集中豪雨の際に田んぼダムの事例が先ほどもお話したとおり好事例として、今回まちづくり懇談会初め農業振興対策協議会やさまざまなそうした機関、団体の中でもう既にかなり議論されてきております。今後これをいかにそれぞれの活動組織ごと、あるいは土地改良区のエリアごとに浸透させていくかということを中心に議論していくことになるかと思っております。一方で、その指示命令系統は

どうしていくのかという、そういったことだとか、これは今後また土地改良区さんやさまざまな機関、団体と連携をして議員おっしゃられるようにそうした昼間の問題だとか、細かなところも含めて連絡調整をどうしていくのかということは今後再度しっかりと詰めて次のというか、27年シーズンに抜かりのないように備えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。本当にまさに連絡体制といいますか、事前説明だったり、そういうものというのは必要になってくると思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っています。

それでは次、道の駅の関係なのですが、あれだけの集客力があって、そのお客様をどうやって町中に流していくかという、そういう部分というのは本当にもったいないというふうに思うのです。ですから、もっともっと道の駅を活用してといいますか、そういう部分で商店なり、あと観光施設なりという部分に人を移動させることが本当に大事なのではないかなというふうに思います。全道でもまれに見るぐらいの集客といいますか、集める施設でありますので、やり方といいますか、スタンプラリーですとか、そういう方法もあるでしょうし、今後本当にそういう部分でもっともっと中身的に考えていただいて名寄市内に人を流していただくことがいいのかなというふうに、よろしくどうぞお願いをいたしたいと思っております。

空き家対応の部分でちょっとお聞きをしたいのですが、空き家の実態といいますか、行政側から見て数といいますか、そういう把握をされているのかどうかお聞きをしたいのですが。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 名寄市の空き家の状況でございますけれども、昨年度町内会長に空き家のアンケートを実施しておりまして、住宅の総数が1万790戸のうち共同住宅、寄宿舍等の6

51戸を除いた専用住宅1万139戸に対しまして空き家の戸数が357戸、空き家率が3.5%、管理不全と思われる家屋が86戸で0.8%であります。

数は以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） この調査というのは、毎年行われているものなのか、それとも何年かごとに行われているものなのか、その辺はいかがなのでしょう。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 先ほども答弁したのですけれども、一昨年初めてアンケート調査を行ったということでございます。それまではデータというものがございませんでした。それで、現在法律が施行になった、昨年11月に空き家に対する特措法が施行になったものですから、それを受けまして具体的な計画をつくるために空き家の実態を把握する必要があるということで現地調査を現在やっている最中です。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 空き家も景観上本当に非常に、夏場というのは空き家というのは余りよくわからないのですけれども、冬になると特に出入り口が雪に埋まっていたりとか、屋根雪がそのままになっているということで、冬になってこの家が空き家だったのだなという、随分周り近所を見ましてもこんなに空き家が多かったのだなというような部分がございますので、そういう部分で空き家の把握というのも大切なのだなというふうに思いますけれども、空き家の再利用と申しますか、そういう部分の考えというのは、個人住宅ですから、なかなか難しい部分はあろうかなというふうには思うのですけれども、先ほどの移住の関係でもそうですけれども、そういうものを把握しておけば移住されてきた方にも改修をして使っていただくというようなことにもなろうかなというふうに思いますけれども、そういう部分のお考

えはないのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 全国的に空き家問題が叫ばれている中で空き家を有効に活用して移住促進だとか、あるいはお試的な交流人口だとか、そうしたことに使えないのかという議論が出ていると、こういうことは承知をしております。移住促進協議会では、空き家を持っている方もそこに加盟をして、そこに登録をしてそうしたあっせんができるというような仕組みになっておりますけれども、なかなか登録も余りふえていないというような現状であります。一方で、今の不動産の状況をお聞きをすると、一軒家の住宅のニーズというのは非常に高く、こうしたところは不動産屋さんではほとんど今あきがないとか、物件がないような状況だということでもあります。その中で空き家がたくさん多いというのはどのような状況なのかと、恐らくもう入れないという空き家もあるのでしょうか、一方で例えば大事なものがそこにあってほかの方たちがなかなか入るのを拒むとか、そういうような空き家も結構実態としてあるのではないかなというふうに思っています。いずれにしても、空き家の今対策が国挙げて施行されている中で名寄市としてもこの問題をしっかりと現地把握調査をしながら、空き家に対しては十分な管理をしていただくということがまず基本であって、その上でそうした利活用が可能だということであれば、そうした広報もしながら移住促進協議会だとか、そうしたことで有効に活用できる施策、さらには修繕等のそうした施策の推進がどうなのかということは、これはまさに今後の地方創生戦略の中の移住の人口の拡大の一つのツールにもなり得るということもあるでしょうから、そんなことも含めて総合的に政策を検討、研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。空き家になっていてもやはり荷物がそのまま

になっていたりとかという、そういう条件もあるのでしょうか、いろいろな部分があるのかなというふうに思いますけれども、この件に関してもまたよろしくどうぞお願いをしたいというふうに思います。

次に、6次産業化の取り組みについてお伺いをしたいというふうに思いますけれども、6次産業化といいましても非常に難しい部分があるかとは思うのですが、先ほど言いましたように北海道はかなり6次産業化が全国的には進んでいるほうだということが言われているようなのですが、先ほども消費者の動向を直接把握できるような支援措置を講じていきたいというようなお話、情報提供に努めていきたいというようなお話があったわけなのですけれども、その情報提供にしてもどういう形なのでしょう。農家個々がある程度の組織を持った段階でそういう説明をするのか、それとも農家全体的に6次産業化というものはこうなのですよという説明といたしますか、何かを始めようと思ったときに情報の提供ですとか、そういうものの支援の措置というものを行政としてするのか、それ以前にもっと農家全体を対象として6次産業化の部分を情報提供というか、進めていくような体制なのか、その辺の今の状況というのですか、名寄市としての6次産業化に対する状況というのはどういうふうに捉えているというのか、どの辺まで進めようとしているのかというのをお聞きしたいのです。農家全体に対して進めようとしておられるのか、その辺ちょっと、難しいですか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 6次産業化の関係です。今名寄市内での私どもの情報提供ということでは、ある程度一定のこういうことをやりたいという方の意見集約なり、そういう御要望あった場合にこういう支援措置があるとか、そういった部分でお手伝いをさせていただいております。ただ、6次産業の場合、当然国の支援を受けるにも

一定の制約がございます。なかなか1戸でそれを完結するということになるのと莫大な投資ということにもなってきますので、やっぱり何戸かの農家さんが御一緒にそれに取り組んでいくということになるのかなというふうに思っています。そういった意味では、まず名寄産では優良な農作物、アスパラも含めて多種多様ありますけれども、そういったものの評価、大変評価の多いものがありますので、その安定生産がまずあって、その中で生産者同士でこういった部分で工夫できないかということで、そういった御意見、JAさんを含めて私どもにお寄せいただければそういった支援措置なども含めて検討をさせていただいてございますけれども、毎年名寄市の農業の施策の概要などについて各戸に配布させていただいておりますので、そういった中で少し6次産業化の部分、ファンドだとかいろんな取り組み、国の支援ありますので、そこらもちょっと広報、情報提供させていただければというふうに思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。農家から見ますと、6次産業化というのは難しいものだ、確かに難しいのでしょうかけれども、そういう頭になってしまっていますので、もっと入りやすいような形で中身を知らせてほしいのです。そういう行政としての前向きな形で進めてもらえれば、これだけの農産物豊富にあるわけですから、そういう部分でもっと違う、今まで感じていなかった人もそういうことで進んでみようかという、一歩踏み出そうかという、そういう気持ちになるようなことも考えられますので、その辺本当にもっと細かく説明をしていただければなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 農商工連携、ある意味では企業経営の分野に入ってくるので、そこはやっぱり農家さんや団体のアイデアや、そこがまずべ

ースにあって、やる気があって支援をしていくという体制でないと、なかなかそこは行政がどうぞ、どうぞというふうにあっせんをしてやっていくものなのかどうなのかということは、そこは一線を引かなければならぬ部分あると思います。一方で、名寄市で今年度から経済産業省に1人職員を派遣しておりまして、ここがたまたま農商工連携課という課でありまして、まさに今6次化を進めている課でありまして、相当いろんな情報が入ってきておりまして、実際にそうしたやる気のある企業さんや農家さんに既に複数件の26年度も補助事業の採択をしていただいているということもございます。我々も決してアンテナを張っていないわけではなくて、そうした中で情報提供もさせていただいていますが、まずはではこういうことだからやってみようということの意識を醸成し、そのことも我々もしていかなければならないでしょうけれども、今こうした農商工連携関連の予算に関しては非常にいろんなメニューがありますので、挑戦をする気持ちがあればいろんなマッチングができる可能性はあるというふうに思っておりますので、ぜひそこは積極的にいろんな方たちに挑戦をしていただきたいものだというふうに思うところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。本当にこれだけ豊かな農地と農作物がある地域ですから、そういうことで市長言われたように農商工連携もそうですし、何とかうまいというか、いい方向に進んでいけるような道筋といいますか、そういうものを示していただくような部分も必要かなというふうに思っていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

先ほども企業誘致のお話もありましたけれども、食品関係の企業誘致はどのようなのでしょうかという話させていただきましたけれども、それもやはり6次産業化に向けての部分ともつながってくるかなというふうにも思いますけれども、産業の活

性化といいますか、企業が入ってくることによって雇用の部分ですとか、地元の食品関係の企業が入ってくるとそういう部分で地域がやっぱり活性化していく部分、本当の近道ではないかなというふうに思っていますので、地域のものを使ってそこで企業を起こされてやっていくというのは、特産館の例をとっても地元の方々をあれだけ使ってやっていられるという部分ありますので、そういう部分でもっともっと食品、農業が基幹産業でありますし、そういうものを基本とした今後の名寄市の進め方といいますか、そういうものを土台に置いてやっぱり進めていただきたいなという考えでちょっと物申させてもらいました。よろしくお願ひします。

それから、今度は担い手の問題にちょっと行きたいと思ひますけれども、後継者対策というのは花嫁、花婿対策も一体に検討していくと先ほどの答弁にもありましたけれども、まさに本当に担い手対策というのはパートナーの対策までやっぱり進まないことにはならないというふうに思うわけなのですけれども、名寄市のそういう後継者、花嫁、花婿対策の現状というのはどういうふうになっているのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思ひますけれども。

○議長（黒井 徹議員） ここであらかじめ会議時間を延長いたします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 名寄市において担い手の花嫁、パートナー対策の現状についてちょっと御説明させていただきます。

本市の基幹産業である農業を維持発展していくためには、農業後継者の育成とパートナー対策が喫緊な課題だというふうに認識をしております。本市では、市と農業委員会、JAなど10団体で名寄市農業後継者対策協議会を設置しておりまして、農業後継者のパートナー対策を進めてござい

ます。具体的には、農業青年の独身女性との出会いの場を提供することを目的に、26年度では7月に地元農家における農作業体験を通じた交流を実施して男性7名が参加いただきまして、11月には下川町と合同で旭川市へ出向く形でパーティー形式での女性との交流機会などを設けさせていただいております。名寄からは男性5名が参加してございますけれども、簡単に成果が上がるといふ状況ではなく、地道な活動を続けていくしかないものと考えてございます。今後は、より参加しやすいものとするために農業後継者の年齢を分けた企画を設定するとか、参加女性の不安を払拭するために農家に嫁いだ女性との交流機会を設けるなど、工夫をしながら出会いの場の提供に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 何年か前までは花嫁対策、花婿対策という結構表向きに出ていた部分があったというふうに思うのですけれども、ここ近年なかなかそういうことをやっているのかやっていないのかわからないような状況というのがあるのかなというふうに思っています。担い手対策の部分というのは、本当に農家に若い人がいないわけではないのです。いるのですけれども、結婚されない、していません。やはり結婚して子供を育てて農地をふやしていくという、そういう力という部分が出てくる部分というのはあると思うのです。ですから、後継者対策イコール、後継者、担い手対策というのはやはり結婚対策というか、そういう部分までも踏み込んでいかないとこれから農地というのは本当に守っていけないのかなというふうに思います。一人ではやっぱりできません。先ほどコントラクターの話もありましたけれども、それはそれとして、やはり結婚して子供をつくって張り合いを持って農業をやっていく、面積をふやしていくのだという、そういうものがないとこの名寄の農地というのは守っていけない

のかなというふうに思っています。ですから、そういう花嫁対策、花婿対策という部分をもっと時代に合ったといいますか、今までのやり方ではやっぱりだめだと思うのです。有識者というか、それに対してもっと新たな視点というか、そういう部分で取り組まないといけないのではないかなというふうに思います。これは、タブーみたいな感覚になってしまっているのですけれども、もっと表に向けてやっぱり花嫁対策というのはしていくべきだというふうに思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 花嫁対策、重要な問題だと思います。議員がおっしゃるとおりに、昔の集団お見合的な、そうした状況から今は随分環境も、出会い方だとか、またそうした若い方たちの考え方も変わってきていて、なかなかやっぱり昔の状況、同じやり方では難しいということも理解をしております。この説明の以外にもカップリングパーティーだとか、結婚相談センターさんと連携をしてさまざまな事業を行っていただいて、あるいは今最近では民間団体の街コン的な事業も行っているだとか、花嫁対策とぼんと銘打ってはいないかもしれませんが、いろんな角度からさせていただいているというところでもありますけれども、議員おっしゃるように今テレビでも結構ああいうやり方で女性の方たちが地方に来てお見合いをしていくなんていう、ああいうやり方もあったりだとか、いろんな手法があるのかなというふうに思います。いろんな角度からあらゆる研究、検討を重ねてよりそうしたマッチングができるようにその仕掛け、あるいは場合によっては制度設計だとかも検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。これは、本当に農家に限ったことではありま

せんで、商業の方も工業も結婚をなかなかされないというのが今の時代なのかなとは思いますが、そういう部分でやっぱり表向きといいますか、もっと踏み込んだ形で進めていただければなというふうに思っています。

続きまして、防犯カメラの件でお伺いをしたいと思いますけれども、今御答弁いただいて市内に道路ですとか、そういうところにはないのだというお話でした。公共施設で20施設56台というお話なのですけれども、これは名寄市的には、ほかの市町村もこういう状況なのでしょうか。この近隣市町村というのは、防犯カメラの台数というのはこんなものなのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 先ほど答弁させていただいたとおり、20施設に56台ということで台数的には多いのですけれども、主に屋内に設置をされておりまして、さらには記録機能のないいわゆる監視カメラ、モニターというのですか、そういうものがほとんどになっております。

ほかの自治体ですとか、そういうところで設置されていないかというような問い合わせだと思っておりますけれども、管内でいえば富良野で一部、駅の裏の通路のところに設置している以外については、例えば市町村で防犯カメラを設置しているという実態は現状ではないのです。設置が進まない理由としましては、1つには結構費用がかかるということです。あと、ランニングコストもかかりますし、一番の問題は設置の場所、これをどこに設置するのかというのが考えてみるとなかなか難しい問題になってくるので、そのあたりが一番のネックになっているのかなと。あと、メンテナンスのための人材の確保ですとか、費用対効果などの問題もあります。さらに、公共の場にそういうカメラを設置することによりまして肖像権ですとかプライバシー、この辺の関連の議論が起こることがあるということで一度警察等々に照会をしたところ、しっかりとした運用の手引、さらにはガ

イドラインが必要ではないかというようなお答えをいただいております。

それと、防犯カメラの件は以上なのですけれども、ちょっと先ほどの答弁で一部訂正をさせていただきたいと思っております。町内会のアンケートによりまして空き家のデータがあったということで、それは昨年度のアンケートのデータ、以前にはなかったということでお答えをしたのですが、実は平成21年度から平成23年度にかけて老朽家屋の解体補助というのが北海道のほうの緊急雇用の促進事業でございまして、そのときに空き家を調査している、アンケートをとっているという実態がございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。これは、市内なし、富良野に1カ所あるという話ですけれども、これは名寄市ではつけていないけれども、警察、公安でしょうか、そういう形での設置というのは把握はされていないのですか。警察ですとか、そういうのはつけていないのでしょうか。これは、聞いてもわからないかな。そういうものはないのですか。いや、ごめんなさい。本当に今の時代こういうことなのかという、ちょっとびっくりしてしまうのです。道路ですとか、繁華街ですとか、もっとあってもいいのではないかなと思っていたのですけれども、余りにもなしということが不思議な感じがします。それで、道内がそういう状況ということは、道なりの補助金あたりというのはないのですか、これは。その辺調べたことはないですか。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 設置に対する補助ということでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○市民部長（三島裕二君） そういう制度はないというふうに承知をしております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員、質問の趣旨

を明確にして質問してください、ちょっとわかりませんので。

山口議員。

○17番（山口祐司議員） 済みません。申しわけないです。ただ、思うのは、これだけの3万人の人口がいながら、防犯体制の部分ではやっぱりカメラというのは私必要ではないかなというふうに思うのです、繁華街ですとか人通りの多いところとかという部分では。だから、道がそういうものに対しての補助金をつけないのか、ある県では補助金を出している県がありますので、そういう部分でやはり道に対してそういうものを求めていくとか、補助金これ必要ではないですかという、そういうことも今後必要になってくるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 昨今全国的にも非常に痛ましい事件、事案が発生をしているということでもありますとか、市内においても年明けてからも結構不審者情報もあつたりということでありまして、議員がおっしゃるように監視カメラの必要性ということは十分理解するところでありますが、今部長がお話ししたとおり少し検討しなければならない課題もあると、こういうことでありまして、警察署だとか関係機関ともぜひここ協議をさせていただく中で、当然有利な財源とかも探っていかなければなりませんけれども、より効果的で効率的な設置ができるのかどうなのかということをご研究をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） やはり今の時代ちょっとこういう部分というのはどうなのかなというふうに思いますので、そういう部分で働きかけを何とかしていただければなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

これで私の質問は終わりたいというふうに思います。今回この質問が私の議員としての最後の質問になるということでもありますけれども、加藤市長には今後財政的にも本当に厳しい市政運営という部分はまだまだ続くのではないかなというふうに思いますけれども、名寄市の将来に向けた環境づくりに今後とも御尽力いただきますように願って私の最後の質問を終わりたいと思いますので、大変どうもありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山口祐司議員の質問を終わります。

これをもちまして代表質問を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。
大変御苦勞さまでした。

散会 午後 5時08分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 駒 津 喜 一

平成27年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成27年3月11日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

事務局長 益 塚 敏
書記 山 崎 直 文
書記 鷺 見 良 子
書記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 説明員

市長 加 藤 剛 士 君
副市長 佐々木 雅 之 君
副市長 久 保 和 幸 君
教育長 小 野 浩 一 君
総務部長 白 田 進 君
市民部長 三 島 裕 二 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経済部長 川 田 弘 志 君
建設水道部長 中 村 勝 己 君
教育部長 小 川 勇 人 君
市立総合病院事務部長 松 島 佳 寿 夫 君
市立大学局長 鹿 野 裕 二 君
営業戦略室長 常 本 史 之 君
上下水道室長 天 野 信 二 君
会計室長 山 崎 真 理 子 君
監査委員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（19名）

議長 19番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 勝 議員
1番 川 村 幸 栄 議員
2番 高 野 美 枝 子 議員
3番 塩 田 昌 彦 議員
4番 山 田 典 幸 議員
5番 竹 中 憲 之 議員
6番 佐 藤 靖 議員
7番 奥 村 英 俊 議員
8番 上 松 直 美 議員
9番 大 石 健 二 議員
10番 高 橋 伸 典 議員
11番 川 口 京 二 議員
12番 佐々木 寿 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 日 根 野 正 敏 議員
17番 山 口 祐 司 議員
18番 駒 津 喜 一 議員
20番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（1名）

16番 植 松 正 一 議員

1. 事務局出席職員

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に16番、植松正一議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 塩田昌彦議員

6番 佐藤靖議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

教育委員会改変について外3件を、川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） おはようございます。まず最初に、東日本大震災と福島原発事故から4年が経過いたしました。改めて犠牲となられた方々に哀悼の意を表すとともに、被災された皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。1点目、教育委員会改変について伺います。2011年の大津市いじめ自殺隠蔽によって国民的批判が起きました。教育委員会そのものの廃止に向かう動きもありましたが、廃止に対して広範な人々から反対され、廃止は見送られ、制度を残した上で首長の関与等を強める教育委員会関連法案が強行されました。そこで、よりよい教育委員会を築くために伺いたいと思います。改正法では、1つ、首長任命の新教育長、2つ、首長の教育大綱制定権、3つ、総合教育会議の3つの新しい仕組みが加わりました。教育委員会が制度的には残されましたけれども、形骸化させずに住民の悩みや要求を吸い上げて活動する住民の

自治の機関として改革、活性化させることや教育委員会の独立性、自主性を生かすことが望まれるところですが、子供を中心に据えた教育行政を求めるところですが、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

2つに、道徳教育のあり方について伺います。道徳の教科化は、昨年10月、中央教育審議会でのいじめ問題への対応などを理由に打ち出されました。道徳でいじめ対策に疑問、道徳の教科化でいじめ解決できないと教育関係者などから疑問や危惧する声が上がっていますし、また保護者の間からは小学校1、2年生から愛国心が盛り込まれていることへの不安の声も聞かれているところであります。そこで、1つ目に道徳の教科化について教育委員会の考えをお伺いしたいと思ひます。

2つ目に、学校、家庭、地域社会との連携を深めた教育の振興について伺います。教育行政執行方針の最後で述べられていますが、これまで以上に学校、家庭、地域社会との連携を深めながらとあります。山形県では、地域の皆さんの思いを寄せて少人数学級実現の運動が起り、2002年度から小学校全学年を3年間で21から33人の少人数学級編制にするというさんさんプランを導入しています。いじめの発件数が35人以下学級以外の県より少なくなったり、不登校児童の出現率が年々減少している、このような効果があらわれています。学校、家庭、地域社会との連携を深めた教育こそがいじめをなくしていくことにつながると考えますが、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

大項目3つ目、地域福祉の推進強化をお伺いしたいと思ひます。1つに、生活困窮者等の実態調査と把握を求めるものです。行政執行方針では、生活困窮者自立支援事業、自立相談支援事業や住宅確保給付金事業、自立に向けた支援を行うとあります。支援を行うためには、どのような状態にあるのか実態を調査し、実態把握が必要です。生活困窮者といえは、独居高齢者や高齢夫婦世帯、

ひとり親世帯、特に母子家庭、そして成人のひきこもりなど支援を待っている方々が多いのではないのでしょうか。実態調査等では、社会福祉協議会が行っているところもあるように聞いています。名寄では、名寄大学の地域からケアの未来を開く、この力に依拠したいと思います。地域の町内会や民生委員さんの情報も大きいかと思います。こういった皆さんのお力もかりながら実態調査を進めるお考えはあるのかなのか、どのように進めるのかお聞かせをいただきたいと思います。

4点目、高齢者無料バス券を。コミュニティバスの運行については、視察先の事例も紹介しながら幾度か路線、料金等の提案をさせていただいてきたところですが、実証運行も平成27年度で終わり、本市の交通体系のあり方について検討されるとの執行方針が示されました。そこで、1つ目に高齢者の皆さん方の移手段への支援を求めるものであります。年配者の方から前のように無料バス券があれば助かる、こんな声が多く寄せられています。お考えをお聞かせください。

2つ目に、バス路線について伺います。この間バス路線については、多くの御意見や御要望等あったかと思えますけれども、再度北斗団地内の停留所設置のお考えお聞かせいただきたいと思えます。また、大学方面から名寄駅方面への便がありません。大学生の意向調査等必要ではないかと考えますが、お考えをお聞かせをいただきたいと思えます。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） おはようございます。ただいま川村議員からは、大項目で4点にわたり御質問をいただきました。大項目1及び2につきましては私のほうから、大項目3及び4につきましては健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしく願います。

最初に、大項目1の教育委員会改変について、

小項目1のよりよい教育委員会を築くためにつぎましてお答えいたします。このたび地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、本年4月1日から施行されることになりました。今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長との連携強化、地方に対する国の関与の見直しなどの観点から行われたところでございます。具体的には、教育行政の責任を明確にするため教育委員長と教育長を一体化した新たな責任者、新教育長を置く、新教育長は首長が議会の同意を得て直接任命、罷免する、新教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表し、任期を3年とする、ただし教育委員長の任務と任期は現在の教育長の任期終了までは継続するとしたこと、また総合教育会議を設置し、大綱を策定するために首長と教育委員会により構成される総合教育会議を首長が設置し、その会議を首長が招集する、首長は総合教育会議において教育委員会と協議し、教育の振興に関する施策の大綱を策定することとしたこと、さらには国の地方公共団体への関与の見直しとしていじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命または身体への被害の拡大または発生を防止する緊急の必要がある場合に文部科学大臣が教育委員会に対して指示できるようにしたことなどであります。これらは、首長が民意を代表する立場であることや教育委員会の所管事項に関する予算の編成、執行や条例提案などの権限を有していること、また近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との連携が必要になってきていることなどから、地域住民の意向をより一層反映させる仕組みと地方公共団体における教育と文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的として改正されたものと考えているところでございます。

大項目2の道徳教育のあり方について、小項目1の道徳の教科化についてお答えいたします。道

徳教育を通じて育成される道徳性は、豊かな心だけでなく、確かな学力や健やかな体の基盤ともなり、児童生徒の生きる力を育むものであります。その意味で道徳教育は、本来学校教育の中核として位置づけられるべきものであります。学校の教育目標に即して充実した指導を重ね、成果を上げている取り組みがある一方で、例えば道徳教育のかなめである道徳の時間においてその特質を生かした授業が行われていない場合があることなど、多くの課題が指摘されているところであります。また、児童生徒がいじめ問題などに主体的に対処することのできる実効性ある力を育成していく上で道徳教育も大きな役割を果たすことが強く求められております。このような認識のもと文部科学省では、教育再生実行会議における平成25年2月の第1次提言を踏まえ、道徳教育の充実に関する懇談会を設置し、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みによる教科化のあり方など、道徳教育の改善、充実方策について幅広く検討を行い、昨年2月に中央教育審議会に諮問いたしました。中央教育審議会では、専門的な検討を重ね、昨年10月、道徳に係る教育課程の改善等についての答申を行いました。この答申を受けて本年2月に文部科学省は、学習指導要領の一部改正案を公表しているところでございます。改正案では、道徳教育の充実を図るために道徳の時間を特別の教科、道徳として新たに位置づけ、その目標、内容、教材、指導方法、評価等について見直しております。目標では、自己の生き方を考え、主体的な判断力のもとに行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基礎となる道徳性を養うこととしております。内容については、1つは自分自身に関すること、2つ目は人とのかかわりに関すること、3つ目は集団や社会とのかかわりに関すること、4つ目は生命や自然、崇高なものとのかかわりに関することの4つの視点の意義を明確にするとともに、小中学生の発達段階に応じて例えば自分自身に関することでは善悪の判断、自立、

自由と責任、人とのかかわりに関することでは親切、思いやりなどのキーワードを示しております。また、生命倫理や情報モラルといった現代的課題の扱いを充実しているところでございます。教材については、検定教科書を使うこととなりますが、生命の尊厳、各地域に根差した郷土資料、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とした多様な教材をあわせて併用することを重視しております。指導方法につきましては、児童生徒が多様な感じ方や考え方をする中で考えを深め、判断し、表現する力を育むことができるよう問題解決的な学習等を取り入れるなどの工夫を求めています。また、評価については、道徳性は極めて多様な児童生徒の人格全体にかかわるものであることから、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努め、数値による評価は行わないとしているところでございます。その他、道徳科の授業公開、家庭や地域との連携の強化なども示されております。今後文部科学省は、本年3月末に学習指導要領の一部を改正する告示をし、平成27年度から改正後の学習指導要領の内容による授業を可能とし、小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から検定教科書を使った道徳の授業を実施する予定としているところでございます。

次に、学校、家庭、地域社会との連携を深めた教育の振興についてお答えいたします。議員御指摘のように、児童生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体など生きる力を育てることやいじめや不登校等の問題を解消するためには、学校と家庭や地域社会が連携して取り組むことが極めて重要であると考えております。例えば児童生徒に基本的な生活習慣を身につけさせるためには、学校と家庭が連携して日常生活の中で繰り返し指導することが大切であります。また、豊かな心を育てるためには、地域社会の中でボランティア活動や自然体験活動などに実践的に取り組ませることも大切であります。現代的課題である情報モラルに

ついても、学校と家庭が一体となって携帯電話等のフィルタリングの取り組みや使用上のルールづくりなどを進める必要があります。また、学力向上や体力向上の取り組みにつきましても家庭と協力し、早寝早起き朝ごはんの取り組みやテレビゲームをする時間、携帯電話などを使う時間を少なくする取り組みなどを通して生活のリズムを整え、子供が集中して学習できる環境づくりやスポーツ以外にも家の手伝いを勧めるなど、日常の運動習慣等の改善を図る取り組みを進めることが大切です。このため教育委員会では、昨年名寄市家庭教育資料改訂版「子どものよりよい育ちのために家庭で取り組む7つのポイント」を作成しまして、各学校を通して家庭に配付したところであります。この資料では、1つ目には朝食を食べる習慣、2つ目には節度ある生活習慣、3つ目には家庭で学習する習慣、4つ目、読書に親しむ習慣、5つ目、運動する習慣、6つ目、自尊感情を育むこと、7つ目、いじめは絶対許されないと教えること、この7点について本市の児童生徒の学習や生活の状況をお知らせし、家庭で取り組む際のポイントを示しているところであります。教育委員会といたしましては、このような資料を活用しながら各学校では児童生徒の実態に応じたより具体的な取り組みを行っていただき、児童生徒を健やかに育てていきますよう家庭や地域の皆様に御協力をお願いしてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目3の地域福祉の推進強化を、初めに小項目1の生活困窮者等の実態調査と把握について申し上げます。

生活困窮者自立支援法が本年4月に施行され、生活困窮者自立支援制度が始まります。この制度は、さまざまな事情により生活を営むのが困難になっている方などに生活保護に至る前にそれぞれの状況に合ったサポートをすることで自立に向か

っていただけるよう支援を行います。本市におきましては、平成27年度は自立相談支援事業と住居確保給付金の支給事業を実施するために現在相談実施機関や協力関係機関との協議を進めております。相談の業務は、名寄市社会福祉協議会へ業務委託し、相談を通じて一人一人の生活上の問題や悩みを確認、整理します。次に、本人の意思を確認しながら、一緒にプランを作成し、プランに沿った支援を継続的に実施します。また、住居確保給付金の支給事業については、離職により住宅を失った方やそのおそれが高い方に対して、所得制限はありますが、有期で家賃を給付するものです。仕事のこと、お金のこと、生活のこと、健康のことなどさまざまな困難や悩みを抱えている方々を把握するために市の納税相談窓口や地域包括支援センターの総合相談窓口、ひとり親家庭、障害のある方、生活困窮の方の総合相談窓口を初め、関係機関の相談窓口の消費生活相談、法律相談、社協の心配事相談窓口や市内に4カ所ある障害者の相談支援事業所などとの連携を強化して本制度につないでいただくことが必要となります。さらには、障害に関する訪問相談、高齢世帯への訪問相談、保健、健診の訪問相談、子育て支援に関する訪問相談などを通じて各家庭が抱えている困り事や悩み事の把握に努めてまいります。新制度が始まる4月からは、市の各部署が把握している情報を持ち寄り、庁内連携会議を開催することにより困り事や悩み事の情報の共有化と支援の検討を進めてまいります。さらには、外部の関係機関であります名寄公共職業安定所、名寄保健所、名寄市社会福祉協議会、名寄市民生委員児童委員連絡協議会などで構成される自立支援ネットワーク会議を開催し、連携を強化しながら庁内連携会議や自立支援ネットワーク会議を通じて複合的な課題を抱えた個人や家族に寄り添いながら利用できる制度へつなげる体制の構築に努めてまいります。また、相談窓口や新制度の周知につきましては、広報やホームページへの掲載、チラシの作成、A

i r てっしによる制度周知の放送やなよろ福祉相談ガイド改訂版の発行を行うことにより広く市民の方への周知を図ってまいります。今後民生委員児童委員、町内会、保健推進委員などへの説明を行い、さらなる連携を図るとともに、地域見守りネットワークや町内会ネットワーク事業を通じての対象者の見守りや発見が重要であると考えておりますので、さらなるネットワークの構築を進めながら今後も継続した対象者の把握や情報収集に取り組んでまいります。

次に、大項目4の高齢者無料バス券を、小項目1の高齢者の移動手段への支援について申し上げます。高齢者に対する交通費助成は、平成4年度から平成17年度まで旧名寄市において名寄市高齢者交通費助成事業として市内の路線バスや鉄道路線に対して実施されておりましたが、交通機関を利用できない地区もあり、制度上に公平さを欠くことが市民から御指摘をいただき、平成17年度末をもって廃止した経過がございます。福祉施策によります高齢者の移動手段の支援につきましては、重度障害者ハイヤー料金助成事業において身体障害者手帳1級、2級と3級の一部と療育手帳Aをお持ちの方を対象に実施しておりまして、昨年度の実績では791人の対象者に対し480人の方に交付し、うち65歳以上の方は367人でありました。また、臥床した状況などにより一般の交通機関を利用することが困難な方に対しては、通院等の際にリフトつきワゴン車で送迎する外出支援サービスを市内全域で実施しております。高齢者の無料バス券については、交通機関を利用できない地区の方との公平性を担保できないため実施は困難と考えておりますが、平成27年度でコミュニティバスの実証運行が終了となることから、利用負担のあり方も含めて今後さまざまな検証が必要となるものと考えております。

次に、小項目2のバス路線について申し上げます。平成24年7月にコミュニティバス実証運行事業を開始する以前は、市街地を循環する3路線

全てが時計回りで運行しておりましたが、実証を行うに当たり有識者やバス事業者等で構成する名寄市地域公共交通活性化協議会においてより効果的、経済的でわかりやすい路線について検討を行っていただいた結果、両方向回りの運行とした場合は一方向と比べバスの台数を倍にふやす必要があるため経済的に難しく、また冬期間は積雪のためバスのすれ違いが困難となることから、コミュニティバス路線につきましては一方向のみの運行とするとともに、他の市内循環バス路線とは逆方向の反時計回りで運行することで利便性についても確保しようとしたものでありますので、御理解願います。また、新たなバス停の設置につきましては、さまざまな地区の方から御意見、御要望がございますが、北斗団地、大橋区方面につきましては平成27年6月に北斗団地付近にて市道工事の予定があり、工期に合わせてバス路線の大橋区への迂回が必要となるため、その間臨時のバス停を設置し、利用状況についての調査を行う予定であります。なお、コミュニティバス実証運行事業につきましては平成27年度で終了するため、この間の利用実績や公共施設との接続、また地域公共交通活性化協議会を初め、大学生を含め市民意見も踏まえながら効果的、効率的な市内循環バスの運行について検討してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきました。再質問等させていただきたいと思っております。

まず、教育委員会改変、また道徳教育のあり方について再度御質問をさせていただきたいと思っております。教育委員会がなくなってしまうのではないかと、当初そんな不安もあったところではありますが、先ほどもお話ししましたように制度が残っているといったところ辺は、私たちはよりよい教育委員会を地域の皆さんとともにつくっていきたい、その思いを大きくしているところであります。

す。それで、教育委員会本来の役割は何だったのかということと、また教育委員会制度が戦後なぜできたのか、ここのところを議論していくことが必要なというふうに思っています。役割というところでは、1948年、戦後制定された教育委員会法なのですが、教職員の配置でありますとか、学校の設置や教科書、教材や教具、給食の実施、公民館や図書館など教育条件の整備が本来の役割というふうに私は押さえています。そして、教育への政治支配を許さないためにも教育委員会が教育の自由と自主性を守る本来の役割を果たすことが重要だというふうに考えています。また、なぜできたのかというところでいいますと、昨年4月に文科省の委員会の中での答弁があります。教育委員会制度発足のときの3つの根本方針、1つが中央集権でなく地方分権であること、2つに民意の反映を大事にすること、3つに一般行政からの独立、このことは改正が行われても変わらないということが文科省からの答弁で出されています。この点についてお考えを聞かせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今御指摘のとおり、我が国の教育行政、特筆すべき教育委員会制度、これが昭和23年に発足しているところでございまして、ただいま65年を経過したというところでございます。今御指摘にありましたように、私もこの制度につきましては新憲法下のもとで民主化と地方分権化、そして民意の反映、そして教育の自主独立を柱とする新しい教育制度として発足したものと、そういう認識をしております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） そういった中で私たち日本共産党は、昨年4月、教育委員会の改革と活性化のための提案をさせていただいています。何点かあるのですけれども、主に教育委員会が直接住民の要求をつかみ、行政チェックをする、また2つに教育委員会が活動するための条件整備、政

治介入から教育の自由と自主性を守る、憲法と子どもの権利条約を生かすなどを提案をさせていただいているところであります。これらのことは、実は私この法律の一部を改正するに当たっての文科省の初等中等教育局長の名で出されている通知の中でも細かく指摘がされているなというふうに思っています。例えば地域の皆さんの民意を十分に反映させるというところでは、教育委員会の現状に関する調査の調査項目となっている学校や教育委員会事務局に寄せられた意見の教育委員会会議における紹介やアンケートの実施、公聴会や意見交換会の開催、所管施設の訪問等の取り組みが有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要があると、このように書かれているわけです。留意事項が本当に細部にわたって書かれています。こういった部分も含めて、私は本当によりよい教育委員会にしていく方向性が見えてくるなというふうに思っています。また、教育委員会の今回の取り組みの中では3つの新しい仕組みが加わったわけですが、その中で新教育長に対する提言、また教育大綱制定権、また総合教育会議に対してのいろいろな留意点についても事細かに出されているわけですが、例えばその意思決定は教育長及び委員による会議において多数決で決められるのだということ、また大綱の定義では地域の実情に応じて大綱を策定していく、首長の権限ではないというようなことであるとか、総合教育会議は地方自治法上の附属機関には当たらないと、このように記載がされているところであります。この点について教育長のお考え等お聞かせいただければと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 議員も御承知のことと思いますけれども、教育委員会制度は戦後発足して以来何回か制度改正を経て現在に至っておりますけれども、その意義や役割、これは不変なものと考えております。まず、教育に求められる要件としては、今御指摘にもありましたけれども、政

治的中立性の確保でありますとか、継続性、安定性の確保、そして地域住民の意向の反映ということになっておりますし、また教育行政に求められるものといえども首長からの独立性、合議制、住民による意思決定、いわゆるレイマンコントロールが不可欠となっているという認識をしているところでございます。今回の制度改正におきましては、政治的中立性の確保、特に首長からの独立性が危惧されることから、さまざまな意見が出されたところでございますけれども、教育委員会は引き続き執行機関として教育行政をつかさどるということになっておりますし、総合教育会議におきましても首長と教育委員会が協議、調整は尽くしますけれども、最終的な執行権限は教育委員会にあるということになっていることなど、現状の教育行政の中立性や独立性はしっかりと担保されていると、そういう認識でおります。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） やはり教育の主人公は子供たちということで、子供たちを中心に据えた教育行政進めていっていただきたいし、また地域住民として一緒によりよい教育委員会を築くために知恵も出し合いながら進めていきたい、そんなことを思っているところであります。

続いて、道徳教育ですが、かかわっているのかなというふうに思っています。道徳の教科化、非常に疑問や危惧する、また不安の声が寄せられているところであります。先ほど御答弁いただいた中にも生きる力をつけるということでありましたけれども、私は基本的人権の尊重、このところが弱いように感じています。子供の権利条例の制定を求めてきましたけれども、この子供の権利条例を基本に据えた教育が進められることが望ましいというふうに強く思っているところであります。先ほどの御答弁の中で今回新指導要領の中で実施が小学校で2018年度、中学校で2019年というふうにおっしゃって、ただ全部またはその一部が2015年度から前倒しで実施ができると、

そういう可能性があるとしながらというふうに御答弁にもあったかなというふうに思っています。その場合、今文科省が作成した教材「私たちの道徳」、これが使用されていくのかなというふうに思っています。国が作成し、検定も経ていない教材が事実上の教科書として使われることになりかねないという不安があります。指導要領の改訂、専門家による検定を行うのが通例ですけれども、文科省はその過程を経ずに策定をし、いじめ対策は喫緊の課題なので、通常とは別のルールに沿って進めてきたというふうに言っているわけですが、これでは道徳の教科化は国が定めた基準でつくられた検定教科書を使って教え、国の定めた観点で子供たちを評価するというものになると言わなければならないのかというふうに私は思っているのですが、この点についてお考えをお聞かせいただければと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） ちょっと今私聞き損じたのですが、今年度から道徳の教科書を使って進めるということですか。

（「私たちの道徳」と呼ぶ者あり）

○教育長（小野浩一君） 「私たちの道徳」、あれは教科書ではありませんので。

（「失礼しました。「私たちの道徳」を使ってということになるかというふうに思っているんですが」と呼ぶ者あり）

○教育長（小野浩一君） それは今も現在使っておりますし、教科書としては平成30年、31年から小学校、中学校それぞれ実施ということになります。当然それまではこれまで使ってきております副読本であります「私たちの道徳」、これを副読本として使っていくことについては変わりはないと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ちょっと言葉足らずで済みません。その教材が事実上の教科書として使われるのではないかという不安があるということ

でありました。それをずっと使っていくのだというふうに、前倒しですするというふうになればそういうふうになるのかなということで、それで不安が残るということでもあります。

また、もう一つは、評価は数値ではなくて記述式で行うというふうに言われているのですが、具体的な方法は今年度中に決めるというふうなお話を聞いているのですが、先日テレビでも特集がされていました。この中で授業を行った先生、またその授業を見ていた先生方の中から評価することが本当に難しいと困惑の様子が見られたところだったのですけれども、この部分について教育長はどのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） このたびの答申で原則として学級担任が担当して、評価は数値の評価ではなくて記述評価として、そしてその上で特別の教科ということにしたところでございます。道徳というのは、心の教育であります。このことから、数値による評価のあり方については非常に私も危惧して問題であるというふうにして考えていたところですが、今回数値による評価ではなくて記述式が採用されたということは私としては当然であり、また望ましいことだと、そんなふう考えているところでございます。道徳教育における評価につきましても、指導を通じてあらわれる子供たちの道徳性、思いやりがあるだとか、いろんな道徳性がありますけれども、そういう道徳性の変容を指導の狙いや内容に即して把握していくもの、これが評価と言われるものであります。したがって、子供たちがみずからの成長を実感して道徳性の向上につなげていけるような評価であることも大事ですし、またそれをもとにして先生方がきちっと子供たちを捉えて指導の改善に取り組むよう充実していくことが私は非常に大切なことかなということで、道徳の評価というのはほかの教科の評価とも基本的に考え方は同じですので、御

理解をいただきたいと。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今教育長がおっしゃったように、心の教科、心の中に点数をつけるというのは非常に難しいことだというふうに私も思っています。ある教職員の方なのですけれども、やはり基本的人権尊重の視点が大事であると。自分も含め全ての人間に個人の尊厳があります。そういう人間同士が互いを大切にしながらどう生きていくか、そんな民主主義の視点からの自主的な道徳教育を進めていきたい、こんなふうにおっしゃっています。私は、全く同感であります。そんな中でいじめをなくすために、いじめ問題解決のために道徳の教科化を設定された、このことに非常に憤慨しているという方がいらっしゃいます。いじめ問題に取り組むNPO法人の理事なのですが、検定教科書を使って同じ方向に子供たちを向かわせるための一つのアイテムにされないか心配です。過去の戦争の誤りと反省を曖昧にしようという動きの中で愛国心が強調されるのは、とても危険だと感じている、こんなふうなお話が出されています。先ほど山形県のさんさんプラン御紹介させていただきましたけれども、少人数学級を実践したところでは保健室の利用の減少、読書量の増加が県教育委員会の実施で明らかになったと、また現場の先生方からは基礎的な学力がついていると、通塾率、塾に通う率が全国的にも低い、だけれども学力は学校でつけられるということで教師の皆さんの自信にもなっていると、こんなふうに述べられています。ですから、道徳の教科化、違う形にいじめ問題がされていくことに危惧を感じている方々もいらっしゃる。やはりいじめ問題、地域の皆さんと知恵を出し合いながらどう解決するか、していくか、そういった部分が非常に大事なのではないかな、そこが学校、家庭、地域社会との連携を深めた教育、ここのところの重みがあるのではないかなというふうに私は考えているところであります。その部分についても一度お考え

をお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今御指摘いただきました道徳の教科化によっていじめの問題が解決できるのかどうかということもその中に含まれていたのではないかなと思いますけれども、その御指摘についてですが、子供たちにいじめはいかなる理由があっても行ってはならないという、そういう気持ちや態度を育むために道徳教育の果たす役割は私は極めて重要であると考えております。ただ、道徳の時間が教科化されることによっていじめの問題がすぐ解決されるということは、これはあり得ないと考えております。道徳の教科化は、私は大事だと思っておりますけれども、道徳の教科化を通してこれまで以上に道徳の時間の指導、これを充実させるとともに、日ごろから子供たちの小さなサインを見落とすことなく子供たちの悩みや問題行動に迅速かつ適切に対応する生徒指導、これも大事だと思っております。今お話ありました一番大事なのはやっぱり家庭や地域社会との連携を図る取り組みということは、私も非常に大事であると。このような3つの取り組みが相まって、その結果いじめというのは解消されていくのではないだろうかという、そういう認識でおります。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 私も道徳教育を全く否定するものではありません。教科化として、そのことが先ほどお知らせしたようにいろんな形で使われるのではないかという、この不安が大きいというふうに私も思っているところであります。やっぱりみんなで力を合わせて地域の子供たちを守りたい、そんな思いを申し上げたいと思います。

3つ目の地域福祉の推進強化に移らせていただきたいと思っております。先ほど部長のほうから生活困窮されている皆さん方の実態をどう把握していくのか、またそういうことをどのように市民に知らせていくのか、事細かくお知らせをいただいたのかなというふうに思うのですが、把握し、見守っ

ていくということなのですけれども、全国的に見るとやはりいろいろな調査を行いながら、そこで困窮者の方々の実態が見えてくる、どういったことを望んでいるのか、社会的な問題も含めて、地域的な問題も含めて見えてくるということがあるのかなというふうに思います。先ほども言ったように、地域の町内会であるとか民生委員さん、非常にいろんな情報をお持ちでいらっしゃるけれども、庁内の会議、ネットワーク会議を開くという、庁内連携会議ですか、ということではありませんけれども、やはりもっと専門的な形での調査、こういうことが必要だというふうに思っています。調査でいうと、個人情報等ありますので、細心の注意が必要だというふうに思うのですが、この部分でもやはり専門家の方のお力をおかりするといったところ辺では細心の注意を払う、どういった部分で注意をしていけばいいのか、またどういった形で生活のお困り事がわかるように聞き出すことができるのか、そんな知恵もやはり専門家が必要ではないかなというふうに考えているのですが、もう一度お考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今議員からおっしゃられました対象者の方の把握ということで、調査の方法について御提言いただきました。本市といたしましては、相談窓口の門戸を広く広げたいというふうに考えておまして、対象となる方は潜在されているということでもありますので、高齢者の方ですとか障害者の方、またひとり親家庭の方、また若年、若い方で失業されているような方などさまざま困難や悩み事を抱えていらっしゃるということでもありますので、社協に設けさせていただきます相談窓口につきましてはどんな悩みでも結構ですという部分、また対象者も限定せずに行ってまいりたいと思っております。そういう中でその悩みをお聞きする中で今後自立した生活ができるような御支援をさせていただきたいと思っております。また、議員おっしゃいました専門的な見

地からの調査ということではありますが、なかなか市として生活困窮に対する実態調査、アンケート等を行うことは個人情報の部面からも難しいところあると存じますが、民生委員さん等を通じながら、本当に連携をとりながら調査をしていきたいと思ひますし、また市立大学がござひますので、社会福祉学科の学生を初め、生活困窮ということを研究にしていられる先生が3人いらっしゃいますので、その先生たちともまたいろいろ協議等させていただきながら、どんなことで調査等、研究等をしていただけるのかを含めまして今後の課題とさせていただきたいと思ひます。学長も常々名寄市を研究のフィールドにしたいと各先生たちにも言っておられますので、そういったところも含めまして今後とも名寄市立大学との連携を図ってまいりたいと思ひております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 先ほどちょっとお話ししました成人のひきこもりというところ辺でいうと、精神疾患を抱えている方もあると専門家の方のお話ではあります。そういうふうになると、なかなか相談窓口に出てこれないという実態があるのかなというふうに思ひますので、今御紹介があったように名寄大学の専門の先生方のお知恵等しっかりおかりしながら十分な把握をしていただひて支援を考えていただきたい、強く求めたいと思ひます。

最後になりますが、高齢者への無料バス券、公平性を欠くというふうなことでした。利用される方、利用されない方ということなのですけれども、今本当にコミュニティバスのかわいらしいバスですから、広く市民にも知られるようになって利用者は非常に多くなっているなというふうに思ひています。また、高齢者の方々、運転免許証を返還したりということでは、本当に地域のバスが必要になってきています。無料バス券あればと、こんな声が多くなるのも当然かというふうに思ひています。利用負担のあり方も検討の課題になってき

てというような先ほどの御答弁でありました。ワンコインバス、100円バスの実例も視察先の事例も紹介させていただいて求めてきたところではありますが、この点についてもう一度お考えをお聞かせいただきたいと思ひますが。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今コミュニティバスについての御提言も含めていただいたかというふうに思ひています。先ほどの答弁にありましたように、24年7月から実証を進めてきたということで、この間も利用者の声、さらにはアンケート含めて、あるいは地域にも入っていろいろと声を聞かせていただひて今日の形があるということで御理解いただければと思ひます。最終的には、向こう27年が実証最終年というふうになります。28年度以降については、バス事業者が主体的に取り組まなければいけないと思ひておりますので、27年度については最終的な検証をしっかりとやりたいというふうに思ひています。その視点としては、当然利用のよりしやすいということで、先ほどありました特定地区へのバス停の設置なんかもあると思ひますし、今言われましたように利用料金なんかの関係もあると思ひます。利用性の向上の一方で、先ほどあったような公平性ですとか他の視点もありますので、それらも含めて総合的な検証を来年度、次年度やらせていただきまして28年度に備えたいと思ひておりますので、ぜひ御理解をいただければと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

社会的企業と障害者雇用について、上松直美議員。

○8番（上松直美議員） おはようござひます。議長より御指名いただきましたので、さきの通告に従ひまして、本定例会において社会的企業、ソーシャルファームと障害者の雇用について質問してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

障害者の雇用は、一般就労と福祉的就労に二元化されている中、ごくわずかな障害者は法定雇用率の関係で一般企業に一般就労できている現状は言うまでもありません。障害者の雇用の促進等に関する法律で福祉から雇用への推進5カ年計画など国の政策で障害者の就労による自立、生活の向上を目指した福祉と雇用の連携が講じられてきました。しかしながら、社会福祉施設等が障害者の雇用を受け続け、利用者への工賃支給のための生産活動、一般就労への技能訓練、就労移行支援を行うことは依然として難しい状況にあります。また、障害者の一般就労は社会性や技能習得が求められ、限られた利用者だけになっております。社会福祉施設等が高等養護学校の受け入れ先、離職した障害者を安定的に一般就労移行支援と就労支援継続事業を実施していくには、社会的コスト面、許容スベック等さまざまな課題もあることは否めないことであります。そして、社会福祉施設等での就労は受け身的な利用者であり、個々の適性や主体的な労働としての生活につながりづらい現状も否めません。そこで、福祉的就労でも一般就労でもない第3の雇用の場として社会的企業、ソーシャルファームが注目されています。企業的経営手法を用い、障害者、就労困難者のための仕事を生み出し、支援つき雇用の機会を提供し、社会的な目的を達成することを理念に国からの給付、補助金等を最小限にとどめ、自立と共生のオープンケアの精神で健常者とともに働き、市場価値のある製品、サービスを創出することにより運営される社会的な企業がソーシャルファームであります。そして、今障害者の自立と就労はさまざまな課題を抱えて、国、道、行政の施策で守られているところではありますが、厳しい財政状況の中、さまざまなサービスに影響を受け、ますます自助努力による経営手腕を問われている中、社会福祉施設等、授産施設、小規模作業所は経営安定を余儀なくされています。その中で一般就労と福祉的就労の中間的な役割を担う社会的企業をどのように育てて

いくかがまさにキーポイントになるのではないのでしょうか。さまざまな角度から考察し、社会的企業、ソーシャルファームの可能性をどのように具現化できるかをスピード感を持って障害者支援協議会等で検討していただきたいと思っております。

以上の観点から、1点目に地域における障害者雇用の現状について、2点目にソーシャルファームにおける社会貢献、役割等について、3点目に地域資源の活用と可能性について、最後4点目にワークライフバランス、仕事と生活の調和による障害者就労について、以上について福祉行政の立場からどのように捉えておられるかお聞かせください。

以上でこの場からの質問を終了いたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 上松議員からは、社会的企業、ソーシャルファームと障害者雇用について御質問をいただきました。初めに、小項目1の地域における障害者雇用の現状について申し上げます。

現在市内には、障害者が会社への就職を目指して就労訓練を行うための福祉サービスの事業所が7カ所あります。ここ数年の間に障害者の福祉サービス事業所数は、増加しております。就労支援サービスについては、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業があります。就労移行支援事業は、会社に就職するための就労の訓練をする福祉サービスで、利用期間はおおむね2年と定められておりますので、一般就労に近い状態の障害者の方が利用をしております。現在市内には就労移行支援事業所が1カ所あり、公園の管理業務、除雪作業などの作業が行われております。次に、就労継続支援事業は、同じように就労の訓練をする福祉サービスですが、今すぐ会社で働くことはできない状態の障害者の方が利用をしております。この就労継続支援事業には、雇用契約を結んで利用するA型と雇用契約を結ばないで利用するB型の2種類がありますが、現在

市内にはA型の事業所が2カ所あり、お弁当の製造販売、ギョーザの販売などの作業が行われております。また、B型の事業所は4カ所あり、チーズやヨーグルトの製造販売、市役所内の食堂の運営、蜂蜜の瓶詰め作業、パンの製造販売などの作業が行われております。また、福祉サービス以外の一般就労として会社で働いている障害者の方は、名寄公共職業安定所から公表された平成26年6月1日現在の企業における障害者の雇用状況の調査結果では、名寄公共職業安定所管内の従業員50名以上の企業は30社あり、この企業で雇用されている障害者の人数は身体障害者が61名、知的障害者が36名、精神障害者が5名の合計102名となっております。実雇用率は2.62%で、法定雇用率2.0%を上回り、さらには全道平均の1.90%、全国平均の1.82%を大きく上回っており、名寄管内の実雇用率は道内でも2番目に高い数字となっている状況であります。この調査は、従業員数50名以上の企業を対象にした調査ですが、市内では従業員数50名未満の企業約20社でも障害者の雇用が行われている状況がありますので、他の市町村と比較いたしますと障害者の雇用状況は高い状況にあると考えております。

次に、小項目2のソーシャルファームによる社会貢献について申し上げます。ソーシャルファームとは、社会的課題の解決を目的として収益事業に取り組むソーシャルエンタープライズの一種であり、障害のある人や労働市場で不利な立場にある人々のために授産施設や作業所ではなく民間分野での労働機会を創出するという目的で始まり、1980年代にヨーロッパ各地に広がった組織体であります。ソーシャルファームの定義は、1つ目には障害のある人または労働市場において不利な立場にある人々の雇用を創出するためのビジネスであること、2つ目には社会的な任務を遂行するために市場志向の商品の製造及びサービスを提供するビジネスであること、3つ目には従業員の多くが障害者など労働市場で不利な条件を抱え

ている人々により構成されていること、4つ目には全ての従業員に対し各自の生産能力にかかわらず仕事に応じた賃金や給与が市場の相場によって支払われること、5つ目には障害のある従業員と障害のない従業員との機会均等が保障され、全ての従業員が同等の権利及び義務を有することとされております。日本では、障害者の働く場として福祉制度に基づく福祉施設と一般企業の2種類がありますが、ソーシャルファームは福祉的な雇用でもなく一般雇用でもないその中間に位置する第3の雇用と言われております。ソーシャルファームのメリットとしては、福祉でも一般でもない障害者雇用の場をふやせることや障害者の特性に適応した作業システムや作業環境を構築することができ、生活できる賃金を障害者にもたすことができることなどが挙げられ、また障害者が仕事を通じて社会と接することで社会参加の促進が達成されると言われております。ソーシャルファームは、障害者を含めた多様性のある人々が働くことのできる協働型のシステムとして一人一人の障害に合わせた多様な作業工程を生み出して一般企業では採算がとりにくい、むしろ人手をかけることによって良品質の商品を生産し、付加価値を高めながら多くの労働力を抱えることが可能となり、多様性が認められる考え方でありますので、新たな障害者の雇用の場としては有効な方策であると考えておりますが、事業収益の確保、必要な施設設備の整備、販路、市場の開拓、商品、サービス開発などの課題もあることから、今後名寄市障害者自立支援協議会就労支援部会において調査研究してまいりたいと考えております。

次に、小項目3の地域資源の活用と可能性について申し上げます。ソーシャルファームに適した産業分野として、作業の成果を日々体感でき、個人の生活に近いリサイクル関係や清掃、クリーニングや農業関係など環境や食にかかわること、日常生活に密着したサービス業などが適していると考えられております。現在市内の就労支援の福祉

施設では、さまざまな取り組みが行われております。1つ目は、特産品を使った製品づくりであります。名寄市の夏の風物詩でもありますひまわりを使ったひまわり油が商品開発されていますが、この製造過程の中の瓶のラベル張りにつきましては市内の福祉施設が作業を行っております。また、名寄産のカボチャなどの農産物を使った加工品の作成に取り組んでいる市内の福祉施設もあり、地元の特産品を使用した製品づくりが行われております。2つ目は、農業との連携です。近年農業と福祉の連携であります農福連携という言葉がよく聞かれるようになっており、本市も農業が盛んな地域でありますので、1次産業との連携、特に農業との連携は非常に有効な手段だと思われまます。畑で作物を育てている福祉施設や市内の農家へ収穫の手伝いに行っている福祉施設もあり、農家側の人手が足りない部分と福祉施設側の人とコミュニケーションをとるのが得意ではない障害者などをうまくマッチングすることができれば、お互いにメリットが生まれますので、非常によい取り組みだと思われまます。3つ目は、市の委託業務です。現在名寄公園の管理業務や大橋にあります炭化センターでの空き缶、空き瓶などの分別作業、総合福祉センター内の清掃業務を市内の福祉施設に業務委託しております。平成25年4月には障害者優先調達推進法も施行され、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう求められたところであります。今後も地域資源を有効に活用し、障害者の就労の場の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目4のワークライフバランスによる障害者就労について申し上げます。内閣府では、仕事と生活の調和、ワークライフバランスレポート2013が作成され、企業と働く者、国、国民、地方公共団体等の取り組みを紹介し、今後に向けた課題では多様で柔軟な働き方を可能にする環境の整備が必要であるとされております。また、企業がワークライフバランスに取り組む目的として

は、社員が働きながらも仕事以外の責任や要望を果たせる環境を提供することにより能力を最大限発揮し、社会に貢献することが目的とされております。障害者を雇用している職場においても仕事と生活を共存させながら、持っている能力をフルに発揮し、それぞれが望む人生を送ることがとても重要であると考えております。障害者の方々が長く安定して会社で働くためには、生活面が安定していることが必要だと言われておりますので、就労面の支援だけではなく生活面の支援も重要となります。グループホームや福祉サービスなどの社会資源を有効に活用していただき、日常生活がより豊かなものになるようにしていただきたいと考えております。また、障害者の方が会社を離職する理由は、いわゆる人間関係が主な理由とされており、気軽に相談できるような体制も必要となります。市内には就労に関する相談窓口として、市が委託をしている名寄みどりの郷、相談支援センターそうだん屋、相談支援センター陽だまりという相談支援事業所が3カ所あり、さらには北海道の事業であります道北障害者就業・生活支援センターいきぬきという就労や就労にかかわる生活面への支援を行う専門機関があります。また、名寄市障害者自立支援協議会の相談支援・権利擁護部会でもさまざまな支援活動に取り組んでおり、いろいろな相談について対応することができる体制が整備されつつあると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） ありがとうございます。

まず最初に、地域における障害者の雇用の現状ということで報告、答弁ありました。障害者の就労支援を行う事業所の数は、ここ数年増加傾向にあるというふうに伺いました。この増加傾向にある要因というのは、どのような要因がそこにあるのか、そこについてまず1点目にお伺いしたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今議員おっしゃいましたように、市内に障害者の雇用の場がふえてきているということでございます。その要因は、大きく分けて3点ほどあると考えております。1つ目の要因につきましては、就労支援を行う福祉施設の数が増えてきているということであります。平成21年には市内の福祉施設の数はいくつかありましたが、その後新しい福祉施設ができ、現在は7カ所となっております。福祉施設の定員では、50名の定員がふえたこととなります。また、2つ目の要因は、グループホームの数が増えてきているということであります。現在市内には障害者のグループホームが14カ所ありますが、今月中にさらに2カ所開設予定となっております、全部で16カ所ということになります。本市が取り組んでおります障害者グループホーム整備事業を利用され、また各福祉施設の努力もあり、毎年2棟ずつのペースでグループホームが増強しているという状況であります。グループホームを生活の場にして、そこから働きに行くという生活を送ることになりますので、雇用の場が必要となり、福祉的就労の定員がふえているというふうを考えております。また、3つ目の要因といたしましては、一般の会社に就職する障害者の数が増えてきているということであります。障害者の就労支援が充実していくことで一般企業への就職に挑戦する障害者の方がふえてきております。名寄市障害者自立支援協議会の就労支援部会で市内の企業の就職の状況を調べたところ、1年間で約40名の障害者の方が名寄市内の会社に就職していることがわかりました。市内には障害者を複数名雇用している会社もありますが、新たに障害者を雇用した会社もありますので、このことは地元企業の方の障害者雇用に対する御理解、また認識の高さによるものと考えております。また、市内の就労支援事業所ではジョブコーチ養成研修を受講した職員の方が多数おりますので、障害者が一般の職場で働くこと

や職場定着につながっているものと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） ありがとうございます。障害者のグループホームがふえる、施設がふえる、その要因はまさに私が思うのは障害者の数がまず名寄市内にふえている現実もあると。ということは、環境整備が整ってこのまちに障害者が雇用を求めているという現実なのです。そこをしっかりと数で認識しながら、もっとよりよい整備とか一歩進んだ福祉というのは何だということが求められているのではないかと。先ほどいろんな状況の中で一般就労の数が増えていながらもそのまことに集約的な出来事だと思うのです。その中で一般就労がいっぱいあるということは、逆にその下にA、その下にBという、そういう人たちもいっぱいいるという、そこの中にも飽和状態になる可能性もあり、その流れをうまくやるためにどういったことが大事なのかということが問われていると思うのですけれども、その点についてはどのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、当市におきましてはA型、B型の継続支援事業所がふえているということで、そこに地方からも集まってくれて障害者の方もいらっしゃるということでありまして、なおかつ今も申し上げましたが、一般就労がこのようにふえているということも大変重要な点だと考えております。一般就労については、大方の一般就労できる障害者の方が既に勤められているという可能性もありまして、ここの一般就労が今後ますますふえていくという状況にはないかもしれませんが、ただ、今後法改正等により少し法定雇用率等も上がっていく場合は、またそこには雇用していただけるような状況も生まれてくるかと思っておりますが、今後ともまず福祉的就労で仕事の動機づけを行いながら、一般就労に何とか結びついてい

くような、地元企業の方々にも御協力をいただきながらそのような施策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） ありがとうございます。まさにそういうことだと思います。就労継続支援事業所というA型というのありますけれども、A型の現状というのはやはり人的配置、報酬単価はB型と全く同じ状況の中で生産的な活動を収益を上げるためにやらなければ安定的な経営、運営ができない、そういった課題を含めて持っております。ですから、B型からA型になるということはなかなか厳しいハードルがあり、そしてA型も全国平均でいけばB型の15%ぐらいの割合であると、現実には。そういうことは、逆にA型というのはすごく厳しい状況の中で今運営しているというのも現実だと思います。そして、その下にB型の就労継続支援事業があります。これは、まさに障害の重い人たちがB型に入ると思います。その現状としても、まずとりあえずはB型に入っておいて、それからA型、そして一般就労と、そういう一つの流れがあって、このB型に対してもまさに全国の調査とかアンケートを見ると飽和状態の中でどうしても流れが悪くなっている、やっぱり一般就労の流れというよりもBからAの流れ、いろんな流れが一つのB型の中の許容スペックを超えてまさにあっぷあっぷ状態の施設ができる、そしてそのかわりまた行政の力で1つ、2つと施設をふやす、そのことが逆に財政を圧迫し、自立支援にはなるのだけれども、でも社会保障の増大につながり、そこにすごくネックというか、すごく重大な問題がそこに発生していると思います。その点で一般就労というものが最終的な手段ではなく、やはりB型の人たちがいかにしていい方向づけをしながら生活して自立できる環境づくりがまさにそこに出てくると思います。だから、先ほどから言われたように、答弁の中にもあるようにソーシャルファームというのが財政的なものをどうやっ

てカバーリングできるかという可能性がすごく大きいと。いわゆる補助金に委ねるのではなくて、自分たちが社会的活動をしながら一つの企業を持ち、ただもうかることというのではなくて、環境に優しくていろんなことに対して社会的な立場で社会貢献をする、そこにいいものをつくって売る、そして長くやる、最終的な目的は一般就労ではなくて、そういった流れをしっかりとつくる方向性を1番、2番として考えていくべきだと思います。その点について1点だけちょっと手短にお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 議員おっしゃいますように、ことしの介護報酬改定も据え置きということで実質担当者としては値下げなのかなというところもありますので、そのような状況において各施設におかれましては大変厳しい環境の中で一生懸命頑張っていただいているというふうに認識しております。そこを大事にしながら一般就労につなげていくという部分で議員おっしゃいましたような、その間にある中間的な就労ということの御提言いただいておりますので、そこも確かに必要な施設に今後なっていくのかなというふうには考えています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） わかりました。

次に移りたいと思います。2番目に、障害者の雇用促進等に関する法律の一部改正というのが28年4月に予定されております。その中で障害者の法定雇用率がどのように変化し、どういう方向性に向かっていくかについて少し教えてもらいたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 障害者雇用促進に関する法律が改正をされまして、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えるということになりました。これまでの算定基礎は、身体障害者と知

的障害者だけでありましたけれども、今後はこれに精神障害者が加わるということになります。法定雇用率につきましては、平成25年4月1日から民間企業では1.8%から2%に引き上げとなっておりますが、平成30年4月1からは、5年間の経過措置期間はありますけれども、精神障害者も算定基礎に加えることとなりますので、5年ごとに法定雇用率は今まで改正されてきておりますが、ちょうどその5年後にさらに法定雇用率も引き上げになるのではないかと考えているところであります。先ほどの答弁でも申し上げましたが、名寄の公共職業安定所管内の実雇用率につきましては全国平均や全道平均を大きく上回っているということもありますし、このような改正を見越しながら今後研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） 国の法律とかいろんなものが変わっていく、情報アンテナをしっかりと開いて、今環境整備はある程度整っている名寄市でございますけれども、その中でもっとよりよいものができるということでこれからもよろしくお願いいたします。

続きまして、3点目に名寄市障害者自立支援協議会就労支援部会の取り組みと現状についてお知らせをお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 名寄市障害者自立支援協議会につきましては、平成25年4月から障害者総合支援法の改正によりましてその自立支援協議会の中に障害者御本人や、また御家族の方も委員として参画をしていただき、なおかつまた協議会に権利擁護・相談支援部会と就労支援部会の2つの専門部会を設置させていただいたところであります。就労支援部会につきましては、障害者の就労支援にかかわっている市内の福祉施設、関係機関、高等養護学校などの11機関が月に1度程度集まりまして障害者の雇用の促進や環境の

整備について話し合いをしていただいております。昨年度就労支援部会の中で障害者の方が会社に就職するまでの流れについて協議をしたところ、2つの取り組みをすることが効果的であるという結論に達しましたので、そのことに取り組んでいる状況であります。1つ目は、就労の準備の取り組みであります。就職の準備活動として、会社への就職を目指す障害者の方を対象にした講座として仕事講座を開催しております。昨年は、実際に一般企業で働いている障害者、当事者の方のお話を聞き、シンポジウムを開催して就労意欲の向上や不安を解決する取り組みを行ってきております。また、今年度は北海道障害者職業センター旭川支所の職業カウンセラーの職員の方を講師に迎えまして働くための準備について学びました。2つ目は、就職後のアフターフォローの取り組みであります。長く安定して働くには、就職後のアフターフォローが重要となってきますが、会社に就職をしている障害者の方を対象にしたジョブカフェという取り組みを行っております。このジョブカフェとは、会社で働く障害者の方が集まり、仕事の苦労話や休日の過ごし方などを交流する取り組みなのでありますけれども、同じ立場の仲間と話をすることでまたあすからの働く意欲が出てくるようであります。就労支援部会での話題の中では、企業も巻き込んだ活動をしていきたい等との意見も出ておりますので、今後も市内の福祉施設や関係機関などと連携をし、会社で働くことを希望する障害者の方々の就労支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） ありがとうございます。障害者自立支援協議会というのが結構機能をしっかり持って、いろんな人の意見を取り入れながら名寄市は取り組んでいるということはすばらしいことだと思いますので、今後ともこの協議会を土台に先進的なことを積極的に取り組んでもらいたいと思います。

そして、4点目、また違うほうに移りたいと思います。福祉と1次産業のコラボというか、農業と福祉、農業と何々、いろんなそういうコンビネーションによって新しい分野というか、今までできていなかったことがそういうところからできる可能性というものが先ほどの説明にもあったようにさまざまな検討とかいろんな各省庁のメニューにもあると思います。そこをしっかりとアンテナを張りながら、今ある資源をどのように、人的資源と自然とか農地、いろんなものがあると思います。そこをどうやって有効利用していくかということだと思いますので、その件について積極的な取り組みと今後のアンテナをしっかりと張った政策につながるものをしっかりとやってほしいと思います。その件ちょっと一言二言お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 議員からも御提言がありましたので、直接ソーシャルファームにおける補助金等について国等の施策、補助の状況等、各省庁調べてみたのですが、直接的な補助は今のところないようでございます。そもそもソーシャルファームというのは、そのような国からの補助金を受けずに民間企業として収益上げてやっていくということが建前でありますので、なかなかそこはないということでもありますけれども、ただ障害者施策としてはまた農福連携の関係ですとかさまざまな制度もありますので、そういった制度をいろいろ活用しながら今後とも障害者福祉の施策を進めてまいりたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） そのとおりだと思います。直接的な今国の制度とか、そういうものはソーシャルファームに向けてはないですけども、間接的なものはいっぱいありますので、そこをしっかりといろんな社会的企業をこれからやりたい人とか集まってやる、そういったコンサルティング的な役割も行政が担っていくのではないかと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

次に移ります。第4期障害者福祉実施計画の基本方針で福祉施設から一般就労への移行が掲げられております。その中で第3の雇用の場としてソーシャルファームの名寄市における現状と可能性について、市長のほうから答弁をよろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど来障害者就労についてのさまざまな御提言をいただいております。多様な方々が地域でそれぞれの役割を持って生き生きとそこの地域で暮らしていくと、このことが力強いまちづくりにつながっていくというふうに思っております、この可能性を追求していくというのは非常に大事なことだというふうに認識しております。今年度第4期名寄市障害者福祉実施計画策定をいたしまして、計画推進の基本方針として就労についてはまさに今お話あった福祉施設から一般就労への移行ということを掲げておりまして、具体的には福祉的就労の取り組みを強化をすることともう一つは障害者雇用の推進を図ること、この2点について取り組んでいるということであります。1つ目の福祉的就労の取り組みを強化すること、これは先ほど来部長からもお話あるとおり名寄市は旭川の次にこの道北では障害者の福祉施設の数が多い状況であります。また、就労支援に関する関係機関も一通りそろっているという状況でありまして、就労支援に非常に取り組みやすい環境を有しているということであろうと思います。市内の各福祉施設、若い職員の力をうまく生かして積極的に新規事業に取り組んでいただいているところが多くなってきておりまして、今後福祉施設から一般就労への移行が進んでいくことが期待できるなと思っております。2つ目、障害者の雇用の推進を図ることということで、これも先ほどお話出ておりますけれども、市内のNPO法人なよろ地方職親会、こちらが全国では5番目の厚生労働省認可で、いわゆるジョブコーチ養成、これを市立大学と連携をして行っていると。

これを毎年継続しておりまして、このおかげもあってジョブコーチのノウハウを学んだ職員が名寄市を中心に地域でふえて地域の就労支援の専門性が高まってきている状況だというふうに理解をしているところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） ありがとうございます。ジョブコーチの養成とか、いろんなことで大学との連携とか、さまざまところとの連携によって先進的なことを名寄市はやっているというふうに私も理解しますし、そこでいま一步中間的な雇用の場にある一般就労まで行く間の第3の雇用としてソーシャルファームの位置づけは大きなものだと思います。その中で昨年の26年11月29日、職親会の主催におきましてひと・しごとフォーラム、これは名寄市長もパネリストとして参加してもらった経緯があると思いますけれども、この中で素晴らしい事例等もあります。農事組合法人、農業法人の共働学舎新得農場の宮嶋代表が講演を実施しました。その中で、全国的に注目されるようなソーシャルファームをやはりこの道北の地から名寄市が中心となっていていろんな方との連携の中でやるということが、まさに障害者が自立する意味ですごく大きなものになると。補助金を一つの財源として運営しているから、脱却することがまず障害者の自立につながるし、そこに一般就労の就労者の雇用も生まれてくる、また就労弱者の雇用も含めて全ての雇用がそこに生まれて何十人とか、そういう大きなものに発展する可能性がある、そこは社会的企業の役割をしっかりと行政がリーダーシップをとってやる時期がもうまさに来ているのではないかと、そういう動きがありますので、ソーシャルファーム、ただいいねというだけではなくて、可能性をしっかりと模索しながら実行できることは実行し、制度改革とか、いろんな意味で国等に求めるべきところは求めていって新しい形の障害者福祉のまちづくりをお願いしたいと思います。最後その点について市長の

ほうから。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 新得町の共働学舎の宮嶋さんは、私も大変尊敬する方でありまして、今回御縁があって名寄に来ていただいて基調講演とその後のパネルディスカッションもしていただいたところでありますけれども、まさに宮嶋さんの取り組みはソーシャルファームそのものの考え方の企業と、半分ぐらいの方が障害を持っている方、六十数名社員がいると言っていましたか、運営補助金は一切いただかずに商品のチーズだとかのブランド化に成功して、その付加価値の中で企業経営をされているということで本当に素晴らしい取り組みだというふうに思っています。宮嶋さんもそういう熱い気持ちがあってまずは立ち上がって、そこに地域が応援していったという、そんな経過があるのだというふうに思っています。先ほど来からお話しさせていただいているとおり、この名寄市は、この地域はそういう雰囲気はまさに今若い方たちを中心に出てきつつあるなというふうに感じているところでありまして、当然今回このしごとフォーラムにも北海道農政事務所の所長もお越しいただきまして、農福連携に関するさまざまな事例や補助金やいろんな仕組み等も御提言をいただいたところでありますけれども、我々としてもそうした情報をしっかりと確認をしながら皆さんにお伝えをしていくと、そうしたことはしっかりとやっていきたいというふうに思いますし、さらに今推し進めているあらゆる連携、あるいは事業を進めていく中で地域の雰囲気を醸成していく、そのことで新たなまたソーシャルファーム的な企業家が育っていただける環境づくりをこれからもしていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） ありがとうございます。ソーシャルファーム、本当にすごく素晴らしい取り組みになると確信しています。オープンケアの精神とノーマライゼーション、インクルージョン

という社会的包摂の理念が一つの形になって第3の雇用の場としてドイツでもホテルを経営したり、インターネットの販売等で成功しています。それはなぜ成功しているかという、やはり国の制度に支えられている部分があるからだと思っています。まさにそういったいろんな問題もあると思いますけれども、自治体ができる積極的な取り組みを今後ともに生きる、ともに働くという理念に基づいてよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で上松直美議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方創生戦略の推進について外2件を、高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をしてみたいというふうに思います。

まず、大きい項目1番目、地方創生の戦略の推進についてお伺いいたします。我が国の人口は、減少局面に入っております。また、若者の地方からの流出と東京への一極集中が進み、首都圏への人口の集中度は諸外国に比べ圧倒的に高くなっております。このままでは人口減少を契機に消費市場の縮小や人手不足による産業の衰退などが引き起こる可能性があり、地域のさまざまな社会の基盤を維持することも困難な状況に至ってしまいます。このような状況を踏まえ、政府は昨年11月成立したまち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全国の人口減少の展望を示した長期ビジョンと地方創生のための今後5年間の総合戦略を昨年12月27日に閣議決定をいたしました。さらに、都道府県や市町村には2015年度までに地域の

実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務として課せられております。まち・ひと・しごと創生法の主な目的として、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京への人口の過度の集中を是正する、第1条とすると記されております。その上で国民が出生や育児に前向きになれるような制度の整備が必要であり、地域における雇用の創出、国と地方自治体の連携などが基本理念として掲げられております。この地方創生の鍵は、地方が自立につながるよう地域の資源を生かし、責任を持って戦略を推進することができるかどうかだと言えます。しかし、自治体によっては計画策定のためのノウハウや人材が不足しているところが少なくありません。政府は、戦略づくりを支援するため国家公務員、大学研究者などを派遣する制度を設けることとしております。また、地域の実情をよく知るNPO法人や民間団体との連携も必要となってきました。まち・ひと・しごとを創生する戦略を立てるために、人材の確保について理事者の御見解をお願いいたします。

今回名寄市も名寄市まち・ひと・しごと創生本部を設置し、戦略の策定を決定いたしました。今回は他自治体では消防、公共交通網、地域振興、介護、医療体制、防災対策、子育て等々について自治体が効率的な連携ができれば、基礎自治体として引き続き安定した機能の発揮ができると周辺市町村との連携のあり方についても言っております。理事者の御見解をお願いいたします。

地域しごと支援事業で各地域での必要とする人材を大都市から人材の掘り起こしや情報提供をし、定着を促す運営を行っておりますが、本市として地方移住の推進について現状と今後についての理事者の御見解をお願いいたします。

平成26年5月の某新聞社が出しました女性が半減、道北33市町と創成会議の人口減少問題検討分科会のデータやまち・ひと・しごと創生で女性が安心して出産や子育てができる施策が必要で

あるというふうに考えております。名寄市としても結婚、出産、子育て、教育の環境整備の現状と今後についての理事者の御見解をお願いいたします。

名寄は、アスパラ、また日本一のモチ米の産地、ひまわり等々、全国に打って出るためのすばらしい産業があります。この地域産業の競争力強化や企業誘致への取り組みについての理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の2番目、なよろコミュニティバスの運行についてお尋ねをいたします。平成24年から緊急雇用創出推進事業を活用しながら実証運行実験を行い、高齢者が日常生活に欠かせない買い物や通院など移動に困らない交通体系の利便性や効率性の高い公共交通サービスの提供を行ってきました。来年度には実証運行が終了いたします。なよろコミュニティバスの実証運行のこれまでの検証と今後の対応策の理事者の御見解をお願いいたします。

また、高齢者が日常生活に欠かせない買い物や通院などの移動に困らない交通体系の利便や効率性の高い公共交通を行っていると言われておりますが、やはり高齢化も高くなっているため、自家用車も高齢が進む中で交通事故等々の問題が起きるため免許を返納せざるを得ない高齢者がふえております。そのため買い物、通院、会合などに公共交通を利用しなければならないという思いがあり、今名寄の交通弱者が、また買い物弱者がふえてきているそうであります。この点について理事者の御見解をお願いをいたします。

大きい項目3点目、冬の道路の安全対策についてお尋ねをいたします。ある市民から冬の安全対策で道路のマンホール穴が10センチほどあり、段差ができ、車での交通の際大変危ないとの連絡がありました。雪の降らない日中は穴がわかるのでいいのですが、雪が降る日、また夜間のとき穴の位置が全くわからず危険だというふうに声が届いております。市としてのこれからの安全対策に

ついてのお考えをお知らせいただきたいというふうに思います。

以上をもちまして壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま高橋議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目の1及び2につきましては私のほうから、大項目の3につきましては建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、大項目の1、地方創生戦略の推進について申し上げます。初めに、小項目1、まち・ひと・しごとを創生する戦略を立てるための人材確保についてであります。地方創生の取り組みを進める上で専門的な知識を有する人材を確保することは大きな効果があるものと考えておりますことから、本市といたしましては国の地方創生人材支援制度を活用した人材の派遣を希望しているところであります。しかしながら、全国で144の市町村が本制度の活用を希望しており、本市に人材が派遣されるか定かではない状況にありますけれども、本市が派遣市町村とならなかった場合におきましても国においては先月北海道に関係がある国の職員等が地方創生の窓口となります。地方創生コンシェルジュを選任しているほか、いわゆるビッグデータであります。産業や観光、人に関する地域経済分析システムを開発、提供することとしており、また道におきましても市町村の総合戦略策定を支援するため新年度から各振興局に幹部職員を配置すると伺っておりますことから、このような国や道の人的支援も受けながら総合戦略の策定を進めてまいりたいと考えております。また、地方創生を効果的、効率的に推進するためには市民や関係団体、民間事業者などの参加、協力が重要でありますことから、総合戦略の策定に当たりましても行政だけではなく、市民代表はもとより、産業界や教育機関、金融機関、労働団

体などの御意見もいただきながら官民が一体となった取り組みを進めるとともに、市議会におきましても十分御議論をいただき、議会と市が車の両輪となって本市の地方創生を推進してまいりたいと考えております。

次に、小項目の2、周辺市町村との連携のあり方について申し上げます。国におきましては、地方創生の推進に当たりまして雇用の創出や交流人口の拡大、子育て支援の充実に加えまして地域間の広域連携を積極的に推進することも必要としており、本市といたしましても地方の人口減少や少子高齢化が急速に進展する中、各自治体それぞれがフルセットの都市機能を確認することが困難と想定されますことから、周辺市町村と連携した取り組みを進める必要があると考えております。本市におきましては、これまでも北・北海道中央圏域定住自立圏の複眼型中心市として市立総合病院を核とした第2次救急医療事業や市立大学からの講師派遣、消費生活センターの広域化や廃棄物処理施設の広域利用の推進など、構成町村と連携した施策の推進に努めてきているところでありますが、今後の地方創生の推進に当たりましても定住自立圏としての取り組みを基本とし、各施策を一層推進するとともに、新たな市町村間連携の可能性についても模索してまいりたいと考えております。

次に、小項目の3、地方移住の推進についての現状と今後について申し上げます。名寄市では、これまでも新規就農を初め市外からの移住者は多数おりましたが、平成18年度に北海道移住促進協議会に加入後本市におきましても正式に移住窓口を設置し、平成24年度に官民一体となってオール名寄で移住対策に取り組むための名寄市移住促進協議会と庁内関係部署により移住対策に関して協議を行う名寄市移住対策庁内検討会議を設置しまして、実質的な取り組みを進めてまいりました。移住促進協議会での提案を受け、庁内検討会議で協議をした結果、旧風連高校の空き教員住宅

を改修して移住体験住宅、名寄市お試し移住住宅を整備することとなり、平成25年7月から運用を開始しました。初年度は、9月までに利用希望者が重なるなど好調でありまして、そのうち1件は正式な移住に結びついたことなどから、平成26年度には隣接するもう一棟を整備しまして、同年7月から2棟体制となったところであります。その結果、平成25年度には夏期のみ3件だった利用が平成26年度には夏期6件となり、課題であった冬期におきましても3件の利用がございました。さらに、新年度の利用希望も11月まで既に9件の問い合わせを受けているところであります。移住促進の取り組みとしては、このほかに毎年首都圏で開催されます移住フェアに出展をしまして、移住に関心がある方々に対して当市へ移住いただけるようPRをしてございます。最近では、相談に来るほとんどの方が移住体験住宅の有無を重視しておりまして、お試し移住住宅を整備したことは当市のブースへの相談者の確保にも大きく寄与しているところでございます。移住は、観光のように一度訪れてみるといったものではなく、人生における大きな決断を伴うことから、お試し移住住宅の利用が移住するような成果がすぐにあられるものではございませんが、今後は地方創生に基づく地方版総合戦略における協議なども踏まえまして、市街地における移住体験住宅の可能性や空き家の移住者向けの活用などにつきまして移住促進協議会と庁内検討会議の場で検討するなど、地道に取り組みを継続してまいります。

次に、小項目の4、結婚、出産、子育て、教育の環境整備の現状について申し上げます。初めに、結婚支援につきましても、結婚推進を目的としているボランティア団体であります名寄市結婚相談センターが消費生活センター事務所を拠点に活動をしてございます。名寄市結婚相談センターは、各界から代表する14名の相談員が毎週金曜日午後1時から3時まで交代で結婚希望者の相談を受け付けております。ただし、第1金曜日だけは、

夜に例会を行ってございますので、午後5時半から7時までの相談受け付けとなっております。平成26年4月現在結婚希望者37名の登録を得ておりますので、結婚の御縁につながるように活動しているところでございます。そのほか、年1回男女各35名、定員70名でカップリングパーティーを行っており、今年度は11組のカップルが誕生しておりますが、その後につきましては当事者からの報告を義務づけておりませんので、結婚に結びついたかにつきましてはわかっていないのが現状であります。次に、出産、子育てに関しまして、名寄地区は地域的な特徴として転勤者が多く、母子健康手帳交付時の転勤者の割合が5割を占め、子育てに関する相談相手が少ないなど育児の孤立化しやすい状況にあります。また、風連地区では出生数が少ないことから、同月齢の子供や親同士の交流が持ちにくい状況にもございます。保健センターでは、妊娠が判明した時点から母子手帳の交付、妊娠一般健康診査の案内、赤ちゃんが生まれたらこんにちは赤ちゃん訪問として生後4カ月までに全戸を訪問し、各健診や予防接種の案内や相談を行い、それぞれで発育、発達、栄養、育児、保健、歯科等相談を実施しております。また、もぐもぐ離乳食教室、のびのび親子教室、ちびっこひろば、親子ふれあいひろばを開催し、成長期に対応した事業を実施し、親子の交流を図る場をつくりながら相談に当たっております。こども未来課においては、親子の居場所づくりとして子育て支援センター事業の運営、名寄市独自の発想で始めました誕生餅助成事業、多世代交流を行い、親子がいろいろな市民と触れ合う親子お出かけバスツアーなど行っておりますが、今回名寄市子ども・子育て支援事業計画策定に当たり実施をしましたニーズ調査から届いた子育て世代の声をさらに取り込み、安心して子供を産み育てることができる環境づくりに取り組んでまいります。また、教育での環境整備につきましては、子供たちの安全、安心な居場所となる活動拠点を設け、

勉強やスポーツ、文化活動などの取り組みによりみずから学ぶ姿勢を高め、学習習慣の定着を図るため放課後子ども教室を開設しております。また、小学校において困り感のある子供への対応や学習規律の定着を図るため、特別支援教育学習支援員を6校に配置してございます。

次に、小項目の5、地域産業の競争力強化につきまして、農産物ブランド確立事業においてモチ米を初めとする農産物のPRと消費拡大を目的に市内外の情報発信はもとより、実需者や海外展開を見据えた事業に取り組んでおります。具体的には、モチ米文化の創生事業、地域ブランドの確立事業、実需者との連携拡大事業の3本の事業から構成し、モチ米文化の創生事業では作付面積日本一であるモチ米のPRと餅食文化の普及を行い、これまでのもっちもち米プロジェクト事業とあわせ、より強く取り組みを進めるとともに、内外に情報を発信してまいります。本年は、モチ米マイスター、スポーツ用補助食品のデビューを予定しているほか、現行の毎月10日、モチ米の日キャンペーンも引き続き行う予定であります。地域ブランドの確立事業は、国内はもとより海外展開も見据え、産地表示制度を創設し、安全、安心な農産物をPRするとともに、北海道名寄産として産地ブランドを確立するものであります。対象品目は、モチ米やアスパラ、スイートコーンを想定しております。実需者との連携拡大事業は、モチ米を初めとする農産物の加工業者の社員をお呼びし、農業体験など地域資源を生かした社員研修を行います。産地と実需企業がより強く結びつくと同時に、企業の研修受け入れを新たなビジネスモデルとして事業を構築するものであります。

続きまして、企業誘致についてであります。本市では昨年6月に名寄市企業立地促進条例を一部改正し、助成の対象となる施設の範囲を拡大するとともに、助成の要件を変更しました。条例改正後は、工場等の立地について問い合わせもありましたが、誘致活動の総合力をさらに高めていく

必要があると考え、企業の担当者に本市での企業立地に係る支援制度はもちろんのこと、本市の優位性などを説明できるよう提案書を作成しました。この提案書は、市長みずからがトップセールスを行う際に使用するとともに、本市を訪れていた企業にも使用できますので、今後は積極的に本市の支援制度を情報発信し、地域資源を有効的に活用できる産業への誘致活動を展開してまいります。また、IT企業の誘致や市外の専門的人材を活用した地域活性化のためには、空き家の活用など居住、滞在に関する受け入れ態勢の構築が必要となりますので、今後研究してまいります。

続きまして、大項目の2、なよろコミュニティバスの運行について、小項目の1、実証運行の検証と今後の対応策について申し上げます。本市におきましては、今後の超高齢社会を見据え、より利便性の高い市街地バス路線を計画するため、平成24年7月からコミュニティバス実証運行事業を開始しており、この間名寄市地域公共交通活性化協議会の意見を踏まえながら必要な改善を図ってきたところであります。改善内容について申し上げますと、日中便数が少なくなることによる利便性の課題につきましては平成25年4月に20便から23便へ3便増便いたしました。また、バスの乗り継ぎに関する課題につきましては、平成25年12月から東西区間を直通する東西回りの運行を開始しております。さらに、今年度につきましては冬期間の恒常的なバス時刻のおくれを解消するため所要時間の見直しを行い、より信頼性の高い時刻での運行を行えるよう対策を行ったところ、これらの改善の効果もあり、利用者が伸びているところであります。コミュニティバス実証運行事業につきましては、平成27年度で終了することとなりますことから、今後利用実績や公共施設との接続、また地域公共交通活性化協議会初め市民意見も踏まえながら効果的、効率的な市内循環バスの運行について検討してまいります。

次に、小項目の2、交通弱者、買い物弱者の利

便性について申し上げます。ただいま申し上げましたとおり、平成27年度でコミュニティバス実証運行事業を終了し、検証を行うこととしておりますことから、それぞれの地域におけるさらなる公共交通の確保につきましては市内循環バス路線の見直しとあわせて、デマンド型交通やハイヤーなど複数の交通手段による効率的、効果的なサービスの提供の可能性も視野に入れながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目3、冬の道路の安全対策について、小項目1、铸铁製マンホールふたの安全対策についてお答えいたします。

冬の道路においてマンホールの箇所段差ができるのは、下水道を流れる生活排水の暖気によって铸铁製のふたが温められ、その上の雪が解け、段差ができるということでございます。これにより車両事故の原因となるため、これまで対策といたしまして要因である生活排水の熱を遮断するために断熱ふたを設置してまいりました。設置状況といたしましては、市全体でマンホール3,524基に対して1,076基の設置をしており、率として30.5%となっております。また、そのほかに段差周辺の雪を削ることにより段差を緩和させたり、穴になった箇所を応急的に雪で埋めるなどの対応を行ってきたところでございます。今シーズンにつきましては、12月の大雪による積雪や年明け以降の除雪出動基準に満たない降雪が多く、除雪回数が少なかったことが原因で例年以上にマンホールふたとの段差が大きくなったものと思われるところでございます。今後の対応としましては、日常パトロールや除雪作業の中で圧雪路面を削るなどの対応を基本とし、毎年大きな段差となる頻度の高いところにつきましては断熱ふたによる対策を実施してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ありがとうございます。

まず、地方創生は、今月名寄市としても対策本部が決定したということと、また国としても出したばかりですから、ほとんど見えてこないというのが現状かなと思うのですが、その部分も含めて今回の地方創生はことしじゅうに政策をつくり上げて出さなければいけないという部分もありまして、今回質問させていただきました。市長を先頭に、理事者も含め、議会全体が一緒になって、住民とともに50年、60年見据えて人口減少をどれだけ食い止め、名寄を発展させるかという部分の質問になると思います。わからない部分もあると思いますし、私からの注文もあると思いますし、総務省から出ている各地方はこういうふうに行っているという部分のお話もちょっとさせていただきながら話を進めていきたいというふうに思います。今回は、東京の一極集中を是正し、日本全体が元気になれる政策をつくるという部分の地方創生法であります。何とかこの部分で地方創生先行型の1,700億円の中に入って、まち・ひと・しごとの名寄版をつくっていち早く進めることが必要というふうに私も考えておりますし、その意味でもきのう加藤市長がまち・ひと・しごと創生総合戦略名寄版に向けて財政面、また具体的な目標を市民と共有してしっかりとつくり上げるといふように言われていましたので、しっかりとそれに伴って頑張っていただきたいなというふうに思います。

まず、1番目の人材確保についてちょっとお伺いいたします。先ほど地方創生人材支援制度についてお答えがありました。144市町村がこの人材を必要としている、本当に見えない部分、人口減少社会の総務省から出ている部分見てもいろんな項目があってもなかなか追求できないなという部分もあるのですが、一つ一ついいものにつ

くり上げていかなければいけないというふうに思っております。先ほど144市町村には全部に、5年以上15年未満の国家公務員のやる気のある方が人材として、市長の補佐として派遣されるという部分で地方創生人材支援制度というのができたのですけれども、先ほどの話ではひょっとしたら来ないのではないのかという懸念もあるというお話をされておりました。その部分で今北海道にいる国家公務員のコンシェルジュをつくったり、上川総合振興局としては道幹部を各市町村に派遣するという部分を言われていたのですけれども、やはりこういう部分というのは派遣してもらったほうが得だというふうに思うのですけれども、こちらからの要請というのは一方通行になってしまうのか、それともこれを見ると国とのマッチングが合えばそこに投入するという部分が載っているのですけれども、そういう部分の考えがあればちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 正式名称が地方創生人材支援制度、最初日本版シティーマネジャー制度という話をしていたと思うのですが、途中で名前が変わったということで、12月に我々としても北海道を通じて国のほうに要請をさせていただき、ホームページでもその中身については内閣府のところで出ているのだと思いますが、倍率が10倍以上だということで、我々としては国家公務員の人材が欲しいということで要請をしていたのですけれども、なかなかマッチングが難しいという今の状況だということにお聞きをしております。基本的にはやる気のある方、あれを見て私はこのまちなりに行きたい、自治体に行きたいという手挙げ方式が基本だというふう聞いております。その中で調整をしてマッチングをしてということなのだということにお聞きをしておりますが、今のところはまだ正式な返事は来ていませんけれども、難しいのではないかなというふう

に返事をいただいているところです。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。国家公務員では難しいという中で、大学研究者だとか民間人材も含まれていると思うのですけれども、これは大学、民間人材、国家公務員来なかったらこのどっちかでもいいよという部分にはならないのか。これでは、国家公務員や大学研究者、民間人材を含めた派遣を地域に応じた処方箋づくりに派遣すると書いてあるのですけれども、名寄市としては国家公務員がいいから、大学関係者だとか民間人材はどうなのかなという部分なのでしょうか、そこら辺ちょっともしあれば。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今回手挙げをさせていただいたのは、1つに大学の問題があります。地方創生の中で地域の大学を活性化強化、再編強化をしていくという流れがあるという中で大学をどうしていくのかというのは非常に大きなテーマだということになっているというお話がありましたので、そこはカウンターパートである総務省の人材がもしあればより綿密なこれからの展開が見えてくるのかなという思いもありましたので、そういうところ限定をして今回手挙げをさせていただいたということなのですけれども、なかなか今のところそうしたふさわしいというか、マッチングする人材がおらないということだということです。地方創生戦略全体をつくっていく中では、今お話をさせていただいたとおり地方創生コンシェルジュだとか、それぞれの振興局にもそうした専門家を配置をします。さらには大学だとか、我々総務省にも非常にいろんな方の今パイプ持っていますので、そこについて全く心配はしておりませんで、そこをつくっていくということではもちろん庁内でもしっかりとやっていくのでしょうけれども、いろんなアドバイスをしていただける人脈も持っていますので、そうした方たちのお知恵もしっかりとかりながら前に進んでいきたいというふうに

考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。人材がなかなか来られなければ、ビッグデータがあるという部分もありますし、ここの部分は石破地方創生担当大臣もビッグデータを提供することによって人、金、物がどう流れているかしっかりわかるというビッグデータになっているというふうに言っておりますので、この必要なデータはこれからもとっていただきたいなというふうに思います。

次に、周辺の連携についてちょっとお伺いをいたします。先ほど定住自立圏、名寄は本当に定住自立圏の部分でしか連携は無理なのかなという、私もそういうふうに思っておりましたけれども、その中でも今現状先ほど言った救急医療、消費者協会だとか、廃棄物だとか、医療やっているので、ここに出ている連携の部分ではその医療等々はあるのですけれども、公共交通機関、または福祉の部分、そして地域の交流、防災対策、そして産業振興、移住、交流、圏域の活性化に向けた取り組みもというふうに出されています。まだ立ち上げばかりですから、どうのこうのとは言えないのですけれども、この部分の連携というのはどういうふうな部分に、今考えがあるとすれば、どういう方向性にいけるのかなという部分があればちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほど定住自立圏の連携の関係について、幾つか具体的な例を挙げて説明をさせていただいたところであります。現状の定住自立圏の中でも議員が今言いましたような交通、福祉等についても連携は進めているということでありまして、例えば公共交通でいきますと高速交通体系の関係でまさに圏域こぞって名寄市までの高速の開通について要望するというような、そういった取り組みも今現在進めているところありますし、あるいは福祉においても介護ですとか、

あるいは障害の程度の認定審査会等については広域で取り組ませていただいている部分もあります。そのように各分野にわたって今現在も広域的な取り組みは進めているということでありますので、また新たな課題等については定住自立圏の会議が毎年ありますので、その中でまたテーブルに上げて個別に協議を進めてまいりたい、そのような考え方をしていますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。

その中で1点だけちょっと、福祉や何かの部分で言われる、地域地域でいろんな部分あるのですけれども、介護保険料だとか公共施設の使い道ですか、圏域でいろんな部分、文化センターはA地域の文化センターをこれから使用していこうだとか、あと介護施設はこの地域のものを使っていこうだとか、図書館はC市のものを使っていこうだとか、そういう広域連携も書かれているみたいなのですけれども、これからのお話ですから、私もどうのこうのは言えないのですけれども、やっぱり今施設の老朽化を含めて進めていた中ではそういう連携も入ってこざるを得ないのかなと。各市町村がこれから生き延びていく意味でもそういう連携も含めてやっていかなければいけないのではないかなと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 個別の課題については、なかなか申し上げることはできませんけれども、例えば公共施設の管内における相互の利用等については定住自立圏のスタート時期からも話がされてきているところでありましてけれども、使用料の関係ですとか、あるいは北海道は非常に市町村間の距離があることもあってなかなか話が進んでいないというのが現状ではありますけれども、それぞれ各自治体でも既に整備してきた施設等の

かなり年数がたってきているというのもありますし、今回の地方創生のテーマであります人口減少というところもそれぞれの自治体抱えている部分でありますので、施設を賢く使うという意味において今後についてはやはり連携できるところは連携も含めて検討していかなければいけないのではないかなと思います。ただ、現段階で具体的に協議しているテーマがあるかという、そこについては今後になると思いますので、ぜひその部分については御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ぜひそのようにお願いいたします。

下の今回地方の移住推進についてもちょっとお話をいただきたいのですけれども、この移住というのは地域の仕事支援という部分で出ております。必要に応じて人を地元、名寄市に引っ張ってくる、そして地域の仕事をさせていただく、その部分をどう人を寄せていくかという戦略みたいなのです。その部分で、ある島根県の例を出させていただきます。そこは、出身地のUターンの方々、または都市部のIターンの方々への支援を行っているのです。しまね暮らし推進課によると、Uターン者が右肩上がり増加していると。2013年度575人、仕事、住まい、生活の情報やさまざまな支援策を通じて定住につなげておりますと。民間で出資しているふるさと島根定住財団が行政とタッグを組んで連携し、I、Uターンの総合サイトくらしまねっとというのをつくって定住情報だとかの発信、定住のアドバイス、U、Iターンのフェアだとか、インターンシップを行って定住を果たすための重要な職業支援もその中で進められているみたいなのです。1年以上産業の体験だとか研修、就労開始時には県独自の支援を受けている、農業を半日やって介護の仕事を半日やる、また農業を半日やって地元の企業の仕事を兼業でやって自分がどういう仕事にマッチできるかというのをユニークにやっているというのです。地域

しごと支援事業で地域が必要とする人材を大都市から寄せている、先ほど移住の部分で部長が言われたのですけれども、名寄には2つのあれがあって、昨年ですか、1人名寄に定住された方がいるのですけれども、私も定住に向けては移住されて遊びに来ていただく方も大事だというふうに思うのです。夏場遊びに来ていただいて、寒い冬は向こうに家を持っていますから戻ってもらう、またこっちに夏は来てもらうだとか、2世帯でも全然オーケーだと思うのです。よそのところも本当に定住ではなく、そういう形で向こうにも家持ってもらってこっちにも家持ってもらう、そして住みよいときに来てもらうという方法のこともやられているそうなのです。名寄は、私は悪いと言うわけでもないのですけれども、地方創生を進める中には名寄に来てある程度仕事をしてもらって名寄にお金を落としていただけるような方もつくらなければいけないし、きっとこれからの人口減少に伴って先ほど言ったように産業が衰退すると言われていています。今の名寄の産業を衰退させないためにも、地方からこういう仕事がありますよと来てもらう方法が必要だと思うのです。それがやっぱり地方創生の一番重要な施策というふうに考えますし、東京一極集中ではなく、全日本を元気に暮らせるまちなしなればいけないという部分では移住、定住は大変重要だと考えるのですけれども、どうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 移住のほうにつきましては、私ども経済部の所管でございまして、今高橋議員のほうからも言われました島根県の例も非常に有効な、まだまだ私ども足元にも及ばないようなスケールでやられているということで参考にさせていただきたいというふうに思っていますけれども、言われましたシーズステイ、いわゆる季節、冬場はこちらが厳しい状況であるので、夏場はこちらに来てするといったような、この間2棟のお試し住宅に来ていただいて最後にアンケ

ートいただくのですけれども、そういった部分の御意見も、希望されている方も当然たくさんいらっしゃるしまして、そういった部分の方にも御相談を申し上げてそういった移住の仕方もありますので、ぜひ名寄市へといったこともお話もお聞きをしております。なかなかこの地方創生の部分、東京への一極集中を是正するという意味では非常に私どもとしても有効に活用できる内容だというふうに考えておりますので、他の自治体の例も参考にしながらぜひ有効な手段を今後考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ぜひよろしくお願います。

定住は、大変厳しいというふうに思っています。徳島の本当に田舎の町なのですけれども、徳島の中央に位置する神山町という町なのです。ここは、自然の豊かさを求めてIT企業が進出してくるところなのです。空き家を改修して全家に光回線を開通させます。約6年間で子供を含めて150人が引っ越してきました。多くが30歳前後、IT企業の社員、ウェブデザイナー、クリエイターなど多くの方々がこの地に来ている、218地区あって73地区で511人がふえたというのです。これ1カ月前、2カ月前にテレビで出ました。どうやって引っ越してきたかといったら、IT企業の方がパソコンだけ持ってきているのです。奥さんも子供も来ます。生活用品も持ってくるのですけれども、仕事の部分はパソコンだけなのです。そして、会社とはパソコンで朝連絡をし合って、仕事はその町の改修した空き家で仕事する。こうやって言っていますけれども、多くの自治体は対策をとっているけれども、なかなか効果が見えないケースがある、地域の魅力を打ち出すことができないところに人が集まっている、人を呼び込むためにいかに知恵を出すかが課題だ、乳幼児医療だとかいろんな部分を打ち出すのですけれども、行かないところには行かないのです。でも、こう

いうたかが何千人の町、本当に村です。テレビで見たら、田園の田んぼの家がぼつぼつ建っているところに人が行って仕事をして、そこで子供たちと奥さんが生活をしているのです。だから、先ほど移住に向けて何かの資料をつくられたと言いますが、それはそういう企業だとか、これからどういう運動をするとか、部分で使っていくのか。先ほど市長がいろんな会社に訪問したときに使うと言われたのですけれども、有効な施策の製品だと私は思うのですけれども、やはりこういう部分でも人は持ってこられるのだという、本当に住みよさランキングの上位の名寄ですから、教育も医療も福祉も充実しているところにこういう方々というのは私は重要な施策ではないかなと思うのですけれども、何か御意見があればちょっと。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 移住をどう考えていくか、定住をどう促していくかというのは、これからの地方自治体にとって大変大きな課題であるということ認識をしております。先ほど来2地域、あるいは季節の定住ということのお話もありました。端的な例では、例えば北海道でもニセコあたりは冬の間海外の方がコンドミニアムつくって長期滞在をして、夏の間はそこをうまく一般の方に貸し出しをして通年の不動産投資をしていくと。名寄市においても冬大変有効な資源があって、宿泊施設も比較的今期は相当逼迫をしているというお話も聞いておりますし、夏場においてはこの間杉並区の門元さんという国土交通省から出向されている方の講演もいただきましたが、夏場にそうした避暑をする、あるいはお仕事で夏場だけという、そういうニーズもあるようなお話も聞いております。名寄市においてもなかなか働く人材も不足しているという中で、そうしたマッチングだとか、通期にわたっていろんな方たちが定住をしていただいて総体での人口を確保していくという方策いろいろあるというふうに思います。貴重な

御提言もいただきました。名寄市においては、この移住をど真ん中で今やっているJOIN、移住・交流推進機構というところに職員を2年間派遣をし、さらにまた2年間来年度から派遣をするということでもあります。このJOINという機構がさらにこれから移住の窓口として大きな力を発揮していくということになっておりまして、この情報もいろんな形でいただけるものと思うし、その中からいろんな人材や人も誘致できるのではないかなというふうに思います。先ほど神山町さんの例をお聞きしましたけれども、一方で神山町さんはお話を聞くとそういう新しい方と古くからいる地域住民とのいろんな摩擦も実は起きていて、そうしたことが非常に大きな問題になっていると、そんな話も聞くのです。大事なことは、そうした外から来る皆さんをしっかりと我々は受け入れていくのという、その覚悟も職員だけでなく市民みんなが持っていくということが大事なことかなというふうに思うところなのです。そんなことで地方創生戦略というのを我々策定していくのだけれども、これは市民みんながこの方向に向かっていこうということを共有していきながら前に進んでいくということが何よりも大事なのではないかなというふうに思うところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 本当にそうだと思います。ぜひその部分しっかりとよろしく願います。

次に、子育てについての部分をちょっと伺います。今回の地方創生の中で座長である岩手県の元知事の増田さんがこう言われています。人口減少にどう対処するかという視点からいうと、若い女性が働きやすい社会づくりは当然として、地方は女は出しゃばるなという古い考えの人がまだまだたくさんいる、そうしたところまで踏み込んで変えていかなければ地方創生をやる意味がないと言われておりますというふうに言われています。これからの地方創生、人口減少に伴い、女性が本

当に安心して出産できる、安心して子育てできる、安心して教育が受けられる、安心して生活できる名寄市をつくるのがこの地方創生の一番の目的だと思っています。そういった部分でフィンランドの切れ目ない家庭支援、ネウボラという部分がございます。日本でも東京、または横浜、名古屋、文京区、和光市、名張市もつくられてきております。ネウボラというのは、赤ちゃんから高齢者まで一人一人を平等に扱い、大事にする国フィンランドから生まれました。赤ちゃんも国から歓迎されている気がする親が言えるのは、長期かつ総合的に育児支援を提供できるネウボラがあるからだということなのです。妊娠がわかったとき日本ではまず足を運ぶのは病院である。その後母子手帳をもらいに自治体の役所、母親学級があれば保健センター、必要に応じてさまざまな機関に足を運ぶのが普通だろうが、このネウボラは出産が決まるとそのネウボラの施設に行きます。子供が生まれるまで十数回、そしてそのときにお医者さんだとか歯科医も何回か会って、1回当たり30分から1時間、いろんな両親も含めた相談体制をつくっているそうなのです。私もこのネウボラの記事を見まして、ある東京大学の御婦人の方が、名前も言えませんが、東京大学の女性の方が、済みません、日本の子育て支援策が見習いたい要素が詰まっているけれども、フィンランドでも初めからこうだったわけではないわけで、フィンランドからできて日本では無理なはずはない、日本でも学べるところをどんどん学んで子育てにしっかり対応してほしいそうなのです。名寄は、本当に子育てのまちですから、子供ができてから14回の部分を見ていただいたり、いろんな施策あります。しかし、安心できる子育て方針を打つ部分でもこのネウボラをやっていただいたほうが安心できる子育てのまちになるのではないかなというふうに思うのですけれども、部長、どうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） ネウボラにつき

ましては、高橋議員から御紹介を以前いただいておりましたので、少し調べさせてはいただいております。国が示しております総合戦略の主な施策の中にも子育て世代の包括支援センターの設置というものがございまして、まさにこれがネウボラに当たるものではないかというふうに考えております。私が調べたところによりますと、ネウボラとはフィンランド語でアドバイスの場所を意味するようでありまして、妊娠期から就学前にかけての子供、また家庭を対象とする支援制度でありまして、かかりつけネウボラ保健師を中心といたしまして産前産後、子育ての切れ目のない支援のためのワンストップの地域拠点ということでありまして、御紹介ありました東京の文京区版ネウボラ事業ということで、文京区でも行うようなお話は聞いておりますが、母子保健コーディネーターを配置されると。これは保健師さんであります。妊娠、出産、子育てにわたる切れ目のない支援をしていくということでありまして。現在本市におきましては、10月に開館を予定しております地域子育て支援センター、これは旧親林館を改築して実施する計画を立ててございまして、このセンターの中で専門に相談を受ける子育てコンシェルジュを配置をいたしまして、さまざまな子育ての悩み等をお伺いしていきたいと考えております。また、先ほども申し上げましたけれども、保健センターでも妊娠してからずっとそれぞれの年代に付き添って支援をさせていただいておりますので、今後ともそれを続けてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 時間もありませんので、まずマンホールはしっかりと安全対策を持ってやっていただきたいというふうに思います。

最後に、デマンド交通をやらせていただきます。今回なよろコミュニティバスの部分なのですが、ある方から買い物に行くのに大変だと、先ほど言ったように車をなくして買い物に行くのにバスに乗るところが距離があるというふうになら

れて今回質問させていただきました。ある地図、名寄市の地図にバス停から500メートル離れたところに丸をつけました。500メートル行くのは、買い物して、80歳、90歳は本当に大変かなと思います。それで、250メートルつけました。これだけ黄色い部分の障害の出る部分があります。この地域というのは、見たら昔新興住宅街で家を建てた方々等々、やっぱり住んでいる方々が高齢者が多いものですから、この部分の対策をしっかりとお願いします。これの対策でやっぱりデマンドを活用したほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その見解をいただいて終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） コミュニティバスの関係について御質問いただきました。これについて、先ほどの答弁で申し上げましたように27年が実証の最後の年に当たりますので、今議員の言われました利便性をさらに高めるという視点の検討については改めてまたさせていただきたいと思えます。ただし、公共交通いろいろありますけれども、それぞれにメリットとデメリットがあって、路線バスについてはやはりタクシーと違いましてなかなかドア・ツー・ドアというのでしょうか、近くまで行けないという制約もあるということについてはぜひお含みをいただきながら次年度の検証について、さらには28年度に向けての取り組みについて見ていただきたいなというふうに思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それと、デマンドについてですけれども、デマンドについてはエリアを決めて乗せるところとおろすところについては定点で決めるということになっていまして、現状のデマンドでいくと郡部について風連地区から共和、曙にかけて乗るところのエリアを設けておりますけれども、市内についてはおろすところだけということで設定しているものですから、現段階では市街地での対応については少し困難かなと思っておりますので、そこも含

めて御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

冬の市民の安全対策について外3件を、高野美枝子議員。

○2番（高野美枝子議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問してまいります。

冒頭に、本日の午後2時46分、東日本大震災が起こってから4年目を迎えます。いまだ先が見えない福島原発、いまだに23万人が避難をし、仮設住宅で暮らす8万人を超える方たちの心情を思うときせつない思いでいっぱいでございます。たくさんの亡くなられた皆様に心より哀悼の念を申し上げ、質問に入らせていただきます。

今冬この地域では、例年にない少ない積雪でございました。道東の異常とも言える気象状況が報道されております。道路が寸断されたり、停電が続く非常に恐ろしい昨今の気象状況でございます。昨日からも停電等、悪天候になっているところがございます。いつこの地域がそのような状況になってもおかしくない異常気象が続いております。そんな中で1点目は、冬の市民の安全対策についてお尋ねいたします。まず最初に、先月2月4日に行われました名寄市で初めてという防災訓練の検証についてお伺いいたします。また、この訓練を今後どのように生かしていくのか、お考えを伺います。

次に、今冬における除排雪体制についてお伺いいたします。交差点の事故が多発しております。交差点における安全対策についてお伺いいたします。

昨年12月には大雪が降り、除雪も間に合わない状況で大変御苦労なされたことと思いますが、その後ざくざく道路で人も車も大変な思いをいたしました。年が明けてからは、穏やかな天気が続いて日中は雪が解け、夜には車道も歩道もアイスバーンで、寒い日には日中もアイスバーンのまま

でどこを歩いてもつるつる路面に悩まされました。路面状況の原因と対策についてお伺いいたします。

次に、屋根の雪おろしにおける事故についてお伺いいたします。これまでも広報など市民に対しまして情報提供をなさっているのだと思いますが、屋根の雪おろし作業の事故がなくなりません。このことについてどのように考えているのかお伺いいたします。

先日小学校1年生と一緒に教室で給食をいただく機会がありました。献立の中にお餅が入っていて、そのお子様はお餅が大好きなのだそうなのです。名寄のお餅は日本一なのだよねとお話ししながら、楽しい時間を過ごしました。2番目は、安全でおいしい農産物に恵まれたこの地域の農業と食育について、現在の学校を初めとする市内の食育の状況と農業における重点施策についてお伺いいたします。

また、今後の食育の方向性について、大人や高齢者への対応についても含めてお伺いいたします。

先日名寄産業高校のみずならショップで農産加工品を購入する機会に恵まれました。生徒や先生の努力でとてもいい製品ができ上がっています。ぜひ今後名寄市立大学、産業高校、農業改良普及所など市内の関係機関との連携を緊密にし、全市的に食育に取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

3番目に、図書館の将来展望についてお伺いいたします。大学図書館が平成29年度に新図書館として生まれ変わるようになっていますが、市立図書館も市内にはあります。市民の中には、この図書館がなくなってしまうのではないかと危惧する方もいらっしゃると思います。子供の読書活動を中心とした取り組みや読み聞かせ、イベントの企画等々、市民の図書館として定着しているところですが、この2つの図書館をどう活用していくのか、現状と今後の方向性についてお伺いいたします。

4番目に、男女共同参画についてお尋ねいたし

ます。昨年6月の第2回定例会でも質問させていただきましたが、その後のセミナーの開催状況等市民への周知について、また28年度条例制定に向けた現在の状況についてお伺いいたします。

以上、この場での質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま高野議員からは、大項目で4点にわたり御質問いただきました。大項目1のうち小項目の1及び大項目4につきましては私のほうから、同じく大項目1のうち小項目2につきましては建設水道部長から、同じく大項目の1、小項目3につきましては市民部長から、大項目2につきましては経済部長から、大項目3のうち小項目の1につきましては大学事務局長から、同じく大項目3のうち小項目2につきましては教育部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1、冬の市民の安全対策について、小項目の1、防災訓練の検証について申し上げます。防災訓練は、訓練の種類ごとに避難訓練、機関の訓練、避難所運営訓練、凶上訓練、これら全てを行う総合訓練などがございます。名寄市では、これまで水害を想定した防災訓練を実施してまいりましたが、各地の暴風雪による災害発生から冬期の暴風雪を想定した訓練が必要であるという認識に立ち、本市としては初の試みとして冬期の防災訓練を実施したところであります。訓練は、名寄警察署、北海道建設管理部、北海道開発局士別道路事務所、陸上自衛隊第3普通科連隊、東地区連絡協議会との共催で民間団体の協力も得て午前、午後の部として1日日程で行いました。訓練は、北海道で実際に起きた暴風雪と大規模停電を想定したものでありまして、午前の部では昨年11月の改正災害対策基本法によるスタック車両の除去訓練について取り入れ、北海道開発局士別道路事務所の担当として実施をしたところであります。また、暴風雪対応訓練では、暴風雪時の対応は各関係機関の連携が大変重要になるため、これ

らの連携をとれるよう訓練に取り入れて実施をしたところであります。午後の部の訓練では、町内会等の避難所設営能力の習得にあわせて、大規模停電を意識してもらうことなどを目的として実施をしたものであります。今回の防災訓練では、関係機関との打ち合わせ会議を8月から2回ほど進めていたこともありまして、昨年12月16日から17日の暴風雪時には関係機関同士の連絡、情報交換が円滑に実施をされておりまして、今回の訓練の成果の一つと捉えているところであります。また、防災訓練は、完璧に行うという視点ではなく、課題を見つけて発災に備えていくというのが目的でありまして、救助に要する時間の確認及び救助に当たる任務の困難さについてもあわせて確認ができましたので、次に生かしていくために課題を検証し、災害対応に備えていきたいと考えております。

続きまして、大項目の4、男女共同参画について、小項目の1、セミナーの開催状況等の市民周知について申し上げます。男女共同参画を推進するため、昨年11月にキャスターで気象予報士の菅井貴子さんを講師に招いたセミナーを開催し、第1部の講演会に約100名、また第2部のグループ討議には16名の市民の方々に御参加をいただいたところでございます。第1部の講演会では、男女共同参画の理念であります自分らしくをテーマに天気の見方で男女差があることや自分の体験をもとに今の女性に関する話題などについて御講演いただくとともに、第2部では自分らしく生きることや男女の役割、男性優位、女性優位に感じることなどをテーマとした意見交換を行いまして、子育て等に関するさまざまな制度の周知が不十分である、職場の上司などに制度を学習する機会を設ける必要があるなど活発に意見が交わされており、本市における男女共同参画の推進に有意義なセミナーであったと考えております。本セミナーの開催状況についてであります、市の広報により概略を市民の方々へお知らせしているところで

はありますが、改めて市のホームページに開催状況を掲載し、一層の市民啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、小項目の2、28年度の条例制定に向けた現在の状況について申し上げます。本市におきましては、平成28年度の条例施行を目指し、男女共同参画の推進に関する条例の検討を進めているところでありまして、現在名寄市男女共同参画推進委員会において条例の内容について御議論をいただいているところであります。各委員からは、条例の目的が市民に伝わるようわかりやすい記述について工夫すべき、条例に定義づける語句を検討すべき、教育関係者の責務についての記述を検討すべき、性別による権利侵害についての記述を検討すべきなどといった御意見をいただいているところであり、今後委員会における議論をさらに深めながら条例の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目1の小項目の2、今冬の除排雪体制についてお答えいたします。

初めに、除排雪の状況につきましては、現在シーズン途中ではありますが、3月8日現在の累積降雪量は557センチメートルで、昨年同日が594センチメートルでありましたので、昨年と比較しますと37センチメートル少なく、対前年比で約94%であり、平年値の743センチメートルと比較しますと約75%の降雪量となっております。また、積雪深については現在76センチメートルであり、昨年同日が121センチメートルでありましたので、昨年と比較いたしますと45センチメートル少なく、対前年比で約63%であり、平年値の積雪深87センチメートルと比較いたしますと約87%の積雪深となっております。12月の大雪では、1日での降雪量が73センチメートルの日があったことにより12月11日か

ら幹線道路の排雪作業を開始し、翌12日からは交差点の排雪作業も実施しています。年が明けて1月7日から生活道路の排雪作業を開始し、2月6日で名寄、風連両地区とも終了しております。今後は、幹線道路の排雪状況をパトロール等によって確認し、排雪が必要と判断された場合に適時作業を実施していくこととしております。

御質問の交差点における安全対策では、昨年アンケート調査で多くの要望が寄せられたことから、今シーズンから交差点排雪にロータリー車を導入し、交差点手前から広範囲に道路幅の拡幅を含めた排雪作業を取り入れ、交差点の見通し向上と交差点幅員の確保に努めてまいりました。また、交差点手前にはスリップ抑制として路面の状況に合わせてビリ砂利の散布対応を行っております。今後も交差点の安全性向上対策を継続的に効率よく進めてまいりたいと考えております。

次に、路面对策についてお答えいたします。ざくざく道路の発生は、冬期間道路に積もった雪が車両の走行によりかたい層が形成され、この層が車両の進行や暖気によって壊されてしまうことが原因です。今冬は、昨年12月に大雪が2回ありまして、道路がざくざくで車の走行が困難などの通報や苦情を40件ほどいただきました。対策として、除雪業者がショベルカーによりざくざく面を削り取る路面整正作業を実施しました。このとき市内一斉に路面整正を行うと、削った雪が住宅間口に大量に入ることや道路幅員が一気に狭くなるため、劣悪ポイントを優先的に対応を行いつつ、数日かけて徐々に圧雪層を削り取る対応を行ってまいりました。今後も天候や路面状況に注意を払いながら、適切な路面管理に努めてまいります。

次に、歩道のつるつる面に関しましては、今シーズンは日中に気温が上昇し、雪が解けて気温が下がる夜間には降雪路面が凍ってしまう状況が早期から発生しております。また、店舗やコンビニなどの駐車場に出入りする箇所や日陰となる箇所では、圧雪表面が氷になり、昼夜問わず滑りやす

い状況となっております。市道の横断歩道では、歩行者と車両の交通量が多い町中に2カ所と市立病院の正面玄関前に散布用の砂箱を設置しています。歩道の滑りどめ対策については、全区間の対応は難しいことから、部分的な対応策では効果が限定をされ、未対策の歩道部分で転倒しやすくなる可能性もあることから、積雪寒冷地として他の市町村からの情報を収集して研究、検証を行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目の1の小項目3、屋根の雪おろしにおける事故について申し上げます。

名寄市では、この冬雪おろし中の事故によりまして2名の方が亡くなりました。また、負傷された方は3月3日現在8名で、名寄消防署が雪による被害で救急搬送した方は今シーズン10名で、うち9名が50歳以上で、亡くなった方が2名、重傷の方が6名となっております。一方、上川管内における雪による事故は、3月3日現在雪おろし中に屋根から転落するなど3名の方が死亡され、負傷された方も44名の方が重軽傷を負っております。北海道では、融雪期を迎えて屋根からの落雪や雪崩など雪による事故に注意を呼びかけています。屋根からの落雪や除雪作業における事故防止策としましては、安全な服装で命綱をつけることや気温が高くなる午後は屋根の雪の緩みに注意すること、雪おろしは1人では行わずに2人以上もしくは家族や隣近所に声をかけるなど、命を守るために十分な備えをすることが必要であります。また、高いところや積雪量によっては業者に依頼するなど安全策をとることも必要になります。今後とも雪おろし等の作業中の安全を確保するため、地域住民や事業者等への周知について各関係機関と連携をし、市の広報なよろやホームページ等により注意喚起に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私からは、大項目2、農業と食育について、小項目1、現在の状況について申し上げます。

市内における食育の現状について、まず学校においては農村部と市街部の学校で多少の活動領域に違いはありますが、市内全校において食に関する指導の計画を立て農業体験などを年間行事の一環として実践しております。具体的には、学校園での栽培、地域の農業者と連携した田植え、稲刈り体験、収穫祭における調理実習などを父兄や地域の方々、さらにはなよろ食育推進ネットワークや名寄産業高校などと連携しながら行っております。市内保育所においては、食育計画を策定し、農業体験や収穫祭など年間行事に組み込み、実践しております。行政においては、保健センターでは妊婦や親子を対象とした食育セミナーを初め各種料理教室の開催、公民館では地産地消の食材を取り入れて料理の楽しさを知り、食への関心を高め、健康で心豊かな生活を送るための料理教室を開催し、市民相互の交流を図っております。学校給食センターにおいては、地場産の農畜産物を積極的に取り入れるとともに、赤飯給食など名寄市の特色を生かしたメニューを提供するとともに、学校栄養教諭制度を活用し、学校給食を生きた教材として活用するなど、子供たちへの具体的な食に関する指導を進めております。農務課では、地産地消フェアの開催や食に関する農業セミナーの開催など各種イベントを進めるとともに、食育の所管課として名寄市食育推進協議会を設置し、各種団体との情報交換を行いながら第2次名寄市食育推進計画に基づき食育の推進を図っております。また、なよろ食育推進ネットワーク、道北なよろ農業協同組合、名寄市グリーンツーリズム推進協議会を初め名寄市食育推進協議会を構成する関係機関や各種団体においては、それぞれの団体が主体的に取り組みを進めております。名寄の豊かな

地の利を生かした地産地消も含め、官民一体となって食育の推進に取り組んでおります。

続いて、名寄市の農業の重点施策であります。名寄市は米、畑作、施設園芸作物、畜産物と多くの多種多様な農畜産物を生産する地域であります。どの生産物もすぐれた品質と高い評価をいただいております。作物同様に多様な経営体がありますが、どの生産物もどの経営体も名寄には欠かせない重要な生産基盤であります。行政としては、引き続き道北なよろ農業協同組合などの関係機関と連携し、全ての経営体を後押しするとともに、農産物のブランド化を進めるなど、より一層の産業発展を目指すところであります。また、一方で、この間の農家戸数の減少に伴い、強い経営体の育成や後継者対策など多くの課題があるとも認識しており、国の施策などを進めるとともに、名寄市としても人・農地プランにおける聞き取りや地域での話し合いを進め、生産者の声をお聞きする中で課題解決を図ってまいります。特に新名寄市農業・農村振興計画が平成29年度から第2次計画に移行することから、平成27年度から名寄市農業・農村振興計画策定委員会を立ち上げ、生産者の声に意図した計画とするべく取り組みを進めてまいります。

次に、小項目2、今後の食育の方向性について申し上げます。名寄市食育推進計画は、子供だけではなく成人や高齢者においても課題を取り上げ、年齢に応じたライフステージを示しております。成人や高齢者においては、保健センターで生活習慣病予防を中心に健康料理教室や個別支援を実施しております。近年の食環境の変化に伴う食の乱れは、健康への不安にもつながっていることから、日本型食生活をしっかりと継承していくことが重要であります。また、子供への食に関する教育の基本はふだんの家庭料理にあることから、各家庭内における食育への意識が必要であり、今後とも関係機関と連携しながら食育を地域で推し進めるとともに、平成27年度は食育フォーラムを開催

し、食育のさらなる取り組みを行いたいと考えております。

次に、小項目3、関係機関との連携について申し上げます。名寄市食育推進協議会は、名寄市立大学や名寄産業高校を初め多くの関係機関、団体で構成しております。実際の食に関する取り組みは、それぞれの団体の中で進められ、完結しておりますが、地産地消フェアや健康まつりなど大きなイベントでは各団体が実行委員会に参画してPR活動などを行っております。今後とも食育を全市的に進めるため、市民、地域、行政、関係団体が相互の連携と協力により一体的に進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 私からは、図書館の将来展望について、小項目1の大学図書館の現状と今後の方向性について申し上げます。

まず、市立図書館と大学図書館の相違点について申し上げますと、市立図書館は図書館法を設置根拠としております。地域住民に図書館サービスを無料で提供する公共図書館となります。大学図書館は、大学設置基準を設置根拠に、その大学の学生、教職員の学習、研究に必要な図書や学術資料を提供し、保存する基幹組織であります。名寄市立大学図書館を初め多くの大学図書館は、地域の公共図書館への支援や地域住民への開放を行ってきております。本学図書館の現状でございますが、平成18年の名寄市立大学の開学の際に旧市立短期大学図書館だけでは大学設置基準や関係の施設基準を満たすことには不十分であることなどから、旧短期大学の図書館の部分を一部拡張しまして本館としております。また、旧名寄恵陵高等学校の図書室を分館として活用して開設をしてきているところでございます。図書館の図書の所蔵数は、名寄市立大学の教育、研究分野でございます保健、医療、福祉関係の専門書を中心に約8万5,000冊、雑誌は約200種類を所蔵しており

ます。開館は、平日の午前9時から午後9時までとなっており、平成25年度の図書貸し出し実績は約1万6,000冊で、そのうち一般の方々への貸し出しは約600冊となっております。平成29年には約14万冊の図書の所蔵が可能となる新大学図書館が完成いたしますが、開館時間の延長、開館日数をふやすことを予定しておりますので、現在年間約400名にとどまっております一般の方々の利用も大きく伸びることが期待されているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私のほうからは、大項目3、小項目2の市立名寄図書館の現状と今後の方向性についてお答えをいたします。

市立名寄図書館本館は、旧名寄市の開基70周年記念事業として昭和44年7月に新築工事に着手し、翌年の昭和45年8月に郷土資料室とプラネタリウム館と併設した複合施設として開館いたしました。本年で45年が経過しておりますが、その間外壁や内部の改修を行ってきております。平成6年度には、2階にありました1階閲覧室が蔵書冊数の増加により床が蔵書の荷重に耐えられなくなる状況となり、1階の展示ホールに移設するという大規模な改修を行ってきております。その後も読書環境整備のため、平成25年度には窓や1階トイレの改修等を行って現在に至っております。また、蔵書冊数は平成25年度末で12万6,013冊となり、図書資料の保存スペースが限界にきている状況にもあります。このことから、施設の老朽化と狭隘の改修のため、第2次新名寄市総合計画策定に当たり、子供からお年寄りまで集うことができる時代に対応した図書館施設のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、子供の読書活動につきましては、平成24年に第2次子どもの読書活動推進計画を策定し、子供たちが読書を楽しみ、感動する心を培うため

の読書活動に取り組んでおります。具体的には、親と乳幼児に対しましては読み聞かせ会ペンギンクラブを月2回テーマを変えて開催しております。さらに、小学校への支援といたしましては、1つのテーマに沿って本を紹介するブックトークや北海道立図書館の市町村支援事業を活用したサポートブックス事業やブックフェスティバルを開催し、毎年児童生徒読書感想文コンクールを実施しているところであり、今後も子供たちが本に親しみ、読書する習慣を身につけるために学校とも連携して各種事業に取り組んでまいります。また、市民が専門的な学習に取り組むためには、専門書を所蔵する名寄市立大学図書館との連携が不可欠であり、大学図書館の蔵書検索の利用による相互貸借や施設利用の紹介等を行っているところであります。今後も相互の図書館が特色ある図書資料の収集、運営に努め、市民の生涯学習に必要な情報提供を第一に考え、利用しやすく親しみのある図書館を目指し、連携を図ってまいりたいと考えています。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） 丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

1番の冬の市民の安全対策についてでございますが、防災訓練の検証についてでございます。災害のときには行政がもちろん一番先に動く、働くわけでございますが、自主防災組織の育成も必要であるかなというふうに思うのですけれども、その点についてお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 今自主防災組織について再質問をいただきました。災害対応については、議員が言われますように当然行政として果たさなければいけない役割もありますけれども、自助、共助の中で対応しなければいけない部分があると思っています。特に災害対策基本法の中では、

自分の命は自分で守るとというのがやはり一番ベーシックな考え方だとうたっていますので、そこも含めての対応になるかと思っていますが、自主防災組織についてでありますけれども、組織の立ち上げに伴ってその組織が機能しなければいけないというのが前提にあるかと思っています。特に夏の洪水については、情報の収集ですとか避難行動等への対応が必要となりますし、冬期の暴風雪においては基本的には外出を控えるということが基本となってそれぞれ組織で動いていかなければいけないだろうと思っています。これらの体制を整えるに当たっては、やはり実際にそういう災害を体験したかしないかがその組織率に大きく反映してくるというふうに考えておりますけれども、これは幸と言えばいいのか不幸と言うのかわかりませんが、昨年の中で大きな災害を2度名寄市でも体験をしましたので、そういった意味では名寄市の中でも随分防災に対する機運が高まっていますというか、危機感を持っているというふうに思っていますし、この間の地域の声聞きますと、私どもも出前トークということで防災について情報提供する機会もありますけれども、災害以降担当のほうに非常に多くオファーが来ているという状況もありますので、そこを通じて自主防災組織の育成についても地域の方が考えていただいているというふうに思っています。我々もやはりこの時期を逃すことなく、市民の皆さんに十分働きかけをして自主防災組織の育成を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） そうしますと、町内会とかということになってしまおうと思うのですけれども、非常に進んでいるところもありますし、前にも質問したところがございますけれども、なかなかそこまで手が回らない事情のところもございまして、一概に同じレベルに立つということとはなかなか難しいというふうに考えます。そのこと

についてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 確かに地域によって随分温度差があるというのは、私どもも感じているところあります。これは、先ほども言いましたように実際に避難をした地域と、あるいは災害はあったけれども、避難をしなくてよかった地域によって実体験に基づいて随分意識が違うのだろうというふうに思っています。最終的には全地域で自主防災組織が立ち上がるというのが一番望ましい姿だと思っておりますけれども、災害は待ってけませんので、私どもはこの間過去のデータからやはり災害が起きた地域を中心に自主防災組織の設立に向けて働きかけていく必要があるだろうと、そういう考え方をしております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） 大変だとは思いますが、やはりその地域に合ったきめの細かい対応をしていただくことをお願いいたします。

次に、昨年9月、第3回定例会で質問させていただきましたハザードマップの件についてお尋ねいたします。その進捗状況についてと、あと配布時期はいつごろ考えているのかお尋ねいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） これにつきましては、今見直しに向けて準備を着々と進めているところでありますけれども、見直しの前提として地域防災計画、これは名寄市が策定しているのがありますけれども、まずその見直しをしてからハザードマップの見直しという、そういうスケジュールになります。この防災計画の見直しについては、3月30日に開催を予定しておりますので、そこで防災計画の見直しをすると、その後ハザードマップの作成という作業になっていくかと思っております。時期については、できれば洪水等の時期に合わせての作成というふうに思っておりますけれども、かなり膨大な量の作業にもなりますので、

できれば夏ぐらいまでには配布ができるような形で努力をしたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） 夏までにとということでお聞きしましたので、どうぞよろしくお伺いいたします。

次に、交差点における事故についてお伺いいたします。交差点については、今冬非常に配慮したということだということでございますけれども、非常に事故が、先ほども質問しましたけれども、多い状況であると考えておまして、ことは雪が少なかったということもありますけれども、次年度に向けて市民の方からの声などを拾ってまた新たに考えているということもございますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 新たな交差点対策ということで御質問ありましたけれども、ことし改めて昨年のアンケートに基づいて一定程度交差点について広目にあけながら交差点の対策をして視界がとれるといいますか、見えやすいようにした対策をことしとりましたので、また新たなことと言われましたけれども、事故がというようなこともお話ありましたけれども、少しことしの状況を見させていただいてまた検討させていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高野美枝子議員の一般質問の途中ですが、ここで一旦一般質問を中断いたします。高野議員におかれましては自席へお戻りください。表示板の時計をとめてください。

○議長（黒井 徹議員） 去る平成23年3月11日14時46分に発生いたしました東日本大震災から4年を迎えることとなります。ここで、犠牲になられました方々に哀悼の意を表し、本議会として震災発生の時刻に合わせて黙祷をさげたいというふうに思います。

時間が来ましたら、私の発声で御起立を願い、黙祷を始めたいと思いますので、御協力願います。しばらくの間お待ちいただきます。

御起立願います。

黙祷始め。

（黙 祷）

○議長（黒井 徹議員） 黙祷終わります。

ありがとうございました。御着席ください。

○議長（黒井 徹議員） 高野美枝子議員の一般質問を再開いたします。

高野議員。

○2番（高野美枝子議員） 次に、路面对策についてお尋ねいたします。

雪が解けてまいりまして、市内の至るところで道路が陥没しています。溝のようなへっこみは、車の運転に支障を来しているところですし、けさお会いした方は転んでけがをした、骨折をしたというふうにおっしゃっていました。この原因と対策についてお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今高野議員のほうからございました。ことしの冬は、少し雪が少ないということもありまして、ざくざく路面ですとか、あるいは今御指摘がありましたように道路が隆起をして、凍上して波を打ったような状態になるということでございます。どうしても未改良道路といいますか、未舗装の道路については道路下の土壌がやはり凍って凍上するという、そういう状況になっています。対応策として一番いいのは、全ての道路を舗装ということで少し砂利を厚目に道路改良をすることがいいというふうには思っておりますけれども、残念ながら財政的にも相当な費用がかかるということでありまして、危険な箇所については部分的に補修対応をさせていただいているところであります。この道路の波を打つような状況については、例年およそ、その年の気象にもよるかと思いますが、5月の連

休明けぐらいにはもとの状態に全て戻るというふうには言いませんけれども、少しずつ暖気によって戻ってくるような状況になるかというふうに思います。先ほどけがをされたというようなお話もありましたけれども、ぜひ大変申しわけありませんけれども、しばらく路面十分注意をしていただきながら車の運転等をしていただければというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） 昨年のまち懇でも除雪とか道路管理については質問が多かった項目だというふうに思っております。市民生活に直結する課題でございます。道路整備には費用もかかり、政治状況も変わってきていますので、なかなかハードルが高いとは思いますが、知恵を絞りながら対応し、この状況を関係機関、国や道に要望していくことも大切なことと考えますし、必要なのだろうというふうに思いますが、どのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今特に道路にかかわってというお話だったかというふうに思いますが、もちろん道路だけではなくて名寄市内の社会インフラ全体がやはり老朽化をしているという現状でございます。私ども市の単費だけではなくて、どちらかという交付金を、補助金を利用しながら各種施設の整備をやっているという状況でございます。私どももちろん市の管轄もありますけれども、それ以外、例えば名寄市内見ましても市道だけではなくて道道、国道もでございます。その意味では、市道の部分についてはなかなか国のほうにどうこうという要望はできませんので、国道あるいは道道の部分についての要望については今後市民の皆さんからの危険な状態の道路等については早急に要望を上げていきたいというふうに考えております。あわせて、国のほうに対しての交付金等についての要望等については、逐次機会が

あれば要望は上げさせていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） 何とかよろしく願いたいと思います。

次に、屋根の雪おろしについての事故についてでございますが、やはり高齢者が多いということでございます。事故防止に対しまして何かいい対応がないかお尋ねしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほど市民部長からも答弁させていただいておりますが、事故防止のためには高齢者に限らず2人以上での作業の実施ですとか、命綱、ヘルメットの着用、そしてはしごはしっかりと固定するなどが挙げられておりますが、高齢者を対象に啓発するためにはわかりやすい資料の提供と、そして説明の機会が重要と考えております。このように事故が多発している状況を踏まえまして、本市といたしましては除雪助成券を交付させていただいている皆さんに助成券とあわせてこのような啓発の資料を同封させていただき、また出前トークですとか、また町内会など訪れた際に御説明を直接させていただくなどの対応をとらせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） ぜひよろしく願います。あと、同封する用紙もちょっと目立つように字も大きくしていただければと思いますので、どうぞよろしく願います。

次、農業と食育について再質問させていただきます。例えば大量につくってことシタマネギが大分余っていたような状況なのですけれども、そういうときにタマネギとか余った食材とかはね品とかを大学とか専門機関と連携しまして、子供たちや一般市民も含めながら、食育と食材を大切にすることで研究会とかプロジェクトをつくっ

て試食会などをするという、そういう市民参加型の食育というふうなものも考えていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 今高野議員から御提言いただきました。その年度によって、さまざまな農産物が結果的に売れなくて残っているというような状態が確かにあるのかと思っております。なかなかそれを包括的にどこでどういう状態で余っていてどういう活用という、そこまでのお話は今段階としてはちょっと進めていないという状況でございます。こういった取り組みをするに当たりましては、もちろん生産者はもとより、JAさんともお話し合いをしていかなければいけないと思っておりますけれども、そういった意味では今後の研究課題ということで捉えさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） ぜひ命を育む食材をこの地域で大事にしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

先ほどの答弁の中に農産物のブランド化を進めるということでしたが、具体的にどのように進めているのか、また今ブランド化を進めている農産物についてございましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） ブランド化ということでは、基本になるのが生産者がこの間安心、安全な農産物を提供し続けていただいていることが、まず第一にその評価が生産団体を通じて実需に行って、そういった今の努力の成果が名寄ブランドをやっぴり築き上げてきたのではないかなというふうに思っています。それが第一でございます。その中で、さらに考え方をもう少し進めるという意味で産地のブランド確立事業というものを新年度から立ち上げをさせていただきますし

て、この間やっていたもっともち米プロジェクトにおけるモチ米の事業、さらには産地表示などの事業、さらにはこの間グリーン・ツーリズムでやっていたけれども、企業研修等の事業を一体的に一つに網羅してこの事業に踏み込むことによってさらに事業効果を上げるように考えてまいりたいということで、当面そういったことを27年度に考えていこうというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） ありがとうございます。

名寄市農業・農村振興計画が平成29年度から新計画に移行するというので、平成27年度から名寄市農業・農村振興計画策定委員会を立ち上げるとのことですが、農村振興計画策定委員会とは何名くらいで構成され、どのような内容の委員会となっているのかお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 今どの団体ということ、当然生産団体も含めて、農業者も含めて、普及センターさんなどの関係機関も含めて構成員となっただけで取り進めたいというふうに思っています。その下にさらに各職員レベルのプロジェクト会議などを立ち上げさせてもらって、そこで意見交換なり、考え方を少し整理させていただいて、基本は生産者の皆さんを含めた御意見をお伺いするというのでございますので、そういった反省をまず前期というか、1期目の反省をもとに地区での話し合いを精力的に行ってまいりたいというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） ぜひ幅広い年齢層とできれば女性も半分入れていただければというふうに思っております。食べることは生きることです。この地域のおいしい安全な農産物で健康な精神と体をつくっていただき、強くたくましく育っ

ていただくためにぜひ今後とも食育に力を入れていただくことを希望いたします。

次に、図書館の将来展望についてお尋ねいたします。私たち会派は、東京の江戸川区の子ども未来館を視察してまいりました。子供たちが自分たちで課題を見つけ、ゼミとして半年間かけて研究をしていました。江戸川の特産品のコマツナのコマーシャルをつくって実際にCMを流してみたり、模擬裁判などを行っているとのこと。最初は、まさか子供がと思いましたが、子供たちにははかり知れない可能性があることを改めて知りました。名寄市においては、子供に対してどのように取り組まれているかお尋ねいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今議員のほうから東京の江戸川区の視察行った話をされておりました。その施設につきましては、1階には知識を得るための子どもライブラリー、2階には五感を使い実際に体験をすることができる子どもアカデミーということで機能を2つ持った施設だということに私もちょっと調べさせていただきました。名寄市におきましては、過去には先ほど市立名寄図書館の当初プラネタリウム館であったり、郷土資料室ということで子供たちが学習なり研究できる複合的な施設でスタートをして、今はそれぞれの施設に分かれているところでありますけれども、名寄市におきましてはそれぞれ今あります北国博物館だったり、名寄市立天文台、そういったところとしっかり連携をしながら、子供たちに研究や観察できる体制を社会教育施設として取り組みを進めていきたいというふうに考えています。東京のように1カ所にいろんなことができる施設があればいいのですけれども、なかなかそういった施設もすぐ建てるというふうになりませんので、そういった施設を有効活用しながら子供たちの教育の充実に努めてまいりたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） ありがとうございます。

す。ぜひ子供たちに学ぶことの楽しさ、知ることのうれしさを小さいころから経験していただくために市立図書館としてサポートしていただいてこれからも子供たちのためにいろいろな企画を立てていただくこと、また市民のためにたくさんの企画を立てていただくことを希望いたします。

4番の男女共同参画について再質問させていただきます。名寄市の女性委員、女性管理職登用状況では、管理職については成果が見られるところでございますが、女性委員の目標値50%となっておりますが、実際には横ばいかやや落ちているような状況で、23年には40%だったものが平成25年には37.8%となっております。この原因と対策についてお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 市における各種委員会の女性の登用率と申しますか、そこについてでございます。今議員が言いましたように、大体同じぐらいの率がここ数年続いているというのが現状だというふうに認識しております。その要因ということでありまして、市が意識的に女性を指名するというのがなかなか難しい状況があるのが1つあります。それは、例えば各種団体等あるいは地域等に委員さんの推薦をお願いするという場合がありますけれども、これについてはこちらで特段男性、女性という分けをして御依頼をするというのはなかなか難しいことであるので、そういった意味では御依頼した先の役員の方あるいは代表する方がやはり現状の中では男性が非常に多いというのが1つあるのかなというふうに思っています。それと、もう一つは、市民の皆さんに積極的に参画いただくということで、これは自治基本条例に基づいての取り組みでありますけれども、公募等もいろんな委員会ですべていただいているような状況にありますけれども、ここも比べると男性のほうが総体として多くはないのかもしれませんが、どうしても比率でいうとやはり男性のほうが多く手が挙がるというのも

あります。これらをあわせていくと、市から直接お願いするいわゆる有識者については一定程度男女の比率について配慮はしますけれども、その他の要因による委員さんについてはなかなか行政側の意図だけでは女性の登用ができないという部分がありまして、結果として3割あるいは4割という女性委員の率になっているというのが現状だと思っております。これに対する対策ということでありまして、基本的に市が選ぶときについては女性の一定率については十分配慮をしているということがありますけれども、これはなかなか即効性のある対応ではありませんけれども、今回男女共同参画の条例についても策定をするということを進めておりますけれども、広く社会の中に女性の地位向上あるいは参画のそういった土壌が広がっていかねばなかなかこれ以上については上がらないのかなと思っておりますけれども、とはいっても毎年委員さんをお願いするわけでありまして、できる範囲での努力については今後もしていきたいということで御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） ぜひ男女がともにその個性と能力を発揮できる名寄市であるために、引き続き制定に向けて取り組んでいただきますことをお願いいたします。

本日は、以上4点につきまして質問させていただきました。除排雪や道路整備、路面对策については市民の安心、安全のために力強く取り組んでいただきたいと考えています。このまちに住んでいてよかったと思える食育や図書館の充実等、安心が実感できるまちづくりに引き続き全力で取り組んでいただきますことを申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

防災行政について外2件を、佐々木寿議員。

○12番（佐々木 寿議員） ただいま議長より御指名と発言の許しをいただきましたので、さきの通告順に従いまして、質問してまいりたいと思います。

先ほどは、さきの東日本大震災において多くの犠牲になられた方々、そして余儀なく避難生活をされている方々、なお仮設住宅に暮らしている方々に思いを寄せて黙祷をさせていただきました。本当に多くの犠牲になられた方々に心から哀悼の意を表したいと思います。現地では、復興がいまだにまだ進んでおりません。昨日政府としても新たな5年間の復興支援の枠組みをことしの夏までに策定方針を表明したところであります。一方で、この大震災によって本当にとつとつ教訓を得ました。このことが災害対策基本法の一部改正へとつながりました。そこで、防災行政について、災害対策基本法の改正に伴う本市としての対応について伺います。未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法の見直しがこれまでの防災対策推進検討会議での検討を受け、大規模、広域な災害に対する即応力の強化と住民等の円滑かつ安全な避難の確保、あるいは被災者保護対策の改善、そして平素からの防災への取り組みの強化を内容とした災害対策基本法の一部を改正する法律が25年6月に可決成立され、公布されました。さらに、26年11月には大規模災害時において直ちに道路警戒を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる法律が平成26年11月14日に成立し、平成26年11月21日に公布、施行されました。本市としても、さきの定例会初日において手挙げ方式による災害時の要援護者登録の取り扱いについ

て規定化する名寄市個人情報保護条例の一部改正が全会一致で可決をされたところでございます。そこで、さらに本市として災害対策基本法の改正に伴って、1つ目は避難行動要支援者の名簿の作成、2つ目は避難指示等の具体性の確保、3つ目は被災者支援のための情報基盤の整備、特に安否情報の提供、罹災証明書の交付等、被災者台帳の作成をどのように進めていくのか、また4つ目に平素からの取り組みの強化についてどのような考えなのか伺いたいと思います。

大きな項目の2つ目は、教育行政について、小学校の外国語、英語教育の導入について伺います。文部科学省は、2013年10月に小学校3年生から英語教育を開始する方針を固めました。これに伴い、2011年度から公立小学校の5、6年生において必須となっていた外国語活動を正式に教科に格上げして初等教育の段階からグローバル化に対応した教育を充実することで世界の中で闘える人材を育成することを狙いとし、東京オリンピックが開催される年と同じ2020年までの実施を目指すこととなっております。教育行政執行方針においても小学校外国語活動については各種研修会への参加や名寄市教育研究所の研究班活動を通して教員の指導力向上と授業改善に努めるとしてありますが、具体的にどのように進めていかれるのか、現段階での見解を伺います。

次に、スクールソーシャルワーカーについて伺います。近年いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの背景には学校だけでは解決困難な事案も多く発生しており、児童生徒が置かれたさまざまな環境の問題が複雑に絡み合っております。そのため、関係機関等と連携調整するコーディネート、児童生徒が置かれた環境の問題、家庭、友人関係等への働きかけなどを通して問題を抱える児童生徒に支援を行うスクールソーシャルワーカーの役割が一層重要となっております。スクールソーシャルワーカーを活用している教育委員会においては、不登校児童生徒の学校復帰の割合が高いなど、

その効果が確実にあらわれてきていると言われております。道内におけるスクールソーシャルワーカーの認知度は高いとは言えないことや、人数も十分とは言えない現状にあるという報道がありました。そこで、当市の現状、さらに将来を踏まえて導入、活動、養成、任用についての見解を伺います。

大きな項目の3項め、観光行政について伺います。交流人口の拡大に向けての取り組みについて伺います。地域間の競争による個性ある地域の発展が求められる中、交流人口を拡大するには各自治体がそれぞれの工夫や知恵を生かした独自の取り組みを進めることにより地域の魅力を打ち出していこうということで、当市としても市長のトップセールスを初め日ごろから推し進めているところであります。地域共有の課題となっている人口減少に誘発される経済基盤の弱体化は、今後進行していくことが予想され、具体的推進として名寄市観光振興計画を策定しております。都市機能を維持し、持続的な経済活動を支える上で地域資源を生かした観光を初めとする各種振興策による交流人口の拡大と高付加価値ブランドの開発の確立を求めています。交流人口の拡大を図るためには、個性ある地域の形成と交流活動を支える交通ネットワークの構築が重要と言われております。成功している取り組みの大きな要因の一つには、地域全体がもてなしの心を持って参加者を温かく受け入れることを徹底していることが挙げられているようです。当初の計画では、これからの名寄市の観光を考えた場合、魅力ある地域資源を活用し、地域と住民が主体となって交流人口拡大の視点に立ったまちづくりを行い、来訪者を受け入れることが必要であり、これが地域経済の活性化に結びついていくと思われまます。そして、住民自身が地域資源の価値を理解し、磨き上げ、誇りを持つことによって来訪者が何度も訪れたいくなるような活力あるまちが実現することをうたっております。執行方針でも国際交流事業で交換学生や、

あるいは教育旅行の受け入れ、そして国内交流では子供を含めた人的交流や特産品販売など交流のきずなを深めるとともに、交流居住の推進、地域おこし協力隊の促進を図るとしてまいります。そこで、新年度は地方創生と相まってさらに推し進めるために個性ある地域の形成はどのように進めていくのか、2つ目は交流活動を支える交通ネットワークの構築をどのように推進していくのか、3つ目は市町村の連携による地域間交流の促進について具体的な施策があるのか伺ってまいります。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま佐々木議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目の1につきましては私のほうから、大項目の2につきましては教育部長から、大項目3につきましては営業戦略室長からそれぞれ答弁となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、大項目の1、防災行政について、小項目の1、災害対策基本法の改正に伴う当市としての対応として、初めに避難行動要支援者名簿の作成について申し上げます。平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。他方、例えば消防職員、消防団員の死者、行方不明者は281名、民生委員の死者、行方不明者は56名に上るなど多数の支援者も犠牲となったところです。こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう平成25年の災害対策基本法の改正が行われたところであります。これに伴い本市では、3月末までに避難行動要支援者の把握を行い、名簿を作成できるよう目下準備を進めているところであります。また、名簿の活用につきましては地域防災計画に定めることとされておりまますので、法定化されている必要な項目につきましては3月下旬に開催予定の名寄市

防災会議に諮る予定であります。あわせて、避難行動要支援者に関する全体計画についても避難行動要支援者名簿の作成とセットで行わなければならないため、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に規定をされております地域防災計画の策定に当たっての留意事項に基づき、関係機関、団体のほか、日常から避難行動要支援者とかかわる者や高齢者や障害者などの多様な主体の参画を促すことを基本に進めてまいります。

次に、避難指示等の具体性の確保についてであります。自然災害が猛威を振るう中で平成25年8月には気象警報に特別警報が加わるなど、新たな制度を用意せざるを得ない中で国の避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインが平成26年4月に大幅に改定されたところであります。災害対策基本法では、一人一人の命を守る責任は最終的に個人にあるという考え方に立っていますので、行政は住民が避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供する役割を担うこととなります。このため行政は、災害ごとに避難勧告等の基準をつくる必要があり、昨年からの作業を進めているところであります。これらを含む災害の業務は、地域防災会議が決定する地域防災計画に定めることとなりますので、洪水、土砂災害に係る避難勧告等の基準について3月に開催する名寄市防災会議において決定していく予定であります。

次に、避難者支援のための情報基盤整備についてのうちの安否情報の提供についてであります。東日本大震災では被災者の安否情報について個人情報保護条例との関係から家族への回答に困難性が生じた自治体があったことから、円滑に安否情報の回答を行えるように法律に明記された経過がございます。現在国の安否情報確認システムが市の防災情報システムに組み込まれていることから、これらのシステムを円滑に運用していけるようスタッフの育成と対応を進めてまいります。

次に、罹災証明の交付についてであります。東日本大震災では交付まで数カ月を要したことが

ら、自治体の被害調査の体制整備に関して災害対策基本法に規定化され、自治体は災害の程度に応じた適切な支援の実施を図るため被災者の申請に基づき遅滞なく罹災証明を交付することとなりました。また、これを実効あるものにするため、平常時の交付に必要な事務の体制整備についても市町村長の義務としているところであります。本市では、罹災証明の発行事務について名寄市地域防災計画及び市税条例の中で事務分掌化されております。本市のこれまでの経過としては、平成22年7月29日に発生した水害時に罹災証明の発行対応を行ってありまして、発行日数については翌日の被害状況の把握からおおむね4日程度で交付に至っております。家屋の損壊が大規模に発生するような災害が起きますと、自治体は発災後すぐに罹災証明の大量な申請から職員が証明発行業務に追われるということは全国的な災害対応の例からも明らかなことであります。家屋損壊の評価に当たっては、家屋の損壊度合いの基準について全国的に確立されていないことが課題としてありますが、自治体としては不均衡な評価を避ける必要がございます。本市では、新潟中越地震を経験した自治体スクラム支援会議の構成市である新潟県小千谷市と詳しい情報交換ができる立場にあり、小千谷市の体験した罹災証明の大量発行の経験及び知見を参考に罹災証明発行事務を進めてまいります。罹災証明書は、被災された市民に対し災害救助の観点から被災者生活再建のための支援として住宅被害を必須の証明事項と位置づけており、今後も交付につきまして災害対策基本法の趣旨に沿った制度運用と迅速な処理を実施していきたいと考えております。

次に、被災者台帳の作成についてであります。支援漏れや手続の重複をなくし、中長期的にわたる支援を効率的にするため情報を集約した台帳を法定化し、個人情報の有効な利用が可能になるよう制度化されました。災害対策基本法第90条の3の規定におきましては、「市町村長は、当該市

町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳を作成することができる」とされており、予算等伴うこともございますが、台帳作成について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、平素からの取り組みの強化についてであります。平成25年の改正災害対策基本法では減災の考え方など災害対策の基本理念の明記、災害教訓の伝承など住民の責務への追加、災害応急対策にかかわる事業者の災害時の事業継続と自治体の協力など、また民間事業者の責務の明記が災害対策基本法に規定されたところであります。これらについては、名寄市におきましても防災訓練、備蓄品の用意、自主防災組織の育成、民間事業者との災害時の協定の推進、また自助、共助、公助の考え方について周知、啓蒙を図ってきているところでありますので、さらなる取り組みを継続して行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私のほうからは、大項目2の教育行政について、小項目1の小学校の外国語、英語教育の導入についてお答えいたします。

グローバル化の進展の中で国際共通語である英語力の向上は、我が国の将来にとって極めて重要であり、小学校における英語教育の拡充強化、中高等学校における英語教育の高度化など、小中高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図ることが求められております。このため文部科学省では、平成25年12月にグローバル化に対応した英語教育改革実施計画を公表し、その具現化に向けて平成26年2月に英語教育のあり方に関する有識者会議を設置いたしました。その後有識者会議では9回の審議を重ね、平成26年9月に審議のまとめを報告しております。この報告では、

教育目標、内容の改善として、現在は小学校5、6年生で行われている教科外の外国語活動を小学校3、4年生で行うことや小学校5、6年生では英語を教科として行うことなどを提言しております。また、入試などの改善として、現在は読む、書くが中心の大学入試では聞く、話すも加えた4つの能力をバランスよくはかることなどを提言し、アジアの中でトップクラスの英語力を目指すとしております。今後これらの改善事項は、第8期中央教育審議会の中でさらに検討され、学習指導要領の改訂後平成30年度から段階的に先行実施される予定であります。

さて、英語教育の改善事項の一つである小学校外国語活動についてであります。現在は英語を取り扱うことを原則として中高等学校等における外国語科の学習につながるコミュニケーション能力の素地を養うことを目標に5、6年生において実施されております。授業につきましては、週当たり1単位時間、年間で35単位時間実施し、積極的に外国語を聞いたり話したりする活動や日本と外国の言語や文化について体験的に理解を深める活動などが行われております。また、指導については、学級担任の教師または外国語活動を担当する教師が外国語指導助手等の協力を得て行っております。こうした小学校外国語活動について有識者会議では、コミュニケーション能力の素地を養うという観点で成果が出ていると報告しております。一方、文部科学省の平成24年度の小学校外国語活動実施状況調査では、中学校の8割が小学校の英語の授業で英単語を読む、書く機会が欲しかったと回答しているなど、小学校での外国語活動から中学校での外国語科への接続が円滑に行われていない場合も見られると報告しております。このような成果と課題を踏まえて有識者会議では、小学校においては5、6年生では身近なことについて基本的な表現によって聞く、話すに加え、積極的に読む、書くの態度の育成を含めたコミュニケーション能力の基礎を養うことや3、4

年生から外国語活動を開始し、音声になれ親しみながらコミュニケーション能力の素地を養うことが適当であると提言しております。今後小学校5、6年生における英語教育の教科化に向けては、高度な英語指導力を備えた教師の確保や新たな指導用教材の整備が必要となります。また、小学校3、4年生における外国語活動の開始に向けては、学級担任に対する研修の充実や外国語指導助手等の外部人材のさらなる活用が求められます。このため現在文部科学省では、英語教育推進リーダー中央研修や英語教育強化地域拠点事業などを実施し、英語教育の改革に向けた条件整備を進めているところであります。教育委員会といたしましては、国の英語教育改革の動きを注視し、関連情報の収集、整理を行うとともに、必要に応じて指導資料や教材、教具等の整備を進めてまいります。また、各学校には名寄市教育研究所の外国語活動英語班の研修活動や上川研修センターの外国語科指導講座、道教委のグローバル化に対応した英語指導力向上研修等を通じて教員の実践的な指導力を一層高め、外国語活動の充実を図りながら新しい英語教育の実現に向けた校内体制を整えていくようお願いをしております。

次に、小項目2のスクールソーシャルワーカーについてお答えいたします。議員が御指摘のように、近年全国各地でいじめや不登校、暴力行為、児童虐待など学校だけでは解決が困難な事案が発生しております。このような喫緊の問題に対応するため、心理カウンセリングや精神医学的な助言をするスクールカウンセラーのほかに、当該児童生徒や保護者の生活状況、経済状況、社会保障の状況等に応じ福祉等の関係機関と連携して支援を行うスクールソーシャルワーカーの役割が一層重要になっております。しかしながら、スクールソーシャルワーカーの養成課程を持つ大学は道内には2校しかないことから、スクールソーシャルワーカーの人材確保が難しい状況にあります。このため文部科学省では、スクールソーシャルワーカー

一は社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を持っていることが望ましいが、地域や学校の実情に応じて福祉や教育の分野において専門的な知識、技能や活動経験等がある者のうち学校内におけるチーム体制の構築、支援ができる者や教職員等に対する支援、相談、情報提供等が適切に遂行できる者を選考することとしております。現在道教委では、平成20年度から文部科学省の委託を受け、スクールソーシャルワーカー活用事業を実施し、平成26年度には道内25市町村と道立高校に計34名のスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、道教委にも2名を配置しております。さらに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーの相談を受けたり、支援を行う7名のエリアスーパーバイザーを全道に配置し、スクールソーシャルワーカーの活用方法等について調査研究を行っているところであります。本市におきましては、スクールソーシャルワーカーは配置はしていませんが、いじめ、不登校等の問題に対応するため学校への定期的訪問、ケース検討会議のコーディネート、関係機関との情報の共有化や連携等の業務を担う教育推進アドバイザーや当該児童生徒やその保護者の相談等に対応する教育専門相談員を名寄市教育相談センターに配置をしているところであります。これまで教育推進アドバイザーは、地域や学校の実情に精通しているとともに、豊富な経験と知識を有する退職校長が職務につき、スクールソーシャルワーカーと同様の業務を推進しております。今後教育委員会といたしましては、教育推進アドバイザーや教育専門相談員を中心に児童生徒が抱える問題の解決に向けた取り組みの充実を図ってまいります。さらに、スクールソーシャルワーカーの活用についても先進事例を参考にして調査研究を進めてまいりますと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項

目3、観光行政についてお答えいたします。

まず、小項目1、交流人口の拡大に向けての取り組みについて、個性ある地域の形成はどのように進めていくのかについてであります。名寄市観光振興計画に掲げる交流人口の拡大を推進する組織である名寄市観光交流振興協議会においては、おもてなしの心を持って来訪者を温かく迎え入れることを目的にホスピタリティー部会を設置しております。この部会では、名寄市観光ボランティアとも連携してさまざまな取り組みを進めており、昨年の夏にはサンピラーパークひまわり畑に設置した観光案内所で来訪者に対して市内の他のひまわり畑を初め、見どころや食べどころなど当市の魅力を伝えております。また、ホスピタリティー部会では、平成25年度に主に市内観光関係業者等を対象にホスピタリティー研修会の台湾等中華圏編及び英語編をそれぞれ開催し、毎年雪質日本一フェスティバルにあわせて開催される国際雪像コンクールの参加者や台湾からの教育旅行の受け入れの際のおもてなしに生かしていただけるよう取り組んでおります。台湾との中学生野球交流におきましては、名寄市台湾交流実行委員会が主催して台湾や東京都杉並区に派遣される中学生を対象に中国語の事前学習会も開催しております。新年度は、地方創生に基づく地方版総合戦略策定に向けて観光振興計画の検証、見直し作業を進める中でさらなる交流人口拡大に資するハード、ソフト両面の受け入れ態勢を整備してまいります。

次に、交流活動を支える交通ネットワークの構築について申し上げます。交流人口の拡大を図るためには、議員御指摘のように交流活動を支える交通ネットワークの構築が重要であると認識しております。昨年8月に決定された北海道縦貫自動車道、士別市多寄町から名寄市間12キロメートルの事業再開は、札幌圏や旭川空港からのアクセス誘導、交通のネットワーク確保に大きく前進を見せたものと考えており、地域にとって必要不可欠なインフラである士別市多寄町から名寄市間の

早期着工に向け、関係期成会や各種団体と連携を図り、国会議員や関係省庁に対して強く働きかけてまいります。また、公共交通機関などを利用したアクセスの確保や利用者の利便性の向上についても交流人口の拡大を図る上で重要なことと受けとめておりますことから、圏域自治体や関係団体と連携を図りながら対応策について研究してまいりたいと考えております。

続きまして、市町村の連携による地域間交流の促進についてお答えいたします。名寄市観光振興計画では、交流人口拡大を図る市町村連携の広域の取り組みとして天塩川流域PR事業の推進を掲げておりますが、道の取り組みを引き継ぐ形で平成24年度に天塩川周辺13市町村によるテッシ・オ・ベツ賑わい創出協議会を設立し、住んでよし訪れてよしの天塩川王国、てっしらんどを目標にさまざまな取り組みを進めてきております。同協議会では、平成24年度から25年度には移住希望者を対象とした移住モニターツアーを冬と夏に実施したほか、地域住民同士がお互いの魅力をもっと知るための住民再発見ツアーを実施するなど、観光の空白地帯と言われる道北の各市町村に点在する地域の魅力を線で結び、広域に面で捉えることでさらなる交流人口の拡大を図っています。平成26年度には、各市町村の住民が連携して「HAPPY天塩川」の動画を制作し、YouTubeに公開することで天塩川周辺11市町村の魅力を全世界に発信しました。また、伝統的な北欧の木製マグカップを天塩川エリアの材で天塩川エリアの人がつくる天塩川ククサとしてブランド化することとし、7市町村の作家がそれぞれ独自のククサを製作したところです。新年度は、この新たなブランドが道内外に定着するよう、ダウン・ザ・テッシーオーペッカヌーツーリング大会の参加者及びスタッフに対するあっせん販売や道の駅での展示販売など、さらなる連携した取り組みを進める予定です。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） それでは、答弁をいただきましたので、時間の許す限り再質問させていただきます。

まず、防災計画でありますけれども、今月末に防災計画を見直して会議をやるということで、ほとんどがそういう状態で、先ほどの質問項目についてはそれを進めるということに伺いました。その中で避難行動の要支援者名簿の作成については、要配慮者、いわゆる高齢者、障害者、幼児、あるいはその他配慮を要する人、これらも加わっているのか、これを加えて作成するのか、あるいはそれともう一点は発災後、発災してから避難所に行けるまでの間に障害を受けた人、あるいは避難所で何らかの関係で障害になった方、これらも一緒に名簿を作成するのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） まず、名簿の作成についてでありますけれども、ここについては法の改正等がありまして内部情報の活用が可能になったということでもありますので、関係部局、特に福祉部局のところを中心になるかと思っておりますけれども、そのデータも活用しながら名簿を作成させていただきたいというふうに思っています。基本的には条件については、この間作成をしてきました災害時の要支援者の条件がありますけれども、それを基本としながら条件として各種庁内にありますデータを活用して名簿を作成していきたいと思っています。これについても国のほうで3月30日までの状況について公表するという姿勢であるようでありますので、名簿の作成については年度内の作成について目下準備を進めているということで御理解をいただければというふうに思います。

それと、もう一つ、発災後の移動、あるいは避難所において要支援となった場合の対応についてということでもありますけれども、これは名簿の整

理の中ではまだそういった状況には陥っておりませんので、名簿の中ではその人たちが要支援だという、あるいは要配慮だということについてはわからないと思いますが、ただ避難所においてなった場合については避難所にはそれぞれ行政からも担当が行きますし、これは保健師等も含めて対応しておりますので、その場で例えば体調を崩された方については保健師等を含めての対応させていただくことになると思います。あと、なかなか移動中については行政がついてということにはならないかと思っております。ここについては、ある意味では自主防災組織ですとか、あるいは共助の中で移動する、あるいは自分で移動されるということかと思っておりますけれども、ここについてはそれぞれの判断のところになるかと思っておりますし、あるいは避難所に到着をすれば我々行政側も待機をしておりますので、そこで適切な対応させていただくということになるかと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） そういう要支援者、配慮者についてはしっかりと把握をしていないと、やはり将来的にかなり避難所の問題とかいろんな問題でいろんなことが起きてくるのではないかと思いますので、できる限りやっぱりそういうような名簿はしっかりと把握させていただきたいというふうに求めておきたいと思っております。

この避難行動要支援者名簿というのは、これはどこが担当するのですか。総務ですか、それとも例えば健康福祉ですか。どこが把握、担当するのですか。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） ここは、総務だ、福祉だということではなくて、関係する部局の中でしっかりと管理をしていきたいというふうに思っています。総体的には防災そのものは総務になりますし、その中の例えば避難所となれば健康福祉部となりますけれども、防災本部の中でその

辺については位置づけをしていきたいという考え方をしていますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） わかりました。

それでは、きょうの新聞で道も防災計画において災害時に住民が身を寄せる緊急避難所、これを指定している市町村の割合を14年度10月の10%から17年度は100%に上げるというふうに計画で示されております。そこで、避難所のことではちょっと伺いたいと思いますが、一般の避難所であるところはわかっているのですけれども、指定ですね、さらに生活が困難な配慮者、あるいはその状態に応じて特別な配慮を受けられる福祉避難所、これはあらかじめ指定したほうが良いというふうに、市町村はやってくれということが書かれているのですが、今の段階で一般避難所、それから福祉避難所、これはしっかりと指定されているのでしょうか、それともこれからやる事業なのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） ただいま避難所の関係で御質問いただきました。現状の防災計画の中では、一時避難所と収容避難所ということで、短期的に避難すれば一時避難所と、滞在も含めてするところについては収容避難所ということで指定をしておりますけれども、ここは法が改正されておまして、今議員が言われましたように従来の一時避難所については指定緊急避難場所、従来の収容避難所については指定避難所ということで多少定義変わっている部分ありますけれども、大きくはそのように移行したということで御理解いただきたいと思います。現行の一時避難所、収容避難所については、ハザードマップ等でも市民の皆さんにお示ししておりますけれども、これらの施設がそれらの避難所になっているということであります。今回3月30日の防災会議の中で見直しを図りたいというのは、実は今度新たに指定緊急

避難場所、指定避難所となりますけれども、この指定を新たに見直しをして改めて指定をしたいということでもあります。基本的に公共施設が中心になりますので、大きく変わるということではありませんけれども、法の改正、あるいはこの間の災害の状況など踏まえて一定の見直しを図りたいという考え方でおりますので、御理解いただければと思います。

最後にありました福祉避難所の関係についてであります。これについては、現行の防災計画の中でも総合福祉センターの指定は行っているというのは事実としてあります。ただ、この間なかなか運用がなかったという部分もありまして、実際に稼働する段階でどのような形でやったらいいのかについてはこの間なかなかマニュアル化も含めてできていなかったというのが事実であります。ただ、施設があるのと、そこには幸いに社協が入っているのもありますので、一定程度のマンパワーの確保はできるのではないかという見込みも含めてしたところでありますけれども、今回の防災計画の見直し、さらには4月以降に実際にどのように運用を図っていったらいいのかについては今後検討させていただきたいと思っておりますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） 冬のさきの避難所に関しては、ああいうことで防災訓練をやって足りないところ、あるいは課題が見つかったのだと思いますが、平常時の場合は今やっているのですけれども、まだまだ備蓄については少ない環境にあります。それは、今後予算の関係もありますけれども、いつ災害が来るか、なるかわかりませんので、なるべく早い段階でそういうものを整えておくとか、あるいは避難所の周知、これもしっかりとっておかなければいけないのではないのかなと。

先ほど高野議員のほうからもハザードマップについて言われましたけれども、実際に私のところ

に来てるのはハザードマップはわかりづらいと。地域のところでしっかりとやったハザードマップがないと、全部が描いてあるので、どこがどういうふうになっているのだから全然わからぬと。そういうことも含めてその会議にしっかりと盛り込んでいただいて、やはり市民がしっかりとわかるようなハザードマップにしていきたいと、こういうふうに求めたいと思います。

なお、先ほど福祉避難所については、確かに地域福祉センターとか、あるいはそういう福祉関係の施設に入るのはなかなか難しいのではないのかなというふうに、今の状態でいきますと満杯なので、それをカバーするのはどこかほかのところに指定しなければいかぬのか、あるいは学校の中にそういう福祉施設を兼務したところをやるのか、そういうような部分もしっかりと考慮していただきたいなというふうに思います。

それから、その関係で別に避難しなくてもいい方も家庭の中で例えば避難をしている方、これについてのこういう福祉関係の対応とかということ、そこまでは手伸ばせるのでしょうか、その辺の見解を伺いたいと思いますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今何点かいただきました。1つ、備品の関係については、新年度の予算案の中でもポンプと、あるいは発電機含めて予算案として出させていただいておりますし、また今年度についても郵便局長協会でしたか、ちょっと名称が違ったら失礼でありましたけれども、発電機を防災用にということで御寄附いただいております。あるいは、民間の市内にあります王子さんのグループのほうで、これは購入した分でありますけれども、段ボールベッド、あるいは段ボールを使ったトイレなども購入をしておりますし、そのほかにも市町村振興協会の補助金を活用しながら一定程度備品をそろえてきたという分がありますので、それと新年度については災害の食料なども含めて予算案に入れておりますので、今後も

計画的に進めていきたいと考えているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

それと、ハザードマップについてわかりづらいというところでいただきました。言われるとおり、1枚物の表裏で全市内的な分を表示をしているということでもありますので、そういった意味では全体が見えていいという意見もあるのかもしれませんが、一方でそれぞれの市民一人一人から見ると自分の地域が小さくなるということもありますので、わかりづらい部分もあるかと思えます。ここについては、まちづくり懇談会等でもさまざまな御意見いただいておりますし、中には地域みずから地域のマップをつくるのだという、そういった御意見いただいているところもありますので、ここはぜひ市民との協働という形の中でわかりやすいものを作成してまいりたいと、そのように考えていますので、御理解いただければと思います。

それと、福祉避難所のところについてでありますけれども、これは言われるとおり非常に難しいところがあるというふうに私も認識しています。単純に施設があればいいということではなくて、施設に入ってきた人たちにどのように対応するかということで、いわゆるマンパワーをどう確保するかということ、1人、2人の対象者であれば対応はできるのかもしれませんが、大規模に災害が起きたときに多数の人が入ってきたときにどう対応するかについてはなかなか行政だけでは難しい分もあるかと思えますので、ここは関係機関、団体の活用も含めてどのような運用を図っていくのが望ましいのかについてももう少し時間をかけて検討させていただきたいと思っておりますので、あわせて御理解をいただければというふうに思います。

最後に、家庭での例えば今回は垂直避難ということを随分強調させていただいておりますけれども、垂直避難後にどのような対応ができるかということでもありますけれども、この間の災害の状況を見ますと、幸いに水については24時間以内に

は引いているというのがこの間の災害だというふうに思いますので、基本的には健康な方については垂直避難をされても水が引いた後に日常生活と言ったら申しわけありませんけれども、平地を歩いて生活に戻れるのかなというふうに思っておりますけれども、問題は要配慮者というのでしょうか、この人たちに対してどう対応するかということとあります。ここについても今防災計画の見直し、さらには新年度以降の具体的な運用について検討していく予定でありますので、その中で検討させていただきたいと思っておりますので、ぜひ御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） 先般は、私も冬の避難所訓練のところを見たわけですが、確かに先ほど言われる段ボールのベッドとかトイレとかありましたけれども、これからはそういう避難所はやはり女性とか子供に配慮した避難所も大切なのではないのかなというふうに思っています。トイレとか、特に我々日本人は人の顔が見えているところで用を足すというのがなかなか度胸が要るのでないのかなというふうに思っています。これは、あくまでもやっぱり女性あるいは子供の立場から考えた、そういうようなものでないと本当の避難所にならないのかなと。したがって、防災マニュアルづくりのときもしっかりと女性に配慮したつくりを、女性の意見を、どちらかというとなり男性主体で避難所をつくってしまうという傾向がありますので、ぜひその辺は女性の視点に立ったものにやっていただきたいなと。女性で特に着がえ場所とか、あるいは洗濯物でもそうでしょう。いろんなものがかわってくると思っておりますので、その辺も含めて関与の中で進めていただければなというふうに思います。

最後に、防災に関して一番懸念となっているのがやっぱり職員の危機感がないというのが全国的に言われていることとありますし、この名寄も合

併してから10年になるわけですが、それぞれ担当の人がかわって、そして例えば名寄の関係だったらある程度名寄の地理的条件とかかわっていると思っておりますが、名寄の人が風連のことを全部わかっているかというのと、そうでもないと思っております。その辺を解消するためにどういうふうなことを考えていられるのか。職員の意識も先ほどの総務部長のお話によりますと、過去2年間で大分そういう意識は高まっているというふうに先ほどの答弁で伺ったのですけれども、改めて伺いたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） まず、最初にいただいた女性の視点でということとありますけれども、ここについては国が示しております避難所における生活環境に係る指針があります。この中でもやはり女性の視点というところが必要だということが言われておりますし、幸いに名寄市の場合は先ほど言ったように短期間で避難所も閉鎖できるという状況にありますけれども、必ずしも短期だけで終わるということではないというふうに考えて、これからはそういった場合も想定されることとありますので、改めて女性の視点も含めた対応については研究をさせていただきたいというふうに考えております。

それと、職員の危機感、あるいは土地勘を含めた、そういったベテランの方が希薄になってきたのではないかとこのところだと思いますけれども、まず危機感のところについては先ほども言いましたけれども、これまでは災害という、名寄市は安全なところでしたので、どちらかというとなり対岸の火事的な部分があったのかもしれませんけれども、これは22年、さらには昨年は2回にわたって実際に災害がありましたので、職員もかなり危機感を持っていると私は実感しております。ですから、ただ全ての職員が携わったということでは必ずしもないと思っておりますので、ここはやはり経験することが一番の危機感を持ってもらう点では重

要なところだと思いますので、若手、ベテランに関係なく、災害対策については全員が携わるのだという、そういった体制のもとに危機意識を高めていきたいと思ひますし、さらには土地カンのないところも確かに団塊の世代が卒業されて随分若返っている分がありますし、そういう面では土地カンの確かにない分あると思ひますけれども、今言いましたように実際に体験してみるというところを通じながら土地カンも養っていききたいと思ひますし、職員研修の中でも実際に防災の関係取り上げるようにしておりますし、現地も回って実際に見てもらおうというところも含めて職員研修、防災のほうで連携して進めているところでありますので、こういったことを通じながら不足する分については補ってまいりたいと思ひておりますので、御理解をいただければと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） 避難所、やっぱり平常時から要支援者、あるいはその支援をする関係者、これらのマッチングが非常に大事だと思うのです。そういう部分の研修、あるいは技能を高めていただきたいと思ひますし、この3月末に防災の会議があるということですが、じっくり立派なものをつくるということではなくて、いつなるかわからない状況を考えればできるところからやっぱりスピード感を持ってやっていただきたいというふうに思ひております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移ります。英語教育について1点だけお聞ひしたいと思ひますが、全国的にこの問題が出たときに私は賛成をしているのですが、教師の間では英語よりもまず母国語を大切にしたいほうがいいのではないかという意見とか、自分の子供にそんなことまで苦勞させることないのではないかという親御さんもいられるというような話も聞いていますけれども、こういうふうな方にどういうふうな理解を求めてこれからいくのでしょうか。さらに説得力を持ってお話をいただければなと思ひてい

ます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今の御質問、できるだけ説得力を持ってお答えしたいと思ひますが、先ほど答弁でも申し上げましたが、社会や経済のグローバル化が急速に進展し、異なる文化の共存や持続可能な発達に向けて国際協力が求められており、国際共通語である英語力の向上は我が国の将来にとって大変重要な課題であるというふうに考えております。このことから、現行の学習指導要領では小学校5、6年生に外国語活動が受けられております。また、文部科学省の英語教育のあり方に関する有識者会議では、次の学習指導要領の改訂で教科外の外国語活動を小学校3、4年生に行い、小学校5、6年生では英語を教科化して行うなどの提言がされているところであります。御承知のように、全国の公立小中学校では学習指導要領に基づいて教育活動を行っております。もし我が子に英語で苦勞させたくないという保護者がいる場合においては、学習指導要領の趣旨や内容等を丁寧に説明しながら、グローバル化の中で英語教育が重要であることを十分に理解していただくよう各学校に親切な対応をお願いしてまいりたいというふうに考えております。また、英語が苦手な子供に対しては、その子の英語学習のつまずきに応じてきめの細かい個別指導を行うなど、学校全体で指導体制、指導方法を工夫し、当該保護者の方の理解と協力を得ながら誠意を持って対応してまいりたいというふうに考えていますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） しっかり御説得をいただいて進めていただきたいと思ひます。

もう時間がなくなりましたので、ソーシャルワーカーにつきましては今回の川崎中の子供たちの殺害は本当にソーシャルワーカーが役立つのではないかなというふうに思ひています。今までのソーシャルワーカーというのは、何かあったときに

依頼してやるということになってはいますが、
今後はやっぱり配置をして、そのまま配置型という
方向でやったほうがいいのではないのかなという
ふうに思っています。それから、今回の中1の事
件は、やっぱりいろんな携帯電話とかスマホとか
ラインとかを携帯して今までにない友達の関係が
できている、そういう交友関係のところもかなり
影響してくるのだと思います。これは、やはりし
っかりと学校でも取り締まれていると思いますが、
その辺をしっかりとやっていただきたいなという
ふうに思います。

署名議員 塩 田 昌 彦

署名議員 佐 藤 靖

観光につきましては、代表質問等、あるいはそ
れぞれの質問の方がありましたので、今までのこ
とをしっかりと根につくようにやっていただけれ
ばと思いますが、やはりいろんなやり方があると
思いますが、それをしっかりと踏まえた、皆さん
が言っている要望したところをよく踏まえてやっ
ていただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐々木寿議員の
質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全
て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時16分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ
とを証するため、ここに署名議員とともに署名す
る。

議 長 黒 井 徹

平成27年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成27年3月12日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案の撤回について（議案第7号・議案第12号）
日程第4 議案第39号 名寄市子ども・子育て支援事業計画を定めることについて
日程第5 議案第40号 平成26年度名寄市一般会計補正予算（第9号）

副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	高野	美枝子	議員
	3番	塩田	昌彦	議員
	4番	山田	典幸	議員
	5番	竹中	憲之	議員
	6番	佐藤	靖	議員
	7番	奥村	英俊	議員
	8番	上松	直美	議員
	9番	大石	健二	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	川口	京二	議員
	12番	佐々木	寿	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	日根野	正敏	議員
	17番	山口	祐司	議員
	18番	駒津	喜一	議員
	20番	東	千春	議員

1. 追加議事日程

- 追加日程第1 議案第41号 名寄市介護保険条例等の一部改正について
議案第42号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについて

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案の撤回について（議案第7号・議案第12号）
日程第4 議案第39号 名寄市子ども・子育て支援事業計画を定めることについて
日程第5 議案第40号 平成26年度名寄市一般会計補正予算（第9号）
追加日程第1 議案第41号 名寄市介護保険条例等の一部改正について
議案第42号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについて

1. 欠席議員（1名）

16番 植松正一 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 益塚 敏
書 記 山崎 直文
書 記 鷺見 良子
書 記 佐藤 潤

1. 説明員

市 長 加藤 剛士 君
副 市 長 佐々木 雅之 君
副 市 長 久保 和幸 君
教 育 長 小野 浩一 君

1. 出席議員（19名）

議 長 19番 黒井 徹 議員

総務部長	白田	進君
市民部長	三島裕	二君
健康福祉部長	田邊俊	昭君
経済部長	川田弘	志君
建設水道部長	中村勝	己君
教育部長	小川勇	人君
市立総合病院 事務部長	松島佳	寿夫君
市立大学 事務局局長	鹿野裕	二君
営業戦略室長	常本史	之君
上下水道室長	天野信	二君
会計室長	山崎真	理子君
監査委員	上田盛	一君

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に16番、植松正一議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

7番 奥 村 英 俊 議員

20番 東 千 春 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

平成27年度施策にかかわって外2件を、佐藤靖議員。

○6番（佐藤 靖議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。代表質問、さらには昨日の一般質問後でありますので、重複する点もあろうとは存じますが、新年度に向けての質問と受けとめていただき、御容赦と御理解を賜りたいと存じます。

最初に、平成27年度施策にかかわってであります。加藤市長は、2期目2年目となる平成27年度市政執行方針の冒頭で今後におきましても市民の皆様の思いをしっかりと受けとめ、市と民間との連携、市民との対話、さらには近隣市町村との連携により地域を挙げてのまちづくりを進めますと述べられました。この対話と連携については、年明け早々の1月5日に開催されました風連新年交礼会、名寄市民新年交礼会でもことしの市長の姿勢として強調されておりましたが、自治体の長としては当然求められる姿勢であり、改めてことし対話と連携を掲げた真意をお聞かせいただきました

と思います。さらに、連携を民間、対話を市民と分けられた理由についてもお考えをお伺いします。

日本創成会議座長である元総務大臣の増田寛也氏が昨年「地方消滅」と題する著作を発表し、東京一極集中を招く人口急減で全国896の市町村が消えると示したことが大きな話題となりました。名寄市は、人口が1万人以上であり、増田氏が消滅都市原因とした若年女性人口の減少率が40%以上に対し、大学、病院、自衛隊によって減少率は32.5%にとどまっているため、消滅都市の指摘外となっておりますが、2040年総人口予想は2万2,125人、ことし1月末人口に比べ6,938人減となっている厳しい状況下であります。市は、この指摘に対抗するため2月9日に名寄まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、人口の現状や将来人口について分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する人口ビジョンを策定する方針を示されましたが、10年、20年後を見据えたまちづくりを掲げ、民間から市長となられた加藤市長はこの消滅都市に対抗するため何が重要で何が必要とお考えなのかをお伺いします。

今冬は、12月に大雪があったものの、年明けから降雪が少なく、名寄市の冬の姿も大きく変わりましたが、それでも半年間雪に覆われた地域であることから、名寄市では名寄の冬を楽しく暮らす条例を制定し、雪を克服する発想から雪に親しみ、雪を利用する発想、いわゆる利雪・親雪の取り組みを続けてきました。また、この発想に基づき、市はホワイトマスターの称号を贈るとともに、利雪親雪推進市民委員会を設置してさまざまな取り組みをされておりますが、今回執行方針で示された雪を生かし雪に強いまちづくりの推進では除雪、排雪対策ばかりであり、雪を生かす取り組みの推進策が全く盛り込まれておりません。全国でもユニークな名寄の冬を楽しく暮らす条例を持つ市として、改めて雪を生かす取り組みについてお

伺います。

さらに、小野教育長は、教育行政執行方針の中で文化財にかかわり、名寄公園が昨年北の造園遺産に認定されたことを受け、自生するミズナラ林は市の指定文化財であり、今後も市民の憩いの場である名寄公園を大切に保存していくための取り組みを掲げられておりましたが、一方の市政執行方針では都市公園については長寿命化計画に基づき公園の老朽化した遊具などの改良を行い、安全、安心な遊び場や憩いの場を確保してまいりますとしているのみであり、名寄公園の認識の差を感じますが、改めて教育委員会、市長部局の同公園に対する認識について伺いをいたします。

次に、名寄市立総合病院にかかわり伺います。今定例会初日に議決となりました平成26年度病院事業会計補正予算審議において、当初特別地方交付税に盛り込まれる見込みとされていた精神科病床カウントが日割り計算になり、削減となったと報告がありましたが、同病床については改築後5年間カウントされると答弁があったものであり、改めて影響額、市からの繰入額、今後の見直しを含め詳細なる説明を求めます。

また、これにより会計年度の改正による影響はあるものの、26年度において27億1,704万2,000円の純損失を計上する見直しとなったことで累積赤字額も48億77万5,000円に達する見込みではありますが、改めて今後の経営見直しについて伺います。

さらに、補正予算において医療費用の給与費を1億5,633万1,000円の削減は、主に予定した看護師が確保できなかったことによるという説明もありましたが、看護師確保対策の現状と課題について、さらには現在病床において導入した7対1の看護配置基準の現状と課題について伺います。

近年医療の質の向上と医療の高度化に対応するため、5対1看護の導入に向けた検討が始まっていますが、実施となれば地方の看護師不足に拍車

をかけるのは確実であり、名寄市立総合病院の経営を大きく左右する事態となることも考えられますが、5対1看護、7対1看護の見直し、加えて現行の7対1看護の見直しについて検討している経過があればお知らせをいただきたいと思います。

最後に、名寄市立大学にかかわってお伺いします。名寄市立大学では、これまで2カ所に分散していた図書館を統合する新図書館の建設に向けた作業が本格化しますが、同大学は設置者である名寄市の財政事情もあり、旧名寄恵陵高校校舎と体育館、看護学科設置に伴って改築された本館、4大化移行で建築された新館の3タイプ学舎が合体した施設であり、今後図書館建設となればさらに新たなタイプの施設が誕生することになりますが、保健、医療、福祉の大学、ケアの未来を開く大学にふさわしい施設についてどうお考えなのか伺います。

また、昨年12月26日、地方財政審議会は今後目指すべき地方財政の姿と平成27年度の地方財政への対応についての意見を公表しました。この中で地方大学の力を生かした地方創生として、公立大学は地方自治体が設置する大学として率先して地域課題の解決に取り組む使命を有しており、積極的に産業振興、雇用創出の取り組みを行うことが期待されるとしておりますが、この指摘に対する見解をお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。佐藤議員から大項目3点にわたっての質問をいただきました。大項目1の小項目1と2を私から、小項目3は総務部長、小項目4は建設水道部長、大項目2については市立総合病院事務部長、大項目3については市立大学事務局長からそれぞれ答弁をさせていただきます。

まず、私は、平成27年の年頭に当たりましてことしのテーマとして対話と連携ということで挙げさせていただきました。これは、市と民間との

連携、市民との対話、さらには近隣の市町村との連携によりまして地域を挙げてのまちづくりを今後進めていかななくてはならないという思いからでございます。市民や民間団体としっかりと膝を交えて対話をし、連携をした中での官民が一体となった施策の推進、こうしたことが市に求められていると考えているからであります。国においては、地方創生の取り組みを本格化しておりまして、今後は地方創生に対するそれぞれの地域の本気度が試されるということになります。将来を見据えながら、地域の特性を生かして人口減少、超高齢化社会に対峙をしていくという覚悟、さらにはそれが行政だけではなくて市民一つとなって総意によってなされたものであると、こういうことが何よりも重要であると考えております。本市におきましても平成27年度は地方創生の総合戦略の策定、そして第2次総合計画の議論のスタートの年となります。私といたしましては、この対話と連携を胸に、多くの市民の方に計画づくりに参画をしていただいて、その声を十分に聞きながら一体となってすばらしいまちづくりを進めたいと考えております。また、連携と対話につきましても、まちづくりを進めていく上で行政と民間との官民連携の必要性、何よりも市民との対話が重要であると、そういう考え方によるということでございます。

小項目2、地方消滅への対抗策ということでの御質問がございました。本市におきましては、急速に進行する少子高齢化への対応と人口減少に歯どめをかけるため、国が進める地方創生の取り組みを全庁的に推進をするということで名寄市まち・ひと・しごと創生本部を設置をし、名寄版総合戦略を本年中に策定をすることとしたところであります。総合戦略の策定に当たりましては、行政だけではなく、市民代表はもとより、産業界、教育機関、金融機関、労働団体などにも参画をしていただいて官民が一体となって自主性、主体性を発揮することが重要であると考えております。このため、外部策定審議会や懇談会の実施など多

様な手法により、市民の皆様の御意見も伺いながら総合戦略を策定することとしておりまして、雇用の創出や交流人口の拡大、子育て支援の充実や市町村間連携に加え、市立大学の機能強化など本市の実情に沿った地域性のある総合戦略とするともに、策定後においても実施をした施策、事業の効果の検証を行い、実効性を確保していくことが必要であるというふうに考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私のほうからは、続きまして小項目の3、雪を生かし雪に強いまちづくりについて申し上げます。

雪を生かし雪に強いまちづくりにつきましては、これまでも名寄の冬を楽しく暮らす条例に基づきまして名寄市利雪親雪推進市民委員会を設置しながら、官民がそれぞれの役割を果たし、取り組んできたところであり、民間では各地域におけるスノーランタン祭りを初め、ウインターパークゴルフやなよろピヤシリスノーモービルランドなどが取り組まれ、また行政におきましては除排雪の推進や冬に強い住宅の普及のほか、スキー授業等の学校教育や北国博物館等における社会教育の充実、さらには冬季スポーツやレクリエーション、冬季観光の振興などさまざまな取り組みを進めてきたところであります。しかしながら、この間各部局においてそれぞれ事業が取り組まれ、市民に定着するその一方で、利雪・親雪事業としての位置づけや認識が徐々に弱くなってきている状況もありますことから、改めまして条例の理念の普及を図るために各部局における雪を生かす取り組みの把握と意義の再認識を促し、各部局間の連携と市民への周知を強化するなど、引き続き市民委員会の御意見を伺いながら条例にのっとった利雪・親雪の取り組みを推進してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、引き

続き小項目4、名寄公園に対する認識についてお答えいたします。

名寄公園につきましては、明治34年に北海道庁が開拓のための植民地区画に公園予定地を設定し、当時の内務省に事業申請を行ったことに始まり、その後この公園予定地が実際に公園化されたこと、池を中心とした主要部が当初の形で残っていること、貴重なミズナラ原生林が残っていることなどが評価され、次世代に引き継ぐべき北の造園遺産として昨年公益社団法人日本造園学会北海道支部からの認定をいただいたところであります。公園整備の経過については、戦前戦後から昭和の40年代、そして近年では平成元年より全体改修工事を行い、平成3年からは隣接していた旧国鉄名寄本線跡地を加え、S L（キマロキ）を旧本線路上に移設を行い、その後も北国博物館の建設、パークゴルフ場の整備を行っており、市街地に隣接する総合公園として多くの市民に利用されております。また、平成14年には名寄指定文化財としてミズナラ林を指定してきたところです。この歴史と伝統のある名寄公園の保全については、遊具や遊歩道の市民の憩いの場として整備を行った公園財産と開拓のころから自然を残したミズナラやキマロキなどの郷土史としての重要な文化財として一体となって整備、保全を行っております。執行方針の中で公園遊具の更新について述べさせていただいておりますが、このことにつきましても遊具更新が名寄公園の保全の全てではなく、遊具や池を渡る人道橋の整備等を実施しているほかにも毎年の公園維持管理として予算計上させていただいております草刈りや老木の撤去など行うことにより名寄の歴史的価値のある名寄公園の保全となっていると考えております。また、教育委員会においての名寄公園の認識としましては、自生するミズナラ林は名寄市の指定文化財であることから、保護及び市民が文化財に対する理解を深める取り組みを行うとともに、公園は市民の憩いの場であることから、今後も保護する場所と人が集

う場所が共存する形で大切に保存すべきものとの認識をしているとのことです。建設水道部と教育委員会がそれぞれの所管の施策を連携しながら行うことにより、歴史と伝統のある名寄公園の保全を継続させていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 私からは、大項目2点目の名寄市立総合病院にかかわって、初めに小項目1の経営見直しについてから申し上げます。

公立病院に対する地方交付税措置としては、普通交付税のほかに民間医療機関が手を出しにくいいわゆる不採算部門の医療を担っていることに対して特別交付税が措置されており、市立総合病院においても精神科病床のほか小児救急、周産期医療などにも特別交付税が措置されております。精神科病床に対する特別交付税は、平成25年度までは許可病床数である165床で算定されておりましたが、精神科病棟改築工事の完了に伴い、平成26年5月1日に許可病床数を55床に変更したことから、平成26年度の地方交付税は日割り計算となり、4月1日から30日までが165床、5月1日から翌年3月31日までが55床で算定され、年度当初に想定しておりました金額よりも1億2,774万円が削減をされました。このことから、削減分の一部を補填するための臨時的な繰り出し5,000万円の追加と病院への繰出金の調整を含めた補正予算案を本定例会に提出し、議決をいただいたところであります。また、普通交付税については、平成27年度から算定方法をこれまでの許可病床数から稼働病床数に変更する方針を示しておりますが、総務省が平成19年12月に策定いたしました公立病院改革ガイドラインに沿って各病院が策定した改革プランに基づき行った病床の削減に対しましては削減後も5年間は削減前の病床数で交付税措置を講じるとしていることから、普通交付税については平成26年度から

平成30年度までの5年間は削減前の病床数で措置されるものと想定しております。

次に、看護師確保対策の現状と課題について申し上げます。看護師確保対策といたしましては、これまでも看護師資格を目指す学生向けに大学、高校、看護師養成校などを訪問して学資金や院内研修制度などの説明による募集PR活動、高校生にはセミナーや看護体験の開催、中学生には職場体験学習の受け入れなど、将来を見据えた人材確保活動に努めてきております。また、育児等の理由で現場を離れてから時間が経過している方には潜在看護師研修を実施し、復職に向けた支援を行ってきているところであります。しかしながら、平成27年度の新規採用予定者数は現在のところ9名であり、十分な人数の確保には至っていない状況であります。今後は、平成27年度採用者から適用する医療看護職給料表導入による初任給の引き上げや救命救急センターの取得予定、さらには平成28年度から運営を予定している24時間保育の実施についても学校訪問などを行い、積極的にPRを行い、看護師の確保につなげてまいりたいと考えております。また、看護助手、看護補助や事務クラークの配置など、看護職員の労働環境の改善につながる取り組みを積極的に行うことで現在勤務している看護職員の離職防止にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、看護師配置基準の現状と課題についてお答えをいたします。一般病棟の看護師配置につきましては、1日平均入院患者数の推移から算出した7対1看護基準に必要な看護職員数に一定のめどがついたことから、平成25年8月から実施しておりまして、本年2月1日に施設基準を取得した5階西病棟の地域包括ケア病棟を除く一般病棟については現在も7対1看護基準を維持しているところであります。今後も7対1看護基準を維持していくためには、看護職員全体の確保に加え、夜勤ができる看護職員の確保が必要不可欠であります。産休、育休、病休者や育児短時間勤務者

の増加に伴い夜勤可能な看護職員が不足しているのが現状です。また、平成26年度の診療報酬改定において7対1看護基準の要件である医療、看護必要度の判定基準が引き上げられたことにより重症度15%以上の要件を維持していくことが今後の課題となっております。今後も引き続き看護確保にあらゆる努力をしていくとともに、地域包括ケア病棟を有効に活用することで現行の7対1看護基準を維持していきたいと考えております。

次に、小項目4点目の看護配置5対1と現行7対1の見直し及び見直しについてお答えをいたします。厚生労働省が行った調査によりますと、近年の医療の高度化、在院日数の短縮や入院患者の高齢化、重症化により入院医療に対する看護師の業務量は増加しており、現行の看護配置基準では患者の状況に応じた看護を提供するには十分とは言えないのが現状であり、また医療安全の観点から見た適切な人員配置とは患者数対看護師数による配置基準だけではなく、インシデントの発生要因となる入院件数、手術及び検査件数、入院対応時間などを加味するべきであるといった報告があり、安全な医療を提供するためにもより手厚い人員配置が必要になると考えられることから、5対1の看護基準の導入に向けた検討がされていることは承知をしております。仮に5対1の看護基準が導入された場合には、大学病院は高度急性期医療を担っている大病院の多くが5対1看護基準の取得に向かうことが予想されるため、現在にも増して大幅な看護師不足が起こる可能性が高く、市立総合病院にとっても大きな影響を受けることになると思われます。しかしながら、5対1看護基準の導入時期や導入対象、実際に導入されるかも含めて、さらには7対1看護基準の見直しなどについても現在のところ具体的内容が定かではありませんので、次期診療報酬改定に向けた国の動きを引き続き見守ってまいりたいと考えております。今後も市立総合病院においては、急性期医療を担

う地方センター病院として7対1看護基準を基本とした看護体制を維持していくため、さまざまな対策を実施しながら看護師確保に努めていくとともに、収支改善や経費削減による経営健全化に向け、引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 私からは、大項目3、名寄市立大学にかかわって、小項目1の保健、福祉、医療の大学、ケアの未来を開く大学にふさわしい施設整備について申し上げます。

大学新図書館は、平成24年の図書館整備基本構想、基本計画の策定から基本設計、実施設計を経て平成27年7月からの着工、平成29年の供用開始を目指しております。名寄市立大学は、平成24年にケアの未来を開き、小さくてもきらりと光る大学を目指すという理念を掲げ、人を対象とする支援サービスにすぐれた能力を備えて携わる人材を養成する、そういう教育を進めてまいりました。図書館整備の基本構想、基本計画では、この大学の理念を踏まえ、子供、高齢者、障害の有無にかかわらず安全で安心して利用できるユニバーサルデザイン、快適な環境を目指して素材等の選定、それから環境への配慮、省エネルギーを基本にラーニングコモンズという学生の能動的学習に応えられる学習環境の整備を目指して策定してまいりました。障害のある方に対して可能な限りバリアフリーとなるよう配慮して実施設計を終えたところでございます。また、施工に当たっても障害のある方が利用しやすいよう十分に配慮してまいりたいと考えているところでございます。既存校舎につきましては、大学認証評価で改善の指摘を受けておりますバリアフリー化につきまして計画的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、小項目2、地方財政審議会の意見に対する見解について申し上げます。地方財政審議会は、

地方大学に対して地域における高等教育及び学術研究機会の提供と地域社会における知的、文化的拠点としての中心的役割を担ってきたと、こう評価しております。名寄市立大学においても設置認可申請において大学の性格と方向性として、まず1つ目として保健、医療、福祉の各領域を幅広く理解し、他の職種との連携、協働ができる専門職の養成をすること、2つ目として地域の生涯学習の拠点となる高等教育機関を目指すこと、言い換えれば地域で活躍する保健、医療、福祉を支える専門職の生涯学習を保障する大学となること、3つ目として地域貢献機能を強く持った地域社会から信頼される大学を目指すといったしまして、地域課題に積極的にかかわりを持ち、地域の保健、医療、福祉の課題解決に寄与するという3つの柱を掲げて開学いたしました。教育と研究、それから大学の運営を推進してまいりました。名寄市立大学は、人材の養成を通じた地域貢献、教育と研究を通じた地域貢献により道北地域における知的、文化的拠点としてまさに中心的な役割を果たしてきたものと考えます。しかしながら、地方財政審議会の意見にあるように自治体との連携や若者定着への取り組みなど課題も多く、今後大学は学部再編とあわせて、地域からケアの未来を開く社会事業体としてこれまでの取り組みの成果を踏まえて名寄市立総合病院を初めとする地域の医療機関や社会福祉施設などの実習施設との連携強化、リーダーとなり得る専門職の地域定着化の促進、自治体との課題の共有化と連携などの取り組みを推進してまいりたいと考えております。地方財政審議会の意見を受けて国は、地方創生に係る政策の中で地方大学の活性化に関するさまざまな財政的支援を打ち出してきております。活用できる施策につきましては、積極的に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいた

だきましたので、再質問のほうしていきたくと思いますけれども、まず連携と対話のことについては市長から御答弁をいただきました。基本的には考え方がわかるのですけれども、なぜこの時期に民間とは連携、市民との対話というのが出てきたかということをし少し正月の市長の挨拶の後自分なりに考えてみたときに、合併から10年を経過したことで今よく言われているのは公民連携、要するにPPP方式というのが必要ではないかと。これは、合併した自治体は合併算定がえの終了を見据えて財政が相当厳しくなる状況を踏まえると、今このPPP方式、手法というのが必要ではないかという意見が占めております。市長の頭の中にこのPPP手法というのはありますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 対話と連携ということで官、民と分けているというお話ありましたけれども、別に分けているつもりもなく、市民みんなが連携しなければならぬというふうにも思っていますし、さまざまな場面でさまざまな団体や市民とも対話をしていかなければならぬし、連携もしていかなければならないと、そんなふうに思っています。

PPPというのは、いわゆる公民連携ということで、具体的にはPFIであるとか、指定管理だとか、民間への各種業務委託もPPPの手法の一部というふうに言われていると、こういうことだと思います。これまでも名寄市においては、ごみ収集業務でありますとか除排雪業務、直営だったのを民間に委託をしてきているという歴史がありますし、最近ではPFI的な手法でいうと、病院の医師住宅に関しましては建設から運営まで民間事業者によってやっていただいていると。さらには、最近ではよろ一なの管理でありますとか、新しくできる市民ホールも一部そうした民間の団体に委託をしながら、それぞれの公共施設を民間の皆さんのノウハウもしっかりとかりながら連携して前に進んでいるというふうに理解をしています。

ころであります。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 今市長のお話にもあったように、PPP手法というのは深刻化する財政不足への対応としての手法ということで、公と民が役割を分担しながら連携して公共施設の整備や公共サービスの提供を行う、具体的には業務委託、いわゆるアウトソーシング、指定管理者制度、DBOというのはPFIと違って資金調達を抜く施設の管理委託をすると、この資金管理、調達が入るとPFIと、その後コンセッション、利用料金の徴収を行う公共施設などについて民間が公共から運営権を取得して施設などの所有権を公共に残したまま民間が経営を行う、そして民営化という、この6つの手法があるというふうになっておりますけれども、市長の頭の中にはこのPPP手法について既にアウトソーシングですとか、今御説明にあったPFIや指定管理者なんかは一部入っていますけれども、どの辺まで頭の中に今入っていらっしゃるでしょうか。やろうという取り組みの姿勢として入っていらっしゃるでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 当然あらゆる行政サービスの中で、あるいは公共投資と言われるものについても民間との連携協力がどういうふうに行えるのかというのは考えているところであります。資金調達までいくPFIというのがなかなかの間も進まないのではないかなという議論も一部いただいているところでありますけれども、医師住宅の話をしていただきましたけれども、最終的な行政サービスまで含めて民間でという流れになってくると、それぞれの事業主体の民間業者さんの力量だとかノウハウも問われてくるだとか、さまざまな問題がありますので、ここはなかなか進んでいないのは事実なのかもしれませんが、これも重要性は認識をしているところであります。今後出てくるであろう、例えばサンピラー温泉の今年度にかかっては調査が入ってくるというふう

に思いますけれども、このあたりは運営も民間のノウハウを使った運営ということでありましょうから、当然そうした手法も視野に、検討の一部に加えながら、どうそこの整備をしていくかということとは検討をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） なかなかこのPPP手法というのは言うよりも行うがたしというか、やればやるほど市内の能力よりも市外の大きな力を持った企業が取り組んでいくということになりますので、これは市内の経済の活性化も含めて熟考いただければというふうに思います。

もう一つ、市民との対話の部分は、総合計画や何かの策定を考えてのものだと思いますけれども、市長は市民と市の関係というのはパートナーというふうに考えていらっしゃると思いますが、それ対等というお考え方ですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 市民と市ですか、市職員。（「市」と呼ぶ者あり）

○市長（加藤剛士君） 対等という言い方なのでしょうか、市民お一人お一人が市の主体であるということなのだろうというふうに思います。ということで……市と市民……

（「いや、いいです」と呼ぶ者あり）

○市長（加藤剛士君） 難しいですね。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 済みません。ちょっと聞き方が悪かったというふうに思いますけれども、要するに名寄市がいろいろな施策を進めていくとき市民の皆さんとお話するときに、やはり官と民という話ではなくて、市民の皆さんと市がいろいろなものを話していくときにはパートナーとして一緒にまちをつくっていきこうという発想で物事をお進めになるのかという意味なのです。その辺についてはどういうふうにお考えなのか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 当然市民の皆さんが主体的にまちづくりについても考えていただくと、参画をしていただくと、これが協働のまちづくりであるという認識であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） そのためには、原則的にはやっぱり私はどうやって市の持っている情報と市民の持っている情報をお互いの情報を共有し合っていくかというのが大切だというふうを考えますけれども、市長はその点どういうふうにお考えか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 全くそのとおりであるというふうに思っています。当然しっかりと情報発信をしないと、その中から市民の皆さんもその情報のもとにいろんな発想やアイデアや考え方も生まれてくるだろうというふうに思います。極めて重要だというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） その市長の思いは、職員の皆さん、幹部職員を含めて全員に伝わっているという認識でよろしいですね。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） はい。常にこのことは、重要であるということであらゆる場面を捉まえてお話をさせていただいています。市長就任以来市長室開放事業というのを実施をしております、ここも本当にいろんな団体やいろんなサークルの方だとかとお話をさせていただき、貴重な御提言もいただいているところであります。また、市の広報フェイスブックを開設をさせていただいて、これで今情報発信を相当進めていかせていただいています。これについては、市民だけでなく市外の皆様にも相当見ていただいて、さまざまな情報発信の強力なツールとなっていると考えております。4月からは、ホームページも刷新をさせていただいて、今までなかなかわかりにくいと言われていたものも解消しながら、よりよい情報発信

に努めさせていただいているということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） そういう意味で市民とのパートナー、あるいは情報共有という観点から少しお聞きをしておきたいのですけれども、以前御指摘をさせていただいた部次長会議のてんまつ書、あるいは市長ブログも更新をされておりますので、これ以上触れませんが、20年3月に策定した男女共同参画推進計画、これは28年までの計画期間中、単年度ごとに事業の目的、目標達成度などの成果指標を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けた進行管理を行いますというふうにしておりますけれども、この明確にするということが24年度でストップしたままのホームページであります。また、名寄市人事行政の運営の状況の公表に関する条例という中では、公表については次に挙げる手法として広報紙に掲載する方法、閲覧所を設けて閲覧に供する方法、そしてインターネットを利用して閲覧に供する方法というのが、これが3つ公表の方法としてやりますというふうになっておりますけれども、インターネットは25年でストップ、このように各部署で意外にストップしている状況があると。市民の皆さんにとって今1つはやっぱり全戸に回る広報、あるいは報道機関を含めたものがあると思いますけれども、一方では行政は常に情報提供の核としているのはインターネットということがありますけれども、その中でやっぱり載っていない、やると言ったことがされていないということについてはどう理解をすればいいのか、お答えをいただきたいと。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 総務を統括する副市長として、その辺については情報の開示が十分でなかったことについては大変申しわけないというふうに思っております。議員から指摘のあった時点で早速改善できるものについては改善に取り組

んでおりまして、1つ、フェイスブック等も含めましてより迅速な情報の提供をする一方で、年度まとめでの報告であるとか、毎月毎月の情報の関係については少し、職員のほうが他の急ぐべき仕事との調整もありまして、その分が十分引き継ぎも含めてできていなかったのかなということについて反省をしております、ここについては速やかに改善してまいりたいと思っております。なお、27年度からは第2期の新名寄市の総合計画も始まりますし、今急がれています地方創生の総合戦略についてもできるだけ早い時点で人口推計も含めてさまざまな情報発信をしながらということも考えておりますので、おくれていた分につきましてはしっかり事務引き継ぎも含めて対応させていただきたいと思っております。今後このようなことのないようにしっかり注意をしてまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） もう一点、新年度から実施する借り上げバスの料金改定、3年間激変緩和ということでされると思いますが、旭川までは上げ幅1,000円前後、札幌までは1万2,000円前後にアップするということですが、これにかかわって各利用団体との話しされましたか。前回も上げたときには急に文書が行って上げるという話をして、そのときも相当各団体は憤慨をしてやったと。今回の上げるという話、各団体、利用団体とのお話はされましたか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今回のバス借り上げの料金の値上げについては、バス事業者を管轄する国土交通省の規定の見直しに伴って値上げという部分でありまして、利用の負担率そのものを変えらるという部分ではありませんけれども、今議員が言われたように利用者にとっては前回を超えるような負担を伴うものと内容的にはなってございます。改定に当たっては、事前に団体の事務局等と御相談させていただいた部分もありますし、年

が明けて内容が一定程度決まってからでありますけれども、改めて各機会を使って各団体のほうとは意見交換をするようにということで指示をさせていただきまして、4月までの間に意見を伺うということで進めさせていただいている状況であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 総務部長、本当に指示してちゃんと団体と話していますか。既に1月の段階で文書がまた来て、これで決まりました、激変緩和しますから、これでいきますということにしているのではないですか。その話し合いの場なんてないです。各団体は、今自分たちの高齢化している団体をどうやって維持していくかのことで、こういうことで要するに見識を高めようという取り組みに対してさらにまたお金がかかるということに対する不安感、会費は入ってこないわ、どうしようと言っているときにまた文書が来て、3年間激変緩和をしますけれども、これだったら札幌行くのも相当厳しくなりますよという状況、言っていることとやっていること違うのではないですか。改めて御答弁いただきたいと。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 市として一定の方向については決めさせていただきましたので、その内容について周知をさせていただいているという状況でありますけれども、一方的な文書の通知だけではなくて、機会を見て各団体のほうとは丁寧に説明をするというところについては指示をさせていただいておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 川田経済部長は、農務課長兼務ですが、最近あぐりん館行ったことありますか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 最近は、あぐりん館の状況をちょっと見ておりません。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） ここ、ことしに入って電気料が高いということでカントリー・ママ・クラブに農務課から電話が行ったそうであります、電気を余り使わぬでくれと。ところが、現地に行ってみると、アイスストッカーというのがあってジングスカーンが2つ入っていたそうで、それが霜だらけになっていて、多分これだねと、皆さんが、カントリー・ママ・クラブの人たちもこれだよ、原因と、何で私たちがそうやって言われなければいけないのという話をして、要するに市長がおっしゃっている市民がパートナーである、市民と対等にお話をして膝詰めで理解を深めていくということは原課ではされていないではないですか。だから、言っているのです。川田部長、どういうふうにお考えになりますか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） あぐりん館の関係については、日ごろ利用を受ける段階でさまざまな利用の中身についてお聞きして、そして申請をして許可をさせていただいていると、利用させていただいているということでございまして、場合によってはそういったトラブルというか、そういうものがあればすぐに現地に行ってその団体とよくお話をするようにということではお話をさせていただいておりますけれども、今回の部分ちょっと私の中で十分承知していない部分もありますけれども、担当としてはそういった部分で団体との話し合いにはすぐ行くようにということでこの間お話はさせていただいております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 農務課に非常に多いのです。例えばあそこのあぐりん館を使ってみぞづくりをしていると、3日間かけてやるのですけれども、各団体それぞれやるときはやります。それで、去年まではなかったのです。ことしから3日間材料を置いたらほかの団体使えないのだから、3日分使用料下さいと電話1本です。例えば文化

センター調理実習室で冷蔵庫を使っています。ほかの団体使えませんから、3日間利用料下さいと文化センターで言いますか。なぜそういうことが、市民の皆さんにちゃんと御説明をしてこういうことですので、こうなりました、例えば役所の行財政改革の中でそういう見直しがされたのだと、だから申しわけないけれども、こういうふうに決まりましたというのなら話わかります。電話1本です、利用団体に対して。さっき言った借り上げバスは、通知1枚です、こういうふうになりましたと。それが市長がおっしゃっている対話というふうにつながっていくのですか。市民の皆さんとだんだん遊離していくのではないですか。それを懸念しているのですけれども、その点についてお答えをいただきたいと。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 経済部所管の担当副市長ということで、改めて私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

あぐりん館だけではなくて、農務課全体のそういう対応ということで御指摘があったものというふうに受けとめているのですけれども、この間それぞれ私どものほうでお話をさせていただいているのは、利用者も含めた農家の方も含めてしっかりと電話等々の安易な対応はしないようにということで、そういう指示をさせていただきました。それがまた徹底されていないということで承りましたので、この点についてはしっかりと対応させていただきますと思います。

なお、職員管理については、先ほども経済部長からお答え申し上げましたが、ここはしっかりとこの間市民との協働のまちづくりをしていくという観点からしましたら、そこが一番の問題だというふうに思っていますので、今後とも市民団体あるいは市民との信頼関係を損なわないようにしっかりと職員管理に当たってまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 合併から10年という大きな節目を迎えますし、特に第2次総合計画を策定しなければならないという時期でありますので、こういう市長が掲げられた連携と対話というのは全職員の皆さんがきちっと現場で理解をされて市民に対する接点、あるいは本当にパートナーシップとして一緒にやっていくのだという理念に基づかないと、やはりどこかにひずみが出てくるとならないというふうに思いますので、時間の関係もありますので、これは市長の思いは十分わかりましたので、ぜひ内部的に周知をしていただいて、市民とのもしあるのだしたら誤解を一日も早く取り除くことをお願いをしておきたいというふうに思います。

その次に、そういう意味では執行方針というのは意外に大事でありまして、利雪・親雪概念というのはこれは総務部長がおっしゃるとおりだというふうに思います。ただ、執行方針の中に気になるのは、雪を生かし雪に強いまちづくりの推進という項目を掲げておいて、中が全て除排雪のことばかりと。では、雪を生かしてという雪に強いまちづくりとこの除排雪対応が一致するのかということなのです。市政執行方針というのは、この1年間名寄市はこうやって市長を中心にやっていきますとうたっている中で、雪を生かすことについては除排雪対策しっかりしますよというだけではやっぱり理念が通じないのではないかとということで、私はこういう機会に、合併から10年を一つの機会に、教育行政執行方針もそうだし、市政執行方針もありますけれども、いろんな意味で連携して、特に今教育委員会の改革もあったり、やっぱり市政と教育行政というのをどうやって一体化して結びつけていくかというのを今のように原課から上がってくるものを成文化するのではなくて、ちゃんとして名寄市の目指す1年間の方向性が盛り込まれた市政執行方針なり、教育行政執行方針は、小野教育長、そんなのではないと言っている

わけではないですので、誤解をされないように、連携をとっていただきたいというふうに、名寄公園もそうでありますけれども、そういう意味でありますけれども、ぜひそういうことで一回全てを点検していただくことが新たなまちづくりに向かっていることだというふうに思いますので、御見解をお伺いしておきたい。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 執行方針にかかわってというところでいただきましたけれども、確かに執行方針、各部局から上がってきたものに最終的には政策分含めてトータルでの点検というのはやらせていただいているというところもありますけれども、今議員が言われますように特にこの雪を生かしての部分については、全国的に珍しい条例を設けて名寄市として積雪寒冷の地で楽しく暮らしていくのだというところを高らかに宣言したわけでありますので、そういったところも踏まえて今後の執行方針等考えてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 時間もなくなりましたので、この後また予算委員会がありますので、予算委員会では病院については詳しくお伺いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後、大学関係でありますけれども、ケアの未来を開き、小さくてもきらりと光る大学、これが名寄市立大学の理念と。このケアというのは、広い意味では世話や配慮、気配り、手入れ、メンテナンスということでもありますけれども、一方今つくる例えば図書館もそうでありますけれども、名寄大学は誰を育てているかといったら、社会福祉士を、要するに福祉のプロを育てているわけです。例えばスロープ、法律からいえば5%以下だったらまあまあスロープとしてはいいです。道路なら2%以下です。ところが、障害によっては2%でもきついという方がいらっしゃる、それはなぜか

といったら握力がない方がいらっしゃるわけですから。では、これからつくる大学、これからどこまでできるかわかりませんが、社会福祉士を養成する名寄市立大学の図書館としてどんな障害を持った方でも利用できるというような施設ができないものかと、それが名寄市立大学の大きな売り物になるのではないかという私は思いを持っています。幸いにお母さんが名寄出身だという旭川のチーム紅蓮というカムイ大雪バリアフリーツアースターのセンター長をやっている五十嵐さんという、名寄にもよく社協に来ているみたいでありますけれども、彼は骨形成不全症ということで子供のころから車椅子で、今でもずっと車椅子であります。おばあちゃんが昔ラーメン屋さんを名寄でやっていたと、その娘さんがいたのです。やっぱりこういう方、名寄にいる方、この人はもう一方ではバリアフリーアドバイザーということで活躍されているそうではありますが、こういう方を呼んで、あるいはそこ一回見てもらおうと。名寄大学でどんな車椅子の方が来てても図書がとれる、気楽に入れる、一番はフラット化がいいのでしようけれども、そういうことを学ばせたりする、見てもらおうということも私は必要な気がします。そういう意味で鹿野局長にお答えをいただきたい。ちょっと難しいかもしれない。

それと、鹿野局長にはこの3月で退職ということでもあります。長く秘書係長から含めて名寄市の発展に尽くされたということ、最後は大学と、これからも新たな任務があるようでもありますけれども、ぜひ鹿野局長として、先ほど壇上でしました名寄大学の3つのタイプ、これで4つのタイプが合致する学舎になるということでもありますけれども、名寄大学にさらに必要だということで、これは局長ではありますけれども、鹿野さん自身としてお答えをいただく、それをお伺いして終わりたいと。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 大学の施設

整備、特に本学、保健、福祉、医療の人材を養成するという大学の施設整備につきましては、議員おっしゃるとおり大学の建物が静かではございません。物は語りません。ですけれども、その環境に身を置くことで学生が福祉や医療についてケアの方法について日ごろの生活のレベルから学んでいくという、施設にはそういう機能があるだろうというふうに、私もそういう考え方に全く同じでございます。今回の市立大学の図書館につきましてはやはりユニバーサルデザインを建築計画の基本に置くという考え方で基本構想、それから基本設計、実施設計と進めてまいりました。ただし、だんだん細部にわたりまして設計を進めていくということの段階でどこまでそれが実現できたかということ、これは今後の評価ということになるかもしれませんが、しかしながら、今佐藤議員から御指摘受けましたように実際に障害のある方、それからそういうバリアフリーに対する深い見識をお持ちの方に今後実際の施工の段階やそういうところからきちっとアドバイスをいただいていくということは必要があるだろうし、またしていきたいというふうに思っております。ぜひいろんな方々のアドバイスをいただきまして、新しい施設のみならず既存施設の改修につきましてもアドバイスをいただきながら、多くの方に利用していただいて、いろんな意味で大学に来ていただきまして新しい知見なり、いろんなものに触れていただくような施設づくりを進めていただきたいと、そういうふうになるようにさせていただきたいというふうに思っております。特に本館につきましては、大教室が2階にございまして、そこでは障害のある方を時間講師といいますか、そういうことでお招きをいたしまして学生にいろんな講義なり体験を語っていただくということを大学はしてきております。ですが、車椅子を御利用になっているということでは大変移動がしにくいということで、教員、学生、みんな総出でそういう方を介助しながら教室まで来ていただくと。それも一つの教育的な方

法かもしれませんが、もう一つはやっぱり建物はそういう環境にあるべきだと私も考えているところでございます。今後大学の施設全体の整備の基本的な考え方の一つに、保健、医療、福祉に携わる人材を養成する大学であるということで、そういう人材養成の施設としてふさわしい施設整備の基本的な考え方というのをきちっと大学で検討していただいて施設整備を進めていただくということが必要だろうと思います。本館のバリアフリー計画につきましては、認証評価で御指摘を受けておりますので、少なからず次善策ということで改修計画を持っておりますので、計画的に進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

名寄ピヤシリスポーツ少年団の育成について外2件を、塩田昌彦議員。

○3番（塩田昌彦議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問してまいります。

大項目の1、名寄ピヤシリスポーツ少年団の育成について2点質問いたします。小項目1、スポーツ少年団員が近年著しく減少している状況を踏まえ、現状認識とその対応について及び小項目2、スポーツ少年団指導者に関し、小学校教員のかかわりと学校対応についての2点を一括してお聞きをいたします。近年のスポーツ少年団員の体育協会登録を見ると、著しく減少の傾向にあり、このままではスポーツ少年団が少しずつ消滅する事態に陥ることを危惧しているところであります。このような事態を踏まえ、児童がスポーツをする環境づくりなど、現状認識と対応についてお聞きをいたします。

また、昨年10月、体育協会がスポーツ少年団の代表及び指導者を集めての会議を開催し、出席者からは多くの意見、要望をいただいたそうであります。会議の中で少年団活動のこと、指導者養

成など苦慮しており、厳しい実態の報告がされたようであります。現状の指導者は、中学校においては部活動は中学校の教育課程に組み込まれており、学校教員が指導する体制となっておりますが、小学校においては放課後等の少年活動はクラブ活動の位置づけにはなっておらず、小学校教員の専門的資格の観点から指導することは難しい状況にあるということは理解しております。しかしながら、競技関係者なり保護者の指導体制にも限界があることも事実であります。児童への指導体制として、教員、保護者、競技関係者が一丸となって指導ができる体制整備を図ることについてお考えをお聞きをいたします。

大項目の2、名寄市中小企業振興条例の見直しについて1点質問をしております。平成28年4月の改正に向け、抜本的な見直し作業が行われている名寄市中小企業振興条例見直しの方向性についてお聞きをいたします。今回の見直しに向け、昨年何回となく商工会議所や商工会との間で意見交換が行われてきたこと、市政執行方針の中で空き店舗対策や商工業後継者を育成する制度の新設など、各商店街組合とも議論を行い、有効な施策の構築を進めるとしており、名寄市の将来を見据え、どのような施策を考えておられるのかお知らせ願いたいと存じます。

また、老舗個店主や現在空き店舗を活用して営まれている個店主のお店に出向き、生の声を反映させるよう実態の把握を怠ることのないようお願いするものであります。

なお、今回の見直し为中心市街地の活性化にどのように貢献されるのか、あわせてお知らせください。

大項目の3、合宿の里づくりについて3点質問させていただきます。小項目の1、合宿の里づくり情報ネットワーク組織についてお聞きをいたします。名寄市観光振興計画では、市内関係機関との連携による組織を設立することになっておりますが、情報ネットワークづくりについてお聞きを

いたします。

小項目の2、合宿庁内検討会議の活動状況についてお聞きをいたします。平成26年度の活動状況と合宿受け入れ態勢、総合窓口についてお知らせください。合宿の推進体制は、地域が一体となって合宿誘致に取り組むことを基本に行政と民間が協働で推進すべきとし、当面は行政が主導する中で現状分析と課題を民間事業者と共有し、課題解決に向け、役割を分担した協働体制を構築、合宿受け入れを推進することとしておりますが、現状についてお知らせください。

また、名寄市観光振興計画では、オール名寄体制でさまざまな視点に基づき検討、検証する組織として設立された名寄市観光交流振興協議会の交流部会が検討する合宿の里づくりに関し、合宿に係る庁内組織と民間組織が連携を図り、官民一体となり、合宿誘致に向けた問題点を改善していくために分析を行う貴重な組織であります。合宿庁内検討会議も交流部会に参加をし、交流人口の拡大のため協働で取り組みを進めることとしておりますが、合宿庁内検討会議、名寄市観光振興計画、名寄市観光交流振興協議会との連携がどのように進められるのかお知らせください。

小項目の3、平成28年度から名寄市で開催が予定されているジュニアオリンピックノルディック名寄大会の準備態勢についてお聞きをいたします。平成29年3月に開催予定のジュニアオリンピックノルディック大会は、平成28年度以降複数年の開催が予定されているところであります。本年新潟県の妙高市で開催される同大会は、500名規模の大会とお聞きしておりますが、名寄開催に向けた合宿受け入れは大丈夫なのか危惧するところであり、名寄開催までに2年となりますが、大会受け入れの準備態勢についてお聞きをいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま塩田議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1と3につきましては私のほうから、大項目2につきましては営業戦略室長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

最初に、大項目1の名寄ピヤシリスポーツ少年団の育成について、小項目1のスポーツ少年団が近年著しく減少している状況を踏まえ、現状認識と対応についてお答えをいたします。平成26年度の少年団登録は、名寄地区20団体、風連地区5団体の計25団体が登録されており、団員が511人、指導者が91人の計602人が登録されております。平成24年度の登録数との比較では、団員が58名の減、指導者が1名の増で、平成25年度の登録数との比較では団員が1名の増となっております。それぞれの登録状況を分析いたしますと、いわゆる学校型の少年団であります野球やバレーボールの団員数の減少が大きく、そのほかの競技で各協会や連盟に加盟する少年団の団員数及び指導者数については大きな変動はありません。学校型の少年団につきましては、各小学校とも児童数が減少しており、団員数が減少する一因となってきているのが現状であると認識をしているところであります。対応といたしましては、名寄地区では名寄市体育協会を通じてのジュニア強化費の補助、風連地区では風連町スポーツ少年団連絡協議会を通じての補助を行っておりますほか、体育協会や各競技団体の御協力もいただきながら児童や保護者に対してスポーツ少年団の活動や募集状況などの情報提供を行ってまいりたいと考えております。また、名寄市体育協会では、今年度の独自の取り組みとして少年団指導者の資格取得受講者に対し1人4,000円の助成も行ってまいります。

次に、小項目2のスポーツ少年団指導者に関し、小学校教員のかかわりと学校対応についてですが、各学区を範囲とするいわゆる学校型の少年団につきましては平成26年度において野球少年団で

5団体、バレーボール少年団で6団体、陸上少年団で1団体となっております。そのうち、教職員等の学校関係者が指導に当たっているのは9団体となっており、そのほかは保護者や競技経験者などが指導を行っているところであります。また、直接指導はしていませんが、学校と少年団、また家庭との連絡調整員としての任務を教職員等が務めるなど、学校型の少年団については何らかの形で学校が関与している状況にあります。また、平成27年度からスポーツ少年団登録規程施行細則の改正により各少年団においては有資格指導者2名以上の登録が必要となるなど、今後も指導者の育成確保の重要性がますます増していくこととなります。少年団活動につきましては、中学校の部活動のように教育課程に位置づけられ、教職員が指導に当たるシステムにはなっておりませんが、従来より教職員が指導に当たり、そのことが地域貢献につながっていることも十分認識しておりますので、特に指導者の確保につきましては教職員の異動に伴って不安定な面もあることから、教育委員会では学校からの要望のあった種目の教職員の確保について上川教育局に異動等での配慮をしていただくようお願いをしておりますが、今後とも確保していけるよう努力していきたいというふうに考えております。関係者が一丸となって指導できる体制の整備につきましては、それぞれの少年団や競技団体により体制が整っている団体もあるようでございますので、情報交換や研修の場の設定、各地の先進事例の調査研究などについて検討してまいりたいと考えていますので、御理解をよろしくお願いいたします。

続きまして、大項目3の合宿の里づくりについて、小項目1の合宿の里づくり情報ネットワーク組織についてお答えをいたします。名寄市観光振興計画では、いつでも名（ひと）が寄ってみたいまち名寄を目標の一つに掲げ、その戦略の一つとして合宿の里づくり情報ネットワークの掌握に取り組むことを定めております。合宿誘致を取り組

むに当たり、大学や実業団等へのさまざまな人のつながりを活用した営業活動を行うことで本市での合宿実現の可能性を高めるための取り組みであります。これらについては、名寄旅館業組合などから構成されている名寄市観光交流振興協議会の交流事業部会の中で検討することとしておりますが、合宿受け入れ庁内検討会議において本市におけるオール名寄体制及び庁内での受け入れ組織の設置を検討している段階であり、具体的な情報ネットワークの確立までには至っておりません。今後合宿受け入れ庁内検討会議において庁内及びオール名寄体制での合宿受け入れ組織の確立に連動し、情報ネットワークの確立について具体的な検討を進めてまいります。

次に、小項目の2の合宿受け入れ庁内検討会議の活動状況についてであります。今年度の活動状況につきましては一般財団法人地域活性化センターの補助金を活用して取り組んできております。7月には合宿アドバイザーを招聘し、現在のスポーツ施設等の評価や今後の合宿受け入れの方向性に関する有効なアドバイスをいただき、名寄市観光交流振興協議会交流事業部会の皆様にも参加をいただき、意見交換を実施してきております。8月にはアドバイザーの助言により、2015世界女子カーリング選手権札幌大会や2017冬季アジア札幌大会に向けた海外チームへの誘致活動を行い、11月には北海道知事杯カーリング大会に参加する形で韓国ジュニア女子カーリングの2チーム12名が合宿し、1月にはミニ合宿モニターツアーにアルペンスキー1チーム12名を、北海道ジュニアカーリング名寄合宿には14チーム74名を招致するとともに、合宿で来ていただいた参加者から競技施設や宿泊施設の設備等の改善点や要望などについてのアンケート調査を行ってきております。また、今後名寄市で開催が見込まれるジュニアオリンピック大会や全国中学校体育大会、スキー大会に向けて今年度の開催地であります新潟県、青森県や秋田県での運営体制、合宿等の

受け入れ態勢等の現地調査と合宿誘致のPR活動もあわせて行っているところであります。また、合宿誘致活動の成果として、3月14日から開催されます世界ジュニアカーリング選手権札幌大会に出場のロシア代表チームの合宿誘致が実現し、3月5日から本日までの日程で事前合宿を受け入れているところであります。今後は、これまで合宿受け入れ庁内検討会議を中心に協議をしてきました本市が持つ競技施設や自然環境等の優位性の検証、アンケートの調査結果やアドバイザーからの意見等を総合的に検証し、その結果を合宿誘致にかかわる組織づくりや具体的な取り組みに生かしてまいりたいと考えております。

次に、合宿を担当する部署につきましては、交流人口の拡大、情報発信やPR活動、スポーツ振興などの担当が分かれており、経済部、総務部、教育部連携により合宿受け入れ庁内検討会議を設置して協議をしているところであります。その事務局と合宿受け入れの窓口として教育部が担当し、それぞれ所管する担当との連携を図りながら対応を進めているところであります。名寄市観光交流振興協議会の交流事業部会においては、交流人口拡大に資するさまざまな取り組みの一つとして合宿の宿泊等の受け入れにかかわる部分を所管しております。合宿庁内検討会議との連携については、交流事業部会の構成メンバーでもあり、独自に合宿誘致に取り組んでいる名寄振興公社にも参画をいただいているほか、先ほど答弁もしましたが、合宿アドバイザーとの意見交換会にも交流事業部会にも参加をいただいているところであります。今後より一層合宿や大会誘致を進め、交流人口の拡大による地域への経済効果を図るためには、競技団体や体育協会、宿泊施設などの関連する皆様と行政が連携して役割を明確にし、オール名寄体制で取り組む新たな組織をつくり、合宿誘致活動を推進することが必要と考えているところであります。

次に、小項目3、平成28年度からのジュニア

オリンピックノルディック大会の準備についてお答えをいたします。今年度のJOCジュニアオリンピックカップ2015全日本ジュニアスキー選手権大会兼全日本中学生選抜スキー大会（ノルディック種目）は、新潟県妙高市において3月11から13の日程で開催され、7種目に実人員で500名ほどの選手が参加しているところであります。この大会に向けては、昨年12月17から18に職員3名を妙高市に派遣し、大会準備の概要や事務局体制について視察をしております。また、大会期日に合わせて、現在派遣をしているところでありますけれども、職員1名と競技団体関係者4名を各競技会場に派遣し、競技運営の実情について視察しているところであります。準備態勢につきましては、妙高市での体制を参考とさせていただきながら取り組むこととなりますが、具体的には行政や関係諸団体によります大会実行委員会を組織し、3人程度を配置する事務局を教育委員会内に設置することを想定しています。準備期間は、妙高市では11月ごろから事務を開始し、3月末で終了していることから、初年度である平成28年度においては少し早目に10月ごろからの準備が必要になると考えております。大会運営に係る費用につきましては、妙高市では約1,000万円の費用が必要となっておりますが、名寄市においては競技施設的环境や協力団体の状況等も違う点がありますので、今後において試算を行う予定であります。それにあわせて負担金や補助金、協賛金など収入面での検討も行ってまいります。宿泊の受け入れにつきましては、選手及びコーチ、保護者、競技役員など総体で650人程度になると見ており、市内の宿泊施設においては合宿受け入れと同様に情報交換を行いながら協力要請を行うとともに、状況によっては近隣自治体や旭川市内の宿泊施設も視野に入れた調整を行う必要があると想定をしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目2、名寄市中小企業振興条例の見直しについて、小項目1、平成28年4月の改正に向け、抜本的な見直し作業が行われている名寄市中小企業振興条例見直しの方向性についてお答えいたします。

今回の中小企業振興条例及び同施行規則の見直しについては、目まぐるしく経済情勢が変化する中で将来の商工業のあり方を見据えるとともに、地方創生総合戦略として地域外からの小規模事業者及び人材の確保、定着を図る視点を加えることも重要な検討課題としています。また、U、I、Jターン等の相談時に一番の関心事である就業について、市内の事業所への雇用もさることながら、本市で新たに創業するための環境づくりの施策を整備することで本市に必要な人材の呼び戻しや集積が図られ、元気のある地域、特に商工業の発展につながるよう協議してまいります。さらには、現に事業を営む皆さんからの要望でもある商工業後継者を育成する制度として事業承継支援の新設など、市内中小企業事業者数の減少に歯どめをかける対策を講じるとともに、今どのような対策を講じることが有効であるか等について各商店街の皆さんと積極的に議論させていただく機会を設けてまいります。また、条例改正の中には、市、経済団体、中小企業者の役割や経済循環の中で協力が不可欠な市民の理解などを規定するとともに、先進的な取り組み事例を参考として中小企業振興審議会及び事業主などから構成される検討委員会を組織し、検討を進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） それぞれ御答弁どうもありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

スポーツ少年団の実態の部分でありますけれども、実態をお知らせいただいたのですが、私が把握といいましょうか、認識をしている部分とは若干のずれがあるのかなというふうに実は思ってい

ます。いろいろ各スポーツ競技団体が少年団を育成をしているという状況でありますけれども、確かに一部の部分では問題は生じていないというところはあるわけですが、児童の減少に伴う部分になるのかもしれませんが、実態としては非常に厳しい状態にあると、そういうことでもありますので、それとあと学校関係の部分で多くの先生がこの活動に参画をしているという、そういうふうな御答弁をいただいたわけですが、その競技により先生の指導を受けている部分とほとんど全くかわりがないという部分も実際にあるのでありますけれども、それらについてこの育成にかかわる部分として最後のほうに言わせていただいておりますけれども、学校関係者と保護者と、それから競技団体と一丸となってやはり進めていくべきものというふうに思っておりますけれども、ちょっと私の認識のずれの部分と、その部分何か、いや、そうではないですよという部分あればお答えいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今塩田議員のほうから少年団の現状の部分での認識の違いということだと思います。先ほど少年団の人数でいきましては、総体の人数を報告させていただきました。ただ、中には各競技団体によって増減があって、個々に見れば減少している少年団もあるというふうに認識をしていますが、ちょっとその辺の数字は今持ち合わせていませんので、先ほど総体的な部分で話をさせていただきました。ただ、学校型の少年団につきましては、先ほども申し上げましたとおり減少してきている状況にあるというふうに認識をしているところであります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） 少年団もやはり小学校6年生、5年生、大体5、6年生が主体となって各種大会に出るというふうな部分で、登録としては今は本当に2年生くらいから登録をしないと少

年団維持活動ができないという状況にあるのも実態でありまして、実際に4年生、3年生、2年生の数を見ると少なくなっているという、登録の現状では先ほど御説明いただいたとおりだと思いますけれども、今後におけるという部分においてはやはり児童数が少なくなっていることもあるのかもしれませんが、そういう実態もあるということをお認めをいただいて今後対応していただきたいと思えます。

これまでいろんな場面で御答弁をいただいてきている中で、教員をこの名寄市に呼び込むといいましょうか、新卒者が大体主体になるのかなというふうに思うのですけれども、そういう方々を実際に積極的に名寄に来ていただくための努力はしておりますということですので、今後も含めてこの方向で進めていっていただきたいというふうに思えます。

その中で、ことしの10月をめどにして文部科学省内にスポーツ庁を設置をする動きもあり、これは実際には2020年の東京オリンピックを意識をしての部分かなというふうに思っておりますけれども、ただこの中には地域のスポーツ振興というところもしっかりうたわれているという状況でありまして、やはり地域におけるスポーツ振興をしっかりしていかなければならないということをおももしっかり認識しているというところであります。それらも含めて再度教育長のほうから今後の指導者の育成といいたいましょうか、に関してどういうふうなお考え方を持っておられるかお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今少年団の指導者の確保にかかわっての御質問でございますけれども、全国的に少子高齢化が進んでいる状況の中で名寄ではこれまでに比べて小学校の先生の指導者、これが減少してきているということで、それが市内のスポーツ少年団が減少していく一つの原因であるという指摘でございますけれども、先ほど部長

の答弁にもありましたけれども、指導者の確保に当たりましては教育委員会としては教職員の異動の際に上川の教育局のほうに少年団を担当していただけるような先生の配慮をお願いしているところでもあります。このことについては、今後も学校からの要望があれば継続してまいりたいと、そんなふうを考えているところでございます。以前は、少年団の活性化に先生方が果たす役割は大変大きなものがありましたけれども、現在は協力していただける先生方の確保が難しいとのことでございます。やはり私としては、このような状況を乗り切るためには青少年のスポーツに果たす役割をお互いしっかりと踏まえていただきまして、学校関係者はもとよりですけれども、少年団、競技団体、体育協会などの関係者がそれぞれ互いに連携を深めていただきまして、知恵を出し合いながら対応していく体制づくりが大切であると、そんなふう考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） 御答弁ありがとうございます。積極的に進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

続いて、中小企業の振興条例の見直しに關してでありますけれども、この部分につきましても昨年から、私も昨年6月に質問させていただいた中で商工会議所、商工会とも今まではそういう連携といたしまししょうか、話し合う機会を持っていなかったけれども、今は持つようになってきたというふうなことでありますし、当然このことについてもいろんな会合の中で話し合われてきている部分だというふうに思います。その中で、執行方針の中にも商工業の後継者の育成というのは大事なのだというふうなことで先ほども御答弁いただきましたけれども、その中でことしの1月の新聞に名寄産業高校の、建築甲子園というのですか、これに建築システム科の5人の生徒が共同で提案をしていったという部分が出ております。これは、名寄市が一致団結したまちづくり計画をテーマにし

て今回提案をしたということで、この建築甲子園に入賞を果たして、そして審査員の特別賞も、3位に当たるような賞だというふうに新聞では書かれておりましたけれども、そんな子供たちがこういう名寄のことをいろいろ考えてくれているということは記憶に新しいのかなというふうに思います。その中で、生まれ育った名寄市を田舎で終わらせたくないという思い、高校生の視点からまちを再生する発想で提案をしたという、まちづくりの発想ということでもあります。子供たちがまちを何回か歩いて感じたこと、その中で問題点として名寄市に元気がないと、それから中心市街地の中でシャッター街になっていると、そして地域の交流がない、空き地や駐車場などのすき間が多い、こんなことが実際に魅力を失っているのではないかなというふうな、そんなことがあったのかなというふうに思います。高校生たちは、名寄市の魅力を取り戻すために実際に何度も歩いて、そして思いを形にしたいというふうなことだったと思います。私も質問の中に、佐藤靖議員も前回の質問の中にも個店主としっかり向き合って話をしているいろんな意見を聞いてというふうなことを言われておりますし、私も本当にそのとおりでなというふうに思っています。結構会合の中で話をしているいろんな意見を聞かせてくださいというふうなことでお話ししても、なかなか積極的な意見は出てきていない、出てこないというのが実態なのかなと思うのです。それで、実際に1軒1軒歩けるかは別にしても、歩いていっていろんな思いを聞かせてもらうときにぽつりといろんな本当の本音といたしまししょうか、出てくることも多々あるのです。ですから、そんなことをしっかり受けとめていっていただきたいというふうに思いますし、今回一人でも多くの若者に仕事の場を提供できるようなまちづくりということで、まち・ひと・しごと名寄型の地方創生総合戦略を視野に入れて経済人とも話を積み重ねてしっかりしたものにつくり上げていっていただきたいというふうに思いますけれども、

再度何かあれば御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 今名寄産業高校の生徒さんの活動といますか、そういった部分御紹介いただきまして、我々としても基本に戻って本当に議員言われるとおりのそれぞれの個店主さんとの意見交換も含めてやらなければいけないというふうに考えております。昨年の9月の定例会におきましても議員のほうから商業者の皆さんへの情報提供を含めて連携不足ではないかといった御指摘もいただきまして、その部分については商工会議所、商工会の事務担当とこれまた定期懇談させていただいておりますので、そういった場でその部分については是正することも含めて改めて確認をさせていただいたところであります。今御意見いただきましたように、実際に事業者の皆さんと意見交換をして見直しを進めていくということは当然のことだというふうに思っておりますので、関係機関、商店街などの団体も含めて御意見を聞かせていただくことは不可欠であるというふうに考えておりますので、今後も連携の上、そういった部分十分配慮して対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） しっかりよろしくお願ひします。

それで、合宿の関係について質問をさせていただきましても、先ほども合宿の受け入れ態勢、総合窓口なのですけれども、私の答弁の理解では教育委員会ということでもよろしいのかどうなのか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 合宿に係りましては、答弁でも述べましたけれども、現在市内の合宿受け入れの検討会議で3部にわたって連携をとりながら進めているところであります。多分議員おっしゃるのは、総合窓口ということでスタッフも配置して構造的にも位置づけられたことだというふ

うに認識をしておりますので、先ほどの答弁の中では現在のところ受け入れの窓口ということで話をさせてもらいました。行財政推進計画も含めてそういった位置づけ等はまだまだされていませんので、受け入れ窓口ということで使わせてもらいましたので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） 深読みしていただいて、人的配置もしてもらって総合窓口というふうに御認識をされているようすけれども、なかなかそこまでいくのは難しいというか、なのかなというふうに実は思っておりまして、ただ名寄は夏も冬もそうすけれども、ここ合宿できる環境があるので。そんなことも含めて、いろんなつてをたどって照会があったりというふうなことで、そういう状況にはあるのですけれども、ではどこに、例えば合宿したいのだけれども、こういうことという話をするところがどこなのかなと。私が思っているのは、それこそ名寄市の観光交流振興協議会で、中に合宿部会というものもあって、そこで協議しているというところもあって、これは観光まちづくり協会、そこなのかなという認識実はあるのです。ただ、その辺が官にあるのか民にあるのか、先ほどからもずっと官民一体となって云々と言うけれども、一本化されているような感じがなくて、その辺がどうなのかということ再度もう一度お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 合宿の受け入れにつきましては、過去から議員も担当している部分の中で長い歴史があるかというふうに思いますけれども、ここにきてなかなかそういった連携のとれた対応というのはとれてきていないのかなというふうに私も認識しております。そういった面では、今年度におきましては地域活性化センターの補助金を活用して各種事業を取り進む中でどういった組織体制が必要なのか、どういった受け入れが必要なのか、体制はどうか、民間といますか、

官という言い方はちょっとよろしいかどうかわかりませんが、それぞれがどういった役割を果たしていくと連携をとれた合宿の受け入れができるかどうかというのは今まさに庁内の中で検討をしているというところであります。それにつきましては、今回ロシアも受け、トップアスリートも受け入れましたので、そういった実績もありますし、妙高等も今行っていますので、ちょっと新年度になるかと思えますけれども、その中で庁内できちんと議論をした中で民間の関係する団体とも協議をしていきたいというふうに考えています。ただ、合宿をやるというだけで投げかけてもなかなか議論が進んでいかないというふうに思いますので、そういった面では庁内である程度の整理をしながら、それを持って関係団体の皆さんと協議をしていくべきというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

総合窓口につきましては、先ほど議員のほうからあった意見も貴重な御意見だというふうに思っていますので、そういった意見も参考にしながら今後どういったところを位置づければいいのかということで検討してまいりたいと思いますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） 私なぜこういうふうな質問をするのかというのは、実際に町中の合宿でいうと当然宿泊伴うわけです。そうすると、当然先ほども話した中で旅館業組合さんがあります。そこと連携をとって情報共有してという言葉尻は非常にわかるのですけれども、現実そのようになっていないのかなというのが実感です。というのは、ちょっと前後して申しわけないですが、私も1月に友人がちょっと名寄で泊まりたいというふうなこともあってホテルを探したら、なかなかとれないのです。そんなこともあって、最終的にはとれたのです。キャンセルがあって、そしてそこで泊まってもらうことができたわけですが、ただ、今本当にそういうことないし、それ

でちょっと今後のジュニアオリンピックの関係もあって実態はどうなのかなというのを把握をするべく実際に回って見たのです。お話を聞いたら、実際にそういう認識ないのです。まず、庁内合宿検討会議、そういうものが存在していることも知りません。それから、ジュニアオリンピックが29年3月から複数年で開催される予定にあると、大体500人以上の規模で開催される予定なので、そういう部分でいうと宿泊の関係御苦労かけますよねというお話をしながら話したら、えっ、ジュニアオリンピックって何ですか、こんな話なのです。これではいかぬなというのは実は思っています。だけれどもいろんな新聞報道とかも、それから市長が発信している部分について実際発信しているのです。だけれども、なかなか通じていないです。これは、進めようとするところがしっかりと情報を発信をしていく、そういう形がとれていないがゆえの結果なのかなというふうに思っています。そんなことで先ほど連携して進めていく云々というのがあるのですけれども、この中でいうと、庁内合宿の検討会議のことでいえば、昨年ちょっと私6月に質問させてもらったときに立ち上げはその前年の8月に立ち上げていると、ところが余り実際に動いていなくて、それからちゃんとかういうふうな形で進めていきますということで、その中の活動として先ほど活性化センターの補助金をもらいながら進めてきたということは、これは実際にすばらしいことだと思うのです。どういう名寄を理解してもらおうのかということも含めて必要だと思うのですけれども、ただこれは行政だけで進めるものではないと思うのです。民間としっかり情報流してどうしていったらいいのだろう、例えばこの補助金をもらうときの事業を取り組んでいくときにも民間のほうとも事前に連絡をして、そしてどんなふうにしていったらいいのか、どういふふうなことで取り進めていったらいいのかというふうなことも協議することも必要だったのではないかなというふうに、もう過ぎてしまったこ

とだから、今こんなこと言うのも変な話かもしれませんが、そういういろんな意見を聞きながら、このせっかくもらった補助金を生かしていくために、ではどういうことをやるのだということにつなげていくことだと思っております。中身が悪いと言っているわけではないです。実際にアドバイザーを招聘して、そしていろんな意見を伺って名寄の体制どうしていったらいいのかというふうなこともありますし、だけれども実際に今カーリングの関係の受け入れのことばかり結構ありますけれども、多くはウィンタースポーツの部分についてと、ほかにもたくさんあるのです。そっちのほうの関係については、一部スキーの関係があったというふうな報告を今いただきましたけれども、合宿というふうなことに特化して考えるならば、合宿って難しいのです。合宿の里づくりというふうなことで、私もこの質問させてもらっていますけれども、実際に合宿自体難しいと思うのです、受け入れるというのは。いろんな部分で他の市町村でも受け入れやっていますけれども、相当紆余曲折があって、そして現在に至っているという部分で大変なことだと思っているのですけれども、だがゆえにやっぱりそここのところの情報もしっかり受けながら名寄として何をするのか、どういう体制で官民一体となってやっていくのかということが大事なのではないかなというふうには思っています、そういうことで余りにも民のほうの部分との話し合いが薄いのではないかなというふうには考えているのですけれども、これについてはどうお考えですか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川 勇人君） 今議員からありましたように、当然実際に進めるに当たりましては関係する団体であったり、民間事業者だったり、いろんな方との連携が大切、重要であるというのは認識しております。先ほどちょっとお話もさせてもらいましたけれども、今年度につきましては補助金がついたこともありまして、いろんな事業を

展開をさせてもらう中で本当に名寄市にとって合宿を誘致するのに何がいいのか、それはスポーツに限定すればスポーツの中でも夏季、冬季、どのスポーツがいいのか、冬季とした場合でもスキーとかカーリング、いろいろあろうかと思えますけれども、その中でもどういったレベルの選手を呼ぶのがいいのかということがあると思います。一流選手を呼ぶとなると、栄養管理を含めて必要になってきますし、今回でいけば例えば個室にシャワールームが必要だとかいろんな条件等も出てくるかというふうに思っております。そういったものを名寄市の旅館がどういったことを受け入れるかというところが必要だと思いますけれども、その前にどういった選手層を受け入れるとどういったことが問題があるのか、どういったことがあるのか、そういったものを整理して今いる段階であって、それを持って旅館業組合の方に、宿泊施設の皆さんなりいろんなところの方とこういった選手層だったらどうだとかと話をして協議をしていくべきだというふうに考えていますので、そういった今準備段階というふうに説明をさせていただきますが、当然言われるようにいろんな方との協力連携がなければなし得ていけないものだというふうに認識は持っていますので、よろしく願います。その点につきましては、議員も経験豊富でありますので、今後いろんな御意見をいただきながら、オール名寄ということでは言わせてもらっていますので、御協力をお願い申し上げたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） わかりました。質問でいきますと、庁内の検討会議の関係も含めて町中の人といいましょうか、にこの存在とか、こういう意味合いを持ってこういう組織して、今こういう活動しているとかいうふうなことをお伝えをするといいましょうか、情報を共有するための部分として情報発信していくとかいうふうなお考え方というのはありますか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 情報という部分でいくと、どういった情報をどういうふうに流すかというふうにあるかと思います。当然必要な情報について、確定した情報についてはきちんと流すべきだと思いますし、ある面途中段階の考え方等含めて流すと、それが逆に違うほうに捉えられてしまったり、情報ばかり流れてなかなか体制がとれないという状況もなっていくかなと思いますので、情報についてはきちんと流したいと思いますし、今回のことにつきましては先ほど言いました交流事業部会の中でも合宿という位置づけもされていますので、アドバイザーの招聘の部分等々報告していることもありますし、そこには議員も参画をしていたと思いますけれども、生涯学習課だったり、なよろ天文台、経済部の職員も入りながら、ある面ではもう連携はとれている、ちょっと開催の状況等々はあるかもしれませんが、改めて庁内検討会議がそこと連携という話もしていますけれども、実際には職員も入ってやっているという状況もありますので、その中で議論をもっとしていかなければならぬという状況あるかと思えますけれども、そういったことも含めて情報を流していける部分については今後も積極的に流していきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） よろしくお願ひしたいと思います。まちの中を歩いていて、役所でもそういうふうなことを協議して、3部が合同で会議を構成をして、そして今話し合っとういうふうに進めていくというものがあるのだということをやはり知ってもらわなければいけないです。ですから、そういうことは情報として流しておくべきだ。中身を細かくどうのというのは、やはりいろんな考え方を持つべきだというふうに思いますが、そのところの存在自体知らないというのはちょっとがっかりするところだと思うので、そこら辺丁寧に進めていっていただきたい

なというふうに思います。

それと、ジュニアオリンピックの関係で先ほどもちよっとお話を触れさせていただきましたけれども、先ほど650人規模で進めていくのだという話ですから、実際に名寄市の宿泊キャバのことを考えると、当然名寄だけでは対応できない、だから近隣のほうにもお願いをするということはよく理解できます。ただ、実際に名寄のホテル、旅館の人たちにやはり協力をしてもらうということは大事だと思うのです。私も2月に歩いて状況を把握させてもらったのだけれども、やっぱり1月、2月というのは寒冷地地区だということもあって車関係だとかタイヤ関係の人たちが結構入ってきているのです。そんなこともあって結構いっぱいです。ビジネス型の宿泊の方が多いいのです。多いというよりも、大体それで本当に埋まっている、100近いです。ですから、3月はその方たちが一部いなくなっていくし、また公共事業の関係なんかもあって結構今のところは宿泊の部分についてはなかなか余裕がないというようなお話も聞きました。したがって、2年後に、まだ2年あるというのは確かに2年あるのですけれども、準備としてはしっかりお伝えをして、そして協力をしてもらうということも含めて、やはり何らかの対応をすべきだというふうに思います。この体制については、実行委員会組織をつくることも検討しということですから、実行委員会が組織されてからそういうふうな形になっていくのかどうなのかわからないのですけれども、ただそれとはまた別に実際にお願ひをしていくものは一日でも早くお願ひをし、協力をしてもらうという姿勢は大事だと思うのです。それについてどのようにお考えですか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） まさに議員御指摘のとおり、宿泊施設でいけば圧倒的に足りない状況もありますし、特に公共事業含めて、名寄市の大型事業も含めて2年後においてもいろいろ予定が

されている部分もありますので、そういう面では宿泊はかなり厳しい状況にあらうかというふうに考えています。先ほど650名という想定の数値で話をさせていただきましたが、まさに今開催中で視察も行っている状況にあります。これまでも大きな大会やったときに例えば市内にどういふ人たちを泊めて、近隣は誰で、旭川は誰、それぞれ選手だったり役員だったりいろいろな人のパターンがあるかというふうに思いますけれども、そういった状況も整理をしていく必要もあるかと思いません。

実行委員会、ちょっと時期についてはまだ明確には言えませんけれども、言われるように実行委員会できてからそういった部分で動き出すのは私も遅いというふうに考えておりますので、今回視察に行った部分の中身検証してすぐ宿泊施設、関連する部分についてはやっぱり情報提供できる部分はして行って、その後随時具体的になった部分についてはしていくような、そういった体制づくりは進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私のほうから、観光交流振興協議会の中で今現在の取り組みとしてこういった大会が今後控えているということですので、受け入れ態勢を把握するという意味で市内の宿泊施設に対して部屋数ですとか、合宿に対応できる設備ですとか、料金、その他の合宿団体のリクエストに対する受け入れ態勢のホテルとして、施設として対応できるのかどうかといったことも含めて今アンケート調査を実施しているところでありますので、十分そこら辺も合宿の庁内検討委員会のほうと連携をとりながら、そういった情報も提供しながら我々としても対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） それぞれありがとうご

ざいます。このジュニアオリンピックの関係については、先ほども体制を昨年運営で視察をした、今現在競技のほうの視察をしているという状況ですから、それが取りまとまった段階でいろんなことを協議をし、どんな形にしていくかというのが具体的に見えてくるのかなと思いますけれども、しっかりと対応していただきたいというふうに思います。

それで、やはりこういう立派なそれこそアルペン、ノルディック、ノルディックの部分についてはジャンプ、クロスカントリー、そしてカーリングがあつて、きょうも新聞に出ていましたけれども、名寄の3普連のバイアスロンチームが宮様で優勝したと、3月2日には全日本で優勝したと、これは今までない快挙であるというふうなことであつて、そういうスポーツがここは雪が早く降るといふことも含めてできる施設でありますので、こういうことをしっかりと活用した中でこれを生かした何か策といひましようか、合宿とはちょっと別に考えて、そんなことのお考えがあるかどうか、もし市長よろしければお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど来対話と連携の不足を指摘されておりました、反省をしておりますが、ジュニアオリンピックに関しては3月の中旬開催ということで、なかなか本州地区では雪が温暖化によって開催できないところもある中で名寄の優位性を訴えていける大きなチャンスなのかなというふうに思っていますし、通常であれば宿泊閑散期だというふうに我々認識していましたけれども、最近では公共事業もあるということでなかなかそうもなっていないのかもしれないけれども、改めてよくここは宿泊に関係する皆さんと膝を交えてしっかりと協議をしてまいりたいというふうに思います。

これだけ冬季のスポーツ施設が1カ所というか、狭い範囲の中で集約されている地域は、全国的に見ても私は珍しいというふうに思っています、

冬のスポーツの拠点化ということでこれまでもずっと進めてこられた政策でありましたけれども、改めてここにきてさまざまな世界大会がアジア、あるいは日本、北海道で開催をされる機会が多くなってきていることを鑑みて、東京オリンピックでのスポーツ庁の設置等も含めて名寄の冬季スポーツ拠点化の可能性をぜひとも模索していきたいというふうに思っておりますので、今後とも御指導いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で塩田昌彦議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市立総合病院内外の動線について外2件を、竹中憲之議員。

○5番（竹中憲之議員） 御苦勞さまで。議長より指名をいただきましたので、さきの通告に従って大項目で3点について質問をいたしたいというふうに思います。

大項目の1点目は、市立総合病院内外の動線についてであります。そこで、1点目の院外動線についてであります。新たな駐車場が昨年より供用開始をされておりますが、私が見るところでは駐車場が満車になっていることはそう多くありませんが、現在花園公園の一部を駐車場として利用していることもあります。花園公園は新年度に原状回復をすることとなっているようですが、花園で駐車をしていた車が今後は新駐車場に移ることになりますが、現在の駐車場から中央玄関への動線表示がありません。駐車場からの院内入り口までの動線についてどのような認識をされているかお聞かせを願いたいというふうに思います。

2点目の院内整備後の院内動線についてですが、外来診療科は一定程度固定化されたと思えます。各診療科への動線は、以前よりもわかりやすくなってはおりますが、特に内科における診療室への動線がわかりづらいのではないかと思います。どのような認識をされているかお知らせをください。

大項目の2点目は、教育行政についてであります。教育行政執行方針では、1つとして確かな学力を育てる教育の推進、2つとして豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進、3つとして特別教育の推進、4つとして安全、安心な教育環境の整備、5つとして信頼される学校づくりの推進を重点的な取り組みとしています。この5項目に新年度新たな名寄市としての教育施策、あるいは施策の拡大についてどのようなものがあるのかについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

小項目の2点目の少人数学級についてですが、名寄市だけではありませんが、少子化により1学級の児童生徒数は35人未満の学級がふえてきています。名寄における35人をオーバーしている学級は、何学級あるかお聞かせを願いたいというふうに思います。

大項目の3点目は、空き家対策についてですが、2年前の平成25年9月の定例会で同様の質問をいたしました。名寄市だけではありませんが、少子高齢化、人口の流出など人口の減少による放置無管理家屋がふえております。防犯、防火上の問題や環境衛生の悪化、安全を確保するため一定の措置が必要と考えます。私の居住している町内会にも持ち主が明らかになっている家屋でも管理がされていない家も見受けられますし、特に積雪における雪による倒壊で隣接家屋に被害が及ぶことも見受けられます。安全上の問題もあるわけであり。一昨年の質問から1年半が経過をしておりますので、現在の空き家についての状況について把握をされている状況についてお知らせを願いたいというふうに思います。

2点目は、空き家条例についてであります。空き家条例にかかわる進捗状況についてお聞きをいたします。一昨年の答弁では、国の法案の情報を見ながらできる限り25年度末には策定をする方向と市長の答弁がありました。1年半どのような庁内議論がされたのか、特措法の関係もありますが、内容についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

以上、この場からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 竹中議員からは、大きな項目で3点の御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は教育部長から、3点目は市民部長からそれぞれ答弁をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、市立総合病院の院内、院外の動線についてお答えをいたします。駐車場につきましては、新館完成後255台分の駐車場整備を行い、12月19日から供用開始したことによりまして懸案事項でもありました駐車場不足が緩和されております。また、院内の入り口につきましては、新館東側の正面入り口と西側の中央玄関を利用させていただいております。議員御指摘の新駐車場からの動線では、新館西側の中央玄関を御利用いただくこととなりますが、入り口までの距離が以前の駐車場より遠くなる部分もあり、初めて利用される来院者につきましては入り口がどこか迷うことも想定されたため、2月28日より中央玄関上部に入り口表示を設置しております。また、駐車場内への案内板の設置につきましてもあわせて検討を行っているところですが、除雪作業の支障となることへの懸念や駐車場完成後3カ月程度しか経過していないことなどから、今後の来院者の動線を見きわめながら対応してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、院内外来改装整備後の動線についてお答えをいたします。内科における診察室への動線がわかりづらいとの御質問についてであります。

今回の改修では内科の各診療科へのそれぞれの動線を確保するため循環器内科、呼吸器内科と消化器内科、糖尿病・代謝内科の間に間仕切りを設けており、また診察室が2室ふえ、血圧、体重測定場所を変更したことから、内科受診の動線がわかりづらく感じられるものと考えております。患者さんにとってわかりやすい動線の対応につきましては、外来整備の直後ということもあり、迷う部分も一部見受けられることから、血圧、体重測定場所については掲示物による案内の取り組みと外来スタッフの丁寧な案内に取り組んでおります。今後におきましても患者さんの受診状況を把握した中でどのような対応が必要なのかも含め、動線案内について検討していきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私のほうからは、大項目2の教育行政について、小項目1の新たな学校教育施策についてお答えいたします。

新年度に新たに取り組む教育施策として、まず1つ目は児童生徒の豊かな情操を養うため学校や市の文化的行事等で市民文化センター大ホールE N—R A Yの積極的な活用を促してまいります。例えば各学校では音楽、演劇鑑賞会、合唱コンクール、吹奏楽部定期演奏会などや名寄市の行事としては小中学校音楽発表会、雨天時の音楽大行進などで活用できるよう実施の方法、内容等を工夫してまいります。2つ目は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本市の児童生徒の傾向を踏まえ、体育の授業の工夫改善を図るなど体力向上の取り組みを推進してまいります。具体的には、名寄市教育研究所内に設置した名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心に体力の向上を図る効果的な取り組みや家庭、地域と連携した運動習慣等の改善を図る取り組みをさらに推進してまいります。3つ目は、学校間の連携について、児童生徒の交流はもとより、指導内容や指導方法等につい

でも十分に連携を図るよう進めてまいります。具体的には、学校統合による児童生徒についての環境変化への対応として、例えば学習規律や生活規律等に関するルール、生徒指導の方針、基準等について統合対象校間での調整を図ることなどです。このほか智恵文小学校、智恵文中学校における一貫教育の実現に向けては、小中一貫教育に関する研修や教育課程の編成等の取り組みを支援してまいります。4つ目は、読書活動の推進について、学習指導要領においても言語活動の充実、探求的な学習など学校図書館が果たす役割が大きくなっていることから、小学校数校に学校図書館担当職員、学校司書を先行的に配置し、その効果を検証しながら配置学校の拡大に努めてまいります。5つ目は、特別支援教育の充実について、教師のマンパワーだけでは十分な支援が困難な場合があるため、児童一人一人のニーズに応じた学習支援の充実を図るため小学校において特別支援教育学習支援員の増員を図ってまいりたいと考えております。

次に、少人数学級についてお答えいたします。文部科学省においては、理解度や興味、関心に応じたきめ細やかな指導が可能になることから、少人数学級の導入を進めてきました。平成23年度に小学校1年生の35人学級が法制化され、平成24年度には小学校2年生で教職員の加配という形で35人学級が導入されることになりましたが、小学校3年生以上から中学校までは40人学級が学級編制の基準となっているのが現状であります。御質問のありました1学級で児童生徒数が35人を超えている学級につきましては、名寄市街地区小学校4校で11学級、同じく名寄市街地区中学校の2校で4学級となっております。なお、そのうち35人で編制されている学級が8学級、36人編制が2学級、38人編制が2学級、39人編制が3学級となっております。また、本市の特別支援学級を除く1学級当たりの平均児童生徒数は、小学校で23人、中学校で29人となっております。

全国平均の小学校28人、中学校33人を下回っている現状にあります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目の3、空き家対策について、小項目1の空き家の現状について申し上げます。

近年は、人口減少や既存住宅の老朽化、産業構造の変化に伴い空き家の増加に歯どめがかからない現状にあります。総務省が昨年公表した住宅・土地統計調査の結果では、全国の住宅総数が6,063万戸と5年前に比べ305万戸、5.3%増加しております。このうち、空き家戸数は820万戸と5年前よりも63万戸ふえており、空き家率が13.5%と0.4ポイント上昇し、過去最高に達している状況です。また、賃貸用または売却用の住宅や別荘などを除いたいわば放置された空き家は318万戸に上り、過去20年間で約2倍に増加している現状にあります。本市の空き家の状況については、昨年度町内会長に空き家のアンケートを実施しており、住宅総数1万790戸のうち共同住宅、寄宿舎等の651戸を除いた専用住宅1万139戸に対し空き家戸数が357戸、空き家率3.5%で、そのうち管理不全と思われる家屋が86戸で0.8%であります。そこで、現状の取り組みとして、まず放置され、管理不全になっている空き家について個々の家屋の管理実態を把握する必要からデータベースを設け、現在の家屋状況を登録する作業に着手をしております。家屋が適切に管理されているか否かを判断するため、この冬に入ってから対象家屋の家の周辺や屋根の積雪状態など管理状況を調査し、写真を撮るなどを含め記録をしております。まだ対象家屋の全ての掌握には至っておりませんが、随時作業を進めている最中です。今後は、所有者等を特定する作業など、庁内関係部局との連携も図り、効率的な空き家対策を進められるようデータベースの整備に取り組んでまいります。

次に、空き家条例の進捗状況についてであります。空き家条例につきましては、これまで制定に向けた作業に取り組んできており、関係者による勉強会も開き、検討を重ねた経過もありますが、国が空き家対策にかかわる対策法案を国会に提出する動きがあったことから、これら動向を注視してきたところでもあります。昨年11月の臨時国会において空き家等対策の推進に関する特別措置法が成立し、この2月26日には同法の一部が施行され、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針が決定されたところです。このたび決定された基本指針の主な内容は、基本的な考え方において所有者等の第一義的な責任を前提にしながらも、市町村が空き家等対策を実施することが重要とし、国、道と連携して推進することとされております。ほかに市町村の役割として、関係内部部局間の連携と必要に応じた協議会組織の整備に着手するなど、まずは特別措置法第9条第1項で定める調査を通じて空き家等の所在及び状態を実態把握し、その所有者等の特定を行うことが重要であるとしています。さらに、空き家等対策計画の作成を進め、空き家等に対する行政としての基本姿勢を住民に示し、あわせて跡地活用についても検討することなどが必要とされております。空き家等のうち、放置すれば倒壊の危険や周辺的生活環境に有害で著しく影響を及ぼす特定空き家等の該当基準について、所有者に対して必要な措置を助言指導する段階から最終的には代執行を行うに至るまでの基本的な手続に係るガイドラインについては別途5月ごろに定めるとされております。なお、税制上の措置として、特定空き家等に係る土地については固定資産税課税標準の特例措置の対象から除外する措置を講ずる旨が示されております。いずれにしましても、空き家等対策に関する施策については、基本指針で示されているとおり現段階においては空き家等に関するデータベースの整備等について充実に図ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） それぞれ答弁いただきましたから、再質問させていただきたいというふうに思います。

先ほど松島事務部長のほうから駐車場にかかわる動線の扱いについて答弁いただきましたけれども、実は2回ほどこういう事例が見受けられたのです。新駐車場の西側のほうから車道を歩いてくる婦人がおられました、6条側に向かって。どこへ行くのかなというふうに見ていましたら、中央玄関に入っていったのです、東側の正面玄関に。ということは、中央西側の玄関がわからないということだと思うのです。あそこは、人通るような状況になっていませんから、非常に危険だというふうに思うし、特に冬は滑る状況もあって、私は先ほど答弁ありましたように冬期間の除雪の問題で駐車場内に標識設けるといのは大変な問題が生じるかなというふうには思っていますが、私の考えとしてというか、これは提案でありますけれども、駐車場の南側、病院側の柵付近に北に向けて標識をつけるということだったら、これはできるのかなというふうに私思っているのです。そういうことがなぜもう少し早くできなかったのかなというふうに私は思っていて、駐車場内確かに歩道つけることによって駐車場台数も減るわけですから、それはする必要もないかもしれませんが、そういう取り扱いの方法もあるというふうに思うのですが、その辺の扱いについてどのような考え方お持ちか、ちょっとお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 今御指摘の件も含めまして、最初の今指摘されたケースというのは恐らく、2月28日に玄関の正面に西側にもつけましたので、もしかしたらその前だったのかもしれませんが、いずれにしましてもわかりやすい部分についてはこれからも工夫いたしますとともに、御提言のありました件につ

きましてはちょうど駐車場完成が冬場だったということでまだ雪が少し残っております。雪、降雪が完全になくなってから少し様子を見まして議員からのいわゆる南側の部分の案内標識、それと動線を踏まえて少し調査をさせていただきまして、雪解けの4月ないしは5月に再度提案も含めて検討させていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 調査も含めてということですが、中身的には標識を立てたほうが非常に親切な中身になるだろうと思ひますから、そういう方向で進めていただきたいというふうに思ひます。

もう一点、先ほど花園公園の話もしましたが、新年度で原状回復をするということになっています。先ほど255台でしたか、の駐車スペースがあるというふうに答弁ありましたけれども、花園が閉鎖をすることによって新駐車場に回っていくことになると思ひますが、現状花園公園の駐車場封鎖することによって周辺の道路に影響がないのかどうなのか、満車になってしまつて周辺道路に影響ないのかどうなのか、その辺の考え方というか、今後の流れについてどのように思ひているか、ちょっとお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 今御指摘ありましたように、花園公園につきましては工事中ということだったものですから、春先までということで今想定をしております。主に今この利用者は、比較的職員が多くなつておまして、来院者、外来の患者さん等につきましては新しい駐車場の部分と、それから正面の東側の調剤薬局の前ですか、あそこが主な利用になっているのかなと思ひております。これから融雪期を迎えまして、職員には今でも2キロ以内の方は徒歩等ということでお願ひをしておまして、引き続きそのお願ひを徹底するとともに、夏場は自転車等を

利用いただくとともに、また冬期間については以前からも一部活用をお願いしておりましたので、そのところも含めて全体的な台数は調整していきたいなど。あと一部路上駐車、路駐、その部分も含めて完全な対策というのはなかなか難しいのですけれども、周知徹底を含めてできるだけの対応はしてまいりたいと思ひております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 今路駐の話もありました。これは、私の思っている中身になってくるのかと思ひますが、花園の駐車場が閉鎖をすることによって恐らく状況的には路駐がふえるのかなというふうに思ひています。昨日ちょっと定期健診に行きましたら、8時半で実は新しい駐車場満杯になっています。花園も満杯でした。とめる場所が新精神科の北側に若干ありましたから、とめましたけれども、その前に今病院事務部長言いましたように病院の南側の8丁目と言つたらいいのでしょうか、あそこに何台か車がとまっているのです。これが患者さんのものなのか職員のものかわかりませんが、あそこの住民からいろんな指摘が恐らく冬期間特にされていると思ひます。あそこは交差できません、置かれると。そういう意味からすると、非常に危険度も高くなるということも含めて今後そのような、あそこにカラーコーン置いてあるのです、駐車禁止の。それでもとめるのです。もしこれが職員だとしたら、大きな問題だというふうに思ひますが、その辺の職員への確認、周知についてどのように考えられていますか。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 南8丁目の御指摘の件につきましては、定期的に巡回の見回りですとか、朝の会議等を通して職場周知はしているところなのですけれども、完全になくなるというのは大変申しわけないといひますか、引き続き周知徹底を図つていかなければならないのかなと思ひております。また、冬期間は通

常の年であればあそこはとめないのですけども、ことしは雪が少なかったということもありまして、例年より早くとめているのが一部にあるというのは御指摘のとおりかなと思っております。全体の駐車場整備が終わった段階で周辺も含めて駐車禁止区域の見直し等につきまして、周辺の町内会からも要請されておりますので、それとあわせて所管の市民部とも協議をしながら周辺の駐車対策、あるいは駐車禁止も含めて対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 理解をしますが、考えわかりました。

それともう一つ、実は新駐車場から救急西口入り口というのですか、のところに向かう通路が1カ所広くあるのですけれども、ちょっと西にずれていてカラーコーンを置いていますが、ことしの場合ですと雪が少ないから柵を渡っていけるという状況なのですが、ただ救急入り口の標識はあるのですが、西に向いているのです。駐車場側に向いていないのです。夜は電気がつくからわかるのですが、昼間、土日、祭日の救急に自家用で行かれる方の動線がどうも見当たらないというか、あそこの標識も私向きを変えるべきではないかというふうに思っているのですが、その辺の考え方あればお聞かせ願いたい。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 今御指摘の件は、柵を取り外している部分についても冬期間の除雪ということでまず御理解をいただきまして、救急に入る動線の入り口につきましては障害者駐車場のところに斜めの部分をつくってはありますけれども、冬期間ということで少し見づらいいいいますか、見えなくなっている部分もございまして。また、救急の入り口の表示につきましては、雪が解けて4月から5月にかけて全体的な案内配置の見直しをする中で提案のありました件につきましても一緒に検討してまいりたいと考

えております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） そのように進めていただきたいというふうに思います。

今ちょっと気になった身体障害者の駐車場の件でありますけれども、実はいつ行ってもあそこ、そういう方がたくさんいるのかどうかはわかりませんが、健常者も含めてとめているような気もしいわけではないです。常に満杯という状況です。中央玄関入り口に近いということもあってとめやすいのかもしれませんが、障害者のための駐車場ですから、標識だとかなんとか、下にはありますけれども、それは冬期間わかりませんから、そういう取り扱いができるかどうかも含めてちょっと考えたほうがいいのかというふうに思いますが、このことについてどうお考えでしょう。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 現在新しい駐車場の中には、院舎側の南側に7台障害者の駐車場を確保しておりまして、御指摘のように結構混んでいるといたしますか、満杯のことがたびたびございます。春先の調査にあわせて利用者の声を聞くなり、あるいはこの7台で十分なのかどうかも含めまして、さらに拡充するスペースがあるのかも含めまして御理解をいただきたいなと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 駐車場の扱いはそのぐらいにさせていただいて、院内の動線の扱いであります。先ほど答弁いただきまして、もとの循環器、呼吸器の受付のそばに血圧測定、体重測定あったのですが、今度は消化器側から回らないと、受付のところから回らないと入れないという状況です。きのう行ったら、凶面ありました。張ってありましたが、ほとんど患者さん見ないです。本当に見ないです。きのうも実は見ていましたら、体重と血圧はかってください、場所わかりますか、いつも来ているような方に見受けたのですが、わ

かりますと言ってそのまま入る気したのです。したら、受付の方が違いますと、回って入ってくださいという、そういう指示がございました。受付の中に壁つくって直接入れないようになっていきますから、もう少しあそこに行くわかりやすい方法、私、おまえどういうふうを考えていると言われたら、ちょっと答えが出てきませんけれども、もう少し表示の仕方も含めて私は考えたらいいのかなというふうに思っていますし、患者さん混雑するとますますわかりづらいとか、行きづらいとか、そういう状況のつくりの結果的になったのだらうと思いますが、そういうこともありますから、循環器、呼吸器科と消化器、糖尿、そして代謝内科の動線の扱いについてももう少し研究していただいて考えていただければというふうに思いますので、その辺についてはできる限り早い時期に改良改善を求めておきたいというふうに思います。

次に、大項目の教育行政についてでありますけれども、先ほど小川部長のほうから答弁がございました。1つは、少人数学級、35人学級の取り扱い、ことしが3年目になるのですが、中身的にそう多く40人超えているクラスはないということですが、順次持ち上げていってということになっても数年かかるわけです、結果としては。それで、特に昨年9月の中身で近年困り感のある児童生徒がふえてきたという、そういう答弁もありました。そういう意味からすると、少人数学級をつくって目配りができる、そういう学級にすることが私は一番いいのではないかというふうに思っていますが、これは単費での取り扱いもしなければなりませんから、早急にはならぬかもしれませんが、35人学級の扱いについて今後の考え方等あればお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 35人学級の今後の考え方ということでありますけれども、今議員からもありましたように近年学校においてははいじめ

や不登校問題など生活指導面での課題が複雑化、多様化していたり、特別な支援を必要とする児童生徒が増加している状況であることは認識しております。また、教職員についても業務量の増加に伴い子供たちと向き合う時間を確保することが困難な状況になってきていることも考えられております。このように学校が抱える課題に適切に対応していくためにも、少人数学級の導入などは効果的なものであるというふうに考えておりますが、本市においてはさきにお答えしたとおり1学級当たりの児童生徒数も全国平均を下回っている状況にあり、また指導工夫改善、加配教員を活用した少人数指導授業にも取り組んでおりますので、35人学級の拡大に向けた特別な対応については現在のところ大変難しい状況にあるし、行うというふうな考えではないというふうに御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 全国平均の話されますと、何もできません。中身的には、単独でどれだけ子供の教育の環境をよくするかということが一番重要だというふうに私は思っていますので、そういった意味では今後少人数学級にかかわる新たな施策について市内での議論を進めていただきたいというふうに求めておきたいというふうに思いますが、1つ気になるのが豊西小学校廃止になって統廃合、南小学校と一部西小学校に入って新年度西小学校に教室をふやすという状況にはなっています。結果的に、そのことによって35人学級が40人学級超えてクラスがふえるということになるのだらうというふうに思うのです。そういう意味からすると、これは今後どのような流れになっていくかは別にしても、少人数学級にすることによっての校舎の拡大ということもあるかもしれませんが、先ほど言いましたようにもう少し少人数学級のことについて考えていただくということが重要だと私は思っていますので、そのことについて求めておきたいというふうに思っていま

す。

次に、特別支援にかかわって実は昨年3定で話をしましたが、ちょっと聞くところによりますと、特認校であります智恵文中学校に要支援というか、必要な生徒が入るという話を聞きましたが、特認校だけに教員が多くいません。そういった意味からすると、教職員の負担がかなり多くなるのかなというふうに思っていますが、この支援を必要な生徒がどのぐらいふえるのか、何人ぐらいになるのかについてわかればお知らせを願いたいと。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今議員のお話がありましたとおり、新年度特別支援学級に入る子供が増加するという話は聞いております。ちょっと今手元に正確な人数を持っていませんので、後ほどお示しをさせていただきたいというふうに思いますが、特別支援学級に子供がふえますと学級数だったり、障害なり人数に応じて先生が配置される状況がありますので、そういったものの推移を見ていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） ということは、4月以降、3月の末で一定程度わかるのだらうと思いますが、先生の配置だけでは私はとどまらないのかなというふうに思っています。特別支援員の配置も私は考えるべきかなというふうに思いますが、その辺の考え方あればお聞かせ願いたいと。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 学習支援員の配置の関係でありますけれども、名寄市におきましては小中学校に在籍をする児童生徒が学習面や生活行動面で特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活を支援するため特別支援学習支援員を配置しているところであります。主な業務としては、1つには通常の学級での学習活動における指導、支援の補助、2つ目には児童生徒が不適応状況を示した場合の安全確保、3つ目は特別支援教育コーディネーターの補助などとなっております。平成

20年度から本市において実施をしているところでありますけれども、今年度26年度においては現在17名ということで、この間毎年増員をしているところであります。中学校における学習支援員の配置でございまして、近年特別支援学級による指導の対象者が増加していることと通常の学級に在籍する困り感のある児童生徒の教育的対応をますます求められている状況があることから、本市においてもこの制度が導入されて7年が経過しているということでもあります。先ほどちょっと言いませんでしたが、今小学校だけにしか配置をしていませんので、7年が経過しているという状況がありますので、子供たちも成長に伴って中学生になっている状況となっております。中学校への導入につきましても、その必要性を検討しながら、小学校へ配置している仕方と同様な配置のあり方でよいのかどうかも含めて、各学校からも要望も来ておりますので、状況を把握いたしまして学校との協議をして今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 特別支援にかかわって7年と言いましたけれども、名寄はその3年前から実は指定を受けてやってきてもう10年になるのです。結果的に小学校で支援を受けていた子供たちが中学校に上がって、上がったからといって支援が必要ないとは私は思えないのです。中学校に上がっても私は必要だというふうに思っているから、この間支援員どうなのですかというふうに私は言っているのです。そういうことも含めて人数が少ないからということではなくて、どうその子を育てるために支援をするかというのが私は重要だと思っていますから、そういうことも考えて今後中学校への支援員の配置について議論を進めていただきたいというふうに思います。

教育の扱いについては、若干新たな施策についても何点か述べられました。文化教育、あるいは体育推進等々含めて今以上に大きな施設もできま

すし、音楽発表会あたりはスポーツセンターでもやられたりということで余り環境はよくなかったのですけれども、今後は環境よくなるだろうというふうに思いますから、そういった意味では大いに進めていただくのと学校間交流もより一層いろんな面で進めていただければというふうに思いますので、より一層の強化を求めておきたいというふうに思います。

3つ目に、空き家対策の扱いでありますけれども、特措法の関係でというふうに言われて、一昨年から1年もしないで条例の中身は恐らく庁舎内では議論はしていなかったのかなというふうに思っていますが、私の解釈が間違っているとしたら訂正をいたしますが、特措法ができたからといって条例がつかれないというわけではないと思うのです。それは、特措法の枠を超えなければいいということだけの話で、そこの中身については私は議論を今までしておくべきだったというふうに思っています、できるかできないか別にして。途中でやめたということは、非常に私はいかなものかなというふうに思っています。先ほど空き家の戸数も話されました。357戸と言いましたか。危険家屋が86戸。一昨年の答弁では、空き家が49戸ふえていて危険家屋が2戸ふえているのです。この間この1年半の中で空き家が解体された数というのを押さえられているとしたら、ちょっと教えてください。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 一昨年からこの間に解体処理された家屋の数ということなのですが、町内会のアンケートが終わってからのトータルということなのですが、倒壊した家屋は7軒ございました。これは、全て処理がされておりまして、1軒を除いて親族など関係者によって処分をされて現状は更地となっております。ただ、25年9月に質問をいただいたときにはこの7軒ではなくて、当時3軒ということで申し上げておりましたので、この7軒とこの3軒は重複

しておりますので、その後の倒壊の家屋については4軒ということになっておりますので、それと危険家屋がその当時84軒ということで申し上げたのですけれども、内容を精査した結果86軒に変わったと、こういうことでございます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） どうも数字が行ったり来たりで見えないところもあるのですが、解体数非常に少ない状況ですが、通常危険家屋以外の解体もかなり行われているというふうに思いますが、前回の質問した中で答弁として実は空き家の調査や、あるいはリスト作成、あるいは空き家マップ等々含めて進めるというふうに、そういう答弁がされました。先ほどの答弁ですと、今データベースつくっている最中ですと。非常に遅いです、動きが。一昨年の答弁ですと、データベースと言われなくても一定の数字が調査をされてデータベースにすぐ載せられるような、そういう状況に私はあのときの答弁を聞いていたとしても不思議ではないというふうに思っていますが、確かに職員もそう多くはないですから、1戸1戸調べるの大変でしょうけれども、その辺の流れというのはどういうふうになっているのですか。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 現在雪のある時期にということで職員が1軒1軒回って写真を撮影したり、現地の調査を外観からですけれども、やっている最中になっております。空き家等対策の推進に関する特別措置法、これが昨年の11月に公布をされまして、ことしの5月以降完全施行されるという流れになっております。この法律の施行によりまして、基本的には市町村における空き家対策の条例の制定の必要性はなくなったというふうに認識をしております。したがって、今後は法令による空き家の対策を推進することになりますけれども、例えば固定資産税の軽減措置の対象外家屋、いわゆる特定空き家を認定する協議会組織や何かの立ち上げが必要であることから、こ

これは協議会設置のための条例等が必要になってくるのではないかということになります。いずれにしても、5月にガイドラインが国のほうから示されないとちょっと身動きがとりづらい状況だということでございまして、確かに御指摘のように動きが遅いのかもかもしれませんけれども、鋭意、担当がいるわけではないですけれども、みんなで協力しながら対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） これ以上話してもどうも進まない、質問しても進まないようではありますが、私はまたガイドラインの話があってどうも国の動きだけで、国の動きがないと動けないというような状況に今なっているのかなというふうに思っています。ですから、条例をつくって一定のデータベースつくっておけば、そのほうが早く私は動けたのではないかというふうに思っていて、こういう質問させていただきました。現状は、今回の特措法は国交省ですか、それで総務省や何かの扱い、金の手当ても含めて一切まだ見えていないのだと思うのです。そういう意味からすると、危険家屋を代執行してもにっちもさっちもいかないというか、そういう状況に私はなるのかなというふうに思っていて、こんなところの流れについては今後の法律の上がりによって変わってくるのだと思うのですが、ただ特措法の網から外れたものについてどういう扱いにするのかというのがちょっと気になるところでありまして、その辺の考え方もしあればお聞かせを願って私の質問終わります。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 財政的な措置、これは国交省、さらには総務省のほうからそれぞれ通知が来ているところであります。このたび2月26日に基本指針が示されておりますけれども、特別交付税で措置をするというような表現も一部あるのですけれども、具体的には決まっていない状

況です。いずれにしても、名寄市としては地域の安全、安心を守るという立場で管理不全の空き家につきましてはこれから雪の解ける時期を迎えて雪の害のおそれもあることから、放置することなく、所有者等に連絡をとるなどしてしっかりとした対応が必要だと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 特措法の関係で総務省のほうからの財政支援については、先ほど三島部長が言いましたデータベース化については一部特別交付税で財源措置をしたいと。それで、問題は、今議員がおっしゃったように解体したときに、代執行したときにその費用はどうなるのだと、こういう話です。これについては、国の考え方については個人財産についての危険家屋になったときの解体費用については基本的にはその所有者もしくはその親族の方々に負担させるべきということでもあります。問題は、特定空き家かどうかについての該当判断基準については国のほうから示してきますので、それに基づいて立入調査を拒んだり妨害したときについてはいわゆる過料を徴収すると、そういう力の行政も含めて危険空き家をこれ以上ふやさないという観点であります。問題は、先ほど条例の制定が必要かどうかについては全国一律に網をかけた法律が施行されましたので、それを緩和する場合であるとか、それらについては一定の裁量があるものと理解していますけれども、緩和してしまうと逆に国の求めている危険空き家をなくすという部分から見ると状況が変わりますので、名寄市としては現時点ではガイドラインを確認したいと思っておりますけれども、その後についてはできるだけ国の法律ののっとなってやりたいと。課題になると思うのは、地方であればあるだけお子さんたちが都市部のほうに移転されて空き家になったものが出てくると、もう一つは高齢者の皆さん方が一定の年齢になったときに老人福祉施設のほうに行った場合にまだ使えるうちかもしれないけれども、それが空き家になって残っ

ていると、それが年数経過すると危険家屋に変貌すると。そういう面では写真を撮ったり、それもできれば冬の状態と夏は草ぼうぼうになっている状況の写真も撮ってデータベース化をするということを今一生懸命やっております、その後につきましては案内であるとか周知であるとかも含めて、個人通知も含めてしっかり現場のほうでは対応させるようにしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

名寄市農業の発展のために外1件を、山田典幸議員。

○4番（山田典幸議員） 議長より御指名をいただきましたので、これよりさきの通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

初めに、大項目1点目、名寄市農業の発展のために、小項目1、国の農政改革に対する本市としての考え方について伺います。現在国内全体の農業情勢は、農業生産額、農業所得の減少、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加などさまざまな問題を抱えています。これらの現状と農業の持つ潜在力を踏まえ、政府では農業の成長産業化を実現させるべく農林水産業・地域の活力創造プランに基づく農政改革が行われているところであります。この改革プランでは、産業政策と地域政策を車の両輪として輸出促進を初めとする国内外の需要拡大、6次産業化の推進による付加価値の向上、生産現場の強化、農業の持つ多面的機能の維持、発揮、以上4つの大きな柱で取り組みを進め、10年間で農業、農村全体の所得を倍増させ、農産物の輸出額を1兆円とすることを目指した強い農業、攻めの農業を展開することとしています。農業の活性化、成長産業化に向けて期待のできる政策も打ち出されておりますが、その一方で現場の実態と乖離した政策に対し危惧する声が上がっているのも現実です。既に経営所得安定対策を含めた米政策の見直し等実行に移されている政策もあ

りますが、現在国の進める農政改革に対する評価とあわせ、地域農業の発展に向けての本市としての今後の取り組みについて考え方を伺います。

次に、将来の地域農業のあるべき姿について伺います。前段申し上げた国内農業全体の状況はもとより、地域農業においても農家戸数の減少、高齢化、また近年では異常気象に伴う農作物被害などさまざまな問題が山積しています。これらの問題の解決に向けてはもちろんですが、これからの若い担い手が将来に希望を持って取り組むことができる、そして次の時代を担う子供たちにとって魅力のある地域農業にしていくためには、将来の地域農業のあるべき姿、方向性、ビジョンを明確に定め、行政と関係団体、そして農業者が共通認識を持って進んでいくことが今何よりも求められているのではないのでしょうか。このことについて行政としてどう考え、今後どのように取り組んでいくのかお伺ひしたいと思います。

大項目2点目、子供たちの未来のために、小項目1、地域資源を生かした教育の推進についてお伺ひいたします。地域の宝である未来を担う子供たちが夢と希望を持ち、心身ともに健やかに成長していくことは、我々大人にとって共通にして最大の願ひであります。名寄市においては、子供たちの学力向上、豊かな心と健やかな体の育成に向けて地域の恵まれた自然環境、充実した施設設備、多様な人材などを活用し、地域の特徴を生かしたさまざまな教育活動が学校、地域、家庭の連携のもとで行われていると認識をしていますが、現在までの取り組みの成果と課題について、あわせて今後より一層の推進に向けての考え方についてお知らせを願ひます。

次に、教育都市名寄として目指すべき姿についてお伺ひいたします。本市は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、そして名寄市立大学を抱える教育都市であり、将来の地域を支える人材を育てる大きな役割と責務を担っています。まさにまちづくりは、人づくりそのものであると言えます。

教育都市宣言を掲げている名寄市として目指すべき教育の姿、理想とする教育のあり方について、ここでは学校教育という視点における御見解をお伺いいたしまして、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 山田議員からは、大項目で2点について御質問をいただいております。大項目の1は私から、大項目の2は教育長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

まず、大項目1、名寄市農業の発展のために、小項目の1点目、国の農政改革に対する本市としての考え方について申し上げます。国におきましては、食料・農業・農村基本計画に基づき5年に1度農政を総合的かつ計画的に講ずべき施策を定める基本計画を定めることとしており、平成26年度が現計画の最終年に当たることから、新しい計画を平成27年3月までに策定するとしております。この間平成25年5月に内閣総理大臣を本部長とする農林水産業・地域の活力創造本部を設置し、農林水産大臣を本部長とする攻めの農林水産業推進本部での検討や産業競争力会議、規制改革会議の議論を踏まえ、平成25年12月に農林水産業・地域の活力創造プランが取りまとめられました。同プランにおいては、国内外の需要の拡大、農林水産物の付加価値の向上、多面的機能の維持、発揮、生産現場強化の4本の方針が示され、その方針のもと農地の中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直しなどが進められたところであります。国の主な主要施策に基づき具体的な取り組みといたしましては、1つ目に輸出促進、地産地消、食育の推進では、昨年11月に沖縄県で開催された大交易会に名寄の生産団体や加工業者が参加して東アジアや国内のバイヤーとの商談を通じて海外輸出への足がかりが図られており、本年4月からは香港そごうで開催される日本食品フーズに名寄産アスパラやスイートコーンの出展に向けて準備が進められ、新たな可能性が広がって

おります。今後は、名寄産農産物のブランド化も重要な課題となります。6次産業化の推進では、名寄市内では農産物の付加価値化として加工、販売まで手がけている生産者が創意工夫した取り組みが行われております。地元農産物を生産者みずから6次産業に向けた取り組みを推進するためには、生産、加工、技術、経営、マーケティング等多様な技術と知識が必要になります。これらを支援する多様な支援措置が講ぜられており、生産者への情報提供を含めて推進してまいります。農地中間管理機構の活用等による農業構造改革と生産コストの削減では、名寄市では昨年8月に募集区域の設定に関する意見書を提出し、9月に公募を行いました。本市への公募はありませんでした。本年2月に開催しました地区別懇談会では、10年間の賃貸借やその後の対応において名寄市での農地集積の現状としては売買が基本になっており、使いづらいつい制度となっているなどの御意見をいただいているところであります。今後より有効な制度となるよう、改正要望などを含めて検討してまいります。経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設では、経営所得安定対策では基本的な枠組みは維持されておりますが、米の直接支払交付金の将来的な廃止や飼料米においても販売先の確保、品種の選定、新たな機械設備の必要性など課題も多い制度となっております。多面的機能支払交付金事業は、昨年10月に農地・水保全管理支払交付金から制度移行され、農地維持及び資源向上取り組み支援により施設の長寿命化への効果が期待されております。名寄市としては、国の施策で有効活用できるものは積極的に取り組んでまいります。地域実情を考慮して制度改正について要望等も含め、関係機関、団体と連携しながら取り組んでまいります。

次に、小項目2の将来の地域農業のあるべき姿について申し上げます。農業者の高齢化、担い手不足の中で耕作放棄地や遊休農地の発生が懸念されており、今後においても優良農地の確保と耕作

放棄地の解消や農地の流動化施策、担い手対策では新規就農者への対策、後継者対策、花嫁、花婿対策などを一体的に検討する必要があると考えております。この間名寄市農業の推進に当たっては、新名寄市農業・農村振興計画の確実な推進が重要であり、その方向性で各種取り組みを行ってきたところです。国の食料・農業・農村振興計画の見直しが行われる中で今後5年間の基本方針が打ち出されることとなります。新名寄市農業・農村振興計画の後期実施計画は4年目を迎えており、農業、農村を取り巻く環境も変化しており、地域の特性と財産を生かした持続可能な農業を目指して平成27年度においては第2次新名寄市農業・農村振興計画の策定に向けて生産者、関係機関の意見集約や調査を行っていくこととしており、さまざまな御意見をいただきながら今後の名寄市農業の推進施策に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 大項目2の子供たちの未来のためについて、小項目1の教育資源を生かした教育の推進について最初にお答えいたします。

地域の教育資源とは、例えば名寄市では変化に富んだ四季を持つ自然環境や健康の森、道立公園等の野外施設、スキー場、カーリング場等のスポーツ施設、市立天文台、北国博物館、市民文化センター大ホールEN-RAY等の文教施設、さらには地域の多彩な人材などであると認識しております。また、地域の教育資源を活用する目的は、学校教育や社会教育においてこれらを生かして体験的な学習を行うことによって学ぶことの楽しさや成就感を体得させること、子供たちに主体的に学習に取り組む態度を身につけさせること、自然を大切にす心や郷土を愛する心を育てることなどです。これまでも本市では、地域の教育資源が持つ意義を踏まえ、名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育資源等の活用に関する研究

グループにおいて地域の教育資源を効果的に活用した取り組みを推進し、活用事例集等を作成してまいりました。今年度は、地域の人材や移動式天文台車を活用した取り組みなど地域の教育資源を活用した新しい取り組みが17事例、地域の公園や廃棄物処理施設を活用した取り組みなど昨年度作成された実践例を参考にした取り組みが11事例報告されております。例えば自然を活用した取り組みとして、理科では土地を砂や泥からできていて層をつくって広がっていることを理解させるため、地域の土取り場を活用して地層を観察しております。生活科では、身近な自然に関心を持たせ、探求心を高めるため、身近な公園などを利用して植物や昆虫の生態に触れる学習を行っております。人材を活用した取り組みとして、道徳では奉仕の心を育てるために東日本大震災の復興支援ボランティア活動を行った方から体験談を聞いております。音楽では、我が国の伝統や文化についての理解を深めるため、地域の方の琴の演奏を鑑賞しております。施設を活用した取り組みとして、理科では星には色の違いがあることについて理解させるため、移動式天文台車ポラリスⅡ号を活用して星を観測しております。社会科では、廃棄物の処理について調べるため炭化センター等を訪問し、施設見学や聞き取り調査をしております。このような取り組みを通して子供たち一人一人に進んで学習しようとする態度や郷土を愛する心を育むことができたなど、成果が上げられているところがございます。一方、課題としては、子供たちは体験したことを適切にまとめたり、わかりやすく説明するといった言語に関する能力の定着がまだ十分と言えない状況でございます。したがって、学校はこのような子供たちの実態に応じて書くことや話すことなどの言語活動の一層の工夫改善を図ることが重要と考えております。教育委員会といたしましては、これらの成果と課題を踏まえて子供たちが主体的に学習に取り組む態度を身につけさせるため、各学校が教育活動の全体を通して地

域の教育資源の活用の工夫改善に努めるよう促してまいります。さらに、新年度は名寄市教育改善プロジェクト委員会の取り組みを中心に、市民文化センター大ホールEN-RAYの効果的な活用の促進に努めてまいります。

大項目2の子供たちの未来のためについて、小項目2の教育都市名寄として目指すべき姿についてお答えいたします。学校教育関係にかかわってお話を申し上げたいと思います。現在我が国においては、学習指導要領に基づき学校や児童生徒等の実態を踏まえ、知、徳、体の調和のとれた生きる力を育むという理念のもと社会全体で子供を育てる教育が求められております。このような中、本市においても名寄市民憲章、教育都市宣言、新名寄市総合計画の中で生きる力を育むという理念を反映させており、これらの憲章や宣言、計画等で示されている目標や内容、事業等そのものが教育都市名寄として目指すべき姿であり、理想とする教育のあり方であると捉えております。このようなことから、教育委員会においては名寄市民憲章、教育都市宣言、新名寄市総合計画等、子供たちの学力や体力等の状況を踏まえ、名寄市学校教育推進計画及び名寄市教育行政執行方針を策定し、学校経営の方針や学校教育活動の重点など本市の学校として進めていただきたい取り組み等を示しております。とりわけ教育行政執行方針では、名寄市の子供たちの実態を踏まえ、生きる力を育てるために学校と家庭、地域が一体となった教育活動の推進を目指し、確かな学力を育てる教育の推進、豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進、特別支援教育の推進、安全、安心な教育環境の整備、信頼される学校づくりの推進の5つの今日的な教育課題を踏まえた重点的な取り組みを示して各学校での教育活動の充実を図るようお願いしているところでございます。これまでの名寄市の子供たちの教育の主な成果と課題につきましては、確かな学力の育成にかかわっては全国学力・学習状況調査の結果から基礎的、基本的な知識や技能

の定着が図られている状況が見られましたが、考えたことをまとめ、あらかず力などを身につけさせることや家庭での学習習慣の確立を図ることなどが継続的な課題となっているところでございます。今後も授業改善と望ましい生活のリズムの定着を車の両輪と位置づけて、学力向上の取り組みをさらに推進してまいりたいと思っております。また、豊かな心の育成にかかわっては、いじめ問題の実態把握及びその対応等状況調査から、いじめはいけないことであると思うと回答する児童生徒が徐々にふえてきておりますが、まだ100%ではありません。いじめの根絶に向けては、教育委員会及び全小中学校において定めているいじめ防止基本方針並びにいじめ防止等対策組織に基づいて取り組みを強化してまいります。また、健やかな体の育成にかかわっては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から投力にすぐれている子供たちが多い反面、その他の体力、運動能力では課題も多く見られております。今後は、体育の授業改善を図る取り組みや家庭と連携して運動習慣等の改善を図る取り組み等をさらに推進してまいります。全ての子供たちに確かな学力、豊かな心、健やかな体などの生きる力を確実に育むことが家庭や地域の願いであり、教育の使命であります。このような市民の皆様の期待と信頼に応えるため、今後とも名寄市教育改善プロジェクト構想をさらに充実発展させ、教育委員会、学校と家庭、地域が一体となった教育の推進に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） それぞれ御答弁をいただきまして、ありがとうございます。それでは、順次再質問のほうをさせていただきたいと思いません。

まず、農政改革、農業の関係を先にさせていただきたいと思えます。このことに関しては、一議員というよりも今回一農業者として発言をさせて

いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。今大きく農政改革進んでいる最中でございますけれども、それぞれ御答弁いただいた中身で、市としてもその施策に乗って例えば輸出の部分ですとか、あと6次産業化、これは既にもう取り組まれていることと思っております。そのあたりは、随時国の施策注視しながら、また昨年、今年度も含めていろいろな動きの中で農協との連携の中での動き、特に農産物の輸出等は先の先だんだん広がっていく可能性があるかと思っておりますので、推進のほうより強力によろしくお願ひしたいと思っております。

そういった部分では、国の農政改革、輸出の促進という部分、また6次産業化という部分では評価できるものではないかなというふうに思いますが、例えばここ10年間で所得を倍増、そして輸出額を1兆円にするということなのですが、依然先行きが見えないTPPの参加の問題も含めて、輸出が今の倍で約1兆円だということですから、仮に倍の1兆円になったとしても、TPPに参加をすると、そして政府の試算どおり国内農業生産が3兆円減少したとすれば、当然輸出だけでは埋め合わせはできないという単純計算になりますし、また所得倍増ということになりますと、名寄市の場合農業産出額ということでは今約90億円程度と、これも単純計算でありますけれども、180億円要ると、どうもやはりこれは現実的ではないなと。府県等では、ある程度近づく部分もあるのかもしれませんが、これは本当に農業者サイドとしても正直倍増まで要らないと、今の5割増しでも御の字だという、そういった声もやはりこれは現実としてあるわけで、そういう意味では現場の声がなかなか、これは私も地方議員にもそういった役目課せられていますので、なかなか国に地域の現状が届いていないのだなというところを実感しているところでもあります。そういった部分では、現場の実情と国の政策の実態との乖離というのが今回の農政

改革非常に大きい部分あるなというふうに思います。特に今回大きく4つの柱ということで、輸出の拡大、6次産業化、生産現場の強化、多面的機能の維持、発揮と4つの柱がある中で今回特に生産現場の強化ということについてちょっと議論させていただきたいと思っておりますが、この生産現場の強化という内容で大きく3つに分かれるのかなというふうに思います。もう既に始まっております米の生産調整の見直し、2つ目に農地中間管理機構と、これは27年度から本格稼働するという、新年度の予算づけもされておりますけれども、そして3つ目が規制改革、農協改革、農業委員会改革含めて、また農業生産法人の要件緩和ということで大きく3つに分かれるということなのですが、まず初めに特に先ほど御答弁の中でもありました農地中間管理機構についてということで実際の現場の御意見が出たということで、売買がやはり主体であるので、なかなか使いづらいと、地域の実態にはやはりなかなかそぐわないというものなのだかなというふうに思いますし、今年度公募したけれども、公募はなかったということでもあります。このことに関しては、現場では農地中間管理機構、この機構を使って農地を集約していくのはやはり名寄市の現状には合わない、という評価でよろしいのでしょうか、改めてお答えいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 農地の中間管理機構につきましては、その前段人・農地プランでのある意味でのそこから農地の集約化に向けたそういう機構がないかということで平成26年度において創設されたというふうになってございますけれども、正直申し上げまして名寄市の状況の中で農地の集積率が88%を超えてきている状況の中でさらに農地の集積をこの機構を使ってやるということがなかなか進んでいかないという状況であります。先ほどお話ししましたとおり、北海道全体もそうなのですが、基本的に農地を譲り渡

すということで賃貸借ということよりも売買ということでございます。ここ数年農業委員会の売買も好調に推移してございますけれども、そういった部分でリタイアする方は農地を売買してリタイアしていくということが基本的な考え方なのだろうというふうに思っております。そういった中で懇談会の中でも御意見ありましたとおり、この制度の中では入り口と出口の関係で、入り口もある程度めど的に相手がいないとなかなかこの制度に乗っていけないと。仮に数年間なければ、機構としてはもう面倒見ないというような話だったり、その後リタイアを予定して賃貸借で10年間を過ぎた後のその土地をどうしていくかと、その時点でまた戻されても非常にもうどうしようもないというような状況になってくるものですから、そういったところの整備、制度の中が名寄市の状況とは正直言ってなかなか乖離があるのかなというふうな認識は持っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） そういう部分で国の施策で打ち出している農地中間管理機構、北海道全体にもこれは言えるのかなと思いますけれども、なかなかマッチしない政策、これはそれぞれ北海道という大きな単位ばかりでなく、地域では農地の集約も含めてどうこれから先の農地を守っていくのかということ、これは行政も含めて関係団体、そして農業者、地域でしっかりとやっていかなければならないということにつながってくるのかなというふうに思いますけれども、農地の集積ということで人・農地プランのお話が今経済部長のほうから出ました。以前このことに関しては、国の政策にただ乗ると、補助金がつくから乗っていくのだという考えではなく、地域の農地をどうしていくのだというようなことを将来の設計図をつくるべくしっかりと話し合いをする場を多く持ってほしいということを私も再三申し上げてきたところですが、今の現状の進捗状況、現在の状

況等についてお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 人・農地プランの今の状況ということで、平成24年度から3年を経過いたしました。平成24年度につきましては、制度が当初ということで内容もちょっと駆け足に進んでいた部分があって、生産者の皆さんの状況を把握していたかということ、そういった部分もちょっと薄かったのかなという気はしておりましたけれども、その中でも市内の農政部長さんや農事組合さんに足を運ばせていただいてそれぞれの御意見をいただく取り組みをさせていただきました。平成25年、26年についても懇談会の中で議論をさせていただいておりますけれども、特にことしは農業推進アドバイザーということで専門の方をお願いをして取り組みを進めさせていただきました。その中では、特に今年度の関係につきましてはこのプラン、農地を集積する方を中心的な経営体ということで位置づけをさせていただきまして、いわゆる将来的に農地を出すという方は協力者というような形の位置づけ、さらには現状維持という方も3つのパターンでこのプランの中に位置づけさせていただくということになってございます。特に今回推進アドバイザーに個別面談をさせていただきまして、その数字の中、特に将来的にリタイアするという方が昨年は30戸ということで整理をさせていただいていましたけれども、本年度につきましては167戸の方がいらっしゃるということで、相当予想に反してそういった考えを実際にお持ちになっているという方の実態が把握できました。その懇談会の中でも出し手だけではなく、今度受ける方はどういう考えなのだろうねということが1つ27年度の課題に残っていますけれども、そこはひとつ考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。いずれにしても、こういった状況の中で将来的にもここ数年なのかわかりませんが、リタイアされるという方がこれだけ多くいらっしゃるというこ

とがあるのですけれども、地域の懇談会をしたら、その中で農地をこのプランの中で担い手にどういうふうに集約していくかという協議の話の中が工夫が相当要るのかなというふうに思っています。それは、同じ土俵の中に出し手と受け手の方がいらっしゃってなかなか話しづらい、当然若い人もいらっしゃれば、ベテランの方もいらっしゃるということになれば、同じ土俵でくるのは非常に難しいのかなと。そこら辺の工夫を少し入れていかないと、本当の意味での人・農地プランの地域の将来像を探るという意味ではちょっと課題があるのかなというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） 経済部長今大分正直というか、率直な御意見というか、お答えいただいたのだと思います。私もそういうお答え逆にいただきましたかったです。私本当に人・農地プランに関してしっかりやってください、やってくださいと今まで言っておきながらなんなのですけれども、ちょっとやっぱりここにきて手詰まり感も実際あるのかなというふうに、そういうお話も実際に聞くところでありまして、ではこの先どうしていったらいいのだということで多分経済部農務課のほうでも大分迷われているのではないかなというふうに思います。担い手の方の話、また地域のそういった話し合いに参加した方のお話聞きますと、例えば今部長からもお話ありましたけれども、いろんな世代の方がいる中で特に若い方やっぱり声出せない状況だと。年が上というか、私たちから見たら先輩方という言い方させていただきますけれども、先輩方に関してはここ正直な話ぴんときないのだと、自分があと5年、10年もてば、将来の設計図とかいったってこの先もある意味国の農政もどう進むか、25年度ですけれども、地区別の懇談会の意見の抜粋ということで私もいただいて意見として出ていますけれども、やっぱりそういった意見があったり、例えば担い手のほうの意見としては本当に今経済部長おっしゃったように

30戸から167戸に出し手がふえた中で受け手も限界ではないかと。受ける側もこれは限界だろうと。本当にいろんな話を聞いている中で、また経済部長正直に今の現状お答えいただきましたけれども、ちょっと手詰まり感があるのかなと。これは、今農務課のほうが中心になって進められる部分だと思いますけれども、そんな先行き、またこのプランに関して地域の話し合いもなかなか進まない、そして農地の集積ということだと思いますと、特にここ近年地区によっては大雨災害で毎年毎年繰り返し冠水を受けている、それは土地の立地条件も含めてなのですけれども、生産性が高くない農地、若い方からはそういった条件不利、また生産性の低い農地を将来的に無理して保全、また耕作していくことが本当にこれはいいことなのかというような率直な今意見も出ているのが現実です。そういった部分でこれは農業者サイド、また地域、現場サイドだけではなくて、本当にある意味本音で行政、また地域、農業者、そして関係団体も巻き込んでこの先の農地をどうするかという部分も含めて真剣に考えていかなければならないのかなというふうに私今感じているのですけれども、経済部所轄する副市長であります久保副市長、どのようにお考え持っていますかお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 山田議員からは、山田議員というよりも一農業者としてというお話での質問だったというふうに思っていますが、まさに核心をついてのお考えだというふうに思っております。地域の課題については将来を見据えてどうするかということについては本当に本気で考えなければいけないというふうに、私自身も経済部所管する副市長としても考えていかなければいけないというふうに共感しているところであります。さらに、先ほどからお話ありますとおり、地域の問題として押さえていかなければいけないという御指摘ございましたし、そういう面では地域の方

々としっかりと膝を交えて将来をどうするかということを考えていく必要があるだろうというふうに思っています。それぞれの地域の課題については、日ごろから山田議員からいただいておりますので、今後の対応としてどうしたらいいかということについて十分な答えになるかどうかわかりませんが、お答えをさせていただきたいと思っております。

まずは、今回農地の今後のあり方についてどうするかということで地元それぞれに入らせていただいて、先ほど経済部長からもお話しさせていただきましたが、やはりそれぞれの考え方というのが明らかになったということとアドバイザーがそれぞれ意見を聞く中で一定の考え方もお示しすることができたのではないかとこのように、こういうことも考えておまして、できればアドバイザーの利活用をしっかり進めていきたいなと思っております。そしてまた、地域の課題としては、特に大雨被害で生産性が上がらないということでもあります。これは、現実的に私どもも要望いただいて心傷めているのでありますけれども、具体的にどういうふうな対応していったらいいのか、あるいは国の施策を待っているのは遅いということも一部考えていかなければいけないと思っておりますし、昨日も田んぼダムのお話がございましたが、もともと田んぼダムというのは遊水地的な要素を持っているということでもあります。畑作地帯における遊水地がどうなのかということ、これらも含めて具体的に考えていく必要があるのではないかとこのように思っておりまして、これらの考え方を進めていただく上で必要なのは、やっぱり地域の中での推進をしていただけるリーダー的な方もその中で必要としていかなければいけないのかなというふうに思っています。さらに、私ども職員も異動等ありまして専門的ではありませんけれども、それぞれ地域の悩みを一緒に考えるということではできないのではないかとこのように思っていますので、この辺は膝を突き合わせてしっかりと将来の懸案事項について協議をさせていただくというふ

うに考えておりますので、この点については27年度経済部長ともども私も進めさせていただきたいと思っておりますので、決意を述べさせていただいて私からの答弁にかえさせていただきます。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） ありがとうございます。そういった形で若い方々本当に切実に先が見えないという状況なのだと思います。膝を交えていろんな話をしていく中で解決策を探っていただきたいなというふうに思いますし、またさっきの話にちょっと戻りますけれども、人・農地プラン、その話し合いに関しても、これはまず農地をどうするかということが入り口にあるから話し合いがうまくいかないのではないのかなというふうに思います。基本的には将来の農地ということではなくて、地域をどうするかということがまず最初になると、その重要な地域の構成要素の中の一つとして農地をではどうするという話し合いにならないとやっぱり進んでいかないのではないのでしょうか。そういった部分では、これから個々の農業経営ということだけではなくて、地域経営というのでしょうか、農村経営というのでしょうか、そういった部分も地域として考えていかなければならない、それは大規模というか、法人化なのか共同でいろんなことをやっていくというのか、そういったことも含めて考えていかなければならないのかなというふうに思います。

ちょっとしたことを御紹介しておきたいのですが、そういった部分で若い担い手の方が今そんな気持ちの中からはまずきっかけはちょっとしたことなのです。今までそれぞれ地域の中で4つ、5つに分かれて今時期ちょうど、きょうはひどい雪が降ってあれですけども、融雪剤の散布をそれぞれの地区ごとに分けて、智恵文という小さな地域でも4つ、5つに分かれてやっていたのですけれども、非常に戸数も減ってきているというのとオペレーター、機械作業する人間も人数が限ら

れてくる中で今までどおりの面積をやっていかなければならないという中で、そのそれぞれあった作業の組合を一つにしてオペレーター組合というのを立ち上げました。きっかけは、ちょっとしたスノーモビルの融雪剤散布のものを地域で一つにしてしまおうという動きなのですけれども、もしかしたらこの先そのオペレーター組合が例えば地域の、今小麦の刈り取りもそれぞれの地区別にやっているのもちらっと聞いたのです、実は、そういうことも考えていると言いました、若い方々。人・農地プランの話し合いの中でも、自分たち言葉にしたい部分も先輩方がいる中でなかなかどうしていくのがいいのか言葉にできないという中で、担い手の方みずからがそういう形で先を見て個々が残るといよりもみんなで生き残ろうではないかという思いだそうです。そういった動き逐次捉えていただいて、行政として、また支援があればどんどん、どんどん大きなこともできるのでしょうし、そういった部分で午前中の先輩議員それぞれの対話と連携ではないですけれども、ぜひしっかりと担い手の皆さんと膝を交えて話し合っただけで農業の先行きしっかりと道筋をつけていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは次に、教育のほうの關係に参りたいと思います。まず、地域資源を生かした教育の推進ということで、それぞれ施設設備、教育に関していろんな活用されて取り組んでいられるということでありました。人材等の活用もいろいろとされているということでお答えをいただきましたが、地域資源ということで申し上げますと自然環境、名寄は、この地域は本当に恵まれた自然環境があるなというふうに私も当然感じているのですけれども、その中でもきのうからきょうにかけて2月降らなかった分一気に降りましたけれども、やはり雪、先ほど質問の通告書見たら、この後の大石議員が雪育という内容で御質問されるということでありまして、私も雪を生かした取り組みという、雪育という言葉は大石議員に任せたいと

思いますけれども、やはり名寄、いずれにしても半年は雪に埋もれているわけでありまして、教育に関してももっと雪を生かした教育をさらに充実させるべきではないかなというふうに考えると、ころですけれども、冬、雪を生かした何かそういった教育、どのような取り組み今まであったか、今後どのような形でさらに充実させていくか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今議員のほうから御質問がありました雪に親しむ取り組みということでありまして、北海道におきましては雪は身近な環境であるとともに、冬のスポーツを行う上では大切な資源でもあります。冬の季節を厳しい自然の中で生活するための知恵や自然の美しさ、スポーツの楽しさなどを雪から学ぶ絶好の機会と捉え、雪を有効に活用した取り組みを工夫することが大切であるというふうに考えております。例えば小学校では、生活科において寒い冬に雪や氷を使った遊びを工夫して遊ぶ学習のほかに、冬の自然に親しむ態度や健やかな体を育てるため児童会活動によるかまくらづくりやPTA活動における雪像、綱引きを行うなど親子ミニ運動会等を実施しております。中学校では、思いやりの心や豊かな情操を育てるため、高齢者住宅の除雪ボランティアや美術部による雪像作製等を行っております。各学校におきましては、今後とも児童生徒や家庭、地域の実態に応じ創意工夫をして雪に親しむ取り組みを今後も進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） まず、雪を少しでも好きになってもらうというか、そういった中で学校教育においても進めていただきたいと思うのですが、やっぱりどうしても雪ということでは私スキーのことを出さざるを得ないのですけれども、学校教育という観点からいうとスキー授業なのですけれども、回数、時間ということだけではなくて、

回数も多くやっていただければよりいいのですが、そう簡単にはいかないのでしょうかけれども、やはり中身の充実、前も申し上げたことあったかもしれませんが、教えられる先生と教えられない先生、先生によっても好き嫌いありますので、スキーが嫌いな先生に教わった子供ってやっぱりスキー好きになれないのです。ですから、やっぱり中身の充実というのを何か工夫していただきたいなというふうに思います。これは、先生方に対しての何か講習会だとか、指導に関しての、子供たちを教える前に先生方に講習会か何かできないかという、そういった可能性あるのかなのかお伺いしたいのと、あと1点、技術を教える教えないの前に、これちょっと済みません、実例として、私もこの冬もスキー授業にかかわらせていただいてスキー場に行かせていただく機会があって、たくさん学校が来ていますけれども、見ていますとやっぱりスキーを実際に教えられない先生の班の授業って非常に危険なのです、実は。自由にフリー滑走とかもあるのですけれども、まず子供たちに最低限スキー場でのマナーを教えないので、子供たちがほかの学校が授業やっている横を猛スピードですり抜けていたりですとか、例えば午前中は授業やって午後からフリー滑走するよといったときに子供たちだけゲレンデに放ってしまって先生方がゲレンデにいないでロッジで休んでいるといった状況もあって、非常にこれ一般のお客様にも危険ですし、ほかの学校の先生からも危険ではないかというお話二、三をいただきました。幸いスキー場で今シーズンは学校の授業ということでは事故はなかったそうですけれども、万一そういう事故が起こってからでは本当に遅いのです、そういった対応もできればしていただきたいと思いますが、御見解を伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 学校でのスキー授業に関して議員のほうからお話がありました。1つ

目の指導者の関係でありますけれども、先生方もスキーを子供のころからやっていた先生が減っている状況とか実際にあります。そういった面では、言われるようになかなか滑れない先生から教えてもらうとおもしろくないというのもあるかというふうに思いますけれども、そういった面では学校の教職員だけではなく、地域の方、保護者、ボランティアの方、場合によってはスキー連盟の方等々技術、技能を持っている方の協力を得ながらスキー授業を取り組んでまいりますので、そういった方も今後活用しながら充実したスキー授業に取り組んでまいりたいというふうに考えていますので、御理解をお願いいたします。

2点目にありましたスキー授業の安全対策、確保の部分でありますけれども、議員からありましたようにスキー授業において自由滑走の時間に教員が滑走コースにいない状況については、事故の未然防止や事故発生時の適切な対応等の観点から望ましいことではないというふうに考えているところであります。そのような指導の状況があれば、学校には事故防止を最優先し、すぐに指導方法、指導体制を改善するようお願いしてまいりたいというふうに考えています。改善事項の1点目は、事前に生徒に対し技能に合った斜面やスピードで滑る、安全に十分留意し、他人に迷惑をかけない、無理な追い越しはしないなど具体的な指示指導をするようお願いをしています。また、自由滑走の範囲を限定したり、児童生徒に事故の発生が予測される場所や状況等を具体的に説明するようお願いをしています。2点目は、自由滑走の時間にも教員は児童生徒が個々の能力に応じた斜面と滑り方を選択しているかを常に把握しながら、安全を優先したルールの徹底などについて児童生徒に指導をお願いをしています。3点目には、学校のスキー授業の単元計画を安全に関する内容と評価の観点から見直し、改善を図るよう促しているところであります。なお、中学校におきましては、教科担任制を原則としていますので、体育、健康に

関する指導が保健体育担当の教員に任されている場合もあります。しかし、体育、保健に関する指導は学校の教育活動全体を通して適切に行われるべきでありますので、その効果を上げるためには保健体育科担当教員だけではなく、全職員の理解と協力を得られるよう学校の実態に応じた指導体制の工夫に努めていただき、スキーなど体育の指導に関する実技研修を行うなど、組織的に進めていくよう学校をお願いをして安全対策に努めていただくよう指導をしているところであります。また、そういった事例等があれば、教育委員会のほうに御連絡いただければ早急に対応してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） よろしくお願ひいたします。

時間もなくなりました。最後になります。教育都市名寄として目指すべき姿、教育長から直接御答弁をいただきました。ありがとうございます。本当に済みません。ざっくりとした質問内容で大変申しわけなかったのですが、実はこれ私も最近地域の人間の一人として、また保護者の一人としてどういう姿が理想なのだろうと多々考えることがこういう立場をいただいてからも含めて本当に多くあります。教育長なりのこの名寄において目指すべき理想の教育の姿というのを教育長の本音をお伺いしたかったというのが本心なのですが、改めてお伺いしたいと思うのですが、私は今地域がそういった方向に進もうとしているという部分もあってということもあるのですが、やはり地域コミュニティというものが教育の基礎ではないかというふうに最近考えることが多くあります。地域がもっと学校教育にどんどん入っていくべきではないかというふうに思っているのですが、最後教育長なりのお考え、名寄の教育に対してのお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今山田議員のほうからお話にありました学校、家庭、地域社会の連携のあり方というのでしょうか、これについてのお話でございましたけれども、私もよく一般的に学校と家庭、地域社会が連携してだとか、もっと進んだ表現としては学校と地域社会が一体となつてという、そういう言葉気軽に使うのですけれども、非常に子供たちを育てるに大事な方法論なのです、連携というのは。だと思ひまして、常日ごろからこのことについては考えております。基本的には、やはり子供たちの生きる力を育てるために連携があるのだということと、それとそのため学校と家庭と地域がそれぞれ役割を持っているわけですから、その役割は十分に果たしていかなければならない、それぞれの役割を果たしながら子供たちを育てていくということが非常に大事なことだと思ひております。そして、現在コミュニティーが希薄になっているだとかと指摘されておりますけれども、子供たちが抱える課題を地域ぐるみで解決して質の高いよりよい教育を提供すると、そのために学校、家庭、地域社会が協力し合うのだと、これをやはり根本的な考え方としておくべきであろうと思ひます。

今そういう状況の中、もう御承知のことと思ひますけれども、文部科学省では学校、家庭、地域社会の連携に関する制度の一つとしてコミュニティースクール、これを積極的に導入しようとしております。前もお話ししたのですけれども、本道におけるコミュニティースクールについては三笠市でやっておりまして、ここでは小規模校の統合によって従来の地域に密着した学校運営というのでしょうか、それを行うことが困難になったということと中1ギャップ、これを解消するために小中一貫制度とコミュニティースクール、これを同時に取り入れて小中一貫教育、小中一貫コミュニティースクールということで導入したわけでありまして。また、現在全国の各地で家庭や地域における子供の社会性を育てる機能が弱っているという

ことと、それと小規模校では十分な集団を確保できない地域、これも確かに多くなっております。そんなことから、小中一貫教育を導入して、そしてより多くの多様な教師が子供たちにかかわるといふ、そういう体制をつくったり、地域の教育力を積極的に学校に取り入れるのだということによって地域コミュニティの核としての学校、これを実現するという動きが各地域で今出ているということでございます。本市におきましても例えば学校や地域が一体となって、いわゆる山田議員のところの智恵文小学校、智恵文中学校において今小中一貫教育のモデル的な取り組みをスタートさせようとしているところでございますし、名寄東小学校、これは平成2年から行っていますけれども、コミュニティスクールと類似した、こういう取り組みを行っているところでございます。したがって、こういう状況を踏まえまして、現在文部科学省がコミュニティスクールの導入を積極的に推し進めようとしている状況を踏まえまして、今後教育委員会といたしましても三笠市における地域の特色や小規模校の特性を生かした取り組みなど全国のコミュニティスクールの取り組みについて情報の収集に当たろうと思っております。そして、智恵文地区における学校と地域が一体となった小中一貫の取り組みでありますとか、東小のコミュニティセンターの取り組み等の成果を踏まえて学校と地域が一体となった望ましい学校教育のあり方について今後調査研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

15時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時12分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

加藤市長の市政執行に関して外2件を、大石健

二議員。

○9番（大石健二議員） 新緑風会の大石健二でございます。議長より御指名をいただきましたので、これより通告に従い3件7項目について質問を行います。

最初に、加藤市長の市政執行についてお尋ねをいたします。今定例会初日に行われた平成27年度市政執行方針の中で、国のまち・ひと・しごと創生法施行を受けて名寄市においても（仮称）名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを策定し、人口減少の抑制や都市への人口流出の是正などの課題解決に向けた取り組みを本格化させてしています。この人口ビジョンと歩調を合わせて策定される総合戦略の基本的な方針や策定工程、策定的手法と運用、戦略の期待値と効果測定などについて御答弁願います。

また、人口減少の根本原因でもある少子化対策の基本姿勢について御答弁願います。

あわせて、本年2月末で30.7%の高齢化率となり、文字どおり超高齢社会となった名寄市において65歳以上の市民が50%を超える限界地区、限界町内会の現状とそれによってもたらされる買い物や通院などの複合的な不都合をこうむる限界難民の対策についても御答弁願います。

次に、名寄市の行財政運営から、交流居住等の積極的な推進策についてお聞きをいたします。本市の魅力や生活環境のよさを知っていただくために風連地区に設けられたお試し移住住宅2棟の利用が好調とのこと。新年度は、さらに外溝整備を行うことでより住環境が向上し、道内外からより多くの方々に快適な移住体験をしていただくとの計画でございますが、この移住促進施策の効果測定について御答弁をお願いいたします。

同じく名寄市の行財政運営から、商工業振興策についてお聞きをしてみたいです。名寄市は、新年度に本市の将来の商工業のあり方を見据え、現行の中小企業振興条例及び同施行規則の見直しで空き店舗対策と企業支援、後継者育成などの制度

や施策の拡充を図るとしてはありますが、具体的にはどのような改正で制度や施策拡充をしているのか、御答弁をお願いいたします。

最後に、市民の声から2項目、最初に風連地区の温浴施設の誘致及び建設についてお聞きをいたします。平成24年に望湖台センターハウスが閉館して以来、風連地区には地域の皆さんが気軽に利用できる温浴施設がございません。このため同地区の関係団体では、地区住民の憩いの場、地域活性化などの観点から地域住民を対象に意識調査を行い、その結果半数以上の方が施設の必要性を訴えています。こうした地域住民の強い要望や意向に市としてどのような対応を検討しているのか、御答弁をお願いいたします。

同じく市民の声から2点目、雪育の取り組みについてお聞きをいたします。名寄市は、かつて国体開催にちなんでスキー市技のまちを標榜し、雪質日本一を掲げていました。また、平成元年度に北海道の戦略プロジェクト、利雪・親雪プログラムのモデル都市に指定され、それを契機に市は冬を楽しく暮らす条例を制定し、さまざまな分野で雪や氷、寒さに対する取り組みを行ってきました。しかしながら、昨今のレジャーの多様化や教育カリキュラムの教育時数の減少などにより、児童生徒を対象とした名寄市の冬季の地域資源を最大限に活用した取り組みがいささか変容しつつあるという指摘もあり、児童生徒を初め市民を対象とした雪育についての考え方及び取り組みについて御答弁をお願いいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 大石議員から大項目で3点にわたっての御質問いただきました。大項目1を私から、大項目2及び大項目3の小項目1は営業戦略室長、小項目2については総務部長からの答弁となります。よろしく願いいたします。

大項目1、加藤市長の市政執行に関して、小項目1、平成27年度市政執行方針から、名寄市の

地方創生総合戦略について申し上げます。本市における地方創生の取り組みを全庁的に推進をするため、先月名寄市まち・ひと・しごと創生本部を設置をし、平成27年中に今後5カ年の施策の方向性を示す名寄版総合戦略を策定をすることとしたところであります。総合戦略の策定に当たっては、人口の現状や将来人口について分析を行った上で2060年までを対象期間として目指すべき将来の方向、人口の将来展望を示すこととしておりまして、この将来展望を踏まえるとともに、外部策定審議会や懇談会などの実施により市民の御意見もお伺いし、官民が一体となって雇用の創出や交流人口の拡大、子育て支援の充実、あるいは市町村間連携に加えて市立大学の機能強化など、本市の実情に沿った地域性のある総合戦略となるように努めてまいります。また、この総合戦略に盛り込む政策分野ごとの基本目標には数値目標を設定することとされておりまして、今後適正な数値目標について検討するとともに、総合戦略の策定後においてはこの数値目標の検証を行うことにより総合戦略の実効性を確保してまいりたいと考えております。

少子化対策につきまして、国はまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえると掲げております。当市の子育て環境の充実といたしましては、妊娠が判明してから出産、子育てまで切れ目のない支援が行き届くよう関係部署が連携をし、体制を整えてございます。支援内容といたしましては、保健センターが実施をしている妊婦一般健康診査、生後4カ月までに全戸を訪問し、健診や予防接種の案内や相談を行うこんにちは赤ちゃん訪問などを実施をしており、こども未来課では親子の居場所づくりとして子育て支援センターを運営をし、多世代交流の場の提供といたしまして平成24年度から親子お出かけバスツアーなどを実施をしております。出産後の育児の悩みについては、保健センターとこども未来課が連携をし、個別支

援が必要な場合には保健センターや子育て支援センターの職員がお宅を訪問し、お母さんへ寄り添った支援も行ってきております。また、子育て環境では、名寄市立総合病院の小児科医24時間配置、平成26年8月診療分から乳幼児等医療費助成の独自拡大を行ってまいりました。今後の支援といたしましては、子ども・子育て支援法第59条でうたわれている地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施をし、子育て世代の支援を継続をしていくことにより安心して子供を産み育てることができる環境づくりに取り組んでまいります。

小項目3の長寿化等による限界地区対策についてでございます。限界集落につきましては、65歳以上の高齢者が集落における人口の半数を超えており、冠婚葬祭を初めとした社会的共同生活の維持が困難な状況に置かれているものと言われてございます。町内会単位でその一つの目安である高齢化率50%以上で見えますと、平成27年1月末現在で名寄地区で3町内会、風連及び智恵文地区でそれぞれ1町内会ずつ計5つの町内会が該当しておりまして、今後におきましても多くの町内会において高齢化が進むことが想定をされます。北海道が策定をしている北海道における集落対策の方向性において、必要とされる対策の視点として生活交通や高齢者支援、移住、定住などが示されており、本市におきましても配食及び除雪のサービス事業や地域見守りネットワーク事業、保健推進委員による地域との連携事業や地域協議に基づくデマンド型交通の実施に加え、地域おこし協力隊にも取り組んできておりますが、改めて平成27年度から着手をいたします第2次総合計画の検討の中で高齢者に対する多様な支援についての検討も行っていきたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 大項目2、名寄市の行財政運営からについて、小項目1、交流居住等の積極的な推進策に関して、お試し移住住宅

の現状課題とその対策についてお答えいたします。

当市の移住体験住宅、名寄市お試し移住住宅は、平成25年7月から1棟目の運用を開始し、9月までの2カ月の間に利用希望者が重なるなど好調で、そのうち1件は正式な移住に結びついたことなどから、平成26年度には隣接するもう一棟を整備し、同年7月から2棟体制となりました。その結果、平成25年度に夏期のみ3件だった利用が平成26年度には夏期6件となり、課題であった冬期間も3件の利用がございました。さらに、新年度の利用希望も本年11月まで既に9件の問い合わせを受けている状況であります。当市のお試し移住住宅は、旧風連高校の空き教員住宅を改修整備し、利用者がすぐに生活できるように家財道具等を用意しております。その際予算も限られていることから、新品を購入するのではなく、市の遊休物品等を活用しているためふぞろいな調度品などもございます。お試し移住住宅の利用者には退去時にアンケートをとっておりますが、利用料が夏期は1棟1日500円、冬期が1,000円と低料金であることもあり、この値段で名寄市での生活を体験できるのはありがたいといった好意的な御意見が多く、御要望としてはウォシュレットの設置やインターネット環境の整備が挙げられます。これらの御要望に応えるため、ウォシュレットについては今年度において設置し、インターネット環境については平成27年度当初予算でワイファイ環境整備に関する予算を要求しているところであります。お試し移住住宅は、移住希望者に当市での生活を体験していただくことを目的としているため、利用開始時にこの住宅の利用上の注意点やごみの出し方、当市の概要や各種施設等の説明をした後は自由に行動していただいております。住宅内に各種施設に関する資料を設置し、転入者向け公共施設無料お試しチケットをお渡ししており、アンケートの回答によると市内の多くの施設を利用いただいております。移住は、観光のように一度訪れてみるといったものではなく、人

生における大きな決断を伴うことから、お試し移住住宅の利用者が移住するような成果がすぐにはあらわれるものではありませんが、毎年首都圏で開催される移住フェアでは相談に来るほとんどの方が移住体験住宅の有無を重視しており、お試し移住住宅を整備したことは移住希望者に対して本市での移住を検討いただくための大きなインセンティブになっております。今後は、地方創生に基づく地方版総合戦略における協議なども踏まえ、市街地における移住体験住宅の可能性や空き家の移住者向け活用などについて検討するなど、地道に取り組みを継続してまいります。

続きまして、小項目2、商工業振興等に関して、名寄市中小企業振興条例等の見直しの現状と課題についてお答えいたします。今回の名寄市中小企業振興条例の見直しにつきましては、本市の商工業の振興を図る上での基本理念、さらには市、経済団体、中小企業者の役割や商業活動の中で協力が不可欠な市民の理解などを規定し、本市の商工業をどのような考え方で進めていくべきかを明確化することが必要と考えており、これらを踏まえた上で具体的な施策について検討してまいります。次に、施行規則に係る支援制度改正の主なものにつきましては、本市の将来の商店街等の状況を見据え、現に経営している事業者が今後も継続していくためには担い手を奨励する支援策として事業継承に係る制度の創設も必要となっております。具体的には、今後御意見をいただきながら中小企業者減少に歯どめをかける有効な対策となるよう協議してまいります。また、空き地、空き店舗対策を行う上で市外からの新たに本市で創業する方を支援する制度も検討しなければ、人口減が続く中で空き地、空き店舗の減少を食い止め、店舗数を維持、増加するためには必要不可欠な取り組みであると考えております。さらには、人材不足を改善するためには市外からの人材確保も必要となっており、そのために名寄での就職へのきっかけづくりに視点を当てた施策も検討する必要があるま

す。ほかにも検討すべき課題も数多くございますので、先進的な取り組みや各事業主などからの御意見を参考として中小企業振興審議会及び事業主から構成される検討委員会で検討してまいります。

続きまして、大項目3、市民の声から、小項目1、風連地区の温浴施設の誘致及び建設等に関して、その可能性と実現に向けた取り組みについてお答えいたします。温浴施設につきましては、市として財政的に1自治体で2つの公共温泉の運営は難しいとして、平成24年3月をもって望湖台自然公園のセンターハウスを閉鎖し、市民の皆様にはなよろ温泉サンプラーを御利用いただいております。昨年風連商工会が実施した風連地区住民を対象とした温浴施設に関するアンケートでは、約66%が温浴施設の整備を望んでいるとの結果が出されたところでありますが、先ほども申し上げましたとおり公共温泉に関する市の考え方は一定の結論づけをいたしましたので、民間投資による建設の可能性などを含めて関係機関と情報交換を行ってまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私からは、小項目2の名寄市の雪育への取り組みなどに関して、現状の課題と実現に向けた取り組みはについて申し上げます。

本市では、現総合計画における雪を生かし雪に強いまちづくりの推進として、名寄の冬を楽しく暮らす条例に基づき名寄市利雪親雪推進市民委員会を設置しまして、官民がそれぞれの役割を果たしながらこれまでもさまざまな取り組みを進めてまいりました。雪育との表現につきましては、まだ一般的には定義がされていないものと思いますが、民間の事業の中では雪育と称してスキーやスノーボード体験を通じて雪と親しみながら子供の心と体の成長を促すことを趣旨とした取り組みなどが紹介されてございます。このような観点から、該当すると思われる本市の事業について申し上

げますと、杉並区小学生体験交流事業、学校教育の中でのアルペンスキーや歩くスキーの事業、社会教育では北国博物館の小さな自然観察クラブ、市民文化センターの市民講座や子ども会の事業、市民スキーの日、歩くスキー大会、ほかには児童センターや各公民館での事業などが挙げられます。雪は、時には事故や災害をもたらす要因でもございますが、私たち市民にとっては良質な雪がとて身近にあることを再認識をし、冬に強いまちづくりを進めるとともに、雪や寒さを生かし、冬の生活を楽しいものとするため今後も各種の事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。それでは、いただいた答弁をもとに再質問を行ってまいりたいと思います。順序に入り繰りがあるかと思いますが、あらかじめ御承知お祈りいたします。

最初に、人口ビジョン、総合戦略についてお聞きをしております。工程表では、人口ビジョンが7月末まで、総合戦略はこの人口ビジョンを受けて12月中ぐらいまでに策定するという、そのような予定になってございます。私もこの人口ビジョン、総合戦略について手引書なりガイドラインなり入手しながら理解に努めましたけれども、なかなか公文書の難解な構成に大変骨が折れました。これから人口ビジョンあるいは総合戦略を策定されていく御担当の方は、その御苦労も十分認識をしながらお聞きをしてみたいなと思っておりますが、まだ漠としてその内容がつかめていないところがございますので、お教えをいただきながら御答弁をいただきたいと思っております。この人口ビジョンあるいは総合戦略を策定することによって一体何がどうなるのか、策定することによって何がもたらされるのか、簡単にわかりやすく御説明をいただければ大変助かりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） なかなか簡単に一言で言いあらわせるかどうかについては、ちょっと自信のないところもありますけれども、いずれにいたしましても今回のまち・ひと・しごと創生については人口減少に対して日本全国でどう取り組んでいくかというのが主眼となっています。特に今回の特徴については、これまでは例えば過疎地域での対策については過疎地域だけの取り組みということでありましたけれども、今回は東京一極集中というのに歯どめをかけて、そこに行く人口に歯どめをかけて地域のほうにも人を移入させるということで、都市も過疎地域も含めて全国的に取り組むというのが一つの大きな特徴なのかなというふうに思っております。さらに、今回の特徴は、これまではそういう人口ビジョンというような一定程度数字に基づいた分析のもとに、細かい分析のもとになかなかビジョンをつくるというふうにはなっておりませんでしたので、今回は人口ビジョンという一つの数字的なものの上にまちの将来ビジョンをつくるということと、そのビジョンを実現するための戦略について地方版の総合戦略をつくるということで2つに分かれているという意味ではこれまでも増して細かいといえますか、丁寧な計画づくりになるのかなというふうに思っております。特に戦略につきましては、これは国のほうでも出しているように仕事と人を好循環のもとにどう地域をつくっていくのかということになっていきますので、どういうふうに地域で雇用を生んでいくのか、あるいはどのように人を呼んでくるのか、さらにはそこで暮らす人たち、これは移住してきた人も含めてですけれども、そこに住む人たちが安心して結婚し、子供を産み、子供を育てていく、そういう環境をどうつくれるのかということ具体的には総合戦略の中で示していくという、そういった中身になるというふうに理解しております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） 大変わかりやすい説明で理解も容易になってくるのだらうと思いますけれども、答弁の中でお話がありました基本目標に数値目標を設定して、策定後はこの目標設定に対して数値目標の検証を行うのだと、そしてその戦略の実効性を測定するというふうにお答えがあったかなと思うのですけれども、これまでいろんな推計値や推定値が発表されているのですけれども、意外と大きく外れるケースがあったなという過去の歴史もございますので、目標値の設定については安直な期待値だとか、漠然とした希望値を書き連ねることなく、現実の姿を提示して住民と一緒に対策を考えていく、そういう姿勢が必要なのだろうなと思いますけれども、この数値目標の精度というのでしょうか、どこまで高めるような手法があるのか、あれば教えていただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 目標をどこまで正確に出せるかということで、これはある意味では私たちが予測する以上に社会というのは短期間の間に目まぐるしく動いているというのもありますので、目標にどこまで近づけるかについては結果としてわからない部分ありますけれども、今回の人口ビジョンあるいは総合戦略をつくるに当たっては国のほうでさきの質問にもありましたけれども、ビッグデータを提供するというふうになっています。これは、日本全国のデータを取りまとめたものを一つのシステムとしてまとめてそれぞれ地域のほうで活用できるというものを国が提供すると言っておりますので、それはビッグデータというぐらいですから、かなり全国津々浦々のデータをもとに分析ができるというふうになりますので、そういった意味ではこれまでよりもより精度の高い目標設定ができるものというふうに認識しております。さらには、人的支援の部分でもこの間支援がありましたけれども、シティーマネジャーについてはちょっと難しいという話させていた

だきましたけれども、コンシェルジュの関係については希望する市町村はそれぞれ使えるということでありまして、このコンシェルジュになっている方たちについてはそれぞれの地域に対して何らかのかかわりのある人というふうになっています。特に北海道では、北海道にゆかりのある方、あるいは北海道に関心のある方がこのコンシェルジュをやるということでありまして、そういった意味ではこういった方たちの助言も北海道、さらに名寄になじんだ助言もいただけたと思っていますので、これらを活用してできる限り精度の高い推計をしていきたい、そのように考えてございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） それでは、質問が多いので、次に移ってまいりたいと思えます。これに関しては、少子化対策についてお聞きをしてみたい。

昨年の12月の末だったかなと思うのですが、京都府の笠置町という町で昨年出生ゼロというような新聞記事の見出しが躍りました。出生率の向上の対策に悩む自治体においては、かなり大きな関心を呼んだというふうに記事に書いてございましたけれども、こうした状況をもとに人口ビジョンあるいは総合戦略の中で特殊出生率も多分数値目標が上がってくるのだらうと思うのですけれども、名寄市は1.59というような数字が出ていますけれども、どの程度の目標数値の設定になるか、今のところまだ漠としてわからないというところがあるかもしれません。ただ、どのような数値になるのか、今の段階でわかればお教えいただきたい。ただ、現状を考えていきますと、核家族化によって子育て機能の低下だとか、あるいは民間の育児休業の取得が名寄市ではちょっとつかめないというお話ですから、こういう民間における育児の取得の状態だとか、あるいは最近妊娠された女性に対する職場での環境がよくないというマタニティーハラスメントというような言葉も出てきているようだけれども、こうした支援体制も

十分でないままに果たしてどのような数値が設定できるのか、もし今の段階でわかるのであれば、どういった数値を目標に設定していきたいという希望があるのかお教えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 名寄市の場合、合計特殊出生率が1.52ということで、これは平成22年から24年の間の数字なのですが、全国平均よりも高いということで、出生者数も住基の月報で見ていくとゼロ歳児は23年度は245人、24年度は270人、25年は222人、そして26年はまた240人ということで、大体230から240ぐらい平均して生まれているという状況でありまして、昨日の高橋議員からの御質問にもお答えしたところでですけども、母子健康手帳を交付する場合、大体半分の方が転入者ということでありまして、名寄は比較的公務員が多い地域でもありますので、若い世代の方がこちらに転入されて、そして出産されると。ただ、14歳未満の年少人口については年々減少しております。ですので、小学生に上がるぐらいにまた子供を連れられて転出されるというような状況もあるのかということもありますので、この1.52というのがそのまま子供の数に反映していくかということ、なかなかそういう状況でもありませんが、少なくともこの1.52という線は確保したいと思いますが、実際人口がふえていくというのは今言われているのは合計特殊出生率で2.07から2.08の間、1人の方が2人以上産んでいただかないと人口は維持できないというような状況もありますので、国においては2060年でしたか、1億人切らないということで出生率1.8を目標に掲げているというような状況も伺っておりますので、そこら辺を勘案しながら戦略会議の中で検討してまいりたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） わかりました。私もちょっと名寄の統計だとか住民基本台帳から数字を

拾ってみました。20代から30代の女性人口ちょっと拾ってみたのですが、平成22年2月で3,472人、昨年末で3,059人と20代から30代の女性がこの5年間ほどで413人ぐらい着実に減少しているというような数字が出ていました。また、結婚し、子供を産み育てたいというその思いを広げるには、雇用の安定、これは後ほど中小企業振興条例のところでもちょっと触れたいと思いますが、雇用の安定や賃金引き上げ、あるいは先ほど申し上げた子育て機能が核家族化によって減退していると、そういった中で子育てに対する裾野の広い環境整備が必要だなというふうに感じます。ただ、出生率が1.90で道内で最高の日高管内のえりも町だと思うのですけれども、ここの特徴を見ますと失業者が少ない、3世代同居という極めて特色が出ているのですけれども、特殊出生率の算定に当たってはこうした先進地と呼べるかどうかわかりませんが、極めて異色の特筆すべき地域についても現地に足を運んで市民が実感として幸福が感じられる名寄市のまちづくりに生かす考えがあるかどうかお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先般も道内の中でも出生率の高い市町村のデータ出ておりまして、その中でも名寄市もちょっと特殊な自治体立地の中で出生率が高いということで北海道の中でも取り上げていただいている一市であります。大体この状況は共通点がありまして、まずはやはり若い方たちの雇用の場がしっかりあるかどうかということと今議員がお話されていたように子育て環境、つまりは3世代同居も含めた子供をしっかりと預かっていただけるような場所があるのかとか、さらには衛星都市といいますか、中核都市に近いいわゆるベッドタウン型の市町村でそうした傾向が見られているのですが、一定のもう既に大体統計としてその要因がわかっている状況だというふうに認識をしています。名寄市においては、今特筆すべきは公務員が非常に多いということで、このこ

とで非常に出生率が高いということがあろうと思います。そこをしっかりとキープをしていくということをこれから戦略として考えていかなければならぬでしょうけれども、一方で公務員の方は当然親御さんがそこにいらっしゃらないで異動される方が多いということでしょうから、そうした部分で子育て支援に関してもほかの自治体とはまた違った取り組み、工夫を求められるのかなというふうにも思っているところでもあります。いずれにいたしましても、先ほどビッグデータという話もありましたけれども、多様な事例情報はありますので、当然先進的なそうした自治体の事例も踏まえながら名寄市ならではの強み、弱みをしっかりと把握をしていく中での戦略をつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） ありがとうございます。

それでは、続いて長寿化による限界地区、町内会についてお聞きをしてみたいと思います。名寄市の高齢化率は、先月末で30.7%台と大台の30%台に乗ってよいよもって3人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢社会というふうになりました、名寄も。高齢化率は、1年で1ポイント加算されるということですから、このまま現状で推移すると、あと十八、九年で名寄市は、収束しない状態で十八、九年で50%台となって名寄市自体が限界自治体となる可能性も見えてきたと。数字上のことですが、限界自治体という可能性も見えてきたなというふうに感じます。

ところで、答弁でございました名寄地区で3町内会、風連、智恵文でそれぞれ1町内会の5町内会でいわば65歳以上、人口比で50%以上という限界町内会ということでしたけれども、これは町内会名というのは明らかにはできないものなのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） これは、あくまでも私どもが単純に高齢化率50%以上ということで

調べただけでありますので、正確な意味での限界集落に当たるかどうかについては少し疑義のあるところというものをお含みいただいております。ただ、名寄地区3カ所につきましては共和、さらには弥生、内湊、この3町内会が50%を超えるという状況になります。また、智恵文地区では、智西が50%を超える状況になっています。さらに、風連地区でいきますと、西風連が50%を超えるという状況になっておりますので、お知らせをさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） わかりました。限界集落には5つの区分、5段階あるというふうに言われていますけれども、存続、準限界、限界、超限界、消滅集落というふうな5つあるのですけれども、限界集落の前段である55歳以上の高齢者が人口比50%という、この準限界集落というのは押さえておられるのでしょうか。予備軍なのですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） おおむね30町内会程度でございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） わかりました。先ほど申し上げたように名寄市自体が十八、九年ぐらいには人口比で50%を超える限界自治体が見えてきたというのは、意外と真実味を帯びてくるのだなというふうに今感じているところですが、ところでこの限界町内会、地区、あるいはこういうところにお住まいの皆さんの日常生活あるいは社会生活を送る上でいろんな複合的な支障や不都合が生じているのではないかと思うのですが、その不都合や支障について住民の方から意見を吸い上げているというようなことはあるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） このたび高齢者保健医療福祉計画を作成するに当たりまして、ア

ンケート調査を実施をさせていただいております。その中でさまざまな生活支援に対する御意見等も頂戴しております。長寿社会というか、長寿はよいことだと私は思っております。高齢になっても住みなれた地域で過ごしていただくと、そのためには生活支援をさせていただくことが必要であるというふうに考えておまして、今後独居の方ですとか、また夫婦のみの高齢者世帯の方ですとか、認知症を発症された方などさまざまな方が町内会にもいらっしゃるというふうに考えておりますので、その方たちを支援していくような施策を今回出させていただいている事業計画の中でもうたっておりますので、そのような取り組みをさせていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） わかりました。よく少子高齢化という言葉使われるのですけれども、私も長生きはいいことだなと思っているものですから、あえて少子高齢化という言葉ではなしに少子長寿化という言葉を使ってはいるのです。そういったところで田邊部長のおっしゃることはよく理解しているつもりなのですが、ただ限界町内会の中で先ほど民生委員児童委員の方、あるいは保健推進委員の方だとか、あるいはいろんな方がサポーターに回られているというお話でしたけれども、ただいづれもその町内会から選任されている方で、その方たち自身が御長寿な方なのだろうと、長寿な上にそういった負担増もあるのだろうなというようなことも十分考慮できるのですけれども、こうした方々に対する、無償、ボランティアに近いのしょうから、十分な配慮が行われているのだろうか、あるいは後任についてどのような考えを持って今後進められていくのかなという不安、懸念があるのですけれども、わかる範囲で結構ですから、お教えてください。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 議員おっしゃるとおり、町内会の役員の方を初め、民生児童委員

の方、保健推進委員の方などなり手不足と言われているとおりに皆さん高齢になられて後任がなかなか見つからないというような状況が起こっております。民生児童委員については、ずっと改選から3名なかなか決まらないという状況が続いておりましたが、やっと2名決まってあと1名、それでもまだ1名決まっていない地区があるというような状況でありまして、なかなか本当に難しい状況であります。ただ、民生委員さんですとか町内会の役員さん等にはこちらから訪問させていただきながら、寄り添った御相談を受けながら、何とか仕事ができる間ボランティアの精神をもって続けていただければありがたいと思いますが、その間にでも何とか後継者を探していくということの努力も続けてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） ぜひとも限界町内会の皆様には十分なケアを、そして支援に回る方については十分なサポート体制をしいていただきたいというふうに考えております。

続いて、風連地区の温浴施設の誘致及び建設に関してお聞きをしてみたいです。結論としては、1自治体で2つの公共温泉は難しいというような結論に達しているのだというようなお答えであったかなと思うのですけれども、実は私も平成23年の第1回定例会で当時開館、オープンして間もない道の駅、特産館、3周年に向けてリニューアルオープンについてどのような考えを持っていますかというようにお聞きをいたしました。当時は、道の駅がブームで、また団塊の世代の方がリタイアをしてキャンピングカーで全国各地を行脚するという、そんなような余暇の過ごし方が人気を呼んでいました。そういったところで雑誌社とレスキュー専門のメーカーがタイアップをして全国各地の道の駅の利用者のアンケートを実施して、その中で北海道エリア、特に名寄というわけではないのですけれども、北海道エリアの道の駅の中で欲しい施設、あるいは充実してほしい施設のナン

パーワンに入浴施設あるいは温浴施設というのがございましたので、当時の経済部長に質問した経緯がございます。そのときは、先日会議録から答弁を拾ってみますと、レストランなどで実施しているアンケートも含めて利用者の声を集約するまでには至っていないが、今後利用者の聞き取りをしてこれからの道の駅の利用に反映できるようにしていきたいというふうに述べておられました。その後4年が経過して、これまでに道の駅、特産館を利用されている利用者の声を集約あるいは集計をされた経緯があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 今言われました温浴施設についての声ということでありませうけれども、私もここに来まして2年たつのですけれども、この間には行ってないというふうに考えておまして、道の駅の指定管理者のほうからも特に声を聞き取るだとか、アンケートをとるだとか、そういった部分はないというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） やっていないということでもございました。その結果は結果として、地区商工会で住民を対象にアンケートを実施をして、その回答の66%の方が温浴施設があったらいいなというふうにお答えをしているということでもございましたけれども、その集約結果を持って昨年の12月24日に名寄の商議所と風連の地区商工会がともに要望書を上げていますやに仄聞しているところなのですけれども、この上げられた要望項目に対して名寄市は回答をされているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 確かに去年の12月に風連商工会のほうからそういった要望が出されております。それで、予算の関係もございませうので、予算が27年度予算にかかわる部分も含

めて要望いただいておりますので、そういった内容も含めて今後回答するような段取りになっております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） 今後というと、いつぐらいの時期になりますか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 今月中には文書をもって回答するようになっていきます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） わかりました。寄せられた要望書にはできるものからお答えをして、全く回答の意思があるのかないのかもわからないというようなことのないようにひとつ住民の声に寄り添っていただく、そういう姿勢が必要だろうと思いますので、ぜひ市長もおっしゃっている対話と連携ということもございませうから、膝を突き詰めてお話をさせていただきたい。今後名寄市自体が温浴施設の建設は難しいということになれば、いろんなスパというのが今ブームのようですから、チェーン展開をしている業者様もいらっしゃるでしょうし、いろんな業界の方とコンタクトをとりながらぜひとも可能性について探っていただきたいというふうに思います。

次に、雪育についてお尋ねをしていきたいと思っております。雪育については、午前中の塩田議員、あるいは午後から山田議員が十分に質問をされてかなり熟議が高まったなと思っておりますけれども、1つ私のほうから御提案申し上げたいなと思うのは雪しぐさというのを1つ御提案申し上げたいなと思っております。その昔、人口密度の高い江戸時代に相手の気持ちを思いやる粋という部分で江戸しぐさという言葉があるのです。ちょっと雪しぐさというのは造語に近いのですけれども、大変申しわけない。例えば雪道で雪見傘ですれ違うときお互いに傘をかしげる、傘かしげという言葉らしいのですけれども、あるいはすれ違うときに肩を引くという肩引きという、そういう雪道の中ですれ違う

ときの極めて皆さんの中では自然にやっている、そういうケースもあるのだらうと思いますけれども、最近年少の子供たちを見ていると、雪道で狭くなったところをつぼ足で歩くような状態のときに向こうから来る高齢者の方に向かってチキンレースのようにどっちがよけるかみたいなことでやっているような光景も見られるものですから、ぜひともこうしたそこはかたない雪道の中でどのようにすれ違うというか、体を引くというか、無言で道をあけるようなえも言われぬそういう粋なしぐさを雪しぐさという言葉で私まとめてみましたけれども、ぜひ雪育の中で取り上げていただきたいと。

先ほど御答弁の中にもありました、雪育というのはまだポピュラーではありません。私は、先日食育ということでプロジェクトの中で発表会に接したときに、半年間にわたって稲だ、野菜だ、畑作、稲作取り組んでいる児童生徒の様子を見ていて非常に実に生き生きしているなという感じがいたしました。半年間ということであれば、名寄市にとって同じように雪で半年間生活が閉ざされる、そうした中で先ほど来スポーツ少年団の取り組み、あるいはスキー授業の取り組み、そういう雪や氷を通して雪に親しむ、あるいは氷に親しむ生活を幼少のころから系統立てて養育、あるいは教育、育成をしていただきたいという切なる願いで今回質問に掲げた次第でございます。

あと、中小企業振興条例についてお聞きをしてみたいと思います。今回ちょっと全てメモを筆記できなかったのですが、答弁の中で本市の商工業振興をどのような考えで進めていくべきか明確にすることが必要、ちょっと全部書き取れていないのですが、具体的な施策について検討していくという、これだけ聞いていますと、何か人ごとに聞こえました、私。では、今までどのような考えのもとで振興策を進めてきたのかという、あえて再確認をしたくなかったのですが、あえてお聞きしますが、この振興条例は名寄市が主体となって振興することを目的としているのですよね。

○議長（黒井 徹議員） ちょっと先ほどの答弁で修正と追加がありますので、先に答弁させていただきます。

田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私先ほどの答弁の中で、名寄市の合計特殊出生率1.52なのですが、平成22年から24年と申したような記憶がございます。平成20年から24年の5年間ということでございますので、訂正させていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 先ほどのお風呂の関係でありますけれども、以前にも商工会から要望いただいております、同様な回答をさせていただいているという経過もございます。それで、昨年9月の定例会におきましても日根野議員のほうから同様の質問がございまして、今回大石議員のほうに答弁したような内容でお答えしているのですけれども、その後今回アンケートをとられたということで事務レベル段階ではそのような内容はお答えさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 先ほどの質問の中小企業振興条例。

常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 大石議員言われるような考え方で私ども中小企業振興条例につきましても進めさせていただいております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） わかりました。私も商工概況というのでしょうか、とりわけ小売業、卸売業、そして年間販売額、従業者数を平成14年からちょっと拾ってみました。そうすると、細かい数字はちょっと多いので、あれですけれども、平成16年から平成24年までの数値を見ると、小売業で86店、年間販売額で97億円、従業者数で618人、それぞれ減少しています。これ目を覆うばかりの惨状だなというふうに思います、

卸、小売業では。なおかつ、先ほどの子育ての環境で多分雇用の受け皿になる部分だろうと思うのですけれども、ここが非常に縮小均衡状態になってきているというところで、このまま等差数列で出していくと四、五年で名寄市から卸、小売業が姿を消すということになって、そんなことにはならないのですが、数列的に出していくとそういう計算になってしまうのです。この点についてどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 今の数字を聞かせていただいて、本当に非常に深刻な状況だというのを改めて感じておりますし、この間いろんな方から見直しについて御意見をいただいておりますけれども、7月以降、新年度においてきちっとそれぞれの個店主の皆さんの御意見などをお聞きしながら、市としてもきちっと対応していきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） きっちりやっていきたいということですから、ぜひ期待をしていきたいと思うのですけれども、私も今回質問に当たって中小企業振興条例を読んでいきました。その中で新たな商工業の担い手となるべき方々への手だてが極めて薄いなという感じがいたしましたけれども、農業には担い手対策というのが手厚いところまではいかないのでしょうかけれども、重層構造的に設けられているのですけれども、商工業に対してはいささか手だてが薄いかなという感じがしますけれども、今回の見直しの中で手厚いものとなっていく予定がございしますか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 担い手の関係については、農業も当然そうですけれども、商業についても重要な部分でありますし、この中身については手厚いものになるように4月以降皆さんの御意見をいただいて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） 時間がなくなってまいりましたけれども、1つ、せんだって市民ホールのほうで什器や備品、そういったものが大量に発注されて受注されているという、市外の業者なのでしょうけれども、これを例えば名寄市のような中小企業、小規模企業がある程度まとまって、そうした専門的な舞台装置以外の什器関係、備品等は名寄市の小規模、中小企業者がグループになって受注できるような仕組みというのは、今後振興条例の中で中小企業あるいは小規模企業をまとめていくような、そういうコーディネーター的な役割も名寄市が果たしていくというようなことが果たして設けられるかどうか、ちょっとこの確認について、可能性についてお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 中小企業からの購入につきましては、国のほうからできるだけ調達可能なものについては調達すべしということで出ていますので、そのラインに沿って取り進めてまいりたいと思っています。片一方で、公共工事やら公共の物品購入につきましても公正な入札についての執行を求められますし、一定の金額以上のものについては見積もり合わせではなくて入札という概念もありますので、この辺については大石議員の趣旨についてはしっかり内部検討させていただきますけれども、まず優先すべきは公平公正な入札に基づいた購入ということが一番なのかなと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） 廃業、閉業が先ほどこんなに多いのだよという数字を挙げましたけれども、逆に創業、起業考えている方とのうまいコーディネートを名寄市は果たしているのかどうか、最後に聞いて終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 先ほどもお答え

しましたけれども、市外からの新たな創業される方に対してもそういう制度を何とか考えていきたいというふうに考えておりますので、コーディネーターも含めて今後の中で検討してまいりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 議案の撤回についてを議題といたします。

撤回理由の説明を求めます。

加藤市長。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時13分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 大変失礼いたしました。本市議会定例会に提出をいたしました議案第7号及び議案第12号につきまして、撤回の理由を申し上げます。

議案第12号別紙の名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画において、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月27日に公表をいたしました数字を用いて厚生労働省のワークシートにより人口や高齢者数を推計すべきところ、誤って同研究所が平成20年12月に公表した数値を用いて推計したことが判明いたしました。人口推計を平成25年3月公表のもので再入力をしたところ、本計画中、第3章の人口の将来推計、高齢者数の見込み、高齢化率、要介護認定者数の見込みと第8章、介護保険事業の推進、2、介護保険サービスの現状と見込み中の介護サービスの利用人員、回数の推計と介護給付事業費、予防給付事業費、標準給付費についてそれぞれ訂正する必要が生じました。

また、本計画に基づき議案第7号において平成27年度以降の介護保険料を改正し、及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施日を平成29年4月1日に延期する旨の条例の一部改正案を提案しておりますが、本計画と密接な関連があることから、名寄市議会会議規則第19条の規定により、議案第12号とともに議案第7号の撤回について議会の承認をお願いをするものでございます。

既に議会におかれましては、3月20日の審議に向けて準備をいただいているところでありまして、議員各位並びに市民の皆様に対しまして多大な御迷惑をおかけをしましたことを重ねておわびを申し上げます。何とぞよろしく御承認をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） ただいま市長より議案第7号外1件の撤回について説明がありました。議案第7号は本定例会初日に市民福祉常任委員会に付託しており、議案第12号は本定例会初日に質疑、採決を3月20日まで延期することとしておりましたが、市長提案のとおり議案第7号外1件の撤回について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案の撤回については承認することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 議案第39号 名寄市子ども・子育て支援事業計画を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） どうもありがとうございました。

それでは、議案第39号 名寄市子ども・子育て支援事業計画を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1

項の規定に基づき、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間として策定をしようとするものでございます。

計画の策定に当たりましては、名寄市子ども・子育て会議に諮問をし、計画策定の基礎資料とするため、就学前児童の保護者1,146名、小学生の保護者1,119名を対象に行ったニーズ調査の結果をもとに名寄市子ども・子育て会議で協議を重ね、平成26年12月29日に答申をいただいたところでございます。当該答申をもとにパブリックコメント手続を経まして本計画の最終案が整いましたので、名寄市議会基本条例第10条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第39号については、質疑から採決までの議事を3月20日に延期したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号については質疑から採決までの議事を3月20日に延期することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第40号 平成26年度名寄市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第40号 平成26年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、平成26年12月27日に閣議決定をされました地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を踏まえ、国の平成26年度第1号補正予算による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係る事業計上が主なものでござい

て、歳入歳出それぞれ2億762万7,000円を追加をして、予算総額を227億8,173万8,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして名寄市総合戦略策定事業費で1,000万円及び交流人口拡大事業費で3,057万1,000円の追加は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型として事業費を計上するものでございます。地方版総合戦略の策定及び観光事業、移住、定住促進事業等に係る経費を予算化しようとするものでございます。

3款民生費におきまして青空子育て支援事業費324万3,000円の追加は、同じく地方創生先行型の事業費を計上しようとするもので、風連日進地区への親子バスツアー事業や誕生餅贈呈に係る経費を予算化しようとするものでございます。

6款農林業費におきまして農産物ブランド確立事業700万円の追加は、同じく地方創生先行型の事業を計上しようとするもので、モチ米を中心とした特産物のブランド化や実需者との連携強化に係る経費を予算化しようとするものでございます。

7款商工費におきまして企業活動活性化事業費376万4,000円の追加は、同じく地方創生先行型の事業を計上するもので、店舗支援、販路拡大に対する支援などに係る経費を予算化しようとするものでございます。

同じく7款商工費におきましてプレミアム商品券発行事業費で6,660万円、商品券発行事業費低所得者向け支援事業で1,780万円、商品券発行事業費多子世帯向け支援事業で530万円の追加は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費の地域消費喚起・生活支援型に係る事業費を計上しようとするものでございます。商品券の発行に際し、名寄市では20%のプレミアム率を、北海道の補助金を活用し、上乗せで5%のプレミアム率を設定し、合計で25%のプレミアムつき商品券を発行するとともに、低所得者、多子

世帯に対しては生活支援として商品券を配付する経費等を予算化しようとするものでございます。

10款教育費におきまして名寄市立大学保健福祉学部再編事業費で5,953万5,000円の追加は、地方創生先行型の事業を計上しようとするものでありまして、学部再編に伴い教員確保や校舎の改修、また学生確保のための広報活動などの経費を予算化しようとするものでございます。

同じく10款教育費におきまして合宿推進事業費で148万3,000円の追加は、このほど名寄市において合宿することになりましたカーリング女子ロシアナショナルチームの受け入れに係る経費を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加に伴う国庫支出金、道支出金などの特定財源の調整を行ったほか、地方交付税で最終的な交付額を計上し、財政調整基金繰入金で財源の調整を行いました。

15款国庫支出金でがんばる地域交付金の最終決定額を計上し、平成26年度国の第1号補正による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を計上しようとするものでございます。

16款道支出金では、プレミアムつき商品券の5%プレミアム相当分の特定財源を計上しようとするものでございます。

次に、第5表、繰越明許費につきましては、年度内に完了しない地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業について名寄市総合戦略策定事業費ほか8件を繰り越しをしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） まず、商工費、1項1目の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費、地域消費喚起・生活支援型、プレミア

ム商品券のことでお伺いをいたします。

昨年消費税が上がりまして駆け込み需要等々、またいろんな部分がありまして大企業または大都市は景気は上がっているのですけれども、なかなかこの北海道、地方には景気が来ていないというのが現状であります。昨年北海道の稲津がこの地域商品券を提案いたしまして、採用され、進められております。今回北星信金の景況レポートを見てもわかるように、旭川地方個人消費等の回復におくれが見られるが、また売り上げ低調の減少、また小売サービス業でもやっぱり売り上げがだんだん減っているということで、このプレミアム商品券は本当に名寄の商店街または景気には大変な力になるなというふうに私も感じております。その中で、まずプレミアム商品券2億5,000万円プラス低所得者向け支援事業の1,750万円、そして子育て、多子世帯向け500万円ですか、これ足すと2億7,250万円になります。この部分で札幌でも10%のプレミアム商品券をことしの8月から16年の1月まで実施するように決まりました。そして、相模原でもこのプレミアム商品券10%のものをやって2年で2.7倍の消費喚起があったと。そして、大阪でもぎょうさん買うたろう商品券を15%でやってプレミアムの約3.4倍の消費喚起があった。そして鳥取のスーパープレミアム20%はプレミアム分の2.6倍新たな消費喚起があったというのですけれども、今回2億7,250万円がありますけれども、どれぐらいの経済効果、消費喚起を狙った部分で行うのかなというのを聞かせたいと思います。

それと、まずこの導入時期と販売体制、今回市長も言われたように低所得者の方々を対象に3,500円の商品券を5,000名に渡すというふうに書かれております。また、3名以上の多子世帯に1万円の商品券を500名分としております。この低所得者の部分でどのような対象者、人選基準にしたのか、年収が何百万円の方を中心にしたのかあると思うのですけれども、意外と低所得者で

も障害を持った方々、または高齢者で年金生活者という方もおられますので、その辺の部分の人选の基準をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

あと、今回の販売方法、今回は1世帯当たり3セットというふうに想定されているみたいですが、前回は1世帯でもない、1人当たりなのですか、5セットまでということの販売いたしました。そのときは、世帯に交換券や何かも出さないうで手挙げ方式みたいな形で、お金のある方は1世帯で2名、3名行かれたところもあるみたいなのですが、今回やはり1世帯ですから、販売の部分で世帯に交換券を渡すなりなんなりして販売をするのか、その部分をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） まず、経済効果の部分でありますけれども、今回プレミアムつき商品券発行事業ということで営業戦略室のほうで担当いたします25%のプレミアムの商品券、それと低所得者向け、さらには多子世帯向けということで合わせて3億1,250万円になりましょうか、たしか、ぐらいいの商品券が市内に出回るといような形になります。ということで、これ商品券発行ということでふだん生活をしている中でそういったものに充てられますとそういう効果がなかなか出ないわけでありまして、この商品券の販売を契機にぜひそういった部分の効果というもの今後商工会議所、商工会とともに経済効果がさらに広がるように検討してまいるといふ予定にしております。

そして、導入時期でありますけれども、今のところ6月から7月を最初といたしまして、最終的には12月の半年間を利用できる期間とさせていただきますというふうに考えております。

そして、販売体制についてでありますけれども、これもまだ商工会議所、商工会との検討が今後、

商工会議所、商工会において実行委員会体制で今回この事業を取り組んでいただけるという話でございますので、その中で具体的な中身については決められるというふうに考えております。それと、1世帯当たり3セットということで今回販売をされるということでありまして、昨年につきましては、1世帯5セットまでということで実行委員会のほうで設定をして市内のフリーペーパーにチラシを折り込んで、そのチラシを持って買いに来てくださいということをやったようでありまして、今回につきましてはそこも少し私どももお話をさせていただいておりまして、公平に市民の皆さんに行き渡るような形でやりたいということで、ここについても今後実行委員会とともに検討してまいるといふ予定にしております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） このたびのプレミアムの商品券の低所得者の方の部分については、国がことしも行っていただきます臨時給付金の申請とあわせて行うということで、臨時給付金と同じ対象の方を想定しております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。低所得者の部分は、臨時給付ということで、税金のかからない方だとか、障害者等々の方だと思っておりますけれども、前も言ったと思うのですが、障害者の方で2人世帯だとか、障害者が世帯の中におられる家庭もあるのです。その部分で私は、その対応的な部分ができないのかなと前もちょっと質問させていただいたのですが、その部分の対応というのは今回もなされない、臨時給付金の部分の対応になってしまうのか、もう一度ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

プレミアム商品券数回やられているのですが、やはり経済効果というのはしっかりとったほうが私はいいと思うのです。それとらないと、

何千万円も何億円も使って経済効果とらないというのは、市民がこの事業やって名寄の消費どれくらいあったのですかと言ったら、私たちが3億円使って9億円ありましたと言ったら、それはよかったですねと言いますが、3億円使って経済効果わからないですよなんて言ったら、ちょっと私たちが恥ずかしいですし、行政も恥ずかしい部分が出ると思いますので、しっかりこれは対応していただきたいというふうに思いますけれども、御見解をお願いします。

それと、導入時期6月から7月、12月、半年間ということで行われております。できれば私は3月の卒入を含めた時期まで延ばしていただきたいなと。今回もこのプレミアム商品券つくるときに名寄の市民の方から言われました。できれば入学、卒業の部分も、やっぱり一番消費するのですよね、こういう時期を当ててほしいのですよねというふうに言われたものですから、実行委員会でそういう対応はできるのか、ちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

あと、先ほど言った低所得者の中にはなかなか3セット買えない方もおられると思います。それで、先ほど言った引きかえ券の対応を間違いなくやれるように、全市民が本当に、前回10%でしたけれども、今回25%です。きっと低所得者の方々も何とか1万円でもつくって買いたいという人がすごくいると思うのです。そういう方々に手が届く、目が届く、気配りできる行政でない困るなという部分があるものですから、ぜひその対応をお願いしておきたいというふうに思います。

そしたら、先ほどのこと。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 1点目の経済効果の考え方についてもぜひということですので、そこについては全く異論はございませんので、対応させていただきたいと思います。

なお、今年度で取り組みました検証も含めた上での経済効果がどの程度あったかということと、

さらにそれを踏まえてこのプレミアムが今度25%のプレミアムだということも含めて考えさせていただきたいというふうに思います。

それとまた、経済効果という分ですと、単なるプレミアムの率だけではなくて、市内の商店街にどう行き渡ったかということも大きな狙いとして定めなければいけないかなと思っていますので、この辺につきましては商工会議所、商工会としっかりと詰めてまいりたいというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

私から以上です。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 利用期間の関係ですけれども、3月までできればという話だったのですが、今回の補助事業で1月までの利用にして最終的には3月までに報告といったことになってございますので、そういったこともございまして、今回そういった設定にさせていただいております。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 対象者の方は、やはりといいますか、臨時給付金の対象の方ということにさせていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 今回の補正のメインは、今高橋議員からもありましたけれども、今の政府の経済政策や金融政策が十二分過ぎるぐらい行き渡っていないと、地方に。これは、全国の都道府県の知事さんやら、それぞれの公共団体も含めての悲鳴に近い状況を補うための補正だというふうに認識はしているのですが、それなりに効果が出ればいいなという期待感を私も否定をしません。ただ、市長にお聞きしたいのは、昨年消費税5%から8%になって、その前後も含めてなぜそんなに消費の、経済の景気の6割を占めるという国民の懐の状態についての認識が余りにも浅はかだったという状況で、3%の消費税が打撃的な強い打ちをかけたということの認識について、こう

いう政策をやっていただくのなら、本当は先にこれをやらせてもらわなければならぬと。増税がどうしても必要であれば、その後についてくるという、やっぱり政策的な判断、過ちがここにあるのではないかというふうに私の認識としてはあるものですから、地域を預かる首長としての御見解をまず1点お聞きしておきたいと思います。

それで、具体的な内容について高橋議員とも少しかぶるかもしれませんが、何回かこれまでプレミアムつきの商品券の経験を名寄でも持っておられますけれども、どうしても郊外の大店、あるいはいわゆる地元の大型店も含めて消費の大半はそこに流れるということが今までもあったと思いますので、もし具体的な数字について押さえていければ、まずお聞きをしたいのですが、それにあわせて何回かの経験で地元の個店で非常に苦勞して頑張っておられるところにプレミアムのハンディが商品券にあってもいいのかなと。片方が2割だったら、片方が3割という、煩雑さも出てくるかもしれませんが、そういう知恵もあってもいいかなという感じがするのですが、この補正を組むに当たっても法的な制約も一部あるのかもしれませんが、検証経過について少しお答えをいただきたいなというふうに思います。

いわゆる商業団体が軸になって具体的な対応、夏から始めて年末ぐらいまで半年ぐらいということなのですが、商業団体ばかりではないのでしょうか、商工業団体、いわゆる実行団体の負担についての検討経過についてあったかどうか、あわせてお願いをしたいなというふうに思います。

それとあと、これはあくまでもカンフル的な印象がないわけでは、一時的に効果が出て、それが持続するというのを一番期待はするのですが、どうしてもそれぞれの懐のあんばいが年金は下がる一方、賃金は上がらない、そして若い人たちの半分は非正規だということで十二、三万円ぐらいの手取りで夫婦2人してやっと生活しているという状況を見ると、それが持続的に続くとい

う効果について非常に疑問視もされるわけなのですが、名寄のそういう状況、収入構造なんかを見た場合に継続的にまた新たな政策を打っていくことにつながっていくのかどうか、3点目にお知らせをいただきたいと思います。

もう一つ、ちょっと聞きづらいのですが、この中に青空子育て支援事業、モチ米をつくっている農家の方がこの中にも何人かいますけれども、誕生餅の関係、もちろんもらって喜ぶ、あるいは記念になったという、私なんか地元には孫いませんけれども、5人の孫に大体誕生には堀江さんところから買って送るのですけれども、固有名詞が出ましたけれども、済みません。幾つかの声の中では、食べて消費をして消えてしまうということで、それが一つの記念の形としてどうなのかという声も一部聞くものですから、誕生餅を名寄市民がたくさんあちこちに使うことでもっともっと促進をすることの可能性はあるというふうに考えているのですけれども、それらについての今までもらった方、あるいはこれからはもらえそうな可能性のある方なんかのニーズの検証について少しお聞きをいただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 1点目、この間の国の施策と今回のこの消費喚起の国の政策の考え方等々の首長としてのお考えということでしょうか。昨年4月に消費税が8%に増税をされて、年内に来年、もうことしに入りましたけれども、以降の消費増税の次の段階の判断をするということになっていましたけれども、なかなか思うように景気が上向いていないと、そんなようなこともございまして、今回衆議院の解散等もありましたけれども、改めて地域の消費喚起も含めてこうした政策がなされたのだらうと。一方で、地域にもっと光が当たるべく地方創生ということでの議論がけたたましく出てきたと、こんなことだと思います。経済政策というのは、経済そのものが生き物でありま

すから、なかなか思うように誘導はできないものなのだろうというふうに思います。なかなか地方にアベノミクスが行き届いていないということは、これは実感でしょうし、実際そのとおりなのだろうというふうに思いますけれども、その中でも株価でありますとか、ある程度の経済指標で一定の数字は出ているのだろうというふうに思っております。一方で、地域にこれからもそうした光が当たるのかどうかというのは、しっかりと見きわめさせていただきたいというふうに思いますし、我々としては今与えられた条件の中でいかに地域で知恵を絞って明るい未来を見据えていかなければならないのかということなのだろうというふうに思います。このことをプラスに捉まえて、今回の補正がしっかりと27年度以降の名寄市の経済の活性化、地域振興につながっていくべく関係団体の皆さんともよく協議をしながら前に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） まず、1点目の大型店との関係ですけれども、平成20年以降昨年まで7回実施をされておりました、数字的にいいますと最初の20年3月ですけれども、このときが58%程度でございました。その後6回やっているのですが、23年3月に実施をした商品券事業では65.1%、それ以外については70%を超える状況に大型店での利用がなっております。

それと、実施団体のほうの負担の関係ですけれども、プレミアム分については負担はございません。事務費のほうで今回410万円ということにつけさせていただいているのですが、ここで今回の商品券の印刷代等も含めて、さらには実施期間が6カ月程度になりますので、その前後1カ月、前後で2カ月、そういった部分の件費です。さらには、一般職員の時間外手当等もございまして、そういったところを含めて410万円ということでは私どものほうとしては今回補助をするということなのですから、そこの部分で実施団体

としての負担は出てくるというふうに考えております。

それと、3点目の継続的な施策となるのかということでございますが、私どもとしては今回の商品券事業を契機として、当然これだけの金額の商品券の扱いになりますので、ぜひ関係団体、商店街も含めて活発な取り組みを行っていただければ今後につながるような取り組みにさせていただきたいというふうに今回の申し入れの中でもさせていただいておりますし、今後の実行委員会の中での議論の中でもそういった部分については十分申し入れていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 誕生餅事業についてお答えしたいと思います。

この事業は、1歳の誕生日に名寄特産のお餅を贈らせていただいて、御家族みなでお祝いしていただきたいという趣旨で贈らせていただいているものでありまして、古くから日本の習慣となっております一升餅を誕生日にしょって歩くということが伝統行事ともなっているような状況でもあります。また、そのしよった姿を写真に撮って送っていただいております、それらパネル化しまして市役所ですとか、あとよろ一なですとかで展示をして、私としては大変喜んでいただいている事業だと考えております。今後とも続けてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 先ほど大型店の関係で常本室長のほうからお答えをさせていただきましたが、まさに大型店の割合が高まっているというのが現状というふうに捉まえていますので、ぜひ個店での消費、個店利用に向けてのインセンティブをどう働かせていくかということについては、これは商工会議所とも、あるいは商工会ともしっかりと詰めていこうということで、今その方策については協議中であります。ということで御理解

をいただきたいというふうに思います。

さらに、先ほどこの消費喚起が一過性のものに終わるのではないかという、そういう懸念があるのではないかという御指摘でありましたが、まさに私どももそれがまた続いて次年度もプレミアムでやるかどうかは別として、消費喚起あるいは商工振興をどう進めていくかということについては大きな課題だというふうに思っていますので、この点については引き続きこれを契機に考えさせていただきたいということを申し上げてお答えにかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） ここであらかじめ会議時間を延長いたします。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 2億円なり3億円の緊急的な消費を刺激をするということの効果は当然あるでしょうし、それが2倍になるか3倍になるかということについては懐ぐあいの改善が、雇用だとか労働条件だとか、あるいは経済の循環のサイクルが回らない限りはどうしても一過的にならざるを得ない側面もあるので、これをきっかけに今久保副市長言ったように本来の景気を支える今の中小企業や業界も含めて若者が定着をしづらいという大変厳しい状態、あるいは若者の非正規の状態等に本当に光を当てていかないと、景気を支えるのは昔も今も6割はいわゆる国民の消費だというふうに、これは変わっていないわけです、インフレ時代もデフレ時代も。そういう面では、自治体でやることの限界はもちろんありますけれども、こういう機会を捉えてある面では継続的な抜本的な対策、政策が打たれることが一番継続的な安定的な一定の商工業対策になるのでないかというふうに思っていますから、そこを改めて市長、事業者出身でもありますし、経済にももちろんたけておられますから、法的な制約が多分あるから、

どうしてもプレミアムつきの商品券ということの選択しかなかったのでしょうけれども、もう少し工夫を凝らすような自由度の高い金の使い方みたいのについても一度検討経過についてお知らせをいただきたいなというふうに思います。

それと、餅の話は本当に言いづらいのですけれども、地元でつくって地元で消費して喜ばれているということについては私も否定しませんが、どうしてもおなかに入ってその日一晩でなくなるわけではなくて写真は残りますけれども、やっぱり食べるものということで冷凍しながら残したりという、当然消費をされていくのですけれども、いま一度固定的な観念を持たないで率直に既に行き渡っている人、あるいはこれからもらう対象の方には少しニーズ、ニーズが合致すれば私も全く異論はないのですけれども、二、三声聞くところによると、毎年二百二、三十人ぐらいの皆さんがいたくわけですけれども、そういう側面の検証もしたほうがいいのかというふうに思っていますので、これがほとんどの人が本当に餅でよかったということであれば万々歳ですし、またそれとあわせて違うことを事業として打たなければならないとすれば、もちろん地産地消、道内、道外にそういう誕生餅を広げていくということについては怠りなくやらなければならぬというふうに思いますけれども、改めてお答えをいただきたいと思ひます。

それと、今回の補正のプレミアム、国が20、道が5%上乘せをしてということですが、大型店と地元の比率は言ったように7・3ぐらいの状況というのは大体最近の傾向ですので、そうするとなかなかメリットがないなという、率直に商店街など行って、私も時々買い物に行きますけれども、声は聞くのです。そういう面では、可能なのであればやっぱりいい意味でのハンディをプレミアム率を補正をしながら取り組むことについての知恵もあってもいいのではないかというふうに思っているのですけれども、改めて今回技術的にそれが

可能であるかどうか、これから準備されるのでしようけれども、法的な規制でどうしてもそれができないのだということであれば別ですけれども、改めてお聞きをしたいと思います。

市長にもう一点大事なことは、これは国の緊急的な消費を刺激する経済政策というのか、緊急的な事業というぐらいだと思うのですが、いわゆるトリクルダウでお金をたくさん持った人がよければ下にこぼれてくると、あるいは大都市部がよかったら小都市にもということなのでしょうけれども、既にこれはイギリスのサッチャリズム、あるいはレーガノミクスの中で結果は格差拡大が残っただけという歴史的なそういう結果が出ているのですけれども、非常にそのことを私も心配をしているのですけれども、いま一度そういうトリクルダウンについての御認識についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） たくさん御質問ありましたので、まとめてお話ししまして、足りないところあったら補足なり、また御指摘いただきたいと思います。

まず、今回のプレミアム商品券の背景ということで、実際問題やはり法的な規制、あるいは時間がなかったというのも現実でありまして、その中で今回の政策が最善の政策だろうということで商工会議所、商工会ともよく相談をさせていただきながら今回の決断をさせていただいたということでもあります。

大型店と商店街との区別をすべきでないかと、その仕切りも非常に難しいと思います。なので、今回に関してはちょっとこうした手法はとらないということでお話をさせていただきますが、今後またこういうことがあるということであれば、これは今後の研究課題というふうにさせていただきます。お願いいたします。

トリクルダウンと、下から上がってくるのは何というのですか、ボトムアップというのですか、

当然今回の経済政策によって地方の税収、あるいは国の税収も大幅に増額をしている、あるいは株価の上昇によって年金制度そのものの運用も好転しているということではトリクルダウンということも一方の考え方としてはあるのではないかと。しかし、それだけではなかなか地域が活性化しないと、こういうことでありましようから、今回地方創生ということで地域独自の戦略、あるいは企画、地域振興策について国がバックアップをしていくと、こういう両面立ての政策になっているのだろうというふうに思います。ぜひとも新年度は、総合戦略もそうですけれども、先ほどからもお話ある中小企業振興施策等々、短期あるいは中長期にわたって地域振興をどう考えるかという政策をしっかりと組み立てていく時期にも当たると、こういうことでありまして、この補正予算を、あるいはこの26年度の景気対策を一つの契機としてさらにいい方向に押し上げていきたいということでございます。

餅の話ありましたけれども、これは日本一のモチ米産地をこれからしっかりとブランド化していくということがこの名寄市の基幹産業の浮沈がかかっているぐらい私は大事な問題だというふうに思っておりまして、この日本の象徴的な文化を地域から発信していくのだということでは、恐らく全国見てもこうした政策を掲げているところは名寄市以外ないのではないかなというふうに思っておりまして、特色ある政策としていろんなブックスタート事業だとか椅子の話だとかありますけれども、全部が全部皆さん全員が満足する事業というのはなかなか難しいのかもしれませんが、名寄市の特色ある取り組みとしてその意義もしっかりと子供たち、親御さんたちに伝えていく中で名寄市の餅文化、1次産業のさらなる振興発展に努めていきたいという願いもあつての事業だというふうに思っておりますので、当面この事業は続けさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 特に個店対策のことに
ついて、先ほど私が答弁したことと今市長がお答
えになったことと誤解ないように一度整理をさせ
ていただきたいと思います、というのは今回の
交付金事業での補正というのは今回この部分でい
うと個店対策という部分では難しいと。ただ、2
7年度の予算の中で例えば商工振興対策費の中で
対応できるのか、あるいはそれ以上の対策を講じ
なければいけないという部分が出てくるのかとい
うことについては、今商工会議所と協議中という
こともありまして、ここは含みのあるお答えをさ
せていただきたいと思いますというふうに思いますので、誤
解のないように私のほうから説明をさせていただきました。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 個店対策については、
先ほどの一般質問等でも出ておりましたが、中小
企業振興条例の見直しなども含めてやりとりもあ
りましたし、その推移を見守りながら、やっぱり
一番苦悩しているところにしっかり日を当ててい
くというところについて具体的なまた違う場で議
論もさせていただければと思っております。

餅の話、本当に今晚誰かに狙われるのではないか
と思いますけれども、要するにニーズとマッチン
グして地場の産業を育てるということについては
全く異論ないのですけれども、ある面では冷静に
しっかりニーズの把握をすることもまた一つの手
法ではないかと考えていますから、その結果に基
づいてこれはやっぱり間違いなかったのだという
ことであれば、私も全く異論もないし、できるだ
けたくさん餅が売れて消費されることを私自身も
進めている一人ですから、ぜひそういう謙虚な立
場も、田邊部長、必要ですから、ボールをこっち
へ返さなくて結構ですから、しっかりやってくだ
さい。

今回の補正、先ほど高橋議員も言うておしま
したけれども、2億円なり3億円持ち出して、それ

が6億円なり9億円なりという効果の判定はしっ
かりしなければならぬでしょうし、一過的に終わ
るようなことになれば新たな政策をどうせ打って
いただけるならしっかり継続的、持続的につなが
るような政策に切りかえるという、どちらかとい
えば一過的な感じが、今まで7回やられていてそ
の時々はぽんと伸びるけれども、トータルとして
やっぱり市民の懐ぐあいが基本的に変わっていな
いし、高齢化率3割超えて、誰に聞いても市内を
調査活動しても高齢者の皆さんは年金の話しかし
ません。雪の時期が終わったから、しばらく忘れ
るでしょうけれども、若者に聞いても夫婦2人で
若い人が働いても合計しないと生活できない、子
供を産んだらどっちかがやめなければならぬとい
う状態で、そこは本当につらい現実があるのです。
ここをやっぱり根本的に解決していかないと、地
場の企業に対する支援、若者の定着問題について
深刻だというふうに思っていますので、そこはぜ
ひこの補正を機会に、個別のものについて反対は
しませんけれども、しっかりこの機会に改めて政
策の検証する機会を持っていただければと思いま
すので、終わります。

○議長（黒井 徹議員） 東千春議員。

○20番（東 千春議員） 同様の質問になるか
もしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

先ほど来2人からも発言が出ておりますけれど
も、売り上げのパーセンテージの傾向を見てもや
はり大型店の売り上げのほう伸びているという
現状があるというふうにお伺いをいたしました。
せっかく今回はプレミアムのパーセンテージも多
いわけにありますので、ここで商店街なり中小企
業の皆さんの売り上げ目標だとか、パーセンテ
ージを何%を目標にするのだとか、そういう目標
を持ってではどういうふうな販売の仕方をしよう
だとか、そういう考え方があってもいいのかな
というふうに思うのですけれども、そこら辺まず基
本的な考え方としてございましたらお伺いしたいと

思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） まさしく東議員の言われるとおりでございまして、我々としてもいろんな提案をさせていただいてこの間議論をさせていただいておりますので、実施団体がまだ実行委員会として組織されていませんけれども、その中で意見反映されるように担当者とも話をしていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） こんなにパーセンテージの多いプレミアムは、今後あるかないかわかりませんが、これやっぱり一つの大きな商店街の皆さんのチャンスだろうというふうに思いますので、ぜひそこら辺を適切に捉えて政策を打っていただきたいというふうに求めて終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 緊急交付金に関連して御質問をさせていただきたいと思います。

地域消費喚起についてのプレミアム商品券、低所得者向け、多子世帯向けという支援があることには私は賛成をしたいというふうに思っています。低所得者向けのところに交付時期を灯油などの需要期を含むというふうにされているのですが、福祉灯油と一緒に配付といいますか、交付をするようになるのかどうか、その辺ちょっと確認を1つしたいと思います。

もう一点、地方創生先行型ということで何件かの事業が出されていまして。商工会議所等と今議論を重ねているということでしたが、企業活動活性化事業費の中で店舗支援、販路拡大事業、そして新たな支援策の策定というふうなことがうたわれていますけれども、そういった中身少し具体的にになっているのであればお知らせをいただきたいと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） この間福祉灯油の関

係についてもさまざまな対象者の範囲の拡充についても御意見ありました。片一方で、臨時給付金の対象の方の中には御商売をやっている見目の感じでいうと相当商売を熱心にやっている方もいらっしゃるれば、年金生活で税制上の優遇措置を受けて住民税非課税になっている方もいらっしゃいますので、名寄市としては歳末の義援金の対象者ということで限定してやっておりましたので、今回の低所得者向けの商品券の配付につきましては買わなくても配付をさせていただいてそれにも使えるような仕組みを何とか構築したいと。できればスタンドさんについても仲間に入っていただいて、大型店ではなくて小売店さんのほうに数多く流れる仕組みとしてこういうことにも使えると、その一方で期間的にも、扱うところ大変なんですけれども、長い期間使ってできるだけ11月、12月の灯油のところまで引っ張れるような仕組みを今回つくらせてもらいましたので、そういうことであるということの御理解をお願いしたいと思っています。

なお、福祉灯油の関係につきましては当初予算で組んでおりますので、従前どおり限定的にはなるのですけれども、本当に困っている方に対する支援については常設で設けておりますので、それとこれは別なものでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 企業活動活性化事業費の中の新たな支援策の策定ということでございますよね。その部分でありますか。

（「事業が具体的になって……」と呼ぶ者あり）

○営業戦略室長（常本史之君） はい。新たな支援策の策定ということで、これはこの間いろいろ御質問をいただいておりますけれども、中小企業振興条例の中で今後見直しが7月以降されますけれども、その部分の関係する中小企業振興審議会委員がいて、その下に策定委員会が今回できるのですけれども、そういった方々の報酬になります。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 先ほどの低所得者向けの支援の事業と福祉灯油の件は、よくわかりました。広く皆さんのところに渡るようにお願いをしたいというふうに思います。

それから、企業活動活性化事業費に対する地方創生先行型なのですけれども、今回の交付金が先ほど皆さんがおっしゃっているように起爆剤になって地域経済が活性化していくというふうになっていただきたいと、これは皆さん思っていることだというふうに思っています。ある方から今回の交付金で住宅リフォーム助成制度が復活すればというような声も出ていたところでもあります。そういった声もこの策定する中で出たかどうか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今回のこの地方創生先行型の補正の中身も相当時間も限られている中で、しかもそれもそれぞれ新しい、なおかつ数値目標を求められるという非常にタイトなスケジュールの中でしたので、限られたメニューの中で今地方創生としてもう既に走り出している、あるいは27年度当初で考えていたもので拾えるものを中心にさせていただいたと。意外と政府の審査も相当厳しいようで、自治体によってははねられているような自治体もあるようでありまして、ここは慎重に対応させていただいたと、こういうことでもあります。その中で中小企業振興条例は、今後27年度かけて見直していくということでありましょうし、地方創生戦略を策定していく中でどう移住、定住促進をさせていくかということだとか、空き家の問題だとか、そうした問題がその中でも盛り込まれる可能性はあるのだというふうに思います。いずれにしても、今どういう政策だということを具体的にちょっと言うことはできませんけれども、あらゆる角度から、何回もお話ししていますけれども、名寄市ならではの強み、弱みを生かした短期、中期、長期にわたる振興策をぜひとも考えて

いきたいというふうに思っていますので、今後とも御指導お願いを申し上げたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 難しい対国との交渉がありますから、いろいろあるかとは思いますが、やはり先ほどからお話が出ていたようにたくさんのお金を使う中でこれをやって本当によかったという政策、皆さんの知恵を出していただいてやっていただくことを強く求めて終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第40号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時13分

再開 午後 5時26分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に市長から議案第41号 名寄市介護保険条例等の一部改正について、議案第42号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについて、以上2件が提出されました。お手元に配付の議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第41号外1件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 追加日程第1 議案第41号 名寄市介護保険条例等の一部改正について、議案第42号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについて、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第41号 名寄市介護保険条例等の一部改正について及び議案第42号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについて、一括して提案の理由を申し上げます。

両議案につきましては、先ほど内容不備により議案第7号及び議案第12号の撤回の御承認をいただいたところでありますが、修正案が整いましたので、再提案させていただくものでございます。

まず、議案第41号 名寄市介護保険条例等の一部改正についてにつきましては、介護保険法第117条第1項の規定に基づき名寄市第6期介護保険事業計画を定め、平成27年度から平成29年度までにおける介護保険料を定めるため、また平成26年6月25日法律第83号の改正介護保険法附則第14条に規定をする介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置について定めるため、名寄市介護保険条例等の一部を改正しようとするものでございます。

第1号被保険者の保険料につきましては、高齢者人口及び要介護、要支援認定者の増加に伴う介護サービス給付費の増加が見込まれるため、保険料額の上昇は避けられない状況であります。国の基準の9段階の所得による負担段階を細分化をし、所得に応じた保険料負担をいただくことにより基準額の上昇を抑え、低所得者層への負担軽減を図ることとしております。

介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置につきましては、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性などから、同事業の開始を平成29年4月1日に延期しようとするものであります。

次に、議案第42号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについてにつきましては、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とする第6期の当該計画を策定しようとするものであります。

本計画の策定に当たりましては、名寄市保健医療福祉推進協議会に諮問をし、20歳以上の市民1,600人を対象に行った計画策定の基礎資料となるアンケート調査の結果をもとに、同協議会の専門部会であります保健医療・高齢者合同部会で協議を重ね、平成26年12月15日に答申をいただいたところであります。当該答申をもとに、パブリックコメント手続を経て総人口、高齢者人口及び要介護認定者数の推計並びに各介護保険サービスの給付見込みの一部を修正し、本計画の最終案が整いましたので、名寄市議会基本条例第10条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第41号外1件については、質疑から採決までの議事を3月20日に延期したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号外1件については質疑から採決までの議事を3月20日に延期することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月13日から3月19日までの7日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日3月13日から3月19日までの7日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 5時31分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 奥 村 英 俊

署名議員 東 千 春

平成27年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成27年3月20日（金曜日）午後1時00分

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員指名	道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
日程第2	議案第1号 名寄市保育所に関する利用者負担額を定める条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）	日程第4 議案第39号 名寄市子ども・子育て支援事業計画を定めることについて
日程第3	議案第24号 平成27年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）	日程第5 議案第41号 名寄市介護保険条例等の一部改正について
	議案第25号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）	議案第42号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについて
	議案第26号 平成27年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）	日程第6 議案第43号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第27号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）	日程第7 議案第44号 名寄市副市長の選任について
	議案第28号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）	日程第8 議案第45号 名寄市みんなを結ぶ手話条例の制定について
	議案第29号 平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）	日程第9 議案第46号 名寄市議会委員会条例の一部改正について
	議案第30号 平成27年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）	議案第47号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について
	議案第31号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）	議案第48号 名寄市議会会議規則の一部改正について
	議案第32号 平成27年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告）	日程第10 意見書案第1号 農協関係法制度の見直しに関する意見書
	議案第33号 平成27年度名寄市水	意見書案第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書
		日程第11 報告第2号 例月現金出納検査報告、定期監査報告について
		日程第12 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- | | | | |
|------|--|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | | |
| 日程第2 | 議案第1号 名寄市保育所に関する利用者負担額を定める条例の制定について（市民福祉常任委員長報告） | | の一部改正について
議案第42号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについて |
| 日程第3 | 議案第24号 平成27年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第6 | 議案第43号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| | 議案第25号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第7 | 議案第44号 名寄市副市長の選任について |
| | 議案第26号 平成27年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第8 | 議案第45号 名寄市みんなを結ぶ手話条例の制定について |
| | 議案第27号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第9 | 議案第46号 名寄市議会委員会条例の一部改正について |
| | 議案第28号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | | 議案第47号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について |
| | 議案第29号 平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第10 | 意見書案第1号 農協関係法制度の見直しに関する意見書 |
| | 議案第30号 平成27年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | | 意見書案第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書 |
| | 議案第31号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第11 | 報告第2号 例月現金出納検査報告、定期監査報告について |
| | 議案第32号 平成27年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第12 | 閉会中継続審査（調査）の申し出について |
| | 議案第33号 平成27年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告） | | |
| 日程第4 | 議案第39号 名寄市子ども・子育て支援事業計画を定めることについて | | |
| 日程第5 | 議案第41号 名寄市介護保険条例等 | | |

1. 出席議員（19名）

- | | | | | | |
|-----|-----|---|---|---|-------|
| 議長 | 19番 | 黒 | 井 | 徹 | 議員 |
| 副議長 | 14番 | 佐 | 藤 | 勝 | 議員 |
| | 1番 | 川 | 村 | 幸 | 栄 議員 |
| | 2番 | 高 | 野 | 美 | 枝子 議員 |
| | 3番 | 塩 | 田 | 昌 | 彦 議員 |
| | 4番 | 山 | 田 | 典 | 幸 議員 |
| | 5番 | 竹 | 中 | 憲 | 之 議員 |
| | 6番 | 佐 | 藤 | | 靖 議員 |
| | 7番 | 奥 | 村 | 英 | 俊 議員 |

8番 上 松 直 美 議員
 9番 大 石 健 二 議員
 10番 高 橋 伸 典 議員
 11番 川 口 京 二 議員
 12番 佐々木 寿 議員
 13番 熊 谷 吉 正 議員
 15番 日 根 野 正 敏 議員
 17番 山 口 祐 司 議員
 18番 駒 津 喜 一 議員
 20番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（1名）

16番 植 松 正 一 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 益 塚 敏
 書記 山 崎 直 文
 書記 鷺 見 良 子
 書記 佐 藤 潤

1. 説明員

市長 加 藤 剛 士 君
 副市長 佐々木 雅 之 君
 副市長 久 保 和 幸 君
 教育 長 小 野 浩 一 君
 総務部 長 白 田 進 君
 市民部 長 三 島 裕 二 君
 健康福祉部 長 田 邊 俊 昭 君
 経済部 長 川 田 弘 志 君
 建設水道部 長 中 村 勝 己 君
 教育部 長 小 川 勇 人 君
 市立総合病院 事務部 長 松 島 佳 寿 夫 君
 市立大学 事務局 長 鹿 野 裕 二 君
 営業戦略室 長 常 本 史 之 君
 上下水道室 長 天 野 信 二 君
 会計室 長 山 崎 真 理 子 君

監 査 委 員 上 田 盛 一 君
 健康福祉部次 長 江 尻 輝 章 君
 高齢介護課 長 馬 場 義 人 君
 保健センター 所 長 廣 嶋 淳 一 君
 国保診療所 事務課 長 荒 井 洋 光 君
 学校教育課 長 河 合 信 二 君
 児童センター 館 長 毛 利 公 子 君
 こども未来課 長 石 橋 毅 君
 地域包括支援 センター主 幹 橋 本 い づ み 君
 保健センター 主 幹 渡 辺 里 佳 君
 こども未来課 主 幹 土 屋 由 美 子 君
 介護保険係 長 後 藤 裕 子 君
 高齢福祉係主 査 東 則 良 君
 地域包括支援 センター主 査 山 崎 大 樹 君
 こども未来係 長 小 林 訓 伯 君
 障がい福祉係 主 査 柴 野 武 志 君

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に16番、植松正一議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

4番 山田典幸議員

10番 高橋伸典議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 議案第1号 名寄市保育所に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、日根野正敏委員長。

○市民福祉常任委員長（日根野正敏議員） 議長より御指名をいただきましたので、平成27年第1回定例会におきまして当委員会に付託されました議案第1号 名寄市保育所に関する利用者負担額を定める条例の制定について、委員会における審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、平成27年3月4日、13日の2回にわたり、田邊健康福祉部長を初め担当職員の出席を求め、本条例の内容について詳細な説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

付託された議案第1号の内容は、提案理由の説明にありましたように平成27年4月1日から子ども・子育て支援法の施行に伴い児童福祉法第56条第3項が改正され、公立保育所における利用者負担額、保育料の徴収根拠がなくなるため、条例により名寄市保育所の利用負担額及び徴収根拠を定めるものです。また、名寄市保育の実施に関する条例は、児童福祉法第24条第1項が改正さ

れ、条例で規定していた保育に欠ける要件は子ども・子育て支援法施行規則で規定されており、当該条例を廃止することとするものです。

第1回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、短時間保育に関して国の基準より低く設定されているが、その理由と標準1.7%引きが全てに計算されているが、国の基準はどのようになっているのかの質疑では、短時間の保育については公立保育所においては9時から17時までの8時間保育が短時間保育となる。短時間保育の利用者負担額については、国の基準で短時間と標準時間と変わらないところがあるが、基本的に国の階層においても標準の保育単価に比べ1.7%引きという原則をもって計算されている。名寄市における利用者負担額については、全ての階層において1.7%を引き、金額の端数については切り捨てをした設定としているとの答弁がありました。

保護者が負担する保育料は、国でも上限を定めているが、今までの条例による保育料の算出と今回提案の財源の内訳についてどのような変化があるのか、また所得税から住民税の所得割を根拠に算定されることになるが、利用者に対する保育料の変化はないのか、あるのであれば個別の階層で説明をの質疑では、財源の変化については公立の保育所については従来どおり基本的に施設型給付費相当額の予算の範囲内で支給するという形で財源は交付税で今までと大きく変化はない。子供2人の世帯が基本ベースとなった階層表になっており、第1子しかいない世帯についてはこの階層表は第2子分を想定して作り込まれているので、階層が低くなる傾向が出てくる。第3子以上は、年少扶養控除が税制改正で廃止されているので、その分で若干不利な傾向があるが、国は保育料の階層が利用者側に負担が生じる場合は影響が出ないように各市町村で配慮するよううたっているため、現行の階層を既存入園児に対しては保障し、下がったほうについては下がった状態で負担していただく。階層の細分化では、名寄市において特

に集中する階層のところを国の基準より多い階層を設け、バランスをとった。保育要件の関係では、新たに追加された就職活動、上限90日が国のほうで明示されている。就職活動による保育の申し込みということが非常に多くなっていて、3歳以上のお子さんをお持ちの方だと幼稚園の選択肢もあり、有効な情報を提供しながらあっせんをしていくとの答弁がありました。

最近の収納状況についての傾向はの質疑では、平成26年度2月末現在の状況は調定額が9,642万4,600円、収入済額が7,552万2,269円、収納未済額は2,090万2,311円、未収率としては21.7%となっている。平成24年度と25年度の確定の未収納率は、平成24年度13.2%、平成25年度9.9%となっているとの答弁がありました。

第2回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、通常保育は条例で、延長保育は規則だが、内容の質問に対し、国の基準では通常保育の上限は条例で制定することになっているが、名寄市の条例では上限設定だけでなく、わかりやすいように全ての階層を条例で定めた。延長保育は、特別保育になり、今回の条例制定とは別になり、規則で定めるとの答弁がありました。

保育料に関し、収納率からもうかがえるように負担が重いとも思われるが、利用者の声はの質疑では、年2回ほど利用者との面談を1件1件行っている経過があるが、直接には負担が重いとの声はないが、アンケート結果では安くしてほしいとの声も一部あった。風連地区についても平成26年度で経過措置が終了し、平成27年度から名寄地区と同額になるが、経過措置当初は負担が重いとの意見があったが、現状直接の声としてはなかったとの答弁がありました。

以上、付託議案第1号 名寄市保育所に関する利用者負担額を定める条例の制定についてにつきましても、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、付託された議案の審査経過並びに結果について御報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。正副委員長は自席にお戻りください。これより採決を行います。

議案第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 議案第24号 平成27年度名寄市一般会計予算、議案第25号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第26号 平成27年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第27号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第28号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第29号 平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第30号 平成27年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第31号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第32号 平成27年度名寄市病院事業会計予算、議案第33号 平成27年度名寄市水道事業会計予算、以上10件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会、日根野正敏委員長。

○予算審査特別委員長（日根野正敏議員） 議長より御指名をいただきましたので、今定例会において予算審査特別委員会に付託されました議案第24号 平成27年度名寄市一般会計予算及び議案第25号から議案第33号までの各特別会計予

算並びに各企業会計予算の10件につきまして、委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

第1回委員会は、2月25日に開会し、直ちに正副委員長互選を行い、委員長には私日根野が、副委員長に塩田昌彦委員がそれぞれ選任されました。

第2回委員会は、3月16日に開会し、審査日程を3月16日、18日、19日、20日の4日間と定め、実質審査に入りました。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の出席を求め、それぞれ説明並びに答弁をいただき、慎重に審査を行いました。

その経過につきましては、詳細に報告を申し上げるところではございますけれども、当委員会には全議員をもって構成された委員会でございますので、これを省略させていただき、審査の結果のみを御報告申し上げます。

議案第24号 平成27年度名寄市一般会計予算及び議案第25号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第26号 平成27年度名寄市介護保険特別会計予算につきましては、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第27号から議案第33号までの平成27年度各特別会計予算並びに各企業会計予算7件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上を申し上げます、簡単ではございますが、委員会の審査結果の御報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） ただいま予算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第24号外9件については、全議員をもって構成されました特別委員会でございますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

議案第24号 平成27年度名寄市一般会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第25号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第26号 平成27年度名寄市介護保険特別会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計予算から議案第33号 平成27年度名寄市水道事業会計予算までの7件について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第33号までの7件は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時18分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

日程第4 議案第39号 名寄市子ども・子育て支援事業計画を定めることについて、3月12日の議事を継続します。

これより、質疑に入ります。御発言ございませ

んか。

山田典幸議員。

○4番（山田典幸議員） それでは、子ども・子育て支援事業計画について何点かお伺いをしたいと思います。

新年度から子ども・子育て支援新制度ということとで開始されるということなのですが、今回の関連3法も含めて新制度どんな内容なのかということとで私自身もいろいろと資料等で勉強させていただいたのですが、非常に制度的には本当に複雑だなという部分もありまして、完全に今理解できているかどうかというのはちょっとまだ完全ではない部分もあるのですが、大きくりでこの制度の内容を見ても、やはり今待機児童が全国的な、特に都市部で待機児童解消というのが大きな問題、課題になっていて、その都市部の待機児童解消というのが目的、至上命題なのかというふうに捉えています。例えば小規模保育の認可ですとか、またその中でも特に正式な保育士の資格を簡単な研修を受けて2分の1ですとか、家庭的保育に関してはそういう方も認めるというようなことからいうと、保育の量というのでしょうか、量的拡大が優先されて保育の今度は質がどうなるのかなというちょっと懸念もあるのも事実なのかというふうに思います。特にこういった名寄市も含めて地方都市に関しては、待機児童というのはある意味名寄市の状況も現状では心配のない状況ではあるかと思いますが、いずれにしてもこの新制度施行されるに当たりましてやはり保育の質の向上を目指していくというのは、これは地方においては重要なことなのかというふうに思いますけれども、この新制度の中で保育の質の向上を目指すとうたっているながらも、例えば今の施設面積の基準ですとか、保育環境の整備、また保育者の処遇等の改善について具体的な部分では触れられている文言がなかなか見当たらないというのが現状なのかというふうに思います。今回の支援事業計画の名寄市の新たに計画

案としてお示しいただいた中身には、やはり保育内容の向上、保育士の資質の向上含めて質の向上を図っていくという部分がしっかりと盛り込まれているのかなというふうに思います。まず1点目、そういった部分で名寄市として保育の質を高める具体的な取り組みについて、現場の保育士さんの処遇の改善も含めてどのように具体的にされていくのか、1点お伺いしたいと思います。

もう一点は、この新制度に当たって現在の市内各施設の新制度への移行の状況、また今後の予測、それぞれ事業所単位である程度施設の運営、経営も含めて検討していかれるのかなというふうに思いますけれども、原課で把握されている、またいろいろかかわりある中で今後どのような状況になっていくことが推測されるのか、このまず2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 土屋こども未来課主幹。

○こども未来課主幹（土屋由美子君） 質の向上についての取り組みについてお答えしたいと思います。

北海道社会福祉協議会が実施しております保育士の研修を積極的に活用し、毎年多くの職員が受講しております。新任保育士等研修、保育士等専門研修、主任保育士等研修、それから障害児保育担当保育士等研修、乳児保育担当保育士等研修、施設長専門研修など、幅広くメニューが用意されております。民間施設におきましても同じ状況になっております。また、上川振興局が実施しておりますスキルアップ講座の活用や保育士が自主的に研修を行うなど研さんに努め、今後も継続してまいります。よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 石橋こども未来課長。

○こども未来課長（石橋 毅君） それでは、私のほうから、処遇改善についてのお問い合わせと施設の移行についてということでお問い合わせがありました。処遇改善につきましては、市内の認可保育所では施設型給付費が給付されることになります。こちらは、私立ということでございます

けれども、処遇改善経費につきましてもあわせて給付される仕組みになっておりますので、今後におきましても制度上で保障されていくこととなります。公設の臨時職員のほうにつきましても、平成27年度から経験年数に応じて処遇改善を実施してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、施設の移行の推測といいたしめようか、予想ということでのお問い合わせですが、新年度の予算に計上させていただいております新制度移行施設につきましても制度上選択権がないといいたしめようか、現行の幼保連携の認定こども園というのは新制度へ移行していくと、それから認可の保育所というのも必ず制度へ移行していくと。今回の選択肢と言われる部分というのが幼稚園の部分になってくるのですけれども、現在幼稚園では市内で1園が新制度へ移行ということでの報告をいただいております。認定こども園の幼稚園部分を抜きますと、残り3園幼稚園がございまして、その3園につきましても1園から幼稚園型の認定こども園になるのかどうかという部分でのまだ青写真もでき上がっていない状況なのですけれども、実際に相談をいただいているところが1件ございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） 今お答えをいただきまして、保育の質ということで現場の保育士の方も含めての処遇改善ということで、課長のほうからお答えあったように公設の臨時職員さん、新年度からそういった処遇改善の部分もあるということでお答えをいただきました。ぜひそういう形で国の新制度とまた別の部分、自治体として手当てをしていかなければならない部分が新年度からそういう形で行われるということなのだと思います。ぜひ保育の現場の質の向上に向けて取り組みを強化していただければというふうに思いますが、質を高めるという部分で今この計画が策定さ

れる、計画案として示していただく中で子ども・子育て会議等の議論を経て今回こういった提案になってきたかと思いますが、ニーズ調査等もされて今本当に多様なニーズがあるのだなというふうに数字上もしっかりとここに示されていますけれども、質の向上という観点からいってもあくまで子育てという部分で施設、保育の量的拡大だけがどんどん先行して子育てが子守みみたいな形になってしまつては、教育都市宣言を掲げている名寄市としてもそういった部分に進まないように保育の質を高めていただくという部分がやっぱり非常に重要になってくるのかなというふうに思いますけれども、ニーズ調査の中でいろいろとこれから必要なニーズのある子育ての環境のあり方というのも幾つか示されてありますけれども、そういった部分でニーズが今多様化している中で数字にあらわれてこないニーズというのも私反面あるのではないかなというふうに思っています、特にどうしても保護者の方々、今女性の、主婦の方も含めて社会進出の部分が、それは社会進出という面からもそうですし、経済的な理由からいっても夫婦共働きをしなければならないという現状もあるので、ニーズに応じていくというのは大事なことなのですけれども、そのニーズを満たすだけではなくて子供にとって最善の環境、利益というのがもたらされなければならないのだと思っています、やっぱり家庭の役割というのも非常に重要になると私は考えているところであります。計画案のほうでも新制度、関連3法も含めて触れられていないそういった家庭の役割、重要性というのが各主体の役割ということで1番目に家庭の役割としっかりと示されていますので、最後に家庭機能の充実に努めますとしっかりとうたっていただいておりますので、ある意味名寄はそういう方向に進まないで家庭で育てるということをこれから進めていく姿勢がここに見えるのですけれども、ニーズ調査、また子ども・子育て会議の中で、そういった家庭でしっか

り育てたいというようなニーズは数字にはあらわれてこないのかもしれませんが、子ども・子育て会議の中で何かそういった議論があったのなかったのか、またそういった部分では現場を扱ういわゆる窓口でもあるこども未来課のほうでいろいろな保護者の方、また市内各施設の方々という接する機会も多いのだと思いますけれども、今後の名寄市の家庭を重視、家庭での役割の重要性、それを原課ではどのように認識されているか、こども未来課長自身の思いも含めてお答えをいただければと思います。

もう一点、移行の状況、今後の予測についてはわかりました。今市内に公設の保育所もあるわけですが、施設の老朽化等も以前からいろいろと総合計画の中でも議論もされているところでもありますけれども、公設の保育所をどういう形にしていくのか、そのあたりの今後の進め方についてもお答えをいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 石橋こども未来課長。

○こども未来課長（石橋 毅君） 今山田議員のほうからいろいろと本当に子育ての根本的な質問をいただきました。その中で担当の課長である私の思いというか、考えもお尋ねいただいたのかなというふうに感じております。まず初めに、家庭の役割ということでの認識、計画の中でもそのような重要性をうたっておりますけれども、そのことにつきましてちょっと回答になるかどうかわかりませんが、私の思いも含めまして述べさせていただきます。

実は、きのう教育費の予算の審査に私も最後列に説明員として出席しておりまして、佐藤議員のほうから名前を呼ばれただけの出番になってしまったのですが、実はその中で熊谷議員のほうから質疑が出ておりました学校の責任、それから家庭、地域の役割といった部分の質疑であったり、高野議員のほうから出していただきました適応指導教室についてのお問い合わせ、それから山

田議員のほうからありました言語活動の課題、道徳の教本の活用、それから読書の重要性、それから川村議員のほうから質問のありました所在の連絡のとれないお子さんの数はどうなっているのだと、あわせて不登校のことについてもお問い合わせ、高橋議員のほうからも埼玉の痛ましい事件にかかわって携帯電話の状況のお問い合わせがありました。この部分について、若干脱線するかもしれませんが、全てが子供の権利、生きるため、愛情を持って育まれるための権利に全てつながってくる項目がこの委員会の中で質疑で出てきたのだなというふうに私は説明員として聞きながら感じておりました。その答弁の中で教育委員会の参事のほうから先生の黒板の板書について多分答弁があったかなと思いますけれども、そこで美しい字を書きなさいという答弁があったかと思いますが、私はこの計画をつくって担当した担当課長としての思いとしては美しい字を書くということはもちろんで、やはり大人が美しい大人でなければならないというふうにこの計画をつくりながら切に感じてきたところです。私幼少期のころから大したいい子ではなかったものですから、佐藤議員うなずいていますけれども、親に怒られると同じぐらい近所のおばちゃんにたくさん怒られながら育ってきました。そのおかげでどうにかこの程度で済んだのかなというふうに感謝しているのですが、よく考えればやはり周りの美しい大人たちに育ててきていただいたなというふうに感じております。この計画の中でも書いてありますけれども、ここ最近いわゆる時代と言われるくくりでくくってはいけないとは思うのですが、世間の希薄化という部分が非常に重要というか、重大なことになってきておりまして、その希薄化によって美しい大人たちが大人という単体になってきて、そこが進んできて今度は大人ではなくて子と親の関係とどンドン、どンドン子供が接する大人社会との接点が小さくなってきているというのが今現在なのかなというふうに感じており

ます。その中で保護者が狭くなった世間の中で子育てに対して悩んでいるという現状が今の課題であり、そこを行政として支援していくために事業として実施しているのが子育て支援センターというものがあります。そこは、親同士が集う環境を提供する場で、そこでは親同士が相談したり情報交換をしたり、親が育ち合うための場になっているのかなというふうに感じておりますし、また幼稚園、保育所、学校についても今度は子供たちが集団の中で育ち合うという場になって重要な役割を果たしているのだと思います。その中でかかわってくる先生であったり、担当の職員であったりというのがやはり美しい大人でなければならないというふうに感じておりますし、その美しさに磨きをかけるために先ほど土屋主幹が言いましたように研修、研さんを重ねてより美しい大人として指導、支援をしていくということが最終的にはやはり質の向上につながっていくのではないかと。いわゆる質といいますけれども、そういうところが本当に大切な質なのではないかというふうに私自身この立場に立って本当にそこはそういうふうに感じてるところです。私の思いといたしましては、そこに立ち返ってこの計画にもいろいろ示ささせていただきましたけれども、根本的な思いはそこからスタート、そしていろいろな事業に着手して努力していきたいというふうに考えております。

それから、子ども・子育て会議の中で子供を働かないで育てていくという思いとかというお問い合わせありましたけれども、残念ながら子ども・子育て会議の中ではそういった意見の交換はありませんでした。しかしながら、議員おっしゃられたとおり我々日ごろ窓口で市民の方々と接させていただいている中で、私平成23年から今の係にいますけれども、赤ちゃんが生まれて子供を育てていく自信がないといいますか、ということでの保育に欠けたいという保護者の方やそのために一部ですけれども、仕事を探すというような方

も中にはおられます。逆に言うと、その方たちは育児を放棄しているのではなくて、育児に対してやはり相談相手がいなく不安に思っている方がふえてきているという証拠なのだろうというふうに常日ごろ感じているところです。そのためにもこの計画に沿ってできるだけ寄り添った支援をしていかなければならないというふうに考えております。

それから、施設の老朽化につきましてですけれども、ここの老朽化について必ずついて回るのが施設の今後のあり方になってくるかなと思います。それが次期の総合計画の中で市民の皆さんの意見を頂戴しながら、一定程度の方向性は出していかなければならないというふうに考えておりますけれども、この公設の施設のあり方は根本的に民間がなし得ない部分、できない部分をやっぱり公設として責任を持ってやっていかなければならないという部分が根本的にあると思いますので、そこにつきましてはこの新制度施行に伴いまして今後、先ほど言いましたけれども、幼稚園が例えば新制度に乗って認定こども園になっていくよとなった場合には民間が一定程度保育の枠を拡大してくるということになりますので、そこについては今後の移行の状態を十分確認して検討しながら、市民の皆さんと公設のあり方について、統廃合含めて十分議論して総合計画のほうにのせさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） 課長の熱い思い聞かせていただきまして、ありがとうございます。私も美しい大人目指して頑張りたいと思います。本当にそういった形で今課長おっしゃったとおりだと思います。単純にこの計画に沿ってということではなくて、またこういうニーズが出てきたからそれに沿ってということだけではなくて、やっぱり今の実情、いろんな部分で窓口になるのはこども未来課でしょうから、さまざまなニーズに柔軟に

対応していけるように、また寄り添った支援というお言葉もありましたけれども、ぜひそういった形で本当の意味での保育の質の向上に向けて取り組んでいただきたいなというふうに思います。

また、公設のあり方ということを含めて今後議論していけるということでもありますけれども、この新制度で民間がどういう状況に今後なっていくのかということも見きわめながら、民間のできない部分を補完するという意味合いが強くなっていくのかなというふうに思いますけれども、いずれにしても名寄というまちがやはり子育てしやすいまちであるために、また本当に子供たちのために子供の最善の利益が確保できるすばらしい名寄であるためにこの支援事業計画を進めていっていただきたいなということを申し上げたいと思います。

あと、最後に1点だけ、そういった部分でこの事業計画の中にもありますけれども、先ほどいろいろ課長熱い思いで御答弁をいただいた内容にもつながるのかなというふうに思いますけれども、ファミリーサポートセンターの事業が今後事業の開始に向けた準備を進めていくということでもありますけれども、具体的に今度この事業の開始に向けてどのような取り組みを新年度以降されていくのか、最後そこをお伺いして終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 石橋こども未来課長。

○こども未来課長（石橋 毅君） それでは、ファミサポについてのお問い合わせがありました。ここは、我々も今非常に力を入れながら進めようと考えているところでございまして、実は事業内容というか、確定していないものですから、当初予算のほうには今回計上は見送らせていただいた状況でございまして、委託含めて今社会福祉協議会とお話のほうは、打ち合わせのほうは進めさせていただいております、提供できる場であったりとかという詳細の部分を今後詰めていきながら、時期が来ましたら事業費等補正予算のほうでお諮りしたいというふうに考えておりますの

で、よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） この名寄子ども・子育て支援事業計画も読ませていただきました。ある程度の父母、子供の部分のニーズをしっかりと吸い上げてこれから本当に子供、子育てがしやすい名寄になるのではないかなという事業計画ではないかなというふうに感じております。その中で今回まち・ひと・しごと創生法での部分も入ってきて、この子育てという部分がこの地域に、50年後、60年後人口減少にならないためにも子供、子育てというのは非常に重要な位置を占める部分だというふうに感じております。その中で今回幼児の父母、また小学生に約二千何百人分のアンケートをとられたというふうにお聞きしました。返答としては6割だとか、その部分だと思うのですが、その中で父母からの要望でこの事業に取り入れた、名寄が父母から吸い上げた部分を入れさせていただいたという、その大きい枠でもよろしいですから、どういう意見が父兄から上がってきたのか、ちょっとお知らせをいただきたいというふうに思います。とりあえずそれをお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小林こども未来係長。

○こども未来係長（小林訓伯君） ニーズ調査の結果における傾向についてお答えいたします。

ニーズ調査は、就学前児童用と小学校就学児用の2種類で調査いたしました。若干調査項目も違うことから、まず共通項目について紹介いたします。子育てについて気軽に相談できる人がいますかの問いに、就学前児童では95.2%がいると回答し、小学校就学児では92.9%の世帯がいると回答しております。相談先では、両方に同じ傾向が出ておまして、最も多い相談先としましては配偶者、次に父母、知友人と続いております。しかしながら、両方で4番目に多くなっているのが保育所、幼稚園、学校の教諭となっており、相談先としてこのような機関が重要な役割を果たして

いることがわかりました。保護者の就労状況で母親についての調査は、フルタイム、パートタイムを合わせた就労している母親は就学前児童で46.5%、小学校就学児で66.6%となっております。以前は就労していたが、現在は就労していないと回答した方は、就学前児童で42.2%、小学校就学児で21.1%となっております。就労していない方への就労希望の調査では、就学前児童で回答が一番多かったのが一番下の子供が一定年齢になったところに就労したいとなっており、51.7%、小学校就学児では一番下の子供が一定年齢になったときに就労したいが30.6%、すぐにでももしくは1年以内に就労したいが31.8%となっております。就労意欲がお子さんの成長によって高まる傾向となっております。次に、就学前児童では、子育て支援センターの利用について利用日数をふやしたいのかという問いに、ゼロ歳から2歳までのお子さんの保護者からの要望が多く寄せられております。子育てに関する相談の場、憩いの場になっていることがうかがえます。計画の反映につきましては、地域子育て支援センターへの要望に応えるため、平成27年度中に施設改修を進め、利用時間の拡大を図り、ニーズに応じていくよう計画しております。また、転入者から要望の強かったファミリーサポートセンターの開設につきましても現在調整中であり、準備を進めております。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 今父母からのある程度の調査が出たみたいですね。その中で、まず1点目がファミリーサポートセンター、先ほど山田議員からも言われておりましたけれども、まず未設定であると、そして社協のほうに今申請を出しているということで、このサポートセンター事業なのですけれども、ここの19番目に書いてあるとおり子育てを依頼した人と子育てをサポートする人が会員を募りというふうに書いてあります。この会員を募りということは、今子供を持っている

人がそこに会員に行き、そしてそういう子供を見てあげたい人が行くという形で、きっと歌登で今事業をやられている、町でやられているお年寄りが、町内の子供、お母さんたちが何か急に用事があつたら役場に連絡をして、そのところに1時間、2時間預けて500円を払うという制度だと思ふのですけれども、私は何回か質問をさせてもらいましたから、このニーズというのはすごく重要だなと思つていましたので、具体的にこれ今社協に預けていつぐらいから名寄としては進めようかなと、この事業をやろうとしているのか、ちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思ふます。

そして、一番多いのがやっぱり今子育てで困っているの、相談をしたいという部分があると思ふのです。この部分で子育て支援センターが重要な部分だと思ふのですけれども、そういった意味で前言った子育ての全体を見ていく場というの必要ではないかな、子供が生まれて、それからずっと見ていくという体制も重要ではないかなと思ふのですけれども、もう一度その体制の部分で御意見があればお伺ひいたします。

それと、子供が生まれてある程度大きくなってから仕事に戻りたいという方々がこれぐらいいるというのが私はすごいなと思ふのです。すぐにでもというのは31.8%、そして子供がある程度大きくなってからというのが小学校で30.6%、幼児で51.7%ということで、私はこれだけあるということはやはりそれを見ていく子供の保育所の場であつたり、認定こども園であつたりという部分の需要が相当必要ではないかなと思ふのですけれども、今現状名寄市は毎回質問したら100%全員が何不自由なく幼稚園と保育所に通われているという状況ですというふうに言われたのですけれども、去年はそうだったのですけれども、今はどのような状況になっているのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思ふます。

以上、お願ひいたします。済みません。打ち合

わせしたことよりもちょっと広がってしまって、
広がってしまって濟みません。

○議長（黒井 徹議員） 石橋こども未来課長。

○こども未来課長（石橋 毅君） それでは、私
のほうからファミリーサポートセンターのお話と
子育ての相談体制についてお答えをさせていただきます。

ファミリーサポートセンター、実際名寄市でい
つぐらいからやる予定なのだというお問い合わせ
だったかなというふうに思いますけれども、今の
ところ明言はできないというか、実際に一緒に研
修等も社協の職員と去年私実に行かせていただ
いて先進地のお話等聞かせていただきながら、議員
おっしゃるように会員の募集をしなければならない
ということと、あとファミリーサポートセンタ
ーで一番重要なのがコーディネーターといいま
しょうか、必ず1人介在するということか、マッチ
ングをする人が必要になるのですけれども、その非
常に重要な役割を果たす方を1人用意しなければ
ならないという部分で、そこの人選であったり、そ
れとサービスを提供する側の会員も実はすぐ手挙
げたらできますよということではなくて、一定程
度研修を受けていただいたりというような準備期
間もかなり要しますので、もちろん先ほど申し上
げたとおり準備は順次進めていくのですけれども、
その部分の過程がどの程度の期間要するのかとい
うところまではちょっと推察できておりませんの
で、間違いなく検討しながら前に進めていこうと
いうふうには考えておりますので、よろしくお願
いいたします。

それから、子育て相談の体制についてのお話で
すけれども、生まれてから子育てをしてという、
その包括的な支援という部分での体制についての
考えはというようなお問い合わせだったかなと思
います。今回新年度の予算の中でも織り込ませて
いただきましたけれども、子育て支援センターの
中に今回地域子ども・子育て支援事業、いわゆる
13事業の中の一つの相談専門員という形で1人、

力を発揮していただくという準備を進めており
ます。その部分につきまして、4月から行政的な
手続等研修をしっかり積んでいただきながら、子
育て支援センターが一定程度改修が終わってオー
プンですよといったときにはそこに配置をさせて
いただいて幅広く相談の受け皿として活躍してい
ただこうというふうに考えております。議員がお
っしゃいました地域包括子育てのくくりというか、
まさにイメージ的には保健センターであるとかと
いう部分が一括的になってそういう支援体制を構
築していくというような構想ですけれども、その
部分につきましては現状、後ろに保健センターの
所長もおられますけれども、その連絡、関係等
は十分密にできているというふうに我々は考えて
おりますので、建物こそ一つにはなっておりませ
んけれども、支援体制としては十分御期待に沿え
るような形で支援していけるものと考えておりま
すので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小林こども未来係長。

○こども未来係長（小林訓伯君） 今後の名寄市
におきます保育と教育におきます保育の確保体制
について御説明させていただきたいと思います。

計画の56ページのほうにも載せさせていただ
いておりますが、平成27年度におきましては幼
稚園につきましては約400名程度の人数が見込
まれております。2号認定につきましては、保育
所という形になりますので、241名程度、名寄
市の1号につきましては認定こども園や幼稚園を
活用させていただきまして、その中で拡充できる
見込みとなっております。2号認定につきま
しても保育所、認定こども園、あとは認可外施設等
も御利用させていただきながら拡充、計画最終年
であります31年には全て確保できるような計画
を立てさせていただいております。3歳未満児の3
号認定の部分につきましては、ゼロ歳児につき
ましては35名程度、1歳児、2歳児については
180名程度ということで量の確保の見込みを立
てさせていただきまして、その部分につきま
しても

保育所、認定こども園等を利用させていただきながら確保できるというふうに見込みを立てさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ありがとうございます。ちょっと広げて済みませんでした。これからの部分では、この子供、子育てが本当に重要な施策になると思います。しっかりと行政マンとして名寄市民がここで育て、ここで育ててよかったと言えるまちづくりをお願い申し上げ、私の質問終わります。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 4章の6、子供の権利が尊重される名寄、ここにかかわって質問させていただきます。

この間一般質問等でも子供の権利条例の制定を求めてきたところですが、今回の子ども・子育て支援事業計画の中に織り込ませていただくというような御答弁がありました。見せていただくと、当然子育て支援事業ですので、大人側からの中身というふうになっています。あらゆる媒体、機会を捉えて広報と啓発活動を図りますというふうにあります。子どもの権利条約という、やはり子供たちに、あなたたちに子供の権利がある、こういう権利があるのですよというふうなことで、そういった子供たちに対してはこのことをどのようにお知らせし、広めていくのか、この点についてちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 河合学校教育課長。

○学校教育課長（河合信二君） 今御質問いただきました。子どもの権利条約が十分生かされているかという御質問でございますけれども、子どもの権利条約につきましては4つの柱から成っていると考えております。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つでございますけれども、教育委員会、特に学校教育ということで考えさせていただいたときには育つ権利と参加す

る権利というのが重要なポイントなのかなというふうに考えております。特に近年、子供たちが自由に参加しながらいろんな活動をしていくということが重要になってきているのだろうと考えております。昨年も一つの例といたしまして、いじめ防止サミットということで市内の小中学校児童生徒が集まっていじめに対する意識の高揚を図っていくというような形で集会等を開かせていただいて、自分たちの考えをきちっと述べ合うというような形で取り組みを進めているというような状況もございますし、中学校におきましては弁論大会というような形でそれぞれの学年の代表が自分の意見を述べるというような状況の中でそれぞれ参加しながら、お互いの意見を尊重しながらというような形で学校教育を進めているという状況もありまして、その点から鑑みても子どもの権利条約を十分意識しながら教育活動が進んでいるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 学校現場のところでは、そういった形で進められているのだというふうに思うのですが、条例を制定した市町村でいいますと、やはり低学年の子供たちにもわかりやすく、あなたたちにはこんな権利があるのだよと、今おっしゃった4つの権利、これをきちっと伝えていく、そういった取り組みをしているところであります。当然大人はこれを守っていくという役割があるので、それが今回のこの計画の中に入っているのかなというふうに思うのですけれども、やはり子供たちにもこういう権利があるのだといったところ辺を伝えていくことも重要だというふうに思うのです。このところがいじめサミット等ある中でも子供の権利の重要さ等々お話が出ているのだとは思いますが、守られる権利があるのだということで自分だけでなく、だから相手も守らなければならないというようなことも含めてやっぱり重要だなというふうに思うのですが、

そこをどのように進めていくのか、再度お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 河合学校教育課長。

○学校教育課長（河合信二君） 今御意見がございました。また、4つの権利の中に守られる権利というのをごさいます、いじめや虐待から守られてくると、当然のことだと思っておりますけれども、このような考え方をどのような形で学校現場に反映できるのかというの今後ちょっと検討を加えながら、特に今御意見のございました低学年にきちっとこの権利の意味というのをわかるような形で取り組みを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ぜひとも子供たちがわかりやすい、そして自分たちにこういう権利があるのだということら辺が自覚できる、そしてそれを守る親たちも大人たちも、先ほど課長のお話があったようにやっぱり大人たちがしっかり子供たちを守っていくといった、そういう子ども・子育て支援事業というふうになっていくことを強く望んでいるところです。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東千春議員。

○20番（東 千春議員） 若干お伺ひしたいと思ひます。

まず、18ページ、放課後児童クラブの掲載がございました。名寄市内には南児童クラブ、あるいは民間の放課後児童クラブがありますけれども、それぞれの料金の違いもあり、またそれぞれの運営の考え方の中でサービスの内容の違いもあろうかというふうに思ひますけれども、そこら辺の状況についてまず1点お伺ひをしたいなというふうに思ひます。

それと、37ページには障害児について掲載がございましたけれども、こういった中で自宅で過ごす障害児の方もいらっしゃるかなというふうに思ひます。そういった数とかもわかればちょっとお

知らせをいただきたいのですが、そういった子供に対するケア、あるいはそういった子供に対しても教育をしていかななくてはいけないというふうに思ひしておりますけれども、そういった状況、取り組みについてもお伺ひをしたいなというふうに思ひます。

最後になりますけれども、6ページには今回の改正にも関係しますように市内にはさまざまな施設がございました。幼稚園や保育所や子育て支援の施設がたくさんございますけれども、1点目としては風連地区では風連地区なりの悩みがあるというふうにお伺ひしております。それは、子供の減少による悩みだというふうにお伺ひしておりますけれども、その傾向と対策についてお伺ひをしたいなというふうに思ひます。

制度の改正もありますけれども、幼稚園の今後の預かり保育に対する行政としての考え方、あるいはそれを進めていこうとされているのかどうか、そういったことについてもお伺ひをしたいなというふうに思ひます。

その項目の3点目ですけれども、名寄市内には無認可の保育の施設があります。これは、企業内とかではなくて民間の方をターゲットにされている無認可保育施設がありますけれども、こういった民間保育施設を育てていくということがこれからは必要であり、そういった中で公共の保育所の役割が決まっていくのかなというふうな、先ほど課長からの御答弁にもありましたけれども、そのとおりにかなというふうに思ひますけれども、こういった施設に対する支援の考え方についてお伺ひをしたいなというふうに思ひます。

それと、来年度から親林館で子育て支援ということが始まり、まちの中にこういう施設ができて本当によかったなというふうに思ひしております。こういったことに行政としてしっかりと力を入れていく、先ほどの答弁にもありましたけれども、特に名寄は転勤をされるような転勤族が多いまちだというふうに言われておりました、そういった

家庭を、あるいは保護者をケアをしていくということはよそのまちよりひょっとしたら必要度が高いのかなというふうにも思っております、そこから辺についての考え方についても伺いをしておきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 毛利児童センター館長。

○児童センター館長（毛利公子君） 私のほうからは、放課後児童クラブのそれぞれの施設のサービスの状況についてお知らせしたいと思います。

放課後児童クラブは、皆さん御承知かと思えますけれども、公設2カ所と民営2カ所の4カ所がございます。サービスということでございますけれども、開設時間についてそれぞれ違いがございます。公設の南児童クラブ、風連児童クラブにつきましては、開設時間が小学校の下校時から午後6時30分まで、そして夏休みなど学校の長期休業日につきましては午前8時30分から午後6時30分までとしております。休館日につきましては、日曜、祝日、年末年始は12月31日から1月5日までを休みとしております。公設の南児童クラブにつきましては、児童数が多いことから低学年と高学年2クラスに分けておまして、学年に応じた援助を行っておりますとともに、合同行事等の遊び、それから体験活動を実施しまして学年を超えた交流を図っております。風連児童クラブにつきましては、隣接します風連児童会館に来館する児童との合同行事等の実施、また併設されます図書館の分館を活用した行事ですとか企画行事を行っております。民営の学童保育所コロポックルにつきましては、開設時間が小学校の下校時から午後7時まで、土曜日は午前8時から午後6時まで、夏休みなど学校の長期休業日につきましては午前8時から午後7時までとなっております、土曜日につきましては午後6時30分まで、そのほかの日につきましては午後7時30分まで延長可能となっております。休みににつきましては、日曜、祝日、年末年始は12月31日から1月4

日まで、お盆は2日間の休みとなっております。市内で最初に開設されました放課後児童クラブでございます、これまで障害のある児童の受け入れを積極的に行ってきたいただいております。共同保育園どろんこはうす学童すまいるにつきましては、開設時間が小学校の下校時から午後7時まで、夏休みなど学校の長期休業日、臨時休校、代休日につきましては午前7時から午後7時までとなっております。そして、平日、学校休業日ともに時間の延長24時間、泊まりが可能となっております。休みは、日曜、祝日、お盆は2日間、年末年始の休みは12月31日から1月3日までとなっております。共同保育園どろんこはうす学童すまいるは、西小学校区にございますけれども、南小学校から通所している児童に対しましては車の迎えを行っております。民営の児童クラブにつきましては、開設時間について利用者の利用される保護者の方に対応したきめ細かい対応をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 石橋こども未来課長。

○こども未来課長（石橋 毅君） それでは、私のほうから残り全て一括して御答弁させていただきます。

まず最初に、障害児の状況、自宅で過ごす子供のことについてのお問い合わせがありました。このことにつきましては、その保護者等への支援状況につきましては就学の前の児童の発達に心配のあるお子さんの支援といたしまして名寄市こども発達支援センターを運営しており、療育を行っております。保健センターで行っている各年齢ごとの健診や市内保育所、幼稚園と連携し、早期に療育につながるよう連携を強化してきております。こども発達支援センターでは、毎年約60組程度の親子が在籍しておまして、療育の研修を積み重ねた指導員により療育を受け、また定期的に外部より専門支援も活用し、療育の質を確保しながら運営してきております。保健センターでは、

発達障害児継続支援といたしまして訪問等を行っており、平成26年3月の時点の数字なのですが、71人の方の支援を行ってきております。今後もニーズに応じていけるよう、質の向上に努めて実施してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、6ページに書かれております各施設サービスいろいろありますけれども、この中で風連地区の子供の減少等課題になっていて傾向と対策についてというお問い合わせがございました。この部分につきましては、風連地区には現在認可基準を満たす保育所と幼稚園が隣接されており、質が確保されたサービスを提供しております。両施設とも各法人が運営しており、地区的な少子化も想定し、今後の経営を考えていただいております。地区の子供の受け入れとしても必要な施設と認識しておりますし、現在も施設のあり方について打ち合わせを行っておりますので、今後も地区の子供の最善の利益が供与されるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、新制度に移行して幼稚園の今後の預かり保育の進めについて考えについてお問い合わせがありました。このことにつきましては、新年度からは今までどおりの幼稚園と新制度へ移行する幼稚園の2種類の施設が存在するようになります。預かり保育サービスにつきましては、文部科学省管轄の幼稚園は私学助成を受けながらのサービス提供を行い、新制度移行幼稚園は市と業務委託契約を行い、地域子ども・子育て支援事業、いわゆる13事業の一事業として実施することになります。サービス内容は変わりませんので、今後新制度へ移行する幼稚園がありましたら、地域子ども・子育て支援事業としての予算を計上してまいりたいというふうに考えております。

それから、無認可施設の支援の考え方についてのお問い合わせがありました。現在無認可施設には、夜間保育に対する補助金として支出して支援を行っております。新制度では、施設型給付費の

対象施設が小規模保育等市町村認可型施設も認められており、新制度移行希望がありましたらしっかりと対応していく考えでおります。また、施設整備等の支援につきましては、毎年国のメニューが変更等ありますので、確定したお話はできませんけれども、情報収集をしっかりと行い、該当する事業がありましたら早期から相談をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

それから、最後でしょうか、親林館の改修を含めた子育て支援センターの整備含めて子育てのあり方というか、についてのお問い合わせがあったかなというふうに思います。名寄市として望ましい子育て支援のあり方についてですが、基本的には安心して子育てをしていただける環境提供が一番であるというふうに考えております。まずは、妊娠期からの支援が十分なのか、出産してからの支援が十分か、子育て中の支援は十分かを考え、現在の名寄市の支援体制ができてきていると考えております。地元の病院の充実を図り、乳幼児医療費助成の独自拡大を図り、こんにちは赤ちゃん訪問事業を対象者全員へ実施し、困り感のある家庭には養育支援も実施してきており、今後は悩み等の相談体制の充実を図るため、先ほども若干御説明させていただきましたけれども、地域子ども・子育て支援事業の一つである利用者支援事業を実施して移設する子育て支援センターへ利用者支援専門員、子育てコンシェルジュを配置して行政サービスから各支援機関の紹介、接続、総合的な相談窓口としてさらなる質の向上に努めて支援をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） それぞれ答弁をいただきました。放課後児童クラブにつきましては、それぞれ開設時間も違えば保育の中身も違っているのかなというふうに思っておりますけれども、これは今後それぞれをしっかりと民間は民間とし

て尊重しながら現状の中で進めていこうというお考えなのかどうなのか、まずこの点についてお伺いをしたいなというふうに思います。

それと、待機児童が最近少し出てきているというふうに伺っているのですけれども、ちょっと現状についてもお知らせをいただきたいのですけれども、風連の幼稚園や保育所、風連の保育所ですけれども、これは地区の保育所ということなのだろうなというふうに思いますけれども、例えば名寄でしばらくお待ちいただくことになったような場合そちらのほうで当面預かっていただくとか、そういうような弾力的な運用というのとはできるのかできないのか、そこら辺について少しお伺いできればと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 放課後児童クラブの民間、公設それぞれの施設があってサービス内容だったり、開所時間等違いがあります。それにつきましては、それぞれでできた経緯等々違いがあって、それぞれの運営委員会等でサービス内容も協議しながら進められている状況であります。先生の配置にも違いがあったりして、基本的にはそれぞれの民間の運営主体の運営方法に委ねていきたいと思っておりますけれども、先日条例ができていますので、最低基準はクリアをしながらそれぞれの特性を生かした運営方針を尊重しつつ、ただ今回の調査でも利用者ニーズが出てきていますので、そういったものについては民間と公設も含めて協議をしながら利用者ニーズに応じていくような、そういったことも進めていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 石橋こども未来課長。

○こども未来課長（石橋 毅君） 風連地区の保育所の子供の扱いというか、のお話ですけれども、先ほど名寄市の保育料を定める条例の日根野委員長の報告のほうでもありましたように27年度からは料金が平たん化されるということで、地区によらず料金が平たん化していますので、そこにつ

いては地区的な区切りというものは全く考えておりませんので、そこについては保護者のニーズがありましたら保護者に選択していただいで行っていただくような形になるかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時24分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

日程第5 議案第41号 名寄市介護保険条例等の一部改正について、議案第42号 名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについて、以上2件を一括議題といたします。3月12日の議事を継続いたします。

これより、議案第41号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 介護保険の一部改正、そして介護保険計画全般にわたって質疑をさせていただきます。

最初に、総括的な課題ということで、2015

年、ことし新年度から介護保険の改正がありまして、特徴的には予防給付のサービスの市町村事業への移行、所得階層によって変わりますけれども、高齢者の自己負担の引き上げ、介護保険料の多段階の設定、地域包括ケアシステムの整備など多岐にわたっているわけでありましてけれども、この制度当初の理念でもあった安心の介護、介護の社会化という形で比較をすると、新年度以降名寄市の展望についてまずお聞かせをいただきたいと思っております。

2つ目には、今後の高齢化率が既に数字、データで明らかになっているわけでありまして、要介護認定数のこれからの推移、それから負担の限界とサービスの提供がリンク、担保されていくのかどうかお聞かせをいただきたいと思っております。

3点目には、制度の継続運営に最も重要な医療、介護、予防体制の人材確保の展望と待遇改善が話題になっておりますけれども、具体的な実行の検証をどう行っていくのかお聞かせをいただきたいと思っております。

4つ目には、このまま6期の計画、あるいは7期の計画という過程においてどうしても保険料の大幅な引き上げは避けられない見通しにあるのではないかとありますが、今後の公費の負担の拡大についての市の見解についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

特に消費税アップ以降の、消費税アップの大義名分は全額社会保障の財源にするというふうに言っておられましたけれども、今回の改正の目玉でもある地域包括システム整備には幾ら国全体の予算が財源として使われているのか、あるいはその分の名寄市分について幾らなのかお聞かせをいただきたいというふうに考えております。

保険料の高負担化、あるいは利用率のアップなんかも含めて介護サービスを利用することを控えるような動きも懸念をされるかと思っておりますが、あわせてお聞かせをいただきたいと思っております。

計画の具体的な事項について8点お伺いいたし

ます。特に実践的な課題でもあります26ページ、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しの中で在宅医療、介護の連携の問題、認知症対策、あるいは地域ケア会議の充実などについて少し具体的にお聞かせをいただきたいと思っております。

33ページの介護サービスの効率化、重点化では、総合事業実施に向けた準備が始まるかと思っておりますが、その道のり、日程的なことについてお聞かせをいただきたいと思っております。

特にこれから特養の入所、新規は介護認定3以上ということで介護体制の大きな変化や、あるいは事業施設としても経営上の影響などについてもいろいろ考えられるかと思っておりますので、介護の質、経営、監督の指導のあり方についてもあわせてお聞かせをいただきたいと思っております。

聞く予定でありましたけれども、時間も多分おくれていくので、将来ビジョンについては割愛をさせていただきます。

69ページの介護保険事業量等の見込みであります。必要定員の総数の設定の具体的な根拠といわゆるニーズの変動要素への対応についてお聞かせをいただきたいと思っております。

70ページについては、介護保険料は国基準9段階で、名寄市の提案は10段階ということなのですが、これに対する検証経過について、他の代案などについての検討経過もあろうかと思っておりますので、お聞かせをいただきたいと思っております。

介護給付の見直し等に伴う試算について、これについては割愛させていただきます。

74ページ、地域密着型サービスの利用状況と介護予防サービスの26年度の状況、見込み数字から、特にデータが出ておりますけれども、26年だけちょっと突出しているような数字になっておりますが、その原因についてお聞かせをいただきたいと思っております。

最後になりますが、80ページ、第1号保険料基準額が名寄市の場合は4,727円ということで、

保険料総額からいっても22.3%ほど大幅に引き上がるわけでありますけれども、これも先ほども階層別の10段階、9段階の話もしましたが、階層別の被保険者数についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 馬場高齢介護課長。

○高齢介護課長（馬場義人君） 熊谷議員からいただきました総括的課題の1番目と2番目、3番目につきまして私のほうから御答弁させていただきます。

介護保険制度創設時の議論や介護保険法の目的規定等を踏まえますと、介護保険制度の創設の目的につきましては議員御指摘のとおり、誰にとっても高齢期における最大の不安要因の一つでございます介護問題について社会全体で支える仕組みを構築することにより介護不安を解消して安心して生活できる社会をつくるとともに、家族等の介護者の負担軽減を図る介護の社会化と介護を必要とする状態になってもその有する能力に応じて自立した質の高い日常生活を要介護者の自立支援や介護支援サービスの手法を導入し、ケアマネージャーによるケアマネジメントにより利用者の選択に基づきまして利用者の希望を尊重して多様な事業主体から利用者本位の総合的介護サービスが利用契約制度に基づき提供され、それまでの老人福祉分野の措置制度だったものが社会保険方式を導入し、給付と負担の関係を明確にし、被保険者が共同連帯の理念に基づき実施されているのは御承知のとおりです。

介護保険創設後介護状態になっても居宅で生活できる状況は、介護サービスの提供によりその期間が延長され、家族負担の一定の軽減が図られていると考えておりますが、今後高齢者人口の増加によりマンパワーの確保につきましても現状にも増して課題になってくると考えております。介護の人材確保につきましては、市町村独自の取り組みでは人材の移動や地域間競争が起きてしまうな

ど十分な効果が発揮できないことから、国や道において広域的な取り組みが必要であると考えております。国の予算案では、地域医療介護総合確保基金により介護基盤整備と介護人材確保に国費で483億円を投入し、必要な事業を支援するとしています。それを受けて都道府県においては、2025年までのサービス量を踏まえて必要となる介護人材を推計し、介護人材の確保、育成策を介護保険事業支援計画に登載し、保険者の取り組む医療、介護の連携に向けた取り組みを広域な立場から支援するとしています。具体的には、参入促進のための各種周知、PR活動や研修支援、資質向上のためのキャリアアップ研修や人材育成事業、労働環境、処遇改善のための各種支援事業などが計画されており、名寄市としても国や道に対しまして人材確保のための事業を促進するように要望してまいります。介護職員の処遇改善につきましては、介護報酬に介護職員処遇改善加算が設けられており、本制度開始前と比較した平成26年度の賃金改善見込み額は市内居宅サービス13事業所で約1,800万円になります。平成27年度からは、介護報酬の改定により介護職員処遇改善加算が増額になる予定となっております。

なお、検証につきましては、営業戦略室が所管しております名寄市介護・福祉人材確保推進懇談会に高齢介護課としても出席しており、各事業所の意見をお聞きしていくとともに、介護職員処遇改善加算につきましては市が所管する居宅サービス、地域密着型サービスについて実績報告等により実態を把握していくことが可能ですので、必要に応じて市長会を通じて意見反映してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 後藤介護保険係長。

○介護保険係長（後藤裕子君） 私のほうからは、総括的課題の4番目、消費税アップに伴う地域包括システム整備に係る財源確保状況ということで御説明させていただきます。

平成27年度の国の予算資料によりますと、社

会保障・税一体改革による社会保障の充実との名目で地域医療介護総合確保基金の介護分として483億円、平成27年度報酬改定における介護職員の処遇改善等に531億円、認知症施策の推進などの地域支援事業の充実のために118億円を措置しております。また、第1号被保険者の低所得者軽減強化として平成27年4月からは110億円を措置、当初予定していた新第3段階までの軽減は消費税10%引き上げ時、平成29年4月に完全実施の予定と把握しているところです。名寄市としましては、第6期期間中で計画しておりますケアハウスや認知症グループホームにつかまして地域医療介護総合確保基金の介護基盤整備分の活用を予定し、新設する施設のサービス提供事業者への施設整備経費への助成を考えております。

保険料の高負担化、利用料アップによる利用控えへの懸念でございますが、保険料につかましては基準額の新第5段階の方につかましては月額で691円の上昇でございます。また、利用料アップにつかましては、利用者負担が2割負担となる方々、単身で年金収入年280万円以上が対象となるところですが、利用料が一定の額を超えた場合の払い戻しの制度、高額介護サービス費の制度もございますので、利用料が全て2倍になるということではございません。議員御指摘のとおり、サービス利用を控えることで要介護度が上がることがないように介護保険制度の周知を初め、サービス内容の説明などを徹底し、利用者にとって不利益にならないよう努めてまいります。

○議長（黒井 徹議員） 橋本地域包括支援センター主幹。

○地域包括支援センター主幹（橋本いづみ君）

私のほうからは、議員御質問の具体的な事項の1番について、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しについて御説明させていただきたいと思っております。

まず、在宅医療、介護の連携についてでございますが、これは在宅医療・介護連携推進事業で行

うこととなります。これまでも地域包括支援センターは、総合相談支援業務や権利擁護業務など包括的支援事業を実施してまいりました。在宅医療・介護連携推進事業は、このたびの介護保険法の改正による地域支援事業の見直しに伴う包括的支援事業での新規事業でございます。②の認知症対策、③、地域ケア会議の充実においても同じですが、新しい要綱が国からまだ示されておりません。具体的な内容については、現在のところまだ案です。今後変更もあり得るものがございますので、御了承をください。厚生労働省老健局老人保健課から地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の手引案が通知されており、この手引によるとこの事業は8個の取り組みから成り立っております。1つ目は、地域の医療、介護の資源の把握、2つ目は在宅医療、介護連携の課題の抽出と対応策を検討する会議の開催、3つ目は切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進、4つ目は医療、介護関係者の情報共有の支援、5つ目は在宅医療、介護連携に関する相談支援、6つ目は医療、介護関係者の研修、7つ目は地域住民への普及啓発、8つ目は在宅医療、介護連携に関する関係市町村の連携となっております。名寄市においては、順次1つ目から8つ目までを実施し、平成30年度には全ての事項を実施する計画で、平成27年度から1つ目の地域の医療、介護の資源の把握の事業を行うこととし、在宅医療・介護連携推進事業を開始することとしました。地域の医療、介護の資源の把握の事業は、地域の医療機関、薬局、介護事業所等の所在地、連絡先、機能などの情報収集を行うものですが、既存の公表情報などで把握できない事項については必要に応じて調査を行い、また専門的な事項が必要な場合は必要に応じて地域の医療、介護関係者の意見を参考にして調査することとなっております。これらの把握した情報は、情報を活用する関係者向けや地域住民向けなど情報を活用する対象者の類型ごとに提供する内容を検討し、リストやマップ

を作成するといった内容が主な事業となっております。

次に、②、認知症対策について御説明いたします。具体的な事業についてですが、既存の事業では徘徊高齢者SOSネットワーク事業、これには模擬搜索訓練事業や認知症に関する講演会を含んでおります。そのほか、認知症サポーター養成講座、認知症地域支援推進事業、総合相談支援業務での個別の相談支援、成年後見制度利用支援事業などを実施しており、今後も継続してまいります。第6期計画では、平成30年から開始することになりますが、認知症初期集中支援チームを設置する認知症初期集中支援推進事業の準備や平成27年度から開始のグループホーム居住費助成事業、地域ケア会議の開催、平成29年度中までにグループホームの増床などの事業を計画してまいります。

続いて、③、地域ケア会議の充実です。地域における個別の事例について本人や家族、関係者や専門職種、地域での支援者たちで事例検討を行い、その高齢者への支援を考えるとともに、地域の課題、真に必要なサービスは何かを抽出する会議として開催していきます。個別の地域ケア会議の開催を積み重ね、地域ケア推進会議を開催して地域包括ケアシステムの構築を目指していくものです。地域ケア会議を効果的に開催、運営していくために年に1回専門的見地からの評価やフォローアップを受けられるよう講師を招聘して研修会を開催していく予定です。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山崎地域包括支援センター主査。

○地域包括支援センター主査（山崎大樹君） それでは、私のほうからは具体的事項の2番目にあります介護サービスの効率化、重点化の総合事業実施に向けた準備について御説明をさせていただきます。

総合事業実施に向けた準備につきまして、平成

27年度に生活支援のあり方について検討を行う協議体を設置し、さまざまな事業主体間による情報共有と連携を強め、地域ニーズの把握、生活支援サービスの発掘などから生活支援サービスの検討を進めてまいります。平成28年度は、協議体で把握、検討したことを整理して制度設計を行いたいと考えております。また、介護予防通所介護と介護予防訪問介護は、平成29年度から総合事業に移行する計画としております。国は、移行後の支援方法を1つ目に現行の介護保険サービス相当のサービス、2つ目として緩和した基準によるサービス、3つ目に住民主体による支援と大きく3パターンを想定しておりますが、平成27年度から進める協議体による検討と並行して事業所の指定や利用料金、実施主体への補助制度等について検討し、平成28年度に条例を提案したいと考えております。総合事業は、平成29年度から開始いたしますが、平成29年度開始後からも引き続き協議体との連携により支援サービスの発掘と検討を進め、後期高齢者数が最大値となります平成37年度に向けまして時間をかけてじっくりと地域づくりに取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 江尻健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（江尻輝章君） それでは、私のほうからは具体的事項②の特養入所者を要介護3にすることによって介護体制の変化や経営上の影響について御答弁を申し上げます。

現在の市内の特養利用者の平均介護度は、清峰園が4.21、それからしらかばハイツが3.9で、平均年齢は清峰園が87.36歳、しらかばハイツが87.7歳となっております。介護職員の配置につきましては、国の基準では利用者3名に対し職員1名の配置基準でございますけれども、短期入所と合わせて定員115名の清峰園におきましてはユニット型対応のため短期入所を含めて介護士が60名の配置となっております。また、短

期入所と合わせて定員90名のしらかばハイツにおきましては、37名の介護職員を配置してございます。さらに、介護士の配置基準でございませけれども、それぞれ3名の基準に対しましてひとり介護を行っているということもございまして、清峰園では8名、しらかばハイツでは6名を配置しており、既に平均的介護度もかなり高い状態になっていることから、入所基準の変更に伴う経営上の介護、それから介護体制には大きな影響はないものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 後藤介護保険係長。

○介護保険係長（後藤裕子君） 私のほうからは、具体的事項の4番以降説明させていただきます。

まず、計画書の69ページにございます介護保険事業量の見込みの必要定員総数の設定の具体的な根拠とニーズの変動要素への対応ということでお答えします。第6期計画において必要定員総数を新たに見込んだ地域密着型サービスは、認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の3つですが、小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護につきましては国の基準どおりの定員29名としました。認知症対応型共同生活介護は、既に市内にある事業所と同様9人を1つのユニットとし、2つのユニットの定員18人で見込んでおります。介護保険の事業計画は3年間でございますので、ニーズの変動等はすぐ対応できると思っておりますので、もしこの3年間で大幅にまた増加が見込まれるようでしたら、次期の計画で対応させていただくこととなります。

続きまして、計画書の70ページ、介護保険料の多段階、10段階にした経過とほかの案との検証結果ということで御説明いたします。計画書の70ページに現行の介護保険料の段階の図と第6期の段階の図を載せてございます。当初国から出された標準9段階の案では、公費を投入し、新第3段階の方まで現行の乗率と同じか、それに近い

ところまで保険料の軽減がされる予定でした。消費税増税が延期され、公費による保険料軽減が新第1段階のみと決定されたことにより、名寄市では新第2段階及び新第4段階に該当する方の保険料乗率が上がり過ぎることになるため、今回提案の10段階にしたところです。標準9段階のままでは、乗率を下げると保険料基準額が全体的に上がるため被保険者全体に影響が出ることになるため、基準額を上げずに第2、第4段階の乗率を下げるため、所得の多い方、今回は700万円ということで決めさせていただきましたが、に相応の御負担をいただくことで非課税世帯に該当する新第2段階の乗率0.75が現行と同じ乗率0.65に、新第4段階の方については現行の0.75と同じとはなりませんでしたが、0.9から0.85に軽減することができました。段階をさらにふやすことも検討しましたが、課税者層と非課税者層の構成割合から所得の高い方の段階をふやしても低所得者層への軽減される割合が少なくなってしまう、段階をふやす効果があらわれづらいこととなるため、今計画では10段階の設定としたところです。

続きまして、具体的事項の7番、計画書74ページの地域密着型サービスの利用状況と介護予防サービスの平成26年度の見込みが突出している原因なのですが、厚生労働省のワークシートに基づいて算出される値なのですが、平成26年の見込みにつきましては平成21年からの実績の上昇率が勘案されて計算されるものとなっております。御指摘の地域密着型サービスにおきましては、認知症対応型通所介護につきましては平成22年度から、介護予防小規模多機能型居宅介護におきましては平成24年度からの事業開始で、どちらも新しく開始されたサービスであるため前年からの伸び率がかなり大きくなってございますので、その分が加味されたことにより平成26年の見込み率が突出した値となっております。第6期計画、今回の保険料等の算出に必要な平成27年度からは直近の実績をもとに推計した値と

なっておりますので、御了承いただきたいと思っております。

続きまして、具体的事項の8番目、第1号保険料基準額及び保険料総額がアップすることに対する見解と各階層の被保険者数ということでお問い合わせありましたので、お答えします。要介護認定者の増加に伴い、介護サービスの受給者も増加しております。介護に係る給付費も年々増加している状況の中、第1号被保険者の負担率が21%から22%に上がったことが今回の保険料増額の要因となっております。また、この3年間の計画期間中に新しいサービス、ケアハウス、グループホーム、小規模多機能型居宅介護等を計画しており、その分についても保険料が上昇する原因となっておりますが、低所得者の住まいの確保、ふえ続けるであろう認知症高齢者への対応といった点から考えると、名寄市には必要なサービスであり、整備が不可欠と考えております。保険料の月額4,727円につきましては、現行4,036円と比較し、約17%の上昇となります。市民の皆様には御負担をお願いすることになりますが、道北7市の保険料と比べましてもちょうど中間の値でありまして、介護サービスの充実はもとより、地域支援事業についても第6期期間中さらに充実させてまいりますので、御理解をいただきたいと考えております。各階層別の被保険者数につきましては、平成27年度の推計なのですが、第1段階が1,968人、第2段階が1,179人、第3段階が984人、第4段階が984人、第5段階が931人、第6段階が1,082人、第7段階が1,082人、第8段階が381人、第9段階が213人、第10段階が62人と推計しております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） たくさんの答弁準備いただきましたけれども、ありがとうございます。時間が無いようで、簡単に二、三絞って再質問申し上げたいと思います。

いわゆる介護保険のことしから始まる6期、7期を展望するとき、いつまでちゃんと、高齢化が進む中において非常に不安は尽きないことは私どもも皆さんも担当の立場からも同じかなというふうに思っていますが、今回の改正の重要なポイントと言われております地域包括ケアのシステムの整備、答弁の中にも入っていたのだけれども、どちらかといえば北海道は在宅か施設かというところ、介護力の問題も含めて、あるいは日本の家族的な文化の本州などとの違いなんかもあったりして施設介護に偏ってきているということ、傾向としてはあるのではないかと思います。私自身も在宅介護あるいは施設介護でお世話になった一人なのですが、このシステムの見方としては国の動きとしてはどんどん、どんどんこれから負担が多くなる、あるいはサービスを減らさなければならぬということで3以上しか施設に入れないと、特別な事情でということで執行側もその事情に応じて3未満の認定の方も入れないことはないけれども、ほぼ新規は3以上ということになると、本当にそれが在宅の中で、あるいは全てのサービスの選択ができる状態になるのかどうかというところがかなり尽きない課題であるし、不安もありますので、改めて地域包括ケアのシステム整備についての課題について少しお知らせをいただきたいというふうに思っております。

2つ目には、医療、あるいは介護、それから予防のこの3ポイントのところそれぞれ全国的、北海道内的にもその配置状況がばらばらというか、サービスの力、地域力があるところ、ないところという感じがあるのですけれども、名寄の場合本当にこの6期あるいは7期を展望するとき十分利用者や、あるいは被保険者が多岐にわたったサービスが選択していけるのかという、前段の質問とのかかわり合いありますけれども、そこをもっと見えるような形でお答えをいただきたいと思っております。

それから、3つ目には、6期はニーズを一定の

固定化して3年間やりますけれども、それに新たなニーズが発生をすれば7期ということの答えをいただいたのですが、介護保険料そのものがひどいということはないですけれども、全国的には、今名寄は上限2にして10段階ということですが、これがあと7期、あるいは8期という状況の中では世田谷だとか目黒とか中野なんかでは基準額の3倍から3.2倍ということで、名寄の6期の4,700円ぐらいの数を想定をするとどえらい数字になってくるということで、相当厳しい被保険者の批判もあるのですが、それぞれが国から与えられた一つの限界、枠の中でやろうとするから、どうしてもひずみが出てくるのですけれども、まさにそういう面では市長会の役割、あるいは知事会の役割というのは公費の負担をより高めていく以外に負担や利用料を抑えるということにはまずならないだろうというふうに思います。選択肢としては、20歳以上の人にも保険料払ってもらうなんていうことについての案も出ておられますけれども、そこら辺についてしっかり首長としても非常に意を配した取り組みが、市長会も周りの様子を見るということではなくて、まさに加藤市長みずから全道に情報発信をするという、そういう積極的な能動的な姿勢が強く求められるのではないかと思います。

ほかにまだたくさん課題は残しておりますけれども、他の質疑についてはまた違う機会に、あるいはほかの議員の皆さんにお譲りをして終わりたいと思います。お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場高齢介護課長。

○高齢介護課長（馬場義人君） 私のほうから、地域包括ケアシステムの関係につきまして2点御質問いただいたかと思えます。サービス関係についてやっていけるのかといった御質問だったと思います。確かに議員御指摘のとおり、北海道はいつときは施設の整備率が全国で一二を争うほどの施設の偏重というか、施設希望者が多いというような状況だったというふうに私も把握していると

ころでございます。ただ、議員御承知のとおり平成37年に団塊の世代の方々が高齢、75歳を迎えられるということで、地域で支え合えるシステムづくりをこれからつくっていかないと間に合わないというのが国の考え方でございまして、昨年度の25年8月でしたか、社会保障制度改革の国民会議の報告書で一定の報告がなされた後、26年6月に地域医療介護総合確保法案にて介護保険の法の改正がなされたというふうに承知しているところでございます。私どもといたしましても地域を進める限界点は一定高めつつもしながら、やはり先ほども御答弁申し上げたように施設の必要な方についてはその確保といいますか、一定数の確保はしていかなければならないということで、今回につきましても小規模のケアハウスだとか、認知症の対応型のグループホームなどは6期におきましても一定整備をさせていただきながら、2025年を見据えてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

また、6期から7期について今後地域包括ケアシステムの展望していけるのかということにつきましても、計画書の中にも記載をさせていただきました地域ケア会議というのが今回の介護保険法の改正で今まで局長通知で載っておりましたが、法に明らかにされましたので、今年度も国の補助金をいただきながら講師を招いたり、あと実際町内会の方々にも御参加いただきながら地域ケア会議を開催をさせていただきまして、市長の市政執行方針にもございましたが、地域包括ケアシステム、地域ぐるみで支え合う助け合いのシステムづくりを着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） それでは、私のほうから今後の保険料の上昇についてというお尋ねがありましたので、お答えしたいと思います。

この間も何回か申し上げておりますが、今の団塊の世代の方が平成37年には全て75歳以上と

なるということで介護保険を含め医療費の増大が心配されているところであります。それに伴いまして保険料も上昇するという事は、必然だとは考えております。それで、今回消費税を引き上げるに当たって国は、低所得者の1段階から3段階の方たちのために公費を投入するという事で、当初1,300億円を投入するという事を申し立てておりましたが、消費税の引き上げが延期されたということで110億円の投入というところにとどまってしまったものですから、第1段階の低所得の方々に対する軽減がこのような形になったということで、本市としては第2、第4段階を独自に段階をふやすことにより軽減をさせていただいているということであります。今回も国は、2,200億円ぐらいのお金を投入すれば公約しておりました年金の福祉的給付、また年金の受給の年数が25年から10年という、この部分を含めて介護保険の3つの段階の軽減もできたような、予算措置ができればそのようなことでありますので、担当といたしましては平成29年4月から消費税上がるということが担保されているような状況でありますので、つなぎ資金的な形でそこを何とか低所得者の方のために善処していただければありがたかったなという気は持っております。それで、今後におきましては全道、全国の市長会を通じながら来年度からでもその部分の充実について国には要請をしてみたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 今熊谷議員のほうから事細かな御質問がありましたけれども、私のほうからも1点お伺いをしたいと思います。

介護の社会化ということで始まった介護保険制度でした。今お話がありましたように地域で、そして自己責任でというところ辺に、介護保険料がどんどん上がる、負担もふえていくというところでは自己責任に追い込んでいく、そういった流れかなというふうに思っています。今回の新しい総

合事業の中でも自治体のほうに移行しているのですが、ことしの4月から実施というふうに、施行ということになってはいますが、報道で見ますと実施する自治体数%というようなふうになっているということは、やはり地域の皆さん方が非常に困惑しているということだというふうに思っています。その点についてのお考えをいただければと思いますし、また先ほど来からありました保険料の基準額なのですから、これが17%の増になっていると、そういった中身、先ほども多少触れていただいていたけれども、もう一度前回の4,036円から4,727円に値上げした経緯をお知らせをいただきたいと思います。

今いろんな方々と、特に高齢の方々、また介護されている家族の方から、お話しするとやっぱり施設の入所、先ほども北海道は入所率が高いということでしたけれども、施設入所を非常に希望する方が多いです。その一番は特養です。特養に入りたい、名寄には2カ所あるのだけれども、それでも150人も200人近くも待っていらっしゃる方がいるといったことで本当に頭を抱えている家族の方がたくさんいらっしゃるわけです。先ほどケアハウスやグループホームの新設もというふうなお話がありましたけれども、その点についてこういった方々、待っていらっしゃる方々に対しての対応等々お知らせをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場高齢介護課長。

○高齢介護課長（馬場義人君） 今回の改正によって地域の方が困惑しているというか、のことに對しての市の見解という御質問だったと思います。

議員御承知のとおり、今回国会の解散というようなことも相まったかと思いますが、実は介護報酬の改正も4月になっておまして、官報告示がされたのが3月19日ということで、私どもといたしましても事業者の皆さんにつきましても利用者の皆様にお伝えするのが官報の案が出たとはいいながら、なかなか正式なものをお伝えするのが本当にぎりぎりのところになって大変な事務作業

をまずはしていただいているところでございます。事業者にもいろんな加算の説明等々もしていかなければならないのですが、道におきましても来週行うということになっておりますし、私どもにつきましても最後のぎりぎりの段階に事業者さんにお知らせするというので、QアンドAも詳しいことにつきましても実はまだ出ていないというような状況でございまして、今回進める上ではかなり大変な部分はあるかと思いますが、説明を懇切丁寧に進めながら御理解いただくような形を担当としては進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、保険料の見解につきましても、先ほども御答弁申し上げたかと思いますが、高齢者人口の増加や要介護認定者の増加、また第2号被保険者の保険料の部分が1%下がったというふうなことでございまして、第1号被保険者の保険料が21%から22%になったというのが相当大きかったのがあるというふうに思っております。プラス、それと今回第6期につきましてもは基盤整備も一部していくというようなことで、そのためには若干の保険料もいただかなければならないのですが、一度に一遍の基盤整備というふうにしていきますとやはり御負担の部分につきましても、足りないから慌てて基盤整備というふうにしていきますと利用者の皆さんの御負担が相当数大きくなるかなと。今回の計画につきましてもは、国の要請に基づきまして10年先を見据えながら今回の3年間をつくっていくということを担当や、あと計画を御審議いただきました部会の皆様ともそういうスタンスで審議をさせていただきまして、一定この程度の基盤は必要だろうと。その流れからいきますと、どうしてもこの程度の保険料はいただかないとやっていけないかなと。ただ、低所得者の方々につきましてもは、先ほど部長からも御答弁申し上げたとおり一定の軽減を国よりも超えてといえますか、法の形の中でできる中で最大限活用させていただきながら実施させていただいておりますの

で、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今介護報酬のことも出されたのですけれども、近隣の施設の関係者の方々からお話を聞くと、本当に大変だと、本当に困惑している状況が伝わってきます。働いている方々も困惑し、また利用する方々も思い悩んでいるというような状況にあります。先ほど部長のほうから消費税の10%の値上げの話も出されていますけれども、介護制度を利用する方々、年金は下げられて、そして消費税は上げられてというようなことの中にまた介護保険料が上げられるということでは、本当にいろんな御苦勞をしていただいて試算もしていただいてここにとどめていただいたということは認めながらも、負担が重くのしかかってきているといったところの皆さんの声を聞くと、やっぱり賛成しかねるといったところを申し上げさせていただいて終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第41号外1件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第42号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時20分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

日程第6 議案第43号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第43号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が昨年6月20日に公布をされて本年4月1日から施行をされることに伴い、本市においても関係条例の整理を行うものでございます。

なお、詳細につきましては教育部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今回の関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

教育委員会は、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保に寄与してきた反面、昨今のいじめ問題など児童生徒等の生命、身体や教育を受ける権利を脅かすような重大な事案が生じている中で事案への迅速な対応ができていない、教育行政に関する権限と責任の所在が不明確である、首長との連携が不十分であるといった課題が指摘をされてきております。今回の法律の改正では、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることを趣旨として現行の教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者である新教育長を設置する、総合教育会議の設置と大綱の策定、国の地方公共団体への関与の見直しなどを行うとし、本年4月1日から施行されることになりました。この改正に関連し、本市においても非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例中、教育委員長の項を削除するとともに、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例において職務に専念する義務の免除の項目を追加するものであります。

なお、施行は4月1日からとなっておりますが、経過措置を設け、現教育長がこの期限を超えて在職する場合は退任日の翌日から施行することとしております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第44号 名寄市副市長の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第44号 名寄市副市長の選任について、提案の理由を申し上げます。

名寄市副市長につきましては、名寄及び風連両庁舎に配置をしておりますが、本件は名寄庁舎担当の佐々木雅之副市長が平成27年3月31日をもって退任をすることに伴い、新たに橋本正道氏を名寄市副市長に選任をいたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第44号はこれに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は同意することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第45号 名寄市みんなを結ぶ手話条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 皆さん、こんにちは。私の名前は熊谷です。どうぞよろしく申し上げます。議長の御指名がありましたので、私は名寄市議会議員全議員を代表してただいま上程をされました議員提出第45号議案 名寄市みんなを結ぶ手話条例の制定につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

まず、本条例案を提出に至った経過から申し上げます。手話は、聾者にとって言語です。聾者の方々の間で母語として大切に受け継がれ、発展してきました。しかし、歴史的には手話の使用が事実上禁止された時代もありました。聾者団体や関係者のたゆまぬ努力により、この幾多の困難な道を乗り越えてきました。2006年12月の国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約で手話が言語であることが世界的に認められたのであります。我が国においては、翌2007年9月、この条約に署名し、その後国内法の整備を進め、昨年1月、同条約を批准をしたところであります。この経過の中で2011年8月、障害者基本法が改正をされ、言語には手話を含むと明記をされましたが、残念ながら現在に至っても聾者が生きやすく暮らしやすいとは言えない環境もあります。名寄市議会は、昨年3月17日、国による手話言語法制定を求める意見書を全会一致で採択をしました。その後議員有志で条例を制定するため、上川北部聴覚障害者協会、名寄手話の会、名寄市登録聴覚障害者協力員連絡協議会との4回の懇談会を重ね、手話の歴史、手話の暮らし、思い、市の施策、そして鳥取県や石狩市など

の全国の先進事例からたくさんのごことを学び、不十分ながらも条例素案を練り上げました。その後2回の市民説明会の開催、民生委員協議会の各地区会議での説明会、市議会議員や市議会の皆さん、執行者、行政担当者との意見交換等を踏まえて上程された原案となりました。

それでは、提案をされました条例案の内容について御説明いたしますが、全議員の理解と協力による提案となりましたので、簡潔になることをお許しいただきたいと思っております。

最初に、前文でございます。名寄市みんなを結ぶ手話条例がなぜ必要かについて、障害者基本法及び名寄市憲章に照らし合わせながら、名寄市が障害者から健常者まで誰もが暮らしやすいまちとなることを規定をいたしました。特に聾者にとっても手話は意思を伝え、知識を蓄え、文化を創造するための大切な言語であることを強調しました。手話が言語であることは、条約や法律により定めはありますが、いまだに手話に対する理解が浸透しているとは言えない現状を踏まえると、手話に対する市民理解を深め、広く普及していく必要があると認識しております。全ての市民がお互いを理解をし合い、安心して暮らすためにこの条例を制定するものであることを明らかにしました。

続きまして、第1条、目的であります。前文と同様に手話への市民理解を広げ、手話を必要とする市民が安心して暮らし、社会参加が保障されることを目的としました。

第2条、基本理念では、障害者基本法に基づき手話を必要とする市民の権利の保障、市民による権利の尊重を規定し、この条例の解釈指針である基本理念を定めています。

第3条、市の責務では、前条に定める基本理念にのっとり市民の手話に対する理解を広げる施策、手話を使いやすい環境とする施策の推進の努力義務を規定をしております。

第4条、市民の役割では、市民の役割を規定をいたしました。

第5条、施策の推進では、制定する条例の効果を高めるために具体的取り組みについて努力義務を規定をいたしました。

第5条2項では、掲げる施策を推進し、取り組むため、障害者や関係者の意見を尊重することを規定をいたしました。

最後に、附則ですが、公布の日からと定めました。

以上が全議員による提出をもって提案をさせていただきました条例の提案説明と内容でございます。

最後になりましたが、本条例の提案に至る過程の中で御指導、御意見、アドバイス等をいただいた聾者団体及びそれを支える関係者の皆様、名寄市議会議員各位及び執行者や行政担当者、有識者としての名寄大学の先生、民生委員協議会初め多くの市民の皆さんに心より感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

本件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第46号 名寄市議会委員会条例の一部改正について、議案第47号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について、議案第48号 名寄市議会会議規則の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤靖議員。

○6番（佐藤 靖議員） 議案第46号 名寄市議会委員会条例の一部改正について外2件について、一括して提案の理由を申し上げます。

名寄市議会は、平成26年6月20日、名寄市議会議員定数条例の一部改正を行い、今春の統一地方選挙にあわせて執行される名寄市議会議員選挙から定数を2名削減し、18名とすることを議決したことに伴い、関係条例等の一部改正を行うものです。

改正の主な点を御説明いたします。議案第46号 名寄市議会委員会条例の一部改正については、議員定数が18名となったことに伴い、設置する常任委員会、議会運営委員会、資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の定数を改めるとともに、議長は議会の同意を得て当該常任委員会の委員を辞退することができるものとするのただし書きを加えたほか、教育委員会制度の改正などによる文言を整理し、一部改正を行うものです。

議案第47号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について及び議案第48号 名寄市議会会議規則の一部改正については、これまで公式会議とされていなかった議員協議会、各会派代表者会議、各会派幹事長会議について会議規則に定めることにより正規の議会活動として明確に位置づけられ、公務災害補償の対象となるよう関係条例及び規則の一部改正を行うものです。

以上、3件について提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

本件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第46号外2件について原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号外2件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 意見書案第1号 農協関係法制度の見直しに関する意見書、意見書案第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外1件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 報告第2号 例月現金出納検査報告、定期監査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時43分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

ここで、佐々木副市長より発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） ただいま議長のお許しをいただきました。退任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

私は、平成24年1月に副市長に就任してから3年3カ月勤務をしまいましたが、体調不良のため市長のお許しをいただき、任期途中ではありますが、退任させていただくことになりました。在任中は、市長の掲げる10年、20年先を見据え、適切な受益と負担に基づき、真に支援の必要な方に安定的かつ持続的に公的サービスで支え、合併算定がえ終了に伴う基金等に一定の蓄えも行い、将来の世代に過大な負の遺産を残さないよう心がけて行財政運営を進めてまいりました。副市長として少しでも役割を果たせたのは、多くの皆さんの御指導、御鞭撻のたまものと心からお礼を申し上げます。

4月から新名寄市2次総合計画、地方創生の総合戦略の策定が始まります。人口減少、過疎化の急速な進展、自治体消滅、国、地方の長期債務残高が1,000兆円を超え、都市と地方の格差が拡大し続ける中、小規模自治体の行財政運営は今後一層厳しい状況が続くものと考えています。市長を先頭に市民の皆さん、議員の皆さん、職員の方で、言いかえますと地域の底力を結集して近隣自治体ともしっかりと連携をして名寄市が明るく元気なまちとしてさらに発展していくことを願い、皆さんの御健勝と御活躍を御祈念申し上げ、退任に当たっての御挨拶とさせていただきます。長い

ことお世話になりました。本当にありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長におかれましては、大変長い間お勤めと最後の3年3カ月の副市長としての御苦勞、心から感謝申し上げます。どうぞこれからも御健勝で、市民のためにお働きをいただきますことを御祈念申し上げます。

ここで、副市長に選任されました橋本正道氏より発言を求められておりますので、これを許します。

橋本正道氏。

○総務部次長（橋本正道君） ただいまは、勇退されます佐々木副市長の後任として議員の皆様から選任に同意をいただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

市長より御推挙をいただきまして、議員の皆様のお理解を賜り、重責を担うこととなりました。大変光栄に思うと同時に、新しい任務の大きさとその役割の重大さに身の震える思いがいたします。私自身の器を超える役割ではございますけれども、一生懸命職務を全うしたいと考えております。

近年は、地方の抱えるいろいろな課題が大きく浮上してきたところであります。名寄市におきましても合併市であるがゆえの課題も含め、将来に向けた取り組みが必要と考えております。名寄市のしっかりとしたまちづくりのため、加藤市長の公約であります輝く元気なまちづくりを目標に、そして10年先、20年先を見据えた持続可能な安定した行財政運営が必要不可欠と考えております。先輩副市長であります久保副市長のお力添えをいただきながら、こうした課題に職員とともに全力で取り組んでいきたいと考えております。議員の皆様におかれましては、これまで以上に御指導、御鞭撻をいただきますよう心からお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 橋本正道氏におかれましては、今後の市政運営に御尽力いただきますよ

うよろしく願い申し上げます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 3時50分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

ここで、今限りをもって勇退を予定されております議員から発言を求められておりますので、これを許します。

竹中憲之議員。

○5番（竹中憲之議員） 議長からお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

今議長から勇退という話がございました。私は、勇退というよりおのれをみずから解雇という、そういう中身で議員の最後を締めくりたいというふうに思っているところでございます。12年前議会に送っていただいて、私のキャッチフレーズは市政の宅急便でありました。市民と市政のきずな、市民の意見をどう市政に反映させるかということが私の中身でありましたけれども、それが今考えるとできたかどうかというのが非常に私の頭の中に、心の中に重くのしかかっています。今思えば、12年前今議長をしております黒井徹議員と当時7人で平成15年でありましたから、一五会という会を結成をして勉強会やら懇談会やら多くのことを学んでまいりました。この12年間同僚議員や多くの先輩議員の皆さんの御指導を得ながらどうにか務めてまいりましたし、島市長を初め加藤市長2代にわたって行政を主導していただいた市長に、そして多くの理事者の皆さんにお世話になったことについてこの場をおかりし、本当に12年間とんでもないやつが議会に入ったなという、そういう12年前の中身でありました。6月の議会では大物が入ったというふうに言われましたけれども、ただ単に声がでかいだけでありまして、何も大物ではなかったなというふうに思っています。3期12年間議会事務局の皆さんにも、

確か5代にわたってだと思いますが、事務局長にはお世話になりました。議会事務局の皆さんには大変お世話になったことを最後に申し上げまして、4月の選挙で立起する方にはまたこの議場に帰ってくることを御祈念申し上げまして、最後の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございますございました。

○議長（黒井 徹議員） 大変御苦労さまでした。まちづくりへの御尽力、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

続きまして、佐藤勝議員。

○14番（佐藤 勝議員） 黒井議長から発言のお許しをいただきました。ありがとうございます。せわしいほど……済みません。本当に冒頭からみたくないところをお見せしておりますが、申しわけありません。せわしいほど足早に迫りくる春の訪れを感じながら、全ての皆様に感謝の思いを込めて今期の任期満了をもって議員を退くことの御挨拶を申し上げます。

平成9年夏、震える思いで当時の風連町議会議員選挙に立候補の決意を述べてからはや17年8カ月の歳月が流れ、今こうして何とか無事今日に至った次第であります。無事とはいっても平成19年3月、不覚にも2メートルほどの高さからコンクリート床に落下し、68日間の入院を余儀なくされ、市立病院のベッドの上で合併後初の選挙戦を戦う羽目となったこともありましたので、決して無事とは言い切れないところではありますが、とにかくにも多くの皆様に支えていただきながら何とかここまでたどり着くことができました。振り返ってみますと、数限りない出来事が走馬灯のごとくよみがえってまいります。中でもやはり合併というその歴史的な経過にかかわったことが私の議員活動のほぼ全てと言っても過言ではありません。新しい自治の形を求めての合併がどこまで実を結んだのかは、まだ生育のさなかであり、水をやり、日を当てての作業をみずからの立場で行うことをみずからに言い聞かせているところで

あります。旧風連町で8年8カ月、新しい名寄市で9年と新しい名寄市での議員活動が長くなったことも改めて感慨深いものがあります。誕生10年の若々しい私たちの名寄、私の愛する名寄市、その健やかで限らない発展を願ってやみません。加藤市長様初め、理事者の皆様、職員の皆様、事務局の皆様、そして黒井議長様、同僚議員の皆様には大変お世話になったことを心からの感謝とお礼を申し上げ、みずからには夢を耕し、ふるさをつくるを終生求め続けることを言い聞かせつつ、お別れの御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 17年と8カ月、長い間本当に御苦労さまでございました。佐藤勝副議長におかれましては、私の貴重なパートナーとして4年間務めていただきました。私からも感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

次に、日根野正敏議員。

○15番（日根野正敏議員） 議長から指名がありましたので、一言お礼の御挨拶をしたいと思います。

若干この場が湿っぽくなっていますので、なるべく明るく話したいなと思いますけれども、平成13年に風連町議会で初当選をさせていただいて以来14年間になろうかと思えますけれども、ちょうど14年間といいますと平成13年に小学校1年生に入った子供が短大を卒業する年月かなというふうに思います。私も、議会は学校ではありませんけれども、議員を卒業するような気持ちで、私は高校までしか行っていませんけれども、高校を卒業するときのような何かちょっと寂しいような、うれしいような、そんな気持ちであります。今後については、家業が農業でありますので、楽しく農業に一意専心で臨んでいきたいなというふうに思っています。これまで黒井議長初め同僚議員の皆さんには本当にお世話になりました。ありがとうございました。それから、加藤市長初めそれ

ぞれ職員の皆さん方にも本当にお世話になりました。過去には島市長もおりましたし、柿川町長にもお世話になりました。そしてまた、これまで支えてくれた多くの市民の方にも心からお礼を申し上げて、これから北の大地で輝き続ける名寄市であることを御祈念申し上げまして、一言お礼の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 14年間大変御苦労さまでした。委員長として、幹事長として本当に御尽力いただきました。感謝申し上げたいと思います。農業を一生懸命頑張ってください。

続きまして、山口祐司議員。

○17番（山口祐司議員） 議長から御指名をいただきました。余り湿っぽくはなりたくないのですけれども、佐藤勝副議長の挨拶の後からちょっと自分もぐっときております。副市長の挨拶もぐっときております。簡単に御挨拶させていただきたいと思えますけれども、私も平成13年9月に旧風連町の町議会議員として初当選をさせていただきました。以来14年ですか、今まで議員としてやらせていただきましたけれども、先ほど佐藤議員も言われておりましたようにその間私の中で残っているのはやはり旧風連町、旧名寄市との合併ということが一番心の中に刻まれております。その合併のときの議員としての責任の重さといいますか、議員個人としての重さというのを痛感した部分でありますし、そのことがずっと今までも議員としての重要な部分というか、自分の中で議員というものは大切なものといいますか、大変なものなのだ、大変な職業なのだという部分を思いながら14年間やってきたように思っております。今後は、一市民として今後の名寄市を見守っていききたいというふうに思っております。今まで同僚議員の方々に本当にいろいろと御指導いただきましたことを心から厚くお礼を申し上げますとともに、それから加藤市長を初め職員の皆様方にも本当にいろいろとお世話になりましたことをお礼を

申し上げたいというふうに思います。私人前で話すのが本当に苦手な議員でありまして、今も汗かいて大変なのですけれども、やっとこれから解き放たれるのかなという一つの安心感もどこかに持っているような気がいたします。本当に14年間皆様にはお世話になりましたこと、改めてお礼を申し上げて終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 14年間大変御苦労さまでした。会派の会長として大変御苦労さまでした。また、これで風連の現職議員3人勇退ということになりますけれども、どうか合併した風連町もさらに守り立てていただくように3人にはまた頑張ってもらいたいというふうに思います。大変御苦労さまでした。

御勇退されます議員の皆さん、大変長い間御苦労さまでした。これからも御健康で、ぜひ市民の一員として議会、そしてまた市政を見ていただきますことを御祈念を申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） ここで、加藤市長より発言を求められておりますので、これを許します。加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議長からお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

2月25日に開会をされました平成27年第1回定例会、24日間の日程で本会議並びに予算審査特別委員会におきまして多くの貴重な御意見、御示唆をいただきまして心からお礼を申し上げます。おかげさまをもちまして、平成27年度の予算並びに関係議案を決定いただくこととなりました。平成27年度は、旧風連町、旧名寄市の合併から10年を迎える節目の年であります。加えて地方創生総合戦略の策定、現在推進中であります新名寄市の第1次総合計画の最終年度を翌年度に控え、第2次総合計画の策定作業にも着手をする重要な年度でございます。これまでの10年間、あるいは第1次総合計画の検証をしっかりと行い、

市民の皆さんとの協働により次期総合計画の策定を進めてまいります。議員各位のさらなる御指導、御協力をお願いを申し上げます。

さて、議員各位におかれましては、今期4年の任期を迎えようとしてございます。この間市民待望の（仮称）市民ホールを初め、駅前交流プラザよろ一な、名寄南小学校など多くの大型施設が整備をされるとともに、市立総合病院の充実強化、さらには市立大学の児童学科、4大化等々さまざまな施策に取り組んでまいりました。これらの施策推進に当たりまして、議会の御審議はもとより、さまざまな場面で適切な御指導あるいは御助言をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げますのでございます。

今任期をもって御勇退をされます佐藤勝副議長、植松正一議員、竹中憲之議員、駒津喜一議員、山口祐司議員、日根野正敏議員、そして上松直美議員におかれましては、この場をおかりし、長年の議員活動の御労苦に敬意を表し、これまでの御指導に心から感謝を申し上げます。今後も御健勝で、名寄市発展のためにさらなる御指導と御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

また、改選に当たられます議員各位におかれましては、今日までの議員活動や政策を市民、有権者に御訴えをいただいて、再びこの議場で御活躍、御指導を賜りたく、必勝を御祈念を申し上げたいと思います。

なお、本年3月31日をもって退任をされます佐々木副市長、定年退職をされます鹿野大学事務局長、高橋監査委員事務局長に対しまして、長年にわたり名寄市の発展に御尽力をいただきましたその御労苦に感謝を申し上げます。今後ともますます御健勝で、地域で、あるいは後輩職員に対しましても変わらぬ御指導いただきますようお願いを申し上げます。

大変厳しい地方自治体を取り巻く環境でございますが、議員の皆様、退任される皆様には今後とも市政の推進に御指導、御鞭撻をお願いを申し上

げて、一言お礼の御挨拶とさせていただきます。
ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） これをもちまして、平成27年第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 4時10分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 山 田 典 幸

署名議員 高 橋 伸 典

質 問 文 書 表 (代表質問)

平成 2 7 年 第 1 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	奥 村 英 俊 (P 5 2)	1. 2015年度市政執行方針とまちづくりについて (1) 新年度執行方針と基本姿勢について (2) 予算編成と今後の財政展望について 2. 市民と行政の協働について (1) 第2次総合計画の策定について (2) コミュニティ活動の推進について (3) 防災対策の充実について (4) 都市宣言について 3. 保健医療福祉行政について (1) 健康の保持増進について (2) 病院経営の安定と今後の課題について (3) 救命救急センターについて (4) 地域福祉の推進について 4. 経済建設行政について (1) 基幹産業の農業と「TPP」について (2) 中心市街地の賑わい創出について (3) 観光の振興について 5. 教育行政について (1) 小中一貫教育について (2) 名寄市立大学の今後の課題と展望について (3) 地域文化の創造について (4) 生涯スポーツの振興について
2	東 千 春 (P 7 4)	1. 市政推進の基本的な考え方について (1) 民間会社の発想とホスピタリティー (2) 総合計画と共に将来ビジョンの市民議論を (3) 名寄市が持つ財産が連携するまちづくりについて 2. 主な事業と協働のまちづくり (1) 地方創生への対応について

		<ul style="list-style-type: none"> (2) 合併の評価と10周年記念について (3) 防災対策の充実について 3. 安心して健やかに暮らせるまちづくりについて <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の健康管理と健康寿命の長寿化について (2) 保健師の地区担当について (3) 市立病院の給与表整備による影響は (4) 看護師の勤務状況と体制について 4. 商工建設業の振興について <ul style="list-style-type: none"> (1) 物品発注の考え方と状況について (2) 市内事業所等の人材確保と産業高校について (3) 技能者の公共工事参加について (4) 工事発注の将来展望について 5. 環境と街並みについて <ul style="list-style-type: none"> (1) ごみ処理の今後と対応について (2) 街並み形成と公共施設の色彩について 6. 教育行政について <ul style="list-style-type: none"> (1) 名寄市立大学社会保育学科教員の確保と充実について (2) 道徳教育と近現代史の教育について (3) 文化センター大ホールの管理・事業運営体制と近隣ホールとの連携は (4) 芸術文化のアウトリーチについて
<p>3</p>	<p>山 口 祐 司 (P 95)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 新名寄市の10年をふりかえって <ul style="list-style-type: none"> (1) 現在までの評価と未来について 2. 市民直結の施設維持管理について <ul style="list-style-type: none"> (1) 長寿命化修繕計画についての現状は (2) 維持管理に係る課題は (3) 安全な冬を過ごすための除排雪対策について (4) 田んぼダムでの水位調整について 3. 市民経済の安定と産業振興について <ul style="list-style-type: none"> (1) 道の駅からまち中への誘導策について (2) 名寄の移住定住対策の状況について (3) 若者の雇用安定と都市流出を防ぐために (4) 増える空き家対応について (5) 名寄市の未利用財産について 4. 農業振興について

		<ul style="list-style-type: none">(1) 6次産業化の取り組みと現状(2) 農地集積の現状と担い手対策(3) 食品加工の企業誘致の考えは(4) ファーム・コントラクターの取り組みについて <p>5. 薬物乱用防止教育の考え方</p> <p>6. 市内防犯カメラの現状と対策は</p>
--	--	---

質 問 文 書 表 (一般質問)

平成 27 年 第 1 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	川 村 幸 栄 (P 1 1 8)	1. 教育委員会改変について (1) よりよい教育委員会を築くために 2. 道徳教育のあり方について (1) 道徳の教科化について (2) 学校・家庭・地域社会との連携を深めた教育の振興について 3. 地域福祉の推進強化を (1) 生活困窮者等の実態調査と把握を 4. 高齢者無料バス券を (1) 高齢者の移動手段への支援を (2) バス路線について
2	上 松 直 美 (P 1 2 7)	1. 社会的企業（ソーシャル・ファーム）と障がい者雇用 (1) 地域における障がい者雇用の現状について (2) ソーシャル・ファームによる社会貢献について (3) 地域資源の活用と可能性について (4) ワークライフ・バランスによる障がい者就労とは
3	高 橋 伸 典 (P 1 3 6)	1. 地方創生戦略の推進について (1) 「まち・ひと・しごと」を創生する戦略を立てるための人材確保 についてどのように考えているか (2) 周辺市町村との連携のあり方について (3) 地方移住の推進についての現状と今後について (4) 結婚・出産・子育て・教育の環境整備の現状と今後について (5) 地域産業の競争力強化や企業誘致への取り組みについて 2. なよろコミュニティバスの運行について (1) 実証運行検証と今後の対応策 (2) 交通弱者と買物弱者の利便性について 3. 冬の道路の安全対策について (1) 鋳 鉄製マンホール蓋 <small>ちゅうてつ</small> の安全対策について

<p>4</p>	<p>高 野 美 枝 子 (P 1 4 7)</p>	<p>1. 冬の市民の安全対策について (1) 防災訓練の検証 (2) 今冬の除排雪体制について ① 交差点における事故について ② 路面对策について (3) 屋根の雪下ろしにおける事故について 2. 農業と食育について (1) 現在の状況について (2) 今後の食育の方向性について (3) 関係機関との連携について 3. 図書館の将来展望について (1) 大学図書館の現状と今後の方向性 (2) 市立図書館の現状と今後の方向性 4. 男女共同参画について (1) セミナーの開催状況等市民への周知について (2) 28年度条例制定に向けた現在の状況について</p>
<p>5</p>	<p>佐々木 寿 (P 1 5 9)</p>	<p>1. 防災行政について (1) 災害対策基本法の改正に伴う本市としての対応 ① 避難行動要支援者名簿の作成について ② 避難指示等の具体性の確保について ③ 避難者支援のための情報基盤の整備について ア 安否情報の提供について イ 罹災証明書の交付等について ウ 被災者台帳の作成について ④ 平素からの取り組みの強化について 2. 教育行政について (1) 小学校の外国語（英語教育）の導入について (2) スクールソーシャルワーカーについて 3. 観光行政について (1) 交流人口の拡大に向けての取り組みについて ① 個性ある地域の形成はどのように進めていくのか ② 交流活動を支える交通ネットワークの構築をどのように推進していくのか ③ 市町村の連携による地域間交流の促進について</p>

<p>6</p>	<p>佐藤 靖 (P173)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成27年度施策にかかわって <ol style="list-style-type: none"> (1) 市長の目指す対話と連携とは (2) 「地方消滅」への対抗策 (3) 「雪を活かし雪に強いまちづくり」とは (4) 名寄公園に対する認識について 2. 名寄市立総合病院にかかわって <ol style="list-style-type: none"> (1) 経営見直し (2) 看護師確保対策の現状と課題 (3) 看護配置基準の現状と課題 (4) 配置基準5対1と現行7対1の見直し及び見直しについて 3. 名寄市立大学にかかわって <ol style="list-style-type: none"> (1) 保健・福祉・医療の大学、ケアの未来を開く大学にふさわしい施設整備について (2) 地方財政審議会の意見に対する見解について
<p>7</p>	<p>塩田 昌彦 (P185)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 名寄ピヤシリスポーツ少年団の育成について <ol style="list-style-type: none"> (1) スポーツ少年団員が、近年、著しく減少している状況を踏まえ、現状認識とその対応について (2) スポーツ少年団指導者に関し、小学校教員の関わりと学校対応について 2. 名寄市中小企業振興条例の見直しについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成28年4月の改正に向け、抜本的な見直し作業が行われている名寄市中小企業振興条例見直しの方向性について 3. 合宿の里づくりについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 合宿の里づくり情報ネットワーク組織について (2) 合宿受入庁内検討会議の活動状況について (3) 平成28年度から名寄市で開かれるジュニアオリンピック・ノルディック名寄大会の準備体制について
<p>8</p>	<p>竹中 憲之 (P197)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市立総合病院内外の動線について <ol style="list-style-type: none"> (1) 駐車場からの動線について (2) 院内改装整備後の動線について 2. 教育行政について <ol style="list-style-type: none"> (1) 新たな学校教育施策は (2) 少人数学級について 3. 空き家対策について

		<p>(1) 空き家の現状について</p> <p>(2) 空き家条例の進捗状況について</p>
9	山田典幸 (P207)	<p>1. 名寄市農業の発展のために</p> <p>(1) 国の農政改革に対する本市としての考え方について</p> <p>(2) 将来の地域農業のあるべき姿について</p> <p>2. 子ども達の未来のために</p> <p>(1) 地域資源を活かした教育の推進について</p> <p>(2) 教育都市名寄として目指すべき姿について</p>
10	大石健二 (P218)	<p>1. 加藤市長の市政執行に関して</p> <p>(1) 平成27年度市政執行方針から</p> <p>① 名寄市の地方創生総合戦略について</p> <p>② 名寄市の少子化対策等について</p> <p>③ 長寿化等による限界地区（集落と町内会）対策について</p> <p>2. 名寄市の行財政運営から</p> <p>(1) 交流居住等の積極的な推進策に関して</p> <p>① 「お試し移住住宅」の現状課題とその対策について</p> <p>(2) 商工業振興策等に関して</p> <p>① 名寄市中小企業振興条例等の見直しの現状と課題について</p> <p>3. 市民の声から</p> <p>(1) 風連地区の温浴施設の誘致及び建設等に関して</p> <p>① その可能性と実現に向けた取り組みは</p> <p>(2) 名寄市の“雪育”への取り組み等に関して</p> <p>① 現状の課題と実現に向けた取り組みは</p>

平成 27 年第 1 回 名 寄 市 議 会 定 例 会 議 決 結 果 表

平成 27 年 2 月 25 日～平成 27 年 3 月 20 日 24 日間
 本会議時間数 23 時間 20 分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
平成 26 年第 4 回 定例会 付託議案第 1 号	名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	26.11.28 総務文教常任委	27.1.26 原案可決すべき	27.2.25 原案可決
平成 26 年第 4 回 定例会 付託議案第 3 号	名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について	26.11.28 市民福祉常任委	27.1.15 原案可決すべき	27.2.25 原案可決
平成 26 年第 4 回 定例会 付託議案第 4 号	名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	26.11.28 市民福祉常任委	27.1.15 原案可決すべき	27.2.25 原案可決
平成 26 年第 4 回 定例会 付託議案第 8 号	名寄市民文化センター条例の一部改正について	26.11.28 総務文教常任委	27.1.26 原案可決すべき	27.2.25 原案可決
平成 26 年第 4 回 定例会 付託議案第 9 号	名寄市多目的研修センター条例の一部改正について	26.11.28 総務文教常任委	27.1.26 原案可決すべき	27.2.25 原案可決
第 1 号	名寄市保育所に関する利用者負担額を定める条例の制定について	27.2.25 市民福祉常任委	27.3.13 原案可決すべき	27.3.20 原案可決
第 2 号	名寄市行政手続条例の一部改正について	— —	— —	27.2.25 原案可決
第 3 号	名寄市個人情報保護条例の一部改正について	— —	— —	27.2.25 原案可決
第 4 号	名寄市職員定数条例の一部改正について	— —	— —	27.2.25 原案可決
第 5 号	名寄市基金条例の一部改正について	— —	— —	27.2.25 原案可決
第 6 号	名寄市高齢者自立支援事業条例等の一部改正について	— —	— —	27.2.25 原案可決
第 7 号	名寄市介護保険条例等の一部改正について	27.2.25 市民福祉常任委	— —	27.3.12 議案撤回

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 8 号	名寄市ふうれん望湖台自然公園条例の一部改正について	—	—	27. 2. 25 原案可決
第 9 号	名寄市手数料徴収条例の一部改正について	—	—	27. 2. 25 原案可決
第 1 0 号	名寄市立学校設置条例の一部改正について	—	—	27. 2. 25 原案可決
第 1 1 号	名寄市木材需要拡大センター条例の廃止について	—	—	27. 2. 25 原案可決
第 1 2 号	名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについて	—	—	27. 3. 12 議案撤回
第 1 3 号	上川教育研修センター組合規約の変更について	—	—	27. 2. 25 原案可決
第 1 4 号	平成26年度名寄市一般会計補正予算（第8号）	—	—	27. 2. 25 原案可決
第 1 5 号	平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	—	—	27. 2. 25 原案可決
第 1 6 号	平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第5号）	—	—	27. 2. 25 原案可決
第 1 7 号	平成26年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	—	—	27. 2. 25 原案可決
第 1 8 号	平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）	—	—	27. 2. 25 原案可決
第 1 9 号	平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	—	—	27. 2. 25 原案可決
第 2 0 号	平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）	—	—	27. 2. 25 原案可決
第 2 1 号	平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	—	—	27. 2. 25 原案可決
第 2 2 号	平成26年度名寄市病院事業会計補正予算（第2号）	—	—	27. 2. 25 原案可決
第 2 3 号	平成26年度名寄市水道事業会計補正予算（第3号）	—	—	27. 2. 25 原案可決
第 2 4 号	平成27年度名寄市一般会計予算	27. 2. 25 予算審査特別付託	27. 3. 19 原案可決すべき	27. 3. 20 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 2 5 号	平成27年度名寄市国民健康保険特別会計予算	27. 2. 25 予算審査特別付託	27. 3. 19 原案可決すべき	27. 3. 20 原案可決
第 2 6 号	平成27年度名寄市介護保険特別会計予算	27. 2. 25 予算審査特別付託	27. 3. 19 原案可決すべき	27. 3. 20 原案可決
第 2 7 号	平成27年度名寄市下水道事業特別会計予算	27. 2. 25 予算審査特別付託	27. 3. 19 原案可決すべき	27. 3. 20 原案可決
第 2 8 号	平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算	27. 2. 25 予算審査特別付託	27. 3. 19 原案可決すべき	27. 3. 20 原案可決
第 2 9 号	平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計予算	27. 2. 25 予算審査特別付託	27. 3. 19 原案可決すべき	27. 3. 20 原案可決
第 3 0 号	平成27年度名寄市食肉センター事業特別会計予算	27. 2. 25 予算審査特別付託	27. 3. 19 原案可決すべき	27. 3. 20 原案可決
第 3 1 号	平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算	27. 2. 25 予算審査特別付託	27. 3. 19 原案可決すべき	27. 3. 20 原案可決
第 3 2 号	平成27年度名寄市病院事業会計予算	27. 2. 25 予算審査特別付託	27. 3. 20 原案可決すべき	27. 3. 20 原案可決
第 3 3 号	平成27年度名寄市水道事業会計予算	27. 2. 25 予算審査特別付託	27. 3. 19 原案可決すべき	27. 3. 20 原案可決
第 3 4 号	名寄市教育委員会委員の任命について	— —	— —	27. 2. 25 原案同意
第 3 5 号	名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について	— —	— —	27. 2. 25 原案可決
第 3 6 号	工事請負契約の変更について	— —	— —	27. 2. 25 原案可決
第 3 7 号	特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について	— —	— —	27. 2. 25 原案可決
第 3 8 号	名寄市議会基本条例の一部改正について	— —	— —	27. 2. 25 原案可決
第 3 9 号	名寄市子ども・子育て支援事業計画を定めることについて	— —	— —	27. 3. 20 原案可決
第 4 0 号	平成26年度名寄市一般会計補正予算（第9号）	— —	— —	27. 3. 12 原案可決
第 4 1 号	名寄市介護保険条例等の一部改正について	— —	— —	27. 3. 20 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 4 2 号	名寄市高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画を定めることについて	—	—	27. 3. 20
		—	—	原案可決
第 4 3 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	—	—	27. 3. 20
		—	—	原案可決
第 4 4 号	名寄市副市長の選任について	—	—	27. 3. 20
		—	—	原案同意
第 4 5 号	名寄市みんなを結ぶ手話条例の制定について	—	—	27. 3. 20
		—	—	原案可決
第 4 6 号	名寄市議会委員会条例の一部改正について	—	—	27. 3. 20
		—	—	原案可決
第 4 7 号	名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について	—	—	27. 3. 20
		—	—	原案可決
第 4 8 号	名寄市議会会議規則の一部改正について	—	—	27. 3. 20
		—	—	原案可決
報 告 第 1 号	名寄市土地開発公社の解散及び精算結了について	—	—	27. 2. 25
		—	—	報告済
報 告 第 2 号	例月現金出納検査報告、定期監査報告について	—	—	27. 3. 20
		—	—	報告済
意 見 書 案 第 1 号	農協関係法制度の見直しに関する意見書	—	—	27. 3. 20
		—	—	原案可決
意 見 書 案 第 2 号	T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書	—	—	27. 3. 20
		—	—	原案可決
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	27. 3. 20
		—	—	決 定